

# 博士学位申請論文

「近代化プロジェクト」としての福祉国家化

—東南アジア 5 カ国の比較歴史社会学—

Building Welfare States as a “Modernization Project”  
—A Comparative-Historical Sociology of Five Southeast Asian Nations

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 (GSAPS)

学籍番号 : 4014S012-0

中西宏太

Hirota NAKANISHI

「近代化プロジェクト」としての福祉国家化  
—東南アジア 5 カ国の比較歴史社会学—

目次

序章	4
1 節：問い・分析枠組み	4
2 節：前提的議論	18
1 章：先行研究レビュー	29
1 節：西欧諸国の福祉国家化	29
2 節：東アジア諸国（日本、韓国）の福祉国家化	55
3 節：東南アジア 5 カ国の社会保障制度の発展と現状 （健康保険・年金を中心に）	88
2 章：同経済水準での 7 カ国の社会変容の時系列比較	112
1 節：はじめに	112
2 節：日本と韓国の経済成長と社会変容	116
3 節：日本・韓国と東南アジア 5 カ国の比較	130
4 節：7 カ国間の比較	149
5 節：福祉国家を支えるシチズンシップの確立・実現の シーケンスとタイミング	164
3 章：東南アジア 5 カ国の経済発展の特徴と課題	184
1 節：はじめに	184
2 節：東南アジア 5 カ国の経済発展の現状	186
3 節：経済発展についての先行研究	191
4 節：タイミングとシーケンス、後発性から見る 自動車産業の発展事例（韓国、マレーシア、タイ、ベトナム）	207
5 節：東南アジア 5 カ国の経済発展の課題	217
6 節：タイミングとシーケンスからの 工業化第 5 世代としての類型化	225
4 章：東南アジア 5 カ国の国民連帯と福祉国家化	231
1 節：国民連帯	231

2 節：文化的社会的多様性と国民連帯	239
3 節：経済格差と国民連帯	271
4 節：文化的多用性と経済格差から政治化する国民連帯	278
5 節：まとめ	287
5 章：議論の整理と理論的応用	293
1 節：分析のためのいくつかの前提	293
2 節：How に答える：シークエンス・タイミング・ 重大局面からみる「後発国型福祉国家化」	297
3 節：二つの Why に答える：アイデア・言説による社会学的新制度論の 応用と試論の提出	308
4 節：まとめ	326
終章：模倣と同型化による「近代化プロジェクト」としての福祉国家化	332
終わりに	344
参考・引用文献一覧	348

# 序章

## 1 節：問い・分析枠組み

2019 年末に中国に端を発した新型ウイルス感染症（いわゆるコロナ）への各国政府・国民の対応は、個人、国民、国家という枠組みの中での自由や権利、生存、平等を改めて考えさせる契機になった。移動・行動の自由、言論の自由を標榜してきた西欧諸国政府は、自国民を守るために国境を閉ざし（自国民と外国人を区別し）、都市をロックダウンし（国民の移動・行動の自由を奪い）、国民全体への協力を要請・強要した。一方で、グローバル市民でも地域住民でもなく、国家・国民単位での強力な介入と支援を目標することで、国家の国民に対する（広義の）福祉の提供が期待され、義務となっていることが再確認された。今日の世界は、国民国家を単位によって構成されていることが、より明らかになったのである。

ここで注目されたのが、危機に対する東南アジア各国政府および国民の対応、反応であった。各国政府の対応は様々であった。しかしながら、一党独裁のベトナムやラオス、シンガポール、カンボジアも、（擬似）軍事独裁のタイやミャンマーも、東南アジア地域ではいくらか民主的と認識されるフィリピンやインドネシア、マレーシアも、一様に緊急事態宣言を発令し、徹底的に都市封鎖と隔離政策を進めコロナ感染を防ごうとした。政治体制や民族、宗教、文化、経済水準にかかわらず、全ての国々で国境を封鎖し、国外との人の往来を著しく制限した。また、日々変化する状況に対して、西欧先進国と同様に自国民を守るべく各国政府は、ロックダウンを行い、国民の生活や行動に介入し、休業要請に対する幾ばくかの政府補償を給付し、個人や経営危機に陥った航空会社や基幹産業、失業者への給付支援を打ち出した。世界同時的に進む各国の対応は、単なる経済政策の域を超え、国民の生存権を守るべく広義の福祉を国家が国民単位で実現する姿であるようにも見えた。

しかしながら、東南アジア各国がとった国民への行動制限などの介入や給付は、西欧諸国と同じ思想的歴史的背景を基にした福祉国家として、自国民を守るために行われたものだろうか。

武川正吾（2007、p. 2）は、福祉国家を、「（1）国家目標としての福祉国家、（2）給付国家としての福祉国家、（3）規制国家としての福祉国家の三つの側面から定義できる」としている（詳細は1章 pp. 38-40 参照）。広義において、国民に福祉を提供する観点からみて、東南アジア各国のコロナの危機対応は、まず、規制国家としての福祉国家が個人の行動や財産に介入している局面が見られた。そして、西欧諸国の規模と水準では全くないが、自国民や自国企業への経済的支援を行っている。規制国家としても、給付国家としても、西欧諸国同様の対応を取ろうとしているのである。

では、なぜ東南アジア各国政府は、国内企業や失業者への支援を行いながら、経済の停滞が予想されるロックダウンなどを行ったのだろうか。国民の生命や健康を守る自衛本能であろうか、国民の草の根レベルからの要求に対応するためだったのか、それとも政府によるリーダーシップの発揮なのか、国民の社会権・生存権の政府による保障だろうか。

多くの人には、今回の東南アジア各国政府の行動は、広義に「国家目標としての福祉国家」を体現しようとした努力、内外への意思表示、挑戦だったように見えたかも知れない。しかしながら、筆者には、世界標準である西欧先進諸国の思想や制度を模倣し同型化することで、「一人前の国」になれる・なるべきだというアイデアや規範が、様々な振る舞いの動因であったように思われた。

### 【問い】

本論のテーマである東南アジア諸国の福祉国家化における筆者のいくつかの疑問は、これら一連のコロナ対策に奔走する東南アジア諸国政府とその国民の行動から想起された。

世界的に見れば経済成長著しい東南アジア諸国ではあるが、多くがまだ低中所得国である。そもそも給付国家としての福祉国家が実現可能なのだろうか。加えて多くの国々が、戦後に独立したばかりの新興国民国家であり、国民連帯や共同体意識など国民統合の歴史的経験が西欧諸国とは全く違う。にもかかわらず、植民地からの独立後早々に福祉国家となるべく社会保障の制度化に着手している。多くの国で今日、生活扶助、医療・健康保険、年金、失業保険などが徐々に整備されつつあるのである。

本論での問いは、福祉国家化のメカニズムと動機・原因（動因）についてである<sup>1</sup>。まず、これらを5W1Hから見てみたい。一つ目は、東南アジアの国々は、独立後どのように(how)福祉国家化しているのか、また何(what)が、誰(who)が、誰のために(whom)、東南アジア諸国の福祉国家が始まったのか・進めているのか、のメカニズムの解明である<sup>2</sup>。

経済成長が続く東南アジア5カ国（本論の比較分析である、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム）は、この半世紀に工業化が順次進み、経済水準の上昇、都市化や核家族化に続き、一部の国々は将来の高齢化にも直面しつつあり、急速に社会保障制度の構築、つまり福祉国家化が進んでいる。

東南アジアの福祉国家化は、西欧諸国やアジアで先行して福祉国家となった日本、韓国と同じようなメカニズムで進んでいるのであろうか。それとも先発国とは異なった福祉国家化が繰り返されているのであろうか。また福祉国家の実現のために必要な条件

---

<sup>1</sup> ここでの、「動機」とは福祉国家化を行う人間や組織、アクターによる理由を想定し、「原因」とはより構造的に理由を想定している。

<sup>2</sup> 後述の通り、Whereは東南アジア5カ国、Whenは各国の植民地化・独立期から現在。

は、経済水準なのか、指導者なのか、階級闘争なのか、それとも民主化なのだろうか。西欧先行国やアジアの先発国である日本や韓国の先行研究をもとに、比較歴史分析を通して、そのメカニズムを解明するとともに共通点と相違点を明らかにしたい。

二つめの疑問は、二つのなぜ (why) である。まず、そもそも東南アジア 5 カ国は、なぜ (why) 福祉国家化を始めたのか、その動因は何だったのか、である。すなわち、「国家目標としての福祉国家」を求める価値や規範、動因はどこから来たのだろうか。

実は、東南アジアでは多くの国で福祉国家化の意思表示とも言える法制化が、植民地からの独立直後の 1950—60 年代に行われている。初期は軍人公務員への年金制度の構築であるが、早々と健康保険にかかる制度構築も着手されている。タイは 1951 年に「公務員退職一時金・年金 (恩給) 法」を、インドネシアでは「公務員貯蓄保険基金 (TASPEN) (退職一時金対応) が制定されており、マレーシアは独立 (1957 年) 前の 1951 年に「被用者積立年金条例 (EPF)」を成立させている<sup>3</sup>。また、多くの国が独立直後の憲法において、社会権 (生存権) を明示、もしくは言及している (詳細は、第 2 章、4 章、5 章参照)。

ここでの疑問は、1950—60 年代の東南アジア諸国は独立したばかりで、概ね一人当たりの GDP が 1000 ドル程度 (購買力平価) と経済水準も著しく低い。そもそも農村を中心とする伝統社会で多産、高齢者も少なく、伝統的共同体と家族が福祉 (社会保障) を担う時代である。経済や政治、安全保障分野での国家建設の真っ最中であり、当時、福祉国家化を志向する必要性があったとは考えにくく、また、それを実現する経済社会環境にもなかった。にもかかわらず、なぜ、独立直後のアジアの国々は、早々に社会保障制度の導入に着手したのだろうか。

なぜ、この問いが重要なのか。西欧先進国福祉国家研究に端を発し、分析対象をアジア諸国に広げた研究では、もっぱら制度論や政策論、レジーム論を展開している。例えば、「正しい」福祉国家になるためにはどうすればよいのか、北欧先行国にキャッチアップするためには何をすべきか等の議論が中心である。つまり、既福祉国家が前提とされた議論がほとんどである。故に、そもそも、なぜ福祉国家化を始めたのかという疑問自体が、東南アジア諸国の福祉国家研究における「新しい問い」となるのである。もし、その動因と主体を究明することができれば、現在進められている東南アジア諸国の福祉国家化や将来の福祉国家像をより明確に理解できるはずである。

二つ目の why は、一旦始まった福祉国家化が、衰えることなくなぜ現在も推進されているのか、である。目下、中所得国段階で経済発展の最中にある後発アジア諸国政府の役割は、国民に対する社会権の保障や富の再分配よりも、経済のパイの拡大に注力し全体の底上げをすべき時期ではないのか。また、「小さな政府」を求める新自由主義的経済のグローバル化インパクトは経済発展のみならず様々な分野に影響を与えている。まだまだ若年層中心社会であり高齢者や幼児、障害者を自助によって支えられる伝統的社

---

<sup>3</sup> 韓国も 1960 年に「公務員年金法」を制定、63 年に「医療保険法」を制定している。

会に多くの人々が生活しており、政府による支援が本当に必要なのだろうか。また、途上国政府に経済政策よりも優先して社会保障制度構築のために財政的、人的コストを裂く必要性や余裕はあるのだろうか。それなのに、なぜ、東南アジア諸国は、どこも同様に福祉国家化を現在も推進しているのだろうか。

### 【分析の枠組み】

《福祉国家化のメカニズムと原因・動機（動因）》

本論は、東南アジア 5 カ国が、「なぜ：動機と原因（動因）」「どのように：メカニズム」、福祉国家化しているのかを問うている。つまり、本論では福祉国家そのものではなく、福祉国家化という変容のメカニズムと動因を分析する。

すなわち、二つの Why（なぜ福祉国家化を始めたのか・始まったのか）、（なぜ福祉国家化が続いているのか・続けているのか）と、How（福祉国家化がどのように進んでいるのか）を、タイミングとシーケンス、重大局面という視点（詳細は 2 節の前提的議論を参照）から検討することで、東南アジア 5 カ国の福祉国家化を動的、立体的に明らかにすることを目途する。

また、福祉国家になるために必要な条件として、国民国家における国民連帯と、富と機会の再分配を可能とする経済水準を、本論では仮定している（3 章では福祉国家に必要と考えられる経済発展パターンと水準を、4 章では福祉国家に必要と考えられる国民連帯を比較検証する）。

もちろん、福祉国家化において、これら様々な要因や変容が単なる相関関係なのかそれとも因果関係をもっているのかの解明も重要である。福祉国家になるためには、工業化や民主化が必要なのか（必要条件）、工業化や民主化すれば必ず福祉国家になれるのか（十分条件）などの因果関係の解明である。

しかしながら、多様な発展がありうる現実社会を対象とする社会科学において、様々な蓋然性からも、必要条件や十分条件を含む因果関係の一般化を示すことが容易ではないことも事実である。

例えば、工業化し中間層が形成されたことによって民主化が実現し、それをもって福祉国家化が実現したという李蓮花（2011）や金成垣（2008）他の韓国の福祉国家化における因果分析を、もし必要条件と十分条件という枠組みで捉えれば、西欧諸国にも、おそらく東南アジア諸国にも当てはまらず、一般化も困難であろう。西欧諸国では、工業化の前に市民革命が起こっており既に民主化の種があり、それが工業化による経済規模の拡大と戦争という国難突破をトリガーとして福祉国家化を一気に実現したとも考えられているからである。つまり、順番（シーケンス）が異なるのである。

また、シンガポール（おそらく中国や中東産油国等も）のように工業化が進み高所得国になりながら民主化しない国は、福祉国家化しないのかという問題にも発展する。つまり、多くの西欧諸国では民主化→工業化→福祉国家化、韓国では工業化→民主化→福

社国家化に対し、シンガポールなどでは工業化→非民主化→福祉国家化、というシークエンスがあるからだ。ここにおいても近代化の社会変容のタイミングとシークエンスが異なるのである。つまり、福祉国家化を単な社会保障の制度化とは捉えるべきではなく、政治経済社会を包含した近代化の変容だと考えるべきである（詳細は2節の前提的議論を参照）

また同時に、個別の文化、社会、歴史的背景を無視しての因果関係の一般化も避けるべきであり、それらを加味しながら福祉国家化の分析をするべきであると考え。

したがって、本論では、比較福祉国家研究、社会変容研究、そして東・東南アジア地域研究の三つの研究体系から、東南アジア5カ国の福祉国家化のメカニズムと動因を探求する。

### 《時間》

ところで、東南アジア5カ国の福祉国家化の分析には根本的な問題がある。現在、いずれの東南アジア5カ国も福祉国家ではないことである<sup>4</sup>。つまり、なぜ福祉国家になったのか、どのようになったのかの因果関係の検証、過程追跡（process-tracing）ができないのである<sup>5</sup>。本来であれば、福祉国家（結果）の原因仮説を立て、演繹的にどの程度の確率、強弱で結果を導いたのかの十分条件の程度を明らかにしたい。もしくは、福祉国家化（結果）がなぜ起こったのかの原因をアブダクション的に過程追跡し、必要条件の程度を明らかにすることが有効であろう。保城（2015）が有効と指摘するように、十分条件を確認する仮説演繹法と必要条件を確認するアブダクションを足し合わせ、過程構築（process-creating）が可能であれば、さらに理想的かもしれない。

しかし、東南アジア5カ国は結果（福祉国家）を成していないため、それらを直接的に検討することができない。そこで本論では、先行国・先発国の福祉国家先行研究から福祉国家化における動機・原因（動因）とそのメカニズムを仮説的に取り上げ、それらを現在福祉国家化が進む東南アジア5カ国に当てはめながら検証していくことになる。

そのために「時間」を分析に組み込むことで、動的比較分析を強化したいと考える。歴史を含んだ時間軸を分析に加えることで、単なる静的、構造的なメカニズムの比較よりも、多くの共通点、相違点がより強固に具体的に炙り出せると考えるからである。

このように「歴史は重要である（history matters）」（P. ピアソン、p. 5）<sup>6</sup>ことは明らかであるが、歴史や時間軸を社会科学分析にどのように取り組むかは大きな課題でもあり、本論の中核的な取り組みでもある。本論では、ポール・ピアソン（2010）による歴

<sup>4</sup> 本論における福祉国家の定義は序章《概念の定義と計測》で行う。

<sup>5</sup> 過程追跡（process-tracing）とは、原因（独立関数）と結果（従属関数）の間に介在する、因果の連鎖、メカニズムを解明する手法であり、主に理論と検証する（theory-testing）、理論を構築する（theory-building）、そして結果を説明（theory-outcome）するものがあるとされる（保城 2015「第5章：過程追跡から理論化へ」参照）

<sup>6</sup> 日本語以外の文献は、翻訳書からの引用は著者名をカタカタに、原文著書からの引用は著者名を英文で表記する。



史的制度論の分析視角を重要視する。福祉国家化を含むアジア7カ国（日本、韓国、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム）の近代化過程を、その後の社会変容が過去に発生した重大局面に影響されるという経路依存、正のフィードバックによる自己強化過程、事象が各々発生したタイミングとシーケンス（順番）、そして、その後の変容経緯の分岐点となるアジア特有の重大局面に着目して、時間軸を分析枠組としながら、福祉国家化を検証したい。

時間軸での比較分析を行うために、アジアにおける先発（日本、韓国）と後発（マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの5カ国）という区分けを行い、より時間軸や歴史的背景、各国の重大局面からの影響を捉えやすいように議論を進める。

まず、序章「前提となる議論」で示す通り、本論において東南アジア諸国にとっての重大局面とは、被植民地化とその後の国民国家としての独立である。また、後発性は最も重要な特徴であり、国民国家形成、開発独裁主義（体制）、20世期末を取り巻くグローバル経済への取り組みに大きく影響を与えていると考える。各々のタイミングとシーケンスをもって各国の福祉国家化にどのようなインパクトを与えてきたのかが比較分析される。

#### 《東南アジア5カ国の福祉国家化の理論的説明》<sup>7</sup>

「なぜ」、「どのように」福祉国家化が進んだかの先行研究として社会構造の変容に着目したものに、工業化こそが経済成長を可能とし、福祉国家化を進める原因であった産業主義論がある。ウィレンスキー（1984=1975）の比較分析は、経済成長によって少子高齢化が起こり、ある程度の経済水準を達成することによって、社会保障に費やす社会費用の対GDP比が高まるというモデル分析であった。産業主義論は、経済が原因で福祉国家は結果という理論枠組みであり、工業化による都市化や少子高齢化によって伝統社会が変容し、福祉を担う家族や地域共同体が縮小し、福祉を家族以外の何者かが対応する必要から福祉国家が誕生する、工業化すれば自ずと福祉国家となるという収斂説でもある。

一方、政治こそが福祉国家化を進める要因だという説明には、民主化によって自由に異議申し立てが可能となった労働者（組合）と権力者との対立闘争によって福祉国家化を勝ち取ると捉える階級闘争論、もっと幅広く中間層、資本家、国家などのステークホルダーを絡めての利害調整による福祉政治によって福祉国家が進変容すると捉える労働資源動員論、権力資源動員論、政治経済論等がある（エスピン-アンデルセン 2001、他）。これらは、1960年代からの福祉国家各国での変容、多様化を説明するために、直線的成長を説く収斂説とは異なる理論として説得力をもった。

---

<sup>7</sup> 詳細は1章先行研究レビュー参照。

さて、産業主義論は主に政治経済構造が福祉国家化を導き規定するという構造主義的アプローチであり、一方、福祉政治を重視する階級闘争論や資源動員論は人や組織こそが世の中を変革させる要因であるとする利益・アクターアプローチと言える。

他方、経済や政治構造でもアクターそのものでもなく、制度に変容の動因を求めたのが新制度論である。例えばアクターアプローチとしての合理的選択新制度論は、従前の合理的選択論と異なる。制度を作るのもアクターだが作られた制度（例えば、憲法や議会運営制度）にアクター自体も規定されながら個別の合理的選択の中で福祉国家が形成されると捉えた。

また、歴史、特に経緯依存や重大局面を重視する歴史的制度論は、時間の流れの中で起こった重大局面がその後の福祉国家をも規定するとした経路依存、自己強化説、ロックインを重視する（P. Pierson 2000；他）。1970年代後半からの経済の停滞と小さな政府への転換の中、なぜ福祉予算や社会保障制度が根本的に削減、廃止されず多くの社会保障制度が着実に拡充していったかの説明理論として説明力をもった。福祉国家の再編期では、いったん制度が出来あがれば、その後はその制度によって規定される環境を基準に新たな制度形成がされるため、なかなかその制度の本質自体は変容しないという制度的惰性の理論的説明である。

他方、制度だけでなく文化や「場」に注目し（Fligstein 1996）、制度とアクター、文化、歴史など様々な関係性によって福祉国家の変容が進むと説くのが社会学的新制度論である。またアイデア・言説を重視する説明・解釈では、福祉国家の変容が進むのはアクター（エリートや為政者）が共有するアイデアや言説を重視する説明に展開している（Schmidt 2008；シュミット 2009；加藤 2009、2019）。西欧諸国に起こった福祉国家のさらなる発展・変容の中、なぜ福祉国家の変容が一定の方向性と安定性をもって進むのか、分岐するのかの説明に活用された。

さらには、世界中どこでも同じように福祉国家の制度やシステムが共有されるのは、社会構造変容による必要性や各アクターの合理的選択によるのではなく、世界に広がった言説によって標準・同一化されているというワールドソサエティ理論（Meyer, 1997, 2004）、模倣、Isomorphism（同型化）（DiMaggio and Powell 1983）によるアプローチがあり、今日説明力が評価されている。

以上、福祉国家化をめぐる「どのように」と「なぜ」に対する理論的説明は、構造主義的アプローチ、利益・アクターアプローチ、新制度論アプローチにある程度の仕分けができる。新制度論における3もしくは4つの理論的アプローチでは、フォーマル・インフォーマルを含めた制度という枠組みの中で、構造やアクター、歴史（時間）、アイデア・言説といった要因を織り交ぜながら、何を中心概念に据えているかでアプローチを異にしている。

#### 《社会学的新制度論の応用》

では、どのように東南アジア5カ国の福祉国家化の「なぜ」と「どのように」を分析することができるだろうか。まず東南アジア5カ国の福祉国家化は独立間もない1950-70年代から始動している。しかし、その当時の東南アジア5カ国には、産業主義論が福祉国家化の条件とする工業化や少子高齢化、都市化や核家族化は見られない。また、独立直後で独立の維持、国内の安定と工業化が何よりもプライオリティであった。分配よりもまずは貧困からの離脱、経済成長が重要な1950-70年代には利益中心アクターである合理的選択論が唱える福祉国家化には合目的な理由が見当たらない。同様に構造主義的説明では、解けないのである。

他方、福祉国家化は西欧諸国のみならず、日本や韓国をはじめ今日の東南アジア諸国でも同様に進んでいる。当然に思えるかもしれないが、これは実に興味深い現象である。つまり、先進西欧諸国を模倣しているのではないか、世界的な同一性、標準化、同型化が起こっているだけではないか。そこで、本論では、社会学的新制度論における模倣、Isomorphism (同型化)、ワールドソサエティ理論、アイデア、言説理論等を組み合わせ、応用して、「なぜ」東南アジア5カ国は福祉国家化を始めたのか、今日も続けているのかの解明を試みたい。

ところで、これらの積み重ねられてきた先行研究・理論(構造、アクター、新制度論など)は、実は福祉国家化を説明するだけの理論ではなく、政治学や経済学、社会学の領域で政治社会変容を説明するために発展した理論である。福祉国家化は社会・制度変容の一つとして理解すべきであり、本論では近代化という大きな社会変動の一つであるという立場をとる。

結論を先取りすれば、東南アジア5カ国が福祉国家化を志向したそもそもの動因は、それが後発国にとっての近代化プロジェクトの最終ゴールだったからではないか、が本論の主張である。つまり、アクターによる合理性や利益、必要性からでもなく、経済政治構造からの必然性だけでなく、アイデアや規範、言説による、近代思想・制度の模倣、先進・先発諸国との同型化が、最大の動因ではないだろうか。後発国は豊かさをもたらす経済領域での近代化としての工業化、政治領域での近代化として国民統合、国民国家化、ゴールとしての民主化を目指してきた。そして、東南アジア5カ国では、社会領域での近代化としての福祉国家化を目指しているのではないか。西欧近代の伝播により、経済・政治・社会領域で一斉に始まった近代化プロジェクトの完成を福祉国家の実現という形で目指しているのではないか、という基本仮説を本論では記述検証したい。

### 【研究対象・期間・データ】

#### 《対象》

本論の研究対象国は、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの東南アジア5カ国である。しかしながら比較のために日本、韓国の東アジア2カ国を加えたため、計7カ国が本論の分析対象国となる。日本は19世紀後半からアジアで初めて

西欧からの近代的な思想と制度を取り入れ先進工業国となり、1970年代に福祉国家となった。韓国は東アジアで日本に次いで経済発展に成功し20世期末に福祉国家となった国である。これらアジアにおいて先発し福祉国家化した日韓2カ国（developed）と、現在、後発国として日韓に工業化においても福祉国家化においてもキャッチアップしようとしている東南アジア5カ国（developing）を研究対象とする。つまり、本論では、既に福祉国家となった日韓の福祉国家化過程を目下進行中の後発5カ国と比較する枠組みを設定して、比較分析を行う。

なお、東南アジア諸国を対象とする本論ではあるが、シンガポールとブルネイは極小の国土と人口の少ない首長国家、都市国家であるので、今回の研究対象から外した。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーは経済の発展レベルが低く、まだ福祉国家化を比較検討できるレベルにないこと、資料や統計データが著しく少ないために対象とはしなかった。

#### 《期間》

研究対象期間は、各国の独立・近代国民国家形成期（日本、タイは1870年代）から、2020年とする<sup>8</sup>。具体的には、20世期中盤の1945年から2020年までの75年間とし、一つの時代における、東南アジアの後発5カ国という範囲に絞る。そのため、今回の分析結果を、あらゆる時代、あらゆる国への一般化についての主張はせず、一定期間における東南アジア5カ国での理論化と類型化を試みる比較歴史研究とする<sup>9</sup>。グランドセオリーでもなく個別のミクロ分析でもない「中範囲の理論」を求める<sup>10</sup>。

#### 《データ・資料》

データソースとしては、国際機関・各国政府統計、先行研究などの一次二次資料を利用する。1章では、先行研究を中心とした質的資料、厚生労働省『海外情勢』などの公的資料を中心に、2章および3章ではPenn World Tableや国連、日本政府等による経済統計を活用する。シチズンシップの計測については、Freedomhouse、V-Dem およびPolityIVによる指標を活用する。4章では、東南アジア地域研究資料を主に活用する。

---

<sup>8</sup> 第2章の7カ国比較は、2017年までのデータで分析。

<sup>9</sup> ピアソン（2010）、保城広至（2015）による方法論を参考とする。また、福祉国家にとっての十分条件を示して、定量・定正的な演繹的検証を7カ国に行うことはしない。なぜならば、少ない事例数での演繹的検証は現実的ではなく、本論が重視する歴史的、動的な分析に不向きであるからである。また、多様な各国の諸事例の観察を通して、都度、福祉国家になるための要因を模索する帰納法的分析でもない。理由は、調査対象国は歴史も社会も多様であり、経済水準も違い、政治体制も異なる。宗教・文化的にも多様であり、それぞれの初期条件をもとに各国が福祉国家化を模索しており、帰納的に分析することも困難であると考えたからである。他に、エヴァ（2009）、久保（2013）、高根（1979）を参考とした。

<sup>10</sup> 「中範囲の理論は、日々繰り返される調査などで豊富に展開される、小さな作業仮説と経験的に観察される社会的行動の、非常に多くの画一性をできれば導出しようような主要な概念的図式を内容とする包括的思弁とを、媒介する理論」（マートン『社会理論と社会構造』p. 3）

## 【概念の定義と計測】

《福祉国家とは》

福祉国家の定義としては、「解体しつつある家族を国家が支える制度」（富永 2001）といった社会変動の視点からの簡潔なものから、「福祉国家とは一般に、政府支出のうち社会保障と社会サービスに関するものが過半を占めるようになり、かつ所得保障や社会サービスを受けることが慈善ではなく国民の権利として認められた、現代国家のあり方<sup>11</sup>」（新川 2004、p. 166）などの国家のタイプの定義や、「政府が完全雇用政策にコミットし、国民生活に広範な影響を及ぼす社会政策を制度化し、そのための社会支出が国民所得の相当な規模にまで達した社会経済システム」（武川、p. 245）というエコシステム形態としての定義など、多様な視点と基準から行われている。

また、福祉国家成立の経緯を「福祉国家は、①資本主義経済の拡大、②民主主義の発展、③社会権の成立に伴って登場した」（田中 2020、p. 69）と捉えたり、「ある意味では福祉国家と社会主義は「20 世紀の双子」とも言え（中略）要するに、福祉国家は社会主義と同様に、20 世紀の管理国家の別々の形態」（鐘家新、三重野卓編 2001、p. 63）と歴史的に捉えることも可能である。福祉国家は、「理念でも実在でも」（坏 2012、p. 16）あり、歴史的な到達点なのか、理念なのか、制度なのかと、その定義は難しい。また、武川（2007）は「社会費用が概ね GDP 比 20%を超える国が福祉国家」（p. 8）と Linvert を引用し、一つの目安を提示している。このように制度における量的質的な基準、理念による基準、歴史的な経緯による基準など多くの基準で捉えることも可能である。

《本論における福祉国家・福祉国家化の定義》

そこで、本論においては、国民皆（健康）保険および国民皆年金の制度的確立（質）と十分な給付水準として社会支出（量）が概ね GDP の 5%を超えた段階で福祉国家の「確立」、10%を超えた段階で「実現」と、福祉国家の定義することとする<sup>12</sup>。定義付けについては第 1 章で詳述する通り、福祉国家とは歴史的な産物だからである。そのため、各国で多様な思想、経緯、制度構築が行われている。しかしながら、本論が重視するのは、国民福祉国家である。すなわち、国民全員が国家により福祉の提供を受け、国民はその思想・制度を支持するという国家である。故に、国民皆保険・年金は重要な制度とみなされる。

本論の分析対象である福祉国家化とは、福祉国家の思想や制度を形成・構築する過程である。そこにはある程度の時間的経過期間があるとともに、各国各様の制度の派生や

---

<sup>11</sup> 「ここで所得保証とは、各種年金、医療保険、失業保険、社会扶助などをさし、また社会サービスとは、医療、公衆衛生、教育、介護、保育などを意味する。」（新川 2004、p. 166）

<sup>12</sup> 社会福祉には、大きく扶助、医療、年金、失業に対する制度がある。また、社会政策としては、これに教育、住宅、育児、介護などが加わるが、本論では、社会福祉における代表的な医療と年金への制度構築をもって福祉国家とみなすこととする。また、本定義により、本論では今日の米国は福祉国家とは言えないことになる。

発展がある。そのため、具体的には福祉国家化の過程を、初期における健康保険と年金制度の制定、対象の国民皆化（カバレッジ）、制度の実態的充実（社会費用支出の5%、10%超）をもって、福祉国家の「確立」と「実現」を観察することとする。

#### 《狭義の社会、広義の社会》

また、本論での社会には狭義の社会と広義の社会がある。社会変容としての社会は広義であり政治、経済、社会（時として文化も）の全ての人間の活動領域を含む大きな社会を示し、社会領域という時は家族や地域共同体など小さな社会の集合領域を示す<sup>13</sup>。

#### 《近代化と近代化論》

なお、本論における近代化と近代化論とは明確に異なる概念である。本論でのアジア諸国にとっての近代化とは、伝播した西欧発祥の近代的思想や理念、制度、技術を、吸収・発展させることであり、政治経済社会の各領域におこる社会変容を意味している。故に共通点も多いが多様な近代化の形がありうる。一方、近代化論（modernization theory）とは、経済成長によって政治的に民主化する（リプセット 1959）、福祉国家化（ウィレンスキー1984）するなどのいわゆる収斂型理論である。

#### 《先行国と先発国》

福祉国家化におけるアジアでの先発国と後発国との比較が本論の大きな枠組みである。故に本論において「先発国」とは、アジアにおいて近代化を先行した日本と韓国を指し、日韓に遅れてアジアで近代化に着手した東南アジア5カ国を「後発国」とする<sup>14</sup>。また、そもそも近代思想と福祉国家を含めた各制度の起源の地であり、近代化過程に最先発した西欧諸国については、便宜的に「先行国」とする<sup>15</sup>。先行国である西欧諸国にキャッチアップするアジアにおける先発国である日韓と、それらをさらに追隨する後発国である東南アジア5カ国という構図を提示したい。

#### 《経済成長と経済発展》

また、経済成長とは量的な経済の成長を指し、経済発展とは経済水準だけでなく制度や仕組みの質的な発展を含むこととする。中所得国と高所得国については、世界銀行の

---

<sup>13</sup> 富永健一（1995）における、社会学にとっての広義の社会と狭義の社会、マクロ社会学やマイクロ社会学などとは違い、単に政治、経済、社会の分類を示しているに過ぎない。

<sup>14</sup> 日本と韓国は、もちろん西欧に対しては後発国であるが、本論においてはより後発で福祉国家にまだなっていない東南アジア5カ国と、福祉国家化が完了している先行国である日韓を区別するためにこのような枠組みとした。

<sup>15</sup> もちろん、ジェトロにおいても最も先行した英国に後発したフランスやドイツなどもあるが、ここでは西欧諸国一般を先行国とする。

2020年基準に則る量的な区分である（第2章においては2017年基準を採用）<sup>16</sup>。一方、先進国と途上国とは一般的な呼称であり、本論においては厳密な基準は無い。強いて言えば、OECD加盟国を先進国、それ以外を途上国としている。

### 【全体の構成】

まず、本章2節の前提的議論において、アジア諸国の近代化過程の特徴を指摘し、福祉国家化する5カ国の地域研究としての分析枠組みを提示する。分析方法として、1) シークエンスとタイミングに注目すること、2) アジアの重大局面（すなわち、植民地化と独立）に注目すること、を挙げる。また、近代化への後発（性）という最大の特徴に加え、国民と国民国家の創造、開発主義、グローバル環境から分析する。

特に、西欧から伝播した「近代」を非西欧国であるアジアでの近代化最先発国であった日本が、どのように政治、経済、社会の各領域で模倣、吸収したのかをタイミングとシークエンスに注目して分析した富永健一（1990、1996）の社会変動論、西欧での後発工業国のキャッチアップを初めて考察したガーシェンクロン（1962）および、後発劣位を懸念した金泳鎬（1988）をレビューし、本論の前提、視座に加える。

1章では、まず1節で、西欧先進国を中心とした先行国（主に英国）、2節で、アジアで福祉国家化を実現した先発国（日本、韓国）の福祉国家化の理論的経験的研究、歴史的地的研究をレビューし、それらが東南アジア5カ国の福祉国家化に適用可能なのか、また限界や課題は何かを示す。

特に、東アジアの福祉国家化の分析として、近代化における工業化と民主化に注目して台湾と韓国の福祉国家化を分析した李蓮花（2011）および、「遅滞」と「後発」という切り口から歴史社会的アプローチで韓国の福祉国家化を分析した金成垣（2008、2010、2016）の貢献を確認するとともに、東南アジア5カ国研究における問いとその限界、課題を示し、枠組みを提示する。また、3節では、東南アジア5カ国の福祉国家化の概要と現状を健康保険および国民年金の制度を中心に整理する。

1章の先行研究レビューでは、経験的な福祉国家研究、福祉国家化を含む社会変容の理論研究、そして東・東南アジア地域研究の3つを網羅しながら、本論における分析枠組みを提示する。

2章では、経済発展（変容）と社会変容（都市化、高齢化、中産階級化、民主化等）における東南アジア5カ国の現状を時間軸で、比較検証する。ここでは、各国の経済社会構造とその変容段階のタイミング、シークエンスに着目して、アジアの先発国と後発国での変容パターン、スピード、同異が確認される。

---

<sup>16</sup> 世界銀行によれば2020年の一人当たりのGNI（国民総所得）において、低所得国は1,036未満、低位所得国は1,036以上4,045ドル以下、上位所得国は4,046以上12,535ドル未満、高所得国は12,535ドル以上とされる。

具体的には、後発5カ国それぞれの現在の一人当たりのGDP水準が、先発国である日韓の何年前に相当するかの基準年を算出し、2017年現在の東南アジア5カ国と基準年の日韓との政治社会構造及び福祉制度の整備状況等を比較する。検証項目としては、人口増加率や平均寿命など人口動態、核家族化や都市化などにみる家族形態、産業分野別就労状況や職業上の地位、収入分布、自動車保有台数などから見る中間層の台頭、制度的実態的な民主化度、社会保障費用の対GDP比や各国の社会保障制度の構築年などから見る福祉国家化の段階的発展を動的に比較する。経済水準を揃えることで7カ国の社会変容のペースが早いのか遅いのか、どのようなタイミングでどのようなシークエンスで変容しているかを検証し、東南アジア5カ国の福祉国家化における政治、社会領域での諸条件を明らかにする。

特に、ここではシチズンシップ確立・実現のシークエンスとタイミングの比較を行う。西欧先行諸国の福祉国家化の政治的背景とされた、T. H. マーシャルが論じたシチズンシップ（市民権、政治権、社会権）の確立を西欧諸国（主に英国）、日韓、東南アジア5カ国において、そのタイミングとシークエンスから比較検証する。市民権とは国民の義務と権利が血族や貧富によって差別されず国民に平等に与えられる権利であり、政治権は同様に国民に同様に与えられる参政権であり、社会権とは国民全員が平和で健康的な生活を為し、生存する権利である（マーシャル1993、pp. 15-16）。西欧諸国における福祉国家は、これら3つのシチズンシップの確立をもって成立したと考えられるため、これらをアジア7カ国について、特にシークエンスとタイミングに着目して検証する。

3章では、経済発展（変容）が、福祉国家化を含む政治・社会構造を変容させるとの前提に立ち、東南アジア5カ国と先発の日韓の経済発展パターンと共通点と相違点を明らかにする。また、経済発展パターンの相違が、経済水準や政治・社会構造の発展にどのように影響しているかも比較、推測する。ここでも経済発展における、タイミングとシークエンス、何が各国にとっての重大局面と外的環境であったのかに注目し、経済発展と社会変容の相関関係を探る。特に後発である新興独立国家における後発性優位・劣位、開発主義、グローバル経済下でのキャッチアップ型工業化、外国資本の影響、産業主体に着目する。また、経済発展パターンを比較する事例として自動車産業を取り上げ、政府の政策や産業主体がどの様に自動車産業を発展させたかの共通点と相違点を探る。最後に、福祉国家となるために必要な経済発展の課題を明らかにする。

4章では、政治が福祉国家化を推し進めるとの前提に立ち、福祉国家化を実現・発展させる要因としての後発東南アジア5カ国における「国民連帯」を検証する。福祉国家とは、国家が国民に対して福祉を給付する制度であり、そのためには国民の行動や財産に介入し、税や保険料を徴収する仕組みである。徴収された資源は国民の間で再分配される。そのため国民同士がお互いを承認し、国民間に高い連帯感がなければ成立し得ない。

しかし、東南アジア5カ国には福祉国家化を成功させた西欧諸国や日韓と同様なレベルの国民連帯が形成されているのだろうか。もちろん福祉国家化への社会・労働運動や



社会保障制度の維持・発展・変容のための福祉政治にとっても、福祉国家の基礎的条件としても、国民連帯は欠かせない。4章では、アジア先発国である日韓と国民連帯の形成を文化的構造として民族・宗教構成、国語の創造、経済的構造（経済格差）から各々捉え各国の歴史的経緯を比較分析することで、各国の国民連帯の強さと特徴を推測する。最後に、東南アジア5カ国の福祉国家となるために必要な国民連帯の質と量を比較分析しながら、東南アジア5カ国の政治変容の特徴を示すとともに、福祉国家化の課題を示す。

5章では、東南アジア5カ国の福祉国家化の「なぜ」と「どのように」の二つの問いに対する理論的整理を行う。まず、2章、3章、4章で検証、分析した東南アジア5カ国の政治経済変容のズレから、「どのように」福祉国家化が進んでいるかを理論的に整理、確認する。金泳鎬（1988）が行った工業化の段階説の類型化をヒントに、シークエンスとタイミング、重大局面を視点に、後発性から見た福祉国家化の類型を試みる。

次いで、「なぜ」福祉国家化が始まったのか、進むのか、に対する理論的分析を行う。経済水準も低く福祉国家化を要求するアクターとしての労働者も中間層も不在であった独立直後の時期に、東南アジア5カ国は福祉国家化（制度化）を始め、現在も行っているのか。社会学的新制度論アプローチ（模倣、同型化、アイデア・言説、ワールドソサエティ理論）による理論的説明を試みる。

終章では、5章の理論的分析と試論の提示を受け、全体の総括を行うとともに本論の理論的、実証的貢献および、限界を示す。また、東南アジア5カ国の今後の福祉国家化における可能性への示唆、組むべき課題を示す。

## 2 節：前提的議論

### 【社会変容としての近代化】

本論では、福祉国家化を西欧からもたらされた「近代」との対峙、言い換えれば、近代化する東南アジア 5 カ国（それに加えて日韓も）の社会変容の一つとして捉えている。多くの国において近代化とは、経済領域における近代資本主義と技術革新に支えられた工業化であり、政治領域における国民統合と領域国家概念による近代国民国家の構築であり、全国民参加による政治の民主化であり、社会領域における伝統的共同体から個人主義と自由主義に支えられた近代社会への移行であり、文化領域における合理主義の確立といえる（富永 1990）。そして、近代化過程において社会領域に 20 世紀初頭から起こった社会変容が、福祉（国民）国家化であるという視座を本論ではとっている。

### 【伝播した近代化】

近代とは西欧において生まれ、世界に広がりながら確立した思想であり制度である（富永 1990）。そもそも非西欧のアジア地域・諸国は、西欧諸国とは歴史的特徴を共有しない。もちろん、近代が持ち込まれる以前のアジア、特に東アジアにも、多くの思想や制度はあった。高度な技術、貨幣経済、平和や平等を求める思想や宗教、豊かさへ渴望、外国との貿易、互助の精神と社会性、王国としての国家体制、そしてもちろん、戦争もあった。しかし、第 1 章の先行研究レビューで詳述されるとおり、近代とは、宗教革命と王権の制限の中での個人主義、自由主義、資本主義、民族主義に支えられた様々な思想、概念、制度によって構成された西欧社会の歴史的産物である。

つまり、アジア諸国にとっての近代化とは、歴史的体験を共有しない「近代」の伝播、模倣、キャッチアップ、標準化という過程と言える。もちろんアジア諸国の内発的で自律的な近代化や社会変容を唱えることも可能ではあるが、本論で詳述する通り、植民地化とその後の独立、国民国家創設などの歴史の変容を見れば、外的インパクト、すなわち西欧からの近代の伝播と吸収によって近代化が押し進められてきたことに疑いの余地はない。

加えてもう一つの特徴として、アジア諸国（日本を除く）が西欧近代と対峙した 20 世紀（特に独立を果たし近代化に取り組む 1945 年以降）に、これら各領域の社会変容としての西欧近代が「一塊」のセットとして伝播したことが挙げられる。

ところで、アジア諸国にとって工業化とは経済領域の近代化を意味し、先発した欧米の経済水準に後発者として追いつこうとする過程となる。また、政治領域での近代化とは、国民の創造、国民統合による国民国家建設、近代国家としての独立と自治の維持・発展であり、最終的には民主化となる。そして社会領域での近代化とは、福祉国家化で

はないだろうか。アジア諸国の福祉国家化を近代化という社会変容の枠組みで捉えることが、本論の議論の前提となる。

### 【シーケンスとタイミング、重大局面】

アジア諸国の福祉国家化とは、50年もしくは100年という長期間にわたる経済や政治、社会領域を包括した変容でもある。そのため変容のメカニズムと因果・相関関係を追求するためには、要因・変数とともに、「時間」を分析の対象としないことには、解明できないと考えている。

なぜ、時間が重要なのか。第一に、まず社会科学を牽引する構造主義的アプローチやアクターアプローチが扱う「変数」には、基本的に、時間、タイミング、シーケンスの概念がない、もしくは副次的な扱いとなっている（P. ピアソン 2010、pp. 7-8）。例えば、経済発展が民主化を導くとされる近代化理論（リブセット他）では、各変数のタイミングやシーケンスは考慮から省かれることが多く、関数間の分析しかされない。また、アクターアプローチによる合理的選択論は、短期的で静態的な事象に特化する傾向が強く、量的分析の多くは、局所的原因の特定に終始している（P. ピアソン 2010、pp. 75-81）<sup>17</sup>。

他方、多くの回帰分析モデル因果分析では、ある地域のある瞬間を切り取って行うことが多く、相関関係の発見に終始するか、様々な因果関係の可能性の提示に終わり、時間的要素はさらに無視されがちである。それでは時間と要因間のシーケンスやタイミングを分析対象から排除することとなり、静態的な分析に留まり、理論的にも全体感が掴めないという問題が発生する。

理論形成と実証分析のどちらにおいても、「大規模な長期的過程の重要性に注意を払い続けることが求められる」（P. ピアソン 2010、p. 133）べきだというのが、本論の姿勢である。ある瞬間毎の細切れのデータやそこから導かれた因果・相関関係を足し上げても、また個々のマイクロレベルの事象を足し上げても、全体像が示せないのである。

第二に、福祉国家化の長期的展開を考える上で、歴史的文化的な文脈にも固執したい。そのため、社会変容を理解するためには「時間」への注目が重要なのである<sup>18</sup>。

時間的変容の分析を支える中核ツールとしては、「経路依存（path dependence）、重大局面（critical junctures）、配列（シーケンス/sequencing）、事象（events）、持続期間（duration）、タイミング（timing）、意図しない帰結（unintended consequences）」

<sup>17</sup> 例えば、ゲーム理論が社会科学に大きく貢献していることは事実であるが、「歴史的過程を考察する際には、大きな限界」があり、ゲーム理論にとって「配列とは、誰かが選択するものではなく、重要な社会的相互作用の展開によって与えられるもの」（P. ピアソン 2010、p. 79）だからだ。

<sup>18</sup> ポール・ピアソン（2010）は、変容を、（1）タイミングと配列（シーケンス）のパターンの違いが重要になること、（2）同様の条件から開始しても多様な社会的帰結が生じること、（3）相対的に「小さな」事象ないしは偶発適事象が生じること、（4）特定の措置が一度講じられると、それを覆すのが事実上不可能になること、（5）政治発展は社会的営みの基本的輪郭を形作る重大な瞬間ないしは重大局面によってしばしば区切られることなどであると説いた（P. ピアソン 2010、p. 23）。

が、あげられる（ピアソン 2010、p. 7 および、P. Pierson, 2004, pp. 5-6）。それらの中でも本論では特にシーケンス、タイミング、重大局面にこだわり東南アジア 5 カ国の福祉国家化という時間的变化を分析したい<sup>19</sup>。なお、本論において、事象とは福祉国家化であり、持続期間とは研究対象期間の第二次世界大戦後から今日、意図しない帰結とは未来の福祉国家象となる。

そもそも、なぜ時間やタイミング、シーケンスが重要なのか。P. Pierson (1996) は、歴史的制度論アプローチを用いて、政策的財政的に縮減期にあった時代の福祉国家の機能や範囲、費用が、なぜ縮小しないのかの理由として、歴史的経緯に着目した。いったん構築された制度の（特に多くの人間が嫌がる）変更を制限するメカニズムを、「経路依存」の概念を用いて説明した。本論では、ピアソンが政治分析に時間を組み込んだことにヒントを得て、時間を社会変容にまで組み込むことに射程を広げて、東南アジア 5 カ国の福祉国家化という社会変容の分析に活用したい。

経路依存論とは、「初期の「重大局面」に端を発する事象の連鎖や過程に着目し、その初期の帰結が自己強化効果を発揮しうることなどを重視する」ことであり、配列（以降、シーケンスと表示）を重視することで、「マクロの過程とミクロの相互作用のどちらについても、その時間的順序の違いが帰結の違いを生じさせることを明らかに」し、長期的過程にも注意を払うことで、「社会の因果関係の過程や帰結の展開の速度にそれぞれ著しい違いがあることを浮き彫りにできる」からである（P. ピアソン 2010、p. 228）。

ところで、福祉国家化における「タイミング」については、多くの福祉国家研究でフォーカスされている（金 2008；李 2011；他）。おそらくそれは、タイミングの設定が時期を説明しやすく、たとえタイミングを定めても構造的な静態比較が容易だからである。

一方、「シーケンス」については、それほど重視されてこなかったのではないか。それはシーケンスに注目するためには前後の経過を捉えながら論じなくてはならず、動的で複雑性が絡むためだろう。しかし、経路依存過程では、「事象の順序の違いが根本的な違いを生む」（P. ピアソン 2010、p. 14）のであり、シーケンスを分析することは重要である。時間的順序の分析を通して「歴史は重要である（history matters）」（P. ピアソン、p. 99）ことを理論に内包できるのである。

第三に、重大局面に着目することも重要である。P. ピアソン（2010）は、「ポリアの壺」で、赤と黒の玉が入った壺から最初にとった色の玉を壺に戻すルールでその後繰り返すと、最終的には最初にとった玉の色によって結果が収斂するという例で説明している。これは、経路依存性によってその後の変化が最初の重大局面に左右されるという、「運・偶然 x 確率 x シーケンス」という、ロックイン（初めの条件が将来を規定し続ける）因果を示している。

---

<sup>19</sup>もちろん、期間、意図しない帰結も文脈の中で語られることとなる。ただし、分析の余りの複雑化を避けるために、福祉国家化の分析ツールとしては上記 3 つに集中的に着目する。

本論では東南アジア 5 カ国の福祉国家化における重大局面として、植民地化と独立、そして 1980 年代からのグローバル経済インパクトを取り上げる。

一般的に歴史学者は事象、本論においては福祉国家化の法則性を軽視し、個別の事象とみなし詳細な記述によって説明しようとする。一方、社会学者は事象の一般化に固執し個別の背景や経緯、事情を軽視しがちである。本論では、社会変容過程の時間的次元（シーケンスとタイミング）に焦点を当てることで、両者を橋渡ししたい。タイミングとシーケンス、重大局面からの経路依存性を記述し、ある程度の法則性を持ちながら、地域性、後発性、時代性をも包括する文脈を有する、東南アジア 5 カ国における福祉国家化の理論構築を目指したい。

### 【近代化における社会変容のシーケンス】

アジア諸国の近代化は、経済の領域での発展（工業化）が、政治と社会の領域の変容を先導している。経済発展を遂げ、日本と韓国は先進国（高所得国）に、東南アジア 5 カ国も中進国（中所得国）の経済水準に達した。工業化を契機に、産業・労働構造が変化し、都市化が進み、核家族化が進み、共同体が変容している。また工業化によって、職業の多様化・専門化が進み、所得が増加し、経済格差が拡大するとともに中間層が台頭し、いくつかの国では民主化が進んだ。すなわち本論では、東南アジア 5 カ国だけでなくアジア全般での社会変容が、経済領域を先頭に進行しているという前提・視座をとる。シーケンスとしてアジア後発国の近代化の過程で観察されるのは、政治や社会の領域が先行し経済が追随しているのではなく、経済が先行し、政治社会をも大きく規定しているということである<sup>20</sup>。

非西欧社会で最初に近代化に挑戦し、アジアで初めて先進工業国になった日本の事例を中心に、富永健一（1990）はそのメカニズムと特徴を探究している。富永は、タルコット・パーソンズの構造＝機能分析アプローチである AGIL 図式に模し、近代化を（1）経済サブシステムにおける近代化、（2）政治サブシステムにおける近代化、（3）社会的（狭義）サブシステムにおける近代化、（4）文化サブシステムにおける近代化という 4 つのサブシステム領域に分けて、明治以降の日本の近代化の過程を詳細に調査分析した。

その結果、非西欧社会である日本が近代思想と制度を自らのものへと吸収するための動機づけと伝播の容易性、コンフリクトの強弱から、以下の順番を明らかにした。

（Ⅰ）伝播可能性・・・経済＞政治＞社会・文化

（Ⅱ）動機づけ・・・経済＞政治＞社会・文化

---

<sup>20</sup>本論で経済が政治を規定するというのは、マルクス主義における下部構造（経済）が上部構造（政治）を規定するという意味ではない。伝播による近代化の順番において経済が先行し、その影響によって政治や社会が変容するという意味である。

### (Ⅲ) コンフリクト・・経済<政治<社会・文化

(富永 1990、p. 65)

富永は、近代化の過程を経済領域では産業化、政治領域では民主化、社会領域では自由・平等の実現、文化的領域では合理主義の実現としている。富永は「西洋における近代化が、社会的近代化（氏族の消滅や自治都市の興隆）と文化的近代化（ルネッサンスと宗教改革）によって始まり、政治的近代化（市民革命）がそれよりも遅れて起こり、経済的近代化（産業革命）が最後になされた、という歴史的事実」（富永 1990、p. 65）を示し、これに対して、非西洋社会である日本では、各領域の近代化の順番が明らかに逆転している点を指摘した。なぜなのか。

近代の伝播の「同時性」と模倣・吸収の「時間差」（ズレ）である。日本への近代の伝播では、政治、経済、社会、文化全ての領域の近代的思想・制度が、ほぼ同時に伝播されたと考えられる。しかしながら、吸収する側の日本では、動機と成果が明確でコンフリクトが小さい経済分野の近代化が先行し、その後に政治的近代化、そして目下も社会・文化的近代化は時間をかけて変容しているのである。まず伝播可能性が高く動機付けがはっきりしていて、社会での軋轢の少ない経済領域が先行したという、富永の指摘には説得力がある。

経済領域での近代化とは具体的には工業化であり、工業化によって人々が豊かな生活と社会を築き上げることである。豊かになるという経済的動機は、時代を超え、民族を超え、各国の政治的、社会的、文化的な違いを超えた普遍的な動機付けを容易にする。そして、政治や社会の領域と異なり、思想的制度的な伝播が容易である点も重要である。

経済分野での近代化として、例えば政府による自由な企業活動と私有財産の保証、金融・株式市場、税制など諸制度の構築は、模倣し吸収し作り上げることが他の領域に比して容易なのである。また、豊かになることに対するコンフリクトは少ない。全ての人々に歓迎されるからである。もちろん伝統社会からの経済構造変容に伴い、没落する・成金となるなどの社会流動性は伴うものの、経済のパイの拡大も伴って往々に正当性を確保することができる。政府による経済・産業政策の実行を含め、比較的迅速に経済の近代化（工業化）が進んだのはそのためであった<sup>21</sup>。

また、列強諸国からの脅威にさらされていた日本にとって、近代化を追求する基本的な動機は、諸外国からの独立を維持する安全保障の確立と貧困からの脱出、経済的繁栄であった。日本の明治期において「富国強兵」と「殖産興業」が主要政策であり、その政策実行こそが近代化であった所以である。

他方、政治領域における近代化としては国民国家化と民主化が挙げられる。国民の創造、近代国民国家の創出は大きなチャレンジでもある。特に民主化には、伝統社会から

---

<sup>21</sup> いわゆる「和魂洋才」と言われる現象である。

変容する動機が多く国民にとって明確ではなく、思想・概念の模倣、吸収も容易ではない。また、近代化における伝統的思想・政治制度とのコンフリクトはより大きい。故に政治領域における近代化は、まずは法的制度的な人工的に変更できるものから着手され、人々の意識の変化の中で徐々に血肉化してきたと考えられる。政府の設立、憲法や選挙による代議員の選出および内閣・行政府の制度設計など法的・制度的近代化は短期間で着手可能であった。

一方、国民の政治意識変容には時間がかかる。伝統的社会において秩序と安定性を保っていた社会構造の変革を急激に行うことには大きなコンフリクトが伴うと同時に、社会秩序を乱す変化を嫌う国民、統治政府によって抑制もされた。

最後に本論の中心テーマである福祉国家化は、近代化の社会領域での変容であると捉えられる。福祉国家化は社会と個人レベルでの自由や平等の実現に関わる諸制度の確立と思想・哲学、つまりはシチズンシップと国民連帯の変容に規定される。加えて、経済、政治領域以上に変容に時間がかかると考えられる。社会全体での意識変容には、若い新しい世代が育つための時間の経過と世代交代が必要なのである<sup>22</sup>。工場や道路などのハードインフラは最も短期的に構築可能で、次に制度や法制のソフトインフラが中期間の時間軸で構築と運用が可能となるが、社会や文化における人々の意識の変容には数世代の時間軸が必要であるためである。

ところで、富永による日本の近代化におけるシークエンスの指摘は、大変興味深く広がりをもって理解されるべきだと考えるが、これは日本独特の現象なのであろうか。それについては富永は多くを語っていない。本論では、近代化の伝播、模倣と吸収のシークエンスからのアプローチが、アジアの国々の近代化過程にも一般化できると考えている。つまり、非西欧であるアジアの社会変容は、経済の近代化が先導し、並走しながらも遅れて変容していく政治領域、さらに遅れて追随しようとする社会領域という「時間差（ズレ）」と、近代化の各領域におけるシークエンスが西欧社会とは真逆であることこそが、大きな特徴ではないか。本論において着目する点である。

### 【東南アジア 5 カ国にとっての重大局面 (Critical junctures)】

本論では重大局面として、植民地支配、独立、1980 年代から 2000 年代のグローバル経済化をあげたい。ここでは特に、植民地支配、独立について示す（グローバル経済化については、3 章で詳述するため本章では割愛する）。

### 《被植民地支配化と独立》

---

<sup>22</sup> 例えば、『現代日本人の意識構造』（第 9 版）（2020）をはじめ多くの意識調査分析において、家族や結婚、男女関係などの社会・文化領域の心情・意識は、若い時代に獲得した常識が高齢になっても変化することは少なく、一貫しているという調査結果が明らかになっている。

東南アジアでは、タイを除き全ての地域が欧米諸国によって植民地化された。では、植民されたことによって東南アジアはどう変わったのか。一言で言えば、経済基盤の破壊とモノポリー経済への移行であり、プランテーションなどによって世界経済と直結した輸出経済と前近代的な現地経済の二つの二重経済社会が定着したことである。それまでの小さな国や村々のローカルな政治経済が、宗主国によって世界経済へ取り込まれ、単一栽培・貿易によるプランテーション化によって一挙にグローバル化した(池端1999; 石井・桜井1999)。

東南アジア5カ国にとって被植民地化はその後の経緯を規定した一番目の重大局面である。植民地化による地域経済の破壊やその是非については、多くの研究があるのでここでは触れないが、基本的には現地の人間が地域を統治できなかったことは重大であった<sup>23</sup>。

しかしながら、被植民地化による最大のインパクトは、欧米が「近代」をアジアに持ち込んだ、すなわち、植民地の人々が欧米で主流となっていた民族自決や国民という近代的概念と接し、自らのナショナリズムを発展させたことである。近代思想・概念とその制度の伝播は、植民地化などによる西洋諸国との接触によって始まったのである。

2つ目の重大局面とは、被植民地化をへたのちの独立における国民の創造・統合および国民国家建設である。植民地化される以前には、現在のフィリピン(人)やインドネシア(人)、マレーシア(人)という国民や国民国家という概念や実態はなかった。フィリピンはスペイン、米国の植民領域の跡地を、インドネシアはオランダの植民地領域の跡地を、マレーシアはイギリス植民地領域の跡地を引き継いでできた国家・国民である。共通の言語も国土も統合された歴史も無かった地域に国民国家を築かせたのは、欧米からの民族自決と国民国家という近代的思想と制度が伝播・吸収され人々に広まったからである。インドシナ半島のベトナム、ラオス、カンボジアには植民地化の前にある程度の民族単位の地域国家を擁していたが、領域国家としての、また、国民という概念はなかった。ベトナムと中国の間に国境を引いたのは宗主国フランスであった(古田1998; 1996)。タイ人というアイデンティティもほとんどなかった(トンチャイ2003; 赤木2019)。20世紀はアジアにとってナショナリズム勃興の世紀なのである。

ベネディクト・アンダーソンは、『想像の共同体』で、植民地化された地域がいかに国民国家の概念と制度を形成していったかをインドネシアとフィリピンの事例を中心に詳述している。国民という概念がなかったアジアの地域に欧州で18世紀には確立していた民族自決を含む近代国民国家の概念を取り込み、自らのアイデンティティとして吸収できたのは、現地人エリート(多くは欧州人と現地人とのハーフの子女)が、欧州留学先等で「近代」に啓蒙・感化され、国民(ネーション)という概念を自らの土地に植樹したことに始まる。その伝播を大きく助けたのが当時大衆化していた印刷技術の普及

---

<sup>23</sup> 粕谷祐子編著(2022)『アジアの脱植民地化と体制変動 民主制と独裁の歴史的起源』は、独立(脱植民地化)という重大局面が、その後の政治体制を歴史的制度論の分析枠組みで検証している。



と言語の統一（国語の制定）であった点に、アンダーソンは注目した。被植民地化による近代との接触、その後の独立による国民と近代国民国家建設は、東南アジア 5 カ国の福祉国家化を分析するためには、なくてはならない視座、前提と言える。

### 【重要な特徴】

#### 《後発（性）》<sup>24</sup>

（後発優位とリバースエンジニアリング）

近代化に対するアジアの後発とは、単にタイミングが遅れたということを超え、そこから経路依存として導かれる後発優位と後発不利に最大の特徴を示す。

まず、アジア諸国の近代化における最も顕著な共通点とは、近代化に先行した西欧から伝播した近代にキャッチアップするという後発優位であると考えられる。ロシア人で第二次世界大戦前にアメリカに移り研究活動を行った経済史家のガーシェンクロン（Alexander Gerschenkron, 2005=1962）は、後発工業国の工業化が先発した工業国よりも効率的にかつ短時間で行われたことを示した。ガーシェンクロンは、18 世紀末から 19 世紀初めに先行して工業化を進めたイギリス、19 世紀中葉に後発工業国として追従したフランスとドイツ、さらに後発として 19 世紀末から 20 世紀初めに工業化を進めたロシアの事例を中心に、経済や社会、政治の変容の経緯を歴史的に描写、分析した。英仏に比して相対的に後進のドイツなどでは、イギリスなどの先発工業国が開発した技術を自らの開発したり時間をかけることなく「借用技術」（ガーシェンクロン、p.5）として自らが開発したかのように使えたため、後発の工業国には優位性があるとした。

加えて、「より進んだ諸国は、惰性のためか、あるいは大規模な投資計画につきものの犠牲を避けるためか、どちらかの理由で、製造工場の継続的な近代化を遂行することによりためらいがちである。」（ガーシェンクロン、p.6）とも指摘している。先発工業国は初期に開発された技術が時代遅れとなっても自ら開発した技術や装置を使い続ける傾向があるが、後発工業国は最新の技術と装置を短時にかつ効率的に工業化の初期の段階から取り入れることができる。後発工業国には先行国を技術的に追い抜くことができるという、キャッチアップ以上の後発優位があると指摘したのである。

また、工業化におけるシークエンスも異なる。最先発であったイギリスが紡績などの軽工業から順次時間をかけて、自然発生的自発的に重化学工業へと産業を移行したのに対して、後発であったドイツやロシアでは軽工業化にはそれほどの期間を費やさずに、最新の技術によって急速に発展が可能な重化学工業化に短期間のうちに到達する傾向も示し、工業化の発展段階を圧縮・ステップアップする点においても後発工業国には後発優位性があることを示した。

---

<sup>24</sup> 後発（性）については、中西・税所（2018）、中西（2018）を参照、引用をし、本論での議論を展開する。

次いで、後発国にとってのリバースエンジニアリングの重要性である。日本の経済発展の鍵として強調されたのは、最先端技術の借用を最大限に活用しキャッチアップするためのリバースエンジニアリング（借用した技術（製品や制度）を分解し再度組み立てることによって技術を理解し、それを通してさらにオリジナルを超える技術力を付ける）であった（南 2002；大川・小浜 1993）。

しかしながら、この分析からの示唆は工業化という経済領域のメカニズムだけではなく、福祉国家化という社会領域の制度構築にも応用が可能ではないだろうか。東南アジア 5 カ国が、先行・先発国から取り入れた社会保障制度をいかにリバースエンジニアリングし、福祉国家化に取り入れるかは大きな関心である。

さらに、ガーシェンクロン（2005=1962）は、「後発国の発展は、まさにその後発性のゆえに、先発国の発展とは根本的に異なる傾向があるかもしれない」（ガーシェンクロン 2005、p. 4）と指摘している。社会や政治の発展度合いの差からも、先発と後発工業国では、単に借用技術による工業化期間の短縮だけでなく、工業化そのもののメカニズムや軌跡も異なるであろうことを示唆した<sup>25</sup>。

ところで、アジアの福祉国家化における後発性は、李蓮花（2011）によって後発工業国（韓国・台湾）という視点からの福祉国家化が分析され、金成垣（2008）によって後発福祉国家という理論的枠組みが提起されるなど、最重要の分析概念でもある。福祉国家化がその時代その時代の最先端の技術、制度、思想を先発国から学び取り入れることができるのは、後発国の優位性でもあり、逆に宿命でもある。

このように、後発性理論は、経済発展（工業化）だけでなく、広く近代化や福祉国家化に拡大して応用されるべきだろう。近代化における後発性は、アジアの近代化を規定している。すなわち、西欧諸国における 1970 年代後半からの福祉国家の縮減期を目標とした後に福祉国家化を進めた韓国の福祉国家化のパターンが、それ以前の国々とは異なってくることは容易に想像がつく。これは 20 世期末に福祉国家化を本格化した東南アジア 5 カ国にも同様のメカニズムが働くはずだ。政治経済的構造の面からも、政治指導者や官僚などによる認識・規範面からも、先行・先発国が福祉国家化をどのように為し、何が課題となり、何に失敗し、何に成功したかを観察した後に、自らの福祉国家化に着手、実行するからである。

（後発不利と後発性のジレンマ）

---

<sup>25</sup> 例えば、異なる金融機関の役割と異なる工業化の軌跡である。先発で工業化したイギリスでは、まず貿易や農業からの収益などを原資に商工業者自身が資金調達をする傾向が強く、銀行は工業化に対する長期的な投資に関心がなかった。一方、イギリスに遅れたフランスでは、ナポレオン 3 世治世に工業銀行が発展し工業化の原資の多くが興業銀行によって用意された。英仏に遅れたドイツでは、銀行が特に重化学工業部門への融資を重視したことで、工業化のための資金調達が可能となった。さらに後発のロシアでは民間や公的銀行ではなく国家自身が金融の役割を担う国家主導で工業化が行なわれたとし、工業化の牽引者としての金融の役割と工業化の軌跡に違いがあったことを示した（ガーシェンクロン 2005=1962）。

それでは、後発優位を發揮しアジア諸国の近代化は全てが順調にしているのだろうか。ここでは、後発国の工業化を例にとり、後発不利の側面を示したい。

20世紀第4四半期に後発として工業化を進めた韓国について、金泳鎬は『東アジア工業化と世界資本主義』（1988）において、近年急速に進むグローバル経済化による外部環境に、より注目した。ガーシェンクロンが示した後発優位に対して後発不利の存在を主張したのである。すなわち20世紀後半の巨大な多国籍企業の誕生と世界規模の拡大によって、今日の後発工業国を取り巻く環境が先行国のそれとは異なる点を強調したのである。

後発工業国の経済成長では、従前議論されてきた国内経済構造を中心とする工業化論と近年顕著化する外部環境であるグローバル経済が密接に結びついており、例えば雁行型工業化論（赤松）やキャッチアップ型工業化論（末廣）で示される通り、内外の関係性を重視している。

金はグローバル経済化が進んだ1980年代に工業化を加速化させつつあった韓国を取り上げ、特に政治と経済の発展のタイミングとシークエンスの視点から工業化の類型化を行なった（表 序-1）。

区分	第1世代工業化	第2世代工業化	第3世代工業化	第4世代工業化
時期	18世紀末～19世紀初め	19世紀中葉	19世紀末～20世紀初め	20世紀後半
地域及び国名	ヨーロッパ先発地域 イギリス	ヨーロッパ中進地域、 フランス、ドイツ、アメリカ	ヨーロッパ後発地域、 非ヨーロッパ先発地域 イタリア、ロシア、 日本	非ヨーロッパ後発地域 台湾、韓国、中国など
政治経済的条件	市民革命先行 －工業化 －帝国主義	市民革命先行 －工業化と帝国主義並行	工業化と帝国主義並行 －市民革命の不徹底な後行	帝国主義世界体制下の工業化 －不徹底な市民革命後行
推進主体	民間企業（中小企業中心）	銀行 民間企業（大企業中心）	国家 民間企業	国家 外国資本 民間大企業
世界システムの条件	コア型	セミ・コア型	反周辺型	周辺型

出所：金泳鎬（1988）『東アジア工業化と世界資本主義』p.18「表1-2 工業化の諸世代とその基準」から抜粋引用、一部加工。

まず政治経済の発展シークエンスの観点から、市民革命、工業化、帝国主義という3の段階的發展を示し、類型化を行っている。第一世代のイギリスでは市民革命が先行し、その結果工業化が進み帝国主義国家となったというシークエンスであり、第2世代のフランスやドイツでは市民社会が先行しその後工業化と帝国主義が併行・發展したとした。第3世代であるイタリアやロシア、日本などでは、工業化と帝国主義が先行し、市民革命が不徹底に終わり後行するパターンを示した。この世代までは帝国主義国家として植民地を有する形で、工業化の基礎を築いた。そして、被植民地から第二次大戦後に独立国家となった後に工業化に取り組んだ国々が、第4世代工業化国（韓国と台湾）である。

さらに工業化を担う推進主体（アクター）の比較分析も行っている。第1世代（英国）では、市民革命を果たしたブルジョアジーなど民間企業・中小企業が中心となり、第2世代（フランスやドイツなど）では、銀行が大きな役割を發揮して、地場の民間企業・大企業が主体となる環境を整えた。そして、第3世代（ロシアや日本など）では、国家が主導的な役割を果たし、国有・私有銀行の貢献があったのち、最後に民族資本による大企業が工業化を達成したと分析している。国家開発主義の誕生である。金は、ガーシェンクロンが指摘した英仏露を第1から第3世代へと類型化し、ガーシェンクロンが論じなかった韓国や台湾など1945年以降に独立、台頭した国と地域を第4世代へと類型化したのである。

その上で、第4世代が引き受けなければならなかった初期条件とは、植民地化によって民族資本産業が破壊され自国産業の芽がないという状況、20世紀後半のグローバル経済化が進展し関税や優遇政策による自国産業の保護貿易政策が制限される一方、外国投資の受け入れを排除できなくなりつつあるグローバル自由主義経済の深化と拡大であった。そのため開発独裁国家と外国資本が結合する工業化のパターンがみられたと論じている。現在ではあまり語られなくなった従属論や世界システム論アプローチを有しているものの、後発工業国が外国からの近代技術の模倣だけでは、世界的な多国籍企業が支配するグローバル経済の中で生き残ることも、先進諸国が脱工業化するタイミングでの韓国の工業化の成熟も、極めて厳しいとの指摘をした。

このように、1988年に書かれた金の著作では、経済発展において韓国が当時直面した多くの課題が示されていた。だが、30年後の今日、韓国はOECDにも加盟し、先進工業国となり、20世紀末からは福祉国家となったことをみれば、金の心配は杞憂であったかもしれない。しかしながら、金が指摘していたグローバル自由経済の進展、貿易と外国投資による各国経済への正と負のインパクトは、30年を経てまさに本論の研究対象である後発東南アジア5カ国に、はるかに切実に覆いかぶさっていると見える。

金の近代化における後発性理論を本論における福祉国家化研究に応用すれば、①後発国はある時点で完成した福祉国家という思想、概念、制度をまるごと模倣、吸収でき、キャッチアップがしやすい点、②先行国とは異なるグローバル環境が後発国の福祉国家化のパターンや状態を大きく先発国のそれとは異なるものにする点、③先行・先発国が形成しスタンダードとなった福祉国家の思想、概念、制度を予見可能な課題も含めて踏襲しなくてはならない点、であろう。後発性理論には模倣とキャッチアップによる優位性とジレンマとも呼べる劣位性が混在するのである。東南アジア5カ国の福祉国家化の議論において、後発性に着目する理由である。

本論の以下に続く各章では、東南アジア5カ国の福祉国家化分析に歴史（時間と文脈）を組み込むべく、後発であるという特性、シークエンス、タイミング、重大局面、を前提としての議論、視座とすることとしたい。

# 1 章

## 先行研究レビュー

本章では、東南アジア 5 カ国の福祉国家化を分析するにあたり、1 節で先行して福祉国家となった西欧諸国（主に英国、ドイツの事例から）を、2 節で非西欧のアジア諸国として後発ながら福祉国家となった日本と韓国の福祉国家化の経緯を 5W1H に分けて時系列的に整理する。すなわち、Where（どこで）とは東南アジア 5 カ国であり、拡大的に東アジアの日本と韓国を含む。次いで、When（いつ/タイミング）、What（福祉国家化）を、Who/whom（誰が/何が・誰のために）、Why（なぜ/原因・動機）、How（どのように/メカニズム）、がどのように進んできたのかの史実、経緯、および理論的な先行研究を確認、整理する<sup>26</sup>。最後に、特にアジアで福祉国家となった日本と韓国の福祉国家化の経緯とそれらに対する先行研究を批判的に検討し、東南アジア 5 カ国への応用の可能性などを示しながら、本論での東南アジア 5 カ国の福祉国家化研究における分析枠組みを提示したい。

### 1 節：西欧諸国の福祉国家化

#### 【福祉国家化の発展時代区分:WHEN】

福祉国家は歴史的産物である。故に、まず西欧諸国及び日韓の福祉国家への歴史的変遷を外観することで、いつ（When）、各国が福祉国家となったのかを確認し、それをもって今日形成されている福祉国家とはどういうものかという定義（what）へと議論と展開したい。

「福祉国家は非常に歴史的な性格を有して」（武川 2001、p. 204）おり、一般にヨーロッパ諸国において福祉国家の成立時期については 3 つの説が有力である。一つ目には第二次世界大戦が終わった 20 世期半ば、第 2 説が第一次・第二次世界大戦の戦間期、そして第 3 の説は 19 世期後半に強力な中央集権国家が誕生し市民生活に関する社会改革をなした時期とするものである。クリストファー・ピアソン（1996=1991）は、「一般的にいて、福祉国家は、第二次世界大戦後の時期の産物と考えられている」（C. ピアソン、p. 197）と示しており、遅くとも第二次世界大戦前後には、ヨーロッパでは福祉国家が誕生したと考えるべきだろう<sup>27</sup>。

---

<sup>26</sup> whom（誰のために）は国民のためとする。where（どこ）は東南アジア 5 カ国である。以降この二つは議論しない。

<sup>27</sup> 武川も、最初の福祉国家は、「遅くとも 20 世期半ばまでにはヨーロッパにおいて成立」（武川 2001、p. 205）であるとしている。

福祉国家の誕生や成立の時期について諸説があるのは、福祉国家が歴史的産物であり、継続的な発展の中で形成されてきたからであり、各々の定義の時代背景や国ごとの社会政策の組み合わせなどが異なるためである。初期の社会的政治的な思想形成とも言える時期から、形式的な制度の確立期、実態としての効果をもつ制度の整備期間、その後の拡充期に繋がる運用期に国毎・制度毎に「ズレ」があるためである。西欧諸国の多くが現代的な福祉国家となる胎動期、つまり、多くの諸制度が導入され始める時期は戦間期（1915-1940年）から第二次世界大戦期であり、戦後（1945年）から1970年代までの期間に制度の拡大・充実期がおこなわれ、現代的な福祉国家が質的にも量的にも確立されたと考えられている。

つまり、多くの西欧諸国において福祉国家の歴史的発展は、

- 胎動期（福祉国家化の始動）
- 制度の導入期（福祉国家の制度的確立）
- 制度の量的拡大・充実期（福祉国家の成立）

とまとめられる。本節では、まず、先行西欧諸国の福祉国家化の変遷を史実を中心に確認しながら、整理したい。

本節における社会政策の制度発展史については、主にクリストファー・ピアソン（1991=1996）の時代区分に従いながら、各種文献等（駒村他 2015；橘木 2018；新川 2004；武川 2001；平岡 2011；坪 2012；エスピノーアンデルセン 1990；富永 2001；埋橋 2005；田中 2017、2020；ギデンズ 1998；ガートランド 2021；多部 2014）を参考にしながら福祉国家化の発展史を示す。（表 1-1 参照）

#### 《近代以前》

近代以前の社会保障は、「古代・中世における恩恵、血縁・地域・職域の互助」（駒村他 2015、p. 14）が中心であったため、国家ではなく血縁・地域・職域での助け合いによって社会保障が賄われており、その動機は主に慈悲であった。一方、近代以前の貧困観は、「中世ヨーロッパでは、子供、障害者、高齢者など社会にとって救済に値する貧者と、怠惰で救済に値しない貧者の区別は厳格」（駒村他、p. 15）であり、貧困は個人の問題、責任と考えられていた。イギリスにおいては、1010年から王命という形での救貧の仕組みがあり（橘木 2018、p. 124）、14世紀以降何度も「救貧法」が施行されている。

農業革命を迎えたイギリスでは、封建制度の崩壊が徐々に進み、16世紀になると農地の囲い込みによって土地を失った農民の都市への大量流入と浮浪者が問題となる。「貧困者に対する初期の国家統制強化がエリザベス救貧法の目的」（駒村他、p. 16）であり、

この頃から血縁や地縁ではなく、徐々に人々の生活保護に国家が介入し、給付するようになる<sup>28</sup>。

当時の法制度では、地域の教会教区を救貧行政の基本単位とし、貧民監督官を配置し、「児童」「労働可能な貧民」「労働不能な貧民」を選別し、労働力有効活用場としてワークハウス（労役場、救貧院）が用意され（平岡 2011、p. 104）、「強制労働」（橘木、p. 125）が課されており、「19 世紀前半までのイギリスでは、貧困はあくまで個人の能力不足や怠惰に由来する問題とみなされていた」（田中 2017、p. 27）のである<sup>29</sup>。

しかし、工業化による都市化が進むなか、救貧法の運用が多様化したこともあり、救済対象者は急激に増加にした。救済は教区内の土地保有者が負担する救貧税を財源としたため、救貧費の増加とその費用負担のため増税された。その結果、費用負担増への反対から、働く能力のある者にはさらに強力で労働を強制する新救貧法が 1834 年に成立するなど、従来の貧困観に従い、強制力を強める政策がとられた。

他方、18 世期末のフランス革命およびそれに連なる社会の混乱によって、欧州大陸からの革命の伝播を恐れた英国の為政者は貧困者に対する何かしらの対応が求められた。1782 年のギルバード法では、パンの価格と家族の数に応じて扶助額が決まるスライド制（ブレッドスケールによる賃金補助や児童手当が決定される）が、1795 年のヤング法によってスピーナムランド制が施かれ<sup>30</sup>、国家が使用者に労働条件における政策介入を始めた。また、労働条件をめぐっては、1802 年にイギリスで最初の工場法が成立し、綿糸紡績業での 9 歳以下の子供の雇用が禁止され、18 歳以下の労働時間が 12 時間に制限されるなど、労働者保護の動きも始まった。1833 年の改正で、児童労働の禁止、労働時間規制、工場監督官の配置義務が規定された。

19 世期末になると、工業化や都市化を含む資本主義発展による弊害がいよいよ顕著、重大となる<sup>31</sup>。そのような中、例えば 19 世期末にチャールズ・ブースによるロンドン市民の貧困調査が行われた。この頃から失業や貧困は個人の努力不足や過失ではなく、社会の問題であるとの認識が広がり、貧困観の変容を引き起こしていった（原・浅川 2009、pp. 26-28）。

#### 《福祉国家の誕生？》（1880 年代—1914 年）

---

<sup>28</sup> 「近代の社会保障制度は、・・・エリザベス救貧法（旧救貧法）<sup>28</sup>から始まる」（駒村ほか 2015、p. 16）とされる。「教会や職能団体が担っていた貧しい人々に対する救済する保護の制度が崩壊し、これを国家が代行するという流れの中で生まれた政策」（粕谷 2014、p. 219）の基礎があった。また、この頃から社会保障という概念が誕生してくる。

<sup>29</sup> 「1834 年の救貧法改正では、・・・働ける能力のある者は、物乞いなどを行ってはならず、公的な救済の対象にもならない」（田中 2017、p. 27）。倫理的・キリスト教的な慈悲による支援と同時に、働けるが働かないとされた者への強制労働を課したエリザベス救貧法が、1572 年制定され 1601 年に全面改訂されている。

<sup>30</sup> 「1795 年最低賃金制度のスタートと解釈できる」（橘木 2018、p. 125）

<sup>31</sup> 1880 年代から、「貧困はもはや個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題、すなわち「社会問題」とみなされるようになる」（田中 2017、p. 27）

そのような経済社会変容の中、国家統一を果たし工業化に邁進していたドイツでは、宰相ビスマルクが 1880 年代に社会保険 3 制度と呼ばれる法制（疾病保険法（1883 年）、労災保険法（1884 年）、老齢年金保険法（1889 年））を制定し、福祉国家化が大幅に進められた。

時代区分	主な社会情勢	社会保障制度の主な変遷
(1) 福祉国家以前	囲い込み・工業化の進展 工場労働者の出現 フランスで王政打破	1572年 (英) エリザベス救貧法 1795年 (英) スピーナムランド制へ 1802年 (英) 工場法 (1833年改正) 1834年 (英) 新救貧法
(2) 福祉国家の誕生？： 1880—1914年	チャールズ・ブースのによる ロンドン市民の貧困調査 共産主義思想の広まり	(ドイツ・ビスマルクによる3制度) 1883年 疾病保険 1884年 労災保険 1889年 老齢年金保険法 (イギリスの3制度) 1890年 労災保険 1908年 老齢年金 1911年 健康保険
(3) 「統合」と「発展」： 1918年—1940年 戦間期	1914年 第一次世界大戦勃発 1917年 ロシア革命 1919年 国際労働機関 (ILO) 設立 1929年 世界大恐慌 1939年 第二次世界大戦勃発 1942年 ベヴァレッジ報告書	失業保険国民保険法
(3) 復興期・拡大期： 1945年—1974年 「黄金の30年」	1945年 第二次世界大戦終戦	1945-50年：復興期 1950-60年：相対的停滞期 1960-75年：大拡張期
(4) 縮小期： 1975—1990年代	1973年 第一次オイル・ショック、狂乱物価 サッチャー政権 (1979-90年) 1985年 プラザ合意	
(5) 再編・多様化期： 1990—2010年代	ブレア政権 (1997-2007年) 2008年 リーマンショック	

出所：橘木俊昭『福祉と格差の思想史』、クリストファー・ピアソン『曲がり角にきた福祉国家』、他を参照し、筆者作成。

また、イギリスでも、労災保険（1890 年）、老齢年金（1908 年）、健康保険（1911 年）、失業保険国民保険法（同）が制定され、中世からの救貧法思想と制度を大きく変革していった<sup>32</sup>。表 1-1 にある通り、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、多くの西欧諸国

<sup>32</sup> 一方、新救貧法自体は 1948 年まで制度的に存続する。



では貧困扶助に加え、労災、健康、失業、年金という現代の基本的な社会政策制度が揃っていった。

他方、カール・マルクスに代表される資本主義経済体制への批判は世界に大きなインパクトを与え、1917年のロシア革命とその後のソビエト連邦の誕生は、労働者の団結による世界の共産主義国家化が現実化した。イギリスでも共産主義思想にも理解を示すウエップ夫妻によるナショナルミニマムの思想が唱え始められている（橋木 2018、pp. 17-30）。この頃には西欧諸国でも工業化を中心とした近代資本主義の負の部分、つまり、失業、労働災害、貧困、格差などが、本格的に社会問題化してきたのである。

なお、イギリスを主な対象としたC. ピアソンの区分によれば、この時期が福祉国家の「誕生」とあるが、西欧諸国全体で見れば福祉国家の実態が誕生するのは、もう少し後だと理解した方が良いのかもしれない。

#### 《「統合」と「発展」》（1918年—1940年）

第一次世界大戦からの戦間期である第二次世界大戦前・中期には、英国だけでなく、敗戦後のドイツを始め多くの西欧諸国で様々な変化が起こっている。ドイツではワイマール憲法において、「社会権が規定され、ナショナルミニマムの保障が国家の基本法に明確に示され」（平岡 2011、p. 114）た。

第一次世界大戦は、国民の徴兵によって国民国家同士が戦う史上初めての近代戦争であった。国家存続のため、国難に対する国民の一致団結が必須となった。それに対応する形で、国家が国民、将兵の戦争被害に対する補償を担うことが、戦争続行と勝利のためにも求められたのである。

そのタイミングでイギリスでは、『ベヴァリッジ報告』が1942年に出され、そこでは、「5つの悪の巨人」として「窮乏、疾病、無知、陋隘、無為」が示された（駒村他 2015；橋木 2018）。

さらには、1928年の金融恐慌、1929年から始まる世界恐慌も西欧諸国に大きな社会不安をもたらした。未曾有の恐慌には個人では対応できず、国家による社会・経済政策が求められたのである<sup>33</sup>。

また、1919年に設立された国際労働機関（ILO）は、1942年に『社会保障への途』報告を出し、最低生活の補償の概念を国際的にも打ち出した。これら第二次世界大戦前・中に確立された社会保障にかかる概念が戦後に体系化・制度化される事になる。多くの西欧諸国では、この時期をもって「福祉国家の誕生」と呼ばれる。

#### 《復興期・拡大期》1945年—1975年（黄金の30年）

---

<sup>33</sup> 世界大恐慌後の米国においても、ニューディール政策のもと1935年には社会保障法を、ニュージーランドでは1938年に世界初となる医療保険を含んだ包括的な社会保障制度を確立しされた。

1945年から1970年代中盤は、戦後復興を経て世界的な経済成長による空前の好景気に見舞われた。そのため国家税収も順調に拡大し、社会保障の給付額を増加させることが可能となり、福祉国家の拡充が進んだ「黄金の30年」と呼ばれる。資本主義経済の発展に伴う失業、健康、定年後の収入等、今日では「古い問題」と呼ばれる、労働傷害保険、健康保険、老齢年金、失業保険などの多くの社会保障制度が質的にも量的にも拡充されていった時期である。

質的には、「戦後のイギリスにおける福祉国家の基礎は、1948年までに固められていた」(C・ピアソン、p.258)のであり、量的には、社会保障費の年平均伸び率は、「1950年から1955年の間では0.9%であったが、1970年から1974年の間には3.4%と加速的な伸びを示した」(同、p.243)。またフローラ(1985)によれば、1950年代の初めに国民総生産の約10-20%を占めていた社会費用が、1970年代の中頃までには急速に増加し国民総生産の4分の1から3分の1以上を占めるまでに伸長した(C・ピアソン、p.244)。この時期は西欧諸国にとって福祉国家の歴史的拡充期にあたり、福祉国家の完成を見ることができると言える。

#### 《縮減期》(1975—1990年代)

一方、1970年代中盤になると福祉国家拡充のペースが鈍化、ストップする。1971年のニクソンショックによって、第二次世界大戦後に世界の経済秩序を支えていたブレトンウッズ体制は終焉し、中近東に端を発した1973年と1979年のオイルショックにより、それまで西欧諸国が享受していた戦後の高度成長期は終わった。スタグレーションによる不況によって、失業率は10%を超え、西欧諸国をはじめとする世界の経済成長は急速に減退した。西欧諸国では、黄金の30年の間に拡大した社会政策の見直しが求められるようになったのである。

過度な社会保障の提供によって起こる勤労意欲の減退や怠惰などモラル・ハザードへの批判が起こり、先進福祉諸国は社会政策の見直しを迫られた。自由主義(思想)からの福祉国家批判を、C.ピアソンは、以下の6つに整理した。

福祉国家とは、

- 1 「非経済的」投資や勤労のインセンティブが損なわれている
- 2 「非生産的」官僚制を肥大化させる
- 3 「非効率的」福祉制度が消費者ではなく生産者の利益に偏る
- 4 「非効果的」膨大な予算を使うが貧困除去に役立たない
- 5 「専制的」官僚制支配は拡大する
- 6 「自由の否定」強制的なサービス供給によって個人の選択肢を否定する

(C.ピアソン 1996=1991、pp.96-98)

すなわち、「福祉国家は、福祉と自由を最大化する自由市場社会の基本原則に対する、不適切で無原則な侵害」であり、「それは、自由、正義、および真の長期的な福祉に相反する」という新自由主義思想からの批判であった（C・ピアソン、p. 98）。

イギリスではサッチャー政権（1979-90年）のもと、小さな政府と自助を重視する新自由主義的政策に舵が大きくきられ、国営企業の民営化やNHS（National Health System）改革、社会保障支出の抑制などが進められた。分配から成長へと関心が移ったのであり、1975年頃から1990年代までは、福祉国家の縮小・縮減期と呼ばれる。

#### 《再編期：多様化》（1990年代—2010年代）

しかし、西欧福祉国家においては、単に国家福祉が縮小するだけということではなく、各国各様での福祉国家化としての充実が模索されてもいた。大きな流れとしては、「①所得保障政策のスリム化、②対人社会サービスにおける地方分権化、準市場原理の導入、③就業能力の引き揚げ、ワークフェア・人的資本活性化政策」（駒村他、2015、p. 21）を中心とした、「第3の道」と呼ばれる社会保障改革が1990年代末以降、イギリスに端を発し西欧諸国で広がった。イギリスのブレア政権（1997-2007年）は、旧来の社会主義的政策でも、サッチャー時代の市場原理万能主義でもない「第3の道」を模索した<sup>34</sup>。「就労」と「コミュニティ」の二つのキーワード（平岡、p. 132）による社会保障制度の構築であり、今日のワークフェアやアクティベーションなど、社会保障の多様化の礎を作ることになる（田中 2017、p. 239）。

また、縮減期は、福祉国家の大幅な見直しが行われたにもかかわらず、脱福祉国家化することなく、実は、社会保障の拡大と深化が進んだ時期である。これら1990年代以降は、福祉国家の再編期とも呼ばれる。

#### 《現在》グローバル化・格差拡大の時代：新しい問題

現在、西欧諸国の社会政策は、「新しい問題」に取り組んでいる時代と言える。西欧福祉国家でこれまで安定した雇用と家族によるケアを前提として主に「古い社会的リスク」（高齢、疾病、失業）に対応してきた。1990年代以降のグローバル化とポスト工業化の急速な進展で、家族形態も多様化して老親や子供のケアを家族が提供することが困難となり、国家にそれを期待するようになる。

「新しい社会的リスク」への対応が、現代の西欧福祉国家の大きな課題となっている。グローバル経済下での自国への企業誘致のための「底辺への競争」と呼ばれる法人・所得税の減免競争による財政危機、雇用の自由・多様化に対応した非正規雇用労働者やギグワーカーと呼ばれる個人事業主型労働者（ウーバー配達員等）などの増大により、新たな社会的リスクに対する新たなセーフティネットの構築、社会保障の形が模索されている。

---

<sup>34</sup> 社会学者アンソニーギデンズが政策ブレインとして従事した。

加えて、福祉の「個人化」は広範で深刻な課題（武川 2007、pp. 95-112）であり、難民など外国人の国家福祉、社会福祉への包摂、承認、排除も今日的な課題である（田中 2017；武川 2001；武川・宮本編 2012；斎藤・宮本編 2011；ザンヴァロン 2006）。

現在の OECD 諸国の対 GDP 社会保障費用比率は平均で 20.0%（2017 年、OECD Social Expenditure Database）を超えており、福祉の縮減期を経てなお、拡大を続けているのである。

### 《まとめ》

ここで、本節で見てきた西欧福祉国家の歴史的発展史を再度まとめてみたい。近代以前においては、慈悲を中心とした社会福祉が主流であったが、18 世期から 19 世期末までには、工業化の発展による貧困の発生、それらに対する個人の努力の限界を人々が認識し始め、社会や社会政策についての考え方に変化が生まれた。社会政策が「必要」だと考えられた胎動期であったといえる。生涯を通じての貧困や健康問題、生活保障、勤め先での障害、失業、定年後の養老の諸問題は、国民個人単位では対応できず、国家が何かしらの政策を行うべきだという考え方が一般的になりつつあった時代であった。これらの社会思想や政治経済構造の変化を経て、多くの西欧諸国では、19 世紀末から第 1 次世界大戦後の 1920 年代までが社会保障制度の導入期とされる。（表 1-2 参照）

表 1-2 西欧諸国の社会保険立法年次

	労働災害保険		疾病保険		老齢年金保険		失業保険	
	雇用者責任	強制保険	任意保険	強制保険	任意保険	強制保険	任意保険	強制保険
フランス	1898年	1946年		1930年		1910年 1930年		1914年 (失業扶助) 1967年
ドイツ		1884年		1883年		1889年		1927年
スウェーデン	1901年	1916年	1881年 1910年			1913年	1934年	
イギリス	1906年	1946年		1911年 1946年		1908年 (国民年金) 1925年		1911年 1920年

出所：橋本俊昭『福祉と格差の思想史』p.84 表3-1「ヨーロッパにおける最重要社会保険立法年次」より抜粋引用。

その後、第二次世界大戦までの戦間期での試行錯誤を経て、第二次世界大戦後の 1940-50 年代に本格的に福祉国家が確立したと考えられる。

戦後復興と高度成長が続く 1970 年代中盤までが、制度の量的な拡大・充実期をもって福祉国家の成立と言える。もちろん、西欧諸国間にも社会保障制度の導入時期とその内容に濃淡、早遅、多様性があることは観察される。

実現した現代的な福祉国家は、1970 年代中盤から 1990 年代までにかけて縮小縮減期を迎えるが、実際には後退しない。次いで 1990 年代後半から今日までに、「新しい問題」への対応するためにさらなる変化、多様化を遂げてきたと観察することができる。再度、年代を加え歴史的経緯をまとめると以下の通りである。

- 西欧諸国での胎動期（福祉国家化の始動）：～19 世紀後半
- 制度の導入期（福祉国家の確立）（古い問題）：1880 年代—1940 年代
- 制度の量的拡大・充実期（福祉国家の実現）：1950 年代—1975 年
- 制度の縮減期：1975-1990 年代
- 制度の再編期（新しい問題）：1990 年代-現在

**【福祉国家の質的・量的定義:WHAT】**

福祉国家を、社会保障制度を不可欠の要素として成立した国家体制であると捉えることに異論はないだろうが、福祉国家の明確で統一的な定義はないと考えられている。

一般に、「社会保障」とは、国際労働機構（ILO）の慣例によって定義され、4つの社会保険事業（労働災害保険、健康保険、年金保険、失業保険）、公衆衛生、家族手当、社会福祉、戦争犠牲者への給付金および特別移転を含むとされている（フローラ 1985、p. 453）。しかし、貧困扶助や介護、教育や子供、住宅などに関する制度はどこまで含まれるのかの議論は国毎に異なる。

この様に、福祉国家とは、どのような制度が、誰に対して、どのような財源をもって、どの程度の水準でカバーされているのか等、何をもって定義されるのかは、今日をもって明確でない。理由の一つは、前述の通り福祉国家が歴史的産物であり、各国各社会の様々な背景、要因によって築き上げられたため、一般的でもあり、個別的でもあるからだろう。

武川（2007、pp. 2-8）は、福祉国家の定義の試みとして、当為概念である（1）国家目標としての福祉国家と、存在概念である（2）給付国家としての福祉国家および、（3）規制国家としての福祉国家の、三つの側面から定義できるとしている。（表 1-3 参照）

ここでの給付国家とは、「社会給付」（social benefits）を与える国家であり、規制国家とは「社会規制」（social regulations）を行う国家である（武川、p. 6）。

表 1-3 福祉国家の当為概念と存在概念	
当為概念（福祉国家の目的）	国家目標としての福祉国家
存在概念（福祉国家の手段）	給付国家としての福祉国家
	規制国家としての福祉国家
出所：武川正吾『連帯と承認』 p.7より抜粋、作成。	

新川（2004）は、福祉国家を「一般に、政府支出のうち社会保障と社会サービスに関するものが過半を占める」とした給付国家としての側面と、「所得保障や社会サービス

を受けることが慈善ではなく国民の権利として認められた」（新川 2004、p. 166）という国家目標としての福祉国家の側面から定義している

また、C. ピアソン（1996=1991）は、資本主義のもとにある福祉国家を、「すなわち、生活上の機会を個人対個人の間にもしくは階級対階級のあいだにせよ、再配分するために、国家が経済的再生産と分配の過程に介入する社会」（C. ピアソン、p. 25）と解し、規制・給付国家としての福祉国家の側面を強調している。

一方、富永は『社会変動の中の福祉国家』において、現代の福祉国家を「解体しつつある家族の中に国家が入っていく制度」（富永 2001、p. 48）とし、近代化の社会変容から捉えている。

ところで、後述する通り、ウィレンスキー（1975）が、社会保障費の対 GDP 比率を持って福祉国家とし、量的比較分析を行ったのは、福祉国家の給付国家としての側面に着目したものである。他方で、給付国家としての福祉国家を質的比較したものとして、エスピン-アンデルセン（1990）が行った資本制における労働の脱商品化、階層化、福祉の脱家族化<sup>35</sup>を切り口とした分析があった。そこでは、存在概念としての福祉（国家）レジームの類型化が行われている。

さて、武川（2007）は、表 1-3 のとおり、福祉国家を「社会構造と社会変動の中に位置付けるという課題（福祉国家の経験社会学）」（存在）と「社会的な価値の視点から位置付けるという課題（福祉国家の規範社会学）」（当為）の 2 面から見る必要があると説く。福祉国家の当為概念は、目的であり、「福祉国家を何らかの目指すべき目標の一つとして捉える規範的な立場」である。武川は、「福祉国家という言葉は、本来、第二次世界大戦前にファシズムの掲げる「権力国家」の対抗概念として作られた概念であり、イギリスの国家目標を示す当為概念として生まれた」（武川 2007、p. 4）のだという。欧州においても日本においても、国家目標としての福祉国家であることは重要で、福祉国家になるべきか否かの規範命題の議論において、「福祉政治」といった概念によって総括される。

一方、福祉国家の存在概念は、福祉国家化を進めるための手段であり、「福祉国家を現実存在する事象を記述・分析するための概念」（給付国家、規制国家）として扱う。

つまり当為概念の規範とは本論の問いである「なぜ福祉国家になりたいのか・なるべきか」の問いに答え、存在概念としての規範とは、「どのように、どのような福祉国家になるのか、変化するのか」に答える命題であると言える。

本論で議論を進めるためにも、福祉国家の操作的定義は、上記の 3 つの側面を総合的に満たす定義が必要であると考えられる。つまり、福祉国家とは、国家による社会政策における規制とプログラムの種類・仕組み、対象とそのカバレッジ、給付内容と水準、財源、社会費用の対 GDP 水準などが総合的に判断されるべきであると考えられる。

---

<sup>35</sup> 福祉の脱家族化とは、ここでは都市化や核家族化などの何らかの理由によって従来家族メンバーが担っていた子供や高齢者に対する福祉（世話）を担えなくなることを言う。

表 1-4 にある通り、歴史的に対 GDP 比における社会費用が、3%を超えるのがドイツでは 1900 年、イギリスでは 1905 年、アメリカでは 1920 年、フランスでは 1921 年である。また、5%を超えるのが、ドイツで 1915 年、イギリスで 1920 年、アメリカ、フランスで 1931 年である。福祉国家は歴史的な産物であり、各国の制度には多様性

表 1-4 社会費用の増大（福祉国家形成期）

社会費用が3%、5%以上となった年、社会費の1960年、1975年の対GDP比				
	社会費	社会費	社会費対GDP	社会費対GDP
	≧3%GDP	≧5%GDP	1960年	1975年
フランス	1921	1931	14.4	26.3
ドイツ	1900	1915	17.1	27.8
イギリス	1905	1920	12.4	19.6
スウェーデン	1905	1921	-	-
米国	1920	1931	9.9	18.7
日本	1951年以前	1962年前後	4.86	9.49
韓国	1992年以降	1996年	-	-

出所：クリストファー・ピアソン(1991)『曲がり角にきた福祉国家』p.213  
 (表4.4 社会費用の増大(対国内総生産比)、日本は「部門別社会保障給付費及び対国民所得費(昭和26年度-平成16年度)」、韓国はOECD Data, Special Spendingより、筆者作成。  
 注：出所が異なるため欧米諸国と日韓のデータの単純比較はできない。

がある。一概に何かの絶対的基準をもって福祉国家であるとは言い難く、その時期も制度内容も相対的な側面を持つ。

そこで、本論では、先行研究にあった西欧の福祉国家化の変遷と歴史的発展を捉え、福祉国家の制度的な確立時期と実質的な運用が一般化した成立時期とを分けて考えたい。

#### 《本論における福祉国家の定義》

福祉国家の定義としては、質的基準と量的基準を併せ持つことを条件としたい。まず質的基準として、国民皆保険と国民皆年金が、導入されていることとしたい。ここでの導入とは制度が法的に確立しているかどうかである。次に量的な基準として、社会費用の対 GDP 比が 5%を上回っていることとし、その両方（質と量）が成り立っていることをもって福祉国家の「確立」（時期）としたい。理由は、西欧諸国が国民皆保険・皆年金の制度化をはじめた時期の社会費用が 5%前後であったためである。

一方、社会費用対 GDP 比が、10%を超えた時期をもって、福祉国家の「実現」と定義したい。理由は、表 1-5 にある通り、西欧諸国で社会保障制度の拡充が本格化した 1950 年代に対 GDP 比が 10%を超え、1970 年代を通して福祉国家の完成が見られると判断するからである。現在の西欧諸国では、社会費用対 GDP 比は概ね 20%を越しており、これが現代の福祉国家の常識的な条件であるとも言えるが、本論では後発の東南アジア 5 カ国の福祉国家への変容過程（タイミング、シーケンス等）、すなわち福祉国家化を議論するために、福祉国家の誕生・確立を 5%、成立・実現を 10%とするのが妥当だと考えたい。

もちろん、国民皆保険・皆年金制度の実効性を評価するためには、被保険者のカバレッジと給付水準の比較も重要である。表 1-2 の通り、西欧諸国の多くは、19 世紀末から徐々に諸制度の確立し、1910 年代からの戦間期を経て第二次世界次大戦中・後の 1940 年代にカバレッジを全国民に広げ、1950 年代から 70 年半ばにかけて給付の範囲と水準を拡充させていった（表 1-5）。しかし、フローラによると、「西欧において、1930 年代のはじめ、労災、疾病、障害、老齢にたいする保険の保護を受けていたのは、労働者総数のおよそ半分に過ぎ」ず、「失業保険を受けることができたものは、労働者総数の 5 分の 1 にもみたなかった」（C・ピアソン、p. 243）。そして「1970 年代の中頃になると労働者総数の 90%以上が、老齢、障害、疾病に伴う収入源に対する保険を享受するようになり、80%以上が労災保険の、60%以上が失業保険の適用を受けることが可能になった」（同）のである。そこには制度の確立と給付水準の上昇、そしてカバレッジにズレがある。

	日本	韓国	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	米国
3%を超えた年	1952年以前	1992年以前	1905	1921	1900	1905	1920
5%を超えた年	1954	1996年以前	1920	1931	1915	1921	1931
10%を超えた年	1976	2009	1950	1950年以前	1950年以前	1956	
15%を超えた年	1999	-	1980年以前	1963	1960	1970	
20%を超えた年	2009	-	2008	1972	1972		2014
25%を超えた年	-	-	-	1991	1992	1981	
2017年 (OECD)							
Total Social Spending %/GDP	23.80%	12.60%	23.30%	31%	25.20%	24.44%	29.60%

出所：C.ピアソン(1991)、フローラ (1985)、OECD Dataを元に筆者作成。

他方、カバレッジ率と保険料の支払い状態、給付水準については、以下の課題があるため、正式な操作的定義としては活用せず補助的に活用することとする。まず、カバレッジは自動的な名義だけの加入なのか、実態を持って加入できているかの区別が難しい。次に保険料の支払いについてのデータ入手が困難であるためである。そして給付水準も各国の経済水準、給付の方法（現金なのか現物支給なのか）、治療を行う主体（病院）のばらつきと治療の水準が比較可能ではないためである。

### 【何・誰 (What/who) が、なぜ (Why)、どのように (How) 福祉国家化したのか】

西欧諸国が、「どのように」、つまり福祉国家化したかのメカニズム、歴史的発展に関する先行研究は、前述の通り豊富にある。一方、福祉国家が歴史的産物であることから、実は福祉国家化の「なぜ」、「何・誰が」と「どのように」の先行研究が渾然一体となっており、分離してレビューすることはかなり難しい。そこで本節では、先行研究における福祉国家化の動因、主体、メカニズムの探求をまとめて検討したい。



### 《福祉国家化の歴史的パターン》

西欧諸国の福祉国家化過程を観察した C. ピアソンは、福祉プログラムの「採用順序や拡張の仕方」として、以下のシーケンスの共通点を指摘している。ここでは、C. ピアソンの分析を紹介する (C. ピアソン、p. 221)。

第一に、様々な福祉プログラムのうち、最初に採用された制度は労働災害補償であり、そのあとに医療保険、老齢年金と続き、そして最後に採用されるのが失業保険であった、とした。

第二に、福祉プログラムで最初に保険が適用された範囲は、基幹産業か、特に危険な職種の労働者、例えば鉱業労働者などであり、その後、あらゆる工業の労働者にまで拡張され、次いで地方の農業労働者、さらには扶養家族や被保険労働者の遺族に広げられ、最後に適用範囲が自営業者に拡大され、人口の大半が網羅されたという順番の共通性を示している。

第三に、給付対象の拡張にも類似のパターンがあり、初期の拡大は、受給資格の幅を広げて（受給者を増やしたり）、また給付額を引き上げる法律を制定する。その後の拡大で特徴的なのは、受給資格の制限がさらに緩和されたことで、西欧での 1950 年代後半から 1960 年代以降についていえば、均一給付から、所得比例給付へと移行したことが特徴的であったとした。一般的傾向でいえば、福祉プログラムが、任意加入から強制加入へと移行したことが拡張の要因になったのだと指摘している (C. ピアソン、p. 221)。

このように西欧諸国の福祉国家化における歴史的変遷には、社会政策の種類、対象者、対象基準の発展に共通点したシーケンスが見られたと指摘している。これら諸制度成立のシーケンスに関する観察と分析は、東南アジア 5 カ国の福祉国家化分析に大変大きなヒントを与えるだろう。

ところで、福祉国家を「資本主義と国家の産物」と捉える分析は多い。C・ピアソンは、「18 世紀から 20 世紀の間に、農業中心で地方分権的な伝統社会から、徹底的に工業化された（国際的で）国民単位の近代社会へと、巨大な歴史的転換が起こり、それが原因となって生じた社会的変化との関連で、福祉国家の出現を考えることができる」（C. ピアソン、p. 33）と捉えた。

資本制の発展と福祉国家化は構造的にもタイミング的にも関係が深く、C・ピアソンは、福祉国家化を進めた社会発展の背景を、大規模な工業化による産業化の影響、人口増加による社会構造の変化、国民国家の成長、そして民主主義・市民権の拡大にまとめている。C. ピアソンによれば、産業化とは、農業就業者と農村人口が長期的に減少し、広範な都市化がおこり、土地を持たない都市労働者階級が発生し都市住民層が形成され、(半)熟練の読み書きのできる信頼できる労働力が必要になり、同時に労働者が非自発的に賃労働を見出せない状態＝「失業」が発生し、ホワイト・カラーの雇用が増大し、中間階

級が成長し、歴史的に前例のない豊かな富をもち、持続的で長期的な経済成長が行われる社会が創出されたこと（C. ピアソン、p. 33）、であった。

また、人口構成の変化については、家族生活や地域生活の形態が変化したこと、労働人口と非労働人口、「家庭」と「労働」との分離がすすんだこと、幼児死亡率が減少し平均寿命が伸長したこと、労働力に参入されないことを公認された層（老齢退職、病氣、能力喪失、育児、さらには学業専念などによる）が出現したことなどを挙げている。

次に人々が国民と国家へとまとめられ、国民国家が建設された結果として、国内が平和で、政府権力が中央集権化され、「専門化された」行政事務が発達し、新しい監視技術と進歩した通信網を介した国家機能が増大したことなどを挙げた。

最後に政治的民主主義の発展・政治的市民権の台頭として、法的市民権の拡張、選挙権の拡大、社会民主主義政党の発展、労働者階級に関わる「社会問題」ないし政治「問題」の著しい増加が見られる様になり、これら全てが西欧諸国における福祉国家化を推し進めた背景・原因であると指摘した（C. ピアソン、pp. 34-35）。

#### 《社会権の確立》

T. H. マーシャル(1993=1950)は、シチズンシップを3つの要素(市民的(civil right)、政治的 (political right)、社会的 (social right))に分け、それらの発展によって、またそれらの発展と併行する形で福祉国家が成立してきたと説明した<sup>36</sup>。マーシャルによれば、イギリスにおける市民的権利(一般的には自由権)の形成は、人身保護律(1679年)、信教自由令(1689年)、カトリック解放(1829年)、団体禁止法の廃止(1824年)を経て、つまりは名誉革命(1688年)と第一次選挙法改正法(1832年)の間に市民的シチズンシップが人間の財産として認知獲得された(マーシャル、p. 22)。

一方、政治的シチズンシップの形成(一般的には参政権)は、第一次選挙法改正法を経て成年男子の普通選挙権を採用した1918年の国民代表法を境に、経済的資産による選別ではなく、人間としての地位身分へと転換したと指摘した<sup>37</sup>(同、p. 26)。そして、社会的権利(一般的には生存権)の形成が第二次世界大戦を経て20世紀中旬に確立していくこととなる<sup>38</sup>。

これらは、前述の西欧諸国(特に英国)での福祉国家化の発展史と一致する。市民的シチズンシップの成立により社会保障制度の必要性が説かれ、19世紀を通して政治的

---

<sup>36</sup>市民的要素：「個人の自由のために必要とされる諸権利から成り立っている。人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利」

政治的要素：「政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙するものとして、政治権力の行使に参加する権利」

社会的要素：「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利」のことを意味している(マーシャル、pp. 15-16)

<sup>37</sup> 1918年法では、男子は普通(選挙)、女子は30歳以上に選挙権が与えられた

<sup>38</sup> 救貧法において働かない・働かない人間を市民としてではなく無能力者として待遇したのは、20世紀まで彼ら・彼女らの社会権が取り上げられていた証拠であるとマーシャルは指摘している。

シチズンシップが諸制度の整備を推し進め、20 世紀になって社会的シチズンシップの確立によって、社会保障が全国民を分け隔てなく対象とするものとなり、福祉国家化が進んでいったと言う分析である<sup>39</sup>。

市民的権利は 18 世紀に、政治的権利は 19 世紀に、社会的権利は 20 世紀に形成された訳で、本論では特に、3 つのシチズンシップ形成のシーケンスとタイミングに西欧諸国の福祉国家化の Why、What、How についての大きなヒントが隠れているのではないかと考えている。つまりマーシャルが示す通り、福祉国家の発展は、近代社会から現代社会への連続的で漸進的な発展のなかに位置づけられているのである（マーシャル、p. 176）。

なお、田中（2017）は、資本主義と国家の関係を軸として、福祉国家に至る「①資本主義の生成（17～19 世期）、②資本主義の修正（19 世期半ば～20 世期前半）、③福祉国家の成立（20 世期半ば以降）」（田中 2017、p. 22）という三つの段階を理念型として示している。資本主義の発展とマーシャルが指摘した社会思想の発展は、相互依存しながら同時並行的に進んだと考えられている。

一方、福祉国家を資本制と家族、国家の視点から分析することも可能である。つまり、「労働の脱商品化」と「福祉の脱家族化」からの視点である。労働力の商品化は資本制の存立にとっての条件である、なぜならば労働力を賃金という形で引き換えに売り買いすることで成立しており、「この条件を欠いて資本制は成立しない」（武川 2007、p. 21）からである。一方で、資本制は労働者本人の予期しない傷害や失業、定年などを発生させる。失業や疾病、老齢などで労働力たり得ない国民に対して福祉を与えることで、「労働の脱商品化」が確立する。他方、伝統社会では家事労働は家父長制の中で家族によってなされていたが、少子高齢化、核家族化などにより老親の物神両面における世話を家族ではなく国家が担うことで、「福祉の脱家族化」が確立したのである。資本制と地域・家族コミュニティの変容に対応するために、福祉国家が必要となり、推し進められてきたという説明である。

さらには、国民国家形成が福祉国家化を進めたという分析もある。西欧諸国の歴史をみれば、まず①国境線が確定し、中央集権的な行政機構は整備される「国家形成」があり、次に②共通の国民意識が教育などを通じて涵養される「国民形成」が起こる。並行的に③農業から商工業への「工業化」がすすむ段階を経て、④労働者階級の政治参加によって「再分配」が行われ、福祉国家が成立するというリセットやロッキンによる説明である（田中 2017、p. 282）。

一方、正義の思想から福祉国家化が進められたという分析もある。フランソワサヴァエル・メリアンによる区分として、宗教的倫理的な①個人の慈善を中心にした障害者や

---

<sup>39</sup> マーシャルは特に「19 世紀を通じた公的初等教育の成長は、20 世紀におけるシティズンシップとしての社会的権利の再確立へと向かう道程における、最初の決定的なステップ」（pp. 32-34）と、社会思想変容における公的教育の重要性についても指摘している。

貧困者へ対応した中世から②公的救貧（公的扶助）が整備される 17 世紀以降を経て、③労働者保護が導入される 19 世紀、④社会保険が義務化される 20 世紀と、福祉国家の発展史を分析する（田中 2017、p. 282）。

また、田中（2020）では、戦争や国民的、国家的危機に瀕したことによって福祉国家化が進むという分析の存在も指摘されている。「戦争、特に第 2 次世界大戦に際して、各国は医療保険や年金保険といったプログラムを創設あるいは充実させた。医療保険は国民の健康を管理し、優秀な兵士を養成するために有用だった」（田中 2020、p. 71）のであり、国難をバネとした国民感情の沸点とも言える閾値を越すことが、福祉国家化へ突き進むタイミングを提供したとする指摘である。

ガーランドは（2021）は、1940 年代の福祉国家の誕生から 1980 年までを福祉国家 1.0、1990 年代に入り新自由主義時代の福祉国家は 2.0、そして今日、ポスト工業社会において 3.0 へと段階的に変化してきたと説明した。1.0 では、工場労働者や一般労働者が主なターゲットであったが、ポスト工業社会では、個人化などの新たなリスクへの対応が求められるとした。「福祉国家は、革命的理想主義の産物ではなく、漸進的な改革や階級間の連立の産物である」（ガーランド 2021、p. 21）と同時に、「福祉国家と市場資本主義の関係は、機能上は必要不可欠だが、構造上は矛盾含みだ」（同、p. 79）指摘している。だが、今日の状況では、福祉国家それ自体の是非を議論すべきではなく、「なくてはならない」ものとしてとらえるべきで、他の形はあり得ないのだと主張している。

一方、田多（2014）は、社会保障制度をその適用対象範囲の普遍性、救済原理としての権利性、そして制度的特徴としての体系性の 3 つを総体として捉えるべきだとした。また、なぜ世界は社会保障制度を作ったのかという問いに対して、日本、韓国、中国を含む 9 カ国の事例研究により、資本主義の発展に対応するためだったのであり、その結果、現在世界は福祉国家資本主義となっている指摘した。これらの変容は、歴史的な政治経済の構造変容に対応するためだったが、一方で、社会保障制度化を進めたのは労働運動などアクターによるところが大きいとも指摘している。

### 【理論的整理】

さて、ここで、西欧諸国の福祉国家化を、「誰が・何が」、「なぜ」、「どのように」進めたのかの理論的先行研究をレビューしたい。ここでは大きく 3 つのアプローチ、すなわち、政治経済社会構造の変化こそが福祉国家化の要因と考える構造主義的アプローチ、社会変容を起こす、すなわち福祉国家化を進めるのは、人間・組織（の利益）であるとする利益・アクターアプローチ、そして福祉国家化はアクターと構造と歴史、文化の相互性に築かれるとする新制度論アプローチである。各々の先行研究レビューを行いながら、本論における分析枠組みを示していきたい。

### 《構造主義的アプローチ》

C. ピアソン (1991) が、福祉国家におけるテーゼとして掲げた 12 のテーゼの第 1 は「福祉国家は、産業社会の発展によって生じた必要の産物である」であった。経済や政治、社会の構造が、福祉国家化を進めたとする理論的アプローチを示している。構造主義的アプローチ、もしくは構造機能主義的アプローチとも呼ばれ、政治経済構造が福祉国家化を導き出しているとするもので、主なものに産業主義論がある。なぜ福祉国家化したのか、何が福祉国家化させたのかの原因と因果関係に注目することで、そのメカニズムの解明に挑戦する。

今日でも強力な説得力を持つものにハロルド・ウィレンスキーの『福祉国家と平等』(1984=1975) による貢献がある。ウィレンスキーは、社会保障の原因とそれを取り巻く因果関係を 64 か国と先進国 22 か国 (GDP の 5%以上を社会保障費に費やす先進国 (1966 年のデータ)) で、クロス分析、定量分析、重回帰分析した。福祉国家化の原因 (独立関数) として、豊かさ (経済成長)、経済システム、政治システム<sup>40</sup>、イデオロギーなどを設定し、結果 (従属関数) を各国の社会保障費対 GNP 比とし、因果モデルを分析した。

分析結果として、経済水準と社会保障拡充の変化の少なくとも 75%が説明可能であり、「人口の年齢構成および制度の経過年数と、社会保障支出との間に強い相関関係」(ウィレンスキー、p. 70) があることを確認した。また、高齢化と制度の経過年数が仲介変数であることも発見した。一方、経済体制 (資本主義なのか社会主義なのか) は、因果関係はなく、政治体制 (自由主義なのか全体主義他なのか) についても、因果関係がほとんどないと結論づけた。さらにイデオロギーについては、最も無難な一般化を行うとすればと断りを入れながら、「主義主張は多様である」(同、p. 88) と結論づけた。

ウィレンスキーの分析結果は、以下のことを推測させた。まず、経済水準が上昇するにつれ、高齢者の人口比率が上昇し、それは社会保障プログラムの早期導入とその急速な拡大を促す (この事実は、制度の経過年数を示す指標の中に反映されている)。その結果が巨額の社会保障支出となって現れる、というメカニズムである。つまり、福祉国家化 (分析では社会費用対 GDP 比増減) の要因は、一義的には経済成長であり、次いでそれによって引き起こされた高齢化に対応するために、社会費用が増大するという説明である。

ウィレンスキーに代表される産業主義論は、福祉国家の収斂説ともよばれる。1950-60 年代の主流理論である産業主義論では、経済発展 (工業化) によって導かれる国家は、分岐せず、各国の政治経済は共通のモデルに収斂していく。つまり、福祉国家に収斂すると主張された。

これはまた、工業化の発展にともなって労働者と使用者間の階級対立が小さくなり、豊かになり、教育を受ける国民が量産されることで、権力が分散した多元社会が形成さ

---

<sup>40</sup> 四つのタイプの政治体制；自由主義的民主国家、人民主義的権威主義国家、寡頭制的権威主義国家、全体主義国家」を設定 (ウィレンスキー、p63)

れることで、民主化が進むとする、近代化論にもつながる。Seymour Martin Lipset (1959) などが唱えた近代化論は、経済成長が民主化へと収斂させていくというもので、中間変数として厚い中間層の創出を捉えていた。経済成長は、民主化の必要十分条件であるとする、近代化論である。

産業主義論は、福祉国家が産業社会の社会経済的諸制度の構造の変化による帰結であるという点、経済水準およびその人口統計学的・官僚主義的帰結こそが、決定的に重要だと主張した (C・ピアソン、p. 39)。経済が政治・社会を規定するのか、政治社会が経済を規定するのかの議論の枠組みで見れば、産業主義者たちは前者の考え方をとっている。

一方、経済と政治は別であると考えられる傾向の強い新古典派経済学、新自由主義経済学のアプローチからは、例えば、ミルトン・フリードマン (2008=1982) らによる、資本主義と福祉国家との両立は困難であると言う批判がある。また、政治が経済を規定するというケイジャン・アプローチは、供給を政府が作り出すことによる福祉国家政策と言える。

また、資本主義と両立しないと訴えるもう一つのアプローチが、マルクス主義であろう。彼らは資本主義の構造的な課題である「市場の失敗」は、資本主義システムでは解決できず、共産主義経済体制への移行が必要であると説く。つまり、革命による社会経済システムの転換である。ただし、西欧諸国の福祉国家化の歴史的経緯を見れば、資本主義市場経済システムを擁しながら市場を社会に埋め込む方法、つまりは福祉国家化によって市場の失敗に対処しようとした。ネオ・マルクス主義者を含め、共産主義化せず、資本制の枠組みでの問題点の解決策こそが、福祉国家化であるとされる。

さて、近代化論者は、収斂説に従い 1960 年代に中南米諸国で政治社会実験を繰り返したが、現実には民主化に収斂する国は少なかった。収斂するよりも多様な帰結を導くという説は、説得力をもつようになり、産業主義論も同様に説明力を失っていった。ウィレンスキーの 1966 年時点先進 22 カ国を対象とした分析には、様々な検証と反論が提出され (C. ピアソン、pp. 40-45)、66 年当時のアメリカや日本のような例外をうまく説明できず (田中 2007、p. 11)、今日の中国やシンガポールの状況もうまく説明できないのである。

#### 《利益・アクターアプローチ》<sup>41</sup>

福祉国家を含め、制度は人間が自らの利益追求のために作られるというアプローチである。

マルクス史観に基づく政治経済分析である上部・下部構造という枠組みは、経済という土台である下部構造が上物である政治構造を規定するという考え方である。静態的

---

<sup>41</sup> 本論では構造主義的アプローチに対し、利益選択や合理的選択論など、アクター (人間) を中心とした分析アプローチを、利益・アクターアプローチとしてまとめて検討する。

析で極めて構造主義的な分析であるが、一方でそれが故に硬直した社会を変容させるためには、社会運動、階級闘争、究極的には革命によるとされた。つまり、逆説的であるが、構造化した政治経済社会を変革できるのは、人間だけだというアプローチでもある。

福祉国家化を含めた社会変容にけるアクターに着目した分析は、1950-70年代の政治学や経済学における、社会を変革、変容させるのは人間であるという行動主義に支えられている。主なものとして合理的選択論などがあるが、今日においても強い説得力を持った主流学説の一つである。利益・アクターアプローチ（もしくは、行動主義）では、「人間行動を科学的に捉えて、複雑な社会現象を単純化して、一般的なパターンや因果関係を見出すことが目指された」のである（建林ほか、p. 36）。

#### （階級闘争論）

まず、近代社会を漸進的な発展のプロセスではなく、階級対立に貫かれた社会と捉えるものに、「階級闘争論」がある（田中 2017、p. 11）。社会は階級で構成されており、資本家階級は富を独占する。労働者階級の団結によってその富を分配させるために階級闘争を行うことで様々な社会保障制度が作られ拡充されてきたという理論であり、説明である。

労働者は労働組合を結成し自らの合理的な利益に則った主張を唱え、資本家も自らの合理的な利益を主張する点では、合理的選択アクター論の一種とも言える。階級闘争としてストライキや交渉を重ねながら、その結果として福祉国家が形成・拡充、もしくは縮小されたとするものである。

階級闘争論によれば、マルクス主義的に生産手段所有の有無による資本家と労働者との間に根本的な対立が、国家が緩和し、資本主義を「長期的に存続させるための装置」（田中 2017）、つまり福祉国家化を進めると言う理論である<sup>42</sup>。

しかしながら、2項対立的な階級闘争論では、例えばイギリスの1970年後半からの景気後退期における保守政権の復活と衰退していった労働運動の中で、1980年代以降にも社会費用が増え続けてきたことを説明できない。そもそも1980年代の先進国では、ホワイトカラー層、技師・専門職のような「新中間階級」が一貫して増大し、労働者と資本家の2大階級への収斂は観察されなくなり、「階級」そのものの存在が不確かで、階級対立という分析手法が不可能になっていた。

#### （労働資源動員論）

---

<sup>42</sup> 場合によっては、中間層が階級として社会政策拡充の要求・闘争に加わることもあるだろう。一般的に西欧諸国では中間層が社会保障の恩恵をもっとも受けると認識されているが、米国では中間層は福祉を負担するだけだという認識のもと、中間層が必ずしも福祉国家化を推し進める階級とは言えない。米国における中間層とMiddle Classの捉え方の違いにもよるのかもしれない（ライシュ 2007、2010；ギデンズ 2001）。

それらの批判を受け、利益・アクターアプローチの一つの発展理論が、労働資源動員論である。労働資源動員論は、ストライキなどの労働・社会運動によって政府や資本家など為政者に要求を飲ませると言う単純な2項対立的な階級闘争が、必ずしも福祉国家を形成したり変容させるのではないと捉えたのである。

実は資本家にとっても社会保障制度の充実が労働者の生活の質を向上させ、良質で安定した労働力を供給できる仕組みであるため、福祉国家の拡充は両者の利益となるのである。そこには労働組合だけでなく左右の主張をする政党他、二項対立ではなく多重的、多層的な利害の枠組みがあるのである<sup>43</sup>。労働資源動員論および権力資源動員論は新政治経済論的に福祉政治を分析するアプローチとされる<sup>44</sup>。

エスピン-アンデルセン(1990)は、権力資源動員論を用いて、西欧諸国の福祉レジームが、資本主義(市場)、国民国家、家族の3つの相互関係により構築されるものとし、「労働の脱商品化」と「階層化」、「福祉の脱家族化」という視点から、各国の福祉政治を分析し、自由主義的福祉国家(米国)、保守主義的福祉国家(大陸ヨーロッパ)、社会民主主義的福祉国家(北欧)という3つの福祉レジームに類型化した。(表1-6参照)

	社会民主主義レジーム	自由主義レジーム	保守主義レジーム
脱商品化	高い	低い	高い
社会的階層化	低い	高い	高い
家族の役割	周辺の	周辺の	中心的
市場の役割	周辺の	中心的	周辺の
国家の役割	中心的	周辺の	補完的
典型例	スウェーデン	アメリカ	ドイツ

出所：田中拓道『政治経済学』p.74から抜粋(元はアンデルセン(2000)p.129を修正)。

社会政治経済的構造や発展経緯の相違から国によって、アクター自身およびアクター間の力関係は異なっている。労働運動や社会民主主義政党が強い北欧諸国ではより社会民主的な福祉国家レジームが、職業組合やキリスト教政党が大きな力を持ったドイツなどの大陸ヨーロッパでは保守的な福祉国家レジームが、イギリスのように金融産業や自由主義的政党が強い国では、自由主義的な福祉国家レジームが形成されたのだと分析した。つまり、「エスピン-アンデルセンは、異なった政治的リーダーシップが異なった福祉国家体制を形成した」(新川2004、p.186)、と考えたのである。

<sup>43</sup> 「権力資源動員論は、産業主義理論の影響を受けていた戦後社会民主主義の福祉国家論に近い。しかし、新自由主義やネオ・マルクス主義の展開をふまえて登場したこの潮流は、福祉国家と資本主義的市場の緊張関係に留意し、生産手段をコントロールする経営者の権力を重視する」(新川2004、p.180)

<sup>44</sup> 本論では、労働資源動員論は労働を、権力資源動員論は様々な権力を動員し福祉政治を行うものとして捉える。



この様に、ウィレンスキーらの産業主義論が、経済（成長）がほぼ自動的に収斂としての福祉国家を導くという社会構造主義的な経済要因説であるのに対し、階級闘争論や労働・権力資源動員論は、政治こそが、福祉国家化（大きくは社会変容）の原動力であるという政治要因説と言える。

「何が・誰が」福祉国家化を志向し進めたのか、「どのように」福祉国家が形成されたのかの問いに対して、階級闘争論は階級闘争というメカニズムを提供し、労働・資源権力動員論は、単純な階級闘争による弁証論的な闘争過程で起こるのではなく、労働組合、資本家、政党などの間の利害と歴史的経緯の中で紡がれている、いわゆる福祉政治がある、と主張したのである。

しかし、階級闘争論と労働・権力資源動員論は、労働組合が衰退し政党も保守化し新自由主義的政策を遂行しようとした 1970 年代後半以降の福祉縮減期の状況を説明できなかった。保守政党が行いたいほどには多くの社会保障政策は縮小削減されず、着実に社会費用が増大し福祉国家の拡充が進んだ現実を説明できず、福祉国家の変容メカニズムを一般化できなかった。つまり、両論は、福祉の始まりや拡充（時期）過程は説明できたが、福祉縮減期のしぶとい福祉国家充実過程を説明できなかったのである。

一方、「なぜ」と「誰・何が」の問いには、ある程度明確に回答できているように思われる。階級闘争論では労使両グループが、労働・資源権力動員論ではアクターである労働組合や資本家、政党などのステークホルダーが社会保障制度の変容を求めるという立て付けであり、明快である。ただし、今日、階級や多様な利害グループのそれぞれの主張が重なり合ったり、階級・利害グループそのものが希薄化するにつれて、結局、誰が何を求めているのかがぼやけてくるという批判からは逃れられなかった。1990 年以降の西欧福祉国家の持続的発展と多様な展開、分岐を説明できなかったのである。そこで注目されたのが、経路依存性に注目した歴史的制度論を筆頭とした新制度論であった。

#### 《新制度論アプローチ》<sup>45</sup>

「福祉国家とは、社会保障制度を不可欠の要素として成立した国家体制である」（金成垣 2008、p. 63）ので、福祉国家化を分析するということは、制度化を研究の対象とすることでもある。1980 年代から経済学や政治学で主流となった新制度論は、福祉国家研究においても今日の主要なアプローチの一つである。

ノースは、制度を「社会におけるゲーム」あるいは人間の相互作用を形作る人為的な約束」（ダグラス・ノース 1990）と定義している。国家、国際社会、家族、職場、市場法律全てが制度である。

---

<sup>45</sup> 一般に、旧制度論と区別すべく、新制度論と呼ばれるが、多くの引用文献では、特に社会学的新制度論における歴史的制度論、合理的選択制度論、社会学的制度論と新が省かれることも多い。本論でも、社会学的新制度論には新をつけるが、上記 3 つの新制度論には新を付けずに表記する。

Hall and Taylor (1996) によれば、新制度論には大きく 3つのアプローチがあるとされる。端的に言えば、制度を形成・変容させるのは、人間か（合理的選択新制度論）、歴史か（歴史的新制度論）、社会か（社会学的な新制度論）、という問いに対する取り組みであるといえる。

制度は作られるが、いったん作られた制度は人間、社会、歴史を相互に影響を持ち合わせる。つまり制度形成に制度そのものも主体となるという前提が新制度論にはある。旧制度論との違いは、制度は単に作られて終わりではなく、次につながる社会の仕組みでもある。新制度論では、制度を単に仕組みと理解するのではなく、アクターである人間や社会、歴史と相互に影響しあいながら捉えるのである。

建林他 (2008, pp. 36-62) は、新制度論における合理的選択制度論、歴史的制度論、社会学的制度論の理論的前提を示しながら、各々の前提の違いから理論の枠組みを整理している。ここでは、建林の整理を土台とし、それぞれのメリットとデメリットについて考えてみたい。

合理的選択制度論には、

- ① 個人が社会を形成する。逆に言えば、社会は個人に分解できる
- ② 個人は行動に先立って目標を持ち、その目標を可能な限り実現しようとして行動する（合理性の仮定）
- ③ 制度が個人の行動の選択肢や、行動の帰結がいかなるものになるかを規定するとともに、個人の行動の集積が制度を変化させる（制度と個人の相互作用）

との前提の上に成り立つと説明する。（建林ほか 2008, p. 42）

（合理的選択制度論）

つまり、合理的選択制度論とは、制度を「フォーマルな、組織と区別された、人為的」なもととし、上記 3つの考え方が深く結びついた理論であると説明している。一方、社会学的制度論は、②の「先験点的な形で外部からの理解が可能な目的を持つアクターを想定する」という点に合意しない。つまり、「個人の目的や選好は社会を離れては存在し得ず」、「それらは何らかの社会的な共通理解や規範によって、いわば外部から付与される」という考え方に立脚しているのである。

また、社会学的制度論は、「個人と社会を区別しながらも、社会の中のインフォーマルな慣行や規範を含めた制度が個人の選考を形成する側面を重視」し、「インフォーマルなものを含めた制度が個人に先行して存在すると考えつつ、組織は制度と区別される」という前提を持っているのである（建林ほか、p. 45）。

他方、アクターの合理的選択による制度化は、「常に制度的制約のもとに行われると考えられる」（新川 2004, p. 15）ため、合理的選択制度論は、「基本的に合理的経済人を前提とする演繹モデルであるため、汎用性は高い。ただしその汎用性の高さは、各国の歴

史的現実を照射するという犠牲の上に成り立つものであるし、レジームやレジームの構造変化といったマクロな現象の分析には適さない」（新川 2004、p. 20）という批判もある。

さて、上記 3 つの新制度論（合理的選択制度論、歴史的制度論、社会学的制度論）とは別に、社会構造と制度との関係性に注目した構造的制度論がある。それは、合理的選択制度論での①を拒絶、つまり「方法論的個人主義をとらない」（建林ほか、p. 46）点が大きな違いとされる。例えば、民主主義制度下で戦争をしないのは、アクターが選んで戦争をしない（合理的選択制度論）のではなく、制度的に戦争をしない、できない仕組み・ルール、構造になっている（アクターの関与はない、少ない）という立場であり、例えば、制度的な拒否点を重視する。「社会学的制度論と構造的制度論は、制度を必ずしも人為的なものと考えない点で、合理的選択制度論とは異なる」（建林ほか、p. 43）のである。主に、政治学で多用され、比較政治学によるアクターの要因、構造的要因、制度的要因の連関性に着目した制度変容などが研究されている（久保 2016；粕谷 2014）。

さて、合理的選択制度論は、アクターアプローチであるため、「誰が」「なぜ」その制度を作ったのかの説明が可能であるという利点があり、他の新制度論アプローチとの連携を作ることが可能である。合理性の仮定、フォーマルな制度への限定を通じて、明確な因果関係を導くことができることは、「新制度論内部の他のアプローチに対する合理的選択制度論の相対的な強み」（建林ほか、p. 43）とされる。一方、社会学的制度論は、制度が個人に先行すると考えるので、制度誕生の因果を説明しにくい弱点がある。アクターと行為、構造を繋げなければ、福祉国家化がなぜ始まったのか、なぜ続いているのか、どの様に変化しているのかの解明は難しい<sup>46</sup>。

#### （歴史的制度論）

歴史的制度論は、経路依存、ロックインなどに着目しながら、歴史的な大きな流れの中での漸進的な福祉国家の制度変化をとらえることに特徴がある。例えば、労働資源動員論によれば、労働者勢力が弱れば福祉国家は縮小されるはずであった。しかしながら、それらはオイルショック後の福祉国家縮減期にも英国を始め多くの国々で社会支出の対 GDP 比は維持され、福祉縮減は部分的にしか進まなかったことを説明できなかった。

なぜ制度（福祉国家）が変化したかではなく、なぜ福祉国家化（制度）の発展がそれほど変化しなかったのかの説明を試みたポール・ピアソンは経路依存性に着目した（Paul Pierson, 2000）。過去に一度構築された制度は多くの受益団体と利害関係をも生み、制度が持続し発展することにも、逆に変化しないことにも決定的に影響するということを主張した。「福祉拡大の政治と福祉縮小の政治ではそのメカニズムが大きく異

---

<sup>46</sup> 別のアプローチから、主な制度変化のパターンとして、K・セーレンによる「①置換、②重層化、③漂流、④転用」も、あげられる（田中ほか 2020、p. 62）。Mahoney and Thelen(2010)

なってくる」(新川 2004、p. 205) ことを経路依存性という分析ツールを用いて歴史的に説明したのである。

グローバル化や脱工業化という福祉国家に対する大きな影響がありながらも、過去の経路依存が強い場合、変化は緩慢となるのである。もちろん、P. ピアソンは全く変化がないと主張したわけではなく、経路依存しながらもアクターや社会経済構造の変化にともない、福祉国家制度の変化はありうるとした。ただし、歴史的制度論は、「マクロな政治経済レジームの特徴やその長期的な変動を捉え、説明するという点では優れている」一方で、「各国独自の歴史的文脈を強調するので理論的一般化が難しいという問題」(新川 2004、p. 20) と同時に、「制度の変化を説明する際に困難を抱えることになりやすい」(田中 2020、p. 10) など、社会変容を分析するための根本的な課題がある。

#### (社会学的制度論)

歴史的制度論への批判を経て次に注目されたのが、社会学的制度論である。特にアイデアや理念、言説を切り口にフォーマルとインフォーマルな要因を併せて福祉国家化のメカニズムの説明を試みている。

1990年代から各国の社会保障予算が増減する中、1990年代からの西欧福祉国家では多様に制度が改革されるようになった。それらの制度変化について硬直的な経路依存性に代わって、制度変化を説明する新しい理論として、アイデア・言説による新制度論が登場した。アイデアとは共有された理念、信念であり、政策に携わる政治エリートの間でアイデアが共有されることで、現状認識と問題意識が統一(共有)され、解決策が合意されやすく(調整的言説)、市民を説得し、指示を引き出し、政治へと動員しやすく(コミュニケーション的言説)、福祉拡充という制度変化が進むのだという説明である。(詳細は理論的考察を行う第5章を参照)。

#### 【まとめ】

以上見てきた通り、福祉国家が確立した第二次世界大戦後の西欧諸国の福祉国家の変容(確立・拡充・停滞・縮減・変革)における、「なぜ」、「どのように」、「誰が・何が」についての理論の発展は様々にあった。表1-7は、西欧諸国を対象とした福祉国家研究において各時代の「誰が・何が」「なぜ」「どのように」を説明した主要な理論枠組みと主要な要因である。ここでは、時系列で各理論的アプローチをまとめたい。

	福祉充実期	福祉縮減期	福祉再編期
時期	1940年代-60年代	1970年代-80年代	1990年代-現代
理論枠組み	権力資源動員論	経路依存性	アイデア・言説理論
主な要因	労働勢力の権力資源	受益団体による圧力	支配的なアイデアの構築

出所：田中拓道『政治経済学』 p.89

西欧諸国に起こった 19 世紀頃からの急速な工業化によって、社会経済構造は激変した。資本制による福祉の脱家族化に対応するための必要として、福祉国家化が進んだという産業化論や近代化論などによる構造主義的な説明は、今日においてもある程度の説明力を持っている。しかしながら、必ずしもそうならないという事例も多発している。

第二次世界大戦後に福祉国家が実現し、1950—60 年代の福祉拡充期においては、主な要因が労働勢力による階級闘争論であるとされたり、さらには資本家や企業経営者、利害を代表した政党政治などによる利害の交錯による労働・権力資源動員論が説得力をもった。成長と分配をめぐるアクター間の福祉政治でもある。

次にオイルショックを経て高度成長が収束し、肥大化した社会保障制度への費用負担が国家財政や経済成長の妨げになると考えられたのが 1970—80 年代である。この時期は、新自由主義的な政治経済思想のもと、国営企業の民営化や福祉の削減が行われた。成長が重視されたのである。他方、実は一度確立した社会保障制度や予算の極端な削減はさほど行われず、社会費用の対 GDP は引き続き伸長した。この状況を労働・権力資源動員論などの利益・アクターアプローチでは、はうまく説明できなかった。

それに成功したのが、経路依存性に着目し歴史を分析にとりいれた歴史的制度論である。一旦制度が出来上がるとそれに依存する受益者団体などが圧力をかけ、社会保障の急速な縮小が困難となるというメカニズムが歴史社会学的説明によって行われたのである。

しかし、成長も分配も重要であることには違いはなく、1990 年代から現在に至る時期では、成長と分配の両者を求めるとともに、ポスト工業化社会や少子高齢化、個人化、グローバル化など様々な新しい問題に対処するために様々に制度の変更・拡充がなされ、各国の福祉国家の分岐と多様化が目立つ様になる。経済が低迷する中、福祉の拡充は難しいのだが、様々な新しい問題に取り組んだ結果なのか、多様な社会政策の束による多様でかつ着実な福祉国家化が見られたのである。

経路依存性に依るロックインや決定論的な歴史的制度論では、これらの変化をうまく説明することができなかった。もちろんポスト工業化社会における階級の消滅・希薄化や労働組合などの弱体化によって、単純に利益・アクターアプローチである階級闘争論、労働資源動員論、権力資源動員論などや、社会構造を原因とする構造主義的説明でも、西欧諸国での多様な福祉国家化の変化もメカニズムも説明することが困難となった。

そこでこれらの変化の説明に挑んだのが、政治家や官僚など制度構築を担う人間たちが福祉を充実さるというアイデア・言説を共有しているために、財政事情が逼迫しても多様化しながらも福祉国家化は止まることはなく日々発展するのである、という社会学的新制度論におけるアイデア・言説制度論である。

しかしながら、顧みてみれば多くの理論を次から次へと持ち出して、時代ごとの状況への説明理論を毎度変えて乗り切ろうとするのは、些か場当たりのではないかとも感じる。先進国の福祉国家化の様々な変化を分析した多くの理論はどの程度、東南アジア5カ国の福祉国家化に応用することができるのだろうか。福祉国家化における「誰が・何が」「なぜ」「どのように」を、もう少し一般化可能で、福祉国家化の始まりから現在までを説明できる理論が期待される。ヒントは、アプローチを異にする各新制度論が、否定し合うのではなく（シュミット2009）、制度というプラットフォームに相乗りしながら「合金化」しながら、福祉国家化の「なぜ」と「誰が・何が」、「どのように」の説明に挑んでいることかもしれない。

## 2 節：東アジア諸国（日本、韓国）の福祉国家化

前節では、西欧先行国の福祉国家化の経緯を特にタイミングとシーケンスに注目しながら整理、確認するとともにそれらに対する理論的な説明をレビューした。本節では、非西欧諸国で初めて福祉国家となった日本と韓国が、いつ、誰が・何が、どのように、福祉国家化したかについての歴史的経緯と先行理論研究を整理確認する。特に両国が、非西欧のアジア国家であること、近代化および福祉国家化において後発であることに注目しながら、先行研究を批判的に検討しつつ、本論の主たる研究対象である東南アジア5カ国への研究枠組みへとつなげていきたい。

### 【日本】

日本の福祉国家化の歩みについては、基本的に『平成23年版厚生労働白書』第1部「社会保障の検証と展望～国民皆年金・皆年金制度実施から半世紀～」(pp. 32-84)の記述と時代区分を参照、引用する(以降、「白書」とは平成23年度版を指す)<sup>47</sup>。その他の資料、先行研究(橘木2018; 駒村ほか2015; 広井1999、2009; 田中2017; 2020; 武川2001、2007; 新川2015; 富永2001; 宮本2008、2009; 盛山2007; 仁平2019; ほか)を参照、引用も加えながら日本の福祉国家実現の経緯、すなわち、福祉国家への胎動期、制度導入期(福祉国家の確立)、制度の量的拡大・充実期(福祉国家の実現)、制度の縮減期、制度の再編期が、いつのタイミングで、どのようなシーケンスで起こったのか、西欧諸国の発展との共通点、相違点を確認、整理したい。(表1-8参照)

### 《国民皆保険・皆年金実現以前の社会保障》～昭和20年(1945年)代

近代以前の日本の福祉は、西欧諸国同様に、宗教的倫理的な慈悲の観点から行われていた。奈良時代には、仏教に帰依した公明皇后による救貧施設である薬院、悲田院があり、近世では、農村内での地域相互扶助としての無尽、頼母子講が挙げられる。宗教的倫理的な動機による限定的な範囲での救済の時代であり、西欧諸国での対応と似ている(駒村ほか2015、p. 15)。

福祉国家という概念、制度は、明治開国後の近代国家の成立を待たねばならず、欧米よりもずいぶん遅れて始まった。新政府は西欧諸国から思想や制度を啓蒙的に取り入れ始めたのである。1868年徳川幕藩封建体制から明治政府へと移行し、大正・昭和初期にかけて西欧近代の思想と制度を取り入れながら、近代国家、帝国主義国家として発展する中で福祉国家への萌芽が見られる。

---

<sup>47</sup> 仁平(2019)は、昭和Ⅰ期(1926-1945年)、Ⅱ期(1945-1973年)、Ⅲ期(1973年-1981年)、Ⅳ期(1981年-1989年)、平成Ⅰ期(1989年-2000年)、Ⅱ期(2001年-2007年)、Ⅲ期(2007年-2012年)、Ⅳ期(2012年-)と分けて推移を分析している。

表 1-8 日本の社会保障制度の発展

時代区分	主な社会情勢	社会保障制度の主な変遷
(1) 国民皆保険・皆年金実現以前の社会保障（～1945年） ・社会保障の萌芽期 ・戦後の生活困窮者対策 ・社会保障行政の基盤整理	1945年 第二次世界大戦終戦 1946年 日本国憲法制定（47年施行）	1911年 工場法 1922年 健康保険法制定 1938年 国民健康保険法制定 1939年 船員保険法制定 1941年 労働者年金保険法制定（1944年「厚生年金法」に改称）
(2) 国民皆保険・皆年金の実現（1950年～1975年） ・高度経済成長と生活水準の向上 ・社会保険中心へ（救貧から防貧へ） ・福祉元年	1947年～第一次ベビーブーム 1950年 朝鮮戦争（特需景気） 1951年 ILO加盟 1952年 サンフランシスコ平和条約（GHQから独立・日米安全保障条約） 1956年 経済白書「もはや戦後ではない」 1970年 高齢化社会へ（高齢化率7%超） 1971年～第二次ベビーブーム 1973年 第一次オイル・ショック、狂乱物価	1946年 生活保護法制定、失業保険法制定 1948年 医療法制定・厚生年金法改正 1954年 厚生年金保険法全面改正（現行の厚生年金の姿に） 1955年 国民健康保険法改正（国庫補助の導入） 1961年 国民皆保険・皆年金の法制化 1965年 1万円年金 1968年 国民健康保険で7割給付 1973年 「福祉元年」 老人医療費無償化、医療保険で家族に7割給付、高額医療費を制度化、5万円年金、年金支給額に物価スライド製を導入 1974年 雇用保険法制定
(3) 制度の見直し期（1975年～1985年） ・安定的・効率的な制度基盤の確立 ・給付と負担の公平	1974年 経済成長が戦後初めてマイナス 1980年 第二次臨時行政調査会 1984年 女性の平均寿命が80歳を超える 1985年 ブラザ合意 円高、地価高騰 80年後半代～91年 バブル景気	1982年 老人保健法制定（1部負担の導入、老人保険事業） 1984年 健康保険法等改正（本人9割給付、退職者医療制度） 1986年 基礎年金の導入等 老人保健加入者按分率100%へ段階的に引き上げ
(4) 少子高齢化社会への対応（1985年～1998年）	1989年 消費税導入 合計特殊出生率が1.57人に 1994年 高齢化社会へ（高齢化率14%超）	1989年 ゴールドプラン策定 1993年 パートタイム労働法制定 1994年 エンゼルプラン策定 新ゴールドプラン策定（年金支給年齢の引き上げを図る改正年金法制）（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務） 1997年 介護保険法制定
(5) 経済構造改革と社会保障（1999年～）	2005年 合計特殊出生率が過去最低の1.26に 人口減少社会に突入 2008年 リーマンショック	2002年 健康保険法改正（3割負担へ） 2004年 年金保険料水準固定方式、マクロ経済スライドの導入 2005年 介護保険制度改正 2008年 後期高齢者医療制度の創設 2009年 基礎年金の国庫負担を1/3→1/2)

出所：平成23年度版（2011年）『厚生労働白書』からの抜粋・引用により筆者作成。

明治時代の深刻な社会問題であった貧困に対して、「明治政府による日本で最初の救貧対策は、1874年（明治7年）の規則」（橘木 2018、p. 189）とされる。これは太政官



達として行政機関内部の通達であり、対象者は厳しく限定された貧者であり、「受給者は多くても1万8000人程度」(駒村他、p. 21)であった。また後藤新平は健康保険法の制定に挑むものの、福祉は家族が担うべきという考え方が主流であり、政府内での優先度も低く、1929年によく救護法が制定された程度である(橋木2018、pp. 198-99)<sup>48</sup>。

日本では、工業化が進むにつれ労働者保護のために、1911年に初めて工場法が制定されたが、その範囲は年少者および女子の工場労働者の就業制限や業務上の傷病・死亡に対する扶助制度が中心であり、まだまだ「極めて脆弱」(駒村ほか、p. 22)なものであったと言える。一方、民間企業による医療保障は、三菱造船や鐘紡などの新進の大企業が保険制度を企業内で採用し政府より先行し独自の給付事業を行っていた(橋木2018、pp. 200-202)。

1922年(1922年制定、関東大震災のため1927年まで施行延期)によく健康保険法が作られ、政府としての医療保険がスタートした<sup>49</sup>。世界初の社会保険として医療保険に相当する疾病保険法がドイツで1883年に、労災保険に相当する災害保険法の公布が1884年であったので、世界最先端の国からは、約半世紀ほど遅れたスタートだったと言える。

ここで観察されることは、福祉国家を支える社会保障における概念と制度は日本が独自に作ったものではなく、西欧諸国で既に築かれた思想、概念、制度を範として、その中で日本に馴染むもの、取り入れ可能なものを模倣、吸収したということである。

他方、西欧諸国においても福祉国家の形成期であったので、完成された福祉国家思想・制度を受動的に模倣、吸収するのではなく、先行西欧諸国が形成しつつあった思想、概念、制度を啓蒙的に取り入れながらも、西欧諸国に半歩遅れるタイミングで福祉国家化が進んだと考えるべきであろう。

1928年の金融恐慌、1929年から始まる世界恐慌、東北地方での凶作などにより、貧困は深刻な社会不安となり、日本は1937年の盧溝橋事件を契機に1945年の敗戦まで戦時体制に入った。この頃から戦後日本の社会経済制度をある程度規定する「1940年体制」(野口1995)と呼ばれる制度構築が革新官僚を中心になされることとなる。

---

<sup>48</sup> 「貧困による生活不能者のうち、65歳以上の老衰者、13歳以下の幼児、妊産婦、不具疾病、疾病、傷、そのほか精神、身体の障害による労働不能の者に対して、市町村が主体となって、生活扶助、医療、助産、生業扶助の四種類の給付を」(駒村他2015、p. 22)行う程度のものであった。

<sup>49</sup> 「健康保険法の内容は、①工場法や鉱業法の適用を受ける10人以上の従業員を持つ事業所を適用事業所とし、被保険者はその従業員で報酬が年間1,200円未満の肉体労働者(ブルーカラー)としたこと、②被保険者は政府または法人とし、前者の場合は政府管掌健康保険、後者の場合は組管掌健康保険としたこと、③保健給付は、被保険者の業務上、あるいは業務外の疾病負傷、死亡または分娩に対して行われたこと、④保険料を労使折半としたこと、⑤国庫は保健給付費の10%を負担すること等であった。」(『厚生労働白書』(平成23年版)、p. 36)「制度発足時の被保険者数は、1926年(昭和元年)末で政府管掌健康保険が約100万人、組管掌健康保険が約80万人であった」(『厚生労働白書』(平成23年版)、p. 36)

まず、1938年には内務省社会局、衛生局が分離独立する形で厚生省が発足し、同年4月には「国民健康保険法」<sup>50</sup>が制定され、同年7月に施行された。国民健康保険の誕生は、日本の医療保険が労働保険の域を脱し「国民全般」をも対象とすることとし、「戦後の国民皆保険制度展開の基礎が戦前のこの時期に作り上げられた」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.36）とする。

一方、国民健康保険は、「先進国に前例のある被用者保険と異なり、日本特有の地域保険としての性格を有していた」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.36）とある通り、対象者の拡大過程で先行西欧諸国との違い、つまりタイミングとシークエンスの違いがあることを示している。

多くの西欧諸国では工業化が始まる頃にはすでに都市化が進行していたのに対し、日本では工業化が始まったこの頃にはまだまだ農村人口が多数であったからである。つまり、西欧諸国では都市化の後に国民健康保険の対象者拡大が起こったため雇用者を対象の中心に据えることができたが、日本では国民健康保険の対象者拡大後に都市化が起こるため、国民皆保険のためには農民への普及が最大の課題となった。

その結果、日本独特の地域保険としての発足が為されたのである。対象被保険者の拡大において、都市と農村というカバレッジ拡大のタイミングとシークエンスが、日本と西欧諸国とは異なったという分析は、都市化など社会変容がさらに後発的である東南アジア5カ国の国民皆化過程の分析に興味深い示唆を与える。

他方、年金制度の源流は、諸外国同様に、軍人や官吏を対象とする恩給制度から始まる。1875年（明治8年）に「陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者ニ其家族扶助概則」及び「海軍退隠令」が公布され、その後、1890年に「軍人恩給法」「官吏恩給令」へと発展した。教職員や警察官等についても恩給制度が設けられ、1923年に「恩給法」に統一された。国防上の観点から物資の海上輸送を担う船員を対象とした「船員保険制度」が1939年位創設された。

厚生年金保険制度の創設は、1941年に「労働者年金保険法」が公布された<sup>51</sup>。1944年には、女子や事務職員、適用事業所規模も5人以上に拡大され、名称も「厚生年金保険」と改められた。「保険料を納付されることによる強制貯蓄的機能も期待され」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.37）、労働者のみを対象とするとはいえ、戦中に戦後の日本の年金制度や郵便貯金制度の基礎が確立された点も興味深い。

この様に戦時体制下の1942年から本格化した官制国民運動が「健兵健民政策」、「国保無くしては健民なし」をスローガンに「国民が戦争関連の業務や軍事産業に全面的に

---

<sup>50</sup> 「国民健康保険の保険者は、組合（普通国民健康保険組合・特別国民健康保険組合）単位で設立することができたが、その設立も加入も基本的に任意であった」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.36）

<sup>51</sup> 「労働者年金保険の内容は、①健康保険法の適用をうけた従業員10人以上の工業、鉱業および運輸業の事業所で働く男子労働者を被保険者とし、②保険事故は、老生、廃疾、死亡及び脱退とし、それぞれに対して養老年金（資格期間20年で支給開始55歳）、廃疾年金、廃疾手当金、遺族年金及び脱退手当金の5種類が給付された。保険料は、健康保険と同様、労使折半で負担」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.36）

協力できるように」(駒村他、p. 23)、各種制度が整備された。医療保険は、「兵力確保のため、国民の健康水準を高める必要」から、1938年に国民健康保険制度により、適用範囲が拡大され、「1943年度末には市町村の95%に国民健康被検組合が設立された」(『厚生労働白書』(平成23年版)、p. 36)。

日本は、戦中に都市部を除いて皆保険を実現できる体制に近づいていたと言える<sup>52</sup>。国民総力戦が必要となった近代戦争の勃発とその対応というタイミングで、日本の主要な社会保障制度化したことに、イギリス、ドイツなど西欧諸国の戦時体制下での社会保障制度化・拡充と共通性を見ることができる。

### 《敗戦、民主化、制度の再編成》

第二次世界大戦敗戦後、「戦災により都市住宅の3分の1を焼失し、日本全体では工場設備や建物、家具・家財など実物資産の4分の1を失い」、「1945年11月の復員及び失業者数の推計は、1,342万人で、全労働力の30~40%に当たり」(『厚生労働白書』(平成23年版)、p. 38)、物的にも人的にも破滅していた。焦土となった日本は家族を亡くした多くの国民と大量の復員兵で溢れ、生活困窮者が増大したが、占領下の連合国最高司令官総司令部(GHQ)による「軍人恩給停止命令」によって困窮者がさらに増加した。

一方で、GHQは日本を武装解除させ、戦犯を捕らえ、財閥を解体し、民主化を押し進めた。一方、連合軍占領中でありながらも、1945年には、労働者の団結権、団体交渉権、争議権を保障した「労働組合法」、1946年に労働争議の調整手法などを定めた「労働関係調整法」、1947年に最低労働条件を定めた「労働基準法」と、いわゆる労働3法が制定された。1947年には「失業保険法」が制定され、日本初の失業保険制度が創設された。

また1946年に日本国憲法が公布され、第11条に基本的人権の尊重が、第13条に幸福追求権が規定され、第25条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする、いわゆる、「社会権・生存権」が初めて規定された。

他方で、戦前戦中に制度化された国民健康保険は、戦後の急激なインフレに制度が対応できなかった。戦後の社会的、経済的混乱により、休止または廃止する組合が続出し、「1947年には、組合数5,619、被保険者数2,786万人と、1945年に比べ半減」(『厚生労働白書』(平成23年版)、p. 40)していた。インフレ下での給付対策として、1948年に国民健康保険法が改正され、その後、1953年の改正によって国庫補助が法制化された。同様に、1948年、1954年に厚生年金保険法が改正され、戦前・戦時下からの年金体系の整理が行われた。また、財源の確保のために、「財政方式を積立方式から修正積立方式に変更」(『厚生労働白書』(平成23年版)、p. 41)され、つまりは賦課方式へと

---

<sup>52</sup> 「貧困への対応とは、労働運動を背景とした自由な市場の修正としてではなく、秩序維持策や戦時体制への動員作の一環として行われた」(田中2017、p. 37)

転換するとともに、5年に1回は財政の再計算を行うことが制度化された（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.41）。

この時期は、敗戦後の民主化と新憲法発布によって、戦前戦中に法制化された社会保障制度が、国家総動員体制から国民主権の社会保障制度へ再編された時期であったといえよう。

《国民皆保険・皆年金の実現》（昭和30年（1955年）代～オイルショック（1972年））

1956年版経済白書は、前年の国民総生産（GNP）が戦前（1934—36年水準）を超えたため、「もはや戦後ではない」と宣言した<sup>53</sup>。政府は、1957年4月に厚生省内に国民皆保険推進本部を設置し、「国民健康保険全国普及4カ年計画」に着手した<sup>54</sup>。

戦前に制度化された医療保険制度は、「未適用者が1956年3月末の時点で約2,871万人、総人口の32%存在し、大企業労働者と零細企業労働者、国民健康保険を設立している市町村とそれ以外の市町村住民の「二重構造」が問題視された」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.44）。また、「1954年当時、厚生年金の給付水準は年に1,200円、月にすると百円程度でしかなかった」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.48）とされる。

一方で、公的年金制度は、1954年当時、「いずれも一定規模以上の事業所や工場で働く被用者、公務員を対象とする制度であり、農民や自営業者、零細な事業所の被用者などには何の年金制度もな」く、「年金制度によってカバーされている人数も全体で1,250万人であり、全就業者人口約4,000万人の3分の1程度、全被用者人口約1,800万人の約70%程度に過ぎ」ず、「医療保険が農民や自営業者を含め、既に全国民の3分の2をカバーしていたのに比べ、年金制度は立ち遅れていた」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.48）のである。

厚生省は1957年に国民年金準備委員会を設置し、1959年に国民年金法が制定され、61年4月から保険料の徴収が開始した。日本にとって1961年は、「国民皆年金が国民皆保険と同時に実現」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.50）した年である<sup>55</sup>。つまり、国民皆保険と国民皆年金において、日本は決して西欧先行国に著しく遅れたタイミングでもなく、急速な政治経済における戦後復興によってギリギリで西欧諸国と同時代的に福祉国家が確立した国であると言える<sup>56</sup>。

<sup>53</sup> その後、1968年にはドイツを抜いて世界大2位の経済大国となった。

<sup>54</sup> 「政府は、国民皆保険の基盤を確立するため、国民健康保険制度を強化すべく、1961年4月から全市町村に事情の実施を義務付けること、②同一疾病についての旧期間を3年とすること、③給付の範囲を健康保険と同等以上とすること、④給付割合を5割以上とすること、⑤国の助成を拡充すること、等を内容とする「新国民健康保険法」案を提出した。」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.45）

<sup>55</sup> 「国民年金は、20歳以上60歳未満の日本国民（中略）保険料は定額（月／100円、35歳以降150円）で、年金給付については、65歳から月額2,000円（25年以上拠出）、最高3,500円（40年拠出）などの老齢年金などを支給」、「老齢年金が月額2,000円という給付水準では魅力も薄く、特に大都市における制度の滑り出しは順調ではなかった」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.50）

<sup>56</sup> 「1960年までに国民皆年金を実現した国は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北欧4カ国の他、ニュージーランド、アイスランド、英国、スイス、カナダ、イスラエル、オランダの

一方、日本は1970年になると、65歳以上人口（当時は「老年人口」）比率が、7.1%となり、高齢化社会に入った<sup>57</sup>。

戦後の高度成長が続く中、田中角栄政権（1972-74年）では、大幅な福祉の充実が実行される。1973年に医療保険制度では、健康保険の家族給付率の引き上げ（5割から7割）や高額療養費制度の創設、老人医療支給制度を創設し70歳以上の高齢者の医療費の自己負担を無料にした。また、年金保険制度では、給付水準の大幅引き上げと物価スライドおよび賃金スライド制の導入など、大幅な給付の拡充が行われた<sup>58</sup>。これをもって一般に1973年は、日本の「福祉元年」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.52）と呼ばれる。

《制度の見直し期》昭和50年（1975年）代から60年（1985年）代

しかし、日本の福祉元年は、その年の秋に第一次オイル・ショックが勃発したことで、インフレと景気後退、失業リスの上昇というスタグフレーションに直面した。日本の高度成長は突然の終了に見舞われることとなった。西欧諸国が行ってきた福祉の拡充をまさにこれから行うというタイミングであった。

一方でグローバル経済の影響で社会保障の拡充が再検討されるという点では、少し遅れたタイミングで、西欧諸国と同じ環境におかれることになる。ただし、高度成長の余韻と惰性にたよりに、政府は、狂乱物価と呼ばれたインフレに給付水準を対応させるために、「74年度の診療報酬改定では、36%に引き上げ、生活扶助基準では20%引き上げ等の効率の改定」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.55）を行い給付水準維持に対処している。

また、この時期のインフレ対応のために、年金や医療保険の新療報酬、生活保護制度の生活扶助費など給付水準が随時引き上げられ、財政支出が拡大する。「ワニの口」と呼ばれる拡大するばかりの現在の財政の国債依存の端緒を作った時期でもある<sup>59</sup>。そして、1979年には第二次オイル・ショック勃発し、1940年代末から続いた高度成長は完全に終了した。

他方、高齢化は着実に進み、1973年度に10.9%であった「国民医療費に占める老人医療日の割合」は、25年後の1998年には、38.4%を占めた（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.57）。1973年の70歳以上の医療費無料化は、その後老人医療費を大幅増加さ

---

11カ国」であり、「日本は世界で4番目に皆保険を、12番目に皆年金を達成」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.51）とある（筆者注：19世紀末から社会保障制度を整備してきたイギリスとドイツが明示されていない）。ただし、西欧諸国の最後尾について行く程度のタイミングであったことは確かだろう。

<sup>57</sup> 全人口に占める高齢者（65歳）人口が、7%を超えれば高齢化社会、14%を超えれば高齢社会、21%を超えれば超高齢社会とされている。なお、日本の2020年の高齢化率は29%。

<sup>58</sup> 「1965年に当時の平均的な標準報酬月額25,500円の人が20年加入した場合の標準的な年金額が1万円となる「1万円年金」が、1969年には「2万円年金」実現した」（『厚生労働白書』（平成23年版）、p.53）「73年には「5万円年金」が実現。国民年金も「夫婦5万円年金」が実現」された。

<sup>59</sup> 「1975年において初めて特例公債が発行され、1979年度予算では、国債依存度が約40%となった」（駒村ほか、p.28）

せる元凶となったと言われる。そのため、1982年には「老人保健法」が制定され、①老人医療費支給制度を廃止し高齢者にも一部負担を求め、②老人医療費用について国、地方公共団体が3割（国20%、都道府県5%、市町村5%）を負担し、各保険者が7割を拠出することにより全国民が公平に負担することとし、国民健康保険財政の救済策を講じ、③疾病予防などの老人保健医療に対策を盛り込むこととなった（『厚生労働白書』（平成23年版）、p. 57）。1984年からは医療費の本人負担をゼロから1割に改定された。

更に、年金制度においては、「1985年に制度間における給付と負担と両面での公平性の確保や、年金制度の安定的運営のため、全国民共通の基礎年金制度を導入するという大改正が行われた」（駒村ほか、p. 28）のである<sup>60</sup>。

#### 《少子高齢社会への対応》平成元年（1989年）～平成10年（1998年）

この時期は、バブル経済が1991年には終わり、以降今日に至る「失われた30年」と呼ばれる経済停滞期に突入する時期である。日本は1994年には高齢化率が14%を超える高齢社会となり、1997年には高齢人口が年少人口を上回り、社会保障の点から高齢化問題が最大の課題となる。1989年には、ゴールドプラン（高齢者保険福祉推進10か年戦略）が策定されるとともに、1997年には介護保険法が制定された。一方、1994年にはエンゼルプランが策定され、子育てに対する支援・関心も本格化し始めた。人口構造の急激な変化に対応すべく、高齢者と子育てに対する社会保障が注目され始めた時代であった。

#### 《経済構造改革と社会保障》平成11年（1999年）～（新しい問題）

小泉純一郎政権（2001-2006年）では、日米構造協議を含み、英米に遅れたタイミングで、新自由主義思想に基づく政策がとられた。郵政民営化や労働法制の改革などである。2000年代も、経済低迷は続き、2003年には失業率が5.5%と過去最高を記録した。1999年には労働者派遣法が改正され、労働者派遣事業の対象業務の原則自由化がなされた。また、2000年の年金法改正では支給開始年齢の引き上げが始まるとともに、2002年の健康保険法改正では、医療保険の本人負担が3割に引き上げられた。さらに2009年には年金の改正が再度行われ、基礎年金の国庫負担割合を1/3から1/2へと引き上げられた。2004年の年金制度改正では、保険水準固定方式、マクロ経済スライドが導入された。経済の低迷、つまりは税収の低迷と高齢者の増大に対して社会福祉費用の増大に対応する時代であった。

他方、2005年には合計特殊出生率が過去最低の1.26となり、同年、日本の人口はピークアウトし人口減少社会突入の時代となった。また、自由民主党政権から民主党政権

---

<sup>60</sup> 福祉国家の転換のタイミングとして、「70年代の二度の石油ショックと各国の高度成長の終焉によって各国では福祉国家の危機が言われるようになり」、「税の負担を担う中間層の反発が広まり、「福祉反動」と呼ばれる現象が起こった」（新川ほか2004、p. 172）。

(2009-2012年)へ移行したことは、社会保障政策において、まだ手がつけられていなかったいくつかの政策を推し進めることとなった。

一方で、福祉の「個人化」も大きく進んだ。20世紀に入り、家族手当や公的年金が家族を分割し個人化した。近年は、家族において女性の自立・離婚・死別が個人化・脱ジェンダー化を促し、職域では擬製共同体であった職場が個人化し労働の個人化、団体交渉から個人交渉へ変化し、地域では地縁共同体がなくなり個人化し、また消費でも個人化し大量生産画一消費から個人消費へと変化している(武川 2007、pp. 95-114)。個人化への対応は今日的なテーマとなっている。

以上、これまでの日本の福祉国家化の経緯をまとめると以下の通りとなる。

胎動期(福祉国家化の始動)：20世紀末から1930年代

→制度の導入期：1940年—1950年代

→福祉国家の確立：1961年

→制度の量的拡大・充実期：1960—1975年

→福祉国家の実現：1973年

→制度の再編期：1975-1990年代

→「新しい問題」への取り組み：2000年—福祉の個人化、介護、育児、引きこもり

日本の福祉国家化は、第二次世界大戦前・中に急速な制度化をもって胎動期とみなされるが、敗戦後の占領期を経て1961年の国民皆保険・皆年金化によって質的な福祉国家の確立が観察される。高度経済成長を経て給付の大幅な拡大が行われた1973年を「福祉元年」と呼ぶが、本論では、1961年をもって日本の福祉国家の確立とし、1973年を福祉国家実現とする。社会費用対GDP比も、1961年には5%に達し、1975年には10%に達している(表1-5)。社会費用の統計的定義によっては1973年には10%を超えており、象徴的に1973年を日本の福祉国家実現年としたい。

### 【日本の福祉国家研究から東アジア福祉国家研究へ】

日本は、なぜ、どのように、福祉国家化してきたのかの先行研究は西欧福祉国家を範とした研究を中心に豊富にある。他方、非西欧諸国であり、近代化を模倣・吸収することでキャッチアップしてきた日本にとって、福祉国家化にも西欧諸国とは異なった動因とメカニズムが存在すると考えられる。ここでは、特にアジアで始めて福祉国家となった日本の背景や特徴を網羅的に確認していきたい。

富永(2001)は、現代の福祉国家を「解体しつつある家族の中に国家が入っていく制度」(富永2001、p.48)と捉え、福祉国家は「家族の失われた機能を代行するために呼び出された」(同、p.80)と、福祉国家制度の中心を「家族と国家の関係」(同、p.71)に求めている。社会機能主義的必要性に応えたという説である。戦後日本の福祉国家化

を「近代産業社会が直面してきた社会変動の諸段階ごとに社会システムの「機能的必要」という普遍理論的概念と結びつけて説明する」（同、p. 7）立場をとった。

一方で、近代化の中で福祉国家化を捉えた富永は、エスピン-アンデルセンの「三つの世界」を受けて、日本は、リベラル型福祉国家でも、コーポラティズム型福祉国家でも、社会民主主義型福祉国家でもない（同、pp. 204-207）とし、「官僚主導型」（同、p. 217）、あえて言えば「後発産業国型」（同、p. 220）であるとした。産業化と近代化そのものが、国家によって「上から」推進された様に、福祉国家化にも「厚生行政の主導」であり、「厚生省は、高度の国家的使命意識を持って、国民のために福祉政策を用意してきた。日本が福祉国家になったのはその産物」と指摘した。つまり、「日本の産業化は遅れて出発して先進国に追いつくことを目指したがゆえに、「官僚主導型」になった」（同、p. 220）という説明である。前述のマーシャルによるシチズンシップ確立による西欧諸国での福祉国家化の説明とは大きく異なる。

他方、制度の礎は「福祉国家という理念がまだ存在していなかった戦前・戦中までに、既にできていた」（富永 2001、p. 180）と指摘し、田中も「大正デモクラシー最盛期の1920年前後において、「社会連帯」概念が導入され」「社会連帯」思想→1930年代の準戦時体制における「厚生事業」論へと変質した」と指摘している。日本で「社会保障が最初に導入されたのは、1930年代後半からの総動員体制のもと」（田中 2017、p. 39）であり、日本の福祉国家化は後発ではあるが、第二次世界大戦前に既に胎動と制度化の兆しがあり、西欧諸国の福祉国家化というタイミングの最後尾につく程度の同時代性を持っていたと考えて良いかもしれない。

さて、日本の福祉国家化における福祉政治からの研究は豊富にある（田中 2017；宮本 2008；広井 1999；他）。宮本（2008）は、福祉政治の展開を、「①日本における生活保障の制度とその変化、②制度に根を持つ人々の個別利益の連携と対立、③その様な連携や対立を根拠づけた言説」（宮本 2008、p. 5）、に注目している。日本の戦後の福祉政治を、利益動員と言説政治の二つの福祉政治から捉えようとしたのである。例えば、日本では福祉レジームよりも雇用レジームが強力であり、小さな政府であり続けていることが、なぜ、どのように福祉政治の中で形作られてきたかなどを分析した。

また田中（2020）は、日本の福祉政治を歴代の指導者による政策を交えて分析している。例えば、自民党支配による福祉国家化への福祉政治を、党派性理論アプローチを用いている。そこでは、自民党は生産第一主義の立場に立ち、経済成長を優先し、再分配は二次的な問題であると指摘する一方、現実としては、自民党時代に日本の福祉は発展したわけで、党派性理論での因果関係分析は難しいと指摘している（田中 2017、p. 100）。他方、権力資源動員論アプローチによる分析の試みでは、「日本の労働勢力は脆弱であった。労働組合の組織率は、北欧はもちろん、大陸ヨーロッパと比べても低かった。日本では企業別組合が活動の中心で、組織のまとまりは強くない。」（同、p. 101）と指摘し、権力資源動員論での分析の難しさをも示した。そして、「労働組合も受益ネットワ



ークも弱いということは、組織に束ねられていない人が多くいる。そのため、こうした社会では、アイデア・言説によって人々が政治的に動員される余地が大きい」(同、p. 102) のではないかと指摘している。

ところで、日本は基本的に、「男性稼ぎ手モデルは、工業化社会において一般的に見られた」(田中 2020、p. 78) のである。「日本は、福祉国家が高齢者向けの福祉を拡充してきた一方で、現役世代の生活は雇用レジームによって守られてきた」(宮本 2008、p. 83) のであり、つまり、日本では、「男性稼ぎ手型」生活保障が政府の方針だったため、「小さな政府」であり続けることができたという説明がある。「国家の役割は一步引いて、その代わりに日本において福祉の担い手だった家族や企業の役割」を重視し「特に大企業に福祉の担い手として大きな役割」(橘木 2019、p. 234) を託したのであり、家族・企業が福祉の担い手であったという分析である。

また、なぜ、日本は「小さな政府」に「大きな福祉」を求め、それを長く可能としたのかという問いに対して、富永 (2001) は「経済成長を優先させたから」であり、①日本の占領政策を決定したのが、西欧ではなくアメリカだったから、②高度成長期まで高齢化率が低かったから (1970 年に高齢者 7%)、③伝統家族の存在、④女性の有業化が進まず、核家族化しつつも「福祉の脱家族化」が進まなかったから、⑤出稼ぎによっても、まだ地域コミュニティは存続したから、などの歴史的経緯を挙げた (富永 2001、pp. 198-199)。

ちなみに、日本の福祉国家化の経験は、「「後発国家における社会保障制度設計のあり方」という点で、欧米先進諸国の経験にはない独特の意味を有する」(広井 2003、p. 34) と後発であるがゆえの特徴も指摘されている。なお、日本の福祉国家研究は膨大な先行研究があるが、本論は東南アジアの福祉国家化を分析対象としているので、これ以上は割愛する。

#### 《東アジア福祉国家論へ》

さて、20 世紀後半にアジアで福祉国家となったのは日本だけであった。しかし、1990 年代になるといわゆる『アジアの四小龍』(エズラ・ヴォーゲル 1993=1991) と呼ばれる、韓国、台湾などが急速に経済成長するとともに、後述の通り 1990 年代後半に台湾、韓国が福祉国家となった。他方、他のアジア諸国は福祉国家になっていない。そんななか、福祉国家研究は、東アジア福祉国家をどの様に捉えるべきか様々に発展した。ここでは、加藤雅俊 (2019) によってまとめられた表 1-9 を参照しながら、各々の説明の着目点、貢献と課題をレビューしたい。

表 1-9 東アジア福祉国家論の先行研究（加藤雅俊）

	意義	課題
福祉レジーム論	・福祉国家の質的多様性に注目し、脱商品化・社会的階層化・脱家族化という指標に基づき、「三つの世界」を提示 ・労働者階級の階級動員、階級政治的な同盟のあり方、レジームの制度化に関する歴史的遺産の三要因への注目	・多様な社会的保護のあり方の軽視 ・時間的側面の欠如（特に、福祉レジーム論に影響を受けた後続の研究） ・政治連合の形成における理念・文化的側面の軽視
儒教主義的福祉国家論	・先進諸国とは異なり、東アジアにおける文化的な共通性を背景に形成された固有の福祉国家（例、家族・親族による福祉、教育への注目など）の存在を析出。 ・福祉国家発展における理念・文化的側面の重要性を指摘	・南欧諸国などとの共通性や東アジア諸国における多様性を軽視 ・文化還元主義に陥る可能性
生産主義的（開発主義的）福祉国家論	・社会政策が経済政策に従属するなど、両者のリンクージュに注目する必要性を明示 ・福祉国家発展における政治的正統性の重要性を指摘	その他の地域の福祉国家との共通性や東アジア諸国における多様性を軽視 ・どのような政治過程を通じて、生産主義的特徴を有するかが不明確
後発福祉国家論	・生産主義的特徴や家族福祉の重視などが生じる背景として、福祉国家形成段階における国際経済状況に注目	・福祉国家形成の時期が同じであったとしても、同様の形態になるとは限らない ・文脈的還元主義に陥る可能性
家族主義レジーム論	・「福祉レジーム論」で提出された概念や分析視点を発展的に継承することで、脱商品化および脱家族化がともに低いものとして、福祉国家の類型論に東アジア諸国を位置付ける	・「福祉レジーム論」と同様の問題を継承してしまう可能性
「東アジア福祉国家論」が示唆する福祉国家論の発展の方向性	①特徴把握：狭義の社会政策以外への注目の重要性、時間的側面を考慮することの重要性 ②因果分析：政治主体や政治制度の重要性だけでなく、政治文化・理念などの要素も射程に収める必要性 →「社会保障と雇用保障のミックス」に注目し、「福祉国家の黄金時代における四類型」から「福祉国家の斜陽時代における二類型」へ →福祉国家発展における「利益・制度・アイデアの相互作用」への注目	

出所：加藤雅俊（2019）「表1 議論のまとめ」「東アジア福祉国家論」から「東アジア発の福祉国家論」へ」p.263 より抜粋。

まず、東アジア福祉国家研究に最も大きなインパクトを与えたのが、エスピン＝アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』（1990）による、西欧諸国を中心とした福祉レジーム研究であることは間違いない。世界の福祉レジームを労働の脱商品化、福祉による階層化、福祉の脱家族化を軸に各国の福祉政治を質的に比較分析し、自由主義的、保守的、社会民主的な福祉レジームの三つに類型化したのである。半ば、西欧型福祉国家にキャッチアップすることをミッションであると考えていた日本の多くの研究者は、日本の立ち位置を模索すべく議論が活発となった（金成垣 2010、2016、他）。もちろん、その時期に福祉国家化を実現させつつあった台湾や韓国においても同様である（金 2005、2008；李 2011）。しかしながら、長い議論の末、エスピン＝アンデルセンに端を発した「福祉国家類型論において、日本は座りが悪かった」（田中 2017、p. 82）のであり、韓国においても「座りの悪さ」（金 2008）があった。

### 《儒教主義的福祉国家論》

福祉国家化したのが、アジアでなぜ日本と韓国、台湾だけなのか。まず、最初に答えたのが、「儒教」という文化社会的要因をもって説明しようとした、「儒教主義的福祉

国家 (confucian welfare state) 論」 (Jones 1990 ; Goodman and Peng 1996、他) であろう。古くは、梅掉忠夫から続く文明史観であるが、元々は福祉国家化のための議論ではなく、東アジアの経済発展を説明するために広く語られた。また、東アジア諸国の研究者は、儒教的であることを特殊で優越的、東アジア的であるとし、強調する嫌いもあった<sup>61</sup>。

しかしながら、「儒教主義」という文化からの説明は、様々な批判をうける。大きくは儒教が経済発展、もしくは福祉国家化の必要条件なのか、十分条件なのかの議論であろう。つまり、経済発展のためには儒教主義が必要であったのであれば、儒教以外の文明圏では経済発展も、福祉国家化もしないことになる。もしくは、儒教が十分条件であれば、儒教文明圏は全て経済発展し、福祉国家化するという論理になる。世界には儒教文明圏以外で経済発展している国も福祉国家化している国もある。また、日本以上に儒教主義が文化的に強いベトナムと北朝鮮はなぜ経済発展せず、福祉国家化もしていないかの説明もできない。つまり、文化的共通性としての儒教は、福祉国家化の原因にはなり得ないとされたのである (ただし、仲介関数として、儒教文化圏が関与することはありうるだろう)。

#### 《生産主義的 (開発主義的) 福祉国家論》

次に、アジア諸国の福祉国家化の特徴を説明しようとしたのが、生産主義的福祉国家 (Productive welfare state) 論である (イアン・ホリデー+ポール・ワイルディング 2007=2003 ; メイソン・キム 2019=2015 ; 他)。開発主義が自らの存在の正当性と正統性を示すために経済発展が必要であったというアジアの事情を捉え、東アジア諸国が、「政治的目標の重視 (社会秩序の維持のために社会政策を利用する)、福祉増進の前提としての経済成長と完全雇用、生産主義的福祉の重視、福祉における家族の重視、国家の固有な役割 (規制者として重要)」 (加藤 2019、p. 255)、という特徴を生産主義的福祉国家論にまとめ上げた。社会政策が経済成長に従属するというのがポイントであろう。

序章2節の前提的議論で述べた通り、アジアの国々の近代化が、まずは経済領域で発揮されたことは間違いない。また、豊かさこそが、新興独立国民国家、また開発独裁体制の目標であり、存在理由でもある。産業主義的福祉国家論は、経済が政治や社会を牽引するという実態を示すとともに、その経済が開発独裁体制によって維持されているという点をモデル化したものと言える。また、生産主義的福祉国家は、福祉資本主義や別の面から見れば概ね雇用主義的、企業福祉的でもある福祉国家論である。末廣 (2010)

---

<sup>61</sup> ちなみに、福祉国家研究では久しく、東アジアの定義が曖昧である。東アジアに東南アジアを含めることも多い。本論では、もちろん東アジアと東南アジアを区別しているが、本節では先行研究の多くが識者によって区別がないのでそのまま記述する。

が、東アジア（東南アジアを含む）諸国の福祉国家化を企業福祉の観点から分析しているのは、東アジアの福祉国家化が産業主義に基づくとの仮説の上にある。

#### 《福祉レジーム論とアジア福祉国家類型化》

さて、本論での類型化の試みが、エスピン-アンデルセン（1991;1999）の3つの福祉レジーム論に端を発し、特に1990年代から一大ブームとなった東アジア（日本、韓国、台湾など）福祉（国家）レジーム論からの発展形ではなく、なぜ、後発というタイミングとシークエンスからの類型化としたのかについて説明が必要かと思う。

エスピン-アンデルセンが議論をリードした3つの福祉（国家）レジーム類型およびそこから発展、派生した（東）アジア型福祉国家レジーム論と一線を引くには以下の理由がある。

まず、3つの福祉国家レジーム論は、西欧諸国の時間的歴史政治空間で形成された福祉政治から導かれている。帰納法的に英国、ドイツ、スウェーデンなどの福祉国家（化）の事例分析（過程追跡し構築した西欧独自の歴史的的政治的枠組みと福祉政治）をもとに類型化、理論化したものを、今度は演繹的に東アジア、東南アジア諸国に応用しようとしている点、もしくはバージョンアップとして新類型の構築を試みる点が、東アジア福祉レジーム論の問題なのである。

本論で見た通り福祉政治は、各国の文化、社会、政治、経済とその歴史的経緯に大きく規定される。近代化を自ら作り上げてきた西欧諸国と近代を模倣・吸収しようとしているアジアの福祉国家化では、基礎的なものが違いすぎて比較にならないと考えられる。

福祉国家レジームの（東）アジア型というものがありえないもう一つの理由は、アジアとは何か明確でありながら不明瞭なことによる。本来アジア（Asia）とは、西欧文明以外を示している。西欧諸国にとって、歴史的に世界は欧州に隣接するアフリカとトルコ以東のアジアで構成されている（新大陸を除けば）。トルコ以東を中近東（Middle East）と呼び、中国文明もインド文明も東南アジアも全てがアジアと呼ばれ、その地理的コンセプトをアジア人である我々も使っている。つまり、アジアとはアフリカと新大陸を除き、欧州にとって「それ以外」を示しているに過ぎず、アジアは西欧諸国による主観的領域概念に過ぎない。

故に欧州内の英国、ドイツ、スウェーデン間の細やかな福祉政治の相違点をもとにした福祉（国家）レジーム・類型化を、「その他全ての国々」の福祉（国家）レジームに演繹的に当てはめようとしたら、3つの類型化を基に導き出した相違点を出発点・基準として「東アジア」もしくは「アジア」を類型化することには、やはり無理がある。もちろんアジア型福祉国家を非西欧型福祉国家型と捉えることも、本末転倒である。やはり、アジア諸国への西欧型福祉（国家）レジームの応用には無理があるのである。

#### 《後発福祉国家論》

さて、本論においては、福祉レジーム論自体に問題があるのではなく、それに執拗に固執しそこから離れられない東アジア福祉国家研究が問題であると捉えてきたが、近年、やっと出口が出てきた様に考えられる。東アジア諸国の福祉国家化を時間と因果関係に注目し議論を発展させたものが、「後発福祉国家論」である。韓国や台湾の福祉国家化を、西欧諸国、そして日本に遅れた「後発」であるとし、その因果関係とメカニズム分析を行った（武川 2007；金成垣 2008；李蓮花 2011；金成垣編 2010）。後発理論は、本論の主たる主張でもあるため、後述の韓国研究において詳説したい。

さて、表 1-9 にある通り、各々のアプローチには、課題も多く指摘されている<sup>62</sup>。まず、福祉レジーム論に対しては、やはり時間的分析の欠如と理念・文化的側面の軽視が挙げられる。やはり、西欧という歴史空間で形成された福祉国家レジームなり類型をそのままアジアに適応することは困難を伴う。また、近年に福祉国家化した（もしくは東南アジアはまだ福祉国家化していない）というタイミングと時間軸を軽視し、レジーム論として派生化した国際比較は現実の発展と現象を無視していると言える。文化と時間は、福祉レジーム論が西欧諸国から単純にアジア諸国に一般化できない大きな障害であると思われる。

次に、生産主義的福祉国家論に対する批判、課題は、経済・産業・企業からの視点が強すぎ、政治過程や文化の多様性を軽視しすぎる点である。経済成長がすべての政治・社会変容を牽引するという視座、分析枠組みへの批判と捉えるべきだろう。多様な歴史、文化・社会的背景も福祉国家化に明らかに影響するはずである。そういったものをどの様に組み込めるかが課題である。

また、広井（2003）は、アジアの社会保障研究のアプローチとして、（1）経済学的アプローチ、（2）「比較福祉国家論」的アプローチ、（3）その他の政治学的・社会学的アプローチを挙げ、（1）は「単線的発展モデル」になりがちで、（2）は「比較福祉国家論（あるいは福祉国家等コンセプト）そのものだ、”ヨーロッパ中心的 Eurocentric” なバイアスを持っているのではないか、という問題意識」（広井、p. 5）、を指摘している。「経済発展を縦軸とすれば、各国の多様性は「横軸」（広井、p. 17）として、「1）国民統合の強さまたは民族的同質性／多様性、2）旧宗主国の影響、3）その他（個別的特殊性、宗教的・文化的要因など）」（p. 17）を横軸の例として挙げて、分析に充実を図るべきだと主張している。

---

<sup>62</sup> 「家族主義レジーム」はレジーム論の延長にあるので、本文では割愛した。

実は、エスピン-アンデルセンの三類型が広まったのち、南欧諸国の扱いに窮した。三つの世界にうまく当てはまらないからである。そこで編み出されたのが、家族主義レジームである。それを前近代的で伝統社会が息づくと考えられたアジアの福祉国家論に応用しようとした試みがある。女性の社会進出が低く、福祉を家族（女性）が担うことがいまだに多い南欧諸国とアジアを結びつけようとしたと言える。しかしながら、落合（2013、pp. 1-38）が人口転換の観点から説明する通り、アジアの家族、特に女性の脱福祉化の状況は南欧とは大きく異なる。

最後に、表 1-9 には示されていないが、これらの理論的アプローチ全てに、グローバルインパクトを軽視している点が挙げられる。東アジアは、経済的發展において著しく対外依存している。また、福祉国家の思想、概念、制度、ノウハウも全て先進国（つまり、既福祉国家）から吸収し、福祉国家化に取り組んでいる。西欧諸国の様に自らで福祉国家の思想、概念、制度を作り出したわけではないのである。故に、外的環境としてのグローバルインパクトを福祉国家研究にさらに組み込んでいくことは、価値があると考えられる。

さて、この様に、東南アジア諸国の福祉国家研究は、まさに始まったばかりと言え、まだ少ない。というのも、東南アジアではシンガポールの評価を別にして、福祉国家と言える国がまだないからでもある。研究対象としてまだ確立途上にあると言える。

しかしながら、いくつかの先行研究はある。前述の広井・駒村（2003）、末廣（2010）の他にも、社会福祉を中心とした原島編著（2020）、東アジアと中南米の福祉国家比較をした Haggard（2009）、政策を中心とした Asher 他（2018）、Ramesh（2000）などがある。菅谷（2013）は、ASEAN 諸国の福祉国家化を憲法の規定や制度を中心に網羅的に調査し、例えば、東南アジア諸国社会の構造的特徴でもあるインフォーマルセクターをいかに包摂しようとしているか、旧宗主国による社会保障制度への影響、民主化と制度構築の関係などを分析している。

もちろん、本論資料としても活用している厚生労働省『海外情勢報告』においては、各国に駐在する厚生官僚を中心にレポートが毎年まとめられている。国連機関、ADB、OECD、JICA などによる調査、研究、統計資料も少なからずある。ただし、制度構築の進捗や政策提言が中心である。各国政府による調査報告、提言（多くに国際機関、援助機関によるアドバイスを含む）も多い（英語文献は限られる）。

英語文献では、各国政府より上位と捉えられる（もしくは途上国に対して上位であると振る舞う）国際機関からの政策提言、啓蒙的レポートなども多い。しかしながら、まだ純粋に東南アジア諸国の福祉国家化を横並びで見える様な先行研究は少ないと思われる。

奇しくも、上村（2015）が東アジアの福祉国家化のサブタイトルを「研究対象の生成」とする通り、目下、研究対象の経済社会統計情報を収集し、制度を把握し、政策当局・行政機関とは異なる視点で、東南アジアの福祉国家化の全体像を模索している段階だと言えるのではないだろうか。膨大に長期に蓄積した西欧におけるエスピン-アンデルセンや C. ピアソン他や日本における田多（2014）、武川・キム（2005）、宮本（2009、2012）、広井（1999）、田中（2017）、新川（2015）、新川ほか（2004）、埋橋（2015）、富永（2001）などが行ってきた福祉政治や制度化の先行研究には、到達していない。本論が、今、東南アジア 5 カ国の福祉国家化研究に取り組む意義がそこにもある様に思われる。

## 【韓国】

次に、日本に続きアジアで福祉国家となった韓国の福祉国家化の経緯を、いつ、誰が・何が、どのように、どのタイミングとシーケンスという観点から確認、整理していきたい。資料として、厚生労働省編『海外情報報告』各年版を参照、引用しており、以降、『海外情報』とは2018年版(2019)を指す。また、先行研究として、金成垣 2008、2010；李蓮花 2011；水野 2007；木村 2008；大西 2014；広井・駒村 2005；末廣 2010；大沢 2004；上村 2015；他を参照、引用している。(表 1-10)

### 《独立以前》

500年近く続いた李氏朝鮮王朝が統治した朝鮮半島(韓国)では、日清戦争(1894-95年)、日露戦争(1904-95年)を経て、朝鮮半島における清国、ロシアの介入を排除した日本によって1910年に植民地化(日韓併合)された。35年間の植民地化を経て、1945年に日本が第二次世界大戦に敗戦・撤退すると、3年間の米国占領期を経て1948年に李承晩によって大韓民国の独立が達成された。しかし、独立後にソ連及び中国の支援を受ける北朝鮮との朝鮮戦争(1950-53年)によって約200万人の韓国人を失い、全てが焦土と化した(水野 2007；木村 2008)。

### 《開発独裁：経済成長重視の時代》

李承晩政権(1948-60年)下の社会保障法制度としては、1953年に勤労基準法が制定された。1960年には公務員年金法、1961年には生活保護法の制定と勤労基準法の改定がされている。

1961年には朴正熙らのクーデターによって軍政となり、朴正熙が大統領となった1964年から側近に暗殺される1979年までの15年間(実態としては19年間)に及ぶ開発独裁体制が敷かれた。その間、1963年には、軍人年金法、産業災害補償保険法、医療保険法がそれぞれ制定された。1976年には、医療保険法が全面改正され、翌年から医療保険制度を500人以上の事業所へ拡大している。1979年には公務員および私立学校教職員医療保険法を制定し、医療保険の皆年金化への取り組みを本格化し始めた。急ピッチな工業化に伴走する形で社会保障制度も整備されていったことがわかる。

表 1-10 韓国の社会保障制度の発展		
時代区分	主な政治社会情勢	社会保障制度の主な変遷
植民地期	1910年 日韓併合	
	1945年 第二次大戦終了	
独立期	1848年 大韓民国成立	
	1950年 朝鮮戦争勃発(-53年)	
		1953年 勤労基準法制定
	1956年 第一共和制 (李承晩)	
	1960年 第二共和制 (李承晩)	1960年 公務員年金法制定
		1961年 生活保護法制定、勤労基準法制定
開発独裁期	1961年 5.16クーデター	
	1963年 朴正熙大統領就任	1963年 軍人年金法制定、産業災害補償保険法制定、医療保険法制定
		1976年 医療保険法全面改正
		1977年 医用保険制度を500人以上事業所対象へ
	1979年 朴正熙殺害	1979年 公務員および私立学校教職員医療保険法制定
	1981年 全斗煥大統領就任	1981年 老人福祉法制定
		1986年 国民年金法制定
民主化期	1988年 盧泰愚大統領就任	1988年 国民年金法を10人以上の事業所対象へ
	1988年 ソウル・オリンピック	農・漁村地域医療保険実施
		1989年 年地域医療保険実施・国民皆保険達成
	1993年 金泳三大統領就任	1993年 雇用保険法制定
		1993年 金泳三大統領就任
	1998年 金大中大統領就任	1999年 国民健康保険法制定
		国民皆年金達成：都市営業者へ適用
	2003年 盧武鉉大統領就任	2005年 低出産・高齢社会基本法制定
		2007年 基礎老齢年金法制定
		老人長期療養保険法制定
	2008年 李明博大統領就任	
2013年 朴槿恵大統領就任		
2017年 文在寅大統領就任		

出所：末廣昭編著『東アジア福祉システムの展望』、李蓮花『東アジアにおける後発近代化と社会政策』、厚生労働省『海外情勢報告』各年版、他より筆者作成。

#### 《開発主義下で進む社会保障制度》

1979年の朴正熙の暗殺からの混乱を経て元軍人の全斗煥（1980-88年）が大統領となり、引き続き開発主義による国家運営を進めた。一方、1981年には老人福祉法を制定し、来る高齢社会への対応を始めている。また、1986年には国民年金法を制定し、88年には国民年金法の対象を10人以上の事業所に拡大した。民主的選挙によって選出され



た元軍人である盧泰愚政権（1988-93 年）下の 1989 年には農漁業従事者を含む国民皆保険を達成した。さらに 1993 年には雇用保険法が制定された。

#### 《民主化：再分配へ》

その後の金泳三政権（1993-98 年）を経て、福祉国家化が大きく深化拡大したのが、1998年に進歩派と呼ばれ長く民主化運動を牽引してきた金大中による政権（1998-2003）になってからであった（李蓮花、2008）。

折しも 1997 年からのアジア通貨・経済危機（韓国では IMF 危機とも呼ばれる）に見舞われた韓国では、不況と失業が最大の社会経済問題となった。IMF 等の外国支援機関からは支援の条件として、政府による財閥中心の経済・産業政策や財政規律などに対する構造調整が求められ、大規模なリストラが行われた。

そんな中、金政権は 1999 年に国民健康保険法を制定させ、制度の整理統合を行うとともに、国民年金の都市部自営業者への適用を拡大し、ここに国民皆年金が達成されたのである<sup>63</sup>。

一方、金大中政権での国民健康保険の拡充と国民年金保険の皆国民化は、IMF などが求める構造改革の「小さな政府」に逆らう対応であり、なぜ、支援国際機関による要求とは真逆の行動を起こしたのか、起こせたのかは、国民連帯の観点からも議論される必要があるだろう（4 章において国民連帯と福祉国家化について比較分析を行う）。

#### 《拡充期・新しい問題への対応》

この様に 2000 年を基点として四大社会保険（失業、疾病、健康、年金）すべてが、全国民あるいは全勤労者をカバーするようになった<sup>64</sup>。他方、ほぼ同時進行的に 2005 年には低出産・高齢社会基本法が制定され、本格化する少子高齢化社会への対応は最大の課題となりつつあった。

韓国の社会費用対 GDP 比は急速に拡大しているとは言え、5%を超したのは 1996 年、10%を超したのは 2009 年であり、2017 年でも 12.64%である（OECD Data, Social Spending, Total Net）。故に、1996 年に社会費用対 GDP 比 5%を超え、1989 年の国民皆保険、1999 年の国民皆年金によって、本論では、1999 年を韓国の福祉国家の「確立」年とする。また、2009 年に社会費用対 GDP 比が 10%を超えたことをもって、2009 年を韓国の福祉国家化の「実現」年とする。

---

<sup>63</sup> 「国民年金の場合、1999 年 1 月に国民年金法を改正し、同年 4 月に都市自営業者に拡大適用することによって 10 年余りで国民皆年金が実現された。医療保険の場合、1998 年 10 月に国民医療保険管理公団を設立して地域組合と公共組合を統合し、翌年 10 月には職域組合まで統合した。これによって、これに国民健康保険という 1 つの制度として単一化された。産業災害保険もまた 2000 年 7 月から全ての企業に適用された」（金成垣 2008、p. 113）

<sup>64</sup> なお、産業災害補償保険制度については、「1963 年に制定された産業災害補償保険法（1964 年施行）を元に開始された。保険事業は当初、国が直接運営していたが、専門性と効率性を高めるために、1995 年に、韓国勤労福祉公団を設立し、管理を委託している。」（『海外情報報告』、p. 245）

1997年のアジア通貨危機を受け、金大中政権が、国民基礎生活処方制度の実施および大社会保険改革により、国家の社会保障責任を強化したことを契機に、「盧武鉉政権（2003-2008）の「参加福祉」モデルとなり、李明博政権（2008-2013）の「能動的福祉」モデルにより発展的に拡大」された。この過程で、特に少子・高齢化及び社会的弱者（障害者、高齢者）に対する配慮が強調（『海外情報報告』、p. 252）された通り、今日の韓国の福祉国家の形を決定づけた瞬間であったと考えられる。<sup>65</sup>

課題としては、社会保障における量的な拡充であるとされる（OECD, 2018 “Towards Better Social and Employment Security in Korea”）。韓国は近年急速に社会費用を拡大しているが、2017年でまだ12.64%と、日本の23.76%やOECD平均の20.63%とは大きな開きがある（OECD Social Spending, Total net）。

また、急速な高齢化に対応すべく、医療・年金の財源確保も課題である。さらには、0.92（2019年）とアジアでも随一の低さとなっている特殊出生率（TFR）は、少子化を加速させている。急速な少子高齢化（つまりは、急速な労働人口比率の低減）と経済成長の鈍化の中で、社会費用を現在の2倍へと引き上げることは大きな課題である。

まとめれば、韓国の福祉国家化の発展区分は以下のように捉えられる。

胎動期（福祉国家化の始動）：1950-80年代

→制度の導入期（福祉国家の確立：1999年）：1990年代

→制度の量的拡充・再編期（福祉国家の実現：2009年）：2000年—現在  
（新しい問題、少子高齢化への対応）

#### 《制度概要：健康保険、年金保険》

以下、『海外情報報告』を参照、引用する。（表1-11、1-12参照）

現在の韓国の医療保険制度は、国民健康法権法によって規定された国民皆保険である。運営主体としては、国民健康保険公団（National Health Insurance Corporation: NHIC）があり、全ての韓国国民を対象とし運営されている。給付内容は、療養給付、療養費、障害者用保障具給付、妊娠・出産診療費・健康診断費などである（低所得者は公的扶助制度である医療給付制度でカバーされる）。自己負担は、入院の場合は全ての医療機関で20%、入院期間中の食事代50%、外来の場合は医療機関の種類により30-60%となっている<sup>66</sup>。また、保険料は、職場加入者と地域加入者で分かれている。職場加入者は報酬月額額の6.67%（労使が半分ずつ負担）を使用者が徴収して国民健康保険公団に納付し、地域加入者は、（保険料賦課点数（生活点数などの等級を合算したもの）×単価

<sup>65</sup> 「2017年以降の文在寅政権では、健康保険の保障性強化（「文在寅ケア」）や認知症対策を国家が責任を持って実施する認知症国家責任制など国民が基本的な生活を享受できるよう国の責任を高め、生涯を通じた社会保障の強化に注力している」（『海外情報報告』、p. 252）

<sup>66</sup> 上級総合病院は診療総額および残りの療養給付費用の60%、総合病院は45-50%、病院は35-40%、医院では30%。

(195.83 ウォン)) を基準 (2019 年) に負担する。また、国家からは一般会計 (5 兆 7,721 億ウォン) とたばこに課する国民健康増進負担金 (1 兆 8,802 億ウォン) が拠出されている (2019 年)。国民健康保険の加入者数は、5,139 万人 (2019 年) であり、全人口をカバーしている。

表 1-11 韓国の医療保険制度

制度名		国民健康保険
根拠法		国民健康保険法
運営主体		国民健康保険公団(National Health Insurance Cooperation: NHIC)
被保険者資格		全ての韓国国民 (低所得者は公的扶助制度である医療給付制度でカバーされる)
給付対象		本人および被扶養者
給付の種類		療養給付、療養費、障害者用保障具給付、妊娠・出産診療費・健康診断費など
自己負担割合など		入院：全ての医療機関で20%、入院期間中の食事代50% 外来：医療機関の種類により30-60%（上級総合病院は診療総額および残りの療養給付費用の60%、総合病院は45-50%、病院は35-40%、医院では30%）
財源	保険料	* 職場加入者：報酬月額 of 6.67%（労使が半分ずつ負担）、使用者が徴収して国民健康保険公団に納付 * 地域加入者：保険料賦課点数（生活点数などの等級を合算したもの）×単価（195.83ウォン）（2019年） * 保険料徴収額：58兆9,289億ウォン（徴収率：99.7%）（2019年）
	公的負担	一般会計（5兆7,721億ウォン）とたばこに課する国民健康増進負担金（1兆8,802億ウォン）（2019年）
実績	加入者数	国民健康保険：5,139万人（2019年） 医療給付受給者：148万人（2019年）
	支払総額	診療費：86兆4,755億ウォン、給付費：65兆1,674億ウォン（2019年）
出所：厚生労働省『2020年海外情勢報告』p.3 表4-2-2より抜粋、作成。		

制度名		国民年金
根拠法		国民年金法
制度体系		国民年金 (公務員年金・軍人年金・私立学校教職員年金・別定郵便局職員年金)
運営主体		国民年金公団(National Pension Service: NPS)
加入対象 (原則)		韓国に居住する18歳以上60歳未満の国民及び国内居住の外国人(ただし、公務員、軍人、私学教職員、別定郵便局職員などを除く) 加入区分: 事業所加入者、地域加入者、任意加入者(適用除外者のうち本の希望により加入する者)、任意継続加入者(60歳以降65歳で本人の希望により加入する者)
年金受給要件	支給開始年齢	62歳(2020年) * 2013年から5年毎に1歳引き上げ、2033年に65歳になる。
給付水準		「基本年金額」に「扶養家族年金額」が加算され年金給付額が決定。 「基本年金額」は加入期間中の基準所得月額平均額、及び年金受給直前3年間の全加入者の平均所得月額平均額をもとに構成。
	最低加入期間	10年
財源	保険料	所得の9%(事業所加入者の場合は労使が4.5%ずつ折半し、その他の加入者は本人が全額負担。ただし、農業者は保険料の半額が補助。
	公的負担	農業・漁業者及び低所得労働者の低所得労働者の負担分の一部を国庫が負担。
その他の給付	遺族年金	加入者または年金受給者の死亡時に遺族に対して給付される。
実績	受給者数	老齢年金: 4,090,497人 遺族年金: 792,774人 障害年金: 77,872人 (2019年)
	支給総額	老齢年金: 19兆693億ウォン 遺族年金: 2兆2,636億ウォン 障害年金: 3,787億ウォン (2019年)
	支給平均月額	老齢年金: (加入期間20年以上) 921,763ウォン (加入期間1-19年) 397,784ウォン 遺族年金: 284,892ウォン 障害年金: 455,731ウォン (2019年支給者基準)
	基金運用状況	737,639兆ウォン (2019年)
出所: 厚生労働省『2020年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向(韓国)」p.2 表2-2-1より抜粋、筆者作成。		

韓国の国民年金は、国民年金法に規定された韓国国民(韓国に居住する18歳以上60歳未満の国民)および国内居住の外国人を対象とした国民皆年金制度である。運営主体としては、国民年金公団(National Pension Service: NPS)があり、年金支給開始年齢は、2020年現在62歳である<sup>67</sup>。最低加入期間は10年間。財源としては、被保険者は

<sup>67</sup> 2013年から5年毎に1歳引き上げ、2033年に65歳になる。

所得の9%（事業所加入者の場合は労使が4.5%ずつ折半し、その他の加入者は本人が全額負担である。ただし、農業者は保険料の半額が国庫から補助される。2019年の受給者数は、老齢年金：4,090,497人、遺族年金：792,774人、障害年金：77,872人となっている。（以上、『海外情勢報告』を参照、引用）

### 【東アジア福祉国家研究の批判的検討：なぜ、何・誰が、どのように】

韓国の福祉国家化における先行研究は、東南アジア5カ国の福祉国家化分析に大変重要な示唆、ヒントを与えてくれるはずだ。韓国と東南アジア5カ国には、植民地化された経験と第二次世界大戦後の独立と国民国家形成、開発独裁による経済成長を経て、民主化、福祉国家化という社会変容の歴史的背景（おそらく政治経済構造も）に共通点が多いからだ。ここでは、李蓮花（2011）と金成垣（2008）による韓国の福祉国家化分析を中心にレビューする。

#### 《工業化と民主化という近代化からのアプローチ》

李蓮花は、『東アジアにおける後発近代化と社会政策 韓国と台湾の医療保険政策』（2011）において、社会政策を「近代化「modernization」の産物またはその一部」と捉え、近代化の主な二つの領域である「経済の工業化（または資本主義化）」と「政治の民主化」に着目し、韓国と台湾の福祉国家化の変遷を比較分析した（李、p.15）。現代の社会政策とは、工業化と民主化の相互作用の結果、もっと正確に言えば「資本主義と民主主義の拮抗の結果」（李、p.15）に他ならないという立場である。

工業化と民主化を説明関数、医療保険政策を被説明変数とし、医療保険政策における韓国と台湾の共通点と相違点を明らかにしている。アクターアプローチではなく、経済（工業化）と政治（民主化）という政治経済的要因・構造の変化が、韓国と台湾の福祉国家化（社会政策の特徴）を規定したという、構造主義的アプローチによる分析を行っている（李、p.14）。

李は、韓国と台湾の福祉国家化の原因を、工業化による経済水準の上昇、そして民主化の実現をきっかけに、社会保障制度が実現できたメカニズムを説明した。そこでは、「もし工業化と民主化がなかったら韓国と台湾で皆保険のような普遍的な社会保障システムが出現しなかっただろうし、工業化と民主化の性格がそれぞれの社会政策に決定的な影響を及ぼしたことは否定できない」としながらも、「工業化と民主化は韓国と台湾の皆保険の十分条件ではなかったが必要条件ではあった」（李、p.257）と結論づけた。つまり、工業化と民主化が実現しても必ずしも福祉国家になるとは限らないが、これらがなければ福祉国家にはなれなかったという結論に達した。

しかしながら、実態としては韓国と台湾においては、工業化と民主化によってほぼ必然的に福祉国家化が起こった、つまり両国の場合、工業化と民主化が福祉国家となる十分条件であったようにも思える。なぜならば、工業化による経済発展の社会構造へのイ

ンパクトとして中間層の確立や人権意識の発展が民主化を促し、国家に対する異議申し立てを行う政治体制が可能となれば、ほぼ必然的に資本主義発展に伴う様々な課題を解決するために福祉国家となるのではないだろうか、という疑問が浮き上がるからだ。果たして李の説明と結論は、東南アジア5カ国の分析においても正しくあり続けるのだろうか。この因果関係の探究は後発工業国である東南アジア5カ国の福祉国家化にとっても重要な理論的枠組みと示唆を与える。

一方、「工業化（経済構造）と民主化（政治構造）のタイプの違い」（李、p. 256）が韓国と台湾の医療保険政策に重大な相違をもたらしたと指摘し、説明変数である経済と政治が福祉国家の分岐を規定したとした。

例えば、1970年代までの導入期には、両国の経済構造の違い（大企業中心の韓国、中小企業中心の台湾）と権威主義体制の違い（韓国の排他的な開発独裁、台湾の包摂的な党国体制）によって、両者の「医療保険政策に決定的な相違点が現れ」、また、「民主化方式の違い（急進的な民主化か漸進的な民主化か）」が皆保険の時期や制度の仕組みに大きな違いをもたらしたと主張している（李、p. 256）。このように工業化と民主化のタイプから両国の医療保険政策の相違性を説明し、民主化パターンの違いから皆保険化した時期の相違性を説明することに成功している。

他方、韓国と台湾の医療保険政策の共通点のほとんどが「工業化と民主化の後発性から説明可能」である一方、「後発性だけでは両者の医療保険政策の多くの違いを説明することができない」（李、p. 256）とも指摘している。そこには、例えば、医療の提供者として公的病院が多いのか、町医者が多いのかなどを経るの様々な経路依存性があるのである。

つまり、「なぜ」韓国と台湾が福祉国家となったのかに対する李の答えは、工業化と民主化が実現したから可能となったのであり、また、「どのように」福祉国家化したかについての答えは、工業化のタイプと民主化のタイミングというメカニズムの中で形成されたというものである。

李の貢献は、後発工業国である韓国と台湾がどのように福祉国家化していったかを、工業化と民主化という社会構造主義的なアプローチで比較分析し、詳細な記述によって因果・相関関係を明らかにしたことである。なお、アクターアプローチをとらずに構造主義的アプローチをとっているものの、民主化にかかる韓国・台湾の政治変容や党派性などをも比較分析しており、権力資源動員論的な分析を同時に行っていると考えられる。

さらに、シークエンスとタイミングに着目し、後発工業国である韓国と台湾にとっての福祉国家化の様々な特徴の議論を展開している点が、大きな貢献である。東南アジア後発工業5カ国の福祉国家化を分析する本論への重要な先行研究である。

例えば、マーシャルが指摘したシチズンシップ（市民権→政治（参政）権→社会（生存）権）の確立・発展のシークエンスによって福祉国家化の誕生、実現がなされた西欧に対し、韓国や台湾では「市民権（または生存権）が確立する前に皆保険が制度として

完成」し、「生存権の実質的な保障（具体的な公的扶助における年齢や家族要件の撤廃、社会保険・福祉サービスの普遍化）はほかの機会を待たなければならなかった」と、シチズンシップ形成のシークエンスの違いを指摘している。

民主化過程に関しても、多くの西欧諸国がブルジョアジーの成長にともない絶対王政と特権階級が廃止され、「議会制民主主義の成立→普通選挙権の拡大」という経路を辿ったのに対し、「韓国や台湾など後発国は「普通選挙権→議会制民主主義の実質化」という異なる経路を辿ってきた」（李、p. 58）と、民主化過程におけるシークエンスの違いが、社会保障の制度化のタイミングや制度設計にとっても重要であったと指摘している。（表 1-13 参照）

また、本格的な工業化の「前」なのか「後」なのかに着目し、台湾では「工業化に先駆けて労働者に対する社会保険制度が整備」されたのに対し、韓国では「労働者の医療保障に本気で取り組みはじめたのは工業化が重化学工業化の段階に入ってから」（李、p. 100）であることも詳細な調査によって明らかにされている。

	工業化の始まり	民主化	公的医療保険の導入	普遍的な医療保障の実現
イギリス	18世紀末	1928年	1911年	1940年代後半
ドイツ	19世紀半ば	1945年	1884年	1950年代（西ドイツ）
日本	19世紀末	1945年	1922年	1961年
韓国・台湾	1960年代	1980年代末－ 90年代初め	1977年/1950年	1989年/1995年

出所：李蓮花『東アジアにおける後発近代化と社会政策－韓国と台湾の医療保険政策』p.59より作成。  
注：民主化の時期は男女普通選挙権が実現し、自由で競争的な選挙システムが定着した時期。

制度の普及についても、圧縮的な工業化に伴う急激な社会変動が起こる中、「農民及びその後の都市自営業層や低所得層の生活保障の問題」こそが、「東アジア諸国・地域の社会政策を形作る核心」（李、p. 263）であると指摘し、韓国・台湾の事例の東アジアへの一般化を示唆している。つまり多くの東アジア諸国の場合、「社会問題の中核は都市と農村、フォーマル・セクターとインフォーマル・セクターの格差、言い換えれば「成長」と「均衡」に他ならないとした上で、「工業化がほぼ完成した後に普遍的な社会保障制度を構築した欧米と決定的に異なる点」（李、p. 210）に着目しているのである。

さらには、福祉国家化実現後の近年のシークエンスにおいても、韓国や台湾では「「ウェルフェア」がまだ十分に発展する前に「ワークフェア」が導入」（李、p. 249）されている後発福祉国家特有のシークエンスの逆転現象を指摘している。

歴史的制度論が重視するシークエンスによる分析に加えて、1997年からのアジア経済危機（IMF危機）下で、金大中政権という本格的な民主主義政権の誕生による本格的な民主化というタイミングを指摘している。経済と財政の危機にもかかわらず、社会保障

の充実という一見矛盾する結果を導いたという分析からは、西欧諸国や日本の福祉国家化が急拡大したタイミングが、つまり戦争という国難が福祉国家化を完成させたという共通点を見出せる。では、このメカニズムとタイミングは偶然の一致なのか、それとも歴史的に必然的な一致だったのだろうか、という疑問が生まれる。

さて、韓国と台湾を研究した李の分析を本論における東南アジア 5 カ国研究に応用する場合、いくつかの検討すべき課題があるように思われる。

李の議論では、「資本主義（または工業化）－民主主義－社会政策（または福祉）の相互関係」（李、p. 55）と社会政策に対する前両者（工業化と民主化）の影響を議論の枠組みとしているが、民主主義は独立変数なのか、それとも工業化による仲介変数なのか、が些か不明である点だ。というのも本論の分析対象である東南アジア 5 カ国の多くは民主化を達成していない。工業化が進むことと民主化することが理論的に一体化しているのか、別々の関数なのかによって、李の分析枠組みを東南アジア 5 カ国への分析に応用できるかどうかが決まることになる。

韓国と台湾という既に「結果」としての福祉国家事例研究においては、その原因と考えられる工業化や民主化を手繰り寄せることは可能だ。しかしながら、まだ民主化も工業化もしっかりと達成していない東南アジア後発国の場合、福祉国家化をどのように分析すべきかの枠組みとしては注意する必要があるかもしれない。

さらには、福祉国家化の是非、福祉国家実現の可否そのものが議論されていない点も東南アジア 5 カ国研究の大きな課題となる。李の分析は、既に福祉国家となった両国の現状から議論がスタートしている。果たして全ての国が福祉国家になるべきなのか、工業化と民主化さえ起これば福祉国家になれるのか（必要条件は工業化と民主化だけなのか）、それとも必ず福祉国家になるのか（工業化と民主化は福祉国家の十分条件なのか）、などの議論は避けられている、もしくは省かれている。そういった議論のなかで福祉国家実現を可能とした必要条件（工業化と民主化）が示されているが、なぜ福祉国家化したのかの動因は示されずに終わっている（もしくは自明すぎて議論の遡上にあがっていない）。

次に、李の工業化と民主化の議論では、グローバルな影響、外的インパクトの視点が軽視されている。工業化における海外市場や IMF による構造調整インパクトなど、内から外を見た視点で議論が進められているが、韓国の工業化や民主化は明らかにグローバル経済と共に経済発展した世界同時代的な現象であり、それこそが韓国の経済発展の特徴といえる。韓国はグローバル化したからこそ工業化が成功したのである。産業の強い輸出志向が「国際競争力＝低い労働コスト」との観点から、社会保障の雇用主負担を嫌う傾向など新自由主義思想がグローバルスタンダードであった 1980—90 年代に工業化と民主化、そして画期的に福祉国家化を発展、実現したというタイミングの視点が弱いように感じる。



最後に、シチズンシップや民主化過程、工業化、それらによる社会保障制度形成のシーケンスにおける詳述な記述、分析は示唆に富むが、もう少し大きなスケールで近代化についてのシーケンスを分析する視点が必要だったのではないだろうか。つまり、アジアの国々による近代化という視点である。近代化における後発で、非西欧諸国である韓国と台湾の近代化のシーケンスは、富永（1990）による日本の近代化における分析の通り、西欧のそれとは大きく異なると考えられる。経済、政治、社会、文化の全領域におよぶ近代化のシーケンスの視点が欠ければ、後発国の工業化と民主化、福祉国家化の因果・相関関係は明らかにできないのではないだろうか。

#### 《「遅滞」と「後発」というタイミングからのアプローチ》

金成垣（2008）は、後発福祉国家である韓国の福祉国家化を「遅滞」と「後発」という切り口からその形成過程を分析した。歴史的制度論の影響を強く受け、アジア諸国の比較福祉国家研究に「時間」の問題をとり入れたのである。金は、1990年代から盛んとなった韓国福祉国家研究において、社会民主主義、自由主義、保守主義、家族主義、アジア型など西欧発の福祉レジーム論では、どれもしっくりこず、韓国を含む東アジア福祉論を語る際の「座りの悪さ」を吐露している<sup>68</sup>。

そこで、先発国に単に追いつこうとするキャッチアップ過程ではなく、後発者として遅れた福祉国家化の経験が先発国とは異なる「経路」（path）を生み、後発者独自の型を築いたのではないかと主張した。ガーシェンクロン（2005=1962）の指摘、「後発国の発展は、まさにその後発性のゆえに、先発国の発展とは根本的に異なる傾向があるかもしれない」（金、p. 4）と符合する。時間軸を韓国の福祉国家研究に本格的に取り入れ、後発福祉国家としての類型化を模索し、韓国の福祉国家化を「後発型」としている。

金の分析枠組みは、福祉国家を「市場経済の安定装置としての福祉国家」と「民衆と政治的組織化の産物としての福祉国家」という二つの基準を規定し、そこに「後発性」の問題をとり入れたアプローチとして「遅れてきた福祉国家」という図式を設定した（金、p. 9）。「1990年代以前の福祉国家化を開始する以前＝「遅滞」の状況」と、「2000年代に発進した遅れたタイミング以降＝「後発」ととらえ、「遅滞」と「後発」を連続的な歴史過程」として捉え、韓国の福祉国家化のメカニズムを明らかにしている（金、p. 10）<sup>69</sup>。なお、韓国の福祉国家化については価値中立で進化論としては捉えていないと明示している。

<sup>68</sup> いわゆる社会費用の対GDP比におけるランクづけアプローチや「第4モデルアプローチ」例えば、ジョーンズの「儒教主義的福祉国家論」、権威主義的体制、ホリデーの「生産主義福祉資本主義」、クォンなどの「開発主義福祉国家」等々を含む（金成垣2008、p. 52）。

<sup>69</sup> 「「遅れてきた福祉国家」の局面Ⅰ＝「遅滞」の状況が、これまでの権威主義的政権の成長優先政策によって福祉国家化が遅れていたことを示すのであれば、ここでいう「遅れてきた福祉国家」の局面Ⅱ＝「後発」の状況は、ポスト冷戦期のグローバル資本主義における脱工業化社会の中で福祉国家化が始まったことを示す」（金2008、p. 161）

金成垣の分析における対比はいささか複雑であるが、いくつかの逆説的な事象の同時性というタイミングをデュアル（2系統）に、かつ並列的に指摘している。まず、1990年代後半におこる二重の転換期的出来事に着目した。1990年台前半までの政権での「労働勢力の排除」と「市民運動勢力の排除」が、民主化した金大中政権の登場によって「排除の政治」が終焉し、一つのインパクトであった点を出来事としている。その後の経緯を左右する重大局面だったと言える。

2つ目の出来事とし、1998年からのアジア経済危機による「経済危機→大量失業→貧困化→家族解体」という韓国にとってのインパクトを指摘する。つまり、「IMF経済危機とそれに続く新自由主義的構造調整＝市場自由化の進展」と「初めての与野党間の平和的政権交代による（実質的）民主化の進展」（金、p. 103）が、韓国の福祉国家化のきっかけとなったと指摘した。本来ならば（理屈では）、新自由主義的構造調整（市場自由化、小さな政府化）は、福祉国家体制と逆のベクトルで両立し得ないはずだが、実際にはグローバル経済から国民を守るために積極的に福祉国家化が進んだのである。

さらに、金は、韓国の福祉国家化のタイミングにおける、もう一つの同時性を指摘している。一つ目は、新自由主義グローバル化の中の福祉国家化というタイミングである。ワシントンコンセンサスを踏襲した、国家による市場介入の縮小と市場機能の強化という新自由主義的政策イデオロギーが反映される時代に、なぜ、「大きな政府」ともいえる福祉国家化が加速化したのか。これを、「今日の西欧諸国における福祉国家の展開過程と異なる「韓国的」なもの」（金、p. 140）と指摘している。

そして、金が示すタイミングにおけるもう一つの同時性が、韓国の経済・社会の変容における福祉国家化というタイミングとの同時性である。つまり、「脱工業化」および「脱階級化」との同時性である（金、p. 153）。脱工業化は、「低成長時代への突入やサービス産業の拡大による雇用構造の変化などによって、製造業中心の高度成長による完全雇用を背景として戦後西欧諸国が経験した「福祉国家の黄金時代」を困難にさせ」、脱階級化は、「脱冷戦時代における労働組織の弱体化や多様な利害関係の間における合意形成の困難などによって、「福祉国家の黄金時代」を支えていた「埋め込まれた自由主義」の経験を困難にさせた」（金、p. 153）と主張した。金は、「脱工業化との同時性」と「脱階級化との同時性」という二つのタイミングによる福祉国家形成過程こそが、韓国の特殊性であると指摘した<sup>70</sup>。

ところで、日本と韓国との比較においては、福祉国家化のタイミングの違いから、日本は高度成長末期の1970年代中盤に社会政策の拡充と拡大が起こると同時にオイルショックによって経済危機が訪れ福祉国家化の危機が同時に発生した「拡大と危機の同時進行」と捉えられた。一方、韓国が本格的な社会保障制度の形成に着手した80年代末

---

<sup>70</sup> その結果、「ケインズ主義的福祉国家 (Keynesian welfare state: KWS)」と「シュンペーター主義ワークフェア国家 (Schumpeterian workfare state: SWS)」の同時進行が韓国では起こっていると指摘している（金 2008、p. 164）。

は西欧諸国では新自由主義的グローバル経済下での福祉国家の縮減・再編が行われており、韓国は福祉国家の「形成と再編の同時進行」（金、p. 16）というタイミングであったと、日韓の福祉国家化のタイミングの違いを指摘している（金、pp. 172-174）。

また、福祉国家推進の主体あるいは福祉政治について、韓国では、「ラディカルな民主化過程を経て強力な国家介入が困難」になっていることも、「国家官僚制の主導性が相対的に強かった日本の福祉国家化の過程と異なる」（金、p. 173）と福祉政治の違いについても指摘している。

さて、韓国が西欧福祉国家先行国から学んだのは、「財政支出の増加や社会保障制度の拡大を中心とする福祉国家拡大の「技術」ではなく、その抑制あるいは再編を中心とする福祉国家再編の「技術」であった」（金、p. 218）という分析は示唆に富む。つまり、キャッチアップを行う後発国の福祉国家化は、初期制度の模倣だけではなく、再編技術についても模倣していることを示している。これは、福祉国家化という社会変容のリバースエンジニアリングを暗示している。

一般にリバースエンジニアリングとは、機械を分解し再度組み立てることができる能力・経験を持つことで、技術を獲得しさらにオリジナルを超えた技術力・開発力を持つことを指す。新しい技術や仕組みを取り入れ発展させるこの考え方、概念は、今日生産管理や経営手法などにも応用されている。社会保障制度の初期構築を社会工学的に学ぶとともに、その後の課題への対処を含む再編についても同時に学ぶことが出来た韓国は、後発優位を発揮しながら、先行・先発国よりも優れた制度設計が可能になる。また、福祉国家化は社会保障の制度化だけでは成立せず、そのほかの様々な社会の変容にも対応しなくてはならない。例えば、少子高齢化や個人化などである。これらについても、メカニズムや課題、対策方法とその限界が既に明らかになっているため、より容易にリバースエンジニアリングを行える可能性が高くなるのである。

さらに、金は韓国の短期間での福祉国家化を「圧縮された」のではなく、「短縮された」ものだと評した<sup>71</sup>。この点は同様に「圧縮された」経済成長と社会変容が進んでいると言われる東南アジア5カ国への分析に大きな示唆を与える。

この様に、金は、韓国の福祉国家化を歴史的制度論アプローチを活用し、重大局面、経路依存、福祉国家化のタイミングを「遅滞」と「後発」という枠組みで明らかにした。

「時間」を分析枠に埋め込んだダイナミックな分析手法における詳細な説明、記述による貢献は、東南アジア5カ国の福祉国家化を分析するための基本的な枠組みを提供していると考えられる。

まず、今まで韓国の比較福祉国家研究において軽視されてきた経路依存の問題を重視している。経路と類型という2つの軸、言い換えれば「縦」の動態論と「横」の類型論

---

<sup>71</sup> 「韓国の「遅れてきた福祉国家」の経験にみられる圧縮成長は、先発国における福祉国家展開の全過程を量的あるいは時間的に圧縮した（compressed）したものではなく、韓国の状況により適合した「技術」を取捨選択することによって、それらの過程のいずれかを省略または遅延させるという意味で、短縮（condensed）の過程であったと言える」（金、p. 219）

とが「交差する時点で完成」(金、p. 221) すべく、韓国の福祉国家化が先発国と異なる点を、そういった福祉国家の形成過程に「遅れてきた福祉国家」の局面＝「後発」の状況が絡み合っていたことによって明らかにしている(金、p. 221)。つまり、欧米や日本の先発国に単に追いつこうとする過程ではなく、時間として遅れた経験そのものが、先発国とは異なる「経路」を生み出し、「それが新しいパターンとして変換されうるといふ」(金、p. 176) 事例を示すことに成功している。韓国福祉国家研究において、韓国を「遅れてきた福祉国家 (late-coming welfare states)」から「「時間」のなかの福祉国家 (welfare states in time)」(金、p. 221) へと昇華させた点は大きな貢献である。

一方で、課題としては以下が考えられる。まず、「遅滞」と「後発」という切り口によって、タイミングを重視しているが、シーケンスについての分析がうまくいっていない。「遅滞」と「後発」の概念化にはタイミングとシーケンスが混在している。「後発」は単にタイミングを示しており、本来であれば、これらの二つの切り口によって西欧先行国や日本との相違を明らかにするべきだが、ほとんどがタイミングの違いに議論が留まっているように見える。本論において福祉国家ではない東南アジア 5 カ国の福祉国家化過程の分析を「遅滞」と「後発」という切り口でどこまで可能なかの検討は必要であろう。

#### **【韓国先行研究の貢献、課題、本論での活用】**

ここで、本論の研究対象である東南アジア 5 カ国の福祉国家化分析のために、李蓮花と金成垣による先行研究の限界点、課題をあげたい。前述の李蓮花の韓国と台湾との福祉国家化分析では、福祉国家化の原因(工業化と民主化)がどのように福祉国家化をなし、社会保障政策に影響を与えたかの因果・相関関係を探求した。それに対し、金は「遅滞」と「後発」という切り口で、タイミングの違いによる福祉国家化の歴史的変遷をダイナミックに分析することに成功している。李と金による後発(工業)国としての韓国の(後発)福祉国家化過程をシーケンスとタイミングにまとめると、表 1-14 のようになる。

表14 福祉国家化の「ワンエンズ」経済成長、民主化、福祉国家化のタイミング(工業化・脱工業化)

		17-18世紀	19世紀前半	19世紀後半	20世紀前半	1940's	1950's-1975	1975-1990	1990's	2000's-2020
西欧諸国	市民革命 (市民権)	近代化・帝国主義・国民国家	→産業革命(工業化) 民主化(参政权)	→社会問題の顕在化 (貧困・格差) (社会権)	競争・国民的危機	復興・高度成長→高所得国	黄金の30年	脱工業化・脱階級化→格差拡大	脱工業化・脱階級化→格差拡大	脱工業化・脱階級化→格差拡大
	福祉国家化 胎動期	福祉国家化	福祉国家化	福祉国家化	福祉国家化	福祉国家化	福祉国家化	福祉国家化	福祉国家化	福祉国家化
ロシア・東欧			→革命→共産主義化(ロシア)	東欧共産化	共産主義崩壊・市場経済化					
日本	江戸時代封建社会	近代化開始(工業化) +社会問題の顕在化 (貧困・格差) (参政权)	競争・国民的危機	民主化・復興・高度成長→高所得国化 (社会権・市民権)	成長鈍化	脱工業化・脱階級化→格差拡大 失われた30年				
韓国	李氏朝鮮	福祉国家化(胎動期)	福祉国家確立・福祉国家実現・拡大期	縮減・拡大期	再編・再構築期					
出所：筆者作成		被植民地化		独立・近代化開始・開 梁鴻斌(参政权)	高度成長→高所得国化→ 民主化(市民権・社会権)	胎動期→福祉国家化	福祉国家確立・実現 期・拡大期・再編期			

《ふたつの「なぜ」疑問》

両論とも既に福祉国家である韓国（と台湾）を議論のスタート地点とし、その原因と背景を2カ国比較、もしくは「遅滞」と「後発」という2次元比較によって炙り出そうとした<sup>72</sup>。一方、これらの枠組みのそのままの応用は、まだ福祉国家となっていない東南アジア後発国の分析手法としては、限界がある。つまり、福祉国家化したことが自明である両国の分析では、結果から原因を探っている。そこには、東南アジア5カ国が韓

<sup>72</sup> 「歴史的存在としての「福祉国家」の基準に基づいて福祉国家化のタイミングを明確にすること、次に「遅滞」と「後発」の結合局面の検討、最後に後発国が選択した、あるいは選択せざるを得なかった福祉国家化のパターンを明らかにする」(金 2008、p. 177)

国や台湾のように福祉国家になるのか否かについての議論が包含されていないのである。

つまり、「どのように」福祉国家化が進んでいるかについては分析がされるが、「なぜ」福祉国家化が進むのか、という疑問が発生しない。給付国家と規制国家としての韓国の福祉国家化のメカニズムは、2人の分析でより明確になったと考えられるが、国家目標としての福祉国家化が、「なぜ」始まったのかについての議論が尽くされていないように思われる。既に福祉国家となっているため、福祉国家化自体がなぜ始まったのか、求めたのかという疑問は消滅してしまったのである。

なぜ、この「なぜ」が重要なのか。まず後発の韓国にとって、「福祉国家」とは既に西欧諸国や先発した日本で確立した近代的な思想、概念、制度であり、韓国は西欧諸国とは異なり、福祉国家の思想や制度を自ら作り出したのではない。次に、韓国にとっては先行西欧諸国もしくは先発の日本から福祉国家化の方策を探り、取り入れるか、無視するか、拒否するかを選択だったからである。根本的に先行者と後発者における「国家目標としての福祉国家化」の立ち位置が違うのである。つまり、両者の分析は、「なぜ福祉国家化を始めたのか、求めたのか」の「なぜ」には半分しか答えていないのである。

経済社会構造変容から見れば、イギリスをはじめ産業革命後に工業化が進展した西欧社会では、近代資本主義経済の弊害としての貧困、失業などが社会問題化した。西欧諸国の場合、なぜ福祉国家化が進んだのか、どのように進んだのかは、社会経済変容に併せて対応したと言ってよい。つまり、「なぜ福祉国家化を始めた」、「なぜ福祉国家化になりたいのか」という問い自体が成立しない。資本主義の発展と政治分野での国民国家化、民主化などが絡み合いながら発展し連関しながら福祉国家の胎動期を経て、そこから必要が発生し福祉国家化を産んだというのが、歴史的シークエンスであったからだ。

しかし、西欧発祥の近代化を受け入れた非西欧・アジア国家である韓国は、まず西欧で出来上がった福祉国家というものを目撃してから、自国の福祉国家化に着手している。東南アジア後発5カ国も同様である<sup>73</sup>。つまり、なぜ「福祉国家」を取り入れ、自らも変容しようとしたのかという「なぜ」がそこにはあるのではないだろうか。

#### 《国民連帯・国民国家》

次の課題は、両論とも国民連帯が自明のものとされ、議論の中で無視、もしくは軽視されている点である。両者とも、1997年からのアジア経済危機（IMF経済危機）によってひきおこされた不況、失業、貧困が社会問題化したことに対して、民主化した金大中政権は、IMFからの構造調整プログラムなど外圧と財政問題があるにもかかわらず、社会保障の充実に大きく舵をきったとし、「韓国の特殊性」（金、p.6）だと指摘している。

---

<sup>73</sup> なお、日本は、他のアジア諸国と違い、西欧諸国の福祉国家化とタイミングを一部、同時代的に共有しており、韓国ほど西欧諸国とのコントラストはないかもしれない。ただし、近代化における後発国である日本と韓国が制度としての福祉国家化を取り入れたことは共通していると考えて良いだろう。

しかし、この逆転を直接的に可能にしたのは、民主化でも工業化でもなく、韓国の歴史の中で国民統合がなされ国民間の連帯が第一のプライオリティとなっていたからではないだろうか。資本家も労働者、失業者も貧困者も、政治家も軍人も、労働者も農民も、男も女も、子供も高齢者も、「韓国人」であるというナショナリティによる国民連帯が発揮された瞬間であると考えるのが妥当である<sup>74</sup>。

一般的に韓国や日本（おそらくは広義において台湾も）は、単一民族単一国家と捉えられており、ナショナリティと国民連帯が付与のもの、自明のものとして扱われがちであり、これがアジア福祉国家研究の盲点となっているのではないか。東南アジア 5 カ国には、国民国家建設に植民地化を経た第二次世界大戦後の独立から着手した国も多い。そういった国々のナショナリティと国民連帯は質的にも量的にも、韓国や日本とは異なる。東南アジア 5 カ国の分析においては、歴史の中で築き上げられたナショナリティと国民連帯が福祉国家化のためにどのように位置付けられるかの議論が必要であろう。

加えて、両研究において国民国家についての検討がほとんどされていない点も、東南アジア 5 カ国の福祉国家化を分析するためには問題である。西欧では、福祉国家は近代の国民国家の誕生と発展によって形成されてきた歴史的経緯があるのは前述の通りである。同様に、この国民国家形成の条件や歴史的背景も、単一民族単一国家である日本や韓国研究においては、自明のものとして議論から省略されてきたのではないだろうか。

#### 《グローバル・インパクト》

最後の課題は、シークエンスとタイミングについての議論が、国内事情に特化されていることである。韓国にさらに遅れた東南アジア後発工業国は、1980 年代以降のグローバルな新自由主義的政治経済時代に工業化、そして近年、国家資本主義がアジアで台頭する時代背景の中で、民主化、福祉国家化しようとしている。つまり、外的インパクトを限定的にあつかうことでは、東南アジア 5 カ国の近代化を議論することができない。

本章では、先行西欧諸国、先発国（日本、韓国）の福祉国家化が、どのようなメカニズムでなぜ進んできたかをタイミングとシークエンスの視点から、先行研究のレビューを行った。これらを踏まえ、次章以降、タイミングとシークエンス、重大局面に注目しながら、東南アジア 5 カ国の福祉国家化の分析を行っていききたい。

---

<sup>74</sup> この点は、第二次世界大戦前後の戦時体制下での一致団結という国民連帯の鼓舞、挙国体制という軍国主義全体主義的体制下でいくつもの社会保障制度が制度化された日本と共通点がある。

### 3 節：東南アジア 5 カ国の社会保障制度の発展と現状

#### (健康保険・年金保険を中心に)

ここでは、本論に入る前に、まず東南アジア諸国の福祉国家化の現状を整理したい。本論での福祉国家「確立」の操作定義は、国民皆保険・皆年金を実現し、社会費用の対GDP比が5%を上回っていることであり、福祉国家化の「実現」は社会費用比率が10%を超すことである。結論から言えば、東南アジア5カ国のなかで2020年現在、福祉国家を確立した国も、実現した国もない（ベトナムは社会費用が5%を超しているが、後述の通り、国民皆年金が実現していない）。

マレーシアは、医療については国税を投入し病院での治療を国庫が負担しており、異形の国民皆保険ともいえる。一方、年金については国民個人の積立であるプロビデント・ファンドに依存しており、農民や自営業に対するカバレッジがなされていない。タイは、30パーセント医療によって農村部においても国費によってほぼ無料化を実現しており、これも異形の国民皆保険と言える。ただ、マレーシア同様に国民年金については国民の過半を占める農民や自営業、都市インフォーマルセクターの人々をカバレッジできておらず、福祉国家（確立）までもう一息の段階と言える。フィリピンとインドネシアは、医療保険は形式上は全国民を対象としているが実態的には保険料の未納問題や医療水準の低さから、まだプログラムがまともに運用されている状態ではないと言える。年金についてはさらに状況は厳しく、軍人・公務員を対象としたものが機能する程度で、雇用者について制度化が始まって日が浅い。農民や自営業者は制度上もカバーされておらず、国民皆年金はなされていない。ベトナムは経済水準が5カ国の中でもっとも低いにもか

	社会費用（医療含む） （対GDP比） Total social Protection Expenditure including Health(% of GDP)	データ（年）	高齢者への公的費用 （対GDP比） Public Social Protection Expenditure for Older Persons(%of GDP)	データ（年）
Japan	23.1	2013	12.1	2013
Korea, Rep.	10.1	2015	2.7	2014
Malaysia	3.8	2012	0.9	2012
Thailand	3.7	2015	2.2	2015
Indonesia	1.1	2015	1.0	2015
Philippines	2.2	2015	0.6	2012
Vietnam	6.3	2015	5.5	2015

出所：ILO, "World Social Protection Report 2017-2019" (Table B.17 Public social protection expenditure by guarantee (percentage of GDP, pp.409-410), ILOをもとに、筆者作成。



かわらず、実は福祉国家がもっとも進んでいる。近年の急速な制度改定により、医療の国民皆保険は、国民の87%をカバーしている。もちろん医療水準の問題はあるが、着実に進んでいると言える。他方、年金の国民加入は2割を割り込んでおり、ほとんどの国民に年金制度はない。各国の社会費用の対GDP比は、表1-15の通りで、ベトナムを除きも4カ国が5%に達していない。

ここで、後発東南アジア5カ国の社会保障制度のうち、本論での福祉国家の定義としている国民皆健康（医療）保険および国民皆（養老）年金制度の体系、対象、給付水準、財源、カバレッジを中心に、現在（2019年）の現状を整理、確認する。本節は主に厚生労働省『海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向」各年版を主な参考とし、引用とまとめを行った。なお、各国の高齢者人口および比率は図表1-2-1、社会費用（医療含む）対GDP比および高齢者向け公的費用対GDP比は表16の通り。

	2019年	
	高齢者率(65歳以上) (%)	高齢者人口 (人)
Japan	28.0	35,356,768
Korea, Rep.	15.1	7,787,482
Malaysia	6.9	2,211,171
Thailand	12.4	8,637,924
Indonesia	6.1	16,373,666
Philippines	5.3	5,746,394
Vietnam	7.6	7,286,432
出所：UN Data		

【マレーシア】<sup>75</sup>（表1-17-1、1-17-2、1-17-3参照）

マレーシアの医療保険制度及び年金制度の大きな特徴としては、公的な医療保険と介護保険、国民全てを対象とした年金制度は存在せず、社会保険制度としては労災保険、雇用保険（2018年施行）がある点が挙げられる。マレーシアの社会保障制度の発展を見ると、養老年金としてはイギリス連邦時代の1951年にEPF（被用者積立年金条例）がマレー半島部のみ制定され、その後1987年に全土に拡大、1992年の大幅改正（2000年からの実施）を経て現在に至っている。公務員への医療保険は全額国家負担だが、民間企業の場合は医療保険として強制積立であるEPFを活用。1952年には労働災害保障法制定、1955年には雇用法制定、1959年には労働組合法を制定している。1991年公務員を

<sup>75</sup> 主に『2019海外情勢報告』（pp. 11-25）、『2018海外情勢報告』（pp. 288-304）を参照、引用。

対象とした年金投資基金（PTF）を設立し各種社会保障を整備している。他方、農民・自営業者を対象とする年金制度はない。1969年には労災制度が整備された。

#### 《医療制度》

医療は、政府予算の支出によって少額自己負担で公立の病院・診療所を受診することが可能である。「公的な医療保険制度は存在しないが、公立の医療機関での医療サービスについては、連邦政府予算からの支出があるため患者の自己負担は少ない。公立医療機関では、1951年医療料金法（Fees Act）に基づいて診療費が設定されており、マレーシア国民であれば1リンギから数リンギで外来の診察を受けることができる」（『海外情勢報告』2018年版、p. 300）。つまり制度的には日本や韓国のように国民皆保険となっていないが、医療費を国費で賄っているため、実的にはほとんどの国民が基本的な医療を極めて低い費用で享受することが可能になっている。

他方、医療費は、2000年代に入り医療費が急増（15年間で5倍増）し、2016年の総医療費は517億リンギ（対GDP比4.21%）であった<sup>76</sup>。このうち総額に占める公立病院の医療費は、51.53%であり、そのほとんどに国費が投入されている。なお、2018年の保険省のマレーシア政府予算に占める比率は、9.42%である。

医療提供体制としては、医療機関には保健省などの政府機関傘下である公的医療機関と私立あるいはNGOが運営する民間医療機関の二種類がある。一般に公立医療機関の患者は中・低所得層、公務員、退職者及び地方・僻地在住者が主な対象である。民間医療機関は都市部の高所得層及び富裕外国人（メディカル・ツーリズム）が主なターゲットとなっている（『海外情勢報告』2018年版、p. 304）。

#### 《年金制度》

年金制度についても制度上、国民皆年金の仕組みにはなっていない。退職者の所得確保制度として、主に公務員向け公務員年金信託基金（KWAP：確定給付型年金制度）と民間被用者向けの従業員積立基金（KWSP/EPF：個人口座へ積み立てる確定拠出型年金制度）とが並存する<sup>77</sup>。支給月額「勤続月数 x 最終給与 x 1・600」で算定され、最低加入期間は、常勤の被雇用者として3年（例外あり）である。支給開始年齢は60歳。財源としては、連邦政府職員の場合は給与の5%、州政府職員の場合は給与の17.5%が政府から拠出され、個人負担はない（『海外情勢報告』2018年版、pp. 298-299 表5-2-16、他）。

一方、民間被用者向けとしては、従業員積立基金法のもと、すべての使用者にEPFへの登録・拠出が義務付けられており、約50万社の登録がされている。義務つけられている被保険資格は、民間使用者・被用者であり、自営業者、公務員<sup>78</sup>、主婦、外国人労働者等も任意で加入が可能である。

<sup>76</sup>マレーシア保険省データ（2018年）による。

<sup>77</sup> 一般的な公務員に対する制度の他、裁判官、議員、などに関する年金制度がそれぞれ存在し、軍関係者に対しては別途恩給制度が国防省の下、退役軍人基金（LTAT）により運営される『海外情勢報告』2018年。

<sup>78</sup> 公務員も任意に加入することが可能。

プロビデント・ファンドである個人貯蓄口座は、拠出・配当額の70%が第1口座、30%が第2口座に区分されており、第1口座は退職時に備えるための口座であり、第2口座は住宅購入、扶養児童への教育、医療などに当てることができる他、50歳到達時に引き出すことが可能である。保険料は、使用者負担：月収の13%、被雇用者負担：月収の11%（60歳未満、月収5,000リンギ以下の場合）などとなっている。また、自営業者などの場合は、政府：拠出額の5%相当（年間最大60リンギ）、本人：任意の額（50リンギ〜）となっている<sup>79</sup>。

2016年現在の公務員年金信託基金制度（KWAP）受給者数は約76万人、従業員積立基金制度（EPF）加入者数は約1,418万人である。

なお、自営業社等に対する貯蓄制度の拡充：2010年にRPFがカバーしていなかった、農業従事者、タクシー運転手などの退職後の所得保証に対する不安解消のため、月収の不安定な自営業者などを対象に貯蓄制度（SP1M, 2018年よりi-Seraanに名称変更）が導入され、2018年には主婦も制度の対象）になり、月収に応じた拠出を奨励しつつ、年額6万リンギの拠出を上限に、自営業者などによる拠出額の15%相当額を政府が拠出している。

マレーシアには、国民皆健康保険制度はなく、医療費用は公立病院を中心に国費によって賄われ、実質的に国民が医療を受けられる体制ができています。年金制度は、公務員については国費ですべてが賄われ、民間雇用者は使用者と雇用者による積立基金が強制され、それらを原資とし運営されている。農民・自営業者・主婦などについての強制年金制度はなく、15%程度の政府からの拠出の他は各自の任意となっている。

なお、マレーシアでは、2017年雇用保険法の下、社会保障機構（Social Security Organisation: SOCSO）を運営主体とし、2018年から保険料徴収が可能となった。対象は、民間部門の事業主で働く労働者（養成訓練生を含む）のうち18歳～60歳の者である<sup>80</sup>。

課題として、年々増大する医療費の国費投入にどう対応するのか、EPFで必ずしもカバーされない農民・自営業者・インフォーマルセクターを中心とした人々の養老資金をどのように制度化するのが挙げられる。

#### 【タイ】<sup>81</sup>（表1-18-1、1-18-2、1-18-3参照）

タイの社会保障制度の構築は、1951年の「公務員退職一時金・年金法制定」に遡るが、軍人・公務員以外への政策は、実質的には1990年の「1990年社会保障法」とその

<sup>79</sup> いずれの場合も、被用者本人が定められた額以上を拠出することが可能である。

<sup>80</sup> 公務員、外国人労働者、家事労働者、自営業者、57歳以上の労働者で保険料納付実績がない者は適用対象外。

<sup>81</sup> 主に『2018海外情勢報告』（pp. 398-423）、『2020海外情勢報告』（pp. 1-15）を参照、引用。

前年 89 年に制定された「プロビデントファンド法」に始まる。93 年には労働社会福祉省を独立設置。

大きな変化は 97 年憲法に社会保障の権利が拡充明記されたことである。98 年には老齢年金が、04 年には失業保険が追加された。そして、「社会福祉への転換点」とされる 2002 年にはタクシン政権による「30 パーツ医療サービス」によって全国民 99%をカバーする医療支援体制が確立する。社会保障法は、傷病、出産、障害、死亡、児童手当、老齢及び失業を給付範囲としている。民間被用者は強制加入であるが、農民や自営業者は任意であり、2017 年現在加入率は 21%である。同様に自営業、農民をも対象とした国民皆年金制度は、確立、実現していない。

#### 《医療保険》

医療保険においては、公務員を対象とした「公務員医療給付制度 (CCSMBS: Civil Servant Medical Benefit Scheme)、民間被用者を対象とした「社会保険制度 (SSS: Social Security Scheme)」の傷病等給付、そして、それ以外のすべての国民 (農民、自営業者等、国民の約 4 分の 3 に該当) を対象とする「国民医療保障制度 (UC: Universal Coverage)」の 3 制度によって、制度上はすべての国民が公的医療保障の対象となっておりユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (国民皆医療) を達成している (『海外情勢報告』2018 年版、p. 401)。

給付対象は、公務員医療給付制度では本人および被扶養者で、救急医療については無料かつ無制限に受診できる。給付内容は、包括的な内容の現物給付であり、患者に対する現金給付はない。通常、受診時に本人負担はないが、私立の病院への入院時には本人負担が発生し、事前登録での医療機関以外で受診した場合は、償還払いとなる。民間被用者を対象とした社会保険制度においては、給付対象は、加入者本人のみ (家族は対象ではないである)。「加入者は、原則として、事前に登録した医療機関でのみ受診できる (フリーアクセスではない) (『海外情勢報告』2018 年版、p. 402、表 5-6-19) 一定の限度額を超えるまでは受診時の本人負担はない。農民や自営業者を対象とした国民医療保障制度 (UC) では、急性期治療が中心で患者に対する現金給付はない。1 回の外来や入院につき 30 パーツの本人負担 (低所得者は無料で受診可能) である。

公務員医療給付制度では被用者の保険料負担はなく、全額税財源である。一方、民間被用者の「社会保険制度」では、労使折半で賃金の 10% (傷病、出産、障害および死亡 3%、児童手当および老齢 6%、失業 1%) を保険料として負担する<sup>82</sup>。また、労使折半で賃金の 10%に加え、政府が被用者の賃金の 2.75% (傷病、出産、障害および死亡 1.5%、児童手当および老齢 1%、失業 0.25%) について、追加拠出している (『海外情勢報告』2018 年版、p. 402 表 5-6-19 より)

加入数は、公務員医療給付制度で約 515 万人 (2019 年加入者数、タイ国民全人口の約 8%)、社会保険制度で約 1,258 万人 (2019 年加入者、タイ国民全人口の約 19%)、国民

<sup>82</sup> ただし、労使折半で 1,500 パーツが上限である。

医療保障制度（UC）で約 4,752 万人（2019 年加入者数、タイ国民全人口の約 71%）、計 98%となっており、実質的にはほぼ国民皆保険を実現していると言える。

#### 《年金制度》

年金制度は、軍人・公務員を対象とした税方式および社会保険方式（確定給付型）、民間被用者を対象とした社会保険方式（確定給付型）、その他の農民・自営業者等を対象とした貯蓄型（確定拠出型）の 3 つの制度を擁する。

公的年金制度（図表 1-4-3）では、「政府に勤務する公務員には 1997 年 3 月以前に公務員となったものと対象とした①「政府年金（税方式）」及び 1997 年 3 月以降に公務員となった者を対象とした④「政府年金基金（貯蓄型）」（強制加入）があり、民間被用者には③「社会保険制度」（強制加入）の老齢給付がある」、「農民、自営業者、無業者をカバーした公的年金制度はなく、国民皆年金は実現されていない」（『海外情勢報告』2018 年版、p. 400）

しかしながら、税方式のうち②「老齢福祉手当」を無拠出年金とみなせば、国民皆年金が実現しているとの見方も可能ではある。ただし、老齢福祉手当の給付水準は生活の基礎的ニーズを充足するのに十分であるとは言えない。このため、2015 年から農民や自営業者等を対象とした貯蓄型の⑧「国民貯蓄基金」（任意加入）が開始されている。

現在も農民、自営業者、無業者をカバーした公的年金制度がないことから、公務員であった者を除く 60 歳位以上の高齢者全てを支給対象とする②老齢福祉手当が 2009 年から実施されている。年齢に応じて月額 600-1000 バーツが支給されているが、生活基盤を維持するには少なすぎる（『海外情勢報告』2018 年版、p. 400、表 5-6-18 より）。

給付年齢は、公務員対象が 60 歳、民間雇用者は 55 歳、農民・自営業者向けが 60 歳である。保険料負担は、公務員対象の「政府年金（税方式）」での負担はなく全てが国費で賄われるのに対し、「政府年金基金（貯蓄型）」では給与の 3%が被用者負担である。民間雇用者を対象とした社会保険制度では、労使折半で賃金の 10%（傷病、出産、障害及び死亡 3%、児童手当及び老齢 6%、失業 1%）を保険料として負担する。また、上記のうち老齢給付にかかる保険料負担は、児童手当にかかる保険料負担と併せて、労使折半で賃金の 6%となっている。農民や自営業者を対象とした老齢福祉手当については、予算措置による税財源となっており、個人負担はない。

政府年金（税方式）及び④「政府年金基金（貯蓄型）」（強制加入）の加入者数は約 116 万人（2010 年）、民間被用者向けの③「社会保険制度」（強制加入）の加入者数は、約 1,465 万人（2017 年）、受給者数は 443,875 人（2017 年）である。また、農民や自営業者を対象とする老齢福祉手当の受給者数は約 678 万人（2012 年度予算）である。

他方、貯蓄型では、「1996 年に成立した政府年金基本法に基づく、国家公務員が強制加入し被保険者と政府が保険料を負担する④政府年金と、社会保障法に基づく、企業ごとに雇用者と被用者との合意によって任意に設立される企業年金である⑥退職金積み立て基金（プロビデント・ファンド）がある」「2015 年からは政府年金基金、民間企業

の社会保険・退職者積立基金に加入していない自営業者（農民、商人、タクシードライバー、日雇い労働者等）約3,000万人を対象とする⑧「国民貯蓄基金」が開始されている。加入者は15—60歳で、政府は加入促進を図っているが、60万人の加入者に留まっている<sup>83</sup>」（『海外情勢報告』2018年版、p.399）現在、退職金積立基金に加入していない民間企業・公営企業の労働者を対象とした確定拠出型年金である国民年金基金（National Pension Fund）の導入に向け、法案の検討作業が行われている。

失業保険制度は、「民間被用者向けの社会保険制度である被用者社会保障制度（Social Security Scheme: SSS）に組み込まれ一元的に適用されている（被用者数は約1,151万人、2018年10月）」（『海外情勢報告』2018年版、p.388）

また、労働災害保障については、「従来は1998年労働者保護法に規定されていたが、これら関係規定を抜き出すとともに新規事項を付加して、2011年に独立した法律（労働安全衛生環境法）として整備された。」（『海外情勢報告』2018年版、p.394）

課題としては、税源支出の公務員医療給付制度（約620億バーツ（2011年度関連支出）および、国民医療保障制度（約1,149億バーツ（2015年度関連支出））は社会保険制度（約436億バーツ（2017年、傷病給付））に比しても政府負担が大きいことなどである。今後財源確保のための制度設計が必要となる。また、年金制度については国民の大多数を占める農民・自営業者・インフォーマルセクターからの保険料徴収がない限り国庫負担は拡大する。

#### 【インドネシア】<sup>84</sup>（表1-19-1、1-19-2、1-19-3参照）

インドネシアの社会保障は1963年の公務員貯蓄保険基金（TAPSEN）、66年の軍人社会保険（ASKES）の導入に始まる。92年に民間企業向けに労働社会保障法（JAMSOSTEK）が制定され労災、健康、死亡、老生給付制度が構築された。政府負担がないのが特徴である。2004年には社会保障制度を統一し、全国民を対象とした新たな制度を整備するための国民社会保障制度法、2014年に医療保険実施機関（BPJS Health）を設置し医療保険制度が始動している。国民皆保険制度を目指し2017年現在国民の約7割が加入しているものの、保険料未納者が多く課題となっている。年金については、2016年現在913万人が加入しているに過ぎない。

#### 《医療》

2014年に医療保険実施機関（BPJS Health、インドネシア名：BPJS Kesehatan）が設置され、BPJSを運営主体とする医療保険制度（SJSN（Sistem Jaminan Social Nasional Health））が開始された。被保険資格者は、全国民（貧困者、雇用主、授業員など）及び6ヶ月以上インドネシアで働く外国人で、給付対象は本人、配偶者、21歳未満（公的な

<sup>83</sup> 「現在、⑥退職金積立基金に加入していない民間企業・公営企業の労働者を対象とした確定拠出型年金である国民年金基金（National Pension Fund）の導入に向け、法案の検討作業が行われている」（『2018海外情勢報告』、p.399）

<sup>84</sup> 主に『2018海外情勢報告』（pp.274-282）、『2019海外情勢報告』（pp.11-18）を参照、引用。

教育を受けている場合 25 歳未満)の家族である。加入者は窓口負担が原則無料となる。保険料については、「職種や給付を希望するサービスによって保険料が異なり、地方政府による貧困者向けの制度 (JAMKESMAS) から移行したものに対しては政府負担がされる」 (『海外情勢報告』2018 年版、p. 274) 1) 公務員、軍人、警察官など：月給に 5% 分の保険料を雇用者側と被保険者が支払う (雇用主側：3%、被保険者：2%) 2) その他の賃金労働者月給の 5% 分の保険料を雇用主側と被保険者が払う (雇用主側：4%、被保険者：1%) 3) 非賃金労働者および非労働者 (投資家、雇用主など) サービス給付を希望する病室の等級により保険料が異なる。(第 3 等級：42,000 ルピア、第 1 等級：160,000 ルピア)。基本的に公的負担はないが、貧困者に対しては政府が負担 (1 人あたり 1 ヶ月 42,000 ルピア) がある (『海外情勢報告』2018 年版、p. 275、表 5-1-14 より)。

2018 年 12 月時点で本保険制度への加入者数は 2 億 805 万人とされ、全国民の約 7 割強が加入しており、制度はほぼ確立していると言える。一方で、制度開始時には国民皆保険制度を目指しているものの、実現は先送りされている。

#### 《年金》

年金制度は、公務員・軍人・警察・民間労働者を対象とするものと、その他の非賃金受給者 (自営業者など) と対象とするものに分かれている。「2015 年から新しい労働者向けの総合的な労働社会保障制度が労働実施機関 (BPJS) において実施されている」「この制度は、2004 年の国家社会保障制度に関する法律に基づき、強制加入である労災補償、死亡保障、老齢補償及び年金保障から成り立っている」 (『海外情勢報告』2015 年版、p. 127)

財源としては被雇用者対象が、1 ヶ月の賃金の 3% (事業主 2%、被用者 1%) (段階的に 8% に引き上げ予定)、自営業者対象が 1 ヶ月の賃金の 5.7% (事業主 3.7%、被用者 2%) となっている。公務員等対象の年金保険の加入者数は、全人口の約 4.5% である 12,633,387 人 (2017 年)、自営業者向けは約 5.2% の 14,570,283 人である (『海外情勢報告』2019 年度版、pp. 14-15、表 5-1-14 より)。

「労災補償、死亡保障および老齢保障は国政機関以外の雇用主のもとで働く労働者および非賃金受領者 (事業者、雇用関係以外の労働者など) が対象となっている。なお、失業保険制度は整備されていない。

インドネシアでは、医療保険の加入対象は全国民であるが、加入者数が国民の 7 割に留まっており、国民皆保険化をどのように実現するかが課題である。他方、医療保障制度については、財政が特に大きな問題である。一部保険料の値上げを行ったものの、保険料が全体的に低いことに加え、未納者が多く、赤字経営となっている。年金については、公務員・雇用者を中心に制度構築が進んでいるが、全国民の 1 割程度しか加入して

おらず、国民皆年金には遠く及ばない。農民、自営業、インフォーマルセクターを中心に年金への加入の促進が課題である<sup>85</sup>。

#### 【フィリピン】<sup>86</sup>（表 1-20-1、1-20-2、1-20-3 参照）

起源を 1936 年に遡る公務員保険機構（GSIS）と 1954 年制定の社会保障機構（SSS）がともに、1997 年に改定され、前者が政府職員、後者が民間労働者・使用者のための今日の年金制度を形作っている。2012 年現在の SSS 加盟比率は、全就業者 3,767 万人の 79.8%とされている（菅谷 2013、p. 171）。一方、医療保険については、1995 年からフィリピン健康保険公社が国民健康保険プログラムを実施し、全国民を公的医療保険でカバーすることを目指している。2017 年現在の加盟者数は、ほぼ全国民にあたる 9,697 万人である。一方、GSIS、SSS、国民健康保険全てに保険支払い義務があり、全ての加入者が払えているわけでもない。また、SSS の総給付額は、2012 年 GDP の 0.79%（菅谷 2013、p. 174）に過ぎないことからわかるが、給付水準が低いことなどは課題である。

#### 《医療》

軍人・公務員を対象とした公務員保険機構（Government Service Insurance System: GSIS）と民間雇用者を対象とした社会保障機構（Social Security System: SSS）の二つの制度から、1995 年に医療保険部分（メディケイド）を統合され、「フィリピン健康保険公社（Philippine Health Insurance Corporation: PHIC、フィルヘルス）が、一元的に国民健康保険プログラム（National Health Insurance Program: NHIP）を実施し、全国民を公的医療保険でカバーすることを目指している。」（『海外情勢報告』2018 年版、p. 357）、2019 年には国民皆保険制度（National Health Insurance Program: NHIP）導入などを目的とした「ユニバーサル・ヘルス・ケア法」が成立し、今後の動向が注目されている。

フィルヘルスにより「健康保険加入率は大幅に向上しているものの給付の対象となる医療行為や疾患が限られていること、給付額が少ないこと、それを超える部分の差額請求の規制も部分的にしか存在しないため自己負担が大きいことが課題」（『海外情勢報告』2018 年版、p. 357）とされる。「ユニバーサル・ヘルス・ケア法（今後施行細則が規定される）施行後は、全国民が自動的に公的医療制度によってカバーされ、貧困層など保険料を支払っていないものも基本的な治療などを差額請求なしで受けることが可能となる」（『海外情勢報告』2018 年版、p. 357）財源としては、収入の 2.75%を労使で折半する<sup>87</sup>。低所得者の保険料は地方自治体が負担する。

<sup>85</sup> 「公的サービスのレベルが低いため差額を払っての追加サービス対応なども課題」

<sup>86</sup> 主に『2018 海外情勢報告』（pp. 350-358）、『2019 海外情勢報告』（pp. 13-20）を参照、引用。

<sup>87</sup> 「2020 年には保険負担率が 2019 年時点の 2.75%から 3.0%に、適用される収入の上限額は 5 万ペソから 6 万ペソにそれぞれ引き上げられる」「2024 年まで 1 年ごとに、負担率は 0.5%、上限額は 1 万ペソずつ引き上げが行われる」（『海外情勢報告』2018 年版、p. 350 表 5-4-18 より）



2018年現在加入者数は、1億46万人（うち被保険者5,380万人、被扶養者5,067万人）で、カバー率は98%である。なお、350全人口の21.6%を占める貧困層は、保険料を払わなくて良い制度となっている。しかしながら、農民や事業主がどの程度の保険料を払っているのかは確かではない。

#### 《年金》

公的年金制度は、前述の公務員を対象とした公務員保険機構（Government Service Insurance System: GSIS）と民間企業などで勤務する者を対象とする社会保障機構（Social Security System: SSS）とが併設されている。

GSISでは、全ての公務員（国、地方）を対象で、15年以上勤務し60歳以上が対象。最低加入期間は15年。財源としては、標準報酬月額額の21%（使用者12%、被用者9%）で、国費投入はない。

SSSでは、60歳以下の全ての民間労働者およびその使用者、月2,000ペソ以上の収入を得ている家庭内使用人（メイド、運転手など）並びに月2,000ペソ以上の収入を得ている自営業者（俳優、プロスポーツ選手、農漁業関係者などを含む）等は、SSSへの加入が義務付けられている。また、法改正により外国で働くフィリピン人も強制加入となった。なお、①離職した加入者、②加入者の配偶者は任意の加入（自発的加入者）となっている（『海外情勢報告』2018年版、p.350、表5-4-18より）。年休受給要件としては、鉱山労働者は50歳、それ以外は60歳で、最低加入期間は120ヶ月。税源としては、被保険者の標準報酬月額（上限2,000ペソ）の12.0%（使用者8.0%、被用者4.0%）。税金による国費投入はない。SSSの受給者数（2018年）は3,627,682人、GSISの受給者数（2019年1-9月）は497,184人である。なお、フィリピンの高齢者人口は575万人（2019年）である。

また、「2019年には年社会保障法が制定され、これまで同国には存在していなかった失業保険手当が導入されることとなった」、「保険料納付期間が3年以上で60歳未満の失業者（自主退職除く）が対象で、平均月額賃金の50%が最長で2ヶ月給付される」

「OFWを新たに社会保険へ強制加入させることとされており、補償対象は現在50万人から250万人規模に拡大すると見られる」（『海外情勢報告』、2018年版、p.348）

ちなみに、労災制度としては、労災社会保障制度（Employee's Compensation Program (ECP)）に加入している労働者を対象としたものがある。

フィリピンは、ユニバーサル・ヘルス・ケア法によって国民皆保険を目指している。一方、「施行後は、全国民が自動的に公的医療制度によってカバーされ、貧困層など保険料を支払っていない者も基本的な治療等を差額請求なしで受けることが可能となる。また、保険適用範囲が拡大するだけでなく、政府として医師患者比率の改善や病院機能の改善などにも取り組むこととしているが、初年度となる2019年だけでも2,570億ペソ、2024年までに1兆5,000億ペソの資金が必要とされており、完全な実現には数年を要するとされている」（『海外情勢報告』2019年版、p.20）」

年金については、公務員を対象とした GSIS は制度的に成立しているが、農民や自営業、インフォーマルセクターをも対象とした SSS については、そのカバレッジの低さと保険料未納問題が顕著であり、財政的にも制度的にも発展するための課題は多い。

【ベトナム】<sup>88</sup> (表 1-21-1、1-21-2、1-21-3 参照)

ドイモイ後の転機として、1994年の労働法典に社会保険についての規定が設けられ、疾病、妊娠、労災保障、年金、死亡弔慰金が明記された。また、健康保険は1998年に法制化が進む。その後、2006年の社会保険法、2008年の医療保険法、2009年の高齢者法、2010年の障害者法をもって現在の社会保障体制が築かれている。社会保険は、公務員、雇用者の強制加入が求められている一方、農民や自営業は任意加入となっている。2017年現在、強制加盟者が1,397万人、任意加盟者が24万人と全人口の4割の農民がほとんどカバーされていない。一方、医療保険は国民皆保険を目指し、2015年現在、国民の74.5%が加入している。「社会保険、健康保険、失業保険とも、財政健全化、加入率向上などを目的として、2013年以降法律改正が行われ、2015年～2016年にかけて相次いで施行された。」（『海外情勢報告』2018年版、p.428）

《医療》

ベトナムでは、健康保険法（2008年）、健康保険法（2014年）の下、健康保険制度が構築されている。対象は、労働者、公務員、退職手当や労働災害・職業病手当などの社会保険受給者、失業保険受給者、貧困者、困難な状況にある少数民族、ベトナム政府の奨学金を受給する外国人、6歳以下の子供、学生、農林水産業に従事する者、等であり全ての国民を対象としている。

財源は、5つにタイプに区分される（図表1-7-2）。①労使拠出型：民間企業の労働者、公務員では、給与額の4.5%。労働者が1.5%、使用者が3%を納付。②社会保険拠出型：退職手当などの社会保険受給者、失業保険受給者等では、給付金額の4.5%。社会保険基金から納付。③政府全額拠出型：士官、貧困生活者、社会経済的に困難な地域の少数民族、6歳以下の子供、革命功労者、革命功労者の家族では、基準賃金の4.5%。国家から納付。④政府拠出型：学生、準低所得者では、基準賃金の3%または4.5%。国家から一部納付され、残りは本人が納付。⑤任意拠出型：農林漁業従事者、自営業者等では、基準賃金の4.5%。全額本人が納付となっている（『海外情勢報告』2018年版、p.430、表5-7-16より）。また、「2006年に立法化された社会保険法に基づき施行されたが、加入率低迷、将来的な財政破綻の予測などの課題があったことから、2014年に法律改正が行われ、2016年から施行された」（『海外情勢報告』2020年版、p.1）

2018年の加入者数は、8,350万人で全人口に占める割合は86.8%である。

《年金》

---

<sup>88</sup> 主に『2018 海外情勢報告』（pp.414-436） 『2020 海外情勢報告』（pp.1-13）、寺本2016、2017a、2017b 参照、引用。

年金制度は、社会保険法（58/2014/QH13）、労働安全衛生法（82/2015/QH13）の下、主に公務員および被雇用者を対象とした強制社会保険と、主に農民、自営業者を対象とした任意社会保険がある。両制度とも、原則男性 60 歳、女性 55 歳で、原則 20 年以上社会保険料を納付しているものが受給することができる。

給付としては、強制保険では、疾病給付金、妊娠出産給付金、労働災害・職業病給付金などがある。葬祭給付と遺族年金がある。給付額は、埋葬給付金は死亡した月の基準賃金の 10 ヶ月相当。遺族年金の月額は最低賃金の 50-70%相当。一方、任意保険では、葬祭給付と遺族年金がある。給付額は、埋葬給付金は死亡した月の基準賃金の 10 ヶ月相当となっている。

財源としては、強制保険では労働者の月給に対し、使用者 17.5%（疾病、妊娠出産給付金 3%、労働災害、職業疾病給付金 0.5%、退職年金、遺族給付金 14%）、労働者負担 8%（退職年金、遺族給付金 8%）である。一方、任意保険では、労働者本人がきめた月額の 22%（使用者負担はなし）となっており、両制度に対して政府からの拠出金・補助金・運用利益などがある。なお、2017 年現在の加入者は、強制社会保険が 1,397 万人、任意社会保険が 24 万人であり、国民の大部分は加入していない（『海外情勢報告』2018 年版、p. 431 表 5-7-17 より）。

その他、雇用保険（2013 年）、労災保険（2014 年）などが制定されている<sup>89</sup>。

ベトナムの医療保険は、低水準の医療サービスではあるが、皆保険化が進んでいると考えられる。一方、年金については、農民や自営業者など国民の 8 割は未加入であり、皆年金とはなっていない。今後の経済成長でより高い医療を求める国民に対してどのように財源を確保するか、国民の大多数を占める農民と都市自営業者、インフォーマルセクターをいかに医療・年金制度に組み込んでいけるかが大きな課題となっている。

---

<sup>89</sup> 雇用保険制度は、2013 年雇用法によって制度化されている。財源としては、労働者、事業主はそれぞれ労働者の賃金の 1%を負担し、被保険者は、1,177 万人（2017 年末時点）である。労災保険制度に相当する公的制度としては、「社会保険法（2014 年）に基づく強制社会保険において労働災害・職業病給付金が存在する」。財源は、社会保険制度の一部として労働者の給与の 0.5%を事業主が負担する。「労働安全衛生法に基づく事業主の義務」「健康保険制度でカバーされない治療費を事業主は負担する」（『海外情勢報告』2018 年版、p. 425）「事業主は治療や労働機能回復期間における給料を十分に支払うこととされる」「稼働能力の損失割合が 81%以上もしくは死亡時：月給の 30 倍以上。労働者本人の過失においても上記の 40%以上を支払う」（『海外情勢報告』2018 年版、p. 425）。つまり、財源は事業主が拠出（保険制度ではない）であり、強制社会保険によるので、農民・事業者は対象外と考えられる。

時代区分	主な社会情勢	社会保障制度の主な変遷
英連邦から独立	1957年 マレーシア独立	1951年 被用者積立年金条例の制定（EPF（半島部））
	1965年 シンガポール分離独立	1963年EPFの加入対象所得を月額400RMから500RMへ引き上げ
	1969年 中華系・インド系デモ 5月13日事件	1967年 被用者積立年金部局（サバ部局、サラワク部局）設立
	1971年 ブミプトラ政策開始	1970年 EPFの加入対象者所得額規制廃止
		1975年 EPF、負担率を10%から13%へ引き上げ（使用者7%、被用者6%）
開発主義・開発独裁	1981年－2003年 マハティール政権	1977年 EPF三部局地域統合、自営業者の加入を認める
		1987年 EPFを全マレーシアの労働者に適用拡大
		1991年 新EPF法制定：第2口座（住宅、教育、個人投資口座を導入他
		1993年 EPF負担率22%へ（使用者12%、雇業者10%）
		2003年 EPF、50歳で積立金の1/3を引き出せる制度の廃止
出所：末廣昭編著『東アジア福祉システムの展望』、厚生労働省『海外情勢報告』各年版、等より筆者作成		

外来診療（一般医）	公立医療機関	民間医療機関
	1リンギ（外国人の場合は40リンギ）	30-125リンギ
外来診療（専門医）	初診： 公的医療機関の紹介：無料 民間医療機関からの紹介：30リンギ	80-235リンギ+その他の技術料、検査料
入院	1等病床（1-4人部屋） 室料：45-225リンギ/日+診療費100リンギ 3等病床（8人部屋） 室料：3リンギ+診療費無料 （外国人の場合は、160リンギ/日+診療費100リンギ） *公務員および年金受給者は診療費は無料	室料についての規定はなし 検査医療などは別途加算
出所：厚生労働省『2018年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向（マレーシア）」p.301 表5-2-17「費用の比較（2018年）」より抜粋		

表 1-17-3 マレーシアの年金制度			
制度名		公務員年金信託基金制度 (KWAP)	従業員積立基金制度 (EPF)
根拠法		年金法 (Pention Act 1980) 退職基金法(Retirement Fund Act 1980)	従業員積立基金法 (Employeees Provident Fund Act 1991)
制度体系		一般的な公務員に対する制度の他、裁判官、議員、などに関する年金制度がそれぞれ存在。軍関係者に対しては別途恩給制度が国防省の下、退役軍人基金 (LTAT)により運営される。	1951年設立。すべての使用者にEPFへの登録・拠出が義務付けられており、約50万社が登録。
運営主体		公務員年金信託基金 (KWAP)	従業員積立基金 (KWSP/EPF)
被保険者資格		公務員	民間使用者・被用者。 自営業者、公務員、主婦、外国人労働者等も任意で加入可。
年金受給要件	支給開始年齢	60歳	55歳または60歳
給付水準		支給月額「勤続月数x最終給与x1・600」で算定。	退職時や終了不能になった場合任意に引き出すことが可能。 加入者の個人貯蓄講座は、拠出・配当額の70%が第一口座、30%が第二口座に区分。第1口座は退職時に備えるための口座であり、第2口座は住宅購入、扶養児童への教育、医療などに当てることができる他50歳到達時に引き出すことが可能。
	最低加入期間	常勤の被雇用者として3年 (例外あり)	積立基金制度のため明確な規定なし。
財源	保険料	個人負担なし	加入者の個人貯蓄口座に対する労使双方からの拠出 (確定供出型) であり、各個人の積立金と資金運用による配当 (2018年は6.15%) が合わせて退職時等の給付に当てられる。 ①60歳未満、月収5,000リンギ以下の場合 使用者：月収の13%、被雇用者：月収の11% ②60歳未満、月収5,000リンギ超の場合 使用者：月収の6.5%、被雇用者：月収の11% ③60歳以上、月収5,000リンギ以下の場合 使用者：月収の6.5%、被雇用者：月収の5.5% ④60歳以上、月収5,000リンギ超の場合 使用者：月収の6%、被雇用者：月収の5.5% ⑤自営業者などの場合 政府：拠出額の5%相当 (年間最大60リンギ)、本人：任意の額 (50リンギ~) ⑥外国人労働者の場合 使用者：月額五輪技、被雇用者：月収の11% いずれの場合も、被用者本人が定められた額以上を拠出することが可能。
	公的負担	連邦政府：職員給与の5%、州政府など：職員給与の17.5%	自営業者などに対しては、任意の拠出額の15%相当を政府が拠出 (年間最大250リンギ)
その他の給付	遺族年金	あり	あり (特別給付一時金として、2,500リンギ)
実績	受給者数	76万人 (2016年)	260万件の引き出し申請があり、248万件が承認。 加入者は1,418万人。
	支給総額	204億リンギ (2016年)	476億リンギ (2018年)
	基金運用状況	投資資産：1,364億リンギ (2018年) 投資資産は、国内が87%、国外は13%。 投資利益率：4.10% (2018年)	投資資産：8,337億リンギ (2018年) 投資利益率：6.57%
出所：厚生労働省『2019年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向 (マレーシア)」 p.11 表5-2-12より抜粋			

時代区分	主な社会情勢	社会保障制度の主な変遷	
		1939年 恩給法	
		1951年 公務員退職一時金・年金（恩給）法制定 （1939年の文民・軍人の恩給法を統合）	
開発独裁	1957年サリット政権	1954年 社会保険法案国会通過。57年クーデターで廃止	
		1955年 労働法制定・57年クーデターで廃止	
		1957年 地方公務員退職一時金・年金（恩給）法制定	
	1963年 タノーム政権		
民主化・クーデター・軍政の繰り返し	1988年 民主化	1987年 プロビデントファンド法制定	
		1990年 1990年社会保障法制定	
		1993年 労働社会福祉省を設置	
		1995年 1994年社会保障法制定	
		1996年 公務員年金基金法制定	
		1997年 1997年タイ王国憲法発布。社会保障の権利を明記。	
	2001年 タクシン政権		2001年 「30パーツ医療サービス」制度を試験導入、2002年に全国に拡充
			2002年 国民健康保険法制定
			2003年 「2003年高齢者に関する法律」制定
			2004年 社会保障法に失業保険を追加
			2005年 NESDB「高齢化社会に備えた戦略枠組（2007-2011年）」公表
	2006年 「30パーツ医療サービス」を廃止し、全額無料医療サービスを導入		
	2016年 プーミポン国王逝去		

出所：末廣昭編著『東アジア福祉システムの展望』、厚生労働省『海外情勢報告』各年版、他より筆者作成

表1-18-2 タイの医療保険制度		公務員医療給付制度 (CDMBS)	社会保険制度の傷病等級給付 (SSS)	国民医療保障制度 (UC)
制度名		公務員医療給付制度 (CDMBS)	社会保険制度の傷病等級給付 (SSS)	国民医療保障制度 (UC)
根拠法		勅令	社会保険法	国民医療保障法
概要		1980年の勅令（前身の制度は1963年から）に基づき、「公務員医療給付制度」が税財源により福祉厚生として実施されており、原則として、受診医療機関同制限・受診時の本人負担はなく、給付内容は包括的な内容の現物給付である。	社会保険制度のうち傷病等級給付が、民間被用者向けの公的医療保障制度に相当し、原則として、事前に登録した医療機関のみ受診でき、一定の限度額を超えるまでは受診時の本人負担はなく、現物給付（診療、介護、薬剤、移送など）や現金給付が行われる仕組み。*傷病など給付は1991年に施行。	2002年に成立した国民医療保障法に基づき、公務員医療給付制度や民間被用者の社会保険制度が適用されない農民、自営業者などを任意加入の対象とする「国民医療保障制度」が、税財源により実施されている。原則として、事前に登録した医療機関（ほとんどが公立病院）のみ受診でき、1日1回の本人負担は30バーツであり（応所得者は無料）、給付内容は急性期治療が中心。*国民保障制度は、2001年から一部地位行きで試行され、2002年から全面的に施行された。どう制度はタフシップ政権による政治主導で導入され、後追いで同年中に国民医療保障法が施行された。
運営主体		財務省中央会計局	労働省社会保険事務局	国民医療保障事務局
被保険者資格		政府に勤務する公務員等（福利厚生） *退職後も適用。	【社会保険制度】 強制加入対象者は、15歳以上60歳未満の民間被用者（社会保険法第33条）。任意加入対象者は、農民・自営業者など（社会保険法第40条）。第33条加入者の退職後または失業時の加入（社会保険法第39条）*任意加入者の保険料及び給付内容は、下記の強制加入者の保険料及び給付内容とは異なる。	公務員医療給付制度や民間被用者の社会保険制度が適用されない、農民、自営業者など（任意加入）
給付対象		本人および被扶養者 *救急医療については、無料かつ無制限に受診できる。	*給付対象は、加入者本人のみ（家族は対象ではない）。加入者は、原則として、事前に登録した医療機関でのみ受診できる（フリーアクセスではない）。 *救急医療については、無料かつ無制限に受診できる。	給付対象は、加入者本人のみ。加入者は、原則として、事前に登録した医療機関でのみ受診でき（フリーアクセスではない）、受診できる医療機関のほとんどは公立病院である。 *救急医療については、無料かつ無制限に受診できる。
給付の種類		給付内容は、包括的な内容の現物給付であり、患者に対する現金給付はない。 通常、受診時の本人負担はないが、私立病院への入院時には本人負担が生じ、事前に登録した医療機関以外で受診した場合は償還払いとなる。	現物給付（診療、看護、薬剤、移送など）と現金給付がある。 一定の限度額を超えるまでは受診時の本人負担はない。	1回の外来や入院につき30バーツの本人負担（応所得者は無料で受診可能）
自己負担割合など				
財源	保険料	保険料負担なし	【社会保険制度】労使折半で賃金の10%（傷病、出産、障害および死亡3%、児童手当および老齢6%、失業1%）を保険料として負担。ただし、労使折半で1,500バーツが上限。 【社会保険制度の傷病等級給付】 上記のうち傷病など給付にかかる政府の追加拠出は、賃金の3%。	保険料負担なし
	公費負担	税財源	【社会保険制度】労使折半で賃金の10%に加え、政府が被用者の賃金の2.75%（傷病、出産、障害および死亡1.5%、児童手当および老齢1%、失業0.25%）について、追加拠出。 【社会保険制度の傷病等級給付】 上記のうち傷病など給付にかかる政府の追加拠出は、賃金の1.5%。	税財源
実績	加入者数 支払総額	約515万人（2019年加入者数、タイ国民全人口の約8%） 約620億バーツ（2011年度関連支出）	【社会保険制度】約1,258万人（2019年加入者、タイ国民全人口の約19%） 【社会保険制度の傷病等級給付】約436億バーツ（2017年、傷病給付）	約4,752万人（2019年加入者数、タイ国民全人口の約71%） 約1,149億バーツ（2015年度関連支出）
出所：厚生労働省『2020年海外情勢報告』『東及び東南アジア地域に関する社会保険制度の概要と最近の動向（タイ）』p4 表2-4-3より抜粋				

表 1-18-3 タイの年金制度				
制度名	①政府年金及び④政府年金基金		③社会保険制度の老齢給付	②老齢福祉手当
根拠法	政府年金法及び政府年金基金法		社会保険法	予算措置（内務省令）
制度体系	<p>【政府年金】</p> <p>1951年に成立した政府年金法（前身は1902年から）に基づき、公務員となった者を強制加入の対象とする「政府年金」が確定給付型の無拠出年金として実施されていたが、政府年金基金の設立（1997年）に伴い、政府年金への残留、政府年金基金への以降（拠出型・無拠出型）を選択できるようになっている。</p> <p>【政府年金基金】</p> <p>1996年に成立した政府年金基金法に基づき、政府年金基金の設立以降（1997年）に公務員となったものを対象とする。原則として、労使（公務員及び政府）の拠出により実施されており、確定拠出型の退職一時金の給付が行われる仕組み。</p>		社会保険制度のうち老齢給付が民間被用者向けの公的年金に該当し、確定給付型・報酬比例型の給付が行われる仕組み。	農民、自営業者、無業者をカバーした公的年金がないことから、代替策として、公務員であったものを除く60歳以上の高齢者全てを支給対象とし、年齢に応じて月額600-1,000バーツを支給する「老齢福祉手当」（予算措置）が実施されている。
運営主体	【政府年金および政府年金基金】 財務省		労働省社会保険事務局	内務省及び地方自治体
被保険者資格	【政府年金】政府年金基金設立前に公務員となった者（強制加入） 【政府年金基金】強制加入対象者は、政府年金基金の設立（1997年）以降に公務員となった者。任意加入対象者はその前に公務員となった者。		強制加入対象者は、15歳以上60歳未満の民間被用者（社会保険法第33条）。任意加入対象者は、農民・自営業者など（社会保険法第40条）。 給付対象者は、加入者本人のみ（家族は対象ではない）	—
年金受給要件	支給開始年齢	60歳（退職時）	55歳以上（退職時）	60歳
給付水準	【政府年金】確定給付型の年金の給付。 【政府年金基金】確定拠出型の退職一時金の給付など。		「政府年金（税方式）」及び1997年3月以降に公務員となった者を対象とした④「政府年金基金（貯蓄型）」	年齢に応じて月額600-1,000バーツ。
	最低加入期間	—	15年以上。*保険料納付期間が180ヶ月未満の場合は老齢一時金を受給できる。	—
財源	保険料	【政府年金】保険料負担なし 【政府年金基金】拠出型加入者は、給与の3%を保険料として負担。	【社会保険制度】 社会保険制度全体として、労使折半で賃金10%（傷病、出産、障害及び死亡3%、児童手当及び老齢6%、失業1%）を保険料として負担。 【社会保険制度の老齢給付】 上記のうち老齢給付にかかる保険料負担は、児童手当にかかる保険料負担と併せて、労使折半で賃金の6%。	保険料負担なし
	公的負担	【政府年金】税財源（無拠出年金） 【政府年金基金】政府が給与の3%を拠出。政府年金から政府年金基金への移行者の一部には2%を上乗せ）	【社会保険制度】社会保険制度全体として、労使折半の保険料に加え、政府が被用者の賃金の2.75%を追加拠出。 【社会保険制度の老齢給付】 上記のうち老齢給付にかかる政府の追加拠出は、児童手当にかかる政府の追加拠出と合わせて1%。	税財源（予算措置）
	その他の給付	遺族年金	—	—
		—	死亡給付	—
実績	加入者	約116万人（2010年）	加入者：約1,465万人（2017年） 受給者数：443,875人（2017年）	受給者数：678万人（2012年度予算）
	支給総額	【政府年金基金】約371億バーツ（2017年）	約111億バーツ（2017年）	約252億バーツ（2012年度予算）
	基金残高等	【政府年金基金】残高は約8,431億バーツ（2017年）	【社会保険制度の老齢給付】 社会保険基金のうち老齢給付・児童手当基金お残高は、約1兆6,050億バーツ（2017年）	—
出所：厚生労働省『2020年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向（タイ）」p.3 表2-4-2より抜粋				



時代区分	主な社会情勢	社会保障制度の主な変遷
スカルノ政権	1948年 独立	
		1963年 公務員貯蓄保険基金（TASPEN）導入
スハルト 開発主義・ 開発独裁	1965.9.30事件、スハルト政権へ	1966年 軍人社会保険（ASABRI）導入（軍人・警察官対象）
		1969年 公務員年金制度創設
		1971年 軍人社会保険に定年、死亡時の一時金支払い（養老保険制度）追加
		1977年 社会福祉基本法制定
		1992年 JAMSOSTEK根拠法制定（労働者の社会保障）
		1993年 JAMSOPSTEK、医療保険制度開始（全額使用者負担）
		1994年 最貧困層対象のヘルスカード導入
	1997- アジア経済危機	1996年 健康維持保証制度（JPKM）：任意加入医療保障制度導入
ハビビ・ワヒド	1998 スハルト失脚	
メガワティ政権		2003年 労働法可決
ユドヨノ政権 民主主義本格化		2004年 外国出稼ぎ労働者法発効、国家社会保障制度に統一
ジョコ政権		

出所：末廣昭編著『東アジア福祉システムの展望』、厚生労働省『海外情勢報告』各年版、等より筆者作成

制度名	SJSN Health(Sistem Jaminan Sosial Nasional Program Jaminan Kesehatan)	
根拠法	国家社会保障制度に関する法律 (2004年法律第40号)	
運営主体	医療保険実施期間 (BPJS Health, インドネシア名: BPJS Kesehatan)	
被保険者資格	全国民 (貧困者、雇用主、授業員など)、6ヶ月以上インドネシアで働く外国人	
給付対象	本人、配偶者、21歳未満 (公的な教育を受けている場合25歳未満) の家族	
給付の種類	入院・外来、薬、出産、救急医療等 (具体的には、投薬基準や保険サービス料金に係る大臣令で規定された内容がカバーされる)	
自己負担割合など	原則無料とされているが、大臣令で規定内容をオーバーした差額は自己負担となる。	
財源	保険料	1) 公務員、軍人、警察官など: 月給に5%分の保険料を雇用者側と被保険者が支払う (雇用主側: 3%、被保険者: 2%) 2) その他の賃金労働者 月給の5%分の保険料を雇用主側と被保険者が払う (雇用主側: 4%、被保険者: 1%) 3) 非賃金労働者および非労働者 (投資家、雇用主など) サービス給付を希望する病室の等級により保険料が異なる。(第3等級: 42,000ルピア、第1等級: 160,000ルピア)
	政府負担	貧困者に対しては政府が負担・1人あたり1ヶ月42,000ルピア
実績	加入者数	約2億805万人 (2018年12月)
	収入総額	81兆9,752億ルピア (2018年)
	支払総額	94兆2,968億ルピア (2018年)
出所: 厚生労働省『2019年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向 (インドネシア)」p.12 表5-1-13より抜粋		

制度名	労働社会保障制度(Keenagakerjaan)		
根拠法	国家社会保障制度に関する法律2004年法第40号、年金保障制度実施に関する政令2015年第45号	国家社会保障制度に関する法律2004年法律第40号 老齢保障制度実施に関する政令2015年第46号 同上聖霊の改正に関する政令2015年第60号 老齢保障給付の支払い手順と要件に関する労働大臣規則2015年代19号	
制度体系	年金保障	老齢保障 (一時金)	
運営主体	BPJS Employment (インドネシア名: BPJS Ketenagakerjaan 労災補償、死亡保障、年金保障および老齢保障の業務を担当)		
被保険者資格	公務員及び軍人、警察官等並びに民間労働者が対象	左記及び日賃金受給者 (自営業者等) も対象	
年金受給要件	支給開始年齢 老齢満期年齢 (57歳)	老齢満期年齢 (57歳)、恒久的全身障害、死亡時に支給	
給付水準	1) 年金給付計算式 (1%に加入年数を掛け、加入年数期間の年間賃金の加重平均を掛け、12で割ったもの) に基づき計算 2) 移行、毎年については、前年の年金給付額に指数をかけたもので計算 年金給付金額は、最低月額30万ルピアから最高月額360万ルピア (前年のインフレ率に基づき、毎年調整)	—	
	保障制度	年金保障	老齢年金 (一時金)
財源	保険料 1ヶ月の賃金の3% (事業主2%、被用者1%) (段階的に8%に引き上げ予定)	1ヶ月の賃金の5.7% (事業主3.7%、被用者2%)	
その他の給付	遺族年金 死亡した被保険者の妻、夫、子、または親に支給	—	
実績	加入者数	10,633,387人 (2017年)	14,570,283人 (2017年)
	支給総額	3,753億ルピア (2017年)	19.17兆ルピア (2017年)
	基金運用状況	25兆ルピア (2017年)	249兆ルピア (2017年)
出所: 厚生労働省『2019年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向 (インドネシア)」p.13 表5-1-14より抜粋			

時代区分	主な社会情勢	社会保障制度の主な変遷
米領	1935年 コモンウェルス発足	1937年 Government Service Insurance System(GSIS) (公務員対象)設立
	1946年 独立	1957年 Social Security System(SSS) (民間対象) 設立
開発主義・ 開発独裁	1965年 マルコス政権	
		1972年 メディアケア・プログラム始動
		1975年 労労災保障制度
民主化	1986年 ピープルズ革命、マルコス追放、1987年憲法	
		1995年 国民健康保険法によって国民健康保険制度(NHIP)誕生。運用はフィリピン健康保険組合 (PhiHealth)
	1997年 アジア経済危機	1997年 Social Security Act of 1997(民間向け SSS)、 The Government Service Insurance Ast of 1997 (公務員向けGSIS)
		1998年 SSSおよびGSISの医療保険基金がPhiHealthに移管

出所：広井・駒村『アジアの社会保障』、菅谷『ASEAN諸国の社会保障』、厚生労働省『海外情勢報告』各年版、等より筆者作成

制度名	フィルヘルス (Phihealth)	
根拠法	共和国法第7875号(National Health Insurance Act of 1995, Republic Act No. 7875)	
運営主体	フィリピン健康保険公社(Philippine Health Insurance Corporation: PHIC)	
被保険者資格	全国民	
給付対象	本人及びその被扶養者 (配偶者、就業しておらず未婚の21歳未満の子、保険未加入の60歳以上の親)	
給付の種類	入院給付 (包括払い：ケースレート、出来高払い) 高額療養費制度 外来給付	
自己負担割合など	包括払いが規定されている疾患の入院給付に関しては、規定額を超えた部分に関して自己負担となる。包括払いの対象とならない場合には、各医療行為ごとの規定額を超えた部分に関して自己負担となる。	
財源	保険料	保険料は収入の2.75% (労使折半) (2019年)
	政府負担	先住民族の保険料は政府負担、低所得者の保険料は地方自治体が負担。
実績	加入者数	1億46万人 (うち被保険者5,380万人、被扶養者5,067万人) (2018年) (カバー率98%)
	支払総額	1,066億ペソ (2017年)

出所：厚生労働省『2019年海外情勢報告』 「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向 (フィリピン)」 p.353 表5-4-20より抜粋

制度名	SSS		GSIS
根拠法	共和国法第11199号		従業員積立基金法 (Employees Provident Fund Act 1991)
制度体系	主な公的年金制度には、民間企業で勤務するものを対象とした年金制度と公務員を対象とした年金制度がある。前者は、社会保障機構 (Social Security System:SSS)、後者は公務員保険機構 (Government Service Insurance System:GSIS) が運営している。このほか、軍人、警察関係者等職域別に年金制度が存在する。		
運営主体	SSS		GSIS
被保険者資格	60歳以下の全ての民間労働者およびその使用者、月2,000ペソ以上の収入を得ている家庭内使用人 (メイド、運転手など) 並びに月2,000ペソ以上の収入を得ている自営業者 (俳優、プロスポーツ選手、農漁業関係者などを含む) 等は、SSSへの加入が義務付けられている。また、法改正により外国で働らくフィリピン人も強制加入となった。なお、①離職した加入者、②加入者の配偶者は任意の加入 (自発的加入者) となっている。		全ての公務員 (国、地方)
年金受給要件	支給開始年齢	鉱山労働者は50歳、それ以外は60歳。	15年以上政府に勤務した加入者が、60歳に達した時
給付水準		給付月額は、保険料支払期間と引退前60ヶ月の平均報酬月額により、以下の①または②のうち、より大きい額が支給される。 ①300ペソ (約750円) + 平均報酬月額x (0.2+0.02x8支払年数-10年) ②平均報酬月額x0.4 なお、最低給付額として、120カ月以上保険料を支払った者に対し月1,200ペソの給付が、20年以上保険料を支払った者に対し月2,400ペソの給付が保証されている。 物価スライドではないが、上記に加え、2017年1月以降一律月1,000ペソが加算給付されている。	給付月額: 0.025x(平均報酬月額+700ペソ) x保険料支払期間 退職者は以下二つの支給方法から一方を選択する。 ①年金5年分の一括支給、5年経過後に月額支給開始。 ②年金18ヶ月分の現金支給、直後から月額支給開始
	最低加入期間	120ヶ月	15年
財源	保険料	標準報酬月額 (上限2,000ペソ) の12.0% (使用者8.0%、被用者4.0%)	標準報酬月額の21%(使用者12%、被用者9%)
	公的負担	財源は、労使双方の負担による社会保険料と投資、貸付などの資産運用の収益から成り立っており、税金の投入など国庫からの支出はない。	
その他の給付	障害給付	主として身体の障害の為日常生活に支障をきたす者に対し給付される。給付対象者は、SSSの加入者のうち、所定の期間中36ヶ月以上保険料を支払っていた者で、主として治癒見込みのない身体障害を有する者。永久的な全面労働不能は、障害年金となり、永久的な一部不能はその程度により支給年数がきまる。	給付対象者は、GSIS加入者のうち、障害発生時点で政府に勤務している者、および一定の保険料支払期間のある離職者が対象となる。給付は障害の程度に応じて以下の通り。 ①永久的な全面労働不能: 老齢年金と同額の年金 (月) 額が生涯にわたって支給される。 ②永久的な一部労働不能: 給付対象と認定された無給休暇日数x年金 (月) 額の1/3が給付される。 ③一時的な全面労働不能: 給付期間は1年で120日を上限に、給付対象と認定された無給休暇日数x日給の75%が給付される (日額の下限70ペソ、上限340ペソ)
	遺族年金	36ヶ月以上保険料を支払った加入者が年院受給開始前に死亡した場合、親族が給付を受ける。給付額は加入者の年金月額と同水準であるか、採点給付額は①保険料支払期間が10年未満の場合1,000ペソ②10年以上20年未満の場合1,200ペソ③20年以上の場合2,400ペソ。	15年以上勤務した加入者の配偶者もしくは18歳未満の未婚の子。給付月額は、配偶者にたいし加入者の死亡時の年金基本月額額の50%が、子には5人までを現度として、一人当たり同10%が給付される。
実績	受給者数	2018年1-12月の受給者数は被用者: 3,627,682人 (退職: 1,500,986人、死亡: 1,012,435人、出産: 326,313人、疾病: 428,296人)、雇業者報酬: 44,761人	2019年1-9月: 計497,184人 (老齢年金: 352,074人、遺族給付: 132,984人、遺族給付: 10,532人)
	支給総額	2018年: 約1,801億ペソ	約1,044億ペソ (2018年)
	基金運用状況	2018年の総収入約2,126億ペソに対し、総支出約1,899億ペソと黒字。	2018年の総収入約3,482億ペソに対し、総支出約2,842億ペソと黒字。

出所: 厚生労働省『2019年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向 (フィリピン)」 p.13 表5-4-15より抜粋

時代区分	主な社会情勢	社会保障制度の主な変遷
独立	1948年 北ベトナム独立	
ベトナム戦争		1961年 社会保険制度創設
	1975年 南北統一	
カンボジア紛争	1986年 ドイモイ政策	
	1991年 ソ連崩壊	
社会主義市場経済改革・対外開放	1995年 ASEAN加盟	1995年 社会保険法
		2006年 社会保険法改正
	2007年 WTO加盟	2008年 健康保険法
		201年 障害者法
		2013年 雇用保険
		2014年 社会保険法改正、健康保険法改正
		2015年 労働安全衛生法
<p>出所：出所：広井・駒村『アジアの社会保障』、菅谷『ASEAN諸国の社会保障』、厚生労働省『海外情勢報告』各年版、Asher eds.(2018)、等より筆者作成</p>		

表 1-21-2 ベトナムの健康保険制度		
制度名		健康保険
根拠法		健康保険法（25/2008/QH12）（2009年施行） 健康保険法（46/2014/QH13）（2015年施行）
運営主体		保健省（MOH） ベトナム社会保険（VSS）
被保険者資格		労働者、公務員、退職手当や労働災害・職業病手当などの社会保険受給者、失業保険受給者、貧困者、困難な状況にある少数民族、ベトナム政府の奨学金を受給する外国人、6歳以下の子供、学生、農林水産業に従事する者、等
給付対象		上記の被保険者本人
給付の種類		外来及び入院での診療・治療を受ける際に医療保険制度による給付を受けることができる。 ①診察・治療、リハビリ、胎児の定期診断、出産 ②緊急・入院を要する場合で、6歳以下の子供、貧困などの場合は郡レベル病院より上位レベルの病院への移送費
自己負担割合など		1) 診察・治療にかかった費用については、健康保険基金及び本人が負担。健康保険基金の負担割合は、被保険者のカテゴリーによって、以下の3つに区分される。 ①健康保険基金が100%負担 士官、6歳以下の古語も、貧困生活者、社会保護手当受給者、困難な状況にある少数民族、革命功労者、等 ②健康保険基金が95%負担、自己負担5% 退職手当受給者、準低所得者、等 ③健康保険基金が80%負担、自己負担が20% ①②以外
財源	保険料、政府負担	保険料や拠出者は、被保険者のカテゴリーによって、次の5つに区分される。 ①労使拠出：民間企業の労働者、公務員 給与額の4.5%。労働者が1.5%、使用者が3%を納付。 ②社会保険拠出：退職手当などの社会保険受給者、失業保険受給者等 給付金額の4.5%。社会保険基金から納付。 ③政府全額拠出：士官、貧困生活者、社会経済的に困難な地域の少数民族、6歳以下の子供、革命功労者、革命功労者の家族。 基準賃金の4.5%。国家から納付。 ④政府拠出：学生、準低所得者 基準賃金の3%または4.5%。国家から一部納付され、残りは本人が納付。 ⑤任意拠出：農林漁業従事者、自営業者等 基準賃金の4.5%。全額本人が納付。
実績	加入者数	被保険者数は、8,350万人で、全人口に占める割合は86.8%（2018年）
	歳入支出額	歳入 2018年：93兆3,176億ドン 歳出 2018年：95兆808億ドン
出所：厚生労働省『2020年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向（ベトナム）」p.5 表2-5-2より抜粋		

制度名	社会保険	
根拠法	社会保険法 (58/2014/QH13)、労働安全衛生法 (82/2015/QH13)	
制度体系	強制社会保険	任意社会保険
運営主体	労働傷病病社会問題省 (MOLISA) ベトナム社会保険 (VSS)	
加入対象 (原則)	<p>1.ベトナム国籍を有する労働者であり、次のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-無期限労働契約、有機労働契約、季節労働契約、または一定の仕事に従事するために3ヶ月から12ヶ月未満期間で働く労働者</li> <li>-1ヶ月から3ヶ月未満の短期契約の労働者</li> <li>-公務員、職員及び幹部に関する法制に基づき従事する公務員、職員及び幹部</li> <li>-軍の職員、公安の職員、情報管理機関におけるほかの業務に従事する労働者</li> <li>-企業管理や、給料を受給する管理・経営者</li> <li>-村、坊、町レベルの非常勤者</li> <li>-社会保険法第123条第4項に規定されている在外ベトナム国公館に於ける配偶者制度の受益者</li> </ul> <p>2.契約に基づく労働者海外派遣法による海外へ働きにいく者</p> <p>3.ベトナムの管轄期間が発給した労働許可証、営業証明書または営業許可書をもっている、外国人労働者</p>	強制社会保険制度の対象者以外（農民、自営業者など）で15歳以上の者
年金受給要件	支給開始年齢	原則、男性60歳、女性55歳。
給付水準	所定の期間、社会保険料を納付した場合、退職前の平均給与月額45%が受給できる。	
財源	最低加入期間	原則20年、一定要件を満たした場合15年。
	保険料	<p>労働者の月給に対し次の負担料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*使用者17.5%（疾病、妊娠出産給付金3%、労働災害、職業疾病給付金0.5%、退職年金、遺族給付金14%）</li> <li>*労働者負担8%（退職年金、遺族給付金8%）</li> </ul>
その他の給付	公的負担	政府からの拠出金・補助金・運用利益など
	遺族年金など	<p>疾病給付金、妊娠出産給付金、労働災害・職業病給付金などがある。葬祭給付と遺族年金がある。給付額は、埋葬給付金は死亡した月の基準賃金の10ヶ月相当。遺族年金の月額は最低賃金の50-70%相当。</p>
実績	被保険者数	強制社会保険：1,519万人（2017年）
	基金運用状況	強制社会保険の徴収：246兆ドン
		任意社会保険：57万人（2017年）
		任意社会保険の徴収：171兆ドン

出所：厚生労働省『2020年海外情勢報告』「東及び東南アジア地域に見る社会保障施策の概要と最近の動向（ベトナム）」pp.3-4 表2-5-1より抜粋

## 2 章 同経済水準での 7 カ国の社会変容の時系列比較

### 1 節：はじめに

本章では、東南アジア 5 カ国が福祉国家になるために必要な条件と考えられる、経済水準と社会構造変容の関係をシーケンスとタイミングの視点で比較分析する。

近代化するアジアでは、経済発展、すなわち工業化が、様々な領域での社会変容を牽引とすると考えられる。そこで、アジアの先発工業国である日本および韓国と、アジア後発工業国である 5 カ国（マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム）の経済成長に伴った社会変容が、同様の軌跡を辿っているのか、異なるのか、もし異なるのであれば何がどのように異なるのかを分析し、後発工業国にとっての福祉国家化が、どのような社会経済的条件においてなされているのかの現状把握を行いたい。同時にこれは、社会構造の変化による福祉国家化の「必要」の発生や有無が、7 カ国で同じパターンなのか、異なるかの分析でもある。

先行研究において、歴史的にはほぼ全ての事例において福祉国家に必要な条件と考えられたのは、工業化によってもたらされた高い経済水準であった<sup>90</sup>。他方、福祉国家の「必要」は、工業化を含む近代資本主義化によってもたらされた社会経済構造の変化、特に、経済格差の拡大、労働の脱商品化、福祉の脱家族化によるものであり、福祉国家化過程にはそれらには中間層の形成や労働運動、民主化と国民国家形成が大きく影響されているとされた<sup>91</sup>。本章では、それらを社会構造、就業・家族・人口動態、中間層の形成と経済格差、社会保障の項目に分け、各計測に最適と思われる統計データをもって比較分析、検証する。

しかしながら、既に高い経済水準に達し、かつ福祉国家である現在の日韓両国と東南アジア 5 カ国を比較しても、各国の経済発展段階に応じた福祉国家への発展段階を無視し、単に東南アジアの後進性を示すだけに終わってしまう。経済発展と社会構造変容のタイミングを測るためには、各々の経済発展段階に応じた水準での社会構造と福祉国家化の軌跡を比較すべきであろう。

---

<sup>90</sup> しかしながら、厳密な意味では、工業化は福祉国家化の必要条件でも十分条件でもない、と本論では捉えている。なぜならば工業化を経ずに経済発展がなされる国もあれば、経済発展がなくても福祉国家となる可能性は大いにあるためである。ただし、歴史的には多くの国が福祉国家になった経緯を観察すれば工業化と経済発展、そしてそれらによる社会変容が条件であったことも事実である。

<sup>91</sup> 社会変容という歴史的経緯の観察に基づくが、一方で構造主義的アプローチにも依拠している。



そこで本章の分析方法として、アジアで先行して先進国となった日本および韓国の経済発展の軌跡をベンチマークとする。購買力平価による一人当たりの GDP<sup>92</sup>を用いて、現在（2017年）の分析対象5カ国の経済水準が、何年前の日本と韓国の経済水準と一致するかを確定し、その年の日本と韓国の社会構造と現在の各国の状況とを比較することで、各々の変容段階の共通点との相違点を検証する。具体的には、例えば、2017年現在のフィリピンの経済水準（7,629ドル）は、日本の1964年当時（7,555ドル）と同じであると考へ、1964年当時の日本の社会構造と2017年現在のフィリピンのそれとを比較する。

比較データでは、産業構造を産業別の GDP 内訳<sup>93</sup>、就労構造を産業別就労者数比率<sup>94</sup>をもって観察し、一方で都市化<sup>95</sup>、核家族化<sup>96</sup>、世帯構成人数<sup>97</sup>をもって社会・家族構造の変化を、人口増加率<sup>98</sup>、平均寿命<sup>99</sup>、平均年齢<sup>100</sup>、合計特殊出生率<sup>101</sup>、子供（0-14歳）および高齢者（65歳以上）との労働力人口（15-64歳）との比較である従属（人口）率<sup>102</sup>、高齢化率、高齢者が人口の7%を占める高齢化社会から14%を占める高齢社会への移行期間を示す倍加年数<sup>103</sup>、をもって人口動態を比較する。

---

<sup>92</sup> 基準年の算出には、世界各国の長期間にわたる経済水準を公表している Penn World Table, version 9.1 を活用した。Penn World Tables は、1950年代から2017年までの各国の購買力平価基準（PPP）を2011年 USA ドルの GDP（Expenditure-side real GDP at chained PPPs (in mil. 2011US\$)）として公表しており、それを人口で除して一人当たりの値を算出した。世界銀行などは直近データである2020年の購買力平価（PPP）も公表しているが、本論では過去50年に遡っての各国比較分析を中心とするため、統一された GDP 指標として2017年データを基準年として活用することとした。PPPによる国際・時系列比較の優位性については、（ディートン 2014, pp. 237-247 参照）。

<sup>93</sup> 産業別 GDP 内訳の出所：UN Data/ 統計の入手が困難なため、PPPではなく名目 GDP（自国通貨）による比率を採用。第一次産業（農林水産業）、第二次産業（製造業および工業）、第三次産業とした。

<sup>94</sup> 産業別就労者数比率の出所：UN Data/ Employment in Agriculture, Industry, Service、総務省統計局「日本の長期統計系列：」

<sup>95</sup> 都市化統計の出所：UN Data/ Urban population (% of total population)、総務省統計局「日本の長期統計系列」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11423429/www.stat.go.jp/data/chouki/index.html>

<sup>96</sup> 核家族統計の出所：総務省統計局「日本の長期統計系列：世帯の家族類型別一般世帯数・親族人員及び1世帯あたり親族人員」

<sup>97</sup> 世帯構成人数統計の出所：UN Data/ Household Number、総務省統計局「日本の長期統計系列：世帯の家族類型別一般世帯数・親族人員及び1世帯あたり親族人員」

<sup>98</sup> 人口増加率統計の出所：UN Data/ Population growth (% annual)、総務省統計局「日本の長期統計系列」

<sup>99</sup> 平均寿命統計の出所：UN Data/ Life Expectancy

<sup>100</sup> 平均年齢統計の出所：World Population Prospects 2019, UN, 中央値、2015年データ

<sup>101</sup> 合計特殊出生率統計の出所：UN Data/ Fertility rate, total (births per woman) .  
1人の女子が再生産年齢（15～49歳）を経過する間に生む平均出生児数。

<sup>102</sup> 従属率統計の出所：UN Data/ Age dependency ratio (% of working-age population) , Age dependency ratio, old (% of working-age population)

<sup>103</sup> 倍加年数の出所：UN, World Population Prospects: the 2015 Revision（『アジアにおける高齢者の社会保障』より）

また、社会階層と富の分配状況を比較する。収入の5分位分布<sup>104</sup>の比較をする<sup>105</sup>。また、経営者・自営業者・雇用者比率<sup>106</sup>の推移と、主に新中間階層を形成するとされる専門・管理職人口比<sup>107</sup>、ライフスタイルの水準としての中間層の測定のために1000人あたりの自動車保有台数<sup>108</sup>を検証する。

社会保障の発展については、社会保障費用対GDP比<sup>109</sup>、医療提供をする医者<sup>110</sup>の数、4つの社会保障（健康・雇用・生活保護・年金）制度の有無と各制度の制定年（特に国民皆保険・会年金制度）、カバレッジなどを比較分析する。

東南アジア5カ国は2017年現在、現在完全な民主化がなされていないと評価される（Freedomhouse）が、過去に民主化をした経験がある（その後民主主義が持続せずには後退した）<sup>111</sup>。初めて民主化した移行年を日韓と比較する。また、社会保障制度の拡充を求める労働運動と考えられるストライキの回数について比較する。

これらを通して、経済水準を基準として各国の社会構造及びダイナミックに進む社会変容の推移をタイミングとシークエンスの観点から動的に比較する。分析対象年は、東南アジア5カ国については各種データ入手が可能な2017年とし、ベンチマークとなる日本および韓国については、統計入手が可能な1950年からとする<sup>112</sup>。

分析対象は、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの5カ国であり、日本と韓国はベンチマークを提供する。データソースについては、特段の断りが無い限り前述の出所の通りである。

---

<sup>104</sup> 収入の5分位分布統計の出所：UN data/Income share held by Highest, Fourth, Third, Second, Lowest 20%、総務省統計局「日本の長期統計系列：現金収入五分位階級別1世帯あたり年平均1ヶ月間の収入と支出（勤労者世帯）全都市（1951—1962、世帯の家族類型別一般世帯数・親族人員及び1世帯あたり親族人員）」

<sup>105</sup> 格差を比較するにはGINI係数が有用ではあるが、統計対象が全世帯、就労者、個人であったり、各国の定義が可処分所得、グロスの所得、消費を元データとしたり、また再分配前と後など国ごとにまばらである事、さらには過去のデータが不足しており時系列データの確保ができないなどの課題がある点は注意が必要である。本論では、支出とされているUNデータを採用する。

<sup>106</sup> 経営者・個人事業主、雇用者比率統計の出所：ILO Stat（Status）、『東アジア長期統計3 労働力』、『アジア中間層の生成と特質（巻末資料）』

<sup>107</sup> 専門・管理職人口比統計の出所：ILO Stat（Occupation）、『東アジア長期統計3 労働力』、『アジア中間層の生成と特質（巻末資料）』

<sup>108</sup> 『FOURIN ASEAN自動車部品産業2019』、『アジア中間層の生成と特質巻末資料』、一般財団法人日本自動車工業会（JAMA）HP、一般財団法人自動車検査登録情報協会HP

<sup>109</sup> 社会保障費（対GDP比）統計の出所：UN Data/ Current health expeditor, OECD Stat/Social Protection and Well-being, ILO（2017）” World Social protection Report2017-2019”、総務省統計局日本の長期統計系列：「部門別社会保障給費及び国民所得費（1951-2004）」、「社会支出の国際比較（対国内総生産比）（1980-2017年度）」

<sup>110</sup> WHO data: Medical doctors（per 10,000 persons）、総務省統計局「日本の長期統計系列：「医療関係者数1874-2004」

<sup>111</sup> Freedomhouse HP “Country and Territory Ratings and Statuses, 1973-2020”

<sup>112</sup> 1950-70年のデータが入手可能な場合はできるだけ活用する。

(経済社会構造)

経済産業構造：産業別の GDP 比内訳、

就労構造：産業別就労者比内訳

都市化：都市化率

(人口・家族)

家族形態：核家族化率、世帯構成人数

人口増加：人口増加率、平均寿命、平均年齢、合計特殊出生率

少子高齢化：従属人口率、高齢化率、倍加年数

(社会階層・社会運動)

格差：収入の 5 分位分布、GINI

階層：経営者・自営業者・雇用者比率、専門・管理職人口比率、  
1000 人あたりの自動車保有台数

(社会保障)

量的指数：社会保障費用対 GDP 比率、医療提供をする医者の数

制度構築：4 つの社会保障（健康・雇用・生活保護・年金）制度の有無と各制度の制定年（特に国民皆保険・会年金制度）、制度のカバレッジ

(民主化・労働運動)

民主化のレベル

初めての民主化移行年およびその年の一人当たりの GDP、

ストライキ・ロックアウト数

以上のデータ項目は、例えば少子高齢化における従属人口率、高齢化率、人口増加率、合計特殊出生率など、統計自体が関連しており事象が重複するものも多い。しかしながら、各国のデータによって事象を個別に分析することで立体的に観察できるため、雑多で複雑とはなるがあえて多数の項目による網羅的な観察、検証を目指したい。タイミングとシーケンスという時間的な経緯の把握をもって、東南アジア 5 カ国との比較を行うためである。

7 カ国の個々の項目データの比較を通して、各国の社会変容と社会保障制度化のシーケンスとタイミングの共通点、相違点を網羅的に明らかにすることで、今後の議論と分析、すなわち、3 章での東南アジア 5 カ国の経済発展と福祉国家、4 章での国民連帯と福祉国家、5 章での理論的分析のための基礎データとしたい。

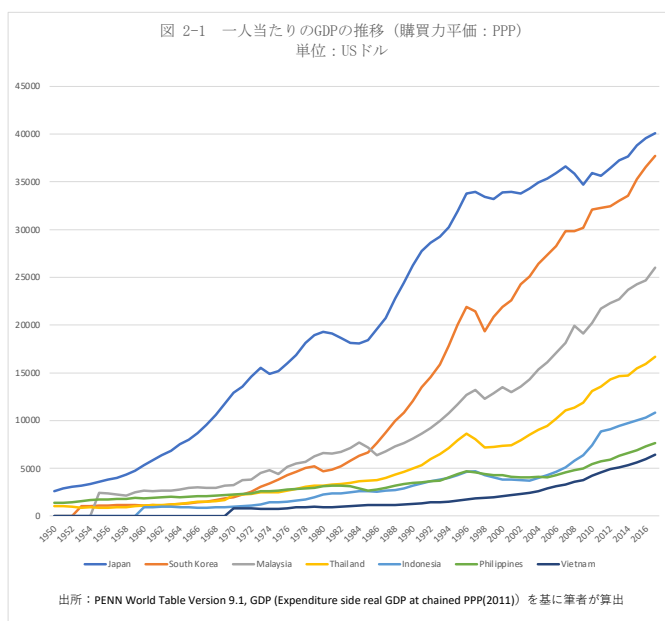
## 2 節：日本と韓国の経済成長と社会変容

### 【日本の経済成長概略】

まず始めに、本章のベンチマークとなる日本と韓国の社会変容の変遷を把握する。日本の近代化と工業化は、明治維新によって始まった。大野健一が『途上国ニッポンの歩み』において、日本の明治期から平成までの近代化・工業化の軌跡を概説している通り、日本は後発工業国として欧米へのキャッチアップを試み、アジアで初の先進工業国となった国である。19 世紀終盤からの明治期には「殖産興業」のスローガンのもと、政府による開発主義的アプローチによる経済発展を推し進め、幾度かの戦争を経て工業化をなしてきた。

第二次世界大戦後の 1945 年には日本経済は壊滅的に破壊されていた。しかし、その後の復興により、一人あたり GDP が 1953 年には日中戦争前の 1936 年の水準に達し（深尾 2018、p. 8）、「もはや戦後ではない」と言われるほどに回復した。本論の分析対象期間である、1950 年以降の日本の経済成長は、図 2-1 に示す通りである。

1950 年の日本の購買力平価基準 (PPP) での一人当たりの GDP は 2,620 ドルと推測されている（米国は 1 万 4,655 ドルであった）。ドッジラインなどの財政金融の引き締め政策により一時期成長が鈍化するが、その後、1971 年のニクソンショックを迎えるまで一桁後半から二桁の成長率を保つ。1972 年には 14,608 ドルとなるが、1986 年まで 1 万 9000 ドル近辺で停滞する（図表. 1 参照）。1985 年のプラザ合意などの国際経済環境の変化の中、再度急成長



し、1992 年には 3 万 33751 ドルに達した。そして、いわゆる「失われた 20 年」と言われた 1990 年代中盤から 2010 年代の時期には、3 万 5000 ドル程度で停滞し、2017 年に 3 万 9002 ドルである。PPP 基準で日本は、1966 年にイタリアを、75 年にはイギリスを追い抜き、1970 年代には、先進国入りし、「キャッチアップの完成」（大野 2005、p. 193）を為したのである。

### 【日本の社会変容】

《産業・就業構造》

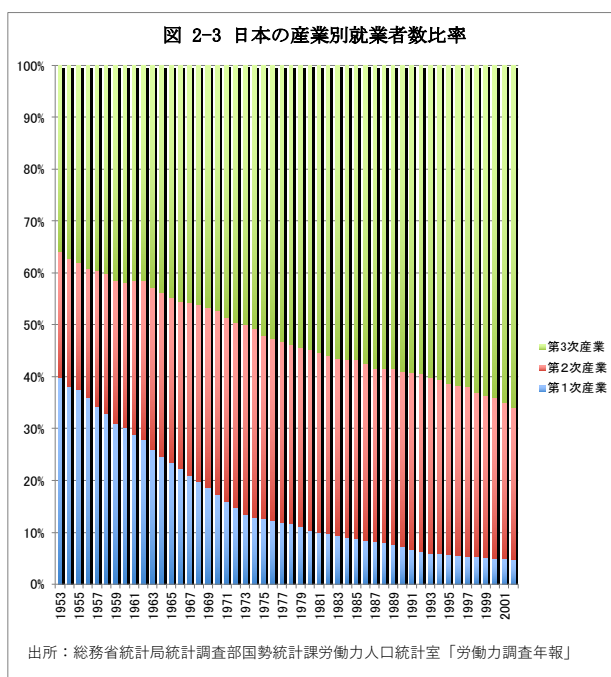
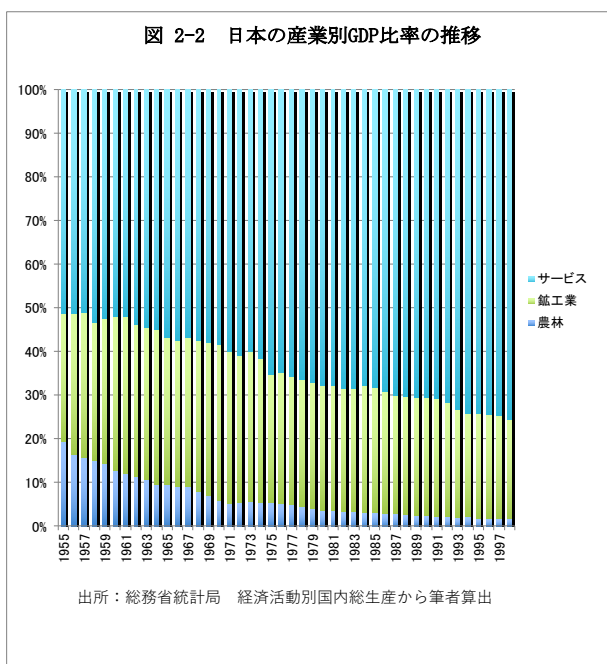
GDP の産業別内訳では、1955 年には農林水産業が 23.1%と約 2 割強を占めており、製造業（建設業含まず）では 22.5%、サービス産業は約 5 割であった。しかし、1965 年には農林水産業は 11.2%となり、一方で製造業が 27.9 に達した。1970 年<sup>113</sup>には農林水産業が 5.9%にまで下がり、製造業がピークの 34.8%に達した。1995 年には、農林水産業（1.9%）、製造業（22.5%）、第 3 次産業（74.3%）と、現在とほぼ同じ比率に達し、移行した。この 70 年間で、日本は農業にも産業軸があった国家から工業国へ、そしてサービス産業主体のポスト工業社会・

国家へと変遷を遂げたと言える。そしてこれは今日の一般的な先進工業国と同様の産業構造と考えられる。

(図 2-2)

さて、就労人口の産業別内訳では、1953 年には約 4 割（39.8%）の就業者が第一次産業（農林水産業）に、第二次産業（鉱工業）には 24.5%、第三次産業には 35.8%に従事していた。第一次産業人口は 75 年（12.9%）まで急速に縮小し、1982 年には 9.7%と一桁になった。一方、第二次産業就業者は徐々に増えながらも 1970 年の 35.2%に達するとそのまま比率を維持しながら、1985 年頃から逡減し、2002 年には約 3 割（29.1%）となった。一方、サービス産業である第三次産業は、徐々に増加し 1974 年に 5 割（50.5%）を超え、その後逡増しながら、1990 年代中盤から更に増え 2002 年には 65.3%になった。(図 2-3)

このように 1950 年に 4 割近くあった第一次産業人口は、2002 年には 4.7%まで縮小し、第二次産業は 25%から 35%へと膨らみ、その後 30%程度まで減った。2017 年現在の産業別就労者数比は、3.5%の第一次産業、25.6%の第二次産業、70.9%の第三



<sup>113</sup> 70 年からの統計には SNA の変更があったので、正確な連続性はない。

次産業である。過去 65 年の産業別就業者数の点からも、日本は農業中心から製造業、そしてポスト工業化、サービス産業国家へと変遷してきたことがわかる。

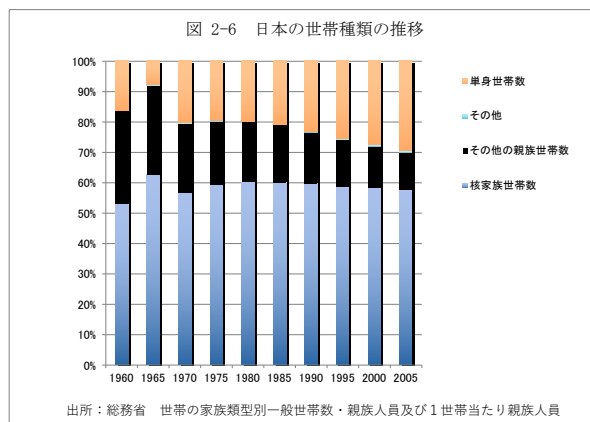
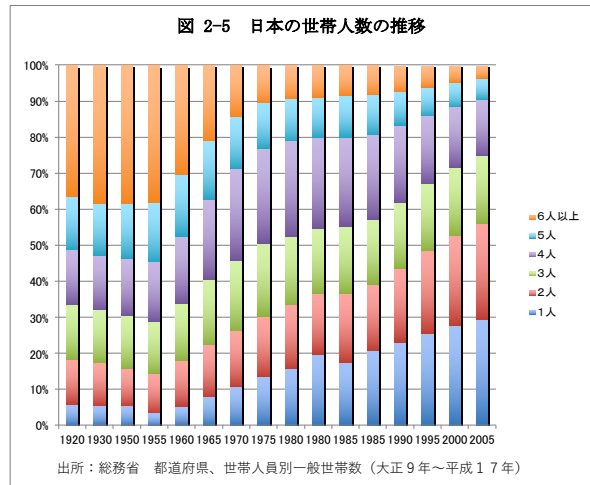
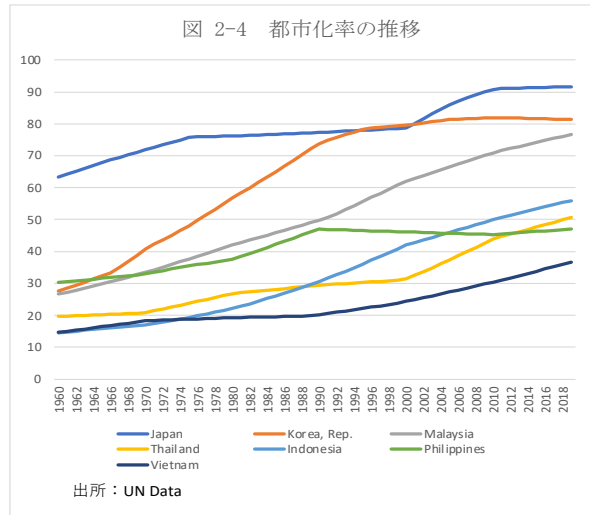
《家族・人口動態》

次に近代化、工業化の大きな特徴である都市化率をみると、日本は 1960 年代にはすでに 63%に達していた。その後、75 年ごろまで上昇し 2002 年に 81%、2017 年には 98%の都市化率に達している。ただし、日本の総人口の人口 1 万人以上の都市居住者の比率は、1930 年には 41%に達しており（中西 2013、p. 223）、日本は戦前からすでに都市化がある程度進んでいたと確認されている。（図 2-4）

一世帯あたりの家族構成人数は 1920 年からの長期統計によって、都市化と核家族化への影響を含め知ることができる。まず、一人世帯、つまり単身世帯は、1920 年には全世帯数のうち 5.7%に過ぎず、1960 年（5.3%）まで同程度であったが、60 年を機に単身世帯は増加し、1980 年には約 2 割（19.8%）に達し、その後、25 年をかけて 2005 年には 3 割（29.5%）、2015 年には 34.5%となった。もうひとつの大きな変化が 6 人以上の大家族の解体である。1920 年には世帯数の 3 分の 1（36.6%）が 6 人以上の世帯であり、1955 年に至っても 37.95%と同水準であったが、1960 年に 30.4%、1965 年には 21.1%と急減し、その勢いは 1975 年の 12.8%まで続く。その後も徐々に減り 2005 年には 3.7%、2015 年には 2.3%にまで減少した。（図 2-5）

一方、日本の核家族世帯人口が全世帯数に占める割合は、1960 年には 5 割

（53%）に達し、これに単身家族の 16%を加えると全世帯中 7 割程度が小家族となって

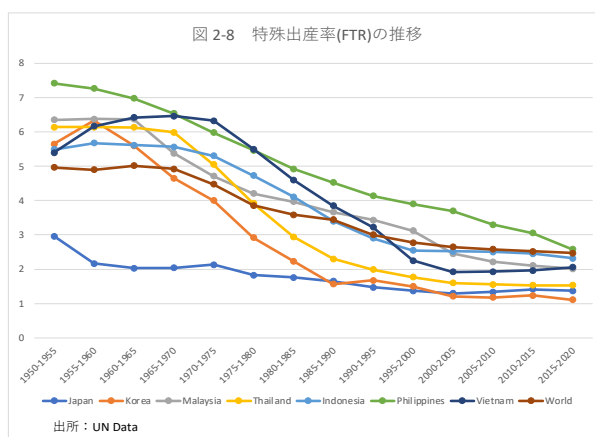
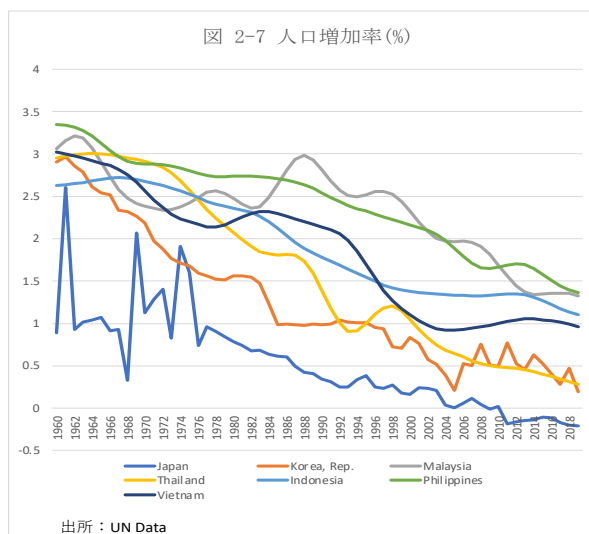


いる。その後、55年を経た2015年には、全人口の67.9%が核家族であり、加えて14.5%が単身家族であるので、その他の家族形態は2割弱となる<sup>114</sup>。ちなみに、2000年には既に全人口のうち核家族数が65.2%で、単身家族が10.3%であったことがわかる。(図2-6)

このように日本の世帯規模は大家族から核家族、単身家族へと変遷した<sup>115</sup>。1920年代からの推移を見る限り、日本の家族の形と都市化においては、1950年代に大きな潮目があったことがわかる。

さて、人口増加については、戦後のベビーブーム直後の1950-55年には1.45%であった。1960年代にはさらに落ち着き1960-65年の平均は1.025であった。その後、第二次ベビーブームの70-75年に1.38%を記録するが、1985-90年に0.68%、1995-2000年には0.30%までに減少し、さらに2005-2010年には0.03%、10-15年にはマイナス0.09%にまでになっている。(図2-7)

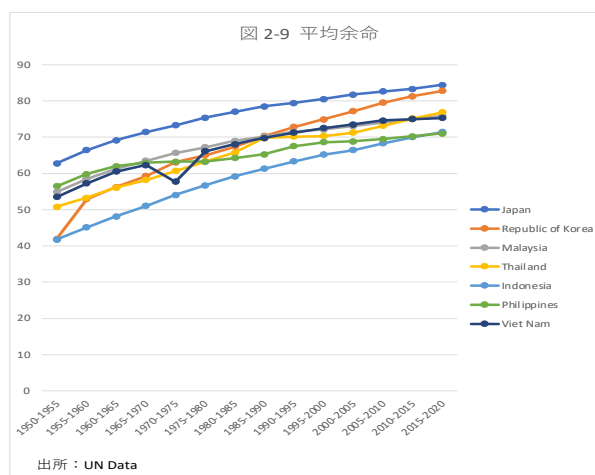
一方、第一次ベビーブームの1947年には4.54人であった合計特殊出生率(FTR:1人の女性が一生に産む子供の数)は、1950年には3.62に減り、55年には2.37となり、1974年の2.05まで2を維持したが、その後も減少し、2003年には1.29となった。2015-20年平均では1.37である。一般に、人口を維持するためには2.1以上が必要とされており、日本の少子化は2.07を切った1974年が大きな潮目であったと考えられる。(図2-8)



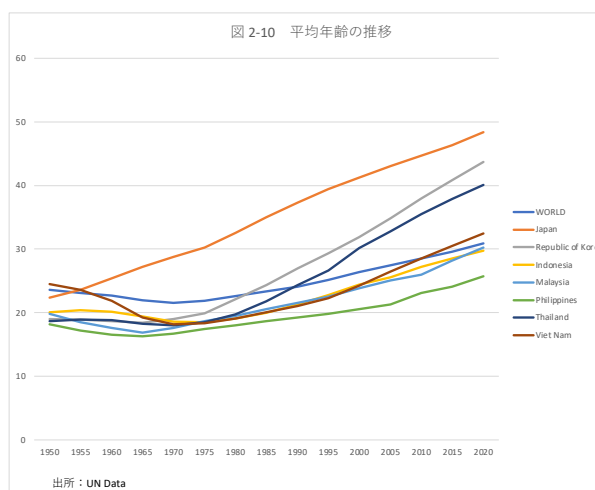
<sup>114</sup> 1960年データは全世帯数に対する比率、2000年、2015年データは全人口に対する比率。

<sup>115</sup> 子供が4人以上いることが珍しくない1950年代においては、6人以上の家族は必ずしも2世代、3世代世帯ではないともいえる。

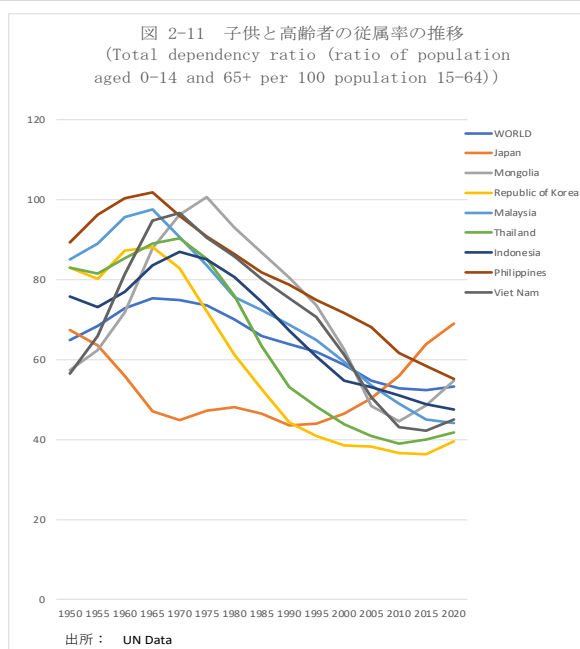
日本の平均寿命は、1947年には50.0歳であったが、1955年（には63.6歳まで急伸し、その後も順調に長くなり、1971年には70.1歳と70台になり、2003年には78.36歳にまで伸びている。2015-20年の日本の平均寿命は84.4歳である。（図2-9）



一方、1950年の平均年齢（中央値）は、22.3歳であった。そこから順次上昇し、1975年には30.3歳に、2000年には41.2歳と40歳を超え、2005年には43歳まで上昇した。2015年の日本の平均年齢は46.4歳である。（図2-10）



一般に、全人口に占める65歳以上の人口比が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会とされるが、日本は、1970年に高齢化社会に、1995年に高齢社会になり、2008年には超高齢社会を迎えている。具体的には、1950年（4.9%）、1960年（5.7%）、1970年（7.1%）、1980年（9.1%）、1990年（12.1%）、2000年（17.4%）、2010年（23.0%）、2020年（28.4%）である。日本は高齢化社会から高齢社会への倍加年数が25年、高齢社会から超高齢社会への移行年数が13年と世界的にも急速に高齢化が進んできた国の一つだと言える。



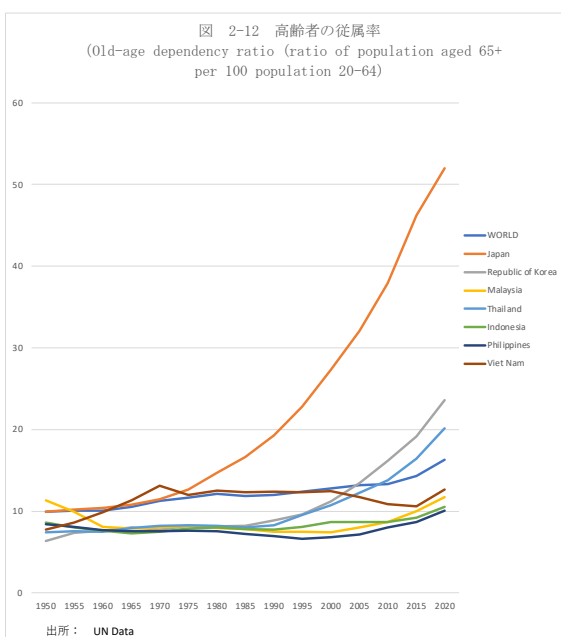
さて、人口動態において注目されるのは、従属人口における高齢者と子供の比率、少子高齢化のスピードである。図表11は、労働力と考えられる15-64歳の100人に対して、従属人口と考えられる0-14歳の子供と65歳以上の高齢者の人数比を示したものである。（図2-11）



少子高齢化のイメージから日本では従属人口が近年になって上昇したと考えがちであるが、実は、1950年には67.5人もいた。それが徐々に減り、1965年ごろから47.1人となり5割を切る状態が2000年まで続く。そして、2005年には50.3、2010年には55.9、2015年には64.0となった。但し、1950年の67.5人の内訳は、8.2人の65歳以上と59.3人の14歳以下の子供であり、圧倒的に子供が主体であった点が重要である。

しかしながら、2015年の64.0人の内訳は、42.7人の65歳以上と21.3人の14歳以下の子供であり、2対1の高齢者中心の従属人口構造である。ちなみに、国連の中位将来予測において日本では2045年には92.2人（65歳以上が68.4人、0-14歳が23.8人）の従属人口が予測されている。このことは、図2-11と図2-12を見比べれば明らかであるが、1950年代の日本の高齢者人口比率は他のアジアの国々と同様であった一方、1970年代以降、急速に高齢者人口比率が高まっていることがわかる。

これは、人口ボーナスと言われる時期の推移と符合する。日本の人口ボーナス期<sup>116</sup>は、1930-35年に始まり、1965年に若年生産年齢（15-34歳）がピークを迎え、約60年後の1992年に終了する。日本の高度成長期を支えた豊富な労働力投入がピークを過ぎた70年代後半から経済成長が鈍化し<sup>117</sup>、人口ボーナスが終了した92年ごろから「失われた20年」が始まったことをみれば、労働力・従属人口比率など社会構造の変化が経済成長に影響したことが推測される。この点については、3章で詳述する。



### 《中間層の形成と経済格差》

中間層をどのように計測するかは課題が多い。ここでは、まず、産業別の就業者の推移を見た後、中間層の新旧のうち特に新中間層の中核をなすと一般に考えられている経営者・専門家の就業人口での比率の変化に注目する。次いで、主に旧中間層を形成すると考えられる自営業者比率の推移を見るとともに、企業の発展による従業員としての就業である雇用者比率の推移を見ることで、日本での中間層の形成と発展を分析する。

<sup>116</sup> 本論での人口ボーナスの定義は、「ある国の生産年齢人口（15歳から64歳の人口）が全人口に占める比率が伸びていく期間、つまり、利用可能な労働人口が増大していく期間」（末廣2014、p.viii）とする。

<sup>117</sup> ニクソンショック、第2次石油ショックによるインパクトも大きかったと推測される。

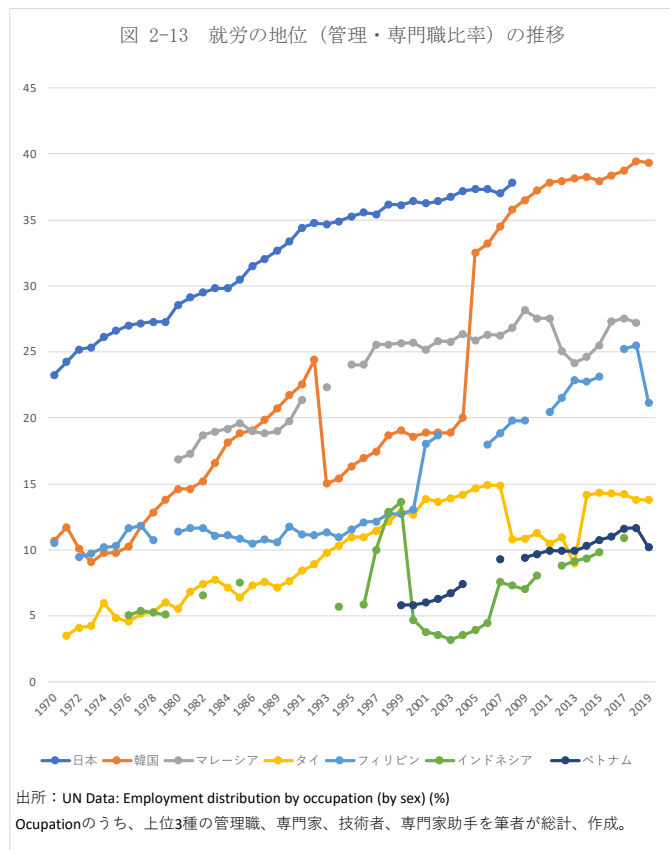
最後に、経済力に支えられたライフスタイルからも中間層の規模を測定するために、1000人あたりの自動車保有台数の推移を見る<sup>118</sup>。

まず、就労者の地位についての推移を見る。1970年の管理・専門職は既に23.2%であった<sup>119</sup>。その後徐々に拡大し、1980年には28.5%、90年には33.4%、2008年には37.8%までに拡大しており<sup>120</sup>、全就業者の4割近くが管理・専門職の地位にある就業・産業構造であることがわかる。管理職・専門職種は新中間階級を形成する地位と考えられており、今日の日本においては大きな新中間階級が形成されていると推測される。(図2-13)

なお、同地位の比率は、1930年に7.4%、50年には14.2%、60年には17.4%、70年で24.5%であるので<sup>121</sup>、この60年間の就業構造変化で3倍に増加したと考えられる。

次に、就業者のステータスについてみる。2017年の日本の就業者全体に対する経営・自営業者は8.1%に過ぎない。そのうち家族従事者を除き従業員がいる経営者は全体の6.1%を占める。1991年には13.7%の経営・自営業者がいた。遡って1970年では19.4%が、1960年では22.1%が、1950年には26.1%が経営・自営業者であった。また、1950年に30.3%いた家族従事者は徐々に減少し、2017

年には2.4%に過ぎない。日本は戦後の経済構造変化の中で、50年には3割いた家族従事者を2%までに減らす一方、就業者の4分の1にあたる経営・自営業主を1割弱までに減少させてきたことがわかる。相対して、雇用者比率は1950年には39.5%しかなかったものが、60年には54%、70年には64.2%、80年には71.2%、90年には78.8%と拡大させ、2017年では89.5%と、ほぼ9割の就業者がいわゆるサラリーマンとなっている。



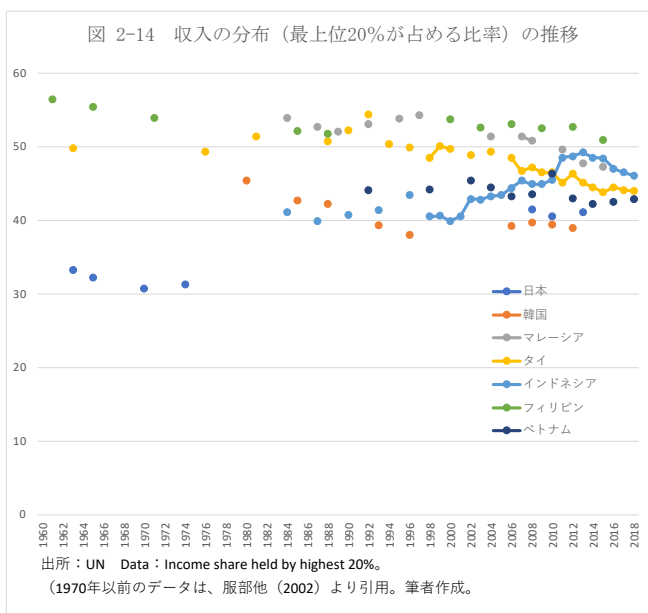
<sup>118</sup> 一般的な社会階層の計測方法とは異なるが、服部（2012）においても利用されており、経済水準と人々の生活スタイルを示す指標として採用した。

<sup>119</sup> ここでは、ILO統計の9分類のうち、Manger, Professionals, Technical and associated professionalsの3分類に属する人数の全就業者に対する内訳を示す。

<sup>120</sup> 2009年以降に統計分類が変更されたためここでは2008年までのデータになる。

<sup>121</sup> 服部（2002）巻末資料を参照。

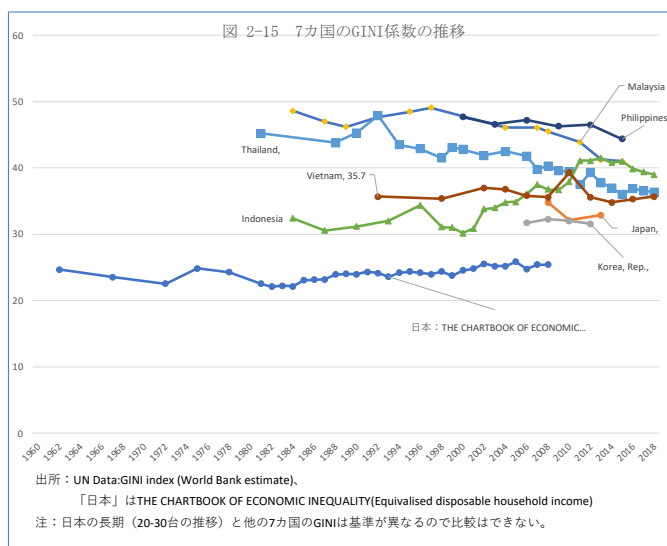
次いで経済格差を見る。勤労世帯の現金実収入による統計によれば<sup>122</sup>、所得の5分位分布は、1951年には第1分位の収入は全体の6.7%、第5分位は38.4%であり、5.76倍の格差があった<sup>123</sup>。その格差は60年には4.77倍に低下し、1970年には2.61倍まで低下する。1970年の第1分位は11.7%、第5分位は30.7%であった。その後、1980年代、90年代には同水準で推移するも2000年代入り上昇し、2004年には2.93倍となっている。これを見る限り、日本の格差は



1960年代に入り縮小し、2000年代に入り再度徐々に拡大してきたというトレンドを見ることができる。なお、別基準で統一されている国連統計では、2013年の第1分位の収入が7.7%であるのに対し第5分位は41.1%に達しており、格差は5.34倍である<sup>124</sup>。

（図 2-14 は収入の最上位 20%が全体に占める収入割合の推移）

また、経済格差を測る GINI 係数（国連データ）では、32.9（2013年）となっている（図 2-15）<sup>125</sup>。本データでは、過去に遡るデータが公表されておらず、また脚注 105 に示したとおり、GINI 係数による多国間の経年比較および本論の目的である基準年での比較が困難である。



しかしながら、日本だけであれば過去に遡った各種指標を活用して全体のトレンドはわかる。日

<sup>122</sup> 長期統計：現金実収入5分位階級別1世帯あたりの年平均1カ月間の収入と支出（勤労世帯、全都市、1951—2007年）

<sup>123</sup> 世帯数を収入によって5分割し、最も少ない20%の世帯が第一分位、最も収入が多い20%の世帯が第5分位とされている。

<sup>124</sup> 本章における東南アジア5カ国との比較はこの国連統計を利用する。

<sup>125</sup> 昨今、日本でも格差社会が問われるが、33.0（2018年）とフランスやドイツ（ともに29.0）よりは高いものの、イギリスの37.0や韓国34.5（2018年）と比しても平等度が高い。世界的に見れば日本は極めて平等な社会とされている。

本の家計調査をもとに算出した全世帯の GINI では、1963 年からの調査では、1963 年 (31.0) をピークに 1972 年まで急降下し、25.6 となった後、徐々に上昇し 2002 年には 38.4 まで、高くなっている (大竹 2010、p. 7)。

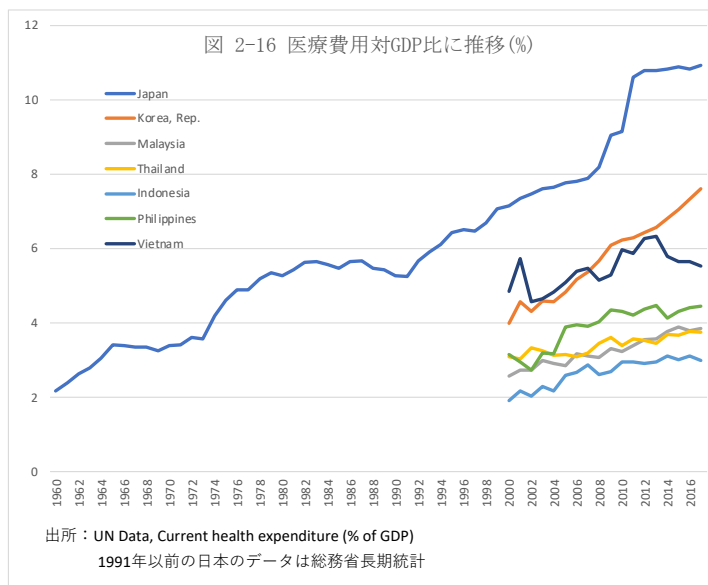
最後に、経済水準とライフスタイルからみた中間層の形成を考える上で指標となりうる自動車保有台数の推移を見る。日本の人口 1000 人あたりの自動車保有台数は、2017 年には 612 台である。高度成長期の 1960 年には 15 台であったが、その後 1970 年には 170 台と急伸し、1980 年には 323 台、1990 年には 467 台と続伸、その後緩やかに増加し今日に至っている。特に 1960 年代の 10 年間で 11.3 倍、1970 年代で 2 倍であるので、1960 年代の急伸が観察される。1960—70 年代に日本では自動車社会への移行とマイカーブームが訪れており、購買力をもった中間層の形成も同時期に本格化したと推測される。

### 《社会保障》

OECD によると日本の 2015 年現在の社会支出対 GDP 比は、23.45% であり (公的支出は 20.8%)、そのうち主要な医療支出が 10.8%、公的年金支出が 9.4% となっている。遡ってみると、公的社会支出は 1980 年で 10%、1990 年で 11%、2000 年に 15.4%、2010 年に 21.2% であった。内訳としては、医療支出は 70 年には 4.3% にすぎなかったが、80 年には 6.2%、90 年には 5.7% と着実に増加しながら、2000 年の 7.2% を経て 2017 年には 10.8% に至る。(図 2-16)

一方、1980 年の公的年金支出は 3.73%、1990 年には 4.7% であったものが、2000 年には 7% まで急増し、その後も徐々に増加し 2015 年の 9.4% に至っている。

次に、各種社会保障制度の制定の時期と実質的に機能し始めた時期を特に、医療、年金、高齢者対策の 3 点から見る (公的扶助は本論では取り上



げない)。第 1 章で詳述したとおり、社会保険以前の各種制度としては、1890 年に官吏恩給法と軍人恩給法によって年金制度が始まった (広井・山崎 2009、pp. 24-25)。日本初の健康保険法は 1922 年に公布され、1927 年に実施。一方、1911 年の工場法成立など労働者保護の必要性が問われ始め、工場労働者を対象とした強制保険である退職積立金及び退職手当法が 1936 年に、国民健康保険法が 1938 年に制定され、1941 年に成立し

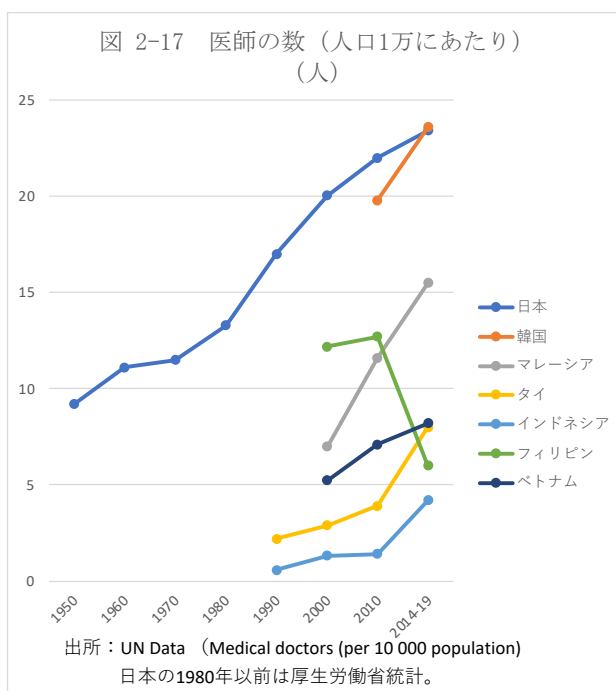
た労働者年金保険法はその後発展して 1944 年に厚生年金法となった。国家による国民への社会福祉の充実が重要となる戦時下において日本の社会保険は失業保険を除き、制度的には構築されていたことになる。

第二次大戦後、新憲法に生存権が基本的人権として明記され、1946 年の生活保護法。47 年の労働者災害補償保険法と失業保険法（のちの雇用保険法）を含み様々な社会福祉制度が整備されていった。そして一般に社会保障制度の確立期は、国民健康保険法および国民年金法による国民皆保険・国民会年金体制が運用され始めた 1961 年と考えられている（末廣 2010、p. 38）。

他方、年金や医療保険の補償額は低く、社会保障が実態的、本格的に指導し始めるのは田中角栄内閣時の 1973 年であるとされ、日本の「福祉元年」とされる（宮本 2008；橋木 2018、他）。それぞれの節目の経済水準をみると、1 人当たり GDP (PPP) は、法制度が確立された 1961 年では 5,851 ドル、質実ともに本格化し始めた 1973 年が 15,528 ドルであった。

最後に日本の医療を支える医者の数をみると、2018 年で人口 1 万人あたり 25.8 人であった。長期統計で過去の推移を見ると、1990 年では 17.1

人、80 年では 13.3 人、70 年では 11.5 人、60 年で 11.1 人、50 年で 9.2 人と 80 年代以前は 10 人程度で推移し近年倍増したことがわかる。なお、1930 年も 7.8 人、1900 年でも 9.2 人の医者が活動しており、医療の水準については不明であるも、日本では経済水準の低い時代にも人口に占める医者の数は 80 年代くらいまでの 100 年間、同程度であったことがわかる。（図 2-17）



### 【韓国の経済成長概略】

19 世紀末、ロシアを含む欧米列強の東アジアへの関心が強まる中、歴史的に中国の影響力が強かった李氏朝鮮は、日清・日露戦争後の 1910 年にアジアの新興国であった日本に併合される。日本の植民地となった朝鮮半島では、満洲に隣接する北部の工業化を優先する日本政府の「南農北工」政策により、韓国の位置する朝鮮半島南部は工業化のプライオリティは低く置かれていた（水野 2007；文 2015、他）。1945 年の日本の敗戦に伴い米軍占領下に置かれ、1948 年に大韓民国が建国される。しかし、独立間もない 1950 年に朝鮮戦争が勃発し国土は焦土化し、港湾、道路、工場などあらゆるインフラが

3年間の地上戦で破壊尽くされた。1953年の一人当たりのGDP (PPP) は、1,025ドルと推計されており、同年のマレーシアの2,451ドルの4割程度、フィリピンの1,590ドルにも及ばず、タイの885ドルを辛うじて上回る程度であった。(図2-1)

1961年には朴正熙によって設立された経済企画院を司令塔に工業化に挑むが、急速な人口増加もあり、朝鮮戦争後20年を経た1970年においても1,986ドルに過ぎなかった。しかし、工業化の果実が実を結び始め、プラザ合意がなされた15年後の1985年には3倍強となる6,669ドルまで上昇し、さらに10年後の1995年には再び3倍増を成し2万ドルに達した。韓国は1980年代後半にIMFの8条国へ移行し、1996年にはOECDへの加盟を果たし、名実ともに先進工業国となった。1998年のアジア経済危機(韓国ではIMF危機とも呼ばれる)により一時経済成長は停滞するも、2017年には一人当たりのGDPが37,725ドルとなり、人口5100万人の韓国は、世界第13位の経済規模を誇る上位経済国となっている<sup>126</sup>。

### 【韓国の社会変容】

#### 《産業・就業構造》

韓国の産業別GDP変化の内訳は、1953年には農林水産業生産(付加価値)比率が47%を占める一方、製造業比率が9%に過ぎない、典型的な農業国であった(金昌男ほか2006、p.164)。1960年になっても製造業比率は11%(建設業を含まない)であったが、工業化の進展とともに1973年には20%台となり、1988年には27.6%のピークを達成した後もその水準を維持し2017年に至っても26.9%を維持している。一方、対GDP農水産業生産比率は工業化とともに徐々に下がり、1953年の47%から1968年には28.2%と30%台を切り、1978年には19.9%、1987年には9.31%へと一桁となり、2003年には2.96%と2%台となり、2017年では1.86%である。他方、農業生産比率の低下に相関してサービス産業比率は高くなった。1960年の38.3%から1990年代中盤には50%台となり、2017年では54.8%を占めるポスト工業社会の産業構造となっている。

産業別の就労人口内訳では、1963年の農林水産業就業者比率が62.9%、鉱工業(建設業含まず)が8.6%、サービス産業が28.3%であった。2017年には農業人口が4.8%、工業人口(建設業含む)が25%、サービス産業が70%を占めるに至っている。このように工業化に伴う農業人口の急減とサービス産業への就労者の急激な移動がみられる。

次に都市化の推移を見る。1960年の都市化率は27.7%と同年のマレーシア(26.6%)やフィリピン(30.3%)と同様の農村中心の社会であったが、1970年には40.7%、1980年には56.7%と上昇し、1990年には73.8%に達し、2017年現在では81.5%が都市住民となっている。(図2-4)

#### 《家族・人口動態》

<sup>126</sup> 名目GDP規模では、世界第10位(2017年)。

2015年の韓国の1世帯あたりの家族構成員数は、全世帯数に対して、1人世帯が27%、2人世帯が26%、3人世帯が21%、4人家族が19%、5人以上の家族は6%に過ぎない(国連データ、Type of House Record)。2005年には、1人世帯が20%、2人世帯が22%、3人世帯が20%、4人家族が27%、5人以上が10%であった。10年で大家族が減少し、一人世帯が増加したことがわかる。一方、2015年の核家族比は69%で、単身家族10%を加えると8割が核家族か単身家族となる。韓国においても急速に小家族化、核家族化が進んでいることがわかる。

人口増加率を見ると、1961年には3.0%を維持していたが、65年には2.5%、1971年には2.0%へと急減し、1985年から1996年まで1.0%を維持するも1997年以降は1%を切り、2002年以降は0.5%前後となる。2017年現在は0.3%の人口増加率である。(図2-7)

一方、人口増加率に直接的に影響を及ぼす合計特殊出生率をみると、1950-55年平均で5.65、1955-60年平均で6.33と非常に高いが、1975-85年には2.91と急減し、1985-90年平均では1.56にまで低下し、2.07と言われる人口維持の数値を大きく割り込んだ。その後も低下傾向は進み2015-20年平均では1.11と世界的にも最低水準にまで落ち込んでいる。(図2-8)

これに対して、1950-55年平均は41.93歳でしかなかった平均寿命(余命)は、急伸している。1975-80年には65歳となり、先進工業国の仲間入りした90年代には70歳を超え、2015-20年平均での韓国の平均寿命は82.77歳である。65年前の2倍の年齢まで生きられる長寿社会となった訳だ。(図表.9)これを別の角度から見れば、1950年には19.0歳であった平均年齢(中央値)は80年に20歳台となり、2000年には30歳台となっている。2015年では43.7歳と、これも65年前の2倍以上の水準になっている。

(図表10)

さて、15歳未満および65歳以上人口の労働力人口(15歳から64歳)に対する割合である従属人口比については、1950年に83.0%と高く、1970年代まで80%台を維持していたが、その後10年ごとに10%の低下を続け、1990年には44.2%まで低下する。つまり、労働力人口100人に対して従属人口は44.2人ということである。(図表.11)

その後も徐々に低下し2015年では、36.3%にまで下がり従属人口の少ない人口構成となっている。但し、2020年には39.5%と反発しており、2015年を底に今後は従属人口が増加することが予測されている。

ところで、1950年に83.0%であった従属人口比率の内訳としては、15歳以下の子供の従属比が77.8%を占めるのに対し、65歳以上の高齢者の割合は6.3%と両者には12倍の差があった。しかし、徐々に子供の比率が減り高齢者比率が高くなり、2015年には子供が18.8%、高齢者が19.2%と高齢者の従属人口比率が高くなっている。なお、2020年には、子供が17.5%、高齢者が23.6%とその差はさらに広がると予測されている。この50年で従属人口比率そのものは下がったが、高齢者比率では上がっている。

このように高齢化が進んだ韓国の高齢化率は、1960年(2.9%)、1970年(3.1%)、1980年(3.8%)、1990年(5.1%)、2000年(7.2%)、2010年(11.3%)、2020年(15.6%)であり、1999年には高齢者が全人口の7%を超える高齢化社会となり、2017年には14%を超える高齢社会となった。その間の倍加年数は日本の25年よりも短い18年であった(2015年国連人口)。さらに高齢者が全人口の21%を超える超高齢社会には2027年になると予測されており、この倍加年数はわずか10年と考えられている。

人口動態、つまり労働人口供給が経済成長に大きく影響を及ぼすことは必至である。生産年齢人口の増加率が従属人口の増加率よりも高いとされる人口ボーナス期は、韓国においては、1965年から2013年であった。韓国は日本の50年とほぼ同じ48年間の人口ボーナス期を享受できたことになる。

#### 《中間層の形成と経済格差》

主に新中間階層の中核を成すと考えられている専門・管理職の就労者比率の推移を見る。1960年には専門・管理職が全就業者の5.8%、70年には10.66%を占めるに過ぎなかったが、その後徐々に増加し、89年には20.69%と2割を超えた後、10%台を推移し、2003年に再度2割を超えてからは順調に増加し、2017年現在には38.7%を占めるに至っている。就業者のホワイトカラー化、専門化がこの50年間で為されたと考えられる。(図2-13)

一方、主に旧中間階層を形成する自営業・経営者層の就労者比率は、1960年には46.8%の自営業・経営者と30.4%の家族従業者がいた。純粋な経営者の比率の当時のデータはないが基本的に第一次産業に従事する自営農とその家族が8割を占めていたと考えられる。その比率は80年代まで3割代を維持するが、1991年には26.7%で2005年調査(27.0%)まで同水準で推移する。2014年調査では21.5%まで落ち込み、2017年も21.2%と、2割程度が自営農を含む自営業・経営者層と考えられる。一方、60年に30.4%あった家族従業員比率は、91年に10.6%となり、2017年には4.1%と7分の1に縮小した。

また、1960年には52%に過ぎなかった雇用者比率は1991年に既に62.7%に達しており、その後30年をかけて徐々に増加し、2017年には74.5%と、雇用者(サラリーマン)中心の就業状況となっている。

次に、5分位所得分布の変遷を見る。1980年の韓国における最も豊かな20%の世帯(第5分位)が、全収入の45.4%を占める一方で、最貧の20%(第1分位)においては5.1%を占めるに過ぎず、第1分位と第5分位の格差は8.9倍あった。その後、その差は徐々に縮まり1996年に一時期5倍を切ったのち、5倍前後を推移する。2012年には第5分位が39%まで下がり第1分位が7.3%となり、その格差は5.34倍であり、格差は縮小されていると考えられる。(図2-14)



一方で、マレーシアでは 29.9 倍（1984 年）、タイでは 22.3 倍（1981 年）と 20 倍以上になっており、80 年代のアジア後発国と比較すると韓国はそれほど格差が大きかった国とはいえない。なお、韓国の GINI は、31.6（2012 年）であり、日本（32.9）と同程度である。（図 2-15）

1000 人あたりの自動車保有数は、1960 年にはわずか 1 台であり、1970 年になっても 4 台でしかない。その後増加のペースが高まり 1980 年に 14 台、1990 年には 79 台、1995 年には 189 台となる。2017 年では 451 台保有であるので、この 20 年で 2.5 倍になったことになる（日本は 1995 年に 534 台、2017 年に 612 台）。

### 《社会保障》

2015 年の韓国に対する GDP の社会支出額比率は、13.03%である。1990 年には 2.7%だったので、30 年弱で 4 倍に拡大したことになる。しかし OECD 諸国平均の 21%（2017 年）と比すれば低い水準である<sup>127</sup>。内訳としては、社会支出の中心である医療支出が 2015 年には 6.7%（2017 年で 7.1%）であった。1970 年に 2.5%、1980 年に 3.4%、1990 年に 3.8%、2000 年に 4.4%となり順調に拡大してきた。また公的年金支出の対 GDP 比は、2015 年で 2.9%（2017 年で 3.0%）である。1990 年が 0.7%、2000 年が 1.3%に過ぎなかったことを見れば近年の拡大は顕著ではある。（図 2-16）

さて、韓国の社会保障制度の発展をみると、1 章で詳述したとおり、1960 年に公務員年金法、1963 年に軍人年金法が制定され、1963 年には医療保険法が制定されたが、国民一般に対する福祉水準は質量とも極めて低かった。金泳三政権の 87 年ごろからの社会運動を経て、1997 年のアジア通貨危機後の金大中政権が 1998 年に雇用保険制度の拡充、1999 年に国民健康法、国民基礎生活保障法を整備したことをもって皆年金・皆医療保険制度が確立した（李 2011；金 2008；他）。韓国の福祉元年と言われる。

経済発展段階と制度整備の時代を比較すると、制度構築に着手した 63 年の一人当たりの GDP は 1,228 ドル、制度の拡充が行われた 1989 年は 10,847 ドル、社会保障制度が名実ともに機能し始めた 1999 年は 20,842 ドルであった。

また、人口 1 万人あたりの医者数は、2017 年には 23.6 人と日本（2004 年、21 人）と同水準にある。2005 年には 16.9 人であったので、10 年で 3 割程度増加したことになる。（図 2-17）

---

<sup>127</sup> OECD（2018）によると韓国の社会保障費は近年急増するも、医療、年金、生活保護を含め OECD 加盟国の平均水準を大きく下回っている（p. 51）

### 3節 日本・韓国と東南アジア5カ国の比較

本節では、先に述べた韓国と日本をベンチマークとして、東南アジア5カ国を比較分析する。表2-1は、日本と韓国の過去の購買力平価（PPP）基準による一人当たりのGDPの変遷を示したものである。世界各国の長期間にわたる経済水準を公表している Penn

World Table, Version 9.1 を活用した。一般に現地物価や人件費が低廉な発展途上国では、名目ドル換算のGDPと購買力平価基準によるドルとでは乖離が激しい。例えば、ベトナムの場合、

表 2-1	一人当たりGDP基準年（PPPドル）					
国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	40,064	2017				
韓国	37,725	2017			37,266	2013
マレーシア	26,001	2017	26,419	2004	26,252	1990
タイ	16,675	2017	17,839	1994	16,873	1977
インドネシア	10,842	2017	10,847	1989	10,626	1968
フィリピン	7,629	2017	7,668	1986	7,555	1964
ベトナム	6,435	2017	6,331	1984	6,365	1962

出所：Penn World Table, version 9.1

2017年の一人当たり名目GDPは2200米ドルであるが、購買力平価基準では6,172ドルと3倍近くの違いがある。基準として米ドル換算の名目GDPではなく、購買力平価（PPP）基準のGDPを本論で用いるのは、各国の生活水準を測る指数としてPPPの方が適当と考えるためである。各国比較を行うために為替を伴うドル換算のGDPを使うと、特に途上国の場合には、ドル建ての現地所得水準を測ることは可能でも、現実の生活水準を各国比較することが困難であることが一つ目の理由である。二つ目として、米ドルとの為替の変動や各国の為替政策に左右されずに実体経済を計測することができる点がある。第3に、インフレの影響を除去した2011年実質値を利用することで、数十年間という長期トレンドにおける各国比較が可能となるためである。近年、各国の購買力平価GDPの普及と研究者の努力によって1990年以前のPPPも推定されているため、本論では購買力平価基準（PPP）による一人当たりのGDPを指標として採用する。

比較の方法として、韓国および日本の一人当たりGDP（PPP）をベンチマークとして、5カ国とを比較する。分析対象の5カ国の現在（2017年）のPPPによる経済水準が、韓国および日本の何年前に該当するかの定点を示す。つまり、マレーシアは、26,001ドル（2017年）であるので、韓国の2004年（26,419ドル）に相当する。同様に、タイは、16,675ドル（2017年）であるので韓国の1994年（17,839ドル）、インドネシアは10,842ドル（2017年）であるので韓国の1989年（10,847ドル）、フィリピンは7,629ドル（2017年）であるので韓国の1986年（7,668ドル）、ベトナムは6,435ドル（2017年）であるので韓国の1984年（6,331ドル）に相当すると考えられる<sup>128</sup>。

<sup>128</sup> 広くビジネスで活用される一人当たりのGDPでは、現地通貨でのGDPを米ドルに換算したものである。UN Data/GDP per capita (Constant 2010 US\$)によると、2017年の一人当たりのGDPは以下の通り。日本（48,510米ドル）、韓国（27,492米ドル）、マレーシア（11,728米ドル）、タイ（6,135米ドル）、インドネシア（4,120米ドル）、フィリピン（3,042米ドル）、ベトナム（1,852米ドル）。一人当たりの米ドル名目GDPとPPP換算の差は以下の通り。日本（0.8倍）、韓国（1.4倍）、マレーシア（2.2倍）、

経済発展が韓国に先行した日本の一人当たり PPP/GDP との比較においては、マレーシアは、日本の 1990 年 (26,252 ドル) となる。同様に、タイは日本の 1977 年 (16,873 ドル)、インドネシアが日本の 1968 年 (10,626 ドル)、フィリピンが日本の 1964 年 (7,555 ドル) となり、ベトナムは日本の 1962 年 (6,365 ドル) に相当すると考えられる。

韓国と日本の 2 カ国を各々ベンチマークとして比較する利点は、まず、片方に過去の統計データがなかった場合にある程度の補完をすることができる点がある。次に日本と韓国は 2017 年現在、共に先進工業国であり福祉国家であると認識されているが、経済社会発展が日本は韓国に数十年先行しているとともに 2 カ国の歴史的初期条件も異なる。そのため、東南アジア 5 カ国との比較の中で日韓両国との比較ができ、経済発展と社会変容の段階的、連続的経緯を観察できることが挙げられる。

### 【マレーシア (26,001 ドル：韓国の 2004 年、日本の 1990 年水準)】

#### 《就業・家族・人口動態》

ここでは 2017 年現在のマレーシアの経済水準と同程度の発展段階であったと考えられる 2004 年当時の韓国および 1990 年当時の日本と各指標について比較を行う。

まず、マレーシアの 2017 年現在の都市化率は 76% であるが、2004 年の韓国では 81%、1990 年の日本では 77.3% であり、それほど差はない。一方、都市化と相関関係が高いと考えられる産業別就労人口比率内訳では、2017 年現在のマレーシアが第一次産業で 11.0%、第二次産業で 27.4%、第三次産業で 61.6% であったのに対し、韓国の 2004 年では第一次産業人口が 8.1%、第二次産業人口が 27%、第三次産業人口が 64% であった。一方、日本の 1990 年では第一次産業が 8.8%、第二次産業が 23.3%、第三次産業が 76.6% であり、日韓との比較において、同じペースでの変化であると確認できる。

家族構成人数では、マレーシア (2000 年データ) で、477 万全世帯数のうち、1人世帯が 7%、2人世帯が 12%、3人世帯が 14%、4人世帯が 18%、5人世帯が 20%、6人世帯以上が 29% である。また、日本の 1990 年当時の家族構成は、全 4017 万世帯のうち、1人世帯が 23%、2人世帯が 20%、3人世帯が 18%、4人世帯が 21%、5人世帯が 9%、6人世帯以上が 7% である<sup>129</sup>。マレーシアのデータが 2000 年と古いため 20 年遡って日本の 1970 年データ (各 11%、15%、20%、25%、14%、14%) と比較しても、まだ大きな隔りがある。なお、2000 年のマレーシアの家族構成人数は、6人以上が 3割を占めて

---

タイ (2.7 倍)、インドネシア (2.6 倍)、フィリピン (2.5 倍)、ベトナム (3.4 倍)。購買力平価 (PPP) と GDP の扱いについては、5 章で詳述されるが、一般的に現地物価が低い途上国になる程、乖離が大きくなる。

<sup>129</sup> マレーシアのデータが 2000 年であるため比較は難しいが、韓国の 2005 年当時の家族構成は、全 1588 万世帯中、1人世帯が 19.9%、2人世帯が 22.1%、3人世帯が 20.9%、4人世帯が 26.9%、5人世帯が 7.79%、6人以上世帯が 2.3% であり

おり、日本の 1930 年代のそれとほぼ同じである（日本国総務省統計局「日本の長期統計」<sup>130</sup>）。

同じく 2000 年のマレーシアの核家族率は、全人口の 64%に達する一方、単身家族は 1.5%に過ぎない。1990 年の日本の核家族率は 60%であるので、マレーシアの核家族率はそれよりも少し高いことになる。但し、日本の単身家族率は 23%であったので、マレーシアの単身家族が著しく少ない。家族構成人数を勘案すれば、核家族が多いものの大家族も多いことが推測される。

人口増加率は、2010-2015 年の年平均がマレーシアの 1.34%に対して、2004 年の韓国（データは 2000-2005 年）は 0.55 であり、90 年の日本（データは 1985-1990）は 0.43%であった。韓国においてこの水準は 1975 年まで遡り、日本にとっては 1948-49 にまで遡るように、マレーシアは高い水準を維持していることになる。

平均寿命については、マレーシアが 75.9 歳であるのに対し、韓国が 77.2 歳、日本が 79.5 歳と少し低い程度である。平均年齢ではマレーシアが 28.2 歳で韓国が 31.9 歳と同程度であるのに対し、日本は 37.3 歳と 10 歳近くの若く、つまりは変容のペースが遅れていると言える。合計特殊出生率では、2017 年のマレーシアが 2.01 に対して、韓国は 1.21、日本は 1.64 であった。なお、2.01 は韓国の 1980-85 年、日本の 1970-75 年の水準である。つまり、経済水準を換算した日韓の軌跡で比較すると、マレーシアの人口増加率の低減のペースは日韓に比して、20—25 年の遅れがあることになる。

子供（0-14 歳）と高齢者（65 歳以上）合計の従属人口の比率は、2017 年のマレーシアでは 15-64 歳の人口 100 人に対して 45.1 人である。2004 年の韓国では 38.5、1990 年の日本では 46.5 であり、韓国よりは少し従属率が高く、日本とは同じ程度である。一方、高齢者（65 歳以上）のみの従属人口比率はマレーシアが 10.0 人であるのに対し、2004 年の韓国では 11.6 人とそれほど差はないが、1990 年の日本では 16.6 人に達していた。ちなみに、日本で 65 歳以上が 10.0 であったのは、1955 年（10.2）にまで遡る。

マレーシアの 2020 年現在の高齢化率は 7.2%である。日本の 1990 年（12.1%）、韓国の 2004 年（9.2%）に比してやはり低い。マレーシアは 2020 年に高齢化社会へ移行し、2045 年に高齢社会へ移行すると予測されている。つまり、日本が 25 年、韓国が 18 年だった倍加年数（高齢化社会から高齢社会移行する期間）は、マレーシアでは日本と同じ 25 年と推測されている。韓国よりもゆっくりとした高齢化のペースではあるが、日本程度のスピードで高齢化が進んでいると考えられる。

## 《中間層の形成と経済格差》

---

<sup>130</sup> 1930 年の日本の世帯構成人員数は、各々、5.5%、11.7%、14.8%、15.1%、14.5%、38.2%であった（総務省統計局「日本の長期統計」）。

新中間層の中核となると考えられる、専門・管理職の比率を比較すると、2017年のマレーシアでは、27.53%であるのに対し、韓国の2004年では32.53%、日本の1990年では33.37と同程度である。

一方、旧中間層の中核となると考えられる経営・自営業者比を見ると、2017年のマレーシアの経営者（個人事業主含む）比率は21.23%であるのに対し、韓国は27.08%、日本は13.78%であり、韓国よりも少ないが、日本よりは相当に大きな集団を形成していることがわかる。一方、内訳としての個人事業主はマレーシアでは17.78%で、韓国では19.64%と同程度である。

また、雇用者の比率は、マレーシアでは2017年には74.49%に達している・これは2004年の韓国66.03%と90年の日本78.8%との中間に位置する。最後に雇用形態としての前近代性を示すであろう家族従業員者比率を見ると、マレーシアでは4.27%と韓国の6.88%や日本の7.68%を下回っており、マレーシアでは家族従業員の比率が低いことがわかる。

所得格差については、以下の4つを比較する。所得階層の5分位のうち、最下層の20%である第1分位と最上層である20%の第5分位の各々が全体に占める所得比率と、第5分位の所得が第1分位の何倍に相当するかの格差、そして中間層を形成するであろう第2、3、4分位の合計所得比率を各々比較する。

マレーシアの第1分位の所得割合は全体の5.8%で、第5分位の割合は47.3%でありその倍率は、8.16倍と格差が大きい。韓国（2006年）では、各々、7.3%、39.2%、5.37倍となっており、韓国が現在のマレーシアの経済水準だった時代で比べると、マレーシアの格差社会ぶりがわかる。日本の90年では、各々、11.2%、31.4%で、2.8倍の格差しかないので、マレーシアは日本と比すとさらに格差が大きいと言える。また、単純平均では60%となるはずの第2・3・4階層の合計は、46.9%とこれも韓国の53.5%よりもだいぶ低く、マレーシアの所得分布は、上位への集中度が高いと言える。

GINI係数は、41.0（2012年）であり、5カ国ではフィリピンに次いで高い。統計が取れる1984年（48.36）にはすでに相当に不平等が強かったが、1997年（49.1）にはさらに上昇し、その後、2004年（46.1）へと下降がみられ、不平等度は改善されてはいる（Lee他、2021）。ただし、依然、高い不平等社会であることは間違いない<sup>131</sup>。

最後に1000人あたりの自動車保有台数をみてみると、2017年のマレーシアでは481台であり、社会全体で約2人に1台の自動車を保有する<sup>132</sup>。これは、日本の1990年467台よりも多く（韓国の2017年保有数451台よりも多い）、自動車社会としては経済水準

<sup>131</sup> 経済格差については、4章で詳細な比較を行う。

<sup>132</sup> 数字は、商用車及び自家用車の合計である。個人の生活スタイルや購買力を見る場合、自家用車だけの比較が良いかもしれないが、発展途上段階での個人の公私の区別は曖昧で個人利用と商用が一体化しているケースも多々あること（ピックアップトラックなど）、データの比較が容易なことの二つの理由で、商用車も含めて比較することとした。

に見合った発展をしていることを示すとともに、購買力と生活スタイルとしては日本の1990年と同程度の間層がいることを示唆する。

#### 《社会保障》

社会保障については、社会保障費（対GDP比）とその内訳の健康医療および高齢者の対GDP比率を示す。2012年のマレーシアの社会保障費の対GDP比は3.8%しかない。これは基準年の韓国の5.74%、日本の10.92%と比べて大変小さな数字である。一方、高齢者への社会保障費は2012年で0.9%しかなく、これは韓国の1.32よりも低く、日本の4.71%の5分の1しかない。国民経済に占める社会保障費用は、同じ経済水準における日韓の過去の発展パターンよりも著しく遅滞している、もしくは別のパターンを歩んでいることが推測される。一方、基準年の韓国では4.4%、日本では5.7%が医療に支出されていたことを考えると、今日のマレーシアでの医療支出も著しく少ないことがわかる。

一方、人口1万人に対する医者数では、2015年のマレーシアでは15.36人であるのに対し、2004年の韓国では16.9人、1990年の日本では17.1人と、同程度の医者数が社会で提供されている。

マレーシアの社会保障制度の発展を見ると、イギリス連邦時代の1951年にEPF（被用者積立年金条例）が半島部のみ制定され、その後87年に全土に拡大、1992年の大幅改正（2000年からの実施）を経て現在に至っている。公務員への医療保険は全額国家負担だが、民間企業の場合は医療保険として強制積立であるEPFを活用。1952年には労働災害保障法制定、1955年には雇用法制定、1959年には労働組合法を制定している。一方、1991年公務員を対象として年金投資基金（PTF）を設立し各種社会保障を整備している。他方、農民・自営業者を対象とする年金制度はない。1969年には労災制度を整備した（厚生労働省『海外情勢報告』各年版、他）。なお、積立制度ができた1951年のマレーシア人一人当たりのGDPは2,451ドル（51年データがないため55年）、1992年の大改正時は、9,197ドルである。

#### 【タイ（16,675ドル：韓国の1994年、日本の1977年水準）】

##### 《就労・家族・人口動態》

2017年現在のタイの経済水準は、韓国の1994年、日本の1977年に相当すると考えられる。2017年のタイの都市化率は49.2%であるが、1994年の韓国では77.5%、1977年の日本では76.0%であり、タイの都市化が日韓の軌跡とは大きく異なるパターンであるか、もしくは、日韓よりも数十年の遅れがあるといえる。

産業別就労人口比率では、2017年現在のタイが第一次産業で32.8%、第二次産業で22.6%、第三次産業で44.7%であったのに対し、日本（1980年データ）では、第一次産業が12.9%、第二次産業が23.3%、第三次産業が76.5%であった。日本は1980年

当時すでにポスト工業社会に突入していた。一方、タイの農林水産業従事者は3割を超えており、産業別就業者においては近代化過程に日韓との大きな差異がある。もしくは日韓と同じ軌跡を辿るとすれば、数十年の遅れがある。

一方、世帯構成人数では、2010年データによるタイでは、全2036万世帯に対して、1人世帯が18%、2人世帯が23%、3人世帯が22%、4人世帯が18%、5人世帯が10%、6人世帯以上が9%であった。日本の1970年当時（タイのデータが7年前であるので）では、全2700万世帯のうち、1人世帯が11%、2人世帯が15%、3人世帯が20%、4人世帯が25%、5人世帯が14%、6人世帯以上が14%であった<sup>133</sup>。2010年のタイは、むしろ日本よりも世帯人数が小さくなっており、マレーシア水準である日本の1990年の状況に近い。

人口増加率は、2015-2020年の年平均がタイで0.31%に対して、1994年（データは90-95年）の韓国では1.07%、77年（データは1975-1980）の日本では0.94%であり、日韓よりよりも人口増加率が3分の1と大幅に小さい。0.31%の水準は、韓国の2005-10年、日本の1990-95年に該当し、経済発展水準から言えば、日韓の経験よりも20年以上早く低人口増加社会を迎えている。

平均寿命については、タイが76.8歳であるのに対し、韓国は72.8歳、日本は75.4歳であり、ほぼ同水準もしくは少し早く長寿に移行している。一方、平均年齢は、タイの37.9歳に対して、韓国が27.0歳、日本が30.3歳（75年データ）であったので、タイは韓国よりも10歳以上、日本よりも8歳平均年齢が高い社会である。合計特殊出生率は、タイで1.53に対して、韓国は1.67、日本は1.83であり、少子化についても日韓よりも早いペースで進行している。

子供（0-14歳）と高齢者（65歳以上）の従属人口の比率は、タイでは15-64歳の労働力人口100人に対して40.0人（2015年データ）である。韓国では44.2人、日本では47.3人であったので、日本より2割ほど低い従属人口率である。一方、高齢者（65歳以上）のみの従属人口の比率はタイが16.5であるのに対し、日本では12.7にとどまっており、韓国は8.9でしかなかった。タイでの従属人口比は、高齢者の比率が韓国の倍近くあることがわかる。なお、この水準は韓国の2010年の16.2、日本の1985年の16.6である。タイ高齢者人口の従属比率は、日韓の過去の軌跡に比すと、15年ほど先行している。

他方、日本が25年、韓国が18年だった倍加年数は、タイにおいては、20年とされており、韓国よりも少し緩やかな高齢化のスピードであるが、日本よりも5年ほど短く、アジアでも有数に少子高齢社会への移行スピードが早い国と言える。2020年現在の高齢化率は12.9%であり、日本の1975年（7.9%）、韓国の1995年（6.2%）と比して倍近くの高さである。

---

<sup>133</sup> 韓国の1994年データがないため日本のみと比較。

### 《中間層の形成と経済格差》

タイの経営・自営業者比率は、2017年に全就労者の34.13%にあたり、韓国の27.09%、日本の17.76%（85年）よりも高い。一方タイでは経営者は2.7%にすぎず（韓国では7.3%）、大半の31.4%が自営業者であることが特色となっている。他方、家族従業者比率も16.5%と、基準年の韓国の10.0%に比べても少し高い。一方、職場での地位においては、管理・専門職が全体の14.2%を占めている。基準年の韓国の15.4%と同程度で、日本の27.1%の半分程度であった。一方、タイの雇用者比率は62.2%と韓国の62.26%と同程度であり、日本の74.93%より低い。

自動車保有数においては、2017年現在、1000人あたり244台を保有している。日本の1975年当時が251台と同程度で、韓国の95年当時の189台より多く、経済水準で比較すると、日韓両社会並み、もしくはそれ以上の消費スタイルを擁する発展の軌跡を歩んでいる。

2017年でのタイの所得第1分位は7.3%、第5分位は44.1%、その格差は6.04倍である。韓国（96年）の第1分位は7.7%、第5分位は38%で、格差が4.94倍であった。タイにおいても第5分位への集中がみられる。一方、93年の韓国では、順に7.5%、39%、5.24倍であったので、タイの所得格差は同程度である。また、第2・3・4分位の合計は、タイが48.7%で韓国が54.4%であり、タイの中位への所得分布は若干少ないと言える。

タイのGINI係数は、36.5（2017年）である。1981年には45.2であったが、その後1992年の47.9をピークに下降が始まり、2000年（42.8）、2010年（39.4）へととなり今日に至っている。

### 《社会保障》

社会保障費対GDP比は、3.7%（2015年）である。韓国の2.88%よりも高いが、日本の9.97%（1980年）に比べると4割でしかない。そのうち、2.2%が医療以外の高齢者に投じられている。一方、医療費対GDP比が基準年の韓国で3.6%、日本（1970年）で4.4%だったことを見ると、医療への支出がタイでは少ないことがわかる。

また、人口1万人に対する医者数では、8.07人である。日本の1977年当時には12.1人が活躍していたので、3分の2程度の医者数と言える。

タイの社会保障制度の構築は、1951年の「公務員退職一時金・年金法制定」に遡るが、軍人・公務員以外への政策は、1990年の「1990年社会保障法」とその前年1989年に制定された「プロビデントファンド法」に始まる。1993年には労働社会福祉省を独立設置。大きな変化は1997年憲法に社会保障の権利が明記されたことであろう。1998年には老齢年金が、04年には失業保険が追加された。そして、「社会福祉への転換点」とされる2002年にはタクシン政権による「30パーツ医療サービス」によって全国民99%をカバーする医療支援体制が確立する。社会保障法は、傷病、出産、障害、死亡、児童



手当、老齢及び失業を給付範囲としている。民間被用者は強制加入であるが、農民や自営業者は任意であり、2017年現在加入率は21%である。同様に自営業、農民をも対象とした国民皆年金制度は実現していない（厚生労働省『海外情勢報告』各年版、他）。

1990年のタイの一人当たりGDPは4,974ドル、2002年は7,924ドルであった。

### 【インドネシア（10,842ドル：韓国の1989年、日本の1968年水準）】

#### 《就労・家族・人口動態》

2017年現在のインドネシアの経済水準は、韓国の1989年、日本の1968年に相当すると考えられる。現在のインドネシアの都市化率は55.3%である。韓国は基準年では72.1%、日本も70.0%に達していた。55%とは韓国の1979年に匹敵し、インドネシアの都市化のスピードは遅いと言える。

産業別就労人口比率では、2017年現在のインドネシアが第一次産業で31.2%、第二次産業で21.7%、第三次産業で47.1%であるのに対し、日本（1970年データ）では、第一次産業が19.7%、第二次産業が27.1%、第三次産業が72.7%であった。インドネシアでは農林水産業のGDP比率は14%に留まるが、農林水産業従事者が3割を超えたままであり、都市化とともに日本の産業間人口移動とは10年の遅れがあると考えられる。世帯構成人数については、データが入手不能であるのでここでは取り上げない。

人口増加率は、2015-2020年の平均で1.14%である。韓国（データは1985-1990年）は1.01%、日本（データは1965-1970年）は1.27%であったので、今日のインドネシアの人口増加率は日韓の発展の軌跡と同程度であることがわかる。平均寿命は71.4歳と、韓国の70.3歳より少し長く、日本の71.5歳と同水準である。また、平均年齢も、インドネシアが28.5歳と、韓国の27.0歳、日本の27.2歳とほぼ同じである。しかし、合計特殊出生率についてはインドネシアが2.45であるのに対して韓国は1.57、日本は2.01と大差がある。なお、2.45は日本の1950-55年と同水準であり、韓国においては80-85年であるので、インドネシアの少子化スピードは日韓よりも相当に遅いことになる。

子供（0-14歳）に高齢者（65歳以上）を加えた従属人口の比率は、2017年のインドネシアでは15-64歳の人口100人に対して48.9人であり、日本（1965年データ）では47.1とそれほど変わらず、韓国の52.7よりは少ない。一方、高齢者（65歳以上）のみの従属人口の比率もインドネシアが9.2人であるのに対し、韓国は8.2人、日本では10.8人とそれほどの違いはない。ちなみに日本（2015年）では、65歳以上の比率が42.7人に達してすでに超高齢化社会となっているが、国連の中位予測ではインドネシアが42に達するのは2100年以降とされている。また2020年現在の高齢化率は6.3%であり、日本の1970年（7.1%）、韓国の1990年（5.1%）の中間に位置する。倍加年数はマレーシアと同様の25年と推測されており、2025年に高齢化社会へ、2050年に高齢社会を迎えると考えられている。

インドネシアの2017年現在のGINIは、39.4と比較的高い。1984年の32.4から2000年(30.2)までは変化がほとんどなかったが、2002年(33.8)くらいから格差が拡大し、2011年には41.1となり、2015年まで40台を割ることはなく、今日も40前後で推移している。

#### 《中間層の形成と経済格差》

経営・自営業者比率は37.75%と、韓国の26.7%(91年)や日本の19.4%(70年)よりも随分と大きい。また、インドネシアでは個人事業者が34.3%と大部分を占め、韓国の19.8%よりも高い。家事労働者比率は、13.4%であり、韓国の10.6%より若干高く、日本の16.3%(70年)よりは低い。

また、職場での地位について2017年のインドネシアの管理・専門職比率は10.9%であった。基準年の韓国では20.7%、日本では24.5%(70年データ)であったので半分以下である。

所得分布においては、最も貧しい第1分位が6.6%、最も豊かな第5分位が46.5%で格差は7.05倍と、マレーシア(8.16倍)とタイ(4.0倍)の中間に位置する。韓国は第一分位が7.4%、第5分位が42.88%と、その倍率が5.7倍であったので、韓国の同程度の経済水準の時代に比して格差が大きい社会であると言える。日本の1970年では、11.7%、30.7%、2.6倍であったので、日本と比較すると相当な格差社会であると言える。

1000人あたりの自動車保有数を見ると、2017年のインドネシアは95台と少ない。しかし、韓国の1990年も79台であったことを考えると韓国の90年当時同水準の消費・生活スタイルであることが推測される。他方、日本では1970年には170台を保有していたので、日本のそれには少し追いついていないと言える。

#### 《社会保障》

社会保障費は対GDP比で1.1%(2015年)と韓国の2.68%(1989年)、日本の5.74%(1968年)に比して相当に低い。また、そのうち1.0%が医療を除く対高齢者に支出されている。韓国では3.7%、日本では4.6%(1970年)が医療支出であったことを見れば、インドネシアの医療に対する支出額の小ささがわかる。また、医者数は3.76人であり、1968年当時の日本は11.3人であるので、3倍以上の低さである。

インドネシアの社会保障は1963年の公務員貯蓄保険基金(TAPSEN)、1966年の軍人社会保険(ASKES)の導入に始まる。1992年に民間企業向けに労働社会保障法(JAMSOSTEK)が制定され労災、健康、死亡、老生給付制度が構築された。政府負担はない。2004年の国民社会保障制度法、2014年に医療保険実施機関(BPJS Health)を設置し医療保険制度が始動している。国民皆保険制度を目指し2017年現在国民の約7割が加入している

ものの、保険料未納者が多く課題である。年金については、2016年現在913万人が加入しているに過ぎない（厚生労働省『海外情勢報告』各年版、他）。

1992年の一人当たりのGDPは3,626ドル、2004年は3,985ドル、2014年は9,700ドルであった。

### 【フィリピン（7,629ドル：韓国の1986年、日本の1964年水準）】

《就労・家族・人口動態》

2017年現在のフィリピンの経済水準は、7,629ドルであり、韓国の1986年、日本の1964年の水準と考えられる。フィリピンの2017年現在の都市化率は46.7%と低く、1986年の韓国では66.7%、1964年の日本の67%と比べても20%以上低い水準である。

産業別就労人口比率では、現在のフィリピンが第一次産業で26.0%、第二次産業で17.7%、第三次産業で56.3%であるのに対し、日本の1965年では、第一次産業が24.8%、第二次産業が25.9%、第三次産業が49.1%であった。1985年の韓国では、第一次産業が24.9%、第二次産業が24.4%、第三次産業が50.6%であった。フィリピンの産業別雇用比率は、第三次産業の比率が若干高いが、日韓の過去の推移とほぼ同じと考えられる。

家族構成人数では、フィリピン(2015年データ)の全2297万世帯中、1人世帯が7.7%、2人世帯が12.2%、3人世帯が17.6%、4人世帯が19.6%、5人世帯が16.0%、6人世帯以上が26.7%である。1965年当時の日本の家族構成は、1人世帯が8%、2人世帯が14%、3人世帯が18%、4人世帯が22%、5人世帯が17%、6人世帯以上が30%であり、ほぼ同じ世帯構成となっている。

フィリピンの人口増加率は、2015-2020年の平均が1.41%に対して、韓国(データは1985-90年)で1.01%、日本(データは1960-1965年)で0.99%と、4割ほど高い水準である。平均寿命については、フィリピンが71.0歳であるのに対し、1986年の韓国では70.3歳、1964年の日本では69.11歳であったので、ほぼ同じ水準である。一方、平均年齢は、フィリピンは24.1歳と大変若い、実は同じ経済水準であった韓国(1985年データ)でも24.3歳、日本(1965年データ)でも25.4歳であったので同程度であるといえる。なお、ベビーブームの1950年の日本は22.3歳であったので、それに匹敵する若者社会であると言える。また、2017年の合計特殊出生率は、2.58と5カ国で一番高い。86年当時の韓国は1.56と少子化が加速していたが、日本の1964年当時は2.03%であった。また2.58は日本の1952年の水準とほぼ同じであり、フィリピンは日本のベビーブームがずっと続いている状態とも言える。

子供(0-14歳)に高齢者(65歳以上)を加えた従属人口の比率は、フィリピン(2015年データ)では15-64歳の労働力人口100人に対して58.4人である。韓国が52.7人だが、60年データの日本では56.0であり、同程度の従属人口比である。また、高齢者(65歳以上)のみの従属人口比率では、フィリピンが8.7人であるのに対し、韓国で8.2人、

日本では 10.4 人と同程度にとどまっている。日韓とも 8000 ドル程度の経済水準時には、高齢者は今のフィリピンのように少なかったことがわかる。なお、インドネシア同様、2015 年現在の日本の高齢者比率（42.7 人）にフィリピンが達するのは、国連中位予想で 2100 年以降とされている。2020 年現在の高齢化率は 5.5%であり、日本は 6.3%（1965 年）、韓国は 4.5%（1985 年）であった。一方、倍加年数では、7 カ国中最長の 39 年と予測されており、大変ゆっくりとした形での高齢社会への以降が推測されている。高齢化社会には 2032 年に、高齢社会には 2071 年まで時間があると予測されている。

#### 《中間層の形成と経済格差》

フィリピンの経営・自営業者比率は 31.5%と、韓国の 31.3%（1985 年）と同様で、日本の 19.6%（1965 年）よりも多い。一方、家事労働者比率は 6.34%と低く、韓国の 14.58%、日本の 19.46%（1965 年）よりも著しく低い。一般的にはフィリピンでのインフォーマルセクターが占める割合が多い認識があるが、本統計での家族従事者には反映されていないと推測される。

一方、管理・専門職の比率は、25.2%と高い。韓国が 7.3%（1985 年）、日本が 21.5%（1965 年）であるので、日本並みであることがわかる。また、雇用者比率は、49.4%であり、韓国の 54%、日本の 60%（1965 年）よりも若干低い。

所得分布を見ると、第 1 分位が 5.7%、第 5 分位が 50.9%と各々 7 ヶ国中で最低、最大であり、その倍率も 8.93 倍とマレーシア（8.16 倍）以上の格差がある。1985 年の韓国の第 1 分位が 7.8%、第 5 分位が 43.8%で倍率が 6.1 倍であったのと比べても格差が大きい国と言える。また、第 2.3.4 分位の合計では、フィリピンが 43.5%、韓国が 50.4%となっており、フィリピンの中間所得者の層の薄さが観察される。日本の 1963 年では 10.3%、33.3%、3.23 倍であったので、日本と比べるとさらに大きな格差のある社会であることと言える。

フィリピンの GINI からみても、44.4（2015 年）と 7 カ国で最も高い。2000 年に 47.7 とすでに高く、過去 20 年間で改善は見られない。

1000 人あたりの自動車保有数は、2017 年で 40 台と他の東南アジア諸国に比べても少ない。しかしながら、韓国の 1985 年当時では 27 台、日本の 1965 年当時では 64 台とそれほど開きもない。もちろん、自動車のコモディティとしての大衆化は日本では、1970 年代以降と考えられるので、比較は難しいが、先進の米国では 1960 年代に既に大衆化していたことを考えると、比較可能な指標であると考えられる。

#### 《社会保障》

フィリピンの社会保障費は、対 GDP 比で 2.2%（15 年）と低い。これは日本の 5.6%（1964 年）の半分以下である。一方、韓国の 1990 年以前の社会保障費全体のデータがなく基準年の数値が不明だが、推測するに大部分を占める医療支出が基準年の 1986 年

の韓国では 3.11 であったことを考えれば、フィリピンの社会保障比率はその経済水準に比してそれほど低いものではないかもしれない。

一方、人口 1 万人に対する医者数は、6.0 人である。1964 年当時の日本においては 11.2 人の医者がいたので、半分程度の医者しかいないことがわかる。<sup>134</sup>

マルコス失脚後の 1987 年憲法により社会保障が国民の権利とされる。起源を 1936 年に遡る公務員保険機構 (GSIS) と 1954 年制定の社会保障機構 (SSS) がともに、1997 年に改定され、前者が政府職員、後者が民間労働者・使用者のための今日の年金制度を形作っている。2012 年現在の SSS 加盟比率は、全就業者 3,767 万人の 79.8% とされている (菅谷 2013、p. 171)。一方、医療保険については、1995 年からフィリピン健康保険公社が国民健康保険プログラムを実施し、全国民を公的医療保険でカバーすることを目指している。2017 年現在の加盟者数は、ほぼ全国民に相当する 9,697 万人である。一方、GSIS、SSS、国民健康保険全てに保険支払い義務があり、全ての加入者が払っているわけでもない。また、SSS の総給付額は、2012 年 GDP の 0.79% (菅谷 2013、p. 174) に過ぎないことからわかるが、給付水準は低い (厚生労働省『海外情勢報告』各年版、他)。

1954 年のフィリピンの一人あたりの GDP は 1,652 ドル、1997 年は 4,575 であった。

### 【ベトナム (6,435 ドル：韓国の 1984 年、日本の 1962 年水準)】

#### 《就労・家族・人口動態》

2017 年現在のベトナムの経済水準は、韓国では 1984 年、日本では 1962 年に該当すると考えられる。ベトナムの都市化率は現在、35.2% である。韓国が基準年に既に 63%、日本も 65% に達していることを鑑みれば、ベトナムの農村人口の大きさが際立つ。産業別就労人口比率では、第一次産業で 40.9%、第二次産業で 25.1%、第三次産業で 34.1% であったのに対し、日本 (1960 年データ) では、第一次産業が 32.8%、第二次産業が 23.4%、第三次産業が 43.6% と、ベトナムは第一次産業が 10% ほど多く、第三次産業が逆に 10% ほど低い。ベトナムでは 4 割の就労者が農林水産業に従事しており、これは日本の 1950 年代初頭に該当する。

世帯構成人数では、ベトナム (2019 年データ) では、全 2687 万世帯中、1人世帯が 10%、2人世帯が 18%、3人世帯が 20%、4人世帯が 26%、5人世帯が 14%、6人世帯以上が 10% である。日本の 1965 年当時の家族構成を見ると、1人世帯が 8%、2人世帯が 14%、3人世帯が 18%、4人世帯が 22%、5人世帯が 16%、6人世帯以上が 21% であり、2019 年のベトナムは、日本よりも世帯の構成人数が小さくなっており、特に 6人以上

---

<sup>134</sup> WHO の 2016 年の統計では、人口 1 万人あたりのフィリピン医者数は 12 人となっている。正確な減少理由は不明だが、『海外事情 2018 年版』によると、14—18 年にかけて急激な医者の海外流出が課題となっているのでそれも一因かと思われる。

の大家族が日本の半分でしかない。日本では6人以上が10%となるのは75年からなので、ベトナムの家族構成は、日本の1970年中盤に近いと考えられる。

人口増加率（2015-2020年）は、ベトナムが0.981%である。これは日本の0.994%（1960-65年）と同程度だが、韓国の1.4よりはるかに小さい。平均寿命については、75.2歳と、ベトナムの一人当たりGDPの4倍近いマレーシアと同程度に長寿国である。韓国は2000年代になり75歳の水準に達した。また日本の62年当時が68.1歳であったことをみると日本よりも早い段階で長寿国になっている。また、平均年齢は、30.5歳と、韓国が22.1歳、日本の25.4歳と比しても早い段階での平均年齢の上昇が見られる。なお、ベトナムの合計特殊出生率は2.05と、韓国の2.23、日本の2.03とほぼ同水準である。

子供（0-14歳）と高齢者（65歳以上）を合わせた従属人口比率は、ベトナムでは15-64歳の人口100人に対して42.2人である。韓国では61.2人、日本では56.0人であったので、今日のベトナムの従属人口比率は相当に低い。そして、高齢者（65歳以上）のみの従属人口の比率は10.6と、韓国の8.2、日本の10.4と同程度であるので、内訳を1961年当時の日韓と比べて、従属人口の中で高齢者の比率が既に高くなっていることがわかる。

2020年現在の高齢化率は7.8%である。ベトナムは2017年に高齢化社会を迎えており、日本の1960年（5.7%）、韓国の1985年（4.5%）と比しても高齢化の速度は早い。高齢社会への倍加年数は、7カ国中最速の17年と予測されており、2034年には高齢社会を迎える。これはアジア最速と考えられていた韓国の倍加年数よりも短いため急速な高齢化に対応準備する期間がより短いことを示している。

#### 《中間層の形成と経済格差》

経営・自営業者比率は、41.5%と高いが内訳は個人事業主が39.5%とほとんどを占めている。韓国の31.2%（1985年）よりも若干、日本の22%（1960年）に比しては著しく高い。農林水産業での自営比率が高いことがわかる。一方、家事労働者比率は、15.6%と韓国の14.6%（1985年）と同程度で、日本の24.0%（1960年）に比して少ない。

次に、職場での地位であるが、管理・専門職の比率は、11.6%である。韓国が7.3%（1985年）、日本が17.4%（1960年）であったので、韓国よりも若干多く、日本よりも少ない。また、雇用者率は、42.3%と7ヶ国中最低で、韓国の54.1%（1985年）、日本の54.0%（1960年）と比しても低い。

所得分布では、第1分位が6.9%、第5分位が42.9%、その倍率が6.16倍である。85年の韓国の7.8%、43.8%、6.1倍、63年の日本の10.3%、33.3%、3.23倍と比してみると、ベトナムと韓国は同じ程度の所得分布の社会であると言える。一方、基準年の日本よりも格差は大きくなっている。

最後に 1000 人当たりのベトナムの自動車の保有台数は 22 台と少ないが、韓国の 1985 年が 27 台、日本の 1960 年が 15 台であったので、日韓の過去の経済水準と消費・生活スタイルを比較しても、同じ水準で移行していると観察される。

ベトナムの GINI は、35.3 (2016 年) と 5 カ国でも最も平等度の高い社会といえる。1992 年には 35.7 まで上昇したが、その後の急速な経済成長にもかかわらず、格差拡大を押さえ、30 年間 35-39 の間で推移している。

#### 《社会保障》

対 GDP 比社会保障費は、2015 年で 6.3% と 5 ヶ国中最大である。これは日本の 5.15% (1962 年) よりも高く、データ不明のため医療支出でみると、基準年の 84 年の韓国が 3.2% でしかなかったことを考えれば、ベトナムの社会保障支出対 GDP 比の高さは全 7 ヶ国で際立っている。一方、6.3% のうち、5.5% を医療費以外の高齢者対策が占めており、比較的手厚い高齢者対策が既に施されていることが推測される。

医者の数では、8.23 人であり、これは 1962 年の日本 (11.1 人) を 2 割ほど下回る程度である。

ベトナムは社会主義国であるため、他の 6 カ国とは社会保障システムの位置づけや役割が大きく違ふと考えられる。「ベトナム社会保証制度の原型は、革命と戦争に国民を動員するドイモイ前の保証体制に求めることができそうである」(石田 2002) にある通り、(北)ベトナムは 1945 年独立後、インドシナ・ベトナム戦争を経て 75 年に南北統一を果たすが、国家と国民の関係はイギリスが第二次世界大戦中に国民への社会福祉を充実させ、日本が戦前・戦中に国家総動員をするための体制を築いた形に近いかもしれない。ドイモイ後の転機は、1994 年の労働法典に社会保険についての規定が設けられ、疾病、妊娠、労災保障、年金、死亡弔慰金が明記された。また、健康保険は 1998 年に法制化が進む。その後、2006 年の社会保険法、2008 年の医療保険法、2009 年の高齢者法、2010 年の障害者法をもって現在の社会保障体制が築かれている。社会保険は、公務員、雇用者の強制加入が求められている一方、農民や自営業は任意加入となっている。2017 年現在、強制加盟者が 1,397 万人、任意加盟者が 24 万人と人口 4 割の農民はほとんどカバーされていない(厚生労働省『海外情勢報告』各年版、他)。一方、医療保険は国民皆保険を目指し、2015 年現在、国民の 74.5% が加入している。失業保険の強制加入 (2009 年) などが 5 カ国中、タイとベトナムだけであることを鑑みると、ベトナムの社会保障の充実ぶりが目立つ。制度の立て付けができた 1994 年の GDP は 1,530 ドル、国民皆保険を目標に本格化した 2008 年は 3,565 ドルであった。なお、日本の国民皆保険の実現は 1961 年 (5,851 ドル)、韓国は 1989 年 (10,847 ドル) であった。

### 【民主化・労働争議】

民主化の発展過程について5カ国の現在の状況を日韓の基準年に合わせる比較は、各国ごとではなく、まとめて行い経緯を比較する。データとして、まずフリーダムハウス（Freedomhouse）による評価を活用する<sup>135</sup>。フリーダムハウスでは、世界各国の政治体制を3つ（自由、部分的に自由、非自由）に分類し、それぞれに項目を立て数値化している。2017年現在、フリーダムハウスによると、7ヶ国中「自由:Free/F」とされているのは、日本、韓国のみであり、マレーシア、インドネシア、フィリピンは「部分的に自由:Partially Free/PF」、タイ、ベトナムは「非自由:Not Free/NF」と評価されている。（表2-2）

---

<sup>135</sup> 出所: Country and Territory Ratings and Statuses, 1973-2020



表2-2 Freedomhouseによるアジア7カ国の自由度の推移

Survey Edition	Jan.-Feb. 1973	Jan.-Feb. 1974	Jan.-Feb. 1975	Jan.-Feb. 1976	Jan.-Feb. 1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983-84
Year(s) Under Review	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1980	n.1981-Aug. 199g.1982-Nov.19
Japan	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F	2 1 F
South Korea	5 6 NF	4 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	4 5 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF
Malaysia	2 3 F	2 3 F	3 3 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF
Thailand	7 5 NF	6 3 PF	5 3 PF	5 3 PF	6 6 NF	5 5 NF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF
Indonesia	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF
Philippines	4 6 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF
Vietnam	- -	- -	- -	- -	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF
1984-85	1985-86	1986-87	1987-88	1988-89	1989-90	1990-91	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	
Nov.1983-Nov.1984	w.1984-Nov.1985	Nov.1985-Nov.1986	Nov.1986-Nov.1987	Nov.1987-Nov.1988	Dec.1988-Dec.1989	1990	1991	1992	1993	1994	
PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL
1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F
5 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF
3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF
4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF
5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF	5 6 PF
4 4 PF	3 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF
7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF
1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	1999-2000	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07
PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL
1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F	1 1 F
2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F
4 5 PF	4 5 PF	4 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF	5 5 PF
3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF	3 3 PF
7 6 NF	7 5 NF	7 5 NF	6 4 PF	4 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF	3 4 PF
2 4 PF	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F
7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF	7 7 NF
2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL	PR	CL
1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F	1 2 F
2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F	2 2 F
4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF	4 4 PF
6 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF	5 4 PF
2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F	2 3 F
4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF	4 3 PF
7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF	7 5 NF

出所：Freedomhouse、[https://freedomhouse.org/sites/default/files/2020-02/2020\\_Country\\_and\\_Territory\\_Ratings\\_and\\_Statuses\\_FIWI1973-2020.xlsx](https://freedomhouse.org/sites/default/files/2020-02/2020_Country_and_Territory_Ratings_and_Statuses_FIWI1973-2020.xlsx)

Country and Territory Ratings and Statuses, 1973-2020 (注) 自由度はPRとCLで1-6点で各々評価され、総合点でStatusが算出される。

なお、韓国は、1972年までは「非自由」で、1973年から「部分的自由」に移行し、1988年から「自由」と、一度も後退することなく民主化を進展させた。

2017年のマレーシアは「部分的に自由(4, 4)<sup>136</sup>」であるが、基準年(2004年)の韓国では既に「自由(1, 2)」となっていた。2017年のタイは実質的に軍事政権下のため「非自由(6, 5)」であるが、1994年の韓国は「自由(2, 2)」であった。2017年のインドネシアは「部分的に自由(2, 4)」であるが「自由」に近いレートではある。1989年の韓国は「自由(2, 3)」であるが、「自由」となったのが前年の1988年であることを考慮すればそれほど差はないかもしれない。一方、フィリピンが「部分的に自由(3, 3)」であり、韓国の1986年は「部分的自由(4, 5)」と比べると、フィリピンは韓国より自由度が高い社会であったと推測される。2017年のベトナムは共産党一党独裁体制であるため「非自由(7, 5)」であるが、基準年84年の韓国は「自由」への移行期である「非自由」に近い「部分的自由(4, 5)」であった。なお、日本は該当の基準年すべてが「自由」であるので<sup>137</sup>、発展段階を観察できないためここでは比較は行わない。ただし日本は1950年(2, 620ドル)以降のどの基準年においても民主化しており、民主化のタイミングにおける東南アジア5カ国の後進性がわかる。

さて、2017年現在の5カ国と韓国の軌跡との比較では、マレーシアの民主化への遅滞と特に「非自由」評価を受けているタイとにギャップが大きいことがわかる。韓国は88年に「自由」となっているが、タイはその2段階前の状態となる。一方、フィリピンは韓国の基準年時よりも民主化が進んでいる。インドネシアも近い軌跡にあると言える。ベトナムについてはそもそも民主的な政治を名目的には取り入れているものの(国会議員選挙など)、基本的には共産党一党独裁体制であり、比較が難しい。

実は、後発工業国5カ国の民主化の軌跡を見ると、ベトナムを除く4ヶ国が過去に民主化された(「自由」評価された)時期があり、ここではその時のPPP換算GDPを韓国の民主化のタイミングと比較する。<sup>138</sup>(表2-3) 韓国の民主化は、「部分的自由」から「自由」へ移行した1988年(盧泰愚選出の大統領の大統領選挙が実施された)に確立した

国名	2017年現在	PR	CL	民主化年	民主化年の一人当たりGDP
日本	自由	1	1	1950	2,620
韓国	自由	2	2	1989	10,847
マレーシア	部分的自由	4	4	1972	3,840
タイ	非自由	6	5	1989	4,646
インドネシア	部分的自由	2	4	2006	4,655
フィリピン	部分的自由	3	3	1987	2,958
ベトナム	非自由	7	5	/	/

出所：Freedomhouse Country Territory Ratings and Statusess, 1973-2020

<sup>136</sup> カッコ内の数字は、前項が Political Rights, 後項が Civil Liberties である。数(レート)は各々1-7まであり、数字が大きいほど民主主義における障害が多いことを示す。

<sup>137</sup> フリーダムハウス資料には、日本の1971年以前のデータがないので、安保闘争時代などの評価は不明だが、「自由」と認識することとする。

<sup>138</sup> ちなみに1950年の日本の一人当たりGDPは2,620ドルであった。

とする。同年の韓国の一人当たりの GDP は 10,847 ドルであった。日本は敗戦によって強制的に民主化されたため東南アジア各国との比較が難しいが、韓国と東南アジア 5 カ国には欧米日による植民地化<sup>139</sup>とその後の独立、開発独裁および軍部独裁を経て民主化をなした（韓国のみ持続）など、歴史的初期条件に共通点が多く、経済発展と民主化過程における両者の比較は有用であると考えられる。

マレーシアは、1973 年以前は自由と評価され、それ以降「部分的自由」(PF) 評価が続いている。マレーシアの 1973 年当時の一人当たりの GDP は 3,840 ドルであった。タイは度重なるクーデターにより PF、NF、F の変化が激しいが、1989-1991 年に一時期、「自由」と認定されていた。当時の GDP は 4,646 ドルであった。インドネシアはスハルト時代は「部分的に自由」もしくは「非自由」であり、アジア経済危機後の 2000 年前後の揺動期を経て、2005 年から「自由」と評価されている。2005 年インドネシアの一人当たり GDP は 4,655 ドルであった。フィリピンにおいてはマルコス(父)期以降、「部分的自由」の評価を受けるが、マルコス打倒のエドサ革命後の 1986-89 年に一時期「自由」となった。87 年のフィリピンの一人当たり GDP は 2,958 ドルであった。ベトナムは 70 年代以降一貫して社会主義一党独裁体制のため、2017 年に至るまで継続して「非自由」の評価である。

東南アジア 5 カ国ではどの国も 2017 年現在、自由評価を受けておらず、一時期の民主化後に民主化が挫折したわけだが、初めて民主化された年の経済水準が、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンで、一人当たり GDP 約 3,000 から 4,600 ドルの間であったことは興味深い。これは 1950 年の日本の 2620 ドルと同程度であるが、上述の通り比較すべきは同じ歴史的体験を経た 1988 年韓国の 10,847 ドルであろう。つまり、韓国は 1 万ドルを超えるまでは民主化ができなかった、しなかった、もしくは許されなかったが、東南アジアの後発 4 ヶ国においては、その半分から 3 分の 1 の経済水準時に民主化を一旦はなしたことになる。つまり、今日民主化が定着している韓国の政治発展よりも早い段階で、言い換えれば、経済水準が低い段階で一時期民主化が達成されたわけである。

一方で 2017 年現在、東南アジア 5 カ国に「自由」評価の国がないことも注目に値する。2017 年現在での各国の GDP は、マレーシアが 26,001 ドル、タイが 16,675 で、インドネシアが 10,842 と、韓国の民主化当時(10,847 ドル)と同程度もしくは倍以上に達している。これらの国々は、韓国の民主化時の経済水準に達していながら、いまだに民主化水準が低いと評価されていることになる。なお、フィリピンは 7,629 ドルとその水準にはまだ到達していない。

次に労働運動の比較を行いたい。独立後から継続してデモやクーデターが頻発するタイ、特に 1980—90 年代の「ピープルパワー」による民主化前後にデモやクーデターが頻発したフィリピン、アジア経済危機後スハルト体制が崩壊してからのインドネシアで

---

<sup>139</sup> タイを除く。

の多くのデモ、そして人種問題に揺れたマレーシアにもデモが 1960 年代など活発であった (Wurfel ; 水本 ; 萩原 ; 田村 ; 加納 2012、他)。ベトナムを除く 4 カ国にはデモという社会運動を通して、汚職や開発独裁体制への反発など政治的要求を掲げる政治運動が多く観察されている。

しかしながら、その多くは、民族問題の解決、腐敗の糾弾、民主化要求などの政治的要求が主流を占めた。そこで本節では、先発の日韓両国で多く展開した賃金、労働条件や社会政策への要求を主とした労働争議についての比較を行いたい。

ILO の統計 (ストライキとロックアウトの数) によると、2017 年の日本の労働争議数は 68 回、韓国は 101 回しかないが過去には多くの労働争議が発生している。韓国は 87 年をピークに 3747 回、日本は 74 年に 5211 回を数えている<sup>140</sup>。(表 2-4)

一方、2017 年のマレーシアでは 0 回であった。韓国の基準年 (2004 年) には 462 回のストライキが報告されている。タイにおいても 5 回しかなく (争議件数は 117)、韓

国名	2017年現在		ピーク時の件数		韓国		日本	
	データ年	データ年	ピーク年	ピーク年	基準年/データ年	基準年/データ年	基準年/データ年	
日本	68	2017	5211	1974				
韓国	101	2017	3747	1987			54	2007
マレーシア	0	2017	38	1980	462	2004	284	1990
タイ	5	2017	501	1973	121	1994	1712	1977
インドネシア	233	2015			1616	1987	1783	1968
フィリピン	9	2017	581	1986	276	1986		1964
ベトナム	329	2017	857	2011	114	1984		1962

出所：ILO: Number of strikes and lockouts by economic activity

国の 121 回との乖離がわかる。一方、インドネシアは 2014 年で 233 回 (争議件数としては 48,800 回とのレポートもある)<sup>141</sup>と多いが、韓国では 1,616 回の発生があった。フィリピンでは 9 回 (通告件数 150) しかなく韓国の 276 回を大きく下回る。他方、社会主義国であるベトナムでは 2017 年に 329 回<sup>142</sup>と、韓国の 114 回を上回っている。一般的に 2017 年現在の東南アジア後発工業国の労働争議数は低調であり、しかも過去のピークにおいてもマレーシアが 80 年 (38 回) タイが 73 年 (501 回)、インドネシア (不明)、フィリピンが 86 年 (581) 回、ベトナムが 2011 年 (857 回) しかなかった。もちろん、比較対象の国々の人口・労働者規模は大きく異なるので単純な比較には注意が必要であるが、人口規模の違いを差し引いても明らかな違いが見られる<sup>143</sup>。先の韓国のピークである 87 年 (3,747 回) 同様に、タイとフィリピンでも労働争議の前後で一旦「自由」になっている通り、社会運動の一つである労働争議と民主化には強い連関があると推測される。

<sup>140</sup> 日本の 73 年以前の統計がないため不明であるが、60—70 年代のスト件数はさらに多かったと推測される。

<sup>141</sup> データの出所は UN Data でなく、インドネシア労働省。

<sup>142</sup> データの出所は UN Data ではなく、ベトナム労働傷病兵社会問題省を元データとしての報道。

<sup>143</sup> 各国の人口規模および労働者数が異なるために単純な比較はできない。人口 5000 万人程度の韓国、1 億人を超す日本と人口 2800 万人のマレーシアや 2.7 億人のインドネシアなど、人口規模が異なる点に注意。しかしながら、例えば人口 1 万人当たりのストライキ数を時系列で比較すると、日韓の各基準年の人口も変容など、比較が複雑となるため、ここでは単純な比較とした。

## 4 節：7 カ国間の比較

前節では、日韓をベンチマークとして基準年を設け、東南アジア 5 カ国の社会変容等を時間軸で項目ごとに比較した。先行先発国が福祉国家となった歴史的経緯の観察および近代化論を含む構造主義的アプローチによって提示された福祉国家になる原因、すなわち、工業化による都市化、核家族化、高齢化、伝統的家族・共同体の変容による福祉の脱家族化、中間層の形成、格差拡大、民主化の推移を、工業化の成果としての経済水準をもとに時系列的に比較分析した。加えて、各国の社会保障制度化と拡充の進展についても比較した。本節では、これらを後発の東南アジア 5 カ国を先発の日韓と比較するとともに、後発 5 カ国間の比較をも行うことで、2017 年現在の各国の特徴、そして社会変容のタイミングとペースの相違を明らかにしたい。

### 【福祉の脱家族化：人口動態、都市化、家族】

2017 年現在の人口増加率は、日韓の基準年と比して、フィリピン、マレーシア、インドネシアが高い。ただし、確かにフィリピンの増加率（1.41%）は高いが、経済水準による基準年の日韓の軌跡と比してそれほど高いとも言えない。むしろ注目すべきは、マレーシア（1.33%）が経済水準に比して著しく高いことと、タイ（0.31%）が日韓の 3 分の 1 程度と著しく低いことである。（表 2-5）

平均余命は経済水準に関係なくどこも現在は高く 70 歳台に達している一方

で、平均余命の伸長のパターンは日韓に違いがある。日本は経済成長とともに伸びていたが（日本がベトナムの経済水準であった 1962 年では 39.14 歳）、韓国ではその経済発展段階とほぼ関係なく、今のフィリピンの経済水準であった 1980 年代から既に 70 歳台になっている。東南アジア 5 カ国の推移は、韓国型の発展パターンで、各国の経済水準とは関係なく、一様に 2017 年現在、70 歳台に突入していることがわかった。つまり、経済成長が少子高齢化を導き、社会費用が増加する（福祉国家化する）というウィレンスキー（1985）の分析モデルとその結果を、東南

表 2-5	人口増加率(%)					
国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	-0.237	2017				
韓国	0.175	2017			0.034	2007
マレーシア	1.338	2017	0.55	2004	0.426	1990
タイ	0.313	2017	1.07	1994	0.934	1977
インドネシア	1.139	2017	1.01	1987	1.275	1968
フィリピン	1.412	2017	1.01	1986	0.994	1964
ベトナム	0.981	2017	1.4	1984	0.994	1962

出所：UN Data/ Population growth (% annual)、総務省統計局「日本の長期統計系列」

表 2-6	平均余命					
国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	84.43	2017				
韓国	82.77	2017			82.63	2007
マレーシア	75.93	2017	77.17	2004	79.42	1990
タイ	76.83	2017	72.84	2000	75.4	1977
インドネシア	71.41	2017	70.34	1987	71.48	1968
フィリピン	71.03	2017	70.34	1986	69.14	1964
ベトナム	75.23	2017	67.38	1984	39.14	1962

出所：UN Data/ Life Expectancy

アジア 5 カ国の福祉国家化モデルに当てはめることが困難であることがわかる。(表 2-6)

2017 年現在の平均年齢（中央値）では、各基準年に比して、タイ（37.9 歳）が突出して高く、次いでベトナム（30.5 歳）が相対的に高い。フィリピンやマレーシア、インドネシアの平均年齢が 20 代であるのは、現在の日本の水準から見れば著しく若い、日韓も経済水準の低い時期には平均年齢が 20 代であったのであり、上記 3 カ国の軌跡は

日韓とほぼ同じと言える。(表 2-7)

特殊出生率は、日韓の基準年に比してマレーシア（2.01）、フィリピン（2.58）、インドネシア（2.45）が特筆して高い。一方、タイ（1.54）、ベトナム（2.06）は低い。一方、タイ（1.54）、ベトナム（2.06）は低い、実は日韓の過去の軌跡と同程度であることがわかった。

(表 2-8)

後発 5 カ国の人口動態については、人口増加（子供人口の増加）が続き高齢化が進まない

フィリピン、マレーシアのグループと人口減少と少子高齢化が同時に進んでいるタイ、ベトナムの 2 グループがあることがわかった。インドネシアはその中間と言える。前者グループは日韓の過去の人口動態発展パターンよりも遅れている、もしくはそれとは違うパターンであると考えられる一方で、前者のグループを基準年と比較すれば過去の日韓とそれほど差があるわけではないことがわかった。他方、タイとベトナムのグループは、世界的には最速とされた日韓以上のハイスピードで少子高齢化が進んでいることが判明した。

日本の家族の規模は 1960 年頃を境に、核家族化、小家族化が加速し、2015 年には約 7 割が核家族であり、残りのほとんどが単身家族である。マレーシアとフィリピンは核家族化が進んでいるが、依然 6 人家族が 3 割を占めるなど、小家族化の速度は限定されている。フィリピンの現状は日本の軌跡と同程度であるが、マレーシアは日本よりも 20 年以上遅れた家族規模の変容である。一方、タイは日本の過去のパターンを 15-20 年程度先取りする形で小家族化、核家族化が進んでおり、ベトナムもそれに近い変容ペー

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	46.4	2015				
韓国	40.8	2015			43	2007
マレーシア	28.2	2015	31.9	2004	41.2	1990
タイ	37.9	2015	27.6	1994	37.3	1977
インドネシア	28.5	2015	24.3	1987	27.2	1968
フィリピン	24.1	2015	24.3	1986	25.4	1964
ベトナム	30.5	2015	22	1984	25.4	1962

出所：World Population Prospects 2019, UN, 中央値、2015年データ

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	1.37	2017				
韓国	1.11	2017			1.34	2007
マレーシア	2.01	2017	1.21	2004	1.64	1990
タイ	1.54	2017	1.68	1994	1.83	1977
インドネシア	2.45	2017	1.57	1987	2.01	1968
フィリピン	2.58	2017	1.57	1986	2.03	1964
ベトナム	2.06	2017	2.23	1984	2.03	1962

出所：UN Data/ Fertility rate, total (births per woman).  
注：1人の女子が再生産年齢(15~49歳)を経過する間に生む平均出生児数。

スである。ここで見られるのは、マレーシアの遅滞もしくは異なるパターンの発生と、タイ・ベトナムの急速な家族形態・規模の近代化もしくは、社会変容である。もちろん特に家族の変容については、文化（例えば母系・父系・双系）や宗教（例えば避妊を認めないカトリック）、民族、社会要因による差異が強いと推測されるが、経済水準による一律の比較から見た結果は示唆が大きい。

都市化の進行は、日韓の軌跡に比較して全体的に低い。特にタイ、ベトナムが低く、5-7割の地方人口を抱える社会である。次いでインドネシア、フィリピンと続くが、都市化に関してこの4カ国も日韓よりも遅いペースもしくは違う軌跡を歩んでいると言える。マレーシアは日韓並みの発展パターンを踏襲している。

(表 2-9)

全人口に対する子供および高齢者の従属率では、タイ（40%）とベトナム（42.2%）が低く、他3カ国は概ね同程度であることがわかった。一方、タイとベトナムでは子供の従属率が大変低い反面、マレーシアでは高く、子沢山の社会であることがわかる。逆に高齢者の従属率はタイ（16.5%）が高く、他の3カ国は日韓並みの推移である。タイの現在の従属率（40%）が低いのは高齢者が少ないのではなく、子供が少ないためである。(表 2-10、2-11、2-12)

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	91.5	2017				
韓国	81.5	2017			88	2007
マレーシア	75.4	2017	81	2004	77.3	1990
タイ	49.2	2017	77.5	1994	76	1977
インドネシア	55.3	2017	72.1	1987	70	1968
フィリピン	46.7	2017	66.7	1986	67	1964
ベトナム	35.2	2017	63	1984	65.1	1962

出所：UN Data/ Urban population (% of total population)、総務省統計局「日本の長期統計系列」

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	64	2015				
韓国	36.3	2015			50.3	2007
マレーシア	45.1	2015	38.5	2004	46.5	1990
タイ	40	2015	44.2	1994	47.3	1977
インドネシア	48.9	2015	52.7	1987	47.1	1968
フィリピン	58.4	2015	52.7	1986	56	1964
ベトナム	42.2	2015	61.2	1984	56	1962

出所：UN Data/ Age dependency ratio (% of working-age population), Age dependency ratio, old (% of working-age population)」

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	21.3	2015				
韓国	18.8	2015			21.7	2007
マレーシア	36.4	2015	28.6	2004	31.7	1990
タイ	25.2	2015	36.7	1994	36	1977
インドネシア	40.9	2015	45.9	1987	39.1	1968
フィリピン	51.1	2015	54.6	1986	47.2	1964
ベトナム	32.8	2015	54.6	1984	47.2	1962

出所：UN Data/ Age dependency ratio (% of working-age population), Age dependency ratio, old (% of working-age population)

2017年現在、高齢化社会（65歳人口が7%以上）へ突入しているのは、日本（1970年）、韓国（1999年）に加え、タイ（2002年）とベトナム（2017年）である。フィリピン（2032年）はペースが最も遅い。（表2-13）

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	46.2	2015				
韓国	19.2	2015			32.1	2007
マレーシア	10	2015	11.2	2004	16.6	1990
タイ	16.5	2015	8.9	1994	12.7	1977
インドネシア	9.2	2015	8.2	1987	10.8	1968
フィリピン	8.7	2015	8.2	1986	10.4	1964
ベトナム	10.6	2015	8.2	1984	10.4	1962

出所：UN Data/ Age dependency ratio (% of working-age population), Age dependency ratio, old (% of working-age population)

検証によって明らかにされたのは、東南アジア5カ国においては、経済成長と人口動態（少子高齢化）との間に因果・相関関係が見られないことである。経済水準と人口動態が連関するのであれば、最も高所得のマレーシア（2020年）はタイ、ベトナムよりも先行して高齢化社会に突入するはずだが、そうはなっていない。なお、各国の倍加年数（高齢者が全人口に占める割合が7%から14%へと倍増した年数）は、フランスが115年、英国が46年、ドイツが42年かかったが、日本では25年、韓国では18年と世界最速であった。タイ（20年）、ベトナム（17年）は、日韓よりも早く、マレーシア（25年）、インドネシア（25年）では同程度で、フィリピン（39年）においては相当に時間をかけて移行すると予測されている（金ほか2017、p.23）。

近代化に伴い家族や共同体が担っていた福祉が、都市化や少子高齢化、核家族化などの社会構造変容で担えなくなる。それらを、結局、国家に期待することとなる。厳密には十分条件とはいえないが、福祉の脱家族化は、福祉国家を求める構造的条件といえる。5カ国において各国の経済水準に比し

国名	65歳以上の人口比率			倍加年数	50%増	高齢化率 (2020)
	7% (高齢社会)	14% (高齢社会)	21% (超高齢社会)			
日本	1970	1995	2008	25	13	28.4
韓国	1999	2017	2027	18	10	15.8
マレーシア	2020	2045	2073	25	28	7.2
タイ	2002	2022	2038	20	16	12.9
インドネシア	2025	2050	2056	25	6	6.3
フィリピン	2032	2071	2088	39	17	5.5
ベトナム	2017	2034	2047	17	13	7.8

出所：UN, World Population Prospects: the 2015 Revision, 2021、金成垣ほか『アジアにおける高齢者の社会保障』

て、福祉の脱家族化が進んでいるのかの問いに対しては、少子高齢化、小家族化、都市化によって、高齢者比率が高まり労働者人口だけでは福祉を賄えない水準に達しつつあること、高齢者との同居が減っていること、伝統的共同体が解体していること、などから5カ国においても着実に福祉の脱家族化は進んでいることが観察される。但し、マレーシアの小家族化の遅滞、タイの低い都市化率はその例外と言える。



### 【中間層の形成、格差】

経済・産業の近代化とは久しく工業化を意味してきた。日韓を含む多くの先進国は労働人口を農業から工業へシフトすることで経済成長をなしてきた。本章の検証では5カ国における工業部門への就労率の推移は、日韓に比して全体的に低いことがわかった。特にフィリピン（18%）、インドネシア（22%）、タイ（23%）の順で低い。日韓が各国の経済水準であった時期は、工業化が急激に発展する高度成長期にあたり工業セクターでの就業者が概ね3割を超えていたが、2017年現在5カ国で3割を超える国はない。単に遅滞している、もしくは工業化を含む経済発展の軌跡・パターンが日韓とは異なる可能性がある。（表2-14）

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	25	2017				
韓国	25	2017				
マレーシア	27	2017	27	2004	33.6	1990
タイ	23	2017	34	1994	34.4	1977
インドネシア	22	2017	37.8	1987	34.5	1968
フィリピン	18	2017	31.6	1986	31.5	1964
ベトナム	26	2017	30.4	1984	30.7	1962

出所：UN Data/ Employment in Agriculture, Industry, Service、総務省統計局「日本の長期統計系列」注：建設業含む

また、低いレベルの工業化は、福祉政治の条件とも考えられる民主化を推し進める労働運動を担う第二次産業就労者比率が少ないことを示している。もしくは、単にポスト工業化社会に突入しているだけかもしれない。ただし、過去の日韓とは異なるパターンであることは明らかである。

次に、民主化を最も牽引すると考えられる新中間層の中核を成すとされる管理・専門職比率では、インドネシア（10.9%）とベトナム（11.6%）が遅滞し、他3カ国は日韓並みの軌跡を歩んでいると観察される。（表2-15）

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	37.83	2008				
韓国	38.73	2017			37.01	2007
マレーシア	27.53	2017	32.53	2004	33.37	1990
タイ	14.21	2017	15.42	1994	27.15	1977
インドネシア	10.89	2017	20.69	1989	23.24	1970
フィリピン	25.2	2017	19.12	1984	23.24	1970
ベトナム	11.62	2017	18.13	1989	23.24	1970

出所：ILO Stat (Occupation)、『東アジア長期統計3 労働力』、服部『アジア中間層の生成と特質（巻末資料）』

伝統就業形態から工業化の過程で、政府や企業従業員（いわゆるサラリーマン、雇員）の就労比率が高まることは、日韓を含め多くの先進工業国で観察されてきた。今回の検証では、5カ国中ベトナム（42.83%）とインドネシア（48.8%）の雇用率

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	89.58	2017				
韓国	74.59	2017				2007
マレーシア	74.49	2017	66.03	2004	78.8	1990
タイ	62.2	2017	62.26	1995	74.93	1975
インドネシア	48.8	2017	59.9	1990	64.3	1970
フィリピン	49.43	2017	54	1985	60.02	1965
ベトナム	42.83	2017	54	1985	53.93	1960

出所：ILO Stat (Occupation)、『東アジア長期統計3 労働力』、服部『アジア中間層の生成と特質（巻末資料）』

が日韓の基準年より10%以上遅滞し、他3カ国は概ね同じ推移であることがわかった。

(表 2-16)

次に所得分布について、第5分位(最も収入の多い20%)の収入が、第1分位(最も収入の低い20%)の収入の何倍であるかの格差を検証した。(表 2-17)

マレーシアで8.16倍、フィリピンで8.98倍と格差が韓国と比べて大きい一方、ベトナム(6.16倍)は同程度であった。

第5分位への集中は、ベトナム(42.9%)だけが韓国の基準年並みで、他4カ国は概ね10%ほど高く、上位に収入が集中している。

(表 2-18)

一方、第1分位では、マレーシア(5.8%)、フィリピン(6.9%)と数値が小さいが、他3カ国は概ね韓国と同じ軌跡を歩んでいると考えられる。2017年の日韓と比しても、低所得階層はどの経済水準段階でも、1割以下(5.7%-7.75)であるということが共通している。(表 2-18、2-19、20、2-20)

第2、3、4分位総計の全体に比す比率は、平等社会が60%と仮定し中ぐらいの人々の所得比率であるが、フィリピン(43.5%)は低い(薄い)が、他4カ国は概ね日韓の歩んできた軌跡に近い。つまり、経済成長度との相関関係は観察できない。

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	5.3	2013				
韓国	5.34	2012			6.48	2008
マレーシア	8.16	2015	5.37	2006		1990
タイ	6.04	2017	4.94	1996		1977
インドネシア	7.05	2017	5.7	1988		1968
フィリピン	8.93	2015	6.1	1985		1964
ベトナム	6.16	2016	6.1	1985		1962

出所：UN data/Income share held by Highest, Fourth, Third, Second, Lowest 20%、総務省統計局「日本の長期統計系列：現金収入五分位階級別1世帯あたり年平均1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)全都市(1951-1962、世帯の家族類型別一般世帯数・親族人員及び1世帯あたり親族人員)」

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	41.1	2013				
韓国	39	2012				2008
マレーシア	47.3	2015	39.2	2006		1990
タイ	44.1	2017	38	1996		1977
インドネシア	46.5	2017	42	1988		1968
フィリピン	50.9	2015	43	1985		1964
ベトナム	42.9	2016	43	1985		1962

出所：UN data/Income share held by Highest, Fourth, Third, Second, Lowest 20%、総務省統計局「日本の長期統計系列：現金収入五分位階級別1世帯あたり年平均1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)全都市(1951-1962、世帯の家族類型別一般世帯数・親族人員及び1世帯あたり親族人員)」

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	51.1	2013				
韓国	53.7	2012				2008
マレーシア	46.9	2015	53.5	2006		1990
タイ	48.7	2017	54.4	1996		1977
インドネシア	46.9	2017	50.4	1988		1968
フィリピン	43.5	2015	50.4	1985		1964
ベトナム	50.6	2016	50.4	1985		1962

出所：UN data/Income share held by Highest, Fourth, Third, Second, Lowest 20%、総務省統計局「日本の長期統計系列：現金収入五分位階級別1世帯あたり年平均1ヶ月間の収入と支出(勤労者世帯)全都市(1951-1962、世帯の家族類型別一般世帯数・親族人員及び1世帯あたり親族人員)」

各国社会の不平等度を過去に遡って他国間比較することは、難しい。前述のとおり、GINI 統計データの定義が各国で異なり、且つ過去のデータが不足しているためである。しかしながら確実にいえることは、5 カ国で最も格差の大きい国は、フィリピン、マレーシアで、次いで近年急速にインドネシアが不平等度を高めている。フィリピンは過去 20 年に変化はなく、マレーシアは 1984 年の 48.6 から

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	7.7	2013				
韓国	7.3	2012				2008
マレーシア	5.8	2015	7.3	2006		1990
タイ	7.3	2017	7.7	1996		1977
インドネシア	6.6	2017	7.4	1988		1968
フィリピン	5.7	2015	7	1985		1964
ベトナム	6.9	2016	7	1985		1962

出所：UN data/Income share held by Highest, Fourth, Third, Second, Lowest 20%、総務省統計局「日本の長期統計系列：現金収入五分位階級別1世帯あたり年平均1ヶ月間の収入と支出（勤労者世帯）全都市（1951—1962、世帯の家族類型別一般世帯数・親族人員及び1世帯あたり親族人員）」

国名	1981-85	1986-90	1991-95	1996-00	2001-2005	2006-2011	2015-18
日本							0.33
韓国							0.32
マレーシア	0.49	0.47	0.48	0.49	0.38	0.46	0.41
タイ	0.45	0.45	0.46	0.43	0.42	0.41	0.36
インドネシア	0.3	0.29	0.29	0.3	0.32	0.36	0.39
フィリピン	0.41	0.41	0.43	0.46	0.44	0.44	0.44
ベトナム			0.36	0.36	0.37	0.36	0.36

出所：UN World Development Indicators, ADB(2014): Summary measures of inequality for Southeast Asian countries, p.412, Lee Hwok Aun(2020)

41.0 へと、この 40 年で格差を縮めている。一方、タイも不平等度を縮め、1981 年に 45.2 であった GINI を 2017 年には 36.5 まで下げている。ベトナムはもともと平等度の高い社会であったが、過去 25 年の急速な工業化にもかかわらず、GINI を 35.7 (2017 年) と 1992 年と同じ値を維持している。(表 2-21) なお、経済格差の分析や資産の偏在については、4 章にて行う。

格差の歴史を遡っての国際比較はさらに難しい。世界的にも 1950—70 年代は低格差の時代であり、新自由主義的な経済思想・制度により 20 世紀末から格差は全世界的に大きく広がってきたとも多く報告されている (ミラノビッチ 2017 ; アトキンソン 2015 ; 他)。故に、日韓の基準年と比較する際、現在 5 カ国の格差の原因は、グローバル経済下の影響を受けたための外的な今日的理由による格差拡大なのか、後発工業国の特徴なのか、それとも各国個別の特徴なのかがさらにわかりづらくなっている。ただ原因を特定することは困難であるが、東南アジア 5 カ国の経済格差が過去の日韓より大きいことは事実である。

一方、生活水準や国民のライフスタイルをも測る 1000 人当たりの自動車保有台数では、マレーシア (481 台) とタイ (244 台) が、韓国、日本を上回るペースで普及していることがわかる。インドネシア (95 台)、フィリピン (40 台)、ベトナム (22 台) は数値が大変少ないが、過去の経済水準を見れば日韓と同程度の推移であることがわかっ

た。経済格差が大きいことと、先進工業国では自動車の大衆化が 1960 年代に始まったことなどが影響するかもしれないが、中間層（ここではミドルクラスと言った方が適切か）の物理的な豊かさは、基準年の日韓よりも上／豊かであると推測される。（表 2-22）

以上の比較検証から 5 カ国全てで共通するのは、工業分野での就労率が低いことと自動車保有台数が日韓以上に多い点だけである。例えば、マレーシアは格差が大きく、管理・専門職の比率が日韓並みであり、自動車所有が日韓を上回るライフスタイルを持っている。第

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	612	2017				
韓国	451	2017			598	2007
マレーシア	481	2017		2004	467	1990
タイ	244	2017	189	1995	251	1975
インドネシア	95	2017	79	1990	170	1970
フィリピン	40	2017	27	1985	64	1965
ベトナム	22	2017	27	1980	15	1960

出所：『FOURIN ASEAN 自動車部品産業2019』、『アジア中間層の生成と特質巻末資料』、一般財団法人日本自動車工業会（JAMA）HP、一般財団法人自動車検査登録情報協会HP

5 分位のトップ 20%、もしくは 10%を中心とした、中間層というイメージとは異なる、いわゆる欧米でいうミドルクラスの確立がなされているとも推測できる。一方で、第2、3、4 分位の所得規模が小さいということは、社会の平均的な所得・地位の人々の規模が小さい社会である。ただ、これだけの情報では中間層の有無や程度、特質を確定することは難しい。

## 【民主化】

まず、東南アジア 5 カ国は「部分的自由」もしくは「非自由」と評価され、日韓のような「自由」ではない。もちろん、自由の度合いと民主主義の度合いは別であるが、自由でない場合、真の民主主義とはいえない。非西欧社会において頻繁に見られるのが、制度的には自由で民主的であるが、実態的に自由でもなく民主的でもない政治体制である。制度の確立（立憲民主制や普通選挙）と実態的な民主主義の実現が一致しない点は重要である（中村他 2012；増原他 2018；外山他 2018）。（表 2、3 参照）

さて、社会主義一党独裁体制のベトナムを除く 4 カ国は、過去に一度以上、民主化を為したことがある。瞬間的に民主化した時の 4 カ国の一人当たり GDP は、韓国が民主化を成した 89 年の一人当たり GDP（10,847 ドル）の 3 割から 5 割程度であった。つまり、4 カ国の民主化への試みは韓国よりも早い段階、経済水準の低い段階に行われ、そして頓挫したことがわかる。

一方で、4 カ国が民主化の挫折を体験し現在に至っているが、マレーシア（26,001 ドル）、タイ（16,675 ドル）、インドネシア（10,842 ドル）は、2017 年現在、1 万ド-2 万ドル以上の経済水準にありながらも「自由」評価されておらず、タイに至っては「非自由」評価となっている。すなわち、後発工業 5 カ国では、近代化理論が説く経済水準が民主化への移行を成すという、因果・相関関係は当てはまらならいことがわかる。他方、民

主化を維持するためにある程度の経済水準が求められる指摘(ブシェヴォルスキ1999)は、ある程度の説明力を持つ。

一方、ストライキ・ロックアウトについては、マレーシア、タイ、フィリピンでは労働争議が現在ほとんど発生していない。インドネシア(233回)、ベトナム(329回)ではある程度の件数があるが、日韓の基準年の件数に比べると大変少ない。ストライキ数に見られる日韓と東南アジア5カ国との違いから、労働運動と社会福祉制度の確立とに因果・相関関係があるとは必ずしもいえないが、運動を起こす労働者が少ない、組織化ができないという政治経済変容の構造的帰結であるのであれば、福祉政治のあり方が先発・先行国と異なることになる。(経済発展と労働運動の関係は3章で検討する)

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	23.1	2013				
韓国	10.1	2015			17.7	2007
マレーシア	3.8	2012	5.74	2004	10.92	1990
タイ	3.7	2015	2.88	1994	9.97	1977
インドネシア	1.1	2015	2.68	1989	5.74	1968
フィリピン	2.2	2015		1986	5.6	1964
ベトナム	6.3	2015		1984	5.15	1962

出所：UN Data/ Current health expeditor, OECD Stat/Social Protection and Well-being, ILO (2017) "World Social protection Report2017-2019"、総務省統計局日本の長期統計系列：「部門別社会保障給費及び国民所得費(1951-2004)」、「社会支出の国際比較(大国内総生産比)(1980-2017年度)」

### 【社会保障】

対GDP比でみる社会保障費用については、まず、ベンチマークとなるべき日韓両国の軌跡も異なっていた点に注意が必要である。5カ国を韓国と比べれば概ね同じ発展の軌跡を辿っているが、5カ国を日本の基準年と比べるとベトナム以外の4カ国ではGDPに占める社会保障費の割合の発展が大変遅いペースで進んでいることがわかる。(表2-23)

一方、日韓両ベンチマークで見ると、医療に係る社会費用は日韓と同様のペースで推移している。ただし、ベトナム(5.5%)の医療支出は日本の基準年に比して、特筆して高い。(表2-24、2-25)

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	11	2017				
韓国	7.6	2017			7.89	2007
マレーシア	3.9	2017	4.39	2004	5.74	1990
タイ	3.7	2017	3.35	1994	5.55	1977
インドネシア	3	2017	3.64	1989	3.36	1968
フィリピン	4.4	2017	3.11	1986	3.05	1964
ベトナム	5.5	2017	3.12	1984	2.63	1962

出所：UN Data/ Current health expeditor, OECD Stat/Social Protection and Well-being, ILO (2017) "World Social protection Report2017-2019"、総務省統計局日本の長期統計系列：「部門別社会保障給費及び国民所得費(1951-2004)」、「社会支出の国際比較(大国内総生産比)(1980-2017年度)」

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	12.1	2015				
韓国	2.7	2015			8.35	2007
マレーシア	0.9	2012	1.32	2004	4.71	1990
タイ	2.2	2015	1	1994	3.73	1980
インドネシア	1	2015	0.74	1990	3.73	1980
フィリピン	0.6	2012	0.74	1990	3.73	1980
ベトナム	5.5	2015	0.74	1990	3.73	1980

出所：UN Data/ Current health expeditor, OECD Stat/Social Protection and Well-being, ILO (2017) "World Social protection Report2017-2019"、総務省統計局日本の長期統計系列：「部門別社会保障給費及び国民所得費(1951-2004)」、「社会支出の国際比較(大国内総生産比)(1980-2017年度)」

1万人あたりの医師の数もベトナム（8.2人）、マレーシア（15.3人）、タイ（8.7人）は日韓の軌跡と同程度の数値であるが、インドネシア（3.7人）とフィリピン（6人）は少ない。（表2-26）

最後に社会保障制度構築の時期と各々の経済水準との日韓比較をまとめる。日本の社会保障法制の整備は戦前の1930年代にある程度確立していたが、1951年（2,600ドル）に新制度として開始され、1961年（5,891ドル）には国民皆保険・年金を「確立」し、1973年

国名	2017年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	23.4	2014				
韓国	23.6	2017			21.08	2004
マレーシア	15.36	2015	16.9	2004	17	1990
タイ	80.7	2017		1994	12.12	1977
インドネシア	3.76	2017		1987	11.3	1968
フィリピン	6	2017		1986	11.2	1964
ベトナム	8.28	2017		1984	11.1	1962

出所：WHO data: Medical doctors (per 10,000 persons)、総務省統計局「日本の長期統計系列：「医療関係者数1874-2004」

（15,528ドル）には福祉元年として給付率などの引き上げを行い社会福祉体制が「実現」したと考えられる。一方、韓国は1963年（1,228ドル）の医療保険法成立に始まり、1989年（10,847）の民主化を経て最終的に1999年（20,842ドル）に国民皆保険・年金の「確立」を果たした。

さて、5カ国との共通点としては、公務員年金・医療保険など法制化の着手がどの国も独立後の1950—70年代（多くは開発独裁体制下）に早々に行われており、各国の当時の1人当たりGDPは1000—2500ドルと日韓と同程度の経済水準でスタートしている点が挙げられる。（憲法での規定については、2章のシチズンシップで考察する）

まず、日本の軌跡と比較する。日本は5,891ドル（1961年）の経済水準で国民皆保険・年金化の制度化を実現したが、2017年現在、全5カ国がこれ以上の経済水準に達しているにもかかわらず、国民皆保険・年金を実現できていないという点で、日本の軌跡よりは遅滞している。特にマレーシアやタイは日本の73年の福祉拡充期（15,528ドル）ドルも上回っているにもかかわらず、である。

一方、韓国と比較すると、国民皆保険・年金の確立を果たした20,842ドルに達している国は、2017年現在マレーシアだけなので、韓国に比すればマレーシアは遅滞しているが、他の4カ国は発展途上と考えることもできる。

諸制度については、マレーシアはシンガポール同様に積立（EPF）による制度構築を行い、医療保険の負担としてインドネシアでは使用者と雇用者のみの保険料で国家負担が無いなど、各国各様の制度になっており、一様に比較することは困難である。しかし、ベトナムの制度構築は日本並み、韓国よりも早い発展ではないかと思わせる点がある。まず、2008年（3,565ドル）の段階で、国民皆保険化を目指し、一人当たりのGDP（PPP）が6,435ドルの17年には医療保険で国民の74.5%をカバーしている。同様にインドネシアは70%、フィリピンは98%をすでに医療保険でカバーしており、保険料徴収や低給付、カバレッジなどの課題を抱えながらも着実に制度構築を行っている

も観察できる。また、高位中所得国であるタイでは、全国民を対象としたが医療を 30 パーツで行える改革を 2002 年 (7,964 ドル) から始めており、実態的に国民皆医療保険化が実現されているとも言える。

5 カ国に共通するのは、自営業・農民への対応の困難さである。特に年金については、政府・企業雇用者のみを対象とするのが限界で、収入が少なく不安定な自営業・農民への強制保険は難しく、行ったとしても任意であるためベトナムにおいても 2017 年現在 20% に達する程度である。自営業・農民への対応は産業別就労者の変容が、日韓よりも遅いペースで進んでおり、カバレッジの拡大をより困難にしているかもしれない。もちろん、都市化と農民から都市労働・雇用者へという雇用構造の変化 (広井・駒村 2003、pp. 39-40 ; 広井 1999、pp. 55-61) という共通点もあるが、それらがある程度進行・完了した状況でカバレッジの拡大という課題に直面した日本と、まだ農民や自営業者が大勢を占める東南アジア 5 カ国とでは困難さが異なるだろう。韓国はその中間に位置する。

以上、社会保障制度の発展の状況を基準年で単純に比較検討することは困難ではあるが、5 カ国で社会保障の法制化の着手が 1950 年代の同程度の経済水準時に既に行われていたこと、その後の経済成長過程で様々なながらも国民皆保険・年金を目指し法制化を試みていること、一方で東南アジア 5 カ国の社会保障費用の対 GDP 比、つまり量的な拡大がベトナムを除いて著しく低いことが共通点としてわかった。

### 【まとめと考察】

本章では、東南アジア 5 カ国の現在の経済水準と日韓の過去の経済発展段階に一致する年を基準年 (ベンチマーク) とした手法を用い、各国の社会構造や民主化の進展、社会保障の制度化などの発展段階を比較し、上述の通りいくつかの発見を得た。(表 2-27)

基準年による比較手法は、①発展段階に応じた各国の比較検証が可能になり、②もし社会変容のパターンが同じであれば、5 カ国が日韓の変容のタイミングにどれくらい先行・遅行しているかを発見でき、③もし別の社会変容のパターン (軌跡) を歩んでいるとすれば、どの経済水準で何が異なっているかを解明できる、などの利点がある。また、④多くの事例比較分析が同じタイミング、時期 (例えば 2017 年) 比較によって発展段階の異なる国々を一様に比較してしまい優劣を判定する過ちを避けることができ、⑤先発国の基準年と比較することで 5 カ国間の構造的比較も可能となるなどの利点がある。

経済発展と社会変容や福祉国家化についての研究<sup>144</sup>や 2 カ国の時系列の比較研究<sup>145</sup>は多いが、社会変容に関する 10 項目以上の比較を経済水準を基準とした先行・後発国と

<sup>144</sup> 大泉 (2007)、末廣 (2014) は、人口ボーナスなど人口動態の視点からアジアの社会福祉の現状と課題を分析、李 (2011) は韓国と台湾の福祉国家かを民主化という視点から分析している。

<sup>145</sup> 金 (2008、2016) は日韓の社会福祉と遅行と遅滞という概念で比較、末廣 (2010) はアジアの社会福祉を企業福祉の観点から横比較、落合 (2013) は人口とジェンダーに注目したアジアの近代化、福祉の脱家族化を分析しているが、社会福祉の前提と考えられる経済水準と社会構造の先行・後発国間での時系列比較はあまりみられない。

いう枠組みでアジア7カ国規模で比較したものはほとんど見当たらず、当分野での学術研究に幾ばくかの貢献できたのではないだろうか。

一方で、本手法の課題であり特徴でもあるのが、ベンチマークを日韓の2カ国とした点がある。これによって日韓どちらの国との比較による相違が正しい検証であるのかが不明になる恐れがある。しかしながら、本章で日韓2カ国の基準年を採用したのは、①日韓というアジアの先発工業国の特徴を平均化、標準化して示すためであり、②他方で、日韓両国間の社会変容の違いをも逆に5カ国から浮き上がらせる効果、③ベンチマークとして過去70年に遡る統計資料の不備を2カ国で補い合える点、④5カ国同様の被植民地化を経た歴史的初期条件がほぼ一致する韓国とそうでは無い日本との違いを示すことが可能である、などの理由による。



表 2-27 経済発展同水準での日本と韓国の社会変容に対する東南アジア5カ国の変容ベースの比較						
	項目	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
産業構造	産業別就労構造	同	大変遅い	遅い	同じ	大変遅い
	都市化率	同	大変遅い	遅い	遅い	大変遅い
社会構造	核家族化・世帯構成人数	大変遅い	大変早い	—	遅い	早い
	人口増加率	大変遅い	大変早い	同じ	大変遅い	早い
	平均寿命	同じ	同じ	同じ	同じ	大変早い
	平均年齢	同じ	大変早い	同じ	同じ	大変早い
	合計特殊出生率	大変遅い	同じ	大変遅い	大変遅い	同じ
	従属人口従属率	同じ	遅い	同じ	早い	遅い
	従属人口従属率（高齢者）	遅い	大変早い	同じ	同じ	同じ
	高齢者率	遅い	大変早い	同じ	同じ	早い
政治	倍加年数	早い	同じ	同じ	大変遅い	早い
	所得格差（5分位：最上位／最下位）*	大変大きい	大きい	大きい	大変大きい	同じ
	初めての民主化達成年の一人当たりGDP*	4割	4割	4割	3割	—
	ストライキ数	大変少ない	大変少ない	大変少ない	大変少ない	多い
	自動車保有台数	同じ	同じ	遅い	同じ	同じ
福祉国家	管理・専門職比率	遅い	大変遅い	大変遅い	早い	大変遅い
	社会保障費用対GDP比	遅い	遅い	大変遅い	大変遅い	同じ
	国民皆保険の構築年（確立）	早い	同じ	同じ	同じ	早い
	国民皆年金の構築年（確立）	大変遅い	大変遅い	遅い	遅い	遅い
	医師の数	同じ	同じ	遅い	遅い	同じ
出所：筆者作成 注：大変早い（日韓の変容よりも大変早いペースで変容している）、早い（日韓の変容よりも早いペースで変容している）、同じ（日韓の変容とほぼ同じペースで変化）、遅い（日韓の変容よりも遅いペースで変容している）、大変遅い（日韓の変容よりも大変遅いペースで変容している） * 政治領域においての変容は早遅では表現できないので、日韓よりも大きい小さいかで比較している。 * 韓国のみとの比較。韓国の民主化時の一人当たりGDPに比べてどれくらいだったか。						

ところで、時間軸での多国間比較において注意が必要なのは、5カ国の社会構造を示した2017年現在と日韓の基準年当時の外的条件が大きく異なる点がある。例えば、現在のベトナムの経済水準に合致する日本の基準年は1964年であるが、現在と1964年のグローバルな政治・経済の状況は全く違う。当時は冷戦全盛期であり、現在よりも数段に強大な米国経済に牽引される「国民経済」を主体としたグローバル経済であり、現在

のように多国籍企業を主体とした貿易・外国投資は活発ではなく、保護主義的経済政策・思想が世界の潮流であったのである。

しかしながら、本章の検証によって、まず、福祉の脱家族化が5カ国全てで進行していることが発見できた。都市化の進展による農村共同体の解体、小家族化による世代間の住み分けの進行、少子高齢化により高齢者福祉を家族（子供）が対応できない（できなくなる）社会変容が、概ね5カ国に見られ、全体としては5カ国全てで福祉の脱家族化が既存していることが発見、確認された。一方で、少なくとも5カ国に限っては、ウィンスキー（1984=1974）が示した、経済水準を原因として高齢化が導かれるという因果関的説明は当てはまらないこともわかった<sup>146</sup>。東南アジア5カ国では、少子化と高齢化が経済成長に先立って発生しており、因果関係はみられない。逆に人口増加が経済成長を押しとどめる因果関係の可能性はフィリピンのケースで見られた一方、人口増加が進みながらそれを上回る経済成長により水準が上がってきたマレーシアのケースもあったためだ。

次に、中間層の形成については、不明なことが多かった。5カ国での格差の拡大は日韓の基準年に比して確か存在するが、明確な差異を示すほどではないことがわかった。マレーシアでは、第5分位の上位20%もしくは上位10%への所得の集中が見られる一方、第2、3、4分位の所得は少ない。これは、いわゆる自家用車を普段使いいできるミドルクラスの形成と社会の中間に位置する人々の層が薄い、つまり、ミドルクラスとマス（大衆）の構造になっている可能性を示唆する。ただし、中間層の状況を基準年から比較するには本章の検証ではデータが少なすぎると考えられる。

他方、経済が成長するに従い経済格差が拡大し、ある点に達すると是正されるというクズネッツの「逆U字仮説」は、東南アジア5カ国には当てはまらないこともわかった。2万ドル越えのマレーシアをピークに今後は格差が縮小される可能性はあるが、経済水準が5カ国中最低のフィリピンの経済格差がマレーシアに次いで高いためである。経済格差が大きい高所得国のシンガポールと低所得国のカンボジアなどを見るに、東南アジア後発国においては、「U字仮説」の方が説明力がある。

経済水準から見た民主化の実現については、量的アプローチによる本データからはあまり多くのことはわからなかった。これらの検証は、3章、4章行う。で各国の歴史や諸事情を加味した政治経済的な質的アプローチによって考察する必要がある。

最後に、経済水準ごとの社会保障制度の確立については、二つのことが明らかになった。一つ目は、日韓の基準年にほぼ一致するケースもあるものの、概して先行して5カ国が制度化していることである。もう一つは、基準年の日韓に比して、社会保障に使わ

---

<sup>146</sup> ウィレンスキー（1984=1975）の経済水準、自由・民主主義国化、高齢化、社会福祉支出にかかる因果モデル回帰分析は、データが1966年であることから、2017年には当てはまらないと考えられる。主な原因としては、50—60年代の世界的な衛生・医療上の改善が考えられる。

れる費用が大変少ないことであった。社会保障の制度化は先行するも、量的な拡充による実態的な福祉国家化の実現が遅れている。

以上のことから、同じ経済水準でありながら、なぜ人口動態が各国で異なるのか<sup>147</sup>、なぜ東南アジア 5 カ国では明確な中間層の形成が見られないのか、なぜ経済水準に見合った民主化が行われないのか、そして、なぜ社会保障制度の構築が先行しながら社会支出は低いのか、などの疑問が導かれる。

しかしながら本論では、特に最後の問いがもっとも重要である。同じ経済水準での比較結果であるので、経済水準・規模が異なる結果（社会費用の対 GDP 比）の原因ではないはずである。推論されるのは、東南アジア 5 カ国では、①経済発展の構造や特徴が異なるために社会支出が小さくなっているのか、②経済的な余裕はあるが、政治家や国民というアクターが社会保障に費やすという必要を求めないのか、③社会構造が社会費用の増大を必要としないのか、ではないだろうか。

同時に、経済発展と社会構造変化のタイミング（場合によってはとシーケンス）が、なぜ国ごとに異なるのかという疑問が浮かび上がってきた。これらを加味しながら、東南アジア 5 カ国の福祉国家化を考えることが、本論でのメインテーマとなる。

本章で提起された経済発展と福祉国家化に関わる疑問については、東南アジア 5 カ国の経済発展・変容のパターンによるものか（第 3 章）、中間層形成や民主化など政治変容のパターンによるものなのか（4 章）を解明していきたい。

---

<sup>147</sup> なぜ、マレーシアやフィリピン、インドネシアでは少子高齢化の進行が遅く、タイとベトナムでは早いのかなどの考察は行わなかった。マレー系と大陸系の人種による社会・家族の構造が異なるからか、それともキリスト・イスラムの一神教による家族計画への介入と仏教を中心とするタイ・ベトナムとの文化的要因による差なのか、それとも将来的に経済発展するグループとしない経済的要因による差なのか、単に個別の違いにすぎないのかなどが推察される。しかしながら、人口変容の因果関係探究は本論では扱わない。

## 5 節：福祉国家を支えるシチズンシップの確立・実現の

### シーケンスとタイミング

#### 【はじめに】

本節では、福祉国家であるために重要であると考えられるシチズンシップの東南アジア 5 カ国での確立と実現を、主にタイミング、シーケンスの視点で、先行西欧諸国（英国）、先発アジア諸国（日本、韓国）と比較する。

T・H マーシャル（1993）は、英国の福祉国家化を 3 つのシチズンシップの確立と実現をもって説明した（1 章先行研究レビュー参照）。3 つのシチズンシップとは、市民的（civil right）、政治的（political right）、社会的（social right）なそれぞれのシチズンシップをいう<sup>148</sup>。具体的には、市民的シチズンシップの要素は、「個人の自由のために必要とされる諸権利から成り立っている。人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利」を示す。また、政治的シチズンシップの要素とは、「政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙するものとして、政治権力の行使に参加する権利」である。そして、社会的シチズンシップの要素とは、「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利」（マーシャル 1993、pp. 15-16）である。具体的には、教育システムと社会的サービスと密接に関係する。

本節では、市民権（市民的シチズンシップを今後市民権とする）を思想、言論、信仰における自由を中心に、政治権（政治的シチズンシップを今後政治権とする）は参政権を中心に、そして社会権（社会的シチズンシップを今後社会権とする）については生存権を中核概念とする<sup>149</sup>。以降、シチズンシップにおける、市民権、政治権、社会権として表記する。

それら 3 つのシチズンシップが果たして 7 カ国でどのように確立し実現されているかについて、特にシーケンスとタイミングに着目しながら検証する。マーシャルによれば、英国における形成期として「市民的権利は 18 世紀に、政治的権利は 19 世紀に、社会的権利は 20 世紀」（マーシャル 1993、p. 18）というタイミングとシーケンスで捉えられる。もちろん、この間の英国では、産業革命による経済水準の向上と国民国家化が並行して進んでいることは忘れるべきでない。

---

<sup>148</sup> 市民権とは国民の義務と権利が血族や貧富によって差別されず国民に平等に与えられる権利であり、政治権は同様に国民に同様に与えられる参政権であり、社会権とは国民全員が平和で健康的な生活を為し、生存する権利である（マーシャル 1993、pp. 15-16）。

<sup>149</sup> 社会権の具体例としてマーシャルが唱えた教育を受ける権利は基本的に本論では取り扱わない。

## 【市民権】

まず、7カ国の政治変容を概略する。表 2-28A/B は、7カ国の 1945 年から現在までの政権と自由化・民主化の推移をまとめたのである。民主化指標としては、フリーダムハウス、PolityIV、そして V-Dem の各指標を掲載している。フリーダムハウス指標（1955 年から 2019 年）は民主化そのものよりも自由や権利度を示す。Political Rights（政治的権利）を 40%、Civil Rights（市民的権利）60%とし様々な項目を換算し、Free（F：自由）、Partly Free（PF：部分的自由）、Not Free（NF：不自由）の 3 段階で評価している（表 2 参照）<sup>150</sup>。PolityIVは、過去 200 年にわたり様々な項目によって各国の政治体制の民主化/専制化度を、-10 から 10（-10 が最も専制的、10 が最も民主的）で評価している（本論では 1945 年-2015 年、2018 年を抜粋）。また、近年分析評価の高い V-Dem からは各国の民主化過程フェーズと 2020 年の政治体制評価を抜粋した。

政治体制の分類としては、フリーダムハウスでは F（自由）、PF（部分的自由）、NF（不自由）の 3 分類で、PolityIVでは、Full Democracy（完全民主主義）、Democracy（民主主義）、Closed Anocracy（アノクラシー）、Autocracy（専制主義）の 4 分類で、V-Dem では LD：Liberal Democracy（自由民主主義）、ED：Electoral Democracy（選挙制度民主主義）、EA：Electoral Autocracy（選挙制度専制主義）、CA：Closed Autocracy（専制主義）の 4 分類で、示している<sup>151</sup>。（表 2-28A/B 参照）

---

<sup>150</sup> フリーダムハウスでは、1.0-2.5 を Free、3.0-5.0 を Partly Free、5.5-7.0 を Not Free と定義している。

<sup>151</sup> 日本語訳は著者による。

表 2-284 アジア諸国の政治の変遷 (1945-1970)

国	政権	1945年以前		1950		1960		1970																			
		政権	1945	1950	1960	1970	政権	1970																			
日本	政権	敗戦	米軍統治(50)	幣原・吉田・片山・芦田・鳩山・石橋	岸(57)	池田(60)	佐藤(64)	田中(72)	三木	福田	大平																
	Polity	-	1	-	-	10	10	10	10	10	10	10															
韓国	政権																										
	Polity	-	-3	-3	-4	-4	8	8	8	8	8																
タイ	政権																										
	Polity	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3																
インドネシア	政権																										
	Polity	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																
フィリピン	政権																										
	Polity	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																
ベトナム	政権																										
	Polity	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9																
英国	政権																										
	Polity	9.497	10.029	10.176	10.747	11.118	11.507	11.770	11.943	12.098	12.350	12.501	12.604	13.188	13.592	14.209	14.619	14.871	15.167	15.642	15.888	16.302	16.553	17.079	17.881	18.739	19.724



3つの指標（Freedomhouse、PolityIV、V-Dem）から7カ国中、現在日本は各々、自由（F）、完全民主主義（FD）、自由民主主義（LD）の評価を受け、韓国は自由（F）、民主主義（D）、自由民主主義（LD）である。一方、フリーダムハウスの評価において、東南アジア5カ国で自由（F）評価はなく、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピンが部分的自由（PF）の評価で（タイは2018年まで不自由（NF）評価）、ベトナムが不自由（NF）の評価である。Polityでの2018評価においてはマレーシア、インドネシア、フィリピンが韓国と同じ民主主義（Democracy）評価であるが、ベトナムは専制主義（CA）評価となっている。V-Demでは、東南アジア5カ国に自由民主主義国（LD）評価はない。マレーシアとフィリピン、インドネシアがElectoral Democracy（選挙制度民主主義）で、タイがElectoral Autocracy（選挙制度専制主義）、ベトナムがClosed Autocracy（専制主義）の評価である（表2-29）。

**表 2-29 政治体制の評価**

国名	V-Dem Institute			Freedomhouse	
	評価（2020年）	順位	2010からの変化	自由度（2019）	民主主義における選挙の機能*
日本	自由民主主義（LD）	30	-	自由（F）	Yes
韓国	自由民主主義（LD）	17	-	自由（F）	Yes
マレーシア	選挙制度専制主義（EA）	106	-	部分的自由（PF）	No
タイ	専制主義（CA）	132	下降	部分的自由（PF）	No
インドネシア	選挙制度民主主義（ED）	73	-	部分的自由（PF）	Yes
フィリピン	選挙制度民主主義（ED）	107	下降	部分的自由（PF）	Yes
ベトナム	専制主義（CA）	150	-	不自由（NF）	No

出所：“Democracy Report 2021” p. 31, V-Dem Institute  
\*Freedomhouse “Electoral Democracies in Freedom in the World 2020”

注：V-Dem Institute：LD：Liberal Democracy（自由民主主義）、ED：Electoral Democracy（選挙制度民主主義）、EA：Electoral Autocracy（選挙制度専制主義）、CA：Closed Autocracy（専制主義）。順位：179カ国中  
Freedomhouse：F：自由、PF：部分的自由、NF：不自由 以上、筆者の和訳。

東南アジア5カ国の選挙制度は制度的形式的に整ってはいるが本来の（欧米基準の）民主主義とは異なる体制を示すなど、近年の世界各国の民主化形態を批判的に捉える点は興味深い（川中2018；2022）。（表2-30）



なお図表には掲載がないが、エコノミスト (2021) による評価では、日本と韓国を「完全な民主主義」、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイを「欠陥のある民主主義」、ベトナムを「独裁政治体制」としている<sup>152</sup>。

以上を総合的に勘案すれば、社会主義一党独裁のベトナムは別格として、東南アジア 4カ国では政治体制に日韓と大きな隔りがある。東南アジア 5カ国には、今日の西欧諸国で認識される「民主主義国家」は無いと評価すべきだろう。

しかしながら東南アジア 5カ国がまだ民主化していないのか、そもそもしないのか、それとも別の形で民主化と同じ要件を満たす体制を作り出すのかは不明である。過去の福祉国家化の歴史や先行研究を顧みれば、民主化は福祉国家化の必要条件、もしくはトリガーとも認識されており (C. ピアソン、李蓮花、金成垣ほか)、東南アジア 5カ国の福祉国家化の変容シーケンスを分析する際には重要な視点であろう。

**表 2-30 民主主義における選挙制度の有無**

国名	2020年
Cambodia	No
Indonesia	Yes
Japan	Yes
Malaysia	No
Philippines	Yes
Singapore	No
South Korea	Yes
Thailand	No
Vietnam	No
Brunei	No
Laos	No

出所：Freedomhouse Electoral Democracies in Freedom in the World 2020

### 【憲法でのシチズンシップ】

まず、シチズンシップは憲法や法律などで制度的に規定・構築されるだけでは、実態的に実現するわけではない。例えば、選挙が行われ政治権としての参政権と被参政権が国民成人全員に与えられると憲法で謳われていても、実態的に候補者のスクリーニングや選挙制度の変更などで自由な選挙が行われないケースも散見される。市民権についても報道の自由や信仰の自由が損なわれていることも多い。もちろん社会権 (生存権) についても制度は構築されているが実態的に機能していないことも多い。図表 2A-5 はこれら法制の最高法規である憲法の制定と改定年をまとめたものである<sup>153</sup>。(表 2-31)

<sup>152</sup> Economist Intelligence Unit ” Democracy Index 2021”  
<https://www.eiu.com/n/campaigns/democracy-index-2021/?amp;amp>

<sup>153</sup> 各国の憲法の和訳は、萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編 2007『アジア憲法集』、浦野起央編・著 1980『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第 6 巻憲法資料 (アジア I) を参照。

	～1920	1930年代	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
日本			<b>1945</b>							
韓国			<b>1948</b>	1952 1954	1960 1960 1962 1969	1972	1980 1987			
マレーシア				<b>1957</b>						
タイ		<b>1932</b> <b>1932</b> 1939	1940 1942 <b>1946</b> <b>1947</b> 1948 <b>1949</b>	1959	<b>1960</b> <b>1968</b>	<b>1972</b> <b>1974</b> 1975 <b>1976</b> <b>1977</b> <b>1978</b>	1985 1989	<b>1991</b> <b>1991</b> 1992 1995 <b>1997</b>	<b>2006</b> <b>2007</b>	<b>2014</b> <b>2017</b>
インドネシア			<b>1945</b> <b>1949</b>	<b>1950</b> <b>1959</b>				1999	2000 2001 2002	
フィリピン	<b>1899</b>	<b>1935</b>	<b>1943</b> <b>1945</b> 1947			<b>1973</b> 1976	1980 1981 1984 1986 <b>1987</b>			
ベトナム			<b>1946</b>	<b>1959</b>			<b>1980</b> 1988 1989	<b>1992</b>	2001	2013

出所：川中・川村 2020、p.116および萩野他編『アジア憲法集（第2版）』、他を基に筆者作成  
注：太字は新憲法制定、細字は憲法の改正。マレーシアの改正は50回以上のため省略。ベトナムは北ベトナム（現在のベトナム社会主義共和国）。

日本は1946年憲法を一度も改訂せずに今日に至るが多くの国では改定がされている。特にマレーシアは改定が50回以上あるため表では割愛している。タイは1932年の立憲革命で憲法を制定し、その後クーデター他政変のたびに度々新憲法を發布しており現在は2017年憲法が最新である。インドネシアは基本的に1945年憲法を改定することで対応し現場は2002年改定が最新である。フィリピンはスペインからの独立を宣言した1899年憲法が最初の憲法であるが、実態としては米国支配を経て将来の独立を約束された1935年憲法、第二次世界大戦後に名実ともに独立した1945年憲法、そして現在はマルコス政権を打倒したピープルズ革命後の1987年憲法に依拠している。ベトナム（北：ベトナム民主共和国、現在のベトナム社会主義共和国）は独立後、抗仏・抗米戦争を経て何度かの憲法を發布し、現在はドイモイ以降に發布された1992年憲法を改定した2013年憲法に依拠している。

社会権についても憲法においてその精神が規定がされている。表2-32は、7カ国の社会権の法的規定を整理したものである。

以下、各図表も参照しながら各国のシチズンシップ確立・実現のタイミングとシーケンスを整理する。

### 【市民権、政治権、社会権：タイミングとシーケンス】

《日本》

1868年の明治政府の成立後、近代化を進めた日本は、20年かけて1889年に帝国憲法が發布され、1890年には第一回帝国議会を開催した。その後、自由民権運動を経て選挙権

が、1925年には普通選挙法によってすべての男子による選挙権が認められた。一方、封建制から武士によって体制の変革が行われた明治維新は、いわゆる革命ではなく変革であったため、欧米のような市民革命によらず、市民権の獲得は近代化の過程で国民の要求に対して小出しにする形で、徐々に上（政府）から与えられたものである。また労働者としての国民を保護するべく工場法（1911年）などが制定され社会権の萌芽は見られたが、国民全体への市民権や社会権は未達であったと考えられる。

表 2-32 社会権の法的規定		社会権 (生存権)
	政治権 (参政権)	現在の生存権の明記
		現在
日本	(1925) 1946	1946年憲法 第33章「国民の権利及び義務、28条(生存権および国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務) (1)「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(2)「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」
韓国	1948	1962年憲法 第30条①すべての国民は、人間らしい生活をする権利を有する。②国は、社会保障の増進に努めなければならない。③生活能力のない国民は、法律の定めることにより、国の保護を受ける。
イレーニア	1957	規定なし
タイ	1932	1997年憲法3章「国民の権利と自由 52条①何人も、法律の規定に基づき、構造的な保護サービスを受け権利を有する。貧困者は無料で国の医療施設で医療を受ける権利を有する。53条(児童、青年の保護)、54条(満6歳を超え、生活に十分な所得のない者は、法律の規定に基づき国の援助をうける権利を有する。55条(障害者保護) 1997年以前の憲法には「人権」のなかに社会権規定なし。
インドネシア	1945	1945年憲法27条(2)「すべての市民は労働権及び人間の尊厳をもって生きる権利を有する」、34条「貧困者および貧困の間では、政府によって保護されなければならない」
フィリピン	1935/ 1945*	1935年憲法2条(6)「国家は、すべての国民の安寧と経済的安全を確保するために、社会的正義の促進に努めなければならない」、 1973年憲法2条(7)「国家は、国民の相応な生活水準の享受を確保するために、教育、衛生、住居、雇用、福祉及び社会保障の分野において、適正な社会事業を設立し、維持し、確保しなければならない」
ベトナム	1946	ベトナム民主共和国1960年憲法 第32条「労働者は、老齢、疾病、及び不能の場合に、物質的援助を受ける権利を有する。国は、労働者階級にこの権利の享受を保障するために、補欠、社会保障、社会扶助、及び公衆衛生施設を拡充する。
出所：英世世編(2004)『アジア憲法集(第2版)』、菅谷(2013)『SISA諸国の社会保障』、稲地(2010)『アジアの憲法入門』、浦野他編著(1980、1985)『憲法資料』、ピーター編(1981)『アジアの憲法制度』、他を基に筆者作成。		

注：\*筆者による補記。市民権はフィリピン、ベトナム、インドネシア、他を参考。参政権は、括弧は男子普通参政権取得年、男女参政権取得年。社会権は憲法による規定と社会保障費用を参考。ベトナムは北ベトナム及び統一ベトナム。フィリピンは1987年の米国コメンウェルス下で選挙権取得。

20 世紀に入ると自由民権運動の高まりとは裏腹に、世界恐慌による経済の停滞、貧富の格差拡大や政党政治の腐敗などが批判され、軍国・全体主義国家へと変容し、第二次世界大戦を迎える。挙国一致での戦争遂行のために、上述の通り、社会保障制度が急速に整えられた。いわゆる「1940 年体制」によって日本では戦時体制を生き抜くための社会権が形成されたとも言える<sup>154</sup>。

敗戦後、米国を中心とした占領軍による財閥解体や地方自治、警察改革など、民主化が行われた。(米国人によってドラフトされた)1946 年日本国憲法公布によって初めて、民主的な政治制度が保障された。日本国憲法では、参政権、市民権に加え社会権についても明示されている。つまり、タイミングとシーケンスとして重要な点は、日本の政治的民主化は占領軍によって強制されたものであり、自ら国民が社会運動などで勝ち取ったものではないという点である。

しかしながら、朝鮮戦争と冷戦が激化する 1950 年代から 1970 年代にかけて日本では労働運動や学生運動が活発化し、市民権や社会権の充実が要求された。日本の福祉元年と呼ばれる 1973 年はそのような環境の中で導かれたと考えるべきだろう。

つまり、日本では、戦前にある程度の市民権や参政権、社会権の萌芽はあったが、1930 年代からの戦時体制下で全体主義化が進み市民権は抑圧された。一方、敗戦を機に制度的な政治的民主主義が強制され (1946 年に政治権の確立と実現)、ほぼ同時並行的に市民権 (1946 年に確立、1950 年代に実現) と社会権 (1946 年に確立、1960 年代に実現) が発展していったというシーケンスであったと言える。表 2-28A/B の各評価にある通り、日本は 1950 年代から今日まで寸断することなく、自由民主的政治体制を維持している。

#### 《韓国》<sup>155</sup>

韓国は、日本の敗戦撤退から 3 年間の米国管理ののち李承晩によって独立 (1948 年) を為した。朝鮮戦争 (1950-53 年) を経て、李承晩の米国亡命後、1961 年には朴正熙による 5.16 クーデターによって軍事独裁・開発独裁体制へ移行し 1979 年の朴正熙暗殺まで続く。

韓国では、1948 年の独立によって国民の参政権が確立・実現したが、戒厳令下を含む開発独裁およびその後の全斗煥、盧泰愚政権 (両大統領とも元軍人) の 1960—80 年代後半までは著しく市民権 (思想、言論の自由) が侵害されていた。

<sup>154</sup> 野口悠紀雄 (1995) 富永健一 (1990)、他

<sup>155</sup> 韓国については、岩崎 (2009 ; 2017 ; 2019)、木村 (2008)、渡辺・金 (2002)、他を参照。

PolityIVで示される通り、本格的な民主化には 1998 年の金大中政権を待たねばならず、(既に憲法によって確立されていた) 市民権はそれをもって名実ともに実現されたと言える(実現)<sup>156</sup>。

一方、社会権については独立後の 1948 年憲法で明示されず 1962 年憲法において示された(確立)。詳細が明示されたのは 1987 年憲法においてであった。社会権が実態的に国民に共有されたのは工業化が進み経済水準が高まった 1990 年代以降であり、国民間の認識と諸制度が確固としたのは 1998 年のアジア経済危機への国民の生存をかけた国民的団結から以降であったと考えるべきだろう(実現)。このように社会権についても市民権同様に、法制的な確立と実態的な実現にある程度の時間がかかっていると考えられる。

まとめれば、韓国は参政権、市民権が 1948 年憲法にて、また社会権が 1962 年憲法にて確立したが、参政権が制度化と同時に実現する中、市民権が実現したのは 20 世紀末である。そして市民権実現の直後から国民皆保険・皆年金によって社会権が実現したといえる。つまり確立においては、参政権＝市民権→社会権、実現においては、参政権→市民権→社会権というシチズンシップのシーケンスの中で福祉国家化が進んだのである<sup>157</sup>。

#### 《マレーシア》<sup>158</sup>

マレーシアは、マラヤ連邦を経て、1957 年に英国コモンウェルズからの独立を果たす。1950 年代には内政自治が認められていたが、正式な参政権が 1957 年にマレーシア国民男女に与えられたのである(確立)。

ラーマン政権では、1965 年に中華系市民が大多数を占めるシンガポールを追い出す形で独立させる。1969 年にはマレー系住民と中華系住民が衝突(5月13日事件)、6月にはインド系とも衝突が発生し、新生マレーシアでのマレー系、華人系、インド系での政治の枠組みにおける民族間対立が過激化した。そのため 1960 年代までは PolityIV においては 10 評価を受けていたが、ラザクへの政権交代がされた 1970 年からは 1 評価にとなっているように、マレーシアの市民権としての民主化度は著しく低下した。

その後、フセイン政権を経て 1981 年にマハティール政権が誕生すると、マレー系を優遇する「ブミプトラ政策」を本格化させ、様々な領域においてマレー系市民へ支援を与えるとともに、中華系、インド系市民への待遇を悪化させた。今日の複合国家としてのマレーシアの形を確定させた時期と言える。

<sup>156</sup> 1988 年の盧泰愚大統領直接選挙の成功をもって民主化が実現したと評価もあるが、本論では光州事件を経て思想・言論の自由が保障された 98 年とする。

<sup>157</sup> 金成垣(2008)における韓国の福祉国家化の「遅延」と「後発」の視点はこのズレに着目しているのである。

<sup>158</sup> マレーシアについては、岩崎(2009; 2017; 2019)、中村(2012)、萩原(1996)、他を参照。

ブミプトラ政策は、政治分野だけでなく例えば政府職員や高等教育のマレー系優遇、外国資本企業との合弁や提携のマレー系企業への優遇など多方面に及ぶ。22年間、ブミプトラ政策を掲げ開発独裁体制を敷いたマハティール政権を経て、2003年のアブドゥラ政権においてもそれが踏襲され、PolityIVでの評価は4から3へと悪化している。2009年のナジブ政権になり徐々に民主化度も向上し、2018年には7の評価になっている。

しかしながら基本的にブミプトラ政策は続いており、選挙における区割りの変更や与党マレー系 UMNO による民族政党（中華系、インド系）への圧力は強く、健全な市民政治が行われているとはいえない。また、汚職によってナジブ政権が2018年にマハティール元首相によって倒された後、混乱が続いている。

マレーシアには国政地方選挙において国民が等しく参政権を持つ一方、選挙区割りや様々な政策による民族差別が制度的にも多くあり、マレーシアではまだ全ての国民が平等な市民権を実現しているとは言い難い状態である<sup>159</sup>。ただし、タイなどと異なり、政権移譲が常に選挙によって行われてきた点は評価すべきである。選挙型民主主義と批判されながらも、選挙の機能と正統性はしっかり果たされている。

他方、マレーシア憲法では社会権は特に規定されていない（菅谷2013）。しかしながら様々な社会保障制度が独立前後から整備されている。1951年に被用者積立年金（EFP）条例の制定、1970年にはEFPの加入対象者所得額規制の撤廃、1987年にはEFPを全労働者に適用拡大がなされており、1980年代には社会権の確立が見られる。しかしながら、まだ皆年金には至っておらず、社会権の実現にはない。

まとめれば、マレーシアでは、参政権、市民権が独立前後にまず確立し、80年代には多くの点で民族を問わず全ての国民の社会権が認知され、社会保障政策の拡充も見られる（しかし実現には至っていない）。また、参政権も制限がありながらもある程度実現していると言える。一方で市民権の実現には至っていないというタイミングとシーケンスである。

#### 《タイ》<sup>160</sup>

タイは高位中所得国となった近年もクーデターが頻発し、市民権が安定的に実現しない国である。植民地化を免れたタイは、プレディやピブーンなど革新官僚・軍による1932年の立憲革命によって、憲法が制定され（1932年憲法）、国民への参政権と市民権が確立した。制度上、アジアでは大変早い時期に参政権が確立している。立憲革命を機に絶対君主制から軍人や役人による国家運営へと制度化された。

1948年に復活したピブーンは、親米反共政策をとるとともに前述の通り、国民統合のために「タイ人」の創造を推し進める。しかし選挙における金権政治が国民に批判され

<sup>159</sup> そういった意味では政治権も実現しているかは議論が必要である

<sup>160</sup> タイについては、岩崎（2009；2017；2019）、末廣（1993；1998）、他を参照。

混乱が起こると、1957年にサリット陸軍司令官によるクーデターで失脚する。1958年にはサリット政権が誕生し1963年のサリットの死後はタノームが引継いだ。

1973年まで15年間に及ぶサリット＝タノーム政権は、典型的な開発独裁政権として国民を豊かにすることを政権の正統性とすべく経済開発に注力する一方、「タイ式民主主義」と称し西欧諸国とは異なる、国王を中心とした、タイにマッチしたとされる民主化を唱えた。そのためサリット＝タノーム期の民主化の進展は緩やかであった。

しかしながら、汚職が指摘されたタノーム独裁政権への批判は強く、学生を中心としたデモが頻発し1973年には軍の発砲で死者77名を出す10月14日事件が起こると、国王の意向もあってタノームは失脚する。数年の民主化時代を経て再びクーデターののち陸軍司令官であったプレーム・ティンスラーノーンが1980年に政権につく。その後は1988年まで「半分の民主主義」と呼ばれるように、上からのタイの実情にあったとされるタイ式の民主主義を唱えた。

ついに1988年に民主的選挙によって政党政治家であるチャチャイ内閣が発足するも、様々な変化ののち1991年のクーデターによって1992年に元外交官であったチュアン内閣が誕生する。そこからタクシン政権崩壊の2006年までしばらくは選挙によって指導者が選ばれる選挙型民主的の時代が続く。

元警察官僚であるタクシンは、規制改革を進め経済成長を加速化する一方で、農村部の貧しい人々でも30パーツで医療が受けられる社会保障を整備するなど経済社会改革を進めた。しかしながら、タクシンの新自由主義的経済政策や豪腕な政治姿勢が、保守・既存エスタブリッシュメントと、より民主主義的な政治姿勢を求める都市市民の二つのグループから反発を受ける。その後展開された一連の反タクシン運動は、現在のタイの政治を規定している。民主的選挙によって選ばれたタクシン政権を非民主的だと批判し、真の民主主義を貫徹するためにクーデターという超法規的方法でその後のインラック政権を含め2度も選挙で選ばれた政権を転覆させることになる。その混乱の結果、2014年のクーデターによりプラユット・チャンオーチャー陸軍司令官が政権を2022年現在まで担っている。

「クーデター」「民主化」「汚職批判デモ」「政情不安」そして「クーデター」のサイクルを繰り返していると言われる（外山ほか編2018）。タイは一人当たりGDP（PPP）で1万8000ドルに達するもいまだにクーデターと民主化を繰り返しており、市民権の実現ができていない（未実現）。

一方、社会権は実は1997年憲法において初めて明示される（菅谷2013）。参政権や市民権に大きく遅れた確立であるが、1950年代から公務員を対象とは言え年金や健康保険が整備され、1995年には1994年社会保障法が制定されている。また、1990年代からの社会保障制度の拡充にも見られる通り国民での認知がすすみ、2001年からの「30パーツ健康保険」により国民皆保険は実態的に実現している（国民皆年金は未達）。



タイでの参政権は1932年から認められている（確立・実現）<sup>161</sup>。一方、民主化と軍によるクーデターを繰り返すタイでは、市民権の安定した実現には疑問が持たれている。つまり制度的に保証された参政権は毎回のクーデターで御破算にされる。社会権は1997年憲法で規定されるまで確立が遅れたが、各種社会保障制度の確立を見ても、実態的には進んでおりほぼ実現のレベルに近い（確立、近実現）。つまり、タイのシチズンシップのシーケンスは、法制度的には参政権＝市民権→社会権の順に確立し、現実的には参政権が実現、社会権がほぼ実現する今日、市民権が未だ実現しないということになる。

《インドネシア》<sup>162</sup>

300年以上のオランダの植民地支配を経て、日本軍による侵攻と敗戦直前の1945年に独立を宣言したスカルノを中心としたインドネシア政府は、4年間の独立武力戦争を行い1949年末のオランダとの交渉の結果、名実ともに独立国となる。急遽書かれた1949年憲法では参政権が認められるものの1950年に暫定憲法が公布され、1955年に初めての議会選挙をもって参政権が実現された（実現）。

広大な領域と多様な民族を束ねる新生インドネシアでは、民主的政治確立のための試行錯誤ののち、混乱は収束できなくなる。1959年には1955年選挙で選出された制憲議会の解散、スカルノによる「指導された民主主義」と唱えられた民主化が進められた。PolityIV評価もスカルノ時代は概ね4か3である。

1965年からのスハルト政権は、その後30年を超す典型的な開発主義・独裁政権となった。1965年9.30事件後、共産党シンパの弾圧と冷戦下での西側へのシフト、軍との協業による統治体制の確立が大方片付いた70年中盤はPolityIVの評価が6へと、民主化が進む時期もあった。しかしながら1970年代後半からは戦前戦中の日本の大政翼賛会に似た軍とゴルカル与党による一党独裁体制が制度的にも実態的にも固められ、スハルト政権の崩壊（1998年）まで-7の専制政治評価である。

1997年のアジア通貨危機による経済の低迷とスハルト体制の腐敗や不正が国民によって糾弾され、機能不全に陥ったスハルトから1998年にハビビ大統領へ権力が移行すると旧態の専制政治的体制や仕組みが整理され6評価程度の民主化が進む。

アブドゥラ、メガワティ政権を経て、2001年憲法により、国民から直接選挙によって2004年に元軍人のユドヨノ大統領、2014年には元ジャカルタ知事のジョコウィ大統領が選ばれた。インドネシアでは長いスハルト開発独裁体制を経て、2000年からこの20年間で民主化が進み、PolityIVでは2018年に9の評価を受けている。インドネシアは2000年以降に市民権の実現がなされたと言えるだろう。

<sup>161</sup> 実際は票の買収や汚職が横行するため、どこからが真の民主主義政治なのかを定めるのは難しい。

<sup>162</sup> インドネシアについては、岩崎（2009；2017；2019）、川中・川村編著（2020）、佐藤2011）、他を参照。

一方、社会権は独立直後の1945年憲法によって確立している。その後、2000年改正憲法で詳細に示され今日に至っている。しかしながら、2.4億人の国民と広い国土、貧富の格差と絶対的経済水準の低さなどから社会保障制度（国民皆保険・皆年金）はまだまだ発展途上と言え、実態的に国民間で社会権の保障が権利としての地位を得ているとはまだ言えず、社会権の実現には至っていない。

インドネシアのシチズンシップのシークエンスは、参政権＝市民→社会権の順で確立し、独立後に参政権がまず実現し（ただし、スハルト時代に自由な立候補が可能であったかは疑わしい）、スハルト政権崩壊をもって2000年以降に市民権がほぼ実現しながらも、社会権の実現がまだなされていない。

### 《フィリピン》<sup>163</sup>

フィリピンは米西戦争がおこった1898年のタイミングで一度、独立を宣言している。同時期に米国とスペインの取り決めによってスペインの統治から米国統治へと変わった後も、抗米闘争は続いた。しかしながら、フィリピン人エリートは米国支配との共存に利益を見つけ懐柔され、今日までの政治を支配している。米国は早期にフィリピンの自治を認め、1935年には憲法が施行され10年後の1945年の独立が予定された。つまり、フィリピンの参政権は1935年に一旦制度化された。日本の占領期間を経て1946年に正式に独立を果たした。政治体制は旧宗主国アメリカをモデルとしており、4年1期の大統領制、上院・下院議員などを置いた。ロハス大統領以降、歴代の大統領は基本的にはオリガーキーの支持のもと政権につき、その見返りとして多くの利権や見返りを受けるパトロン・クライアント関係を確立した。そのため選挙など制度的には自由民主主義的な枠組みを持つものの実態的には金権、豪腕な政治が行われたためPolityにおいても1960年代後半まで5程度の評価である。

1965年に大統領となったマルコスはいずれまでの政治を刷新し、「New Society」政策のもと、テクノクラートを中心とした経済政策と既存のオリガーキーと敵対する政策をとった。「緑の革命」による農業・食糧改革を断行するなど、「アジアのケネディ」と呼ばれるほどに活動的だったマルコスだが、開発独裁政策が経済成長の軌道に乗らず、一方で数々の人権侵害が国民の反発を受けるなか、ついに1972年に戒厳令を發布し独裁体制を敷いた。経済が好転しない中、身内のクローニーを重用し、旧来のパトロンクライアント関係を新しいクローニーと作り替えただけのマルコス政権は次第に孤立した。

1983年のベニグノ・アキノ元上院議員の帰国直後の空港での暗殺を機に、反マルコス運動が本格化した。1986年のエドサ革命（ピープルパワー革命）によってマルコス家族のハワイへの亡命をもって終わる。

---

<sup>163</sup> フィリピンについては、岩崎（2009；2017；2019）、スタインバーグ（2000）、McCoy（1982）、Wurfel（1988）、外山ほか（2018）他を参照。

直後にコラソンアキノが大統領となる。フィリピンは1986年を機にPolity評価では今日まで8を維持している。しかしながら、V-Demが示す通り、「選挙制度民主主義」と評価されており、西欧諸国が考える正しい民主主義国家とは認識されていない。選挙制度は民主的な制度が確立しているが、その運用が民主的で無いからだ。フィリピンでは毎年多くのジャーナリストが殺され、ドゥテルテ政権においては、法的手続きもなく多くの麻薬容疑者が警察の手で射殺され、敵対する財閥が経営する最王大手テレビ局は放送免許を取り消され、汚職や金権政治をふくめ西欧諸国の認識する民主的政治の限界を超えている。

社会権については、1935年憲法において既に主旨が規定されている（確立）。また、マルコス独裁体制下の1973年憲法においても示され、民主化後の1987年憲法ではさらに詳しく明示されている。また近年の社会保障制度の充実で国民への社会権の認識は広がっていると考えられる。ただし、国民皆保険、皆年金の低いカバレッジ率や実態的な制度の運用は軌道に乗っておらず、社会権が実現しているとは考えられない。

他方、南部ミンダナオを中心とするイスラーム勢力との安定的統治は各政権の懸念事項であり、今日においても国民統合がうまくいっているとはいえない。係争地では市民権はおろか社会権、参政権自体が脅かされていると言える。

フィリピンは、1935年憲法で参政権、市民権、社会権が同時に謳われ（確立）、独立をまわって1946年に参政権が実現する（独立前の1937年選挙を持って実現ともいえる）。一方、社会権はまだ実現には届かず、市民権も十分に実現されたものではないというタイムラグとシークエンスであると考えられる。

#### 《ベトナム》<sup>164</sup>

多くの東南アジアの新生国民国家が、民主主義国としての正統性を得るために憲法や選挙制度、議会の制定・設立をする中、共産党一党独裁を国是とするベトナムの民主化の水準を評価することはある意味矛盾している。と言うのも、そもそも社会主義国家は自由資本主義国家の負の課題（貧困、格差、など）を打開するために作られた新しい政治システムであるからだ。一方でベトナムにおいても西欧的伝統から議会（一院制）を有し、選挙によって国会が形成される。

現在、自由民主主義国家であろうと権威主義国家であろうと民主主義政治を理念として否定する国はない。ただし共産党は憲法や議会に超越する（白石昌也2000）。そのため市民権は確立も実現も認められない。本論で採用している各種民主化指標そのものが、共産主義一党独裁体制との歴史的な対抗によって築き上げられた自由民主的思想と制度を根拠としているので、評価そのものが無意味と言っても良いかもしれない。

---

<sup>164</sup> ベトナムについては、白石（2000；2004）、古田（1995；2017）、他を参照。

北部ベトナムに誕生したベトナム民主共和国は、図表 2A-2 の通り PolityIVでは 1950 年代から 60 年代にかけて-9 から-8 評価であり、70 年代以降一貫して-7 の評価しかなく、90 年代以降解ドイモイ解放経済を掲げ社会主義市場経済政策をとる今日の体制においても、フリーダムハウスでは不自由 (NF)、PolityIVでは Autocracy (専制主義)、V-Dem では Closed Autocracy (専制主義) で 179 カ国中 151 位である。すなわち、市民権は全く確立、実現していなことになる。例えば集会と言論の自由が著しく、移動の自由、信仰の自由もある程度制限されている。

一方、参政権は独立当初から憲法で規定されており制度的には存在するが、西欧民主主義的基準から見れば、大きく二つの理由で課題があるように思われる。まず、共産党が議会や司法よりも上位にあるため、議会選挙権がある一方、共産党という西欧主義的民主主義国家で私党の選挙権は全国民に保障されていない点がある。次に、議会の被選挙権が共産党の審査によって規定されている点である<sup>165</sup>。

社会権については、確認できる範囲では 1960 年憲法で規定されている。1992 年憲法の 2001 年の改正では、さらに詳細に国民の社会福祉が示されており法制度的には確立されている。また、東南アジア 5 カ国の中ではタイと同様程度、場合によってはそれ以上の社会政策の発展と全国民へのカバレッジがなされているので、ある程度の実現がみられる（しかしながら本論での福祉国家基準は満たしていないので、社会権が実現しているとまでは言えない）。

ベトナムにおけるシーケンスは、参政権が形式上確立し、その後、社会権が 1960 年代に入り確立する。一方社会権はほぼ実現しつつあるものの、参政権の実現には疑問符がつき、市民権においては確立も実現もしていない。

## 【まとめ】

東南アジア 5 カ国における 3 つのシチズンシップにおける確立と実現のシーケンスとタイミングを検証した結果、いくつかのことが明らかとなった。

まず、福祉国家化において西欧諸国の歴史的経緯とは異なるシチズンシップのシーケンスと特徴が見られた。西欧諸国（ここでは英国）の多くが、市民革命によって市民権を獲得し（概ね 18 世紀）、その後市民の代表者を選ぶための選挙権を身分、収入、性別を問わずに参政権を得て（概ね 19 世紀）、最後に国民すべてが健康に生きる生存権・社会権を獲得した（概ね 20 世紀）という歴史的発展とシーケンスがあった。

しかしながら、東南アジア 5 カ国においてこのシーケンスは全く踏襲されていない。日韓を含むアジア 7 カ国で共通するのは、3 つのシチズンシップが概ね全て同時期に憲法などで規定されていることから始まる点である（表 2-33）。

---

<sup>165</sup> この点は程度の差はあっても、シンガポールやカンボジアなどで一般的であり、新憲法下でのタイでも司法裁判を根拠に政治介入がみられるので、共産党国家特有の仕組みではない。

タイでは1932年憲法で、フィリピンでは1935年憲法で、インドネシアでは1945年憲法において、3つのシチズンシップが規定されているのである。マレーシアでは社会権の憲法での規定はないが、独立時の1957年憲法で市民権と参政権が規定されている。社会主義一党独裁のベトナムにおいては、憲法にはいわゆる自由民主的な市民権は規定されていないが、参政権は1946年憲法で、社会権は1960年憲法で規定されている。

西欧諸国に比べて東南アジア5カ国の3つのシチズンシップは、段階的に確立、実現したのではなく、ほぼ一斉に導入されているのである。

表 2-33 三つのシチズンシップのシーケンスとタイミング (制度・実現)

		市民権	政治権	社会権
西欧 (英国)	制度	①1688 (名誉革命-1700s)	②1928 (男女) /1918	③1942 (ベバレッジ報告)
	実現	①18世紀	②19-20世紀	③20世紀(1950's)
日本	制度	①1946	①1946/25	①1946 (憲法)
	実現	②1951 (独立)	①1946	③1960年代
韓国	制度	①1948	①1948	①1948 (憲法)
	実現	②1998	①1948(1988)*	③2000年代
マレーシア	制度	①1957	①1957	③ 1980年代-(1951:EFP制定)
	実現	(未)	①1957 (未) *	(未) 1980年代-
タイ	制度	①1932	①1932	③1997 (憲法)
	実現	(未)	①1932 (1988) *	(未) 2000年代-
インドネシア	制度	①1945	①1945	①1945 (憲法)
	実現	(未)	①1945(2004)*	(未) 2010年代-
フィリピン	制度	①1945/1935	①1945/1935	③1935 (憲法)
	実現	(未)	①1937	(未) 2000年代-
ベトナム	制度	(無)	①1946	②1992 (憲法)
	実現	(未)	①1946 (未) *	(未) 2010年代-

注：シチズンシップ（市民権、政治権、社会権）の定義は本文に示したマーシャルのものを参考とした。

\* ( ) は被選挙権が制限無しに実現したと考えられる年（再度制限がかかるものを含む）。

出所：各種資料から筆者作成。

市民権が実現しない理由：マレーシアはイスラム教国で信仰の自由、報道の自由、選挙権の捜査がある。タイはクーデター。インドネシアはイスラームへの報道の自由がない。フィリピンは報道の自由が記者殺害、近年の人権侵害。ベトナムは報道の自由、結社の自由がない。

次の特徴が、法令で規定されている市民権と社会権が、いまだに実現されていない点である。西欧社会においては 20 世紀に確立・実現する社会権が、発展途上の東南アジア 5 カ国で未実現なのは理解ができる（福祉国家が実現していないことほぼ同義でもある）。しかしながら参政権が既にあるにもかかわらず、市民権が確立していない点は大きな特徴である。

韓国の福祉国家化も政治・参政権がまず確立・実現し、80 年代から社会権の国民での認知が進むにもかかわらず実現しない「遅滞」の状態を引きずりながら、民主化という市民権実現のタイミングをトリガーに一举に福祉国家化したとされる（金成垣、李蓮花）。憲法の規定から 50 年かけて福祉国家化したことになる。

また、日本も戦前にある程度の社会権と政治権の萌芽がありながらも、現実には 1946 年憲法で 3 権が規定された。日本が韓国や東南アジア 5 カ国と異なる点は、政治権と市民権が法的に確立するとほぼ同時に実態的にも実現した点、その後 10 年程度で社会権も実現したという点くらいで、3 つのシチズンシップのタイミングとシーケンスは同じである。

二つ目の相違点は、3 つのシチズンシップのシーケンスが、逆転していることである。まず西欧諸国では初めに確立・実現した市民権が、東南アジア 5 カ国ではいまだに実現していない。政治体制として東南アジア諸国が完全な自由民主主義国と評価されないのは、法的、制度的には民主主義の要件を備えているように見えながら、実態は機能していない（機能させない）仕組みが随所にあるからである。

参政権については、全ての国で国民の普通選挙権は独立直後の憲法で認められている（確立）。しかしながら、被選挙権が様々な方法で限定されているのである。大きくは選挙資格と選挙区制度他による操作がある。そもそも共産党の公認がなければ現実的に立候補ができないベトナムは特殊としても、タイでも司法を巻き込み政敵の政党を解党させ候補者資格を剥奪したりする（スハルト時代のインドネシアもゴルカルによる資格操作や公務員への強制があった）。マレーシアやスハルト時代のインドネシアでは、選挙区分けを与党の都合の良いように逐次変更する手法が取られ、参政権の健全な運用が妨害されている。

市民権についてはベトナムを除き全ての国の憲法で国民主権、信仰、思想、報道の自由、個人の行動の自由が謳われているものの、多くの点で実態を伴わない。フィリピンは 5 カ国の中でも民主化度が高いとされているが、多くのジャーナリストが暗殺、失踪し信条、報道の自由は実現できていない<sup>166</sup>。戒厳令や非常事態宣言を頻発し国民の行動を制限している。例えば、フィリピンのドゥテルテ政権においては、2020 年に政敵の財閥が運営する最大手放送局（ABS-CBN）の放送免許が取り消された。もちろんベトナムでは集会、報道の自由はなく、思想の自由も実態的にはない。

---

<sup>166</sup> フィリピンでは、2002 年以降、100 人以上のジャーナリストが殺されている（出所：UNESCO Observatory of Killing Journalists: Philippines）。

社会権は、マレーシアをのぞいて全ての国の憲法で保障されている。しかしながらこれらは国家目標・理念として書かれているに過ぎず、実態は途上である。多くの国で目下、社会保障関連法制度も整備されつつあるものの、予算や政治的条件によって多くがいまだに実現されてはいない。特に貧困は大きな課題で、例えば、都市部でのスラムにおける絶望的な貧困の再生産をみれば、生存権がないことは明瞭である<sup>167</sup>。スラムにおいては実行ベースでの教育の機会も与えられてもいない。

東南アジアのシチズンシップは、憲法や法令で謳われていることと実態に乖離がある。それは、単に目標に達していないだけかもしれないし、政府の能力不足かもしれないが、一方で指導者によって恣意的に実現させていないシチズンシップも散見される。

つまり、ほとんどの東南アジア 5 カ国では、3 権は独立直後に法的には確立しながらも、実現しているのは参政権だけである。強いて言えば、社会保障制度が比較的発展しているマレーシアとタイ、ベトナムで社会権が実現するかもしれないという局面である。そうすると、これらの国々では市民権なき社会権が実現するかもしれない。日韓とも異なる東南アジア 5 カ国の福祉国家化の特徴となろう。

これらのシークエンスとタイミングからみた東南アジア 5 カ国の福祉国家化からは多くの疑問が発生する。民主化せずに果たして国民のための社会権が実現するのだろうか。日本の民主化は一人当たり GDP が 3000 ドルで導入され、1 万ドル程度の 1960 年代には不動のものとなった。韓国の民主化が確固としたのは 1998 年の金大中大統領選出時と考えられ、一人当たり GDP は 2.3 万ドルに達していた（表 2-28A/B）。つまり、それまでの経済成長と工業化で都市化が進み、家族形態が変容し、経済格差が広がるという社会経済変容が起こり、それらに対応するための福祉国家化が求められたとも言える。

しかるに今日のマレーシアは 2.7 万ドル、タイも 1.7 万ドルに達しているが、市民権が定着しない。にもかかわらず徐々に社会保障制度化、福祉国家化は進んでいるように観察できる。これらをどのように理解したら良いのだろうか。

一方で、インドネシアやフィリピン、特にベトナムでは、経済水準がまだまだ低くかつ民主化も行われないうちでも福祉国家化が進んでいる。これらをどのように理解すべきだろうか。単なる経済発展や民主化の遅滞であろうか、それとも西欧諸国とは異なる変容パターンなのだろうか。加えてアジアで後発の日韓の福祉国家化とも異なるタイミングとシークエンスである。いったいどのように、なぜ東南アジア 5 カ国では福祉国家化が始まり、今日も進めてるのだろうか。

---

<sup>167</sup> 四ノ宮浩監督ドキュメンタリー（2001）『ゴミ捨て場の子供たち』

## 第3章

### 東南アジア5カ国の経済発展の特徴と課題

#### 1節：はじめに

本章では、福祉国家化となるためには欠かせないと考えられる経済発展の水準に加え、その構造について分析と検証を行う。東南アジア5カ国は、福祉国家である先進国（西欧諸国や日韓など）並の高い経済水準に達するのか、またはその経済発展パターン及び構造はアジアで先行して工業化を成し福祉国家となった日本や韓国とどのような共通点、相違点があるのか。そして、その経済発展の構造と水準、パターンは、東南アジア5カ国の福祉国家化にどのようなインパクトを与えると考えられるのか。これらを本章では明らかにしていきたい。

本章の構成としては、まずI節で、東南アジア5カ国の経済水準および経済発展の特徴（経済水準、対外貿易・投資依存度、産業構造）を代表的な統計指数を用いて示す。

次いで、第2節においてアジア諸国の経済発展についての主な理論的先行研究をレビューし、以下の分析視角を示す。すなわち、(1) 後発国としてのキャッチアップ型工業化のメカニズムとそのシーケンス（資源輸出型成長モデル、輸入代替型工業化、輸出志向型工業化、域内サプライチェーンの確立）、(2) 開発体制としての開発主義・独裁、(3) 工業化の主体、(4) 最後に外的環境としてのグローバル経済とタイミングとしてのグローバル経済、である。その際には、先行国である日本の事例を示し歴史文脈を持って理解を深めたい。

第3節では、事例として、アジアの工業化モデルの一つの典型と考えられている自動車産業の各国比較（韓国、マレーシア、タイ、ベトナム）を上記4つの視点から例証し、東南アジアの工業化の実態に迫る。後発工業国としての東南アジア諸国の工業化のメカニズムの特徴、特に後発であることから導かれる共通点と相違点を、歴史的経緯を含め国別に記述、検証する。

第4節では、東南アジア5カ国の工業化および経済発展の課題を示す。ペースの遅い経済成長パターン、低いR&D支出や外資によるパテント・知的財産支配、弱いリバーシブルエンジニアリング力などが示される。また、高いグローバル経済依存度から導かれる課題として、産業主体が外国資本企業中心であり、外国資本企業誘致における「底辺への競争」に直面していること、「コストセンター化」する外国資本企業生産拠点をあげ



る<sup>168</sup>。東南アジア 5 カ国の後発性が、工業化のタイミングとシーケンスに変容を及ぼしていること、経済発展が圧縮・短縮されていること、貿易・投資がグローバル・リージョナルと強力に結合・統合されていること、グローバル経済のなかで「周辺化」が構造化していることなどを示し、東南アジア 5 カ国の課題を記述、検証する。それらを網羅し、タイミングとシーケンス、後発という初期条件とも言える特徴を捉え、東南アジア 5 カ国の工業化を第 5 世代工業化として類型化を試みる。

最後に第 5 節では、上述の分析と議論の総括として日韓両国との共通点と相違点を改めて示すとともに、東南アジア 5 カ国の経済発展の水準、構造、パターンが、各国の福祉国家化にどのようなインパクトを与えるかを示したい。

---

<sup>168</sup> ここでの「コストセンター」とは、その拠点の生産費用や研究費用を最小限としその拠点の利益を低くし、納品先の親会社や関連会社という企業グループ全体への利益創出に貢献するという意味で用いている。

## 2 節：東南アジア 5 カ国の経済発展の現状

過去 50 年間の東南アジア諸国の経済発展は世界的にも著しく、日韓両国の後を追うように高いパフォーマンスを上げている（図表 1）。2019 年の東南アジア 5 カ国の経済水準（購買力平価による一人当たりの GDP）は、マレーシア（27,016 米ドル）を筆頭に、タイ（17,558 米ドル）、インドネシア（11,471 米ドル）、フィリピン（8,205 米ドル）、ベトナム（7,783 米ドル）である（図 3-1）。トラン・茹込（2019）の算出基準によれば、マレーシアとタイは、既に高所得国の地位にある（表 3-1）。また、インドネシアは高位中所得国であり、フィリピンも低位中所得国から高位中所得国へ移行しつつある。1990 年代から本格的に工業化に着手したベトナムは、低所得国を脱し低位中所得国の地位にあり、近々、高位中所得国へと移行し、先行のフィリピン、インドネシアに迫る勢いである。

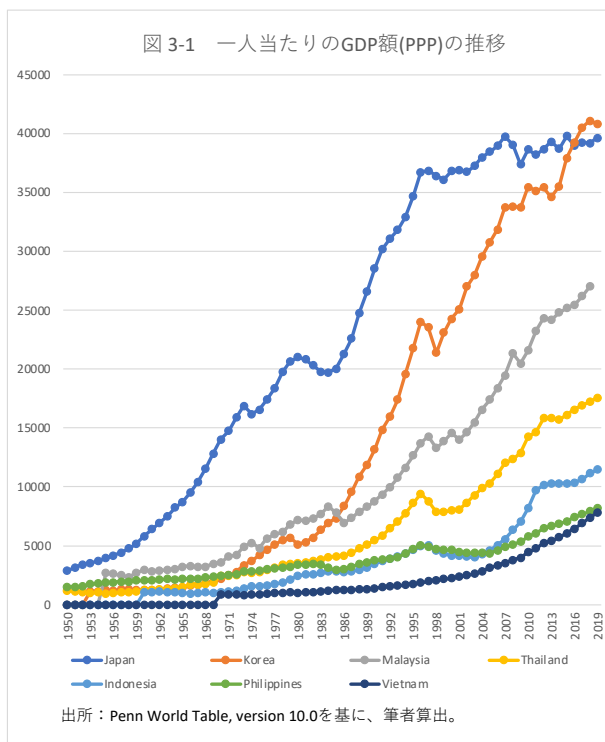


表 3-1	所得国分類（一人当たりGDP(PPP)と名目ドル）	
	購買力平価（PPP）基準	名目GDP基準
低所得国	2,500ドル以下	≤955
低位中所得国	2,500-8,250	995-3,895
高位中所得国	8,250-16,500	3,895-12,055
高所得国	16,500ドル超	12,055<

出所：購買力平価（PPP）基準での所得国分類は、トラン・茹込（2019, p. 35）による。2005年PPP基準。  
名目GDPによる所得国分類基準は世界銀行による（2017年基準）、トラン・茹込（2019, p. 34）。

では、東南アジア 5 カ国の経済構造における特徴とはどのようなものだろうか。本論では、特に以下の 3 つの点（高い対外貿易率、高い外国投資比率、早い脱工業化）を示したい。

### 《高い対外貿易比率》

まず、東南アジア 5 カ国に共通する工業化の特徴として、高い対外貿易比率（輸出入額/GDP、2019 年）が挙げられる（図 3-2）。日本の貿易額の対 GDP 比が 37%であるのに対し、インドネシアの 37%を除き、ベトナムの 210%を筆頭に、マレーシア（123%）、タイ（110%）と高く、フィリピン（69%）と続く。韓国も（77%）と高い。貿易対外依存

率は、経済や人口の規模が大きくなると低くなる傾向がある。そのため日本やインドネシアが低いことはさほど違和感はないが、韓国の高さ、もちろん前者3カ国の高さは、グローバル・リージョナルなサプライチェーンへの参画が進んでいることを示している。推移としては、日本は低位安定、マレーシア、フィリピン、インドネシアが2000年前後にピークアウトし下降傾向にあり、韓国とタイは2010年代にピークアウトし下降傾向にある一方、ベトナムは1990年ごろから急激に對外依存率を高め、今日においてもピークアウトする兆しはない。

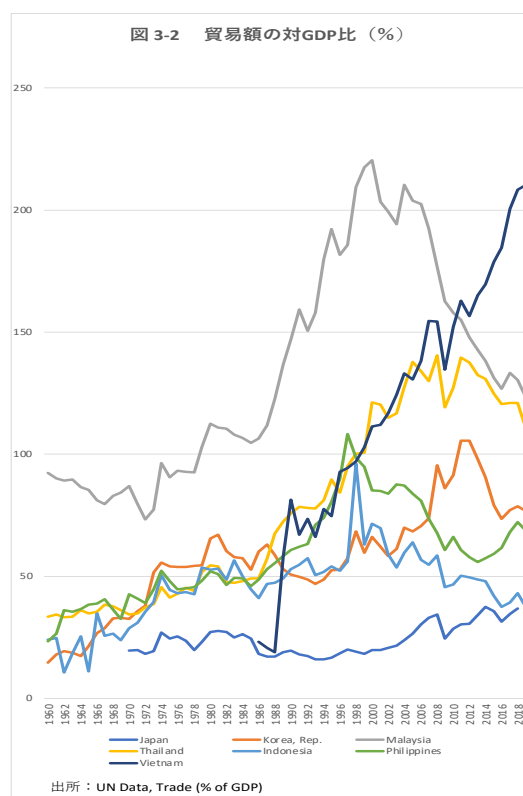
後発国が工業化による経済発展を行うためには、原材料・部品を輸入し、自国産品を輸出することで外貨を獲得し次なる産業資本へとつなげていく必要がある。もともと自国

に工業力がない後発国は、組み立て部品についても輸入する必要があり、必然的に貿易額が各国のGDPに比して高くなると考えられる。また、自国市場が小さいため、工業化をするためには、輸出によって生産を増加する必要がある。

ところで、貿易額の対GDP比率を東南アジア5カ国の経済水準であった日本・韓国と比べれば、日本は20-25%程度と2019年の東南アジア5カ国よりも低く、韓国も50%前後であった(表3-2)。

一般に日本や韓国の経済成長モデルは、輸出によってなされたとされるが、実は、今日の東南アジア諸国は、その数倍の對外依存率を持っており、グローバル・リージョナルなサプライチェーンに

参画することによって工業化が進行してきたことがわかる(深澤ほか2014;春日2014;助川2015a,2015b)。東南アジア5カ国を韓国の基準年と比較すると、ベトナムは4倍、マレーシアとタイは2倍以上と對外依存度が高い。一方で、フィリピンは同程度、インドネシアは日本よりも高いが韓国よりは低いことがわかる。もちろんこの高い對外依存率が、東南アジア5カ国それぞれの独特な特徴なのか、それとも2019年現在の特徴なのか、その両方なのかはこれだけのデータでは、定かではない。しかしながら、時代背



国名	2019年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	37	2018				
韓国	77	2019				
マレーシア	123	2019	58	2002	20	1990
タイ	110	2019	47	1993	25	1976
インドネシア	37	2019	53	1989	20	1968
フィリピン	69	2019	60	1986	-	1964
ベトナム	210	2019	53	1985	-	1963

出所: UN Data, Trade (% of GDP)

景を含めて東南アジア 5 カ国（フィリピンを除き）の対外依存度が著しく高いこととは特徴だと言える。

#### 《高い外国投資比率》

次に、東南アジア 5 カ国に見る対内外国投資の対 GDP 比率（フロー、2019 年）も極めて高いことがわかる（表 3-3）。日本は世界でも特殊に対内外国投資が少ない国であり、0.54%と低い。しかしながら、日米からの外国投資をある程度受け入れた韓国においても 0.81%とさほど高くない。一方、マレーシアでは 2.6%、フィリピン（2.67%）、インドネシア（2.0%）、タイ（1.82%）と、軒並み数倍の規模であり、ベトナムでは 6.31%をも占めている<sup>169</sup>。

この様に各国とも工業化のエンジンとして外国投資に大きく依存しており、グローバル経済との結合が深化していることがわかる。ただし、対外依存率同様に、

国名	2019年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
	日本	0.54	2019			
韓国	0.81	2019				
マレーシア	2.67	2019	1.02	2002	0.3	1990
タイ	1.82	2019	0.24	1993	0.02	1976
インドネシア	2.00	2019	0.52	1989	0.06	1968
フィリピン	2.67	2019	0.58	1986	-	1964
ベトナム	6.31	2019	0.27	1985	-	1963

出所：UN Data FDI Flowより筆者算出。前後3年の平均値。

これらが各国特有のものなのか、それとも時代性なのかは、ここからはわからない。さらには、グローバル化の結果として対外依存率が高まったのか、成長の結果として対外依存率が高まったのかの因果関係は不明である。

#### 《早いポスト工業化社会への移行》

三つ目の特徴として、早い段階での、つまりは経済水準が低い段階での脱工業化への進行をあげたい。言うなれば、工業化のピークをもたないままの脱製造業化（ポスト工業化）しているというタイミングとシークエンスの特徴である。

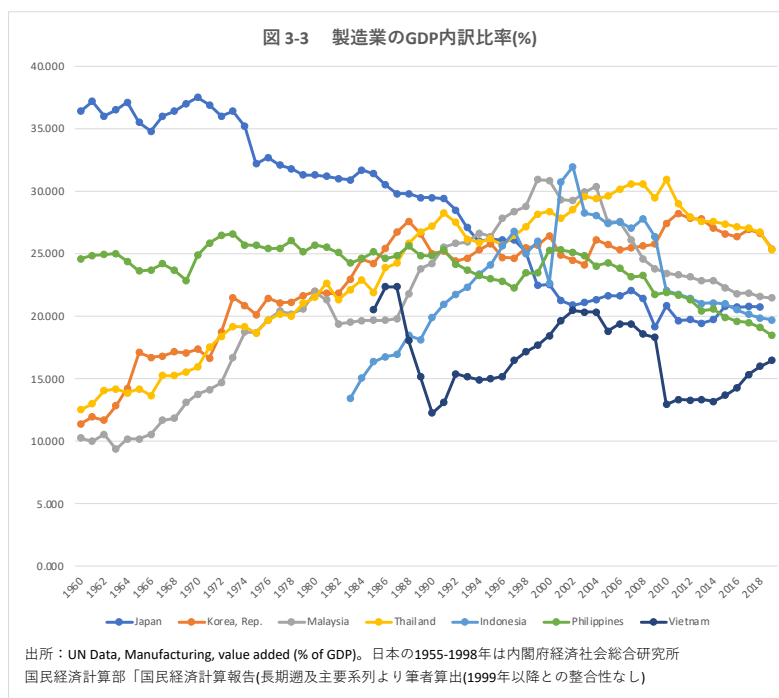
<sup>169</sup> FDI のフロー（1 年間）統計は、年ごとにばらつきがある点は注意が必要。

東南アジア 5 カ国では、2019 年の対 GDP 製造業比率が、タイで 25.3%、マレーシアが 21.5%、フィリピン (18.5%)、インドネシア (19.7%)、ベトナム (16.5%) と押し並べて低い<sup>170</sup>。韓国は、25.4%、日本は 20.7% (2018 年) である (図 3-3)。

重要なのは、どの程度の経済水準で製造業化が終了し、脱工業化社会に移行しているかである。

1960 年代からの推移では、インドネシアは 2002 年の 32.0%、ずっと低調なフィリピンも 2001 年の 25.3% から下降が始まっている。タイは 2010 年の 30.9% で、マレーシアは 2000 年の 30.9% がピークであり、ベトナムのみが今日製造業比率に増加傾向が見られるが、その値はピーク時の 20.5% を下回る 16.5% (2019 年) でしかない。韓国は 2003 年の 27.8% をピークに、日本は 1960 年代末にピークがあった (表 3-4)。

脱工業化のタイミングを見れば、日本の製造業比率がピークであった 1970 年の一人当たり GDP (PPP) は、14,034 ドル、韓国が 10,874 ドルであったのに対し、マレーシア (14,576) とタイ (12,366) は同程度であるが、インドネシア (4,150)、フィリピン (2,802)、ベトナム (2,492) は著しく低い経済水準で脱製造業化が起こったことがわかる。さらに一人当たりの GDP (US ドル) 換算で見れば、日本 (18,700) と比して韓国 (7,365) とマレーシア (7,007) が 2 分の 1 以下、タイ (4,802) は 4 分の 1 である。フィリピン (884)、ベトナム (847) に至って



国名	製造業比率がピークアウトした年	ピークアウト時の製造業比率 (%)	ピークアウト時の一人当たり GDP (PPP)	ピークアウト時の一人当たり GDP (USドル)
日本	1970	37.5	14,034	18,700
韓国	1988	27.6	10,874	7,365
マレーシア	2000	30.9	14,576	7,007
タイ	2008	30.6	12,366	4,802
インドネシア	2001	30.8	4,150	2,192
フィリピン	1973	26.6	2,802	884
ベトナム	2002	20.5	2,492	847

出所：UN Data, PENN World table, version 10.0より筆者算出。

<sup>170</sup> ここでは、一般に用いられる第二次産業もしくは工業化率ではなく、製造業率を示した。工業化率には、資源である鉱工業や建設・不動産が含まれることが多いからである。

は、日本の 20 分の 1、韓国の 1/8 の経済水準で製造業化がピークアウトしたことになる<sup>171</sup>。このタイミング（ある経済水準での脱工業化）とシーケンス（経済水準が高まる前に脱工業化したという順番）は、東南アジア 5 カ国における経済発展パターンの大きな特徴といえるだろう。

これらの特徴が、なぜ、どのように形成されたのか、これらの特徴が導き出す経済・産業構造とはどのようなものなのかについて、次節以降で分析、検証していきたい。

---

<sup>171</sup> 一人当たり GDP 学における、PPP 換算と US ドルでの違いについては、本章 5 節で詳述。

### 3 節：経済発展についての先行研究

#### 【はじめに】

分析、検証に入る前に、まずは、東南アジアの工業化のメカニズムと理論的説明における先行研究を整理し、本章での分析枠組みを示したい。

経済成長理論は多くある。ロストウ（1974）の離陸論（take off theory）や基本的な新古典派経済学のスタンスに立つ Lipset（1959）などに代表される近代化論では、経済成長がなされれば政治的発展、つまりは民主化もなされるという収斂理論のもとに中南米を中心に 1950 年代から多くのプログラムが組まれた。自由市場主義的な政策、例えば、政府の関与を最小限とし、財政規律の厳格化、政府の市場への不介入、自由貿易の促進、知的財産権の整備などこそが経済成長の必要十分条件と考えられていた。

しかしながら、なかなか思惑通りには経済発展がなされない中南米を置き去りにする形で、東アジアでは、日本に続き、韓国や台湾、シンガポール、マレーシアと急速な経済発展が見られた（Ezra Vogel “Japan as No. 1”（1979）, “The Four Little Dragons”（1991）<sup>172</sup>。世界銀行が 1993 年に発行したレポート、“East Asian Miracle”

『東アジアの奇跡』では、従前の自由市場経済が自律的に、内発的に経済発展を起こすというアプローチだけでなく、政府と市場の関係や制度・組織的要因の重要性が注目された。後発国である東アジア諸国の工業化は<sup>173</sup>、純粋な自由市場主義的な政策アプローチではなく、政府の適度な主導・関与のもとでこそ成功しつつあるという説明であった。つまり、「マーケットベースの競争」（市場メカニズムの正常化）とは別に、「コンテクストベースの競争」（政府の選択的な介入）という概念装置を設定したのである（世界銀行 1991、p. 32）。具体的には、1）ルール、政府が特定産業もしくは特定企業を奨励するにあたって、輸出実績や設備能力といった客観的に測れる公正な規則や基準を設定する、2）報酬先の選択基準と目標を達成した企業へインセンティブを提供する、3）レフリー：政府もしくは第三者機関が公正なルールを作り、透明なプロセスをへて対象産業や企業を選択し、モニタリング機能を果たすことを重視した分析であった（同、p. 32）。

一方、これらに対する批判は、ポール・クルーグマン（1996, pp. 198-221）によって示されていた。東アジアの経済成長は技術革新や経済システムの発展に支えられたものではなく、単に全要素投入型として、低廉で大量の余っていた労働力を投入しただけの一時的なものであるという分析であった。一見、健全で堅調な経済成長には見えるが、政治経済構造自体が近代化しているわけではないという指摘であった。また、Bloom（1997）は、実証的に東アジアの経済成長の 3 割程度は人口ボーナスによる労働力投入によってなされたと分析した。

<sup>172</sup> アジアの 4 匹の小龍とは、韓国、台湾、シンガポール、香港を指す。

<sup>173</sup> 世界銀行のレポートでの東アジアとは東南アジアを含んでいる。

その後も経済成長における国家の役割を重視した研究 (Peter Evans 1996 ; 他) が進んだが、1997年3月にタイで起こった「アジア経済危機」により、アジアの経済成長はハリボテではないかという批判が再燃した<sup>174</sup>。従前からあった財政規律の不備、クローニズムによる開発独裁者、政府高官・軍と企業との癒着、汚職、保護主義的な経済・産業政策などが批判された。アジア経済危機の救済融資条件としてIMFが韓国やインドネシア、タイ、マレーシアに対して示した融資の条件 (いわゆるコンディショナリティ) では、厳格な財政規律や市場主義がもとめられ、マレーシアは国家経営の観点から拒否するに至る一方、インドネシアは受け入れ、30年続いたスハルト開発独裁体制崩壊の一因となった<sup>175</sup>。

他方、大野健一 (2000) など日本の開発経済学者の一部は、強烈にIMF的な政策アプローチへ反対した。理由は、後発工業国と先発工業国とでは、初期条件が違いすぎるため、ユニバーサルな政策を途上国である後発工業国に強いることでは、経済成長自体が始まらないというものである。グローバル化の進む中での「途上国の自律的發展は可能か」(大野 (2000) 副題) という問いである。大野は、かつて後発工業国であった日本の明治、大正、昭和期の経済成長を構造、タイミング、シーケンスから分析しながら、私企業や自律的な市場だけでは経済成長が始まらず、かつ安定しないことを示し、対外的にも対内的にも確固とした規律と政策を出せる政府の役割が、経済発展のための必要条件であることを示した。同時に、ベトナムを事例に、東南アジアの後発工業国は、日本が後発工業国であった時代に比べ、更に深化・拡大したグローバル経済の中での成長を強いられており、政府の関与の重要性を訴えている<sup>176</sup>。

一方、一般に新古典派経済学に裏付けられた、IMFや世界銀行が唱えたいわゆる「ワシントンコンセンサス」による「正しい経済システム」からの批判は多く、強力であり続けている<sup>177</sup>。非欧米後発工業国からの批判として、西欧諸国が作り出してきた近代とは何かという文大きなスコープにまで広がる思想の対峙があり、現実の政策にも大きく影響を及ぼし始めている。近年、アジアの勃興で注目を浴びている中国を代表とした、「北京 (アジア) コンセンサス」と呼ばれるものは、国家主導であるとともに、反先行国型、親後発国型の経済成長の仕組みやパターンの模索でもある。

さて、アジア開発銀行 (2021) は、「政府、市場、制度の役割 (The Role of Market, the State, and institutions)」(第2章題名) を分析視角に掲げ、過去50年間のアジ

---

<sup>174</sup> 1997年3月にバンコクに端を発した経済危機は、アジア金融危機、IMF危機、トムヤンクン危機などとも呼ばれるが、本論では、アジア経済危機とする。

<sup>175</sup> 後述の通り、韓国はアジア経済危機によって逆に国民団結が進み、福祉国家化を実現することとなる。

<sup>176</sup> 但し、大野 (2000) では、ガバナンスの重要性も指摘されており、すべてにおいてIMFや世界銀行が考える政策に対峙するわけではない。

<sup>177</sup> 「ウィリアムソンによれば、ワシントン・コンセンサスは、i 財政規律、ii 公共支出改革、iii 税制改革、iv 市場による金利の検定に向けた金融自由化、v 競争的な為替レート、vi 輸入の自由化、vii FDI の自由化、viii 国有企業の民営化、ix 規制緩和、x 財産権の保護からなる10項目の政策提言からなる」(アジア開発銀行 2021、p. 11)



アの経済発展を網羅的、理論的に整理している。それによれば、アジアの経済的発展の成功の秘訣は、「アジア・コンセンサス」のようなものではなく、輸入を自由化し、FDI（外国直接投資）を受け入れ、金融セクターの規制緩和および資本取引の自由化を漸進的かつ段階的に取り組むこと、そして、政策の有効性を改善するために必要な制度の強化、教育と保険への投資の支援、インフラ開発の促進、そして、民間部門の発展に適した環境の整備を上げている（アジア開発銀行 2021、pp. 11-12）。また、市場における政府の重要な役割として、第一に市場の形成に資する制度の確立と、その秩序ある機能の支援、第二に市場の失敗と公共財に関わること、第三に産業振興とイノベーション支援、第四にマクロ経済の安定性維持、第五に公平な所得分配の促進をあげている（アジア開発銀行 2021、pp. 34-36）。なお、ADBによる分析や主張は、組織構成上、メンバー国の政治体制（特に非民主主義体制の経済への影響など）への批判的検討・検証は抑えられていると推測される。他方で、アジア、特に東・東南アジアの経済発展に自信をもち、理論的主張がより強力にかつ途上国の経済発展政策における一般化を示唆する内容になっている。

ところで、経済発展の処方箋・政策は、市場重視なのか政府重視なのか、制度なのか、それらの組み合わせなのかなどはこの様に多く議論されているが、近年の理論的到達点は、アセモグル・ロビンソン（2013）で示される制度の重要性であろう。彼らは、アメリカとメキシコの国境にある二つの街、つまりは同じような社会的条件であった街が米国とメキシコという異なる制度に置かれたことで盛衰が分かれているとし、結果の違いを収奪的制度なのか包括的制度なのかによることを、様々な事例を交えて実証・説明した。市場、制度、政府の組み合わせの重要性は今日、さらに評価されているのである。

しかしながら、これらの分析は開発経済的なアプローチであり、過去の成功例と失敗例を比較し、何が経済発展のために重要な役割を担うのか、そのメカニズムを解明すると同時に、いかなる政策が経済発展（成長）を導けるかの理論的一般化への探求である。では、アジア、東南アジアの経済発展そのものを観察し、特徴とも言えそうなメカニズムと因果・相関関係を分析したものととして、どのような先行研究が挙げられるだろうか。

### 【アジア諸国の経済発展についての先行研究】<sup>178</sup>

本章では、アジアの経済発展の先行研究からの成果として、以下の4つの特徴を上げたい。

1. キャッチアップ型工業化におけるシークエンス（輸入代替工業化→輸出志向工業化）
2. 経済発展に共通する開発主義・独裁体制
3. 相違する開発主体とリバースエンジニアリング

---

<sup>178</sup> 本節は、中西・税所（2018）および中西（2018）を参照、引用しており、本章における議論はこれらを基調として発展させたものである。

#### 4. 外部環境およびタイミングとしてのグローバル経済の重要性

経済の構造や変容（経済発展）を時間軸によるアプローチをから分析することは、構造主義的アプローチが主流の経済学では一般的ではないかもしれないが、本論では経済発展も一つの社会変容と捉えている。故に本論の分析手法に則り、重大局面、シーケンス、タイミング、そしてアジア諸国に共通する後発性という視点から、東南アジア 5 カ国の経済発展の特徴を解明していきたい。

##### 《シーケンスから見るキャッチアップ型工業化（輸入代替、輸出志向工業化）》

第 1 の視点は、キャッチアップ型工業化である。東南アジア 5 カ国、日韓を含むアジア後発工業国の経済発展は、特に工業化において、後発優位（ガーシェンクロン 2005 = 1962、雁行型発展（赤松 1930）、キャッチアップ型工業化（末廣 2000）等によって分析、説明されている。東南アジア諸国は、先行する欧米またはアジアで先行した日韓から資本、技術、市場、プロダクトをうまく取り込みながら、雁行型のキャッチアップを行ってきた。シーケンスとしては、まず資源輸出型、次いで輸入代替型工業化、そして輸出志向型工業化へと変更された工業化であり、政策である。

後発工業国がいかにして工業化を図るかを説明した赤松および小島（2000）の雁行形態論は、国際競争下での後進国内部における特定産業、とりわけ繊維産業に代表される消費財産業が、初期の輸入から→国内生産に移行し、→輸出が可能となり、経済水準の上昇によって→逆輸入にいたる貿易・生産サイクルを示した。その理論をもとにして、リージョンとしての東アジアにおいて、先発の日本から韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、タイへと生産拠点が移行していくとともに、日本を先頭に雁行飛行形態でバトン（製品、技術と市場）が次々と後発国へ渡されていくという説明が雁行型工業化と呼ばれる（小島 2000）。

ガーシェンクロンによる後発工業国キャッチアップ型工業化論と、赤松による雁行形態論を受けて、末廣昭は、『キャッチアップ型工業化論』において、「遅れて工業化に乗り出した国、つまり後発国 (late comer)、後発工業国 (late-starting industrializer) がとらざるを得ない工業化のパターンを「キャッチアップ型工業化」(末廣 2000、p. 4) であると理論化し、アジアの後発工業国のキャッチアップについての共通性を示した<sup>179</sup>。

キャッチアップ型工業化に共通する特徴として末廣は次の二つをあげている。

まず、後発であるがゆえに、先発工業国からの技術や知識体系を利用できる優位性をあげ、一方で輸入技術や海外の制度をいかにスムーズに導入し、定着させ、改良してい

<sup>179</sup> 末廣昭は、ガーシェンクロンが示す相対的後発性の優位を、1) 後進国が利用できる「技術のバックログ」が大きいほど、遅れて工業化を開始する国にとっては有望である。2) 後発国は、工業化を始めた時に、その時代にもっとも近代的で効率の高い技術を選択する傾向がある。3) 後進国の工業化は、大規模生産と革命的な発展をとまなう、と 3 点にまとめている。(末廣 2000、pp. 37-38)

くかが重要な課題であるとした。つまりは、リバースエンジニアリングである。二つ目に、後発であるがゆえに、工業製品はその大半を輸入から始めなければならず、輸入に必要な外貨は、当面は自国の天然資源か農水産物で賄うしかない。故に輸入を減らすために、労働集約的で技術集積度の低い産業から順次、輸入代替・国内生産を開始することになる点を示した。その結果、各産業では、まずは、輸入し、④ 国内生産に移行し、④ 輸出に成功し、④ 再輸入というサイクルをとることとなる（末廣 2000、pp. 37-38）。

末廣は、具体例としてカラーテレビの生産・輸出の変化をもってキャッチアップ型工業化を説明した（末廣 2000、pp. 49-56）。ここではプロダクトサイクルと国際分業体制という分析概念も併せて提示している。ガーシェンクロンは歴史的経緯として後発工業国がいかに先発工業国に追いつくかを描写したが、末廣はこの二つのメカニズムがテレビの生産において実際起きていることを実証分析し、以下の重要な違いを指摘した。

日本がアメリカを越してしまう「飛びこえ」もしくは「蛙飛び (leaping frog)」が発生することがあること、国際分業とは、実は多国籍企業が後発国で操業しているだけの場合もあることの2点である。ガーシェンクロンの描写にはなかった企業の競争の視点が必要であることを示し、多国籍企業が国をまたいで競争力を維持、発展させるという実態も、今日のアジア諸国の工業化の特徴であるとした。

他方、東南アジア各国の工業化は、東アジア（日韓、台湾）と異なり、実態的には輸入代替型工業化に成功しないまま、輸出志向型工業化によって工業化が本格化したという清水（1998、pp. 93-108）による指摘は、本論のシーケンス分析の面からも重要である。東南アジア各国は、世界銀行が指導する政策に従い 1970 年代までは輸入代替政策を進めたが、技術力と資本力の不足、小さな国内市場などの制約条件の中で、輸入代替工業化に成功せず頓挫し、活路を求めて 1980 年代からは本格的に輸出志向型工業化を目指すようになる（清水 1999、pp. 93-101）<sup>180</sup>。

特にアジアの輸出志向型工業化への政策変更に大きなインパクトを与えたのは、1985 年のプラザ合意により、日本など多くの先進国の対米ドルへの通貨切り上げが起これ、これらの国々の生産拠点を海外展開する必要性が急増したことである（アジア開発銀行 2021）。円高ドル安のため日本などでの国内生産コスト増から、シンガポールやマレーシア、タイなどへの生産拠点展開が追い風となり、工業化の機会を東南アジア諸国に与えたのである。

後述するように、日本と韓国の工業化は、先発国の技術や経験を活用する後発優位を發揮しつつ、輸入代替型工業化を経て、自国の技術力が蓄積された段階でその製品を輸出する輸出代替型経済へと移行したことで、経済発展をなしたと説明される。他方、東南アジア諸国の工業化は、輸入代替工業化を経ずに輸出志向型工業化へと移行した。こ

---

<sup>180</sup> ASEAN の工業化戦略は、1976 年に第 1 回 ASEAN 首脳会議における「集团的輸入代替重化学工業化戦略」の採用の 11 年後の 1987 年に開催された第 3 回 ASEAN 首脳会議（マニラ宣言）において、外資依存のかつ「輸出指向的な経済工業化戦略」の採用へと変遷している。（清水 1998、pp. 93-101）参照。

のシーケンス（順を経っていないという意味で）は重要である。もちろん輸出志向型工業化政策への移行を支えたのが、新自由主義的グローバル経済というタイミングと時代性であったのも、後述の通りである。

（日本の事例）

ここでは、先発国日本のケースを示すことで、キャッチアップ型工業化のアジアでの一般性をみたい。明治以降の日本の工業化の発展パターンは、軽工業から重化学工業へと移行をもって理解できる。そのキャッチアップは、アジア後発工業国において、どのように行われてきたのだろうか。特に、輸入代替型工業化、輸出志向型工業化、リバースエンジニアリングに着目しながら示したい。

明治期からの日本の経済発展を研究した大川・小浜（1993）は、日本の成長を5段階に分けて分析している（p. 13）。5段階成長では、①伝統産品輸出の時期、②軽工業品の輸入代替を行う第一次輸入代替期、③伝統産品の輸出に代わって軽工業品輸出が主流となる第一次輸出代替期、④生産材や耐用消費財などの重工業品の輸入代替の第二次輸入代替期を経て、⑤軽工業輸出に代わって重工業輸出が主流となる第二次輸出代替期へとの変遷を指摘し、これらがアジアの国々にも当てはまることを分析している<sup>181</sup>。一方で、このような輸入代替と輸出志向による工業化は、韓国や東南アジアの後発工業国では、全てが必ずしも日本と同じ形で起こっていないようでもある。

大川・小浜（1993）が分析した通り、明治・大正・昭和初期にかけての、日本には第一次（軽工業）輸入代替時期があったことがわかる。開国直後の1800年代後半の日本は、綿布を輸入し国内市場へ供給し、欧米列強経済に支配される。インドや中国、他の植民地アジアと同様の貿易・産業環境であった。

しかし、日本は、技術を国産化し、輸入国から輸出国へと展開していった。綿の紡績を1902年までに自前で行えるようになり、1919年頃までには綿布の国内生産も行うことができるようになったことで、綿布輸入の時代が終わるのである。その間の産業資本を支えたのが、全国の農村で伝統的に行われてきた生糸の生産とその輸出であり、それに続く絹の紡績であった（南2002）。日本は、綿布の国内供給を自国企業で対応できるようになると、今度は国内の低廉で豊富な労働力を活用した綿布輸出の第一次（軽工業）輸出（代替）が1910年頃から本格化する。それに並行して、重化学工業の分野では軽工業に続き機械類の第二次輸入代替を強いられるが、軽工業製品の輸出によって得た資本や技術によって、紡織機械の自国生産を1930年代に完了させることができるようになった（南2002、pp. 81-86）。

また、一般機械についても1910年代から徐々に自国生産が順次行われ、1960年代にはほぼ全ての生産機械を自国生産することに成功している。その結果、第二次（重化学

---

<sup>181</sup> 近年は、輸出代替型工業化とは言わず、輸出志向型工業化が一般的であるが、原著では輸出代替という表記となっているので、そのまま使った。

工業) 輸出代替が 1950 年代に開始され、1970 年代半ばには完全に製造装置・機械の完全国内生産が完了し、競争力を持つに至っている。

つまり、日本の軽工業は、まず江戸時代から全国的に生産されていた生糸の生産を大規模化させ輸出することで原資を得て、次に紡績と綿布製造の生産機械を欧米から輸入し、安く豊富な労働力を投入し綿布生産を国内で立ち上げ、国内需要に対応し綿布の輸入を減らしたのである(大川・小浜 1993; 南 2002)。しかし、労働力を駆使して綿布を輸出産業の花形とするが、当初は紡績・紡織機械については、もっぱら輸入に頼っていたのである。国産化の鍵は、外国からの最先端技術の導入であった。その方法は、1930 年代では外資との合弁企業による機械製造、戦後は外国メーカーからのライセンス購入を主流に、徐々に技術力を蓄え、それら生産機械を自国生産することに成功したのである。同時に国内の農村から供給されてくる、まだまだ廉価で豊富な労働力を活用し、綿布生産の輸入代替型産業化をなし、軽工業確立に成功する。数十年後には、紡績・織機にみられる生産機械の国産化を為し、重工業分野でも輸入代替工業化に成功している(大川・小浜 1993; 南 2002)。日本は、輸入代替を完成させ自国での生産機械の国産化を可能にしたことで、工業化の段階を輸出(代替)へと切り替えることに成功したのである。

#### 《イデオロギーとしての開発主義》

ガーシェンクロン(1996)は、「工業化がその中で進展した知的環境、すなわち「精神」あるいは「イデオロギー」は、先進諸国と後進諸国とでは著しく異なっていた。」(p. 4)ことを示した。欧米の後発国、例えばフランスでは、サン・シモン主義などが主導し後発者が先発者にキャッチアップするためのエネルギーとなったというのである(pp. 20, 24)。では、西欧に遅れキャッチアップを企てた後発のアジア諸国にとっての「イデオロギー」とは何であったのだろうか。

末廣(2000)は、開発主義について、「個人や家族あるいは地域社会ではなく、国家や民族の利害を最優先させ、国の特定目標、具体的には工業化を通じた経済成長による国力の強化を実現するために、物的人的資源の集中的動員と管理を行う方法」(末廣 2000、pp. 112)と定義した。本論も基本的にこれに従うが、開発主義は「方法」ではなく、「成長イデオロギー」と捉えることとする。

もちろん腐敗した個人独裁者が抑圧的な政治を行うために開発主義を利用した事実は存在する。しかし、開発独裁体制はシンガポールや韓国、フィリピンなどアジア諸国の多く国で長期に成立しており、リークアンユーや朴正熙、マルコス(父)などの個人独裁者による支配という負の側面だけに注目すべきことではないだろう。一方、末廣(2000)は分配による共栄を図る共産主義とは異なり私的所有制度には手をつけなかった点、独立新興国に起こりがちな自国経済・企業を優遇する下からの抵抗である「経済ナショナリズム」ではなく国民統合を優先した上からの「政治ナショナリズム」を土台

とした開発主義(イデオロギー)がアジア開発主義の主流であったと、指摘している<sup>182</sup>。  
本論で開発主義のイデオロギー性に着目する理由である。

開発主義は、第二次世界大戦後に植民地から独立を果たし国民国家形成を進めていたアジアの後発工業国に共通しており、強力な地位を占めてきた。それは開発主義が、独立間もないアジア諸国において、イデオロギーとしても拡大されたためでもある。独立を果たした政治リーダーは、まず安全と豊かさを国民に約束したのである。植民地時代との違いを示すためには、国民が安全と豊かさを享受することこそが、実利を得られる実行力のある合理的存在としての開発独裁政権の正当性の、ひいては社会秩序を維持しながら発展させるという権威を持った政権としての正統性の証となった。多くの東南アジア諸国が開発独裁国家となり、開発主義を国民国家建設やナショナリズムと融合させて、推し進めることになったのは偶然ではないのである。

また、藤原(1998)が指摘する通り、人権侵害を繰り返す開発独裁体制が容認され維持発展された理由の一つが、冷戦下での西側の一員としての秩序ある国家運営を求めた西側諸国の支援・期待という、正義や善悪を超えたバランス外交の結果であったことも重要であろう。冷戦下での西側先進国の承認もしくは容認が、開発独裁体制に正統性をも与えたのである。そのためには、選挙制度などの手続き・形式を整えた民主主義体制とが必要であり、各国でも選挙制度の制定や議会制民主主義制度の構築を行うことになる。

つまり、開発主義を支える基本要件としては、「(A) 後発国が先進国にキャッチアップすることを目的とし、上からの工業化を推進するために、政府が積極的に経済に介入すること、(B) 国内外の政治危機、とりわけ冷戦体制以降の政治危機に対処するために、国家が危機管理体制(権力の集中と抑圧的政治体制の構築)をとること。」(末廣 2000、p. 112) の二つが結びついて「開発主義」が成立したのである。

ところで、Development は、発展するという自動詞と開発するという他動詞の両方に訳される。一般に経済発展とは自動詞的に語られ、開発経済とは他動詞的に語られる。そういった意味では、アジアの「Economic Development」は、まさに他動詞としての開発なのである。なぜなのか。それは、アジア諸国の経済の変容(経済成長)を観察すると、歴史的に植民地化によって内発的発展の可能性が著しく破壊された新興独立国家における外的要素の存在が大きいからではないだろうか。後発国にとって政府こそが経済発展の司令塔の役割を担わされているからかもしれない。経済変容(工業化)の主語が、国家・政府であり、目的語が経済構造であり産業界なのである。

つまり、開発主義は、冷戦下における新興・後発独立工業国にとって工業化を推進する上で、現実的なイデオロギーであるとともに、歴史的必然と言える。なぜならば、開

---

<sup>182</sup> 末廣は、開発主義の特徴として、開発の単位と目標が個人・家族・企業などではなく国家や民族にかかっている点、行政機構だけでなく軍を含めた国家が広範に経済・社会運営に介入する点、民族統一や国家の威信といった非経済目標が経済成長という経済目標と分かち難く結びついている点も指摘している(末廣 2000、pp. 110-127)

発主義イデオロギーに支えられた開発独裁体制は、後発工業国にとって工業化を推し進めるための最適な政治経済体制である。少なくとも政治指導者と巨大企業にとっては、そう考えられるからである。巨大資本と最先端技術、巨大市場を擁する多国籍企業支配下のグローバル経済において、先行国（フランス、ドイツなど）が行ったような自国企業や銀行などの民間部門ではなく、国家のみが唯一、自国の経済と産業の後ろ盾としての役割を担うことができたのである。もちろんアジアにおける開発独裁とは、経済だけではなく、政治や社会、ひいては福祉国家化にとっても大きな役割を担っていたと考えられる。

アジアでは、韓国で、朴正熙の軍事クーデターによって政権を奪取し開発独裁体制を敷いた朴政権（1963-79年）は、開発主義を強烈なイデオロギーとして国家全体で経済開発を推し進めた点で代表的な開発独裁である（岩崎 1998；2009；2014；鈴木 2002）。朴政権下では、被植民地化（1910-1945年）を経て、日本、米国からの独立（1948年）と朝鮮戦争（1950-53年）という国難の中、経済ナショナリズムを強烈に発揮し、民族資本への国家の支援と指導が強力な形で行われていた。統制的な国家経済計画が実行され、外国からの資本と技術は積極的に受け入れるが、工業化主体は財閥を中心とした民族資本によって工業化を志向した（堀金 2004；服部 2005）。それが韓国の開発独裁の正統性を担保する政策でもあった。

タイでは、韓国ほど政治経済にかかる強烈で明確な開発独裁は成立しなかったが、政府・指導者の正当性を証明するための経済発展は最重要課題であり、サリット（1957-63年）を代表に開発独裁政権は1960年から80年代まで続いた。韓国が朝鮮戦争（1950-53）という自国での戦争に直面する一方、タイはベトナム戦争にかかるアメリカからの物的支援（空港や道路などのインフラ整備）と地域での西側の枢軸としての地位をうまく受けながら、反共の開発主義をイデオロギーとして掲げていた（末廣 1993）。マレーシアはマレー系と中華系と言う民族の対立と融和という課題を抱えながらの国作りであったが、マハティール時代（1981-2003年）に本格化したブミプトラ政策では、経済的弱者のマレー人を優先する開発主義であった（岩崎 2001；増原ほか 2018）。フィリピンはフェルナンド・マルコス（1965-86年）による旧体制・オリガーキー打破をスローガンとした「New Society」を掲げた親米開発（主義）独裁国家であり（鈴木 1997；Wurfel 1988；池端 1999；井手 2017；鈴木 1997）、インドネシアではスハルト政権（1968-98年）において、多様性の中の融和を志向しながらも共産勢力・華僑経済を圧迫しながらの「New Order」を志向する開発主義政策をとった独裁国家であった（佐藤 2011；増原ほか 2018；Steinberg 1987）。これらの開発主義は、東南アジアの政治体制としては、全てが開発独裁体制をとり、政治的弾圧を含め、基本的には個人独裁体制を為したと言う点に共通点がある（ベトナムでは共産党一党独裁体制が確立されたため少し異なる）（白石 2000）。

(日本の事例)

日本における近代化と工業化は、明治維新によって始まる。武士を中心とした徳川幕藩体制は、アメリカとともにヨーロッパ列強の日本への開国要求によって揺るぎ出し、下級武士を中心とした改革勢力が徳川幕府を倒し、天皇を中心とした明治政府を樹立した。富永（1990）による分析の通り、日本の近代化は、非ヨーロッパとしての西欧近代の吸収である。明治政府は、包括的な富国強兵政策を推進し、経済分野では殖産興業の名のもと、民間資本と政府資本の協調融資が行われた（大川・小浜 1993）。政府の中心的役割は、近代的な欧米の技術を導入し、外債をもって資金調達であり、インフラ整備と人材育成に注力している（黒岩郁雄編 2004）。産業政策として、例えば、日清戦争の賠償金を元にした官営製鉄所や政府による資金調達で設立された富岡製糸場などに代表されるモデル工場を設立し、お雇い外国人と言われた外国人技師を雇うことで、技術の吸収を行ったのである（大野 2005）<sup>183</sup>。

明治期の国是は「富国強兵」と「殖産興業」であり、経済発展と軍事力強化こそが日本の生き延びる道であるとのスローガンのもと、開発主義政治を行った。欧米列強からの支配を逃れ、1日も早く欧米に追いつき、キャッチアップするための開発主義は、上からの近代化プロジェクトのアジアでの最初の成功例となっていく。一方、明治期の大久保利通や伊藤博文、山縣有朋、桂太郎などの指導者は開発主義を志向したが、天皇制の存在や民権運動の活発化により、現代アジアの開発独裁者に見られる政治経済権力を完全独占したわけではない。大正・昭和初期には選挙による政党政治も台頭し、ある程度の権力移行が政治制度の中で行われている。他方、日本の開発主義は、昭和期には国家統制という形では軍国主義へと収斂していった。敗戦後は、占領体制を終わらせ国際社会への復帰を吉田茂内閣が成した後、朝鮮戦争特需を背景に急速な戦後復興が行われた。1960年に日米安保体制更新を経て国際的地位を確保した後、特に池田内閣では、「所得倍増論」のスローガンの元、経済成長を国是とした開発主義体制でもあった。ここで重要なのは、政治指導者はそれぞれの主張や役割を明確にし政治経済を牽引したが、日本では開発主義も軍国主義も政治家や軍人個人ではなく、政府・軍部・官僚によって集団的になされた面が強いと言えることである。日本では、革新官僚と言われる国家主義的で、国民統制を志向のエリート官僚が確立した戦前・戦中の統制経済体制が戦後にも主体的な役割を担ってきたと考えられる（野口、1995）。

この様に開発主義的な国家中央による政策は明治・大正・昭和と行われるが、基本的に産業主体としては、民間部門主導で工業化が行われている（深澤 2020；南）。本格的な中央統制は、第二次大戦前・中に確立した戦時体制の国家独占体制が、戦後の経済政策へとつながっていった点に全体主義と開発主義の共通点が見られる。ただし、戦前の

---

<sup>183</sup> 一方、政府が行った明治初期の産業政策は、実はそれほど成果を上げることができずに、関税政策も含めさしたる産業政策は無かったという分析もある（中村 1998）。また、日本は、植民地化されずに近代国家を建設できる幸運に恵まれたと同時に、台湾と朝鮮を自らの植民地として経営し、帝国主義国家となった点が、アジア諸国と大きく異なる点である（小林 1993）。



それは軍国主義国家のそれであり、戦後については民主資本主義下での産業・金融政策となったので、アジア諸国で見られたような個人開発独裁などとは一線を画していると考えられる。

一方、1960年代に入ると経済成長の歪みが、全国各地での公害や労働条件改善運動という形で現れてくる（小熊 2019）。労働運動の主体は労働者、そして政治体制や反戦運動など、学生・一般大衆にも広がり、大きな社会運動へと繋がることによって、戦後復興からつながる超高度成長期が70年代のオイルショックごろに終わる共に、日本の開発主義は役割と終え、終焉していったと考えられる<sup>184</sup>。

### 《工業化の推進主体》

上記の通り、開発主義・開発独裁政府の役割が重要である場合、それらと密接に連携を取ることが期待される、実際に工業化を推進するのが誰になるかはさらに重要となる。なぜならば、それが民族資本なのか、国有企業なのか、外国資本企業なのかによって経済発展のパターンや国民経済への貢献に影響を及ぼし、さらにはリバースエンジニアリングの有無にも帰結するためである。

では後発工業国では、誰が、何が、経済、特に工業化の推進（事業）主体になってきているのだろうか。グローバル経済下でキャッチアップを成し遂げた後発の東南アジア5カ国では、開発主義の下、果たして日本・韓国と同じように、自国資本企業が工業化の主体となってきたのか、どんなバリエーションがあるのか。いわゆる地場民族資本企業、多国籍企業、国有企業の様な経済主体が各国の工業化を牽引してきたのか。なぜならば、企業主体が誰なのかによって、経済の発展パターンも経済構造の特徴も大きく異なると考えられるからである。加えて、その際に注目されるのが、工業化における技術導入、リバースエンジニアリングをどのように行なっているかである。

#### （日本の事例）

日本の工業化を支えたのは、積極的な技術導入とそのリバースエンジニアリングである。機械を輸入し、解体して構造を理解し再組み立て・修理ができるようになるのとともに、その機械を自国で生産することに成功し、かつ、機械の改良も加えたのである「一号機輸入、二号機国産」のスローガン（服部、p.91）。つまり、リバースエンジニアリングを行ったのである。一方、これらの工業化戦略には、海外市場の存在が必要である。欧米市場への輸出に依存すると同時に、第二次世界大戦前・中のブロック経済体制下には、日本は中国・東南アジアの経済支配および軍事的支配に傾いていった。日本の工業化にとっては、輸出産業を育成し、そのために輸入代替をもって自国に必要な製品と生

---

<sup>184</sup> 戦後は、戦前・戦中の革新官僚的発想により、50年代までは活発な産業政策や傾斜配分が行われている。市場メカニズムを尊重した政策の多くは成功したが、その他は頓挫したものも多いのが事実である。ただし、開発主義が終焉した70年代以降、「所得倍増計画」言いつつも、政府の役割は大きく変わり、産業政策そのものにさしたるものは無いのではないかと考えられている（橘川 1998）。

産設備を生産するリバースエンジニアリングができたことが、先進工業国への分かれ道であった（南、2002）。

日本の工業化の特色であり成功のポイントは、技術導入の方法とその主体であると考えられる。南（2002、p. 165）は、技術導入を類型によって分析し、大川・小浜（1993）の5段階発展論を補強する形で、生産財・生産機械の輸入代替から輸出代替への変遷を重要視した。初期には生産機械を輸入、本国技術として吸収し、本国生産を経て、輸出するシーケンスを単なる軽工業から重化学工業という産業構造の変遷ともに重要視している。技術を自らのものとするリバースエンジニアリングの重要性を説き、本国技術による生産機械の製造が可能になった段階で、初めて先進工業国となったことが、日本の繊維・織機生産の発展事例で分析されている（南 2002、pp. 81-84）。

一方、日本は技術導入に関して、一部合弁企業による導入もあったが、戦前・戦後を通して多くがライセンスによるものが主流であった（南 2002、pp. 100-111）。また、外国資本の日本への投資を極力排除する国内産業保護政策を敷き、産業主体を国内民族資本企業とすべく育成に注力した。不足した資本については、郵貯に代表される政府系機関によって国民の資本を大規模に効率的に集めて、それを原資に各政府関連機関からの融資という形をとった（アジア開発銀行 2021）<sup>185</sup>。

今日に至るまで日本の外国投資受入額は先進国では極端に低く、資本を自己調達したことがわかる。日本は、外国技術導入とそのリバースエンジニアリングを行なうことで、輸入代替工業化を経て、輸出志向型工業化へと発展することができた<sup>186</sup>。

他方、東南アジアの後発工業国では、工業化の推進主体の多くが外国資本企業である点は注目に値する。新しい技術は常に外国本社から持ち込まれるため、現地でのリバースエンジニアリングの必要性は少なく、研究調査を含め本国技術の蓄積は低い構造があるとも考えられている。本当にそうなのか、もしそうならば、なぜそうなのか、何が問題なのか、日韓と東南アジア 5 カ国との比較を含め、工業化の推進主体の分析を通して、当初工業国としての東南アジア 5 カ国の特徴を模索するのが、3 番目の視点である。

### 【貿易と投資の質的・量的変化（技術の変化によるグローバル化の進展）】

最後に重要な視点とされるのが、東南アジア 5 カ国の工業化における外部環境としてのグローバルインパクトであり、二つの側面がある。一つはインパクトそのものであり、

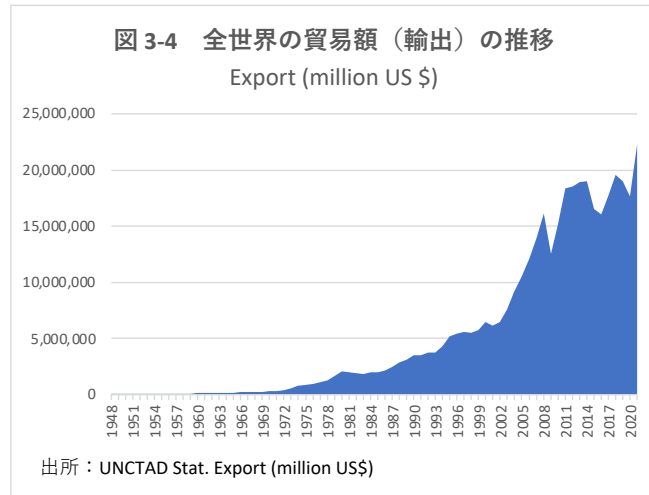
---

<sup>185</sup> 一方で、東海新幹線に代表されるように世界銀行からの融資なども受けている。

<sup>186</sup> また、韓国では特に財閥を中心に成功したと認識されている。しかしながら、服部（2005）が 1990 年代の韓国に「組立加工型工業化仮説」を示した通り、韓国では組立加工を中心に工業化が進んだ点が、日本の部品産業から組立産業までのフルセット型の工業化と異なる。そのため、韓国の工業化は付加価値の低い裾野産業が小さな産業構造ではないかという懸念が強かった。さらには、1980 年代からの韓国で普及した新技術である NC マシンによって工業化パターンが変わり、部品産業によって築かれた熟練技術がなくても工業化へのキャッチアップができるという見込みと、逆にこのままでは熟練技術力が低いままでの工業化が進むのではないかという懸念が指摘されていた。今日の東南アジア後発工業国の工業化パターンや中所得国の罨における指摘と酷似していて興味深い。ただし、今日の韓国産業界は、鉄鋼、造船、自動車、電気・電子と世界のリーディング企業を輩出している。

もうひとつはそのタイミングである。前者は単に外部環境だが、後者は各国の各々の経済発展段階というタイミング、そしてグローバリゼーション自体の変容のタイミングである。

後発の東南アジア 5 カ国が経済成長を本格化させたタイミングは、20 世紀第 4 四半期から今日に至る 50 年である。1970 年代からの 50 数年は、実に有史以来のヒト・モノ・カネの国際間での移動が急激に拡大した時代である。世界の貿易量（モノの輸出）は第二次世界大戦後の 1948 年の 586 億米ドルから 2016 年には 16 兆ドルへと、265 倍に拡大した（図 3-4）。



国際貿易がより進んだ理由としては、船舶やコンテナなどの物流技術、港湾ネットワークの深化、世界各地の工業化に伴い資源を含む一次产品中心の貿易から工業品の貿易も活発化したことなどがあげられる。

リチャード・ボールドウィン（2018）は、貿易と投資の拡大をグローバリゼーション「三段階制約」論によって説明した（pp. 67-138）。高い貿易コスト、高い通信コスト、高い対面コストの 3 つのコストによって、グローバリゼーション以前の世界では、生産地と消費地が同一の地産地消の経済であったのが、特に第二次世界大戦後、船舶、鉄道、自動車などの輸送手段の急速な発展により、貿易コストが低下することで生産地と消費地を分離できる第一のアンバンドリングが起こったと分析した（表 3-5）。

表 3-5 グローバリゼーション「3段階制約」論の構図

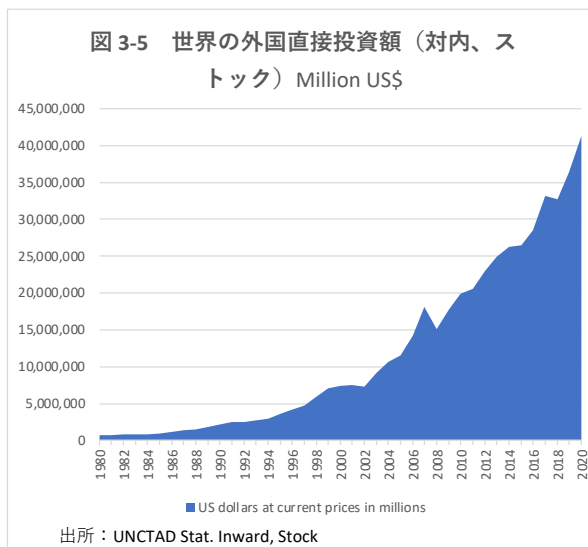
グローバリゼーション以前の世界	第一のアンバンドリング	第二のアンバンドリング	第三のアンバンドリング
高い貿易コスト	貿易コストの低下	貿易コストの低下	貿易コストの低下
高い通信コスト	高い通信コスト	ICTコストの低下	ICTコストの低下
高い対面コスト	高い対面コスト	高い対面コスト	バーチャル対面コストの低下
↓	↓	↓	↓
生産拠点と消費拠点の一体化	生産拠点と消費拠点の分離	生産拠点の海外展開可能	モノ・カネ・情報の自由移動
地産地消経済	貿易の活発化	外国投資の活発化	モノとサービスのグローバル化

出所：リチャード・ボールドウィン『世界経済 大なる収斂』（2018）p.23より抜粋、追加（第三のアンバンドリング）、加工。

次に、カネの分野では外国直接投資の拡大が、新しい現象であり、かつ顕著である（本論では、生産拠点のグローバル化を主題としており、間接投資については分析しない）。20 世紀は多国籍企業の時代と認識されているが、その発展は特に 1980 年代以降著しく、企業が生産拠点を海外に展開した。この変革を、ボールドウィンは第二のアンバンドリング変革と呼ぶ。80 年代以降、通信やインターネットの革命的な技術革新と世界規模での廉価な普及は、グローバル化の第 2 の障害であった、「高い通信コスト」を低下さ

せることに成功した。これによって、企業は生産方法や生産管理のノウハウを本社から遠い海外拠点へも効率的に廉価で伝えることができるようになり、工場の海外展開を可能にしたのである。

金融・物流拠点を展開する外国直接投資（受け入れフローベース）は、1970年では132億ドルだったが、1995年には3,415億ドル、2016年には1兆7,460億ドルまでに拡大している。また単年の景気や取引バランスの変動を受けにくいストックベース（世界の受け取り外国投資）でみると1980年の7,000億米ドルから2016年には26.7兆米ドルへと35倍に増加した（UNCTAD）（図3-5）。



そして、直近のコロナ禍によって、越境移動が困難となり、技術的にはある程度の完成を見ていたオンラインによる会合・対面が急速に普及した。対面コストがICT技術により低減したため、徐々に第三のアンバンドリングが起これつつあると考えられる。そうなれば、人の移動こそ伴わないが、喜怒哀楽を含む個人的・属人的情報が時間と距離の制約を受けずにグローバル化するだろう。技術によって、貿易、投資、情報がグローバル化した時代というタイミングこそが、東南アジア5カ国が経済成長を活発化させた時代背景でありタイミングなのである。

### 《制度・ルールの形成によるグローバル化の深化と拡大》

しかしながら、貿易のグローバルな急拡大は、これら輸送やICT技術の進歩だけではなく、世界貿易の円滑化を促進する新自由主義経済思想に支えられたGATT—WTO体制やFTAなどの枠組み、ルール形成により、発展したとも考えられている。

世界の貿易・投資ルールの形成という質的・制度的変化である。世界の政治経済秩序は、1944年からのブレトン=ウッズ体制後も変化を続けた。1947年のGATT（General Agreement on Tariffs and Trade：関税および貿易に関する一般協定）からの胎動を経て1995年に設立されたWTO（World Trade Organization：世界貿易機関）による貿易・投資ルールの世界標準化が進んだことは、この時代の経済のグローバル化が貿易と外国直接投資を拡大させる制度的な要因であった（渡邊 2011、pp. 12-20；山澤ほか 2012）<sup>187</sup>。第二次世界大戦勃発の理由の一つを経済のブロック化による覇権争いと考えた世界

<sup>187</sup> 併行的に、貿易の円滑化や関税の低減・撤廃、数量制限の一般的廃止原則、合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則（輸出企業への補助金の禁止）などの様々な自由化原則が、制度的に加盟国によって実装されたことで、貿易と投資のグローバル化が進んだのである。

の指導者は、戦争の再発を防ぐべく最恵国待遇原則を理念として掲げ、新しい世界秩序形成のための制度を築いたのである（中川 2013、pp. 2-28；経済産業省 2018）。

#### 《グローバル経済の時代区分》

ところで、東南アジア諸国が独立し工業化を始めたタイミングとして第二次世界大戦後のグローバル政治経済からのインパクトによって、3つの時代に分けられるだろう。

（1940年代後半-1970年代前半）

第一期は、1940年代後半から1970年代中頃までの、ブレトンウッズ・IMF体制である。金融、為替、産業などの分野での様々な規制、国内産業保護のための高関税・育成補助金などに加え、所得の再分配をも含んだ「国民経済」を中心とした枠組みであり、ケインズ経済学が各国政府の政策に影響を持った時代である。日本はちょうどこのタイミングで工業化することができ、韓国の工業化も1970年代というタイミングで始めることができた。

（1980s-2000s）

第二期は、ブレトンウッズ体制が、1970年代のニクソンショック、2度のオイルショック、スミソニアン体制を経て終わりを告げた後の時代である。欧米諸国では、1970年代後半に入り世界的な経済低迷を打破するために多くの規制を撤廃し、国内外の貿易と投資を自由化し、配分よりも成長を重視する新古典経済学と親和性をもつ新自由主義経済が主流となる。1940年代から継続的に続いたGATT-WTO等による、関税撤廃や内外格差撤廃など自由貿易を志向する制度と新自由主義的グローバル化の方向性が合致したところで、自由貿易を徹底できる世界的な枠組みが出現したのである<sup>188</sup>。イギリスのサッチャー政権（1979—90年）、アメリカのレーガン政権（1981-89年）、少し遅れて日本の小泉政権（2001—06年）などが推し進めた自由主義的経済体制は、冷戦の終結もあり、国民経済単位ではなくグローバルな自由資本主義を重視するグローバル経済時代を形成することになる<sup>189</sup>。

20世紀後半から起こったコンテナ輸送技術による第二のアンバンドリング（ボールドウィン）と新自由主義思想に支えられたグローバル化が、東・東南アジア諸国の急速な工業化を可能にした外的環境でもあった。20世紀第四四半期にかけての新自由主義に支えられた経済のグローバル化（特にグローバルな経済制度形成）こそが、本論におけるグローバル経済の中核である。

他方、21世紀に入り加盟国数も増え利害調整が困難となってきた。WTO全加盟国を対象とした交渉や各国の利害調整への不満とそれらの回避の方法として、数多くの2国間・多国間の自由貿易協定（FTA）が締結された。また、例外品目を極力認めない関税

<sup>188</sup> WTO（世界貿易機関）の設立は1995年。

<sup>189</sup> 日本の福祉国家化は、1973年代に実現する一方、韓国の福祉国家化は1990年代末であった。東南アジアの福祉国家化はこの時期にはまだ本格化せず、まずは工業化が始動し始めた時期である。本論では、このタイミングのズレに注目する。

撤廃や投資や知的財産などの規定を多く盛り込んだ TPP (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement : 環太平洋パートナーシップ協定) などの 21 世紀型 FTA も出現した。グローバルなモノとサービス、そしてカネの自由な移動における高度なルール形成が急速かつ着実に進んだのである。

世界経済は、1971 年のニクソンショックの後、1985 年のプラザ合意、1997 年のタイのバーツ暴落に始まるアジア経済危機、2008 年のリーマンショックなど、いくつもの危機に直面した。しかしその間にも貿易に関連する投資措置 (TRIMs) の制度化で外国投資企業に対するローカルコンテンツ要求の禁止原則が規則化され、サービス貿易に関する一般協定 (GATS)、知的所有権の貿易に関する協定 (TRIPS) などによって多国籍企業への内国民待遇原則や知的財産保護が保証されるなど、多国籍企業の世界各地での活動を質的にも量的にも活発化させるルール形成がなされたのである (中川 2013、pp. 52-114)。

(2010s-現在)

第三期として、21 世紀に入り国民間の経済格差是正をなすべく、ケインズ的な供給経済モデルとも異なる社会民主的な配分を重視した時代が形を変えて再来する。政治経済の国内及びグローバルな自由化は成長を促す一方、経済格差を拡大させ、20 世紀末には先進国を中心に急速な格差拡大が認識され始めたためである。他方、シンガポールや中国の経済発展により国家資本主義が台頭する時代でもある。特に 2015 年ころからは自由で民主的な政治経済体制よりも、国家によってある程度の秩序と統制が加えられた政治体制への評価が高まり、特に途上国にとっての開発モデルとして再考される時代となった。

先進国が、民主主義と国家主義、グローバリゼーションを同時に追求できないという世界経済の原理的な政治的トリレンマ (ダニ・ロドリック 2014) に絡められるなか、福祉国家化をめぐる現在の外的インパクトの状況は、行き過ぎたグローバリゼーションを抑制することである。民主的で国民を主体とした社会民主的な政策へと軌道修正することによって格差是正を進め公正な社会を目指す西欧福祉国家勢力と、政治経済のグローバリゼーションを進めながらも国家による政治経済統制を強めた国家資本主義によって成長と格差是正を減じようとする勢力の 2 つに分岐しつつある。後発である東南アジア 5 カ国の工業化 (もしくは脱工業化) と福祉国家化への外的インパクトとは、20 世紀第 4 四半期から続くグローバル経済と、21 世紀第一四半期におけるリベラルと国家資本主義の分岐のタイミングのなかで行われているのである。

## 4節：タイミングとシーケンス、後発性から見る

### 自動車産業の発展事例（韓国、マレーシア、タイ、ベトナム）<sup>190</sup>

工業化において、上述のタイミングやシーケンスの後発ゆえのインパクトとは、具体的にどの様に東南アジア諸国の工業化に影響を与えてきたのだろうか。本節では、工業化推進の事例として自動車産業促進について取り上げ、キャッチアップ型工業化、開発主義独裁体制、工業化の推進主体、グローバル経済のインパクトの4つの視点から4カ国（韓国、マレーシア、タイ、ベトナム）の比較分析と検証を試みる<sup>191</sup>。その際には、後発と言う初期条件がある各国の工業化をタイミングとシーケンスから分析する

事例として自動車産業を選んだ理由は、工業化において自動車産業は、部品点数の多さからも巨大な裾野産業を含め製造業の中核産業としても、雇用吸収力を含め波及効果が大きいことが挙げられる。また、縫製産業のような労働集約型軽工業でもなく、石油化学プラントのような装置産業用でもなく、エンジニアリング産業として工業化の中核分野となり得るためでもある。サプライチェーンなど貿易政策の影響も大きくうけ、そのため、日韓を始め各国政府での工業化政策の一つとして重要な分野であり、かつ多くの民間企業が関与した産業である。日韓をはじめ多くの東南アジア諸国の政府が、産業政策として自動車産業の育成に注力しており、統計や先行研究の充実とともに国際比較が有用だと考えられるためである。

#### 【自動車産業外観】

2016年の世界の自動車生産数は約9,500万台であるが、その内、韓国が420万台、タイ（193万台）、マレーシア（53万台）、ベトナム（24万台）の順で生産されている。また、タイからは生産の約半分の約100万台が中近東やアフリカなどに輸出されている（FOURIN 2016）。一方、自動車の裾野産業の各国の状況は、2012年において、タイでは（セット）自動車メーカー数15社に対しサプライヤーが約2400社、インドネシアでは13社に対して約800社、マレーシアでは18社に対して約580社、ベトナムでは13社に対して約160社である。フィリピンにはセットメーカー4社に対して約270社のサプライヤーが操業しており、自動車産業の他産業への広い波及効果が期待される（FOURIN『アジア自動車調査月報』各年版）。なお、日本には12社のメーカーに対して約6000社のサプライヤーが存在するとされる。

<sup>190</sup> 本節は、中西（2018）および中西・税所（2018）を参照、引用し、そこから本論での議論を発展させている。

<sup>191</sup> 本論の枠組みから見れば、日本、インドネシア、フィリピンも加えた7カ国比較とするべきだが、後発国としての自動車産業のキャッチアップにフォーカスするために日本は除き、インドネシア、フィリピンの自動車産業発展ケースは、タイやマレーシア、ベトナムにおいてある程度の説明が可能で、パターンが重複するため割愛し、4カ国比較とした。ASEAN諸国の自動車産業の変遷については、西村・小林（2016）を参照のこと。

また、日本の自動車産業は、主要製造業の約2割（52兆円）の出荷額、関連産業就業人口で全体の約1割（550万人）、自動車の輸出額は約2割（15兆円）を占めるなど、裾野の広がりとは他産業への連関・リンケージが広く深い産業であり、日本の工業化を牽引してきた最大の産業と言える（経済産業省 2015）。

#### 【東南アジア自動車産業の変遷期区分】

東南アジア5カ国においても自国の工業化のための中核産業として自動車産業の育成は大きな関心事であり続けた。東南アジア各国における自動車産業の発展について、西村・小林（2016、pp. 3-10）は、以下の3つの時代区分を行なっている。

第1期（1960-80年代）は、自動車産業勃興期として、車両国産化規制、車両国産化比率引き上げ、そして、完成車輸入禁止政策による、輸入代替型の自動車産業育成を試みた時期であり、各国は多くの規制のもと自動車産業の確立を模索した。

第2期（1990-2000年代）は、国産化規制の緩和に進み、国産化第一主義から自由化・国際化への政策変更を行う時期である。完成車輸入解禁、ローカルコンテンツ撤廃、東南アジア内での国際分業体制の整備が開始された時期でもあり、各国ごとの自動車産業化成功の可否にある程度の決着がつきつつある時期でもある。同時に GATT-WTO 体制で進む貿易投資の自由化への対応をうまく利用し、もしくは回避しながら、各国各様に自動車産業を確立しようとした時期である。

そして、第3期（2010年-）は、AFTA（東南アジア Free Trade Area）のみならずバイラテラル（2国間）・マルチ（多国間）の FTA（Free Trade Agreements）を貿易環境としてうまく締結、活用し、部品を含む自動車産業の域内・外アクセスを深化させている段階である。

各国の自動車産業への本格参入時期を、韓国（1960年代）、マレーシア（1980年代）、タイ（1980年代）、ベトナム（2000年代）と捉えると、西村・小林（2016）による区分は、東南アジア諸国の参入のタイミングをうまく勘案したものと考えられる。自動車産業育成・参入のタイミングが異なる4カ国を比較分析することで、自動車産業を早期に確立した日本に、それぞれのタイミング、シークエンスを持ってどの様にキャッチアップ、産業化をなしたのか、為せなかったのかについて検証を行いたい。以下、4カ国の自動車産業の変遷を示す。

#### 【各国比較】

##### 《韓国》<sup>192</sup>

まず、自動車産業を中心に、1960年代から約20年間にわたる朴正熙政権の工業化育成政策をみる。韓国政府がとった基本的なアプローチは、日本が行った産業育成に似て

---

<sup>192</sup> 韓国については、渡辺 2002=1985；渡辺・金 1996；服部 2005；木村 2008；金奉吉 2008；藤森 1990；他を参考とした。



いる。まずは、自国の自動車産業を保護するために自動車工業保護法を制定し、完成車の輸入を禁止（1962年）した。日本よりもさらに強力な産業界への（行政）指導力を発揮して、資源と市場の重点配分を行った。例えば、自動車国産化自動車2社・商用車1社体制を推し進める（日本では企業の絞り込みまではできなかった）。そして、国産車生産企業の目処が立った段階で、全車種生産の自由化と全車種輸入の自由化（1989年）へと徐々に市場開放を行い、自国での自動車産業の育成を成功に導いている。

韓国において、重工業化政策の担い手となったのは民族資本財閥であった。だからこそ、行政指導も強力に発揮できたのである。朴政権は、限られた人的資本的市場的資源を最大限に活用すべく産業界への介入を行い、開発独裁体制を韓国産業界も受け入れ、結果として日本よりもはるかに短期間での工業化に成功した。特に、経済企画院に代表される大統領直結の優秀なエリート官僚・テクノクラートへの権限集中を行い、経済・産業政策が効率的・合理的に企画実行された。成功の秘訣は、大統領独裁の開発体制のため官僚や工業化計画への政治家などからの圧力を排除できた点であると指摘される（堀金 2014）。

また韓国は、外国技術の導入とそのリバースエンジニアリングに成功している。外国資本は受け入れるが、工業化主体は民族資本である財閥を中心に短期間に行えたことが、韓国のキャッチアップの特徴である。韓国の工業化は財閥を中心に行われたが、それらが展開する製造業のほとんどは外国資本を受け入れており、平均的には外資が6割、7割の出資率であったとされる（服部 2005）。つまり、資本と技術は日本など海外から受け入れたが、自動車産業の主体企業は現代や起亜などの民族財閥企業が担った。その後も韓国の自動車産業は発展を続け、現在では400万台超を生産し国内外市場に供給する世界で第6位の自動車生産国であり、完成車輸出だけではなく海外での工場生産も活発となっている。

#### 《マレーシア》<sup>193</sup>

マレーシアでは、2010年時点で自動車メーカー15社、商用車メーカー22社の系37社が操業し、2016年には50万台以上の生産を行なっている（穴沢 2016、p. 151）。マレーシアの自動車産業は、植民地時代の1930年代に既にフォード・マラヤが車の組み立て生産を開始し、1960年代には欧州メーカーが、1970年代からは日系メーカーによるCKD（Complete Knocked Down）生産が行われていた<sup>194</sup>。

韓国同様、当初は自動車の輸入代替生産を進めるべく、自動車保護関税を設け（1966年）、部品国産化計画を策定した（1971-79年）。その後、マハティール政権（1981-2003）時に国民車計画が発表された（81年）。自動車生産企業としてマレーシア重工業公社

<sup>193</sup> マレーシアについては、穴沢（2004、2006、2010）、小林・西村（2016）、藤森（1990）、他を参考とした。

<sup>194</sup> CKD（Complete Knocked Down）とは、輸入などにより部品を全て取り寄せてそれを組み立てるだけの製造方法。

(HICOM) が設立され、国家が直接に産業の育成に関与した。しかし、自国企業・産業のみでの自動車生産が不可能であることが早々に明らかとなり、外国資本企業（三菱商事・三菱自工）との合弁企業を設立し（1983年）、国民車プロトンの生産を開始（1985年）した。さらに、国内の組立メーカーを11社から3社に集約する計画を発表（1986年）するなど、国家による産業への直接的介入を進め、公務員向けに国民車購入の低金利融資も行なったりと、自動車の販売促進にも政府が補助・支援を行った。

マレーシアは、鉄鋼業にも国家が直接介入しており、自動車産業では国民車プロトンの育成に国家が尽力した（穴沢 2004；穴沢 2016, pp. 145-165）。国産化を目指した1980年代からのマハティール政権による自動車産業育成は、選択的介入型産業政策であった（東茂樹 2004, p. 139）。つまり、韓国の自動車産業政策と同様に、自動車産業の中で1社を選び、その企業に国民車を生産させるべく、各種の優遇政策と産業への介入を行い自国の自動車産業の礎を築こうとしたわけである（大場 1990, p. 286）。

しかしながら、自動車の部品産業育成のために自国の中小企業支援政策に取り組むも、大多数の優良な中小企業が中華系資本・経営であったために、プミプトラ政策との齟齬から大胆な中小企業政策が行われることはなかった（穴沢 2004, p. 180-120）<sup>195</sup>。また一時期、プロトンを含む国民車はシェアの80%近くを占めたがその後に低迷し、2014年には50%を切っている。なお2020年現在、プロトンは中国資本を受け入れ生産されている。

#### 《タイ》<sup>196</sup>

タイの自動車産業振興政策は、韓国やマレーシアと同様に、当初は基本的には自国での自動車産業育成のために部品低関税政策（62年～69年）を行い、自動車産業開発委員会（1969年）を設置し、完成自動車の輸入を原則禁止し（1978年）、45%国産部品化を企業に強制し、国内強制調達品目政策を推し進めた。つまり、輸入代替型工業化戦略をとったのである。例えば、国産エンジン使用義務（1986年）、自動車関連の新設工場禁止（1989年）を進め、自動車部品・完成車産業の育成をなし、中古車輸入禁止（1990年）により自国の自動車企業の保護を行った。その後、国産化の目処が立った段階で、工場建設自由化（1994年）、部品国産化規定廃止（2000年）と保護から自由化へと舵をきり、2013年には、250万台（100万台輸出）生産体制へと移行することに成功した。

タイの工業化政策は、他の東南アジア諸国同様、輸入代替工業化政策（1960年～70年）に続く国内市場の拡大と輸入代替産業の成長戦略（1971年～76年）を経るが、ベトナム特需の終焉と低成長経済（1977年～83年）の到来によって頓挫する。そのため、輸出加工企業としての外国資本企業の積極的な誘致（投資奨励法 60年）を中心とした

<sup>195</sup> プミプトラ政策とは、マレー系地元民（プミ）を優先する政策。

<sup>196</sup> タイについては、末廣・東（2000）、末廣（2002）、藤森（1990）、東（2004）、小林・西村（2016）他を参考とした。

輸出産業奨励と外国投資導入（1983年～）を産業・工業化政策の基本に置くことになる（鷺尾 1990）。その後のアジア通貨危機（1997年）を経て、タイでは外部経済依存の度合いがさらに高くなっている。

このようにして、タイは自国での自動車部品・完成品企業の育成に成功している。ただし、韓国との相違点として、韓国の自動車製造企業が全て韓国企業であったのに対し、タイの自動車製造企業は日本をはじめ全てが外国資本企業であった点があげられる。つまり、タイの自動車産業政策は厳密には産業育成というよりも、（外国資本企業）企業誘致であった。タイは、自国の自動車産業を育成するにあたって、技術と資本、そして市場も企業自体も外国資本企業、海外に依存している。一方で、タイは、マレーシアなどが挫折した部品の現地調達率をあげることもできた。なぜならば、基幹部品の多くは基本的にタイで操業する外国資本企業が供給しているからである。タイは、韓国とは異なる形で、つまり外国資本企業誘致を最大の産業政策としたことで、自国内の自動車（関連）産業の育成をなしたのである。

#### 《ベトナム》<sup>197</sup>

ベトナムの自動車産業については、2013年現在で19社の自動車メーカーがあり、そのうち14社が外国資本企業である。生産台数は近年急速に伸び、24万台（2016年）となっているが、部品輸入の比率が高いCKDもしくはSKD（Semi Knock Down）生産である<sup>198</sup>。2000年代から始まるベトナムの自動車産業政策は混迷と苦難に満ちている（中西 2010、p. 82）。輸入代替化を進めるため、12人乗り以下の完成自動車（中古車含む）の輸入を禁止（1997年）するが、2008年には条件付きで解禁した。また中古車輸入を禁止（98年）するも翌1999年には解禁している。

政府は2004年に自動車マスタープラン、2009年には国民車構想マスタープランも作成するが、WTOやFTAを中心としたグローバル経済ルール（関税低減・撤廃、ローカルコンテンツ義務禁止、内外格差禁止など）と、タイなどのASEAN域内国に既に立地操業する外国有力自動車メーカーが多数ある中、ベトナム国内に大規模な工場を新設するインセンティブを外国資本自動車メーカーに対して示せなかった。何が、韓国やタイと異なっていたのであろうか。

そこには、グローバル経済下でのルールの変化があった。1970～90年代に通商政策や国内企業への優遇措置によって産業の輸入代替工業化政策が許されたタイなどの先行東南アジア諸国の時代と、2000年代のグローバル経済ルール規制の下でそれらが許されなかったベトナムには、タイミングの差がある。ベトナムの工業化の始動のタイミングは遅すぎたと言える。特に自動車製造企業へのAFTAのインパクトは大きく、1995年

<sup>197</sup> ベトナムについては、中西（2010）、金英善（2016）、小林・西村（2016）、石塚（2004）、青木（2001）他を参考とした。

<sup>198</sup> ジェトロ 2010年調査によると、二輪車については部品の現地調達率が80%以上であるが、自動車については20%以下とされている（金英善 2016、p. 195）。

のベトナムの批准時には、近い将来に ASEAN 加盟国からの完成自動車の輸入関税が撤廃されることが各国に進出した自動車メーカーにも公表されていた。ASEAN 原産の完成自動車の輸入関税が 2014 年には 50%に引き下げられ（金英善 2016、p. 193）、2018 年 1 月には AFTA により最終的に完成自動車の関税が撤廃された<sup>199</sup>。

すでにタイに層の厚いサプライチェーンを築いている大規模組立工場を擁する日系を含む外資自動車メーカーにとって、あえてベトナムに新たな大規模組立工場を作るインセンティブはなく、当面はタイなどからの部品輸出によってベトナム現地での組立を行い、完成車輸入関税が撤廃される将来には完成車輸出を行うことが合理的な判断となった。

特にベトナムの WTO 加盟（2007 年）によって、現地操業の自動車メーカーに対して、（国内産部品の利用を義務化する）ローカルコンテンツ要求の禁止原則は、先発国の韓国やマレーシア、そしてタイまでもがなし得た初期の産業保護政策を不可能なものにした。日系を含む外資自動車メーカーは、200 万台生産体制を確立させ部品産業も充実したタイから完成車や部品をベトナムに輸出することでベトナム市場攻略を考える様になったのである。

ところで、ベトナムは二輪車（バイク）産業については国産化に成功している。1990 年代に完成二輪車の輸入が禁止され、外資バイクメーカーはベトナム国営企業との合弁が求められ、さらにローカルコンテンツ利用の条件が強制をされた。結果として、日本からの部品企業の誘致に成功し、また簡易な部品については地場企業からの調達を可能にしたため、部品の現地調達と現地での組み立て生産体制を確立することができ、輸入代替に成功したと言える。ベトナムが WTO に加盟前の 2000 年代前半に二輪の現地生産の本格化に成功したこと、部品点数が自動車ほど多くなく現地化が比較的容易であったことなどにより、2010 年代には 300 万台以上の生産を行い、一部を輸出する産業に育っている（三嶋 2010、pp. 259-284；中西 2010、pp. 86-88）<sup>200</sup>。

### 【後発性、タイミング、シーケンスからの分析】

まとめれば、韓国は、自国民族資本による自国での自動車産業を確立し、完成車を輸出し、また海外にも生産拠点を展開し世界市場に供給するまでになった。一方、マレーシアは政府の強力な支援による国有・民族資本企業での自国内の自動車生産を試みたものの失敗し、今日では完成輸入車と中国企業の支援を受けた自国メーカーによる生産にとどまる。タイは、自国資本メーカーの育成を諦める一方、強力な外資自動車メーカーとその部品メーカーの誘致に注力し、年間 200 万台以上を生産し半分を輸出し、東南ア

<sup>199</sup> しかしながら、その後既に進出した外資系自動車メーカーによる国産化の期待や配慮などから、非関税障壁（NBT）によって完成自動車の輸入を阻止しようと何度も試みた。

<sup>200</sup> 不動産事業で財をなしたビンググループ（Vingroup JSC）によって、2017 年に自動車メーカー

（VinFast）が設立され自動車生産がベトナム国内で開始されている。特に電気自動車（EV）という技術変化を捉え、ベトナムで自国自動車メーカーを作るという挑戦である。

ジアのデトロイトと言われるまでになった。ベトナムは、自国資本メーカーの育成は実現せず、外国資本メーカーのフルセット生産拠点の誘致を試みるも実現せず、基本的には完成車輸入もしくはベトナム国内の外国資本企業のCKD中心となった。

では、何がこれらの違いを生み出したのだろうか。4カ国の自動車産業の発展パターンの共通点と相違点をシーケンスとタイミングを中心に整理したい（表3-6）。

表 3-6 自動車産業の発展（韓国、マレーシア、タイ、ベトナム）

年代	グローバル経済	主な出来事	時代区分	韓国	マレーシア	タイ	ベトナム
1940年代	GATT・ブレトンウッズ体制 (国民国家経済重視)	40-45:第二次世界大戦勃発・終了 44:ブレトンウッズ会議 47:GATT署名	第1期				
1950年代							
1960年代				62:自動車工業保護法(完成車輸入禁止)	66:自動車保護関税設定	62-69:自動車部品関税政策 69:自動車産業開発委員会設立	
1970年代		71:ニクソンショック 73.79:オイルショック			71-79:部品国産化計画	78:完成自動車原則輸入禁止	
1980年代	スミソニアン体制を経て、	85:プラザ合意		89:全車種輸入自由化	83:三菱自動車との合弁企業設立 85:国民車プロトン生産開始 86:組み立てメーカーを3社へ集約計画	86:国産エンジン使用義務化 89:自動車関連新設工場禁止	
1990年代	新自由主義的体制(グローバル経済重視)	91:ソ連崩壊・冷戦終了 93:AFTA開始 95:WTO設立	第2期			90:中古車輸入禁止 94:自動車関連新工場建設自由化	95:ASEAN加盟、AFTA批准 97:完成乗用車(中古車含む)輸入禁止 98:中古車輸入禁止 99:中古車輸入解禁
2000年代		ASEAN域内自動車関税撤廃(原加盟国)					07:WTO加盟 08:中古車条件付き輸入解禁 09:国民車構想マスタープラン発表
2010年代	米中新冷戦・ブロック化	16:米中貿易戦争開始	第3期				14:ASEAN域内自動車輸入関税(50%へ) 18:ASEAN域内自動車輸入関税撤廃
国内自動車生産数(2019)				3,950,617(国内生産) 3,883,325(海外生産)	571,632	2,013,710	189,450
新車販売・登録数(2019年)				1,795,134	604,287	1,007,552	322,322
主な自動車メーカー				現代、起亜など	プロデュー、プロトン、外資自動車メーカー	外資自動車メーカー	外資自動車CKD
生産・消費体制				自国生産・輸出・海外生産	自国生産・完成車輸入	自国生産・輸出	自国生産(CKD)、完成車輸入

出所：小林・西村(2016)『ASEANの自動車産業』、日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部2020『主要国の自動車生産・販売動向』、他を参照し、著者作成。

まずは、自動車産業を開始したタイミングである。韓国、マレーシア、タイの3カ国は1960年代に自動車の国産化もしくは産業化に着手した。一方、ベトナムはASEANでの自動車産業がある程度形成された後の1990年末というタイミングで自動車産業の国

産化に向けた政策を開始した。このタイミングの差が各国の自動車産業を規定したと言える。

例えば韓国は、民族資本で自国生産が可能になったのにもかかわらず、マレーシアはそれができなかったのか。歴史的、潜在的な工業力や人的資源など、各国ごとに多くの要因があると考えられるが、韓国の自動車産業育成がマレーシアより 20 年早かった点を指摘したい。

韓国の自動車産業育成は、朴正熙体制の 1960 年代中盤には本格的に着手されている。ニクソンショック前の 1960 年代は、ブレトンウッズ体制下での国民経済優先の時代であり、産業政策として幼稚産業への支援、輸入制限などが自由に行えた。一方、1980 年代からの新自由主義的グローバル経済思想の下、関税の撤廃・低減、ローカルコンテンツ規制の撤廃などの内外差別の禁止が強力に進められた。韓国は、それまでに自国生産体制を築けたという点が重要であろう。もう一つは、産業主体として民族資本が技術導入とリバースエンジニアリングをなしえたという点であろう。

他方、マレーシアも韓国同様の政策を行うが、実態的には 1980 年代のマハティール政権まで自動車国産化計画は始動せず、20 年間を無為に過ごしたため、グローバル環境の変化に直面したと考えられる。もちろん、それだけが要因ではなく地場企業にリバースエンジニアリングをする能力がなかった点も大きい。その点はマレーシア政府も早々に気づき、三菱自動車をパートナーとするが、成功はしなかった。また、出遅れたマレーシアは輸入代替型工業化を政策におくもリバースエンジニアリングに失敗する。失敗が明らかになった 2000 年代には AFTA による完成自動車の ASEAN 域内関税が撤廃され、ライバルのタイで操業するグローバルに競争力をもつ日系自動車メーカーなどからの完成車輸入を受け入れることとなる。その後もマレーシア政府は支援・介入を続け国産車生産を促進するも低調に終わることとなった<sup>201</sup>。

では、なぜタイは自国での自動車産業育成に成功したのか。韓国、マレーシアと同じく 1960 年代から自動車産業育成に関心を持っていたが、自国資本企業育成を早々に諦め、外国資本企業誘致に政策を集中させたことが要因であろう。すなわち、民族資本企業でのリバースエンジニアリングを諦めたことで、世界最高水準の外資系自動車メーカーによって自動車産業の輸入代替化を為したのである<sup>202</sup>。

タイは、輸入代替型工業化において、早々に民族資本による国産化を諦め、外国資本企業誘致をもって自動車の国産化を進めた。域内にライバル不在の中（ベトナムは戦争とその後の混乱、フィリピンはマルコス独裁後の混乱、インドネシアはアジア危機後の

---

<sup>201</sup> また、マレーシアでは、「輸入代替を完了した産業が、輸出志向型へと転換するというケースは一部でしか見られず」（穴沢 2004, p. 108）、日本のように輸入代替を成功させた後に輸出代替を遂げてきたというキャッチアップの形は踏襲していない。

<sup>202</sup> タイは、そのため、現地企業への技術移転が少なく、外資の現地工場にとってはリバーステクノロジーの必要性も少なく、生産機械などの資本財は全て輸入し、タイ人労働者によって組立加工を中心とした工業化が進むことになった。

政情不安、マレーシアは自国資本優遇政策による外国資本企業の排除)、BOI (投資委員会) の政策も功を奏し外国資本企業の誘致に優位性を発揮し成功する。生産規模が拡大するにつれて、輸出 (代替) 志向型工業化に発展することになる。

では、なぜベトナムは自動車産業を育成できなかったのか。ベトナムの場合、1995年に AFTA を批准し、近い将来、ASEAN 産の完成自動車のベトナム市場への輸入関税が撤廃されることが明らかであった (2018 年に撤廃)。そのため、人口においてはタイよりも多い 1 億人市場ではあるが、外国資本メーカーは本格的な投資を行わず、ASEAN 域内の自社工場からの部品輸入による CKD と完成車輸入という戦略をとった。つまり、ベトナムは単にタイミングとして先行国に遅れ先行者利益を得られなかった、ということだけではない。自動車産業国産化政策の開始が遅れたと言う不利なタイミングに加え、1990 年末の新自由主義グローバル経済下において ASEAN 域内の完成車関税の撤廃が行われ、2007 年に WTO に加盟したというタイミングが大きく影響している。ベトナムは、遅すぎたタイミングでの輸入代替型工業化に失敗し、加えて輸出志向型に転じたタイやその後のインドネシアからの非関税完成車の輸入圧力に屈することとなったのである。

では、なぜ各国は輸入代替化政策に固執し、時間を無為に費やしたのだろうか。第二次世界大戦後に植民地から独立したばかりの進行独立国家・国民には、反帝国主義的な経済ナショナリズムが根強く、外国経済・企業による (再) 支配を嫌った。また、多くの国際機関からの政策助言もあり、1970 年中盤くらいまでは輸入代替政策による経済政策が正当性のある主流政策であった (末廣昭 2000 ; 世界銀行 1994 ; 藤森英男編 1990 ; 大川一司・小浜裕久 1993)。輸入代替を促す施策として、例えば完成自動車への関税率を極めて高く設定し、実態的な完成品の輸入禁止を行うと同時に、部品の輸入関税率の引き続き下げが行われた。現地操業企業が部品の輸入を行い現地で組み立て、現地市場に供給すること (可能であれば輸出する) を推進する輸入代替工業化政策は、高額な完成品輸入による国際収支悪化の回避も期待された。また、外資製造業が組立工場を現地に作ることにより高度技術の国内への移転も期待できたため、新興工業国にとってはもっとも賢明で合理的な経済・産業政策であると考えられていた。後発工業国にとっての工業化とは、輸入代替工業化への取り組みを経て、自国の技術力が蓄積された段階で製品を輸出する輸出代替型経済へと移行していくメカニズムがあると一般的に考えられていたのである。

しかし、1970 年代のラテンアメリカ諸国同様に、輸入代替工業化政策を掲げるアジアの多くの国々でも、工業化の兆しが見られなかった。その理由は、産業の基礎が脆弱な後発工業国では自国で生産供給できる部品や工業材料が著しく少なく、かつ、低所得国での購買力も小さく、1 カ国の経済規模では多国籍企業の誘致と自国工業・産業の確立のための規模の経済が働かなかったためだと考えられる。

この様に、工業化開始のタイミングと輸入代替工業化の成功・失敗、輸出志向型工業化へ移行したシークエンス、企業主体とそれらによるリバーズエンジニアリングの可否、

などが4カ国の自動車産業の発展に大きく影響を与えていると考えられる。つまり、4カ国における自動車産業の発展の相違は、後発性優位ではあまり説明ができない。

それよりもグローバル経済のインパクトのタイミングとともに、グローバル経済そのものの数十年単位での変化が、重要な要素であったと言える。

国民経済中心の時代からグローバル経済（自由）の時代へ変化する中、後発になればなるほど、自国産業・企業による自律的成長と政府による産業育成政策の実施は困難性を高める。また、自国資本企業ではなく資金・技術・経験・国外生産拠点を有する外国資本企業、いわゆる多国籍企業をプレーヤーとした産業支配の度合いが強くなっていることも、各国の自動車産業の発展過程を分析することでわかった。もちろん、政府による産業の保護・育成政策が可能になれば、自国に自動車産業が確立できるということではない。しかし、ガーシェンクロン（1965）が論じた後発優位以上に、金泳鎬（1987、1988）が指摘したグローバル経済のインパクトとそのタイミングによる後発劣位が、今日の特にアジアの後発工業国の工業化のパターンを規定していることは明らかである。



## 5 節：東南アジア 5 カ国の経済発展の課題

### 【人口ボーナス】

東南アジア 5 カ国の人口動態は、圧縮・短縮されているが、各国にばらつきがあることが第 2 章の検証で明らかとなった。また全人口に対する労働人口比率の増加期（いわゆる人口ボーナス期）と、労働人口比率の減少期に入る（いわゆる人口オーナス期）が明らかになっている（図 3-7）。

日本は、人口ボーナス開始が 1930 年代から続き、1992 年に人口ボーナス期が終了した。その期間は 60 年間に及び、若年生産年齢人口がピークであったのが 1965 年であった。60 年の間には戦争や戦後復興に続く高度成長期、オイルショック、バブル経済とその崩壊など様々に状況の変化があったが、1960 年代の高度成長期に若年人口がピークとなり、1990 年代のバブル経済崩壊年に人口ボーナスが終了した点は、示唆的である。

経済成長においては、労働力投入量が大きな役割を持っていることは、紛れもない事実である。では、韓国と東南アジア 5 カ国ではどのような人口の変容が起こったのだろうか。

韓国は、人口ボーナス期が 1965 年から 2013 年の 48 年間、若年生産年齢人口のピークが 1989 年であった。韓国を基準にした場合、東南アジア 5 カ国は人口ボーナスが終了した国ともう直ぐ終わる国、まだ続く国の 3 つに分けることが可能であろう。まず韓国以上に人口動態変化が圧縮、短縮されているタイ、ベトナムは既に人口ボーナス期が終わっている。二つ目のグループが、韓国よりは緩慢に人口動態変化が進んできたが人口ボーナス期は近々終了するマレーシアとインドネシアである。最後が、まだ当分の間、人口ボーナス期を享受できるフィリピンである。

タイの人口ボーナス期は 1969 年から 2015 年、ベトナムは 1967 年から 2014 年と、ともに 46 年間しかなかった。また、両国とも若年労働者比率のピークは、1989 年であった。世界的に後発と呼ばれた日本ですら 60 年間、最速と呼ばれた韓国の 48 年間よりもさらに短い期間しか、人口ボーナス期がなかったということになる<sup>203</sup>。

国名	人口ボーナスの開始年	人口ボーナス終了年	期間（年数）	若年生産年齢人口(15-34歳)のピーク年
日本	1930-35	1992	60	1965
韓国	1965	2013	48	1989
マレーシア	1964	2021	57	1992
タイ	1969	2015	46	1989
インドネシア	1971	2024	53	1999
フィリピン	1966	2040	74	2011
ベトナム	1967	2014	46	1989

出所：末廣昭(2014、p.164) 「表7-2:アジアの人口ボーナスの期間の比較」から抜粋・作成。

元データ：United Nation, World Population Prospects: The 2010 Revision,

<sup>203</sup> 7%から14%への倍加年数は、フランスで115年、スウェーデンで85年、英国が47年、ドイツが40年とされる（大泉 2007、p. 36）

一方、マレーシア（開始年：1964年）、フィリピン（同：1966年）、インドネシア（同：1971年）については、終了年が各々、2040年、2021年、2024年であり、若年労働のピークが2011年、1992年、1999年と推測されている（2010年人口データより換算）。各国の人口ボーナスの期間は、マレーシアは57年間、インドネシアは53年間、フィリピンは74年間である。どの国も韓国よりも長い人口ボーナス期があり、マレーシアとインドネシアは日本（60年）と同じ程度の期間である。

各種将来推計（高位・中位・低位）にばらつきがあるものの、タイとベトナムは成長エンジンの一つである労働供給比率の増加が既に終了している。また、フィリピンを除きマレーシア、インドネシアも近々に人口ボーナス期が終了する。「中所得国の罫」にあると言われる状態にあるマレーシア、タイに加え、インドネシア、フィリピン、ベトナムにとっても大きなディスアドバンテージになることは間違いない（Gill 2015）。これに連関して重要なのは、福祉国家化における高齢化率とその推移におけるそのタイミングである。

**表 3-8 日本、韓国と東南アジア 5 カ国の人口高齢化と倍加年数等の予測（年）**

国名	人口高齢化の進展（65歳以上の人口比率）			倍加年数	50%増
	7% （高齢化社）	14% （高齢社）	21% （超高齢社）		
				7% → 14%	14% → 21%
日本	1970	1995	2008	25	13
韓国	1999	2017	2027	18	10
マレーシア	2020	2046	2073	26	27
タイ	2001	2024	2038	23	14
インドネシア	2020	2038	2047	18	18
フィリピン	2032	2062	2088	30	26
ベトナム	2018	2033	2047	15	14

出所：末廣昭(2014, p.166) 表7-3「アジアの人口高齢化と倍加年数の予測」から抜粋・作成。  
元データ：United Nation, World Population Prospects: The 2010 Revision

東南アジア 5 カ国にはばらつきがある（表 3-8）。高齢化社会（高齢化率 7%以上）には、日本が 1970 年、韓国が 1999 年に移行したが、タイは韓国とほぼ同時期の 2001 年に移行している。それらの約 20 年後に、ベトナム（2018 年）、マレーシア（2020 年）、インドネシア（2021 年）が移行し、最後にフィリピン（2032 年）と推測されている。

また、高齢化社会（7%）から高齢社会（14%）へ移行すると推測される倍加年数は、日本（25 年）、韓国（18 年）であったのに対し、ベトナムは最速の 15 年、インドネシアは 18 年、タイは 23 年、マレーシアは 26 年、フィリピンは 30 年と推測されている。

さらに日本が 2008 年に迎えた超高齢社会（高齢者率 21%以上）への倍加年数は、韓国（10 年）、ベトナム・タイ（14 年）、インドネシア（18 年）、フィリピン（26 年）、マレーシア（27 年）と推測されている。タイとベトナムは近々に高齢社会になると予測されており、高齢者福祉の対象者数が急速に増加、拡大することがわかっている。

では、各国の人口ボーナス終了時の経済水準は、過去の日本や韓国と比べてどうなのだろうか（表 3-9）。まず人口ボーナス期が終了した日本（1992 年）の一人当たり GDP（PPP）は、31,104 ドル、韓国のそれは 34,596 ドルであった。それに対し、マレーシアは、27,016 ドルと若干劣る程度だが、タイは 16,126 と約半分、インドネシアは 3 分の 1 の約 9,000 ドル（予測）、ベトナムは 5,706 ドルと 6 分の 1 に満たない（フィリピンは人口ボーナス終了予測年が 2040 年のため予測不能）。

また、高齢化社会（7％）に突入した年と一人当たりの GDP（PPP）は、日本（1970 年、14,034 ドル）、韓国では（1999 年、23,102 ドル）であった。それらに対して、マレーシア（2020 年、（推測）28,000 ドル）、タイ（2001 年、8,078 ドル）、インドネシア（2020 年、（推測）12,000 ドル）ベトナム（2018 年、7,384 ドル）である。

マレーシアが日韓両国よりも高い経済水準で高齢化社会を迎え、インドネシアは日本と同様、もしくは韓国の半分の経済水準である。他方、タイとベトナムは日本の約半分、韓国の約 3 分の 1 の経済水準で高齢化社会へと突入する。フィリピンは 2032 年に高齢化社会になると予想されるために経済水準は不明である。

なお、タイ、インドネシア、ベトナムの倍加年数は日本よりも短く、韓国と同様もしくはそれ

よりも短い。すなわち、日韓に比して、著しく低い経済水準のまま高齢化社会、さらには高齢社会へ突入することになる。さらに倍加年数が韓国と同程度もしくはそれより短く、経済成長の観点から見れば、従属人口が増え労働者人口がますます少なくなるという課題を示す。加えて、社会保障の観点からすれば、従属人口の内訳が、将来に労働者となる若年層ではなく、将来にわたって不労従属者となる高齢者人口の増加を示す。

### 【低い経済成長率】

東南アジア 5 カ国の現在の経済成長率は、世界の水準に比すれば高い。しかしながら、その水準（成長率）を先進国となった日本と韓国の過去の状態と比較した場合どうであろうか（表 3-10）。

マレーシアの 2017-2019 年の購買力評価基準一人当たりの GDP の年平均成長率は、3.1%であったが、日本の 1989-91 年の年平均成長率は 6.8%に達

**表 3-9 日本,韓国と東南アジア 5 カ国の人口ボーナス終了時の GDP(PPP)の比較**

国名	人口ボーナス終了年	人口ボーナス終了年の一人当たり GDP (US ドル)	若年生産年齢人口(15-34歳)のピーク年	若年生産人口ピーク時の一人当たり GDP(US ドル)
日本	1992	31,104	1965	8,701
韓国	2013	34,596	1989	11,884
マレーシア	2021	27,016	1992	9,968
タイ	2015	16,126	1989	4,756
インドネシア	2024	約9,000	1999	4,344
フィリピン	2040	—	2011	5,559
ベトナム	2014	5,706	1989	1,310

出所：末廣昭(2014, p.164) 「表7-2:アジアの人口ボーナスの期間の比較」から抜粋・作成。元データ：United Nation, World Population Prospects: The 2010 Revision,

**表 3-10 基準年比較による経済成長率（一人当たりGDP(PPP)）（％）**

国名	2019年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	0.5	2019				
韓国	1.4	2019				
マレーシア	3.1	2019	4.7	2002	6.8	1990
タイ	2.0	2019	9.6	1993	4.3	1976
インドネシア	3.4	2019	11.2	1989	10.5	1968
フィリピン	3.3	2019	11.4	1986	10.2	1964
ベトナム	6.6	2019	9.6	1985	8.8	1963

出所：PENN World table, version 10.0より筆者算出。成長率は前後3年の平均値。

しており、現在のマレーシアの成長スピードは日本の半分以下である<sup>204</sup>。一方、韓国の2001—2002年の成長率は4.7%であった。

タイの2017-2019年の一人当たりGDP (PPP)の年平均成長率は、2.0%であった。日本の1975-77年の平均成長率は4.3%であり、石油ショック直後ということもあり一時的に落ち込んでいた。それを考慮しても、タイの現在の成長スピードは倍以上低いと言える。さらには韓国の1992-94年の平均成長率は9.6%であり、5倍近く低い。

インドネシアの2017-2019年の年平均経済成長率は、3.4%であった。日本の67-69年平均経済成長率は、10.5%と3倍以上であった。韓国の1988-90年も11.2%と、3倍以上の開きがある。インドネシアの現在の成長スピードは著しく低い。

フィリピンの経済成長率(2017-2019年平均)は、3.3%であるが、日本の63-65年の平均経済成長率は10.2%、韓国の1985-87年の平均成長率は11.4%とフィリピンの3倍あった。フィリピンの人口増加率(特に若年従属人口の増加)は5カ国中最高であるので、たとえGDPが成長しても母数となる人口も増えるため、国全体が成長したとしても一人当たりの成長率は低くなるためである。

最後にベトナムの平均経済成長率(2017-2019年)は、6.6%と5カ国で最高である。一方、日本の1962-64年平均経済成長率8.8%と、韓国の1984-86年平均である9.6%を下回る。1950年代の低所得国から中所得国に駆け上がる時期の日本は長期間に渡り高成長を続けてしており、1960年代になると2桁成長に近いペースであった。韓国の80年代も同様である。つまり、ベトナムの成長スピードは現在の域内水準としては高いが、その成長水準を日本や韓国の軌跡と比べると大きく下回る。

まとめれば、東南アジア5カ国の今日の経済成長率(成長スピード)は、日本が過去に同様の経済水準であった時に比べて3/4から1/3と低く(遅く)、韓国と比べれば2/3から1/5にまで低い(遅い)。

### 【GDPにおける名目USドル換算と購買力平価(PPP)の乖離】

さて、本論では、経済水準を計測する一人当たりGDPに購買力平価(PPP)を活用して比較分析を行ってきた。2章で示した通り、為替や各国の物価、資源の過多などを配慮した上で生活水準の国際比較が可能であると考えたからである。

他方、実は購買力平価(PPP)は指数でしかなく、実額ではない。各国民の生活水準を測り国際比較を行うには適しているが、例えば輸入品の購買力は、購買力平価ではなく、米ドル換算の名目GDPでしか測ることができない。つまり、グローバル経済下における真の購買力は、購買力平価換算ではなく、米ドル名目換算での実数となる。(表3-11)

---

<sup>204</sup>成長率は隔年での変動が激しいので、対象5カ国については2017-19年の3年平均を、日本、韓国については該当基準年を挟む3年平均とした。

では、この違いは福祉国家にとってどのような意味があるだろうか。確かに内国民による介護や育児などは外国との貿易が不要であるので、生活水準を示すことができる購買力平価換算での比較分析でも構わないかもしれない。しかし、医療設備や医薬品、様々な電気電子製品、輸送機器などの工業品、原油やガスなどのエネルギー、新技術を学ぶための留学費用、食糧も輸入しなくてはならず、技術特許などの知的財産（医薬品の特許も含む）も、名目ドルで輸出入される。購買力平価算出の一人当たり GDP では、その水準を計測できない。現物としての米ドルでの高い支払い水準が求められるのである。

2019 年現在の日本の一人当たりの名目 GDP は 49,188 米ドル、韓国 (28,606 米ドル)、マレーシア (12,478 米ドル)、タイ (6,503 米ドル)、インドネシア (4,451 米ドル)、フィリピン (3,338 米ドル)、ベトナム (2,082 米ドル) である (表 3-12)。

国名	2019年現在	データ年	韓国	基準年/ データ年	日本	基準年/ データ年
日本	49,188	2019				
韓国	28,606	2019				
マレーシア	12,478	2019	17,178	2002	38,074	1990
タイ	6,503	2019	10,362	1993	22,464	1976
インドネシア	4,451	2019	7,808	1989	17,098	1968
フィリピン	3,338	2019	5,950	1986	12,031	1964
ベトナム	2,082	2019	5,398	1985	10,886	1963

出所：UN Data, GDP per capita (constant 2010 US\$)

2019 年の名目ドル換算と購買力平価との乖離は、日本では名目の Current US ドルが 49,188 であるのに対し、PPP 換算では 39,637 米ドル指数とされ 24%ほど PPP が低く評価されている (図表 17)。しかし、韓国で米ドル換算が 28,606 ドルに対して PPP が 40,818 と PPP は約 70%大きく評価されている。同様にマレーシアでは、12,478 米ドルに対し PPP が 27,016 米ドル指数と約 2 倍大きくに、タイでは 4,451 米ドルに対して PPP が 11,471 米ドル指数と約 3 倍大きく、インドネシアでは 3,338 米ドルが PPP で 8,205 米ドル指数と約 2.5 倍大きく、ベトナムでは 2,082 米ドルに対して PPP が 7,783 と 3.7 倍大きく推計評価されているのである。つまり、購買力平価 (PPP) 基準では、マレーシアとタイは高所得国、インドネシアとフィリピンは高位中所得国、ベトナムもほぼ高位中所得国とみなされるが (トラン・苜込 2015 による換算)、名目 GDP ではマレーシアは高位中所得国 (もしくはギリギリで高所得国) であり、タイとインドネシアが高位中所得国、フィリピンとベトナムが低位中所得国となる。

各国の発展状況を横並び、縦並びに比較するために購買力平価での米ドル指数を活用することは有効であるが、真の国際的購買力は米ドル換算でしか表せない。そして、それ

国名	PPP 2019年現在	USドル 2019年現在	差
日本	39,637	49,188	124%
韓国	40,818	28,606	70%
マレーシア	27,016	12,478	46%
タイ	17,556	6,503	37%
インドネシア	11,471	4,451	39%
フィリピン	8,205	3,338	41%
ベトナム	7,783	2,082	27%

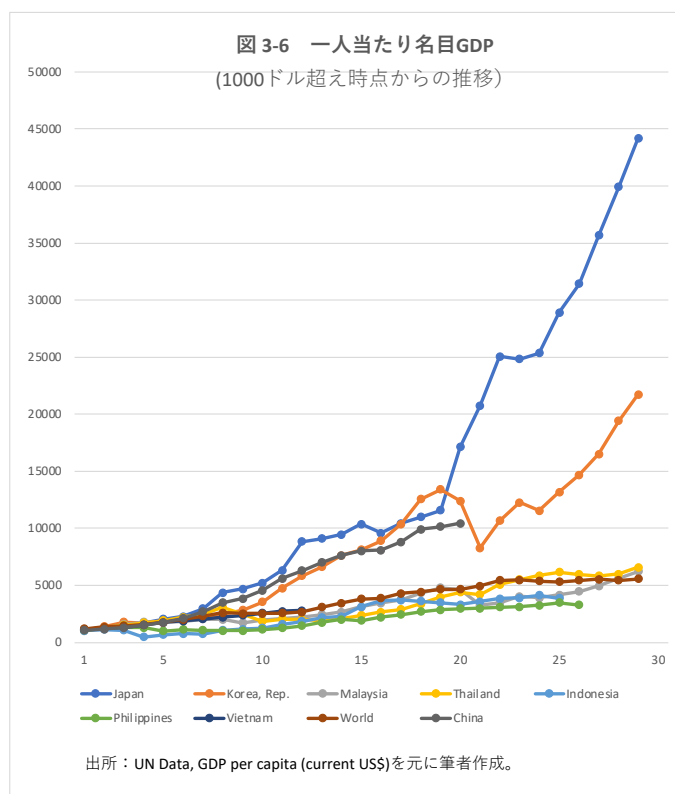
出所：PENN 10.0,  
and UN Data GDP per capita (constant 2010 US\$)

は東南アジア 5 カ国では、まだまだ先進国の水準には程遠いことを示す。

### 【経済成長のワニの口】

ここでは、各国が一人当たり名目 GDP (米ドル current) で、1,000 ドルになってからの成長の軌跡を見たい (表 3-6)。日本と韓国 (そして中国) の成長の軌跡と東南アジア 5 カ国の軌跡は明らかに異なる。

初期の東南アジア 5 カ国の成長率は低く、そのため上昇圧力が低く、前述の通り、当面、高所得国となる理由が見当たらないのである (マレーシアはもう少し時間をかければなるかもしれないが、既に 30 年近く高位中所得国である)。つまり、東南アジア 5 カ国 (特にタイとベトナム) は高齢化社会、高齢社会への段階を急速に



駆け上がり福祉国家化が求められる一方、それを支える経済水準は停滞しているのである (また、急増する検討材料も見当たらない) <sup>205</sup>。

この様に、少子高齢化という社会変容に対して、経済発変容 (経済成長) が置いていかれている、ついて行けていない (キャッチアップできていない) ことは、福祉国家化を分析する上で重要なポイントであろう。

### 【「周辺化」が構造化する東南アジア 5 カ国経済】

<sup>205</sup> 一人当たり GDP 名目 1000 ドルからの中国の成長の軌跡は日本、韓国と同じである点が、前述の輸入代替工業化、輸出志向工業化、リバースエンジニアリングの観点からも興味深い。中国の経済発展パターンは東南アジア諸国 (除くシンガポール) とは異なり、日韓のパターンに近いと推測される。

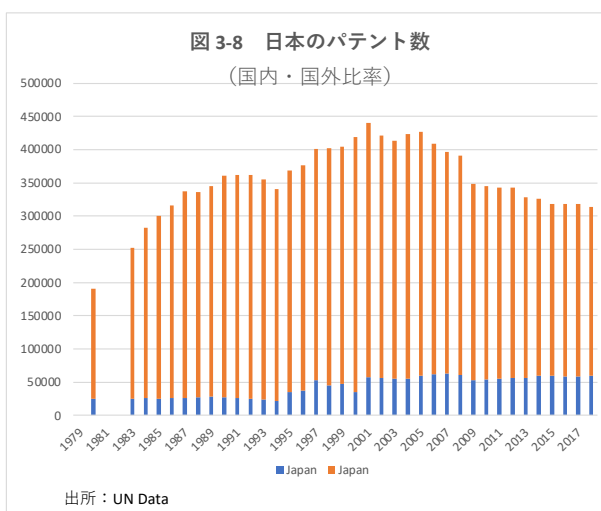
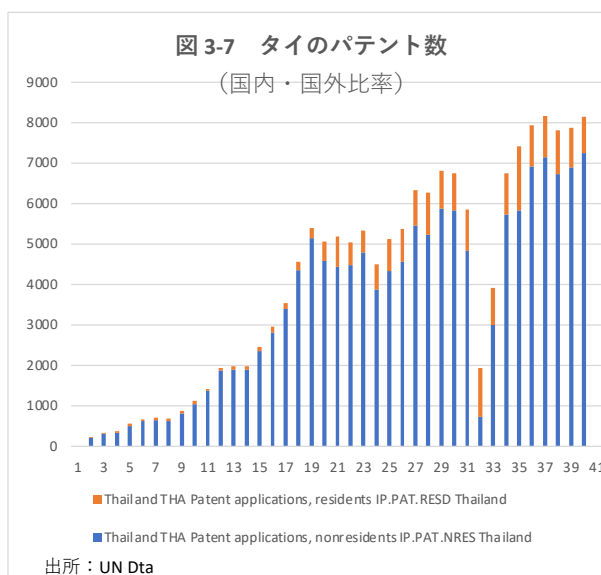
最後に、今後の経済成長の可能性について示したい。トラン・苺込 (2019) は、中所得国の罫を脱するためには、特に教育と R&D の拡充が必要だという提案を行っている。また、ASEAN Japan Centre (2020) は、バリューチェーンの前方・後方拡大によって自国内での付加価値生産が高まることで、GDP の増加が期待されると指摘する。そこで、本節では国際的な特許であるパテントと R&D の外国資本による支配の実態を示したい (図 3-7、3-8)。タイと日本でのパテントの所有比率において、タイではほとんどが外国資本企業によって登録されている一方、日本ではほとんどが日本企業によって登録されている。これは、タイで生産される多くの工業製品の知的財産が外国資本企業のものであることを示し、日本での工業品の多くの知的財産が日本企業のものであることを示す。

他方、将来のイノベーションの源泉となる、R&D の対 GDP 比率でも、先進国である日本と韓国が 3-5%程度あるの

に対し、マレーシアは 1.3%あるものの、タイは 0.83%、インドネシア、フィリピンではほぼなく、ベトナムでは 0.37%しかない。(図 3-9)

なぜこのようなことが起こるのだろうか<sup>206</sup>。原因の一つとして、外資系企業の各国経済・工業に占める存在感である。東南アジアには多くの外資系企業が各々に展開しサプライチェーンを巡らせた一大生産拠点を構築した(春日 2014; マズバニ 2018; 青木 2001)。それにより、東南アジアの国々は工業化を図ることに成功した。前述の通り、東南アジアの工場は、安い労働力やサプライチェーンを活用した生産活動が拡大し、輸出を行った。それによって経済成長が行われてきたのである。

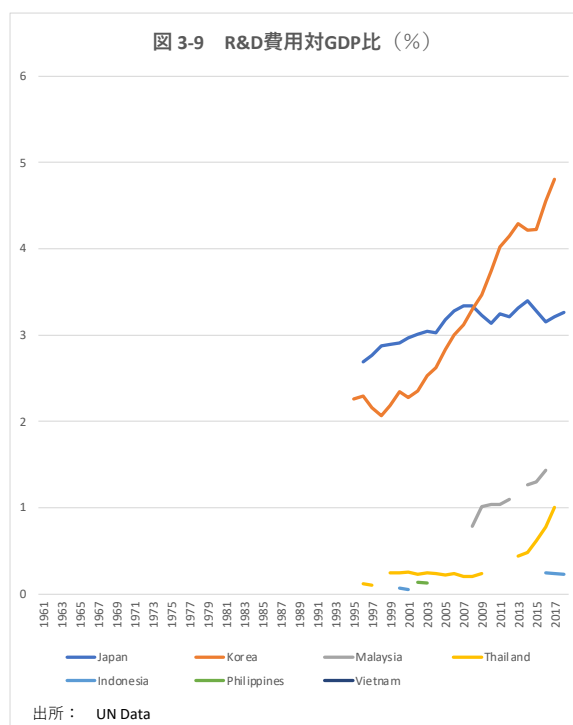
一方、これら外国資本企業は、イノベーションの源泉となる R&D 部門を基本的には本社のある国・地域に置く。東南アジアの生産拠点 (工場) は、賃金を含め極限までコス



<sup>206</sup> R&D 投資の少なさは、中所得国の罫からの離脱の困難さを示唆している。詳細は (苺込 2017、pp. 71-87)。また、戸堂 (2008) は、途上国への技術の伝播と経済成長の関係を分析している。

トを抑え生産し、製品を輸出し、利益は本社に還元し現地に落とさない「コストセンター」としての位置づけであり、R&D事業は出先の東南アジア工場では行われない。そのため、東南アジアではイノベーションが起こる仕組みがなく、工場は外国本社で開発された特許や知財を利用し生産活動を行い、本社にロイヤルティーを支払い続ける存在になる。もちろん、利益の多くが本社に送金され、新たなR&D投資として本社もしくは本国・先進国に投下されるという仕組みである。

東南アジア諸国において、現代の「周辺化」が、多国籍企業によって固定化される構図がここにあるのである。イノベーションを生み、さらなる付加価値を作り上げる「シード」となるR&Dへの投資は、基本的に外国資本企業には期待できず、民族資本もしくは国営企業にしかできない。例えば、外資系企業が工業製品輸出額の7割を占めるベトナムにおいては、例え輸出額が増加しても、国内へのイノベーション投資は極めて少なく、経済成長のエンジンとはなりにくいのである。





## 6 節：タイミングとシーケンスからの

### 工業化第5世代としての類型化

工業化において日韓と東南アジア 5 カ国が全て後発国であったという重大な特徴を共有しているのは、前述の通りである。本節では、前述の分析・検証をまとめながら、東南アジア諸国の工業化の類型化を試みる。

本章を通して7カ国の共通点として確認できたのは、第一に、後発故に、キャッチアップ工業化戦略が、経済発展の最も合理的で確実な方法として採用された点であろう。具体的には、先行・先発国からの模倣であり、雁行型工業化、輸入代替型工業化の試みと輸出志向型工業化の達成である。

第二に、新興独立国がキャッチアップ型工業化を進める体制として、全ての国で開発主義、ほとんどの国で開発独裁体制が敷かれたことは、「後発」という先行条件から導かれた、ほぼ必然の結果とも言える共通点であった（ベトナムは社会主義国家であるが、基本的に経済成長を優先する開発主義をとっていると捉えられる）。

第三の共通点が、グローバル化によるインパクトをうまく利用し海外の技術や企業、市場へのアクセスを容易にしたことである。すべての国が欧米先進諸国市場への製品輸出することで工業化による経済成長をなしてきたのである。貿易の活発化によって域内外との技術・サプライチェーンに参画が可能となり、外国資本企業の工場誘致によって雇用拡充と輸出拡大を行った。そのために日韓および東南アジア 5 カ国政府が、制度的に貿易と投資の自由化を推し進めた点も共通する（タイミングのズレはあるが）。

一方で、先発の日本や韓国と東南アジア 5 カ国の間の相違点も明らかになった。第一の相違点は、輸入代替と輸出代替の成否とそこにおけるリバースエンジニアリングの有無である。日韓を含めアジア後発工業国は、各々の時代で雁行型工業化によるキャッチアップを行っており、基本的に輸入代替工業化政策から輸出志向型工業化戦略への切り替えを行っていることが検証された。ただし、必ずしも、輸入代替の成功の後に輸出代替となったのではない。輸入代替型工業化が難しいため、それを諦め輸出志向へ転換したのが東南アジア 5 カ国の工業化戦略の現実であった点は日韓両国と異なる。また、自動車産業の事例検証で明らかな通り後発であればあるほど、輸入代替工業化政策の実行が困難になり、輸入代替工業化を達成せずに、早期に輸出志向型工業化戦略へと政策変更していたことも明らかになった。

第二の相違点は、工業化推進の主体についての違いである。後発国が技術を外国から学ぶ点とその市場を海外に求める点は共通であるが、例えば、日本は自国企業が自国資本で発展し、韓国は自国企業が外国資本で発展し、タイは外国資本企業が外国資本として工業化の中核を担っている。さらに、初期条件など様々な理由が考えられるが、この違いは貿易と投資の自由化が急速に進んだ 80 年代以降に工業化を本格始動させたタイ

にとっては、政府による自国企業育成の選択肢は極めて困難であり、外国資本企業による工業化の始動がもっとも実現可能性が高かったと言う、グローバル経済下での制度的制約があったからだと考えられた。特にベトナムのように工業化のタイミングが下れば下るほど、新自由主義的グローバル経済に制約を受け、日本や韓国が行った国家主導・政策によるキャッチアップ型工業化戦略が困難になり、外国資本と外国資本企業を活用した工業化になっていることが観察された。

工業化の推進主体においても、韓国では政府の強力な指導・支援もあり、リバーエンジニアリングを自国民族資本企業によって実現した。自国民族資本企業であれば、R&Dの自国実施や利益の自国還元等への政府による指導は機能する。しかしながら、外国資本企業はグローバル化の中で拠点を「選ぶ側」であり、東南アジア5カ国は「選ばれる側」であるため、「底辺への競争」から逃れられていない。もちろん、将来の飛躍のためのイノベーションの源泉となるR&D投資も出先の東南アジア拠点ではなく、多国籍企業本社の先進国で行われることとなる。

第三の相違点が、開発独裁体制もしくは開発主義の延長である。確かに1960-90年代の典型的な開発独裁体制（シンガポールのリクアニュー、フィリピンのマルコス、インドネシアのスハルト、タイのサリット及びタノーム、マレーシアのマハティールなど）の時代は終わった。しかし、2章で示した通り、東南アジア5カ国（社会主義一党独裁のベトナムを含む）では、民主化が安定実現しておらず、依然として経済発展に正当性を求める開発主義が政治経済の中核イデオロギーであり続けている。日韓であれば民主化していた経済水準に既に達しながらも、マレーシアやタイなどでは民主化が安定実現しない<sup>207</sup>。中所得国のフィリピンやインドネシアでも常に民主主義についての疑義が語られ、社会主義ベトナムにはその兆しすらない。

第四の相違点が、グローバル経済への関与の度合いの違いである。東南アジア5カ国は、1980年代からの新自由主義的グローバル経済の拡大をうまく利用しつつ、自由貿易協定他によって強力な開放経済政策をとることで、工業化の滑り出しに成功し、今日の地位を獲得した。一方で、日韓両国に比して、グローバル経済への関与と深化が著しく高い点は大きな相違点である。グローバル化の観点からは、第二の相違点として示した工業化の主体が外国資本企業であることは特筆に値する。外国資本企業誘致が最重要の国策となるために「底辺への競争」を繰り返している。人件費を抑え、外国資本企業への税金を抑え（優遇税制）、開発独裁体制によって治安と秩序を最優先とするために労働運動を抑え、外国資本企業に低廉で安定した製造業拠点の提供を与えることを国策としている点が、重要な点である。

最後の相違点が、東南アジア5カ国の課題として示した以下の組み合わせである（単体ではなく、コンビネーション）。人口ボーナス終了時の低い経済水準、経済成長スピードが遅い点、低い経済水準での脱工業化への進行、多国籍・外国資本企業支配によっ

<sup>207</sup> 本論の分析対象ではないが、民主化無き経済発展がシンガポールや中国では顕著である。

て導かれる東南アジア 5 カ国の「コストセンター化」、グローバル経済のなかでの東南アジア 5 カ国経済の「周辺化」という構造化である。

低い経済水準で進展する「脱工業化」は、輸入代替型工業化の失敗とキャッチアップ型工業化による圧縮した工業化というシークエンスによる。また、「底辺への競争」、「コストセンター化」、「R&D の不在」は、新自由主義的グローバル経済全盛の 1980—2010 年代に外国資本企業誘致によって工業化を進めたというタイミングに由来する。その結果として東南アジア経済の「周辺化」は、後発という初期条件とタイミングとシークエンスのなかで作上げられたグローバル経済の構造であると考えることができる。

これらを総合し、金（1988）による工業化類型（第 1—韓国の第 4 工業化類型）をヒントに、東南アジア 5 カ国の工業化を第 5 世代工業化として追加し、以下に東南アジア 5 カ国の工業化の特徴を加えて類型化を試みた（表 3-13）<sup>208</sup>。

区分	第1世代工業化	第2世代工業化	第3世代工業化	第4世代工業化	第5世代工業化
時期	18世紀末～19世紀初め	19世紀中葉	19世紀末～20世紀初め	20世紀後半	20世紀末—
地域及び国名	ヨーロッパ先発地域 イギリス	ヨーロッパ中進地域、 フランス、ドイツ、アメリカ	ヨーロッパ後発地域、 非ヨーロッパ先発地域 イタリア、ロシア、 日本	非ヨーロッパ後発地域 台湾、韓国、中国など	非ヨーロッパ後発地域 マレーシア、タイ、インドネ シア、フィリピン、ベトナム など
政治経済的条件 (工業化時)	市民革命先行 —工業化 —帝国主義	市民革命先行 —工業化と帝国主義並行	工業化と帝国主義並行 —市民革命の不徹底な後行	帝国主義世界体制下（グロー バル経済下）の工業化 —不徹底な市民革命後行	帝国主義世界体制下（グロー バル経済下）の工業化 —不徹底な市民革命後行
世界の経済思想・ 制度のトレンド	国民経済・自由民主主義（ロシア除く）・市場経済			グローバル経済・自由民主主義（中国除く）・市場経済	
発展レジーム	自由主義	自由主義	開発主義	開発独裁	開発独裁・外資依存
推進主体	民間企業（中小企業中心）	銀行 民間企業（大企業中心）	国家 民間企業	国家 外国資本 民間大企業	外国資本・外国資本企業 国有企業 民間大企業
工業化パターン	内発的工業化→輸出(代替)志向		輸入代替→輸出(代替)志向		輸出志向
世界システム的条件(工業化時)	コア型	セミ・コア型	半周辺型	周辺型	周辺型
世界システム的条件(20世紀末)	コア	コア	コア	セミ・コア	周辺型

出所：金泳鎬（1988）『東アジア工業化と世界資本主義』p.18「表1-2 工業化の諸世代とその基準」をヒントに、抜粋引用、第5世代工業化他を追記、修正、加工。

もちろん、後発であることだけが今日の東南アジア 5 カ国の経済構造と水準を導いたわけではない。しかしながら、後発という初期条件とそこから出発した工業化の、シークエンスとタイミングが、直接的・間接的に東南アジア 5 カ国の経済構造の形成に大きな影響力を持っていたことは、本章の分析・検証から明らかだろう。

では、これらの特徴は、日韓の過去の経緯と比べて、東南アジア 5 カ国の福祉国家化にどのようなインパクトを与えるであろうか。①低い経済水準での福祉国家化、②早い

<sup>208</sup> 1980 年代に書かれた金の類型化は、1950 年代から政策理論としても発展した近代化理論への批判的貢献として、中南米地域を中心に 1960 年代から発展したマルクス主義からの影響を受けた従属理論およびその発展理論である世界システム理論に大きく影響を受けている。世界（秩序）は、コア（中心）としての先進国とそれを支え、決して中心にはなり得ない周辺に位置する発展途上国という構造的課題を持っているという理論であり、問題意識の提議でもある。一方で、近年の東アジア諸国の急速な工業化と経済発展は、東アジアへの世界システム理論の適用を困難にしている。そのため、本論では世界システム論を基礎理論とした分析は行わない。しかしながら、従属論、世界システムが示した、中心と周辺という枠組みは、経済発展理論において検討されるべき命題である。

脱工業化のなかでの福祉国家化、③労働運動不在の中での福祉国家化、④新自由主義的グローバル経済思想に支えられた経済成長・構造での福祉国家化、があげられる。次章以降でこれらの点を議論していきたい。

Year	Japan	Korea	Malaysia	Thailand	Indonesia	Philippines	Vietnam
1950	2879	#DIV/+D75:D14	#DIV/0!	1167	#DIV/0!	1518	#DIV/0!
1951	3153	#DIV/0!	#DIV/0!	1129	#DIV/0!	1513	#DIV/0!
1952	3397	#DIV/0!	#DIV/0!	1073	#DIV/0!	1547	#DIV/0!
1953	3515	1124	#DIV/0!	974	#DIV/0!	1717	#DIV/0!
1954	3690	1139	#DIV/0!	1018	#DIV/0!	1784	#DIV/0!
1955	3951	1208	2684	944	#DIV/0!	1865	#DIV/0!
1956	4172	1194	2620	959	#DIV/0!	1882	#DIV/0!
1957	4411	1290	2484	1042	#DIV/0!	1936	#DIV/0!
1958	4761	1293	2333	1039	#DIV/0!	1938	#DIV/0!
1959	5183	1265	2722	1119	#DIV/0!	2055	#DIV/0!
1960	5821	1225	2929	1215	1024	2032	#DIV/0!
1961	6398	1245	2842	1259	1021	2037	#DIV/0!
1962	6960	1221	2887	1275	1094	2108	#DIV/0!
1963	7473	1344	2918	1316	1040	2175	#DIV/0!
1964	8252	1418	3014	1393	1026	2137	#DIV/0!
1965	8701	1451	3210	1498	996	2176	#DIV/0!
1966	9497	1598	3284	1657	927	2218	#DIV/0!
1967	10391	1654	3216	1672	959	2217	#DIV/0!
1968	11573	1806	3224	1731	1023	2303	#DIV/0!
1969	12823	2028	3458	1852	985	2373	#DIV/0!
1970	14034	2170	3551	2439	1070	2467	849
1971	14751	2490	4103	2460	1115	2531	861
1972	15884	2788	4186	2524	1198	2575	857
1973	16878	3336	4909	2737	1343	2802	827
1974	16180	3713	5234	2709	1558	2802	828
1975	16556	4196	4795	2725	1553	2877	834
1976	17408	4682	5613	2934	1628	2990	906
1977	18377	5091	5956	3135	1771	3060	1007
1978	19735	5506	6150	3379	1859	3154	1004
1979	20628	5685	6797	3479	2145	3179	1048
1980	21001	5097	7203	3504	2427	3362	989
1981	20822	5302	7094	3607	2574	3412	1022
1982	20317	5675	7280	3705	2563	3436	1080
1983	19788	6359	7707	3804	2684	3374	1130
1984	19706	6933	8341	4003	2802	3133	1198
1985	20046	7329	7789	4106	2828	2916	1236
1986	21312	8365	6938	4174	2780	3013	1246
1987	22580	9576	7362	4398	2851	3201	1254
1988	24743	10871	7901	4756	2916	3446	1286
1989	26603	11884	8301	5103	3143	3609	1310
1990	28534	13168	8774	5452	3456	3767	1366
1991	30172	14851	9351	5838	3682	3827	1466
1992	31104	15977	9968	6490	3913	3911	1551
1993	31836	17420	10769	7047	4111	4014	1600
1994	32890	19570	11622	7737	4333	4357	1658
1995	34703	21808	12657	8615	4626	4722	1761
1996	36720	24014	13711	9403	4967	5047	1865
1997	36845	23528	14270	8768	5044	4930	1989
1998	36408	21397	13297	7865	4594	4720	2075
1999	36082	23102	13872	7877	4344	4647	2158
2000	36830	24278	14576	8019	4123	4630	2243
2001	36889	25080	14034	8079	4150	4450	2360
2002	36765	27007	14622	8640	4065	4379	2492
2003	37267	27974	15477	9274	4015	4384	2618
2004	37998	29545	16562	9882	4299	4416	2849
2005	38466	30784	17412	10293	4602	4366	3128
2006	38983	31864	18382	11097	5046	4603	3354
2007	39759	33737	19461	12019	5547	4896	3546
2008	39039	33806	21325	12366	6351	5125	3787
2009	37379	33708	20467	12875	7024	5323	3961
2010	38652	35447	21586	14239	8175	5789	4448
2011	38203	35157	23267	14647	9739	6067	4777
2012	38687	35417	24328	15822	10147	6484	5253
2013	39305	34596	24159	15868	10288	6647	5411
2014	38725	35525	24793	15690	10289	6853	5708
2015	39805	37937	25184	16126	10296	7083	6062
2016	38999	39223	25440	16561	10364	7433	6426
2017	39241	40530	26197	16934	10653	7663	6907
2018	39176	41078	27016	17225	11142	7937	7384
2019	39637	40819		17558	11471	8205	7783

出所：Penn World Table, version 10.0を基に筆者算出。

注：Revision of June 2021. Please consult the change log for an overview of the changes, available on <https://www.rug.nl/ggdc/productivity/pwt/pwt-releases/pwt100>

表 3-15 1人当たりのGDP(PPP)成長率

Year	Japan	Korea	Malaysia	Thailand	Indonesia	Philippines	Vietnam
1950							
1951	9.5%			-3.2%		-0.3%	
1952	7.8%			-4.9%		2.2%	
1953	3.5%			-9.3%		11.0%	
1954	5.0%	1.4%		4.6%		3.9%	
1955	7.1%	6.0%		-7.2%		4.6%	
1956	5.6%	-1.2%	-2.3%	1.6%		0.9%	
1957	5.7%	8.1%	-5.2%	8.6%		2.9%	
1958	7.9%	0.2%	-6.1%	-0.2%		0.1%	
1959	8.9%	-2.1%	16.7%	7.7%		6.0%	
1960	12.3%	-3.2%	7.6%	8.5%		-1.1%	
1961	9.9%	1.6%	-3.0%	3.6%	-0.4%	0.3%	
1962	8.8%	-1.9%	1.6%	1.3%	7.2%	3.5%	
1963	7.4%	10.1%	1.1%	3.2%	-5.0%	3.2%	
1964	10.4%	5.5%	3.3%	5.9%	-1.4%	-1.8%	
1965	5.4%	2.3%	6.5%	7.6%	-2.9%	1.8%	
1966	9.2%	10.2%	2.3%	10.6%	-6.9%	1.9%	
1967	9.4%	3.5%	-2.1%	0.9%	3.5%	0.0%	
1968	11.4%	9.2%	0.3%	3.5%	6.6%	3.8%	
1969	10.8%	12.3%	7.3%	7.0%	-3.7%	3.1%	
1970	9.4%	7.0%	2.7%	31.7%	8.6%	3.9%	
1971	5.1%	14.7%	15.5%	0.9%	4.2%	2.6%	1.3%
1972	7.7%	11.9%	2.0%	2.6%	7.4%	1.7%	-0.4%
1973	6.3%	19.7%	17.3%	8.4%	12.2%	8.8%	-3.6%
1974	-4.1%	11.3%	6.6%	-1.0%	16.0%	0.0%	0.2%
1975	2.3%	13.0%	-8.4%	0.6%	-0.3%	2.7%	0.8%
1976	5.1%	11.6%	17.0%	7.7%	4.8%	3.9%	8.6%
1977	5.6%	8.7%	6.1%	6.9%	8.8%	2.3%	11.1%
1978	7.4%	8.2%	3.3%	7.8%	5.0%	3.1%	-0.4%
1979	4.5%	3.3%	10.5%	3.0%	15.4%	0.8%	4.4%
1980	1.8%	-10.3%	6.0%	0.7%	13.2%	5.8%	-5.7%
1981	-0.9%	4.0%	-1.5%	2.9%	6.1%	1.5%	3.4%
1982	-2.4%	7.0%	2.6%	2.7%	-0.4%	0.7%	5.7%
1983	-2.6%	12.0%	5.9%	2.7%	4.7%	-1.8%	4.6%
1984	-0.4%	9.0%	8.2%	5.2%	4.4%	-7.1%	6.0%
1985	1.7%	5.7%	-6.6%	2.6%	0.9%	-6.9%	3.2%
1986	6.3%	14.1%	-10.9%	1.7%	-1.7%	3.3%	0.9%
1987	6.0%	14.5%	6.1%	5.4%	2.6%	6.3%	0.6%
1988	9.6%	13.5%	7.3%	8.1%	2.3%	7.6%	2.6%
1989	7.5%	9.3%	5.1%	7.3%	7.8%	4.7%	1.8%
1990	7.3%	10.8%	5.7%	6.8%	9.9%	4.4%	4.3%
1991	5.7%	12.8%	6.6%	7.1%	6.5%	1.6%	7.3%
1992	3.1%	7.6%	6.6%	11.2%	6.3%	2.2%	5.8%
1993	2.4%	9.0%	8.0%	8.6%	5.1%	2.6%	3.2%
1994	3.3%	12.3%	7.9%	9.8%	5.4%	8.5%	3.6%
1995	5.5%	11.4%	8.9%	11.3%	6.8%	8.4%	6.2%
1996	5.8%	10.1%	8.3%	9.2%	7.4%	6.9%	5.9%
1997	0.3%	-2.0%	4.1%	-6.8%	1.6%	-2.3%	6.6%
1998	-1.2%	-9.1%	-6.8%	-10.3%	-8.9%	-4.3%	4.3%
1999	-0.9%	8.0%	4.3%	0.1%	-5.4%	-1.5%	4.0%
2000	2.1%	5.1%	5.1%	1.8%	-5.1%	-0.4%	3.9%
2001	0.2%	3.3%	-3.7%	0.7%	0.6%	-3.9%	5.2%
2002	-0.3%	7.7%	4.2%	6.9%	-2.1%	-1.6%	5.6%
2003	1.4%	3.6%	5.8%	7.3%	-1.2%	0.1%	5.1%
2004	2.0%	5.6%	7.0%	6.5%	7.1%	0.7%	8.8%
2005	1.2%	4.2%	5.1%	4.2%	7.0%	-1.1%	9.8%
2006	1.3%	3.5%	5.6%	7.8%	9.6%	5.4%	7.2%
2007	2.0%	5.9%	5.9%	8.3%	9.9%	6.4%	5.7%
2008	-1.8%	0.2%	9.6%	2.9%	14.5%	4.7%	6.8%
2009	-4.3%	-0.3%	-4.0%	4.1%	10.6%	3.9%	4.6%
2010	3.4%	5.2%	5.5%	10.6%	16.4%	8.8%	12.3%
2011	-1.2%	-0.8%	7.8%	2.9%	19.1%	4.8%	7.4%
2012	1.3%	0.7%	4.6%	8.0%	4.2%	6.9%	10.0%
2013	1.6%	-2.3%	-0.7%	0.3%	1.4%	2.5%	3.0%
2014	-1.5%	2.7%	2.6%	-1.1%	0.0%	3.1%	5.5%
2015	2.8%	6.8%	1.6%	2.8%	0.1%	3.4%	6.2%
2016	-2.0%	3.4%	1.0%	2.7%	0.7%	4.9%	6.0%
2017	0.6%	3.3%	3.0%	2.3%	2.8%	3.1%	7.5%
2018	-0.2%	1.4%	3.1%	1.7%	4.6%	3.6%	6.9%
2019	1.2%	-0.6%		1.9%	3.0%	3.4%	5.4%
2017-19平均	0.5%	1.4%	3.1%	2.0%	3.4%	3.3%	6.6%

出所：Penn World Table, version 10.0, Revision of June 2021.

## 4 章

# 東南アジア 5 カ国の国民連帯と福祉国家化

### 1 節：国民連帯

本章では、福祉国家化に必要と考えられる文化的、社会的、経済的、政治的条件としての国民連帯の比較検証を行う。なぜならば、我々が議論している福祉国家とは厳密に言えば、「国民福祉国家 (welfare nation state)」(武川 2007、p. 230) であるからだ。

福祉国家は、国家が国民を対象とし、介入と給付によって福祉の提供を行う。では、国民とは誰であろうか。一義的、法的には国民とはその国の国籍を有するものである。しかし、東南アジア 5 カ国には国民が運命共同体として十分に統合されず、国民間での連帯と承認が十分になされていないケースもあるように推測される。その場合、例え何らかの理由で法律や制度が整えられ福祉国家化が始まったとしても、社会保障の深化、拡充は行われず実態的な福祉国家の「実現」も発展も期待できない。本論で定義する福祉国家の「実現」(GDP 比 10%以上の社会費用)はおろか、「確立」(国民皆保険・皆年金制度の確立)にも大きな障害となる。

国民間の連帯があってこそ、国家目標としての福祉国家も成り立つ。つまり国家による介入と給付の開始と拡充には、国民連帯に支えられた国民が納得するための正当性と正統性が必要である。国民連帯の確立とその強さは、福祉国家となるための基礎的で必要な条件なのである。

さて、多くの福祉国家先行研究では、17 世期には国民国家化を為した英国、フランスや北欧諸国、遅くともとも 19 世期中期には国家統一と国民国家化を為したドイツやイタリアなど、福祉国家となる以前に国民国家形成が完成した先進西欧諸国を対象としてきた。マーシャルは歴史的経緯として、序章で示した通り、3つのシチズンシップ(市民権、政治権、社会権)の確立こそが福祉国家化の政治的条件であったと指摘した。もちろん、これは東南アジア 5 カ国の福祉国家化を分析するためにも重要な切り口である。

しかしながら、そこには大きな落とし穴がある。歴史的に形成された国民国家やナショナリズムに裏打ちされた国民連帯の存在が、西欧諸国の福祉国家形成においては自明のこととして議論からほとんど省略されてきた、もしくは重視されてこなかったのである。例えば福祉国家としての西欧諸国の現下での国民連帯にかかる関心事項とえば、流入する移民や外国人をどの様に国民国家の中に入れ込むか、承認するかである。異文化で異なる共同体に所属した外国籍である移民や家族、その子孫に国籍を与え国民とす

るべきか否か、福祉国家としてどの様に包摂するかが今日的な課題となっている（武川 2007；新川 2004；ミラー1992；田中 2021）。

一方、第二次世界大戦後に植民地からの独立を経て国民、国民国家形成に着手したアジアの多くの新興独立国家にとっては、国民連帯はもっと根源的で屋台骨の問題である。生存や繁栄、危機、豊かさ、貧困を分かち合うべき国民とは、社会保障を負担し受けとるべき国民とは、誰なのかの国民間での連帯と承認が共有、成熟しているとは言えないからである。

国民、領域国家、国民国家とは、近代西欧からアジアへ伝播してきた思想であり、概念、制度であり、西欧の歴史的産物である。本章ではアジア諸国、特に東南アジア 5 カ国が、近代をいかに吸収し、国民を創造し、国民を国家の枠に入れ込み近代国民国家を形成してきたかを明らかにしながら、福祉国家になるための条件としての国民連帯の創出過程を比較分析したい。

### 【ナショナリズム→ネーション】

本論では、国民連帯とは、内なる・内向きのナショナリズム（プラス $\alpha$ ）の概念だと考えたい。ナショナリズムには外向きの、つまり、外国や外国人に対する「ウチ：ソト」と「我ら：彼ら」の対比の中で形成されるナショナリズムがある。他者である「ソト」がいる、あるから自らのアイデンティティが形成できるのである。ドイツ人は、いかにフランス人と異なるかを意識することで、自らのアイデンティティを形成、強化する。アジア諸国において多くのナショナリズムは、他者との違いを「民族自決」思想のもと、植民地支配者である欧米列強諸国との独立闘争を通して築かれた（アンダーソン、他）。

一方、運命共同体としての「内向きの」「内なる」ナショナリズムを、本論では国民連帯と同義と捉える。「共通の祖先」という「虚構」を根拠とした伝統社会における「民族集団」ではなく、マーシャルが指摘する自らが「共同体の構成員であると直接的に感じ取る能力」（a direct sense of community membership）であり、「近代的な国民意識」（modern national consciousness）こそが、本論で捉える国民連帯である。

しかしながら、国民連帯は見ることも触ることもできない。また、客観的根拠も示し難い。実際には会ったことも見たこともない人間同士が、同じ空間（1 国家の領土内）で生活し同じ運命を背負うという共同体意識こそが、国民間の連帯である。国民連帯とは、前近代伝統社会には存在しない、まさに近代国民国家において初めて存在しうる創造物なのである。

では、単一、多民族にかかわらず、古来からの伝統的な民族（エスニック）が国民（ネーション）となるためには、何が必要なのだろうか。その答えは、ナショナリズム、国家、そして国語ではないだろうか。

しかしながら、実のところ国民も国語も国民国家も創られたのである。ホブズボーム（1992=2001）は、主に欧州の国民国家形成の歴史を言語と国民の視点から紐解きなが



ら、現在では自明とされ太古の時代から存在したと捉えられている国民的言語（国語）と国民国家が、実は 18 世紀からの近代化過程における創造物であることを明らかにした。現在のフランス人と国語としてのフランス語は、近代化の過程でその地位を得たのであって、太古から存在したのではなく歴史的な人工的な産物なのである<sup>209</sup>。国語と国民と国家のそれぞれの創造・形成のシーケンスをナショナリズムを介して説明するならば、「ナショナリズムがネイションに先行する。ネイションが国家やナショナリズムを創り出すのではなく、その逆」（ホブズボーム、p. 12）であり、「言語は国家とともに増大するのであって、その逆ではない」（ホブズボーム、p. 79）のである。

### 《想像の共同体》

一方で、非西欧のアジアにおいても、国民と国民国家が創造されたというメカニズムは似ている。一点、異なるのはアジアは、近代を自らは作り上げず、西欧から模倣したことである<sup>210</sup>。

ベネディクト・アンダーソンは、「想像の共同体」、つまり国民国家がアジアでどのように創り上げられたかの歴史を描写し一つのパターンを示した。現地エリートや宗主国民と現地民との混血を中心とした若者が西欧留学を通して 19—20 世期前半に宗主国のスペインやオランダ、英仏において勃興していた「民族自決」と「近代国民国家」という思想、概念に遭遇する。宗主国の言葉を話し生活する非西欧人であるアジア現地エリートから、自らは誰なのかというアイデンティティの模索が始まる。アジア諸国では、宗主国の民族とは異なる自らの民族概念を作り上げそれらを共有し、植民地帝国主義との独立闘争の中で自らの存在と存在理由を模索し具現化する民族独立運動に発展した。アジアのナショナリズムの誕生である。アンダーソン(1997)は、「ナショナリティとナショナリズムは文化的な人造物である」（p. 22）とした上で、それらは、「一度作り出されるとモジュール（規格化され独自の機能を持つ交換可能な構成要素）となって、多かれ少なかれ自覚的に、極めて多様な社会的土壌に移植できるようになった」（p. 212）という説明である。

そのナショナリズム形成の過程で、一国内での単一民族内もしくは多民族間のコミュニケーションを可能にしたのが共通語であり、それを全国に広げることができたのが西欧から伝来した印刷技術の普及であった。「近代的ネイションとそれに関連する全てのことの基本的特徴は、その近代性」（ホブズボーム、p. 17）にあり、そしてそこには国語というメディアがあったのである。また、ことの始まりは現地エリートによる上から

---

<sup>209</sup> 「国民的言語は、ナショナリストの神話が想定していること、つまり、国民的言語は民族的文化の原初からの基盤であり、民族的精神の母型である、という想定とは正反対のものである。」（ホブズボーム 2001、p. 68）

<sup>210</sup> アジアではこれらの歴史的経験はなく、国民国家を含めた近代の出来上がった思想、概念、制度をセットとして西欧から取り入れた。

の国民化であり、時代を経て下からの国民化、国民連帯の深化へとつながるのである（ホブズボーム）。ナショナリズムこそが、民族（エスニック）を国民（ネーション）に変化させたのであり、共通言語と印刷技術のよって国民に共有され、増幅されたのである。

#### 《産業社会→ナショナリズム、ネーション》

では、ナショナリズムとはどのように出現したのであろうか。アーネスト・ゲルナー（2000）は、産業社会の出現こそがナショナリズム誕生の必要条件であったと主張した。そして、ナショナリズムを「政治的な単位と民族的な単位とが一致していなければならないと主張する一つの政治的原理」（ゲルナー、p. 1）であり、つまりは「同質的な文化的単位を政治生活の基礎とみなし、支配する者と支配される者とは、文化的に同一でなければならないとする原理」（ゲルナー、p. 209）と定義した。

農耕社会では読み書きができるのは支配階級のみで大多数の農民は分断されており、共同体意識やナショナリズムは存在しなかった。産業社会の出現により工業化のための労働力確保のために教育によって大量に画一的な人材育成を行う必要が発生し、その必要性から読み書きの能力が一般人にも拡大された。その結果、農耕社会では分断されていた同一文化内の知らない者同士が文化を共有可能になるという「族外社会化」が起こる。教育と「読み書き能力の普及」によって、国民とナショナリズムが生まれる条件が揃ったのである（ゲルナー、p236）<sup>211</sup>。

一方、産業社会経済は、高度に画一的な教育システムによってのみ達成されるため、新しいタイプの「中心文化と中心国家との両方を必要」（ゲルナー、p. 234）とする。大量に画一的な人材育成を行う教育のための「読み書き能力に基礎を置く文化を存続可能にする教育システムを維持」することは、国家だけに可能である。つまり、「文化は国家を必要とする」（ゲルナー、p. 234）のである。他方、ゲルナーは、文化が自動的にナショナリズムを作るわけではなく、産業社会の出現でナショナリズムが成立したのだとしつつ、「産業社会は、文化と国家を必要とする」とも示している。欧州におけるナショナリズムは産業社会の産物であるとの主張である。

#### 《エスニー→ナショナリズム》

谷川（1999）は、アンソニー・スミスが唱える国民を、1）歴史上の領域、2）共通の神話と歴史的記憶、3）大衆的・公的な文化、4）全構成員に共通の経済、5）共通の法的権利・義務、とまとめている。つまり、国民は文化的共同体であると同時に政治的・経済的共同体でもある（谷川、pp. 70-71）。その媒介となるのが、文化共同体というエ

---

<sup>211</sup> 農耕社会では、「生産者たちは国家や普遍的文化よりも信仰や教会と結びついていた」が、産業社会では「高文化の維持には、社会に押しつけられた教会という資源よりもむしろ、社会とぴったり重なり合った国家という資源が必要」（ゲルナー、p. 236）となった。

スニック的要素（エスニー）であり、それこそがナショナル・アイデンティティの帰属意識を形作るのだとした。

国民とは、「イメージとして心に描かれた想像の政治的共同体」（スミス）であり、「近代印刷資本主義がもたらした「創造の共同体」（アンダーソン）だけでも、近代工業化社会の構造的必然」（ゲルナー）だけとも異なり、近代以前のエスニック共同体（エスニー）が国民形成の核になったのだと考えた。

アンダーソンは、「ナショナリティとナショナリズムは文化的な人造物」（アンダーソン 1997、p. 22）であり、自覚的に、極めて多様な社会的土壌に移植できるようになったとした。つまり、多様なエスニックグループのいる地域であっても、そこにナショナリズムは移植され育っていくと言う。アジアのエリートたちが国民概念を西欧から取り入れることが可能になったのである。

一方で、創造の共同体とは、様々な民族、国家に一般化可能なモジュールであるかの議論がある。また、ホブズボームの「伝統の創造」では、伝統は無から有を生み出すかのような誤解があるかに思われる。しかしながら、それは言い過ぎだ。むしろ「「想像上の存在」がなぜ歴史的事実を持ちえたか」（谷川、p. 69）に着目すべきである。

ホブズボームやアンダーソンが示したように確かに国民は、歴史的に想像され創造された産物であり、ゲルナーが唱える通り産業化は国民を創造したかもしれない。しかしながら、創造するためには、共通語という国語を作り上げる他にも、何かしらの歴史的体験の共有ないし文化的類似性が必要であり、「国民意識も国民国家も単なるフィクションにとどまらず、生々し實體と化して現実の歴史を動かしてきた」（谷川 p. 66）ことにも、なお注目し続けるべきだろう。

特にアジアの国民国家形成については、アンダーソンが描いた通り、植民地化を経た国々では、どこも国民を創造し、独立し、国民国家化を目指すパターンが酷似している。そのため、あたかも全ての国民国家で同様な方法（印刷技術による共通語）で、同様な経緯（植民地からの独立過程でのナショナリズム勃興）により国民国家が築かれたことに注目が集まりすぎたきらいはあるように思われる。それらは国民や国民国家創造のための必要条件だったかもしれないが、十分条件ではなかった。同様の重大局面に直面しても、異なるタイミングとシークエンスによって多様な展開が起こりうるのである。

本論においても、東南アジア5カ国の歴史的、文化的、社会的な多様性を明らかにしながら、タイミングとシークエンスを含んだ文脈のある分析が必要なのである。

以上の議論を踏まえると、アジアの福祉国家化、国民連帯を論じる際に、二つの落とし穴があるように思われる。一つ目の落とし穴は、前述した通り多くのアジア福祉国家研究が、国民国家と国民連帯の存在・成立を前提に行われていることである。もう一つの落とし穴は、各国の国民国家化の違いを単なる近代化の遅れと捉え、収斂を前提に、いつかは追いつくという仮定・前提が議論の土台になっていることである。東南アジア5カ国が将来に民主化したり、福祉国家となるかは、今の段階ではわからないまのであ

る。つまり、より多様な可能性を包含した国民連帯の存在と強さを推測するためにも、各国の多様な歴史的文化的エスニーをも比較検討する必要がある。

### 【リベラル vs ナショナル】

今日の社会政策、特に西欧福祉国家はリベラリズム（自由主義）から発展したリベラル思想に支えられている。福祉国家化は、自由主義思想の文脈における、「積極的」な自由主義による取り組みのひとつである<sup>212</sup>。現代の多くの先進諸国、特に西欧諸国においては、国民の、場合によっては全世界の高齢者や障害者、貧困者など全ての弱者の自由と人権（社会権、生存権）を保障するべく、積極的に関与・介入を行う積極的自由主義が広まっている。つまり、リベラリズムがリベラルへと発展派生した、社会民主主義思想に繋がる系譜である<sup>213</sup>。田中（2020）は、現代のリベラルとは、「価値の多元性を前提として、全ての個人が自分の生き方を自由に選択でき、人生の目標を自由に追求できる機会を保障するために、国家が一定の再分配を行うべきだと考える政治的思想との立場」（田中、p. i）であると示した。リベラルは明らかに福祉国家の中核思想である。

一方で、福祉国家でもある近代国民国家は、「同質的な文化・言語・民族からなる「国民（ネイション）」によって担われるべきだとする国民国家論」（田中、p. 137）によって支えられてきたのである。他方で、文化の多様性と個人の自由を重視する今日のリベラルにとっては、国民が単一の民族や文化だけから構成される必要はない。そのため今日、欧州の移民排斥問題において先鋭化するのが、リベラル（自由）とナショナル（保守）の対立である。「多様性と連帯のトレードオフ」（田中、p. 140）が深刻な問題であり、「リベラルのジレンマ」とも呼ばれる苦悩がある。「多様性と連帯のトレードオフ」は、欧州だけでなく、より根源的に新興東南アジア諸国での課題でもある。

デービッド・ミラー（2007）は、主に欧州を念頭に、デモクラシーにおけるリベラルとナショナリズムの対抗、対立が見られると指摘する。そしてそれは、福祉国家のあり方にも大きな影響を与える。ミラーは、リベラルが市民、多文化主義、個人主義、人権、倫理的普遍主義を重視し、グローバルでコスモポリタンであるのに対し、ナショナルはネーション、共同体、連帯、ナショナルアイデンティ、倫理的個別主義を重視し、ローカルであると、対比させる。

ナショナルにとってのネーションとは、「忠誠心の最高の対象であるべきであり、そのためには他のあらゆる要求は一切退けられるべきであるとする見方」（ミラー、p. 48）

---

<sup>212</sup> 坂井素思（2011）、第3章「新自由主義の台頭」参照

<sup>213</sup> 「積極的」自由に対比されるものが、欧米諸国は歴史的に王侯貴族や宗教からの自由を求め、支配から逃れる自由を求めてきた流れからのいわゆる「消極的」自由である。自らの自由を第一に、他者の自由や生活にはあまり関与・介入しない、近代思想・社会の始まりであり、今日の自由保守主義、リバタリアン思想にも繋がる系譜である（坂井2011他、参照）。

である<sup>214</sup>。故にリベラルにとってのネーションとは「私たちは世界の市民、共通の人類の一会員であり、私たちは人々がたまたま住んでいる場所とは無関係に、私たちの同国人の要求に対しても、同国人以外の人々の要求に対しても、同等の配慮を払うべきという見方」（ミラー、p. 8）と相違する<sup>215</sup>。つまり、リベラルにとっては、「国家権威＜個人・人権」であり、「公的生活や政治参加 ＜ 個人」である一方、ナショナルにとっては、「国家権威や共同体＞個人」であり、「公的生活＞個人」なのである。

このリベラルとナショナルの緊張関係は、民主主義と国家主義、グローバリゼーションを同時に追求することが不可能だとする、ダニ・ロドリック（2014）が指摘する世界経済における政治的トリレンマと重なる。リベラルとナショナルがともにグローバリゼーションとの緊張関係にあるのだ。そして、リベラルとナショナルの対立の原因についてミラーが、「リベラリズムそのものが持っている多面的な性質」（ミラー、p. 341）のためと指摘するように、グローバリゼーションに対するリベラルの反応がナショナルとの緊張を構造的なものへと増幅させているのである。

そもそも現在の西欧で発展する多くの福祉国家は、リベラル、つまりは社会民主主義勢力によって拡充されてきたと考えられているが、一方で、福祉国家は「常にナショナルな構想であったのであり、そうした構想は共同体構成員が互いに扶助しあい、平等な尊敬を相互に保障しあう基礎の上に正当化されてきた」（ミラー、p. 32）のである。そして、現在、リベラルとナショナルの対立が、国民連帯を軸に、福祉国家のあり方にも大きく影響しているのである。

ミラーは、リベラルとナショナル（ナショナリスト）が正反対の立場となる4つの局面を以下の通り上げている。1) リベラルは個人主義的でナショナルは共同体重視、2) リベラルは各種制度を理性的、個人的に考える一方、ナショナリストはそれほど個人的には捉えない、3) リベラルは政治参加にさほど関心がないが、ナショナリストはシチズンシップを大切にする、4) リベラルは文化を中立的に見る一方、ナショナリストはナショナルアイデンティティを重視する（ミラー、p. 342）。

ところでミラーは、近年EU統合が進む（欧州の）ナショナリズムが衰退しているとされる理由として、1) 世界市場が消費市場とライフ・スタイルにますます大きな影響を持ってきた、2) 地理的な移動が容易になり、外国人を外国人と感じなくなってきた、3) 人々がますます自分自身をネーションの下位に属する、もしくはネーションを超えた集団や共同体によって定義するようになってきている、4) 政治的決定の場としての国民

---

<sup>214</sup> ミラーによるネーションの定義とは、「1) 共有された信念と相互関与によって構築され、2) 歴史の中で長期にわたる広がりを持ち、3) その特性は能動的であり、4) ある特定の領土に結びついており、そして、5) 固有の公共文化によって他の共同体から区別された共同体である」（ミラー、p. 48）

<sup>215</sup> 近年、西欧諸国がリーダーシップを発揮し策定している国連による持続的発展目標（SDGs）における「誰一人として取り残さない」という項目は、人類全体の自由の保障のために、各国政府に介入してでも取り組むという政策目標であり、思想であると考えられる。

国家が、地域のおよび超国家的機関に席を譲ってしまった（ミラー、p.277）、などをあげる。

グローバル化の果実（多国籍企業の利益拡大等）を受け取るリベラルは比較的裕福であり、取り残されるナショナルはグローバル化（雇用の海外流出など）のツケを払わされ経済水準も高くないという階層的な区分けも可能である。ロドリックによる民主主義、国家主義、グローバリゼーションのトリレンマと重ね合わせれば、例えば、欧州での異文化移民に対する社会保障の提供などは、福祉国家における国民連帯の中核思想に挑戦するのである。

ミラーが指摘するリベラルとナショナル対抗の構図は、グローバル化のなかでの新興国民国家として発展する東南アジア 5 カ国の国内政治にもあてはまるのではないだろうか。フィリピンやタイにおける「市民」と「大衆」の併存と対立（日下 2013；高橋 2015；他）、インドネシアにおける中央と地方の政治エリートの異なる方向性（本名 2013）などの研究報告は、ミラーが提議するデモクラシーにおけるリベラルとナショナルの対抗、対立と著しく符合する（この点は、終章で再度議論する）。異なる点は、欧州におけるリベラルとナショナルの対立が成熟した（制度化を含む）民主主義と国民連帯が確立した国民（福祉）国家の土俵上で行われているのに対し、東南アジア 5 カ国のそれは近代国民国家を形成し始めて数十年しか経たず、対外依存の高いグローバルな政治経済構造に組み込まれているとともに、ナショナルを超えた範囲での東南アジア地域統合が企てられているという点である<sup>216</sup>。つまり、グローバル下の今日、リベラルとナショナルの対立は、東南アジア 5 カ国の福祉国家化における国民連帯を分析する上で重要な視点となる。

---

<sup>216</sup> 1967年に東南アジア 5 カ国が ASEAN（東南アジア諸国連合）を設立、1999年にはメンバー国が 10 カ国となり、2015年には ASEAN 共同体を創設し、地域機構として国民国家を超えたリージョナルな統合が進んでいる（山影 1997、2012；大庭 2014；助川ほか 2015；石川ほか 2009、2015 他）。

## 2 節：文化的社会的多様性と国民連帯

### 【国民・国家・国語による国民統合と国民連帯（文化的な連帯）】

#### 《国語→国民連帯》

ナショナリズム、国民、国民領域国家の創設の鍵として、ホブズボーム、アンダーソン、ゲルナーに共通するのが、共通語：国語の創造である。ゲルナーは、産業社会での同一同質化した国民を育てる教育機関としての国家と国民を結びつける「メディア」すなわち国語の重要性を訴えた<sup>217</sup>。スミスも共通の神話と歴史的記憶を国民の定義として挙げた。「学校は、新たに創造された国民のアイデンティティを形成するため、言語（国語）と歴史（国史）を教え込む場」（武川 2007、p. 226）であり、国民神話とイデオロギー装置としての公教育によって近代精神を体現した国民が生産・再生産されるのである。ホブズボームも共通語が歴史的に人々を結びつけ国民概念を形成させたと同時に、それは上から国語という枠をはめることでなし得たと説明した。そしてアンダーソンは、近代を模倣したアジアにおいても共通言語：国語によって想像の共同体、すなわち、国民と国民国家が創り上げられたと説明した。国家による国語教育を通してナショナリズム、つまり本論で分析対象とする「内なるナショナリズム＝国民連帯」が形成されるのである。国語の確立が、国民連帯意識には不可欠である。

#### 《民族→国民、地域→領域国家》→国民連帯

国民連帯とは近代化過程において、民族（エスニック）から国民（ネーション）への、王権国家から領域国家への、民族語から国語への変容によって形成された、文化的、経済的、政治的、社会的な歴史的産物であると言える。では、アジア特に東南アジア 5 カ国におけるこれらの変容には西欧諸国とは異なるどのような特徴があるだろうか。

まず、西欧諸国がキリスト教という共通の宗教のもとで地域的にも国ごとにもある程度の統合が数世紀にかけて行われたのに対し、アジアでは宗教に加え、西欧地域よりもはるかに多様な文化、社会、政治経済、歴史的背景を持つ領域が、20 世紀後半という短期間のうちに国民国家となることが求められたという点である。次に、今日の東南アジアの国家の領域の多くが、植民地の跡地を単位として形成されている点である。現在の領域国家としてのインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールは、植民地以前には国家としての歴史的境界線はなく、国民も国語も存在しなかった。また、カンボ

---

<sup>217</sup> ただし、ゲルナーは、コミュニケーションの役割として、印刷された言葉やラジオなどがそれらを伝えたことでナショナリズムの概念が広がったというアンダーソンの見方を、全体として誤った見方であり、「メディアは、そこにたまたま供給された観念を伝達するのではない。何がメディアに要求されたかは全く重要ではなく、「重要なのはメディアそれ自体」なのであり、「コミュニケーションそのものが自動的にナショナリズムの中心的概念を生み出す」（ゲルナー、p. 212）と指摘。内なるナショナリズムである国民連帯には、「同質性、読み書き能力、匿名性が鍵」（ゲルナー、p. 230）とした。

ジアとラオスはシャム（タイ）の保護国であったものがフランスによってインドシナ連邦に編入されたことで、第二次世界大戦後に領域国家として独立が可能となった（柿崎 2007）。ベトナムの中国およびカンボジアとの国境線もフランスの植民地化によって確定された<sup>218</sup>。さらには、英保護領としてのブルネイの 1984 年まで存続と独立後の国境線、山岳少数民族が生活するチン州やシャン州他を含む現在のミャンマーの国家領域もイギリスの植民地政策の歴史的結末である。また逆説的にタイは英仏が植民地化しなかった跡地といえる。タイ（シャム）は、英仏へ多くの領地を割譲しており、今日のタイの国家領域は外圧に屈せず守りきった領域である（柿崎 2007）。

次に、東南アジアにとっては、西欧で創造された国民、国民国家という、近代思想、概念、制度が伝播したという点である。前述の通り、アジア諸国はそれら近代的な思想、概念、制度を、20 世紀後半からという極めて短時間に積極的にもしくは強制的に吸収を試みた。つまり、東南アジアには元々国民連帯を支え構成する、国民、領域国民国家、そして国語が創造される内在的な歴史的な要求や必然性はなく、それらは近代の伝播と吸収によって形成され、現在も進行形であるという特徴である。福祉国家を支える国民連帯の形成と強さを測るためには、国民化、領域国民国家化、国語化の形成過程を検証する必要があるのである。

#### 《分析項目》

本節では、近代化過程で確立、形成された、日韓を含めたアジア 7 カ国における国民連帯の有無、強弱の把握、検証を試みる。比較にあたり、以下 3 つの側面に着目する。すなわち、(1) 民族・宗教構成、(2) 独立の経緯と近隣国との歴史的関係、(3) 国語と共通語の確立・形成過程、結果・成果である。

まず、(1) の視点では、各国の民族構成、宗教による対立・統合・分立について独立以前から今日までの概要を概観することで、民族 (ethnic) が、いかに国民 (nation) に変容してきたのかを検証する。特に域外文明を背負った中華系、インド系の民族と現地少数民族を含む多様な民族の国民化を記述し、比較検証を行う。同時にイスラム、キリスト教、仏教徒他、多様な宗教が民族と関連しており、その点も国民連帯との観点から整理する。

(2) の視点では、外向きの国民連帯、もしくは外向きのナショナリズムを形成すると考えられる近隣諸国との戦争・紛争、および独立戦争を通しての国民統合・連帯意識の変遷を概観する。本論の分析対象は内なるナショナリズム＝国民連帯である。外向きのナショナリズムが強ければ必ずしも内向きのナショナリズムが強くなるわけではない。また、その逆に国民連帯が強くなれば対外ナショナリズムが必ずしも強くなるわけではない。しかしながら、外向きと内向きのナショナリズムが関連していることは確かであ

---

<sup>218</sup> ベトナムの帰属をめぐる行われた清仏戦争（1884-85 年）後に、中国・ベトナム間に初めて設置された境界碑を国境に設定した。（桐山他、p. 37）



る。特にソトとウチを認識する歴史過程は内なるナショナリズムとしての国民連帯の醸成に重要な要因である。故に本章では、各国の外向きのナショナリズムをも形成するであろう植民地からの独立過程と独立後の近隣国との対立を含めて概観する。すなわち、支配地域 (area) が近代化の過程でいかに領域国家 (state) へと変容したのかが、検証される。

最後に (3) の国語と共通語については、それらの形成の歴史的経緯と教授言語を中心とした教育制度を検証する。具体的には、域外言語である英語、中国語、タミール語に加え、域内の民族語がどのように共通語・国語となってきたのかを整理する。ここでは、民族語 (ethnic languages)、国際語 (international languages) が、いかに共通語 (common language)、国民語・国語 (national language) を創設、統合されてきたかが比較分析される。

本章では、福祉国家に必要とされる国民連帯を歴史的な変容 (縦比較) と7カ国間 (横比較) をもって個々の特徴を比較検討したい。なお、本論では初期条件としての民族や宗教、国語などの歴史的形成における因果関係そのものは問わず、所与の条件下での国民連帯の要因、形成、変容を記述することで比較分析したい<sup>219</sup>。

ところで、国民連帯の分析方法として、可能であれば量的多国間比較調査が理想的である。しかしながら、実は国民連帯を数量的に把握し比較することはかなり困難である。なぜならば、国民連帯を的確に把握する調査方法が確立していないためである。まず、国民連帯という意識調査を行うことが極めて、困難である (計測困難性)<sup>220</sup>。次いで、相対的な意識調査の結果を歴史的背景も社会構造も異なる国々で国際比較することも極めて困難である (国際比較の困難性)<sup>221</sup>。最後に、研究者がリーチできるサンプルに限界があり、多くのバイアスを含んでいる可能性が高い (セレクションバイアス)<sup>222</sup>。

---

<sup>219</sup> 例えば、なぜその国が植民地化されたのか、独立を維持できたのか、なぜその国が単一民族国家多民族国家となったのか、なぜある国では英語が普及しある国ではオランダ語は普及しなかったなど、独立前の歴史的な事実は本論では付与条件とし、直接の分析対象とはしない。

<sup>220</sup> (計測の困難性) 既存の調査データとして、各国において「政府を信頼しているか」、「自国が好きか」「福祉を充実させるべきか」など、ナショナリズムや国民統合を測る基礎データはある程度ある (猪口他 2007; 猪口 2014; 園田 2012; アジアンバロメーター; アジアバロメーター; 他)。しかし、それら量的データをもって特に国民の連帯度を測ることは困難であると思われる。サッカーの世界大会で自国チームの活躍に興奮し敵チームを敵視するのは、ナショナリズムの高揚の一つではあるものの、福祉国家を実践するための内向きの国民連帯の発露とは言えない。ナショナリズムと愛国心は異なるのである (スミス 2018)。

<sup>221</sup> (国際比較の困難性) また、国民連帯を多国間比較することも著しく困難である。それらの量的データを連結・加工して各国比較をする場合、さらに信憑性が低くなる。どの国民も自国にある程度の好感をもっているであろうが、それらは必ずしも国民連帯を示すわけではない。各国の地政学的、歴史的なナショナリズムおよび国民連帯の形成には、一般化できない個別の事情があり、一概に量的データによって比較することを困難にすると考えられる。

<sup>222</sup> (セレクションバイアス) アンケート方式の量的社会調査では、その調査対象が国民全体を代表しているのかの確証が持てない。予算や期間が限られた社会調査では、多くの調査対象が、都市部となり、そういった質問に答えやすい、答えることを好む中高学歴、中高収入者に偏る可能性が排除できないからである。多くのサンプリング・分析バイアスが予想される。

つまり、意識調査に頼り国民連帯の強弱を量的に国際比較することには、大きな障害と危険性があると考えられる。

この様に国民連帯の有無、強さおよびそれらの国際比較を量的に行うことには困難が伴う。そこで本章では国民連帯を把握するために、量的分析ではなく質的分析、すなわち記述的推論による検証を試みる。つまり、国民連帯意識を形成するであろうと考えられる各種要因を挙げ、歴史観察など「外形的な」質的データを記述することで、各国の国民連帯の強さの水準（量）と質を推測する手法をとりたい。

### 【民族、宗教構成の概観】

東南アジアは、中国とインドという2大文明の交錯地であり、古代にヒンズー文化に覆われ、その後、仏教、イスラーム、キリスト教の伝播が続いた。各国には多様な民族、言語、宗教が広がることがわかる。東南アジア5カ国は、インドシナ半島に位置するタイ、ベトナム、島嶼部に位置するマレーシア、フィリピン、インドネシアである。インドシナ半島は地政学的にも歴史的にも陸続きである中国南部との交流が活発で、ほとんどの民族が雲南省などから南下したものである。海洋通商を行いつつも、多くの地域が内陸的な村（ムアン）を中心として発展した。一方、島嶼部諸国は、西方インド、アラビアからの文明の伝播が活発で、海洋国家として通商都市が展開する。古代には最先端文明としての仏教を取り入れていたが、13世紀頃からイスラームへの改宗が進みマレーシア、インドネシアに広がった。一方、フィリピンはボルネオ、スールー諸島からミンダナオ島、ルソン島にかけてイスラームが広がるも、16世紀からのキリスト教国スペインによる布教活動で、南部ミンダナオを除きキリスト教が広まった。インドシナ半島では、ミャンマーからタイ、ラオス、カンボジアに上座仏教がインド方面から伝わる一方、ベトナムでは中国経由で伝播した大乘仏教が主流である。それらの歴史的背景から導かれた7カ国の今日の民族と宗教は、多様性に富み、単純な比較が容易でないことがわかる。表4-1を参照し、まず7カ国の民族・宗教構成を概観する。

	最大民族 (%)	最大宗教 (%)	その他の民族集団 (%)	総人口 (2020)
日本 (2021)	日本人 (97.9%)	神道(69%)、仏教(66.7%)	中国人 (0.6%)、朝鮮人 (0.4%)	126,476
韓国 (2021)	朝鮮人	無宗教 (56.7%)	-	51,269
マレーシア(2010)	マレー人 (54.6%)	イスラーム (60.6%)	華人 (24.6%)、インド人 (7.6%)、等	32,366
タイ(2010)	タイ語 (のみ) (90.7%)	仏教 (94.6%)	マレー語 (2.3%)、ビルマ語 (1.3%)、等	69,800
インドネシア(2010)	ジャワ (40.2%)	イスラーム (87.2%)	スンダ族 (15.5%)、バタック族 (3.6%)、マドゥラ (3.0%)、等	273,524
フィリピン(2010)	タガログ (24.4%)	カトリック (80.6%)	ビサヤ (11.4%)、セブアノ (9.9%)、イロカノ (8.8%)、等	102,581
ベトナム(2019)	キン族 (85.7%)	無宗教 (81.8%)	タイー族 (1.9%)、タイ族 (1.8%)、ムオン族 (1.5%)、ホア (華人:0.78%) 等	97,339
注1：韓国人の宗教：プロテスタント (19.7%)、仏教 (15.5%)・カトリック (7.9%)、注2：タイ語と第二言語両方話す人口は6.4%、注3：ベトナム人はほとんどが仏教徒もしくはキリスト教と考えられる。注4：フィリピンのイスラムは6%。				
出所：各国国勢調査、川中／川村(2019) p.157「表7-1. 東南アジア11カ国の人口と主要エスニック集団」、CIA data他より抜粋、筆者作成。				

#### 《日本》

人口 1 億 2600 万人の日本は、基本的に単一民族であると考えて良いだろう。民族間の構造的で緊迫した対立などは今日見られない<sup>223</sup>。

宗教は、仏教 (66.7%) と神道 (69%) の両方を信仰する国民が多く、若干のキリスト教徒が存在する。明治以降、国家が主導する皇国・神道によって国民統合が企てられ、義務教育により近代化と神国・国民化がなされた。しかしながら、第二次大戦後はそれらへの反省・拒否反応から、今日日本では高度な政教分離が行われている。また、今日の日本は宗教による国家の統合や分裂がほとんど国家的な課題として見られない国である。

#### 《韓国》

人口 5100 万人の韓国 (大韓民国) は、朝鮮半島南部に位置し、現在は北朝鮮 (北朝鮮民主主義人民共和国) と分裂しているが、両国とも朝鮮民族の国家である。

李氏朝鮮時代は儒教が重んじられ仏教を信じる国民が大多数であった。18 世期に伝わったカトリック (天主教) は迫害を受け、また日本による植民時代には神道への同化政策が取られた (水野 2007、pp. 139-142)。独立後はキリスト教信者が増えた。2021 年調査によれば、国民の 56.7%が無宗教とされ、約 3 割がキリスト教徒 (プロテスタント 19.7%、カトリック 7.9%) であり、15.3%の仏教徒よりも大きな勢力となっている (宮本 2010)。しかし、基督教会と仏教、儒教間の宗教対立などによる国民分断とはなっていない。また、統計上は人口の約 6 割が無宗教とされるが、仏教や儒教は信仰ではなくとも文化的に広く受け入れられていると考えられる。

<sup>223</sup> 特別永住者 (約 30 万人) や、在日朝鮮・韓国・中国人、古来からのアイヌ民族が一部存在するが、全体に影響を与える規模感は無いと考えられる。

### 《マレーシア》

人口 3200 万人マレーシアは、91.8%がマレーシア国民で、8.2%は外国人である。またマレーシア国民のうち、マレー系は 54.6%、中華系は 24.6%、インド系は 7.6%という構成である（マレーシア統計局 2010 年調査）<sup>224</sup>。全人口の約 8 割が半島部に過ごし、建国以前から華人人口は多い<sup>225</sup>。

マレーシアは、イスラームを憲法で国教と規定している。スルタン、諸侯以下マレー系は基本的にイスラームであり、生活のみならず政治的にも大きな影響力を持っている。マレーシア統計局 2010 年調査によると、人口の 61.3%がイスラム教、6.3%がヒンズー教、9.2%がキリスト教、19.8%が仏教を信仰している。

### 《タイ》

人口 6900 万人のタイでは、華人とタイ人の混血化が著しく進んでおり民族構成として把握することが難しい。日常語としての言語で把握すれば、タイ語のみを話す人口は 90.7%、タイ語と第二言語を話す人口は 6.4%であり、国民の 98%がタイ語を主要言語としている。一方、マレー語（2.3%）、ビルマ語（1.3%）を使う少数民族もいる。タイ人と華人の融合、混血化は強固に進んでおり、民族、言語両面から見てもマレーシアのような複合民族国家とは異なる。

### 《インドネシア》

人口 2 億 4000 万人のインドネシアは、1 万 4000 を超す島々で構成される広大な国土に多くの民族、言語が存在する。最大民族はジャワ（40.2%）で、主要民族としてスンダ（15.5%）、バタック（3.6%）、マドゥラ（3.0%）などがある。言語は後述する通り、今日インドネシア語を日常の第一言語として使用している。

宗教は、イスラームが 87.2%と大多数であるが、東部、マルク、北スラウェシなどにはキリスト教信者もある程度いる。なお、インドネシアはマレーシアと異なり、世俗主義をとりイスラームは国教ではない。

### 《フィリピン》

人口 1 億人を超し、7000 以上の島々から構成されるフィリピンでは、多くの民族、言語が存在する<sup>226</sup>。2010 年現在の主要なエスニック集団としては、首都マニラ周辺のタガログ（24.4%）、ついでビサヤ（11.4%）、セブアノ（9.9%）に北部のイロカノ（8.8%）である<sup>227</sup>。歴史的にはビサヤ語、セブアノ語を話す人口が多かったが、近年首都圏の人口増もありタガログが増えている。宗教は、スペインによる布教が進みカトリックが 80.6%

<sup>224</sup> 本論においては、東南アジアで暮らす中国から移民してきた人々を、統計元データによって、中華系、華人、華僑、（在外）中国人という表記を混在して使用する。ただし、一般に中華系、華人は既に数世代がその土地に暮らす人々を指し、華僑は初代、中国人はそれらを総称して使っている。

<sup>225</sup> 1910 年のペナン島では 55.5%、ジョージタウンでは 61.9%、マラッカでは 20.3%が華人で、シンガポールを含めた海峡植民地では 49.3%が華人であった。（篠崎 2017）

<sup>226</sup> 国勢調査（2010 年）によれば、言語を分類基準に 180 のエスニシティが存在する。

<sup>227</sup> その他、山岳民族や海洋民族など多い。

と、キリスト教国である。一方、スペイン統治以前から南部ミンダナオ島と周辺の島々を中心に生活したムスリムは多く、現在も全人口の約6%が生活している。

#### 《ベトナム》

人口9500万人のベトナムは、54の民族で構成されるが、85.7%が越(京)族である。少数民族としてタイー(1.9%)、タイ(1.8%)、ムオン(1.5%)がいる。ちなみに華人(ホア)は、0.78%しかいない<sup>228</sup>。宗教は統計では無宗教(81.8%)であるが、多くが仏教徒と考えられており、南部を中心にキリスト教徒も一定数いる。一部山岳少数民族を除き、ほとんどの国民はベトナム語を使い、国語としてまた共通語として確固たる地位を持っている。

### 【各国比較】

次に、7カ国の国民連帯の確立と強度推測するために、各国の国語と共通言語を検証する。そのために各国の植民地化以前および植民地時代の歴史的背景を概観し、併せて独立後の国語の制度的変遷を整理分析する。

#### 《日本》

日本は中国文明の中心地・大陸に近い島国という地政学的ポジションにある。7世紀頃には本州、四国、九州での国内統一がある程度なされ、国家統一のための数々の内戦を経て、国民という意識は無くとも12世紀以降は単一民族・単一国家・政府としての歴史的経験を積んだ<sup>229</sup>。1000年以上の時間を経て、民族(ethnic)が統合・単一化し、明治期にはそのまま近代国家という枠組みの中へ国民(nation)という形で変容、発展した。大陸から離れ、海に囲まれた島国では、自然と領域も確定した。日本では特段の障害なく近代国民国家形成が可能となったと考えられる。

開国後の明治時代には、被植民地化を逃れ、逆に近隣の台湾と朝鮮半島、中国等のアジア諸国を植民地化することで帝国主義国家となった。植民地化政策では皇国史観に則った日本国民・文化への同化政策をとることでナショナリズムは昇華した。一方で明治以降の日清、日露対戦、アジアでの植民地化、第二次世界大戦による欧米中国との幾度の戦争を経て、対外的に攻撃的なナショナリズムが軍国化、皇国化することによってさらに強化された。多くの歴史的イベントによって形成された日本のナショナリズムは強く、国民の連帯感の強化に大きな影響を与えたと推測される。

(国語・共通言語)

---

<sup>228</sup> 1970年代までは、南部を中心に多くの華人がいたが、資産家、キリスト教徒が多かった華人は、80年代の統一ベトナムによる共産化および中国との敵対関係から多くが国外に逃れた。残った華人も民族登録上、ベトナム人化が進んだと考えられている。

<sup>229</sup> 13世紀の2度の元寇に対する祖国防衛の戦いで、貴族と武士階級を中心にはあるが、日本民族としての結束が強まったとも考えられる。

近代化を志向した明治政府は中央集権国家化と言語の統一に着手した。それまで各地方で使われていた方言では国民への一律的教育ができないため、まずは新首都となった東京地方（山の手）で使われた方言をもとに標準語を作り活用した。その後、それらは1902年に国語として制定され、細かく標準化が規定された。全ての日本国民が100年以上、国語（日本語）を公式言語、教授言語、日常語（若干の口語方言はあるが）、新聞テレビなどのメディア言語としても使用している。

古代においては、口語の日本語に対して文語の中国語が公式文書で利用されたが、カタカナ・平仮名の発明と漢字との混合使用での現代の日本語を確立した。明治以降の近代義務初等教育・中等・高等教育における教授言語として基本的に教科書を含めて日本語のみが使われている。また、国内メディアにおいても英語での発信は著しく少なく、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ放送、インターネット等での情報発信・共有のほぼ全てが国語である日本語で行われている。つまり、日本は、民族語と国語が一致する、単一民族・単一言語の国である。

#### 《韓国》<sup>230</sup>

中国と地続きの朝鮮半島は、古代から常に中国の文化的、政治軍事的な影響を直接間接的に受けてきた。高句麗・新羅・百済の3国時代が7世期末まで続き、その後、統一新羅、高麗時代となり、1393年に朝鮮半島を支配する李氏朝鮮が誕生する。今日の朝鮮民族（韓国国民）にとって対外的なナショナリズムは、古代から李氏朝鮮時代までの数千年にわたる中国王朝・文明による支配と介入、1910年から1945年の日本帝国主義による植民地支配、1950年から3年間の朝鮮の戦争期間と今日に至るまでの北朝鮮との戦争休戦状態によって醸成された。特に近代の日本による併合時代には、欧州や日本の民族（ethnic）が次々と国民（nation）へと変容する中、朝鮮民族は自治独立国を持たず、自国民ではなく日本の準国民になることを求められた。日本は、日本語を教授言語として学校教育を行い神道の布教を進め同化政策を行った。これに対し、日本への強烈な対外ナショナリズムを発展させた。もちろん中国からの数千年に及ぶ支配と介入は朝鮮民族の歴史に刻み込まれており、受け継がれている。

#### （国語・共通語）

古代より口語として朝鮮語が使われたが、久しく公文書では漢字・漢文（中国語）が使われた。1443年に漢字を簡略化し朝鮮語を表現すべくハングル（訓正音）が創制され、庶民にも徐々に広がっていった（水野 2017、pp. 89-93）。ハングルの創造は、難解な漢字の普及を諦め簡易で朝鮮語を表記できる効果に加え、中国語ではなく朝鮮語を主とするナショナリズムの発揮であるとも考えられる。今日の韓国では、朝鮮語だけが使われ、

---

<sup>230</sup> 韓国については、水野（2017）、大西（2014）、木村（2008）、文（2015）、岩崎（2009）、服部（1994）、他を参考としている。

ハングル文字による朝鮮語が国語である。韓国は数百年にわたり民族語と国語が一致する、日本と同様に単一民族、単一言語の国である。

このように日本と韓国はともに、数々の歴史的体験を経て、民族 (ethnic) から国民 (nation) を創造し、民族語 (ethnic language) を国語 (national language) へと共通化させ、王権支配が及ぶ地域 (sovereign area) を国境を持った領域国家 (defined territory state) へと変容させることに成功している。国家の領域内で、国民の共通語としての国語を使い、統合され運命を共有する国民が生活する国民国家を創造する体験をしたのである。この歴史的体験の共有によって日本と韓国においては、日本人、韓国人としての共同体意識という内向きのナショナリズム、つまり強力な国民連帯が備わっていると推測される。両国が福祉国家化を進化させ充実させるためには、国民連帯が必要であったと考えられる。

#### 《マレーシア》<sup>231</sup>

マレーシアの国家統合の歴史はいささか複雑である。なぜならば現在のマレーシアは、統一王朝や国家として植民地化以前には存在せず、植民地化とその後の国民国家形成の過程で誕生した国家だからだ。

高温多湿のマレー半島およびボルネオ島の人口密度は薄く、古来より海域社会での交易都市によるネットワーク地域として長く存在した。インドや中国との中継点として、多くの王国ではヒンズーや仏教を受け入れインド、中華文明との接点、連結点として機能していた (リード 2021)。13 世紀に入りアラビア方面との交易が活発化するに従いマラッカ王国など多くの王国がイスラム化していった。そして 16 世紀になるとポルトガル、イギリスなどの西欧諸国によるアジア支配が始まる。イギリスは、あるときは武力であるときは策略や干渉、交渉によって支配の度合いを強めた。1796 年にペナンを割譲させ、1819 年にはシンガポールを獲得し、1824 年にはオランダからマラッカを得た。1874 年のパンコール協約以降は、マレー半島内陸部に植民地支配が及ぶ。イギリスはインドでの統治同様に、直接的な支配を行う海峡植民地 (ペナン、マラッカ、シンガポール等) と現地の土侯国を経由した統治というふたつのルートで植民地化を続けた。ボルネオ島におけるオランダとの交渉ののち、1909 年にイギリス領マラヤの領域が確定する。今日のマレーシアの国家領域の原型が出来上がった瞬間である (池端、増原、他を参照)。

1941 年の日本軍の侵攻によってイギリス軍は撤退した。翌年からの日本軍政は統治方法としてマレー系への優遇を行う一方、中国本国の国民党もしくは共産党との関係性を疑たがい中国人・中華系への迫害、弾圧を強めた。日本が降伏した第二次世界大戦後

---

<sup>231</sup> マレーシアについては、リード (2021)、池端 (1999)、岩崎 (2014)、川中他 (2020)、桐山他 (2003)、篠崎 (2017)、斯波 (1995)、鈴木 (2002)、中村 (2012)、萩原 (1996)、Steinberg (1987)、Norman (2005)、他を参考としている。

には、英領インドでの独立闘争の高まりもあり、イギリスはマラヤ地域での自治を徐々に認め、1947年にはマラヤ憲法がイギリスに承認され、48年にはマレー半島を中心としたマラヤ連邦が発足した。将来の独立を約束され、57年には独立を果たした。その後、ボルネオ島のサバ、サラワクを含め、1963年に旧イギリス領マラヤが合流しマレーシアとして独立する<sup>232</sup>。しかしながら、1965年には中国人、中華系人口比率の高いシンガポールを分離独立させることとなる。マレーシアは、イギリスからの独立に際し、武力闘争をせず、話し合いによって独立を果たした歴史的経験は、国民連帯確立の観点から重要である。

一方、マレーシアの国家統合および国民連帯に影響を与えたもう一つの要素は、中国人とインド人の出稼ぎ移民、入植である。ゴムやヤシ農園の運営のために労働力不足が恒常化していたため、同じイギリス植民地であったインドから多くの労働者が呼び寄せられた。また、錫鉱山の開発や港湾労働などに多くの中国人（主に福建、潮州、広東）が清朝末期の混乱した中国から逃れるようにマレーシアに働き先を求め殺到した（斯波1995）。イギリス領マラヤ（マレー半島およびシンガポール）の人口は急増し、1911年の268万人から1940年には550万人に達した（池端1999、p.269）。こんな中、シンガポールを含めたマラヤの中国人は1940年にはマレー人を上回る民族集団の規模となっていた。特に独立直後の1957年のシンガポールでは、マレー人が20万人弱、インド人が10万人強であったのに対し、中国人は100万人を超えており、マレー系による統治の限界から1965年にマレーシアがシンガポールを切り離したとされる。

また、マレーシアには出稼ぎ労働者とは異なり、プラナカンとも呼ばれるイギリス植民地時代以前、初期から定住する中国人と現地人との混血華人の末裔がいる。1901年の統計によれば、半島部であるペナン島の人口は55%、ジョージタウンの61%、マラッカの20%が華人であった。シンガポールでは72%が華人であったが、マレー半島においてもプラナカンは数世代にわたって生活していたのである（篠崎2017）。

近隣諸国との緊張関係として独立後のマレーシアでは、フィリピンとボルネオ島のサバで領土問題を有し国交断絶し（1966年回復）、インドネシアとはイギリスからの独立経緯をめぐり国交断絶する（1967年回復）など、マレーシアの（領域）国家としての独立のあり方を巡っては近隣諸国との緊張関係があった。また、分離独立したシンガポールとは常に緊張関係を持ち続けているも、一方で隣接し通勤可能なジョホールバルなどでは経済的一体化も進んでいる。現在は、ASEAN加盟国として目立った領土問題は表面化していない。ただし現在もマレーシアで働くフィリピン、インドネシア、ミャンマー、バングラディッシュなどからの出稼ぎ労働者の労働条件や犯罪、人権侵害等で各国との摩擦が発生することは度々ある（Nakanishi, 1998）。

（国語・共通語）

---

<sup>232</sup> イギリスが土侯国を維持しながら統治したこともあり、今日のマレーシアは、13州のうちイギリスが直接支配した4州を除き9州にはスルタンがおり、互選によって5年の任期の国王となる制度である。



独立前の1957年の憲法でマレーシアの国語はマレー語と定められた(Lee 2007)。一方で民族間の共通語として英語の地位が高く、華語の利用もある。その歴史はイギリス植民地時代まで遡る。イギリス勢力下の連邦マレー諸国の教育では、王族・貴族層に対する英語教育とマレー系民衆に対するマレー語教育の二本立てであった。1906年にはマレー系上流階級の子弟を対象にした寄宿制のマレーカレッジがイギリスのパブリック・スクール理念を模して設立されている一方、一般のマレー系住民に対してはイスラーム教育と一体化したマレー語教授の学校が主流であった。英語学校は1890年代半ば以降に増えるが、学生はもっぱらインド系、中国系が中心であった。

第二次世界大戦後に独立の機運が高まる中、マレー語母語教育に関する調査委員会報告である「バーンズ報告」において1951年に国民学校創設が提案され、マレー語と英語の二言語主義が示された<sup>233</sup>。さらに1956年「ラザク報告」により、マレー語を国語とするとともに、マレー語と英語の必修化が提案され、独立後の「1957年教育令」で法制化された<sup>234</sup>。最終的には「1961年教育法」でその後の基本指針が確定し、マレー語を教授用語とする「国民学校」と英語、華語、タミル語を教授用語とする「国民型学校」とに分類された。ただし、政府立中学校では、マレー語か英語だけが教授言語とされた。さらに1970年には英語からマレー語へと教授用語の転換が促進され、1983年以降、中等段階以上はすべての学校でマレー語が教授用語となっていた(西野・杉村2001、p. 75)。

建国以来のマレー語重視は、1970年代からの「ブミプトラ政策」によって、1980年代以降加速した。1969年の中華系住民による人種暴動を機に、「新経済政策(New Economic Policy: NEP)」が出され、「地元の子」であるブミ重視のブミプトラ優遇政策が開始されたためである(西野・杉村2001、pp. 75-76)。

高等教育においては唯一の共通語としての英語が使用されていたが、1969年からは公的修了資格試験に英語に加えマレー語での受験が可能になり、1977年からは遂にマレー語だけとなった。1978年には「下級教育試験資格」がマレー語だけに、また1982年には「高等教育資格試験(STPM)」がマレー語に一本化されることで、マレー語中心の教育環境が確立されるとともに、非マレー語話者の教育機会は著しく狭められることとなった<sup>235</sup>。

実は、マレーシア政府は2007年に国語をマレー語からマレーシア語へと名称を変更している<sup>236</sup>。つまり、国語を歴史的な地域語としてのマレー語ではなく、マレーシアという国家の言語としてのマレーシア語として、区別したのである。

---

<sup>233</sup> 当初は中国語を入れた3言語主義の提案もあった。

<sup>234</sup> 1960年には学校は「国民学校」と「国民型学校」に分類され、政府立の中学校ではマレー語か英語を教授用語とすること、それ以外の学校(つまり中国語やタミル語を教授語とする学校)には補助はしないことが議論される。

<sup>235</sup> 実態的には教育機会を通じたマレー系への優遇、非マレー系への冷遇政策といえる。なお、公的教育での中国語が軽んじられる中、中華系マレーシア人を中心に1961年以降独自に「華文独立中学」が設立され、1998年には半島マレーシアに37校、サバ・サラワクに23校の計60校があった。(村田2001)

<sup>236</sup> 独立前にマレー連邦であったシンガポール、およびブルネイでは、国語はマレー語である。

他方、1980年代以降の飛躍的な経済発展の中で、経済のグローバル化がより重視され、英語の重要性が再認識されている。また、1985年の中国との国交回復及び近年の中国の地域大国化により華語の重要性と需要も日に日に増している。

#### 【タイ】<sup>237</sup>

タイは古来、地域に分散するムアン（タイ族のくに）を束ねたゆるい支配であるスコータイ朝、アユッタヤー朝がいわゆるマンダラ国家としてクメール、ビルマ、マレーを含む領域に勢力範囲を拡大縮小させながら存続していた<sup>238</sup>。1767年にコンバウン朝ビルマの攻撃によりアユッタヤーが破壊され、アユッタヤー朝が終焉。その後ビルマを駆逐したタークシン（トンブリー朝）の後、1782年にラーマ1世（ラッタナーコシン）を始祖とするチャクリー朝がバンコクを首都として興る。当時の最大の対外的脅威はビルマであった。そのビルマは、18世紀末に英、仏、ポルトガル、ドイツなどがインドに侵略し最終的に勝者となったイギリスによるインド支配（1858年から1947年まで）の東方への展開として、1824年の第一次英緬戦争にはじまり1885年にはビルマは完全にイギリスの支配下となった。

このように、チャクリー王朝最盛期のラーマ3世（1824-51年）を経て、ラーマ4世（モンクット：1851-68年）時代は、欧米列強のアジアへの進出が本格化した時期であった。英仏の緩衝地帯として東南・南アジアで唯一独立を維持することに成功したタイだが、英仏によるタイの支配地への関心と介入は熾烈であった。まずイギリスは1886-1900年にタイからマレー半島のペナンとウェルズディを、1793年にタイ東海岸（タヴォイ、メルギ、テナセリウム）を英領ビルマへ割譲させ、他方19世紀初めから本格的にインドシナに侵攻していたフランスは1863年にはタイの実質的保護領であったカンボジアの大半を自らの保護領とし、1993年にはメコン川左岸（ラオス）を保護領とした。次いでタイは1904年にはルアンプラパン他を、1907年にはシムリアップなどをフランスに、1909年にケダ他マレー半島部分をイギリスに割譲させられた。

「大タイ」と呼ばれる支配領域は、イギリスとフランスに割譲させられ半分以下となったのだった（柿崎（2007）、石井・桜井（1999）、トンチャイ（2003）、他）。近代帝国主義国家英仏との接触と侵攻によって作られた国境線は、マンダラ国家であったタイ（シャム）に自らの支配領域を正確に認識させるに至ることとなる<sup>239</sup>。

---

<sup>237</sup> タイについては、リード（2021）、石井・桜井（1999）、石井・桜井（1985）、赤木（2019）、大阪市立大学（1998）、岩崎（2014）、柿沢（2007、2016）、金丸（2013）、川中他（2020）、桐山他（2003）、末廣（1993、2000、2009）、鈴木（2002）、中村（2012）、村島（1996）、Steinberg（1987）、Norman（2005）、他を参考としている。

<sup>238</sup> 本論におけるマンダラ国家とは、各地の王権を中心に広がる支配領域が、ある部分では重なりながらゆるい連合体の様な支配が行われた国家。曼荼羅図の様に見えるために名付けられた。

<sup>239</sup> 経済面においてはいわゆる不平等条約であるポウリング条約の締結（1855年）をイギリスに迫られ、以降王室による独占貿易（アヘンを除く）が終焉し、西欧列強からの工業品が大量にタイ国内に流入することとなる（柿沢2007）。

ラーマ5世（チュラロコン：1868-1910年）は、同様に開国と近代化を迎えた日本の明治天皇の在位期間と重なる。ラーマ5世は自ら近代化に先行するアジア地域を訪問し見聞を広めながら、先代のラーマ4世による西欧近代技術の吸収を加速させながら、明治政府が行ったと様にお雇い外国人を雇い、鉄道を敷き、不平等条約の改正に尽力した<sup>240</sup>。

ラーマ6世（ワチラーウット：1910-25年）を経て、ラーマ7世（プラチャーティポック：1925-35年）の時代は絶対王政が揺らぎ始めていた。西欧帝国主義国家においても立憲君主制が一般的となりロシア革命も起こる中、しかしながら、タイは憲法を發布せず絶対王政を維持していた。日本が明治維新後20年で憲法を發布したのと対照的である。そんな中、西欧留学経験のあるプレディ（プエレディ・パノムヨン）やピブーン（プレーク・ピブーンソクラーム）ら平民を中心とした官吏による立憲革命が1932年に起こり、絶対王政は終焉した。

トンチャイ（2003）は、タイは領域を示した「地図」の作成とその書き換えによって空間的にも歴史的にも言説的にも「地理的身体」（ジオボディ）を認識し、国民（タイ人）、国家（タイ国）を創造することができたと訴えた。そして、それらが地理的身体性を持ち一体化するのである。ラーマ3世治世時から近代西洋技術や近代概念の導入、英仏によるタイの国家領域の確定という歴史的経緯を経て、タイでは「国民という概念」（ネーションフッド）や「タイらしさ」をタイの（領土）地図から認識し創造したのだという説明である。英仏列強の圧力による国家領域の確定とその過程は、国民にとっての地理的身体（ジオボディ）の認識と形成であり、「地図は、独力ではないにせよ、国家（ネーション）を創造した」（トンチャイ、p. 318）のである。

他方、赤木（2019）は、現在のタイ（人）とは、「タイ世界：主に北のタイ、東北のラーオ、東のクメール」、「サヤーム世界（バンコクを中心とした外来人国家）」、「マレー（ムスリム）世界」の3つの世界の歴史的な変節を経て形成されてきたとした<sup>241</sup>。

今日のタイは、外来文化を取り入れて出来上がったバンコクを中心とした「サヤーム世界」を中心に、時には「タイ世界」に注目、傾倒するなどして「ラック・タイ＝国体・原理」と「チャート・タイ＝タイ的価値」を歴史的に創造してきたという（赤木）。タイには、そもそものタイ（人）はなく（おらず）、タイ（人）とは、歴史的言説によって作られてきたという指摘である。アンダーソンは、創造の共同体が共通言語と印刷技術によって創られたとしたが、トンチャイは地図というメディアがそれを行なったことを示したのである。国民が共有する何かしらのメディアの存在が必要なのだという、ゲルナーの指摘とも共通点がある。

<sup>240</sup> 不平等条約は1927年に改正。

<sup>241</sup> 「3つの世界は、「ウルチ米世界」、「モチ米世界」、「ムスリム世界」とも呼ぶことができる（赤木2019、p. 31）

タイは立憲革命を機に、1939年に国名を「シャム」から「タイ」へと変更している。これは、前近代の王朝時代からの漠然とした地域名としての「シャム」から近代的な国民と領域国家を擁した「タイ」への変革と並行する。西欧近代化志向の強かったプリーディ・パノムヨンと異なり、ピブーン政権（1938-44年、1948-57年）では、華人・華僑、少数民族に対してタイ同化の政策が図られた。後述するとおり華人学校を閉鎖し、タイ語を話すタイ人の全国的な育成に努めたのである。

すなわち、西欧の民族自決、領土国家、ナショナリズムといった近代国民国家像を実視、体験した留学生たちが、マンダラ国家「シャム」を国民国家「タイ」へと「近代化」させたのである。さらに1957年のサリット・タナサット陸軍司令官によるクーデターによって、「タイ式民主主義」という西欧民主主義とは異なる価値と規範を押し進められた。典型的な開発独裁体制を敷いたサリット政権（1957-1963年）及びその後を継いだタノーム政権（1963-73年）は、その正統性を王室と経済発展に求めたのである。

タイにおける国民と領域国家の創造は、国民の統合と領域国家の統合の歴史でもある。タイは、植民地にこそならなかったが、歴史的なビルマに対する敵対心に加え、英仏による執拗な軍事的、政治経済的介入によって国土を減らし、経済の自主権を失った経験などを経て、「我ら」と「彼ら・奴ら」認識から近代的なナショナリズムの創造へとつながったと考えられる。国王・宗教（仏教）・国民を国是とするタイにおいて、これらの試練は、民族（エスニック）によるマンダラ国家から国民（ネーション）による近代国民領域国家を作り上げた歴史的かつ国民全体の共同の経験であったのである。

#### （国語・共通語）

タイの国語としてのタイ語は、東南アジア諸国ではベトナムとともに憲法に国語の規定がされる必要がない程に自明なこととして扱われている。赤木（2019）は、タイの成り立ちが、外来の文化や人間を受け入れながら形成されてきた「サヤーム世界」を中心として成り立つことから、華人も社会によく溶け込むこととなり、タイ人化してきたと分析した。タイ民族（エスニック）のルーツが、雲南や中国奥地であることから東アジア的中国文化との類似性、親和性は高く、マレー系イスラム世界であるマレーシアやインドネシアにおける域外文明としての華人という位置づけにないことも一因かもしれない。

なお、1982-83年調査によると「華人は、家庭において約84%（農村）、91%（都市）はタイ語を使用」（村田、p.38）しており、40年前にすでにタイの華人ではタイ化が相当に進んでおり、タイ語を国語として受け入れていることがわかる。ただし、域外文明としての中国化への対抗と共産勢力化に対する扱いは、他の東南アジア諸国同様、以下の通り統制された。

華語の扱いについては、客家系華僑が新徳学校を開校するなど、1916年にはバンコクに華僑学校が約20校があり、1920年までには男子校30校、女子校6校が開校した。

中国国民党による中国での国語教育が広まると、教授用語に北京語が国語として採用され、タイにも広がった（村田、p. 42）。それに対して、1919年にラーマ7世は、華僑学校を規制する布告を出し、1933年には華僑学校に対し華語の教育を週に6時間に制限し、文部省の査察を強化し、その結果、「1935年8月までに79校の華僑学校が法令違反で閉鎖され」ている（村田2001、p. 42）。

この時期は、1939年のピブン政権でのナショナリズム高揚の「汎タイ」運動の広がりの中、全タイ系民族の結束を求めて国名がシャムからタイへ変更された時期でもあった。タイナショナリズム高揚の中で、1939年には華僑学校での華語教育は週に2時間に制限され、1940年にはバンコク以外のすべての華僑学校が閉鎖。同様に中国文化、特に王政と宗教を否定する共産主義宣伝の教科書も禁止された。

第二次世界大戦中は日本との枢軸関係にあり中国人への対応も厳しく、また戦後に復権したピブーン政権では、タイの共産化に対抗するために、華僑弾圧を再開した。

1951年の私立学校法制定では、学校の所有者、理事、校長はタイ人であること、カリキュラムは政府編成に従うことが定められ、政府の規制が強化された<sup>242</sup>。しかし、1992年以降は引き締めが規制緩和され、華語を教授用語とする学校ではないが、バンコク、チェンマイなどの大都市には私立小学校で華語を教える華人学校は増加した（村田2001）。

#### 《インドネシア》<sup>243</sup>

1万4000以上の島々で構成される広大なインドネシアは、マレーシア同様に海洋交易をネットワーク化した地域であり、インドと中国からの文明の交錯地であった。6世紀にはヒンズー、仏教の影響を強く受けたマラユ国や、7-9世紀を最盛期としたシェリーヴィジャヤ朝がスマトラ島とマレー半島を中心に興る。

一方、農業生産に恵まれたジャワでは東ジャワ、南ジャワを中心とした内陸型の王朝が順次興り、13世紀末にはマジャパヒトがジャワ島のみならず、スマトラやボルネオ、マレー半島、遠くはカンボジアにまで影響力を持つ王国を築いていた。しかしながら、各王朝による支配はマンダラ国家と同様、基本的には点を結ぶエリアでしかなく、近現代の領域国家とは多く点で異なっていた。

14世紀に入るとインドよりも西方のアラビアとの交易も盛んとなり、諸国の王侯が徐々にイスラーム化していった。

---

<sup>242</sup> 1948年には全国で全生徒6万人、426校あった華僑学校は、1955年には217校に半減した（村田2001）。

<sup>243</sup> インドネシアについては、リード（2021）、池端（1999）、大阪市立大学（1999）、加納（2012、2017）、岩崎（2014）、川中（2022）、倉沢（2020）、佐藤（2004、2011）、白石（1997）、本名（2013）、マブバニ（2018）、桐山他（2003）、鈴木（2002）、中村（2012）、Steinberg（1987）、Norman（2005）、他を参考としている。

イスラームの到来にから約2世紀後の大航海時代に、ポルトガルやイギリス、そしてオランダなどの西欧列強が到来する。1601年にはイギリスが、1602年にはオランダが東インド会社を設立し、オランダは1611年にバタヴィア（現在のジャカルタ）に商館を設立した。西欧諸国間での植民地獲得争いを経て、オランダがスマトラ南部も19世紀後半には支配地として確立し、1910年代には、「今日のインドネシアの原形をなすオランダ領東インドが完成」（池端、p220）した。領域国家としてのインドネシアの原型である<sup>244</sup>。

アンダーソンは、現地の非白人エリートが宗主国オランダ他への留学を経て、19世紀の西欧で絶頂期を迎えていた「民族自決」「国民国家」「共産主義」に接したことが祖国の独立運動へとつながっていったと指摘した。ハッタを中心としたオランダ留学組は、1923年に原住民でもなく東インド人でもない「インドネシア人」という民族と、オランダ語でもなくムラユ語でもない「インドネシア語」という共通言語・国語の創造を訴え始めたのである（池端、p. 308）。

全国から集まったナショナリストが1928年にバタヴィアに集結し、一つの祖国インドネシア、一つの民族インドネシア、一つの言語インドネシアを誓い合った「青年の誓い」<sup>245</sup>は、インドネシア人の「連帯と統一」（増原他、p. 63）を発展させる出来事であった。

第二次世界大戦時の日本軍によるオランダ支配の駆逐とインドネシアの占領は、インドネシアのナショナリストたちに刺激を与えた。日本敗戦直後の1945年8月17日にスカルノは直ちに独立を宣言し、自らが大統領となった。その後戻ってきたイギリス、オーストラリア、オランダ軍との全面的な激戦となった独立戦争を通して、1950年に独立を正式に勝ち取る事となる<sup>246</sup>。英領マレーシアと異なり、蘭領東インドを絶対に手放さないオランダに対して行われた独立戦争は、その後のインドネシア国民、国家統合に重要な出来事となった。

独立戦争とその後の国作りは、スカルノ、ハッタ他を中心としたインドネシア共和国軍勢力、共産主義勢力、そしてイスラーム勢力によってなされた。指導者となったスカルノにとっては、民族主義（ナショナリズム）こそが、共産主義やイスラームよりも重要であった。スカルノはナショナリズム、宗教、共産主義を束ね、権威主義体制として1959年から本格的に「指導される（上からの）民主主義」に取り組むことになる。同時

---

<sup>244</sup>イスラームの影響力の強いスマトラ最北のアチェとの戦争が1912年に終結後も引き続き抵抗は続いた。

<sup>245</sup>浦野起央編・著1988「蘭領インドにおける第2回インドネシア青年会議「青年の誓い」」和訳

<sup>246</sup>1948年の独立では、スマトラとジャワを基盤とする共和国に加え、地方の15か国とのインドネシア連邦共和国であったが、1950年にインドネシア共和国となった。その後も1963年まで国内での抵抗運動は続いた（池端、p. 374）

に、欧米帝国主義との対決姿勢を鮮明としたナショナリズムを訴え、植民地からの独立を共有する第三世界の団結をも模索した<sup>247</sup>。

1960年代に入り左傾化したスカルノへの懸念が軍部に広がる中、1965年9月30日に発生した共産党シンパ軍人によるクーデターを契機に、それを鎮圧したスハルト将軍に権力が移行し、1968年に大統領となる<sup>248</sup>。9月30日事件では、共産党関係者が大量に粛清され、当時アジア最大のインドネシア共産党は壊滅、インドネシアは冷戦下において一挙に西側へのシフトが進んだ<sup>249</sup>。実権を握ったスハルトは、「新秩序体制」を掲げ、いわゆるアジアに共通する開発独裁と呼ばれる権威主義体制を1998年まで約30年間続けることとなる。イスラーム勢力を抑え、共産主義を壊滅し、西側陣営に加わり国軍を権力の源泉としながら、国民に対しては経済発展を存続の正統性として示す開発独裁体制が、その後のインドネシア国家を形成した。

スカルノ、スハルト両政権では、1945年の独立宣言と同時に公布された憲法の前文に謳われたパンチャシラと呼ばれる建国5原則（唯一神への信仰、ナショナリズム、人道主義、民主主義、社会的構成）が重視された。インドネシアはイスラームのみに頼るのではない世俗国家を選ぶことで、全ての民族が平等に民主的に国家統合に参加するという国是としての「多様性の中の統一」が、基礎つけられた。

#### （国語・共通語）

広大な国土と多様な民族・言語を擁するインドネシアでは、インドネシア語という統一言語の創造によって国民統合が行われた。

オランダ植民地時代の1871年の基本教育令において、「インドネシア人のための学校の教育は地方語で行う」（村田、p.57）とされ、オランダ語は当初現地人には教えられなかった。その後、オランダ語を教授用語とする学校が徐々に整備されたが、入学者はヨーロッパ人、ユーラシアン（欧亜混血）、非ヨーロッパ人の上流階級の子弟に限定されていた。地元貴族は、オランダ語を介してヨーロッパの新しい思想に触れるとともに、「オランダの植民地支配の下にある同胞としての意識が彼らの間に共有され、民族主義運動の発展へと繋がっていく」（村田、p.58）。民族自決、国民国家、ナショナリズムがエリートを中心に築き上げられたのである。

インドネシア語は、スマトラ島のリアウ地方のマレー語を国語として整備されたものである。1930年代当時、全人口の1.5%に満たない話者しかいなかったマレー語を国語

---

<sup>247</sup> 1955年にアジア・アフリカ会議（バンドン会議）を主催。インド、中国、アジア、アフリカの新興独立国家指導者たちが集った。

<sup>248</sup> スカルノの失脚とスハルトの権力掌握によって、タイやフィリピンなどが与する西側陣営との協調関係樹立が可能となったことが、1967年8月のASEAN設立の一因となる。

<sup>249</sup> 9月30日事件では、共産黨員、シンパなど多くが処刑された。華僑、華人も多く、民族的な確執も加わり、全国的に大規模に行われた。犠牲者の数はいまだに不明ながら、50万人から300万人という数字がある。インドネシア現代史の恥部として多くが語れなかったが、近年、状況が分かり始めてきた（倉沢2020）。

としたのは、マレー語がこの「地域のリングフランカ（共通語）として貿易に利用され、植民地期の準公用語的な役割を担っていた」（西野 2001, p. 54）からでもある<sup>250</sup>。しかしマレー語の採用を国語化と国民統合の観点から見れば、重要なのは多数派であるジャワ人やスマトラ人の言語を国語化しないことで、数千とも言われる民族、言語者に配慮した「多様性の中の統一」を試みたことだと考えられている。「青年の誓い」は、インドネシアで「創造の共同体」を築くにあたって「言語・文化的な多様性を越えた「インドネシア民族」の誕生」（村田、p. 58）を志向させたのである。

ただし、マレー語の国語への採用は、「多様性の中の統一」という理念だけではなく、実態的にもマレー語が国語・共通語になり得る条件を備えてもいた。第二次世界大戦下の 1942 年の日本軍政下では、オランダ植民地時代の言語別・民族別の複線型学校体系が廃止され、日本語に置き換えられようとした。しかし、インドネシア人にとって日本語の習熟は困難であり、また地方語の乱立により民族間の意思の疎通が課題であった。マレー語の採用は現実的な次善の策であったとも分析されている（村田、p. 58）。

日本軍撤退後にオランダからの独立を勝ち取ったインドネシアでは、1950 年の学校教育基本法において、第 5 条で「（1）統一の言語であるインドネシア語を全インドネシアの学校における教授用語とする、（2）幼稚園及び小学校の下級生 3 学年までは地方語を教授用語として用いても良い」（村田、p. 59）と規定され、制度的にインドネシア語の国語化が確立した。

地域語は維持されつつも初等教育 4 年次以降はインドネシア語での教育が行われ、全国民のインドネシア語への統合が行われた。一方、外国人言語である華語は徹底的に排除され、インドネシア語への転換が強制された。そのため、インドネシア語を日常語とする国民の比率が 1980 年に 11.93%であったものが、2000 年には 34.0%まで増加している<sup>251</sup>。2020 年現在では、ほぼ全てのインドネシア人が、国語であり標準語であるインドネシア語を使用している。インドネシアにおいては唯一の標準語であり国語であるインドネシア語の確立が成功している。

ところで、インドネシアの国語統一の課題は、主に多民族多言語であることと都市富裕層としての華人（華語）にどう対応するかであった。植民地時代からバタビア（現ジャカルタ）やスラバヤなど都市部を中心に華人が多く生活し、経済力をもっていた。国民統合を目指すインドネシア政府の政策は、華人に対して国籍を与えてインドネシア国民にするか、外国人として排除されるかを迫るものであった。

華語を教授用語とする学校に対する補助金は 1950 年には停止され、1952 年には教育省への登録が義務付けられ、同時に小学 3 年生からインドネシア語を週に 4 時間以上教

---

<sup>250</sup> 1930 年センサスによれば、使用言語は、ジャワ語が 47.02%、スンダ語が 14.53%であるのに対し、インドネシア語のもととなったマレー語は人口の 1.52%に過ぎない（Montolau and Suryadinata 2007, p. 40）

<sup>251</sup> 一方、ジャワ語を日常語とする比率は、1980 年で 40.44%、2000 年で 34.7%と減少している。（Montolau and Suryadinata 2007, p. 48）



授することが義務付けられた。さらには 1957 年にはインドネシア国民（国籍変更した元中国人など）が外国人学校（中華学校）に入るのを禁止し、中華学校は国民学校へと転換されていった（村田、p. 60）。特に、スカルノ政権末期に起きた 1965 年の共産党蜂起未遂事件（9.30 事件）後の中華系共産主義シンパが多く虐殺された一連の事件の後には、中華学校はすべて閉鎖された。その後、華人のためのカリキュラムもインドネシア人教師がインドネシア語で教えることが義務化され、1975 年には中華学校は完全に閉鎖されるに至った。

一方、1998 年のスハルト政権崩壊後、急速に華人への対応は緩和され今日では自由化が進んでいる。しかしながら、インドネシアの華人はマレーシアのそれとは異なり人口比率も少なく、常に特別なマイノリティとして扱われるとともに、インドネシア化が進んだと考えられる。

インドネシアは、アンダーソンが唱えた「創造の共同体」としての国民国家建設を真正面から行なった世界最大級のプロジェクトであったといえる。世界最大のイスラム教徒を擁する国でありながら、建国時から世俗国家を選んだ点、国語にとして最大民族のジャワ語やスダ語ではなく域内一帯の貿易言語としてのリンガフラカであったマレー語を選びバハサ・インドネシアとして全国民に教育普及させた点、反帝国主義的共産主義イデオロギーに依存せず近代西欧諸国が作り上げた民主主義国家を目指した点は注目に値する。ナショナリズムと「多様性の中の統一」という難しいが近代国民国家としての（リベラルな）理想の組み合わせを目指したのである。

インドネシアは、何の文化的社会的必然性もないオランダ植民地の跡地を国家としての領域としながら「インドネシア」という国家を作り、インドネシア人という国民を作り、インドネシア語という共通語：国語を作り、近代国民国家創造というプロジェクトに挑戦してきたと考えられる。

#### 《フィリピン》<sup>252</sup>

古来、マレー系民族がスールー諸島からミンダナオ、ビサヤ、タガログ地方までに生活し、一部にはイスラームの小規模国も存在したことが中国での資料で確認されるが、独自の文字がなく 15 世紀までの詳細な歴史や社会の姿は明らかとなっていない（池端 1999）。

スペインからのマゼラン船団が 1521 年にセブに到達し、1565 年から植民地化とキリスト教化が始まった。スペインのフィリピン統治は、キリスト教の布教に加え、中国と

---

<sup>252</sup> フィリピンについては、リード（2021）、スタインバーグ（2000）、池端（1999）、大阪市立大学（2001）、加納（2012）、岩崎（2014）、川中（2022）、早瀬（2009）、長野（2000）、鈴木（1997）、井手（2017）、マブバニ（2018）、桐山他（2003）、鈴木（2002）、中村（2012）、Abinales（2005）、Costa（1992）、Agoncillo（1990）、McCoy（1982, 1994）、Wurfel（1988）、Steinberg（1987）、Norman（2005）、他を参考としている。

メキシコを結ぶガレオン貿易の中継拠点としてマニラを中心に行われた。350年以上のスペイン支配によって、フィリピン人の大部分はキリスト教化した。

インドネシア等と同様に独立運動が19世紀中頃から活発化し、スペイン人や中国人との混血であるメスチーゾやスペインなど西欧への留学経験を持つホセ・リサル他の開明的知識人（イルストラード）を中心に西欧諸国から「国民国家」、「民族自決」などイデオロギーが持ち込まれ、それらはエリートを中心にスペイン語で広められた。

他方で、プリンシパリーヤ（町役人等地元エリート）出身のエミリオ・アギナルドや庶民で非留学組のアンドレス・ボニファシオなどが秘密結社カティプーナンを結成し武力抵抗運動を展開した。米西戦争（1898年）によって一時的にスペイン支配が弱まったのを捉え、アギナルドらは1898年にフィリピン共和国の独立を宣言し、マロロス議会を招集した。しかしながら、まさに同年にパリ条約によってスペインからアメリカにフィリピン諸島が譲渡され、アメリカによるフィリピン植民地支配が始まることとなる。

アメリカによる支配に対して当初、フィリピン人知識人や地元エリートは武力抗争を含む抗米闘争をしばらくは続けたが、地方の実力者は支配の利益分配を約束され、一方都市エリートは政府高級官僚への登用などによって不満が懐柔、解消され、エリートによる抗米闘争は徐々に鎮静化された（Wurfel 1988）。また自国もイギリスの植民地であった経験を持つアメリカは、啓蒙思想に支えられた同化政策をフィリピンで進め、英語教師を大量に派遣しフィリピン人の「文明化」英語化を図る<sup>253</sup>。

米国内の共和・民主両党間の政権交代にも多少影響はされたが、フィリピンの独立は話し合いの遡上に乗れ、1907年にはフィリピン議会が開催され1918年には独立委員会を設置、1935年には憲法が批准された。フィリピン・コモンウェルスが発足、初代大統領マヌエル・ケソンが就任し、将来（1945年）の独立が約束された<sup>254</sup>。

しかしながら、日本軍の侵攻占領（1841-45年）によって予定は大きく変わる。日本軍政はホセ・パシアノ・ラウレルを首班とする傀儡政権（1943-1945年）を樹立するが、多くのフィリピン人指導者たちはアメリカの亡命政府であるケソン大統領と連絡を取り合う両睨みの対応をとっていた。

米軍とともに対日戦争に参加したフィリピン兵は多く、またフィリピンは戦場となったため、市民を含め約100万人近くのフィリピン人が戦争の犠牲となった<sup>255</sup>。

日本の敗戦後、当初のアメリカとの約束に従い1946年にマヌエル・ロハス2代大統領のもとフィリピン共和国として独立する<sup>256</sup>。その後、マグサイサイ大統領（1953-57

---

<sup>253</sup> フィリピン大学設立など教育機会の提供も積極的に行った。

<sup>254</sup> 他方、アメリカからの独立をせず、アメリカの51番目の州になろうとする政治活動もあった。

<sup>255</sup> 日本側（厚生労働省）の発表では、フィリピン人の犠牲者数は約50万人。なお日本兵のフィリピンでの戦死者数は51万人。

<sup>256</sup> 当初、フィリピンの独立記念日は、アメリカの建国記念日である7月4日とされていた。マカパガル大統領は1964年にフィリピンの独立をアギナルドが独立宣言をした1998年6月14日を独立記念日へと変更した。

年)の時代には、2大政党制も機能し出し、東南アジアで最も経済発展した民主主義国家としての地位を固めた。

フィリピンは長いスペイン植民地時代の後、いったんは独立宣言をするがアメリカの支配に降った。しかし、逆にアメリカに独立を約束されたことで武力を行使した対米独立戦争をすることなく1946年に独立を達成した。そのためアメリカの政治的・経済的な支配構造が温存された。米比エリートによるパトロンクライアント関係、レントシーキングと呼ばれる利益分配システムが維持され、その後のフィリピン政治経済の骨格となった(Wurfel1988 ; McCoy1982, 1994)。

他方、抗米戦争に端を発する共産勢力であるフク団による抵抗活動(後の新人民軍:NPA)が、独立後も長く続き、特に貧困層からの支持を一定程度受けた。新政府にとってフク団、新人民軍(NPA)との戦いはルソン島を中心に全国的に展開し、アメリカの反共政策・冷戦下におけるフィリピン政府の最大の懸念の一つであり続け、相当な政治的・軍事的消耗であった(1990年代にはほぼ解決された)。

また、スペイン統治時代から続く南部ミンダナオ島を拠点とするイスラームとの抗争は、アメリカ統治時代に一旦は収まったものの、フィリピン共和国独立後の度重なる和平交渉にもかかわらず解決に至っていない。例えば、2017年にもミンダナオ島マラウイ市がイスラーム過激派によって占拠されるなど、長い抗争が続いている。キリスト教対イスラームの構図、領域国家フィリピンの全国支配を貫徹させたい中央政府と南部イスラーム世界の対立でもある。

近隣国とは、1963年のマレーシアの英領からの独立に際し、ボルネオ島北東部のサバの領有権をめぐるフィリピンとマレーシアに対立、緊張関係があったが、1977年にマルコス政権時に棚上げされた<sup>257</sup>。近年は、南シナ海領有権問題において中国との緊張関係がある。

また、フィリピンは、世界有数の出稼ぎ大国でもある(井手2017)。国民の約1割が出稼ぎ者とされており、特に中近東、アジア各国でのフィリピン人労働者に対する人権問題が政府間の課題であり、時としてフィリピン国民によるナショナリズムの発露ともなっている。1990年代に起こったシンガポールでのフィリピン人メイド、コンテンプレションによる幼児殺害容疑での死刑判決及び執行に対する、フィリピン人の対外的なナショナリズムの爆発などは、大小を含め毎年のように起こる現象である(Nakanishi 1998)。

(国語・共通語)

スペイン統治下のフィリピンでは、スペイン人師弟のために1611年に東南アジア最古のセント・トマス大学が設立されている。一方、統治の目的の一つであったキリスト

---

<sup>257</sup> 現在のフィリピン領のスールー王国のスルタンがイギリスとサバの租借契約を結び租借料を受け取っていたことを根拠に、サバをフィリピン領と主張し、1989年までマレーシアと断交することもしばしばであった。

教の布教は、スペイン語ではなく地域言語で行われたためスペイン語の普及は極めて限定的であった。

19世紀後半になるとスペインを含む西欧諸国において、植民地現地人への教育の必要性が説かれたこともあり、1863年の教育令では7歳から12歳の就学の義務化と市町村に男女1校ずつの初等学校と師範学校設立が定められた。但しこれらの教育は基本的にスペイン語で行われたため、一般の現地人には無縁であった。一方これらの教育機会の提供は、メスティーソなどの地元エリート、上流階級に中学や大学、一部はスペイン本国への留学の道を開くことになり、ホセ・リサルなど独立活動家、啓蒙・民族主義者の育成へとつながることとなる。その一方、多様な現地地域語は一般大衆の言語であり続けた。

1998年の米西戦争に勝利したアメリカはフィリピンを統治することとなり、1901年に米フィリピン委員会の提言により、公立初等学校、師範学校を、1908年には国立フィリピン大学を次々と設立し、英語教育を強化した。小学校低学年を除いてすべての教育は英語で行われ、その結果、「英語を理解する人口はどの地方語を母語とする人口よりも多く」（村田、p. 103）なり、地域民族語ではなく、英語がフィリピン国内の各民族間のコミュニケーションを可能とする共通語の地位を占めるに至った。

国語の制定については、1935年憲法で「現在のフィリピン言語をもとにした共通の国語を発展させ採択するための措置を講じる」こと、「法により定められるまでは英語とスペイン語が依然として公用語とされる」とされた（渋谷 2001、p104）。1936年には国立言語研究所が設立され、日本占領前の1937年大統領令 134号においてタガログ語（ルソン中部・マニラ地方で使われる言語）を基礎とする国語の制定が勧告された（村田）。第二次世界大戦が終わり独立後の1946年には、新政府によりタガログ語を基礎としたフィリピノ語（Filipino）が、英語とスペイン語と並んで公用語とされ、1959年には国語としての意味を込めたピリピノ（Pilipino）語へとその名称が改められた<sup>258</sup>。

1972年のマルコス戒厳令後「1973年憲法」において「Pilipino語」から「Filipino語」へと名称が改められ、1974年文部省令 25号によって、英語とフィリピノ語によるバイリンガル教育政策が確定された。特筆すべきは、初等学校1学年から中等学校終了まで、フィリピノ語を教授用語とする教科（社会科学、人格形成、体育など）と、英語を教授用語とする教科（理科、数学、芸術、音楽など）のバイリンガル教育システムが確定したことである<sup>259</sup>。

よりナショナリズム的傾向が強くなった1986年のエドサ革命以降のフィリピンでは、アキノ大統領時代の1987年憲法において、言語及び言語教育に関しての国語としてのフィリピノ語の発展（第6条）、公用語としてのフィリピン語の使用と英語の安定的使

---

<sup>258</sup> 一方で、地方からの要請もあり、1957年に小学第1、2学年では地域語が教授用語として認められた。

<sup>259</sup> 引き続き、必要に応じて、初等学校1、2学年は地域語を補助言語として使用が認められた。

用、補助的公用語・教授用語としての地方語の使用、任意の言語、選択言語としてのスペイン語とアラビア語の発展（7条）、フィリピン語と英語による憲法の公布と主要地方言語とアラビア語、スペイン語への翻訳（8条）が記された<sup>260</sup>。

国語としてのフィリピン語と公用語としての英語の扱いに紆余曲折を経ながら、「フィリピン語を正式な国語と定め、公用語とした」（村田、p. 111）点が、大きな進展である。国語が公用語であるのは当然だが、フィリピン語と英語両方が公用語で、そのうちフィリピン語が国語であるという宣言であった。ただし、政府官庁の法律や告知など公文書は基本的に今日も全て英語である。

また国民の1割近くが海外で働くと言われるフィリピンにあって、英語が話せることは大変重要である。そのため、「1987年バイリンガル教育政策」では、フィリピン語を重視しつつも、国際的な共通語であり科学技術教育に必要な英語が引き続き重視されている。現行の政策では「フィリピン国内のリンガ・フランカの機能を英語に求めている」（村田、p. 113）ため、フィリピン語が国語として使われるが、政治経済科学技術分野においては依然英語を中心とした教育と普及が見られる。

まさにこの点が、フィリピンの「国語なきナショナリズム」（Tupas 2007）形成の現実である<sup>261</sup>。フィリピンでは、フィリピン語を国語としてほとんどの国民が読み書き、話す一方、一部の国民は公的文書やビジネス言語として英語を使用しており、2言語社会となっている。後述のとおり、言語による社会階層化が起こっている可能性が高い。

さて、フィリピンにおける華人の歴史も長い。スペインがマニラを拠点とした16世紀には多くの華人が商人や出稼ぎ労働者として活動しており、華人無しではスペインによる統治も不可能であった<sup>262</sup>。アメリカ統治期に入ると、1902年には華人排除法によって新たな華人労働者と華人女性の移民が禁止された。

独立後の1955年には華人学校は私立学校として認可され、文部省による規制監督はあるものの、中国語による教授の自由は保障されていた<sup>263</sup>。しかし、マルコス政権下の1973年の布告で、4年以内に外国人学校の廃止の方針が示され、華人学校は法制上は消滅した。マルコス政権下での華人同化政策として、1976年には①華人学校の理事の6割以上はフィリピン市民権を有するもの、②華人学校の校長、教職員は全員がフィリピン公民、③華人学校における国外からの華人学生受け入れは全校生徒数の3割まで、④政府の決めたカリキュラム、⑤華語は選択科目で、授業時間は1日に100分以内、などとされた（村田、p. 189）。その結果もあり、フィリピンでの中華系国民は同化が進ん

---

<sup>260</sup> フィリピン南部ミンダナオ島他には多くのイスラム系住民がおり、彼らの伝統的教育はイスラム学校である。そのため、アラビア語が主要地方言語として認識される。

<sup>261</sup> “Nationalism without the national language”をフィリピンの特徴と捉える（Tupas 2007）

<sup>262</sup> 一方で中国人による反乱も多発したため、スペイン総督府は中国人の現地人との同化政策を進める。例えば、中国人は土地を所有できないが、現地化した場合やキリスト教に改宗した場合は可能にするなどを行なった。（斯波）

<sup>263</sup> 1963年には161校で約67,800人の児童生徒がいた。また、1989年には128校へと減少した。（村田2001）

でいる。現在の中華系フィリピン人は基本的にフィリピン語を話し、その多くがビジネスに必要な英語を話し、ごく一部が中国語を話すことができる程度になっている。華人の社会への溶け込み方は、現地マレー系と対立するインドネシアよりも現地タイ人にほぼ溶解しているタイに近い位置づけと見て良いだろう。

#### 《ベトナム》<sup>264</sup>

ベトナムは、南北約 1650 キロメートルにおよぶ細長い国土である。そのため国民、国家統一において、北部、中部、南部で各々の歴史的地理学的経緯が異なる。北部は中国と接しており紀元前 2 世紀から 10 世紀までの約 1000 年間、中国歴代王朝の支配下に置かれた（北属期）。1010 年に李朝による大越が興ったのは、ベトナム人国家が続く（一時的に明などの支配を受けることもあった）。中部から南部にかけてはインドやカンボジア、遠くはイスラーム世界との海王貿易を行っていたチャム、チャンパが 2 世紀から 17 世紀にかけて存続した。また南部メコンデルタはクメールの地であった。歴代の北部朝は中南部への領土の拡張を試み、15 世紀にはチャンパを倒し南進を進めた。クメールの弱体化、明からのメコンデルタへの移民、シャムからの支援など紆余曲折の末、最終的に今日のベトナムへと統一されたのは 1802 年に中部フエを拠点とした阮朝によってであった。阮朝は国号を越南（ベトナム）とした。

しかしながらその頃には、東南アジアには西欧列強がすでに到達していた。ベトナムは、統一とほぼ同時期に国土の分解が始まることとなる。フランスは、1847 年には中部ダナンを砲撃しベトナムへの侵略を開始すると、1859 年にはサイゴンを占領、1862 年には南部 3 省の割譲、1874 年には第二次サイゴン条約において北部の紅河通商権を獲得、1882 年にはハノイ占領、1883 年に第一次フエ条約にてベトナム全土がフランスの保護国となる。1887 年にはインドシナ連邦を成立させ、ベトナム、ラオス、カンボジアがフランスのインドシナ領となった。フランスはそれまで中国とベトナムの間に明確には無かった国境を設置した。近代の領域国家という概念と制度が、フランスによって初めてベトナムに持ち込まれたのである。

ベトナムにとって、1000 年間の北属期とその後の歴代中国王朝からの支配と侵略（元寇（1282-84 年、1284-85 年、明（1427 年、1442 年））に加えて、近年では 1979 年に「懲罰」と称し中国軍が北部に攻め込んでくることもあった（中越紛争）。現在も南シナ海の領有問題で緊張が続いている。歴代の中国王朝から朝貢関係を迫られた 3000 年にわたる歴史的経験が、ベトナム人のナショナリズムの形成に大きく影響していると考えられる<sup>265</sup>。

<sup>264</sup> ベトナムについては、桜井（2002）、石井・桜井（1985、1999）、白石（2000、2004）、中西（2010）、古田（1991、1995、1996、1998、2017、2021）、リード（2021）他を参考としている。

<sup>265</sup> 他方、17 世紀後半には明の遺臣がメコンデルタに入植もしている。また、サイゴンのチョロンは東南アジア最大の中国人街の一つとして南部経済の中核となっている。

同時に、長い歴史の中でベトナムの社会文化政治体制は中国文明の影響を強く受けている。朝廷や政府機構は中国式を取り入れ、科挙試験も導入するなど政治法制度は中国を範としている。長く漢字を文字として使い、今日のベトナム語にも中国語語源のものが大量に取り入れられている。文化面においても、儒教、大乘仏教、漢詩文学も中国からの伝播であり、冠婚葬祭や四季折々の儀式（旧正月、中秋など）も中国からの伝来である。

ベトナムは19世紀からのフランスによる植民地支配によって、独立を失う。植民地化によって西欧との接点が発生すると、他のアジア諸国同様、「民族自決」、「国民国家」、「ナショナリズム」の思想・制度がフランスへの留学などを通してベトナムに持ち込まれ広まった。ホー・チミン他多くのベトナム人が、フランス留学を経て近代国民国家思想に加え、共産主義思想もベトナムに持ち込み、反帝国主義独立運動を起こした。また、伝統的な科挙教育を受けたファン・ボイ・チャウ他も独立運動へと没頭する。アジアにありながら独立を維持し近代化を推し進めていた日本に自らの理想を学ぶべく東遊運動を展開した集団であった。

日本軍進駐を経て日本の敗戦後、1945年には北部を拠点としたベトナム民主共和国が独立する。しかし、戦後フランスのインドシナへの帰還に伴いインドシナ戦争が起こる。1954年のディエンビエンフーでの戦いに敗れたフランスは撤退し、ベトナムの共産主義統一化を危惧したアメリカが関与した。1950年の朝鮮戦争後、米国を中心とする西側諸国と中国・ソ連を中心とする東側諸国の冷戦フロントラインとして、北の民主共和国と南の共和国による代理戦争となっていく。30年間に及ぶベトナム（人）の分断は、共産政権である北側の勝利に終わり、南北統一が1975年に完了した<sup>266</sup>。

#### （国語・共通語）

中国文明の強い影響を受けた日本、朝鮮同様、久しく話し言葉はベトナム語、公文書などは中国語であったが、ナショナリズムの萌芽の中、13世紀に独自の民族文字（チュノム）が考案された。18世紀には漢字を廃止してチュノムを公文書に採用したこともあった。一方、1625年に渡越したフランス人カトリック神父によって行われたベトナム語のローマ字化は、難解な中国語やなかなか普及しないチュノムとは違い、大衆への広がりを持つ文字化に成功し、ベトナム語の国語化の基礎を作った（村田、p. 120）。国家統一とともにベトナム語の拡大は中南部へと広がった。

フランス植民地時代には、フランス語は高級官僚育成のための学校では教授言語としても用いられたが、一般大衆には直接教えられなかった。他方、独立運動と連動し20世期初頭からの民族自決の理想主義のもと、ベトナム語のローマ字表記法がクオック・グー（国語）として、確立した。ベトナムでは早期にベトナム語が、国語として採用さ

---

<sup>266</sup> 統一後、古来から続く「東アジアのベトナム」から徐々に「東南アジア・ASEANのベトナム」へとシフトする（古田1995、2021）

れ、特に統一後は共産党政府の努力により、全国の農村まで国語文字が広がり、今日の高い識字率を導いたと考えられている<sup>267</sup>。

ベトナムは少数民族を尊重する多民族国家とされる。しかしながら、その数は少なく、ベトナム政府の強力な啓蒙活動によってベトナム語の普及が進んでいる（ただしベトナム語を解さない少数民族はわずかに存在する）。

また、中国人、華人に対する言語政策は、1980年代以降全国的になった。もともとメコンデルタなど南部ベトナムは華人に牽引された商業・農業地区であるが、北部は基本的にベトナム人を中心に発展した。まず宗教を許容しない共産党による南北統一によって、キリスト教徒が弾圧を受ける。多くのキリスト教徒は華人であったため間接的な華人排斥となった。また、共産主義思想に敵対する資本家の弾圧では、多くの華人が対象となった。加えて1980年代以降の中越緊張によって、様々な弾圧に国内の華人は耐えきれずに、ボートピープルとして多くが難民化した<sup>268</sup>。

### 【比較検証】

#### 《民族と宗教》

表4-2は支配的な民族集団と宗教の有無によって7カ国を分類したものである。宗教と民族の両方が支配的で大多数を占める1民族、1宗教に近い国としてタイ（仏教）があげられる<sup>269</sup>。他方、ほぼ単一民族国家でありながら支配的な宗教がない国としてベトナム（そして日本、韓国）があげられる<sup>270</sup>。また、インドネシアとフィリピンは多民族国家でありながら、支配的な宗教（インドネシアでのイスラーム、フィリピンでのキリスト教）がある。そして、多民族国家であり、支配的な宗教が無いのがマレーシアである。

**表 4-2 支配的な民族と宗教**

		支配的な宗教	
		あり	なし
支配的な民族集団	あり	タイ	ベトナム (日本、韓国)
	なし	フィリピン インドネシア	マレーシア

出所：川中・川村（2019）p. 161から抜粋、筆者（日本、韓国）加筆。  
注：支配的集団とは、人口の8割以上を占める集団を指す。

#### 《民族と国語》

<sup>267</sup> 「1945年の「8月革命」以前は国民の95%以上が「文盲」（村田、p. 122）であったが、2020年の識字率は、東南アジア地域ではトップクラスである。

<sup>268</sup> 他方、改革開放と中国経済の台頭の中、1990年代から華語民間学校は増えている。

<sup>269</sup> タイは南部イスラームとの対立を有するともいえるが、全体的には仏教での一体性が維持されていると考えられる。「国民・王室・宗教」はタイ国家のスローガンである。

<sup>270</sup> しかしながら、日本、韓国、ベトナムとも仏教と儒教は文化的にも信じられており、無宗教というのは言い過ぎであろう。宗教が大きな社会対立や緊張を生まないという社会であると考えられる。



表 4-3 は、民族構成と言語による分類である。単一民族・単一言語国家としては、ベトナムとタイが該当する。両国ともほぼ国民が国語だけで教育を受け、日常語としても公的文書、ビジネス言語としても唯一の国語を使う国である。日本と韓国もこれに該当する。一方、多民族でありながら国語が共通語として一つに統一されているのが、インドネシアである。インドネシアでは人口の大多数を占めるジャワの民族語をあえて使わず、少数民族が不利にならず「多様性の中の統一」を目指し、地域全体で使えるようにマレー語を元としたバハサ・インドネシアを国語とした。人々は、インドネシア語で教育を受け、公文書もビジネス言語もインドネシア語が通用している。

さて、多民族でかつ共通言語が複数あるのが、マレーシアとフィリピンである。マレーシアは、国語としてのマレーシア語を現在ではほぼ全ての国民が使う一方、生活語としては中国系、インド系国民の一部が民族語としての華語、インド語を使う。加えて、植民地時代

表 4-3 民族構成と言語

		言語（国語・共通語）	
		多言語	単一言語
民族構成	単一民族		ベトナム タイ (日本、韓国)
	多民族	フィリピン (フィリピン・英語) マレーシア (マレーシア・英語)	インドネシア (マレーシア： マレーシア語)

出所：筆者作成

から民族を問わず使われていた機能語である英語が共通語としての地位を維持している。すなわち、マレー系の多くはマレーシア語と英語、中華系の多くはマレーシア語と英語（何割かの中華系が中国語も）、インド系の多くがマレーシア語と英語（何割かのインド系がタミール語も）を使用するバイリンガル、マルチリンガルになっている。

フィリピンでは、現在国語であるフィリピン語がすべての国民に全国的に使用されている一方、地方では諸民族語（例えばビサヤ語、セブアノ語他）がいまだに強く、多くの国民が生活語として民族語を使っている。一方で、米領植民地時代以降もしばらく諸民族間の共通語として英語が普及・機能し、今日でも多くの国民によって英語が使われている。自然科学や社会科学、ビジネスにおいては概念やボキャブラリーの点からもフィリピン語には英語の代替がむずかしく、公的文書やビジネス文書では多くに英語が使用されている。

ただし、国語と英語という 2 言語政策をとるマレーシアとフィリピンではあるが、相違点もある。マレーシアでは、現地語に加え英語が普及しているのは、お互いに言語習得が困難な域外文明の中国人とインド人とのコミュニケーションを取る必要があるからだ。一方、フィリピンでは、アメリカ植民地時代に、全国的に大規模な英語教育が行われた。そのため、最近まで国語としてのフィリピン語よりも英語の方が全国的には普及しており、英語による国民間のコミュニケーションが一般的であった。しかしながら、現在では国語であるフィリピン語が国民に普及したため英語の必要性は薄らいで

いる。マレー系諸語を使うフィリピンの地方国民にとっては、同じマレー系民族語であるフィリピン語を習得することは比較的容易であるが、域外言語である英語を習得するためには、多くの時間と費用、特別な必要性（役人になる、ビジネスをする、外国で働くなど）と教育機会が求められる。後述する通り、言語が民族間の分立と統合に関わるだけでなく、社会階層の分離、対立の原因ともなる可能性を秘めている。

### 【領域国家、シークエンスとタイミング、重大局面】

最後に、古代から王都を中心に広がるマンダラ国家の地域的な重なりが、国境線で区切られた領域国家へいつ、どのように変容したのかについて、ここでは本論の基本視角である、シークエンスとタイミング、重大局面を軸に縦比較と横比較を行いたい。東南アジア諸国の近代化にとっての重大局面は、植民地化と独立である。表 4-4 は、領域国家 (defined territory state) への変容、民族 (ethnic) の国民 (nation) 化、民族語 (ethnic language) から国語 (national language) への統合が各々、いつ確定したのかを植民地の前後、独立の前後で示したものである。

大陸部のベトナムは、植民地前に既に民族国家によって国家領域が固まっていた。ベトナムでは植民地前に既に現在の国土領域とほぼ同じ領域に統一阮王朝が確立しており、植民地化を経てフランスによって領域国家としての領土の確定がされていた。

タイは植民地化されなかったが英仏への領土の割譲を経て、国家領域が確定し、それをジオボディとして徐々に認識した。

一方、東南アジアの島嶼部である英領のマレーシア、蘭領のインドネシア、西・米領のフィリピンは、植民地化前には現在の国土領域は存在していなかった。欧米列強国間の争いと交渉による都合でできた植民地領域がそのまま現在の国家領域へと受け継がれたのであり、それが各々の国民国家の領域として確定されたのは独立後である。なお、韓国は植民地前に既に国家領域が固まっていたと考えられる（現在の韓国は、朝鮮戦争によって国家領域が変更された結果にできた国家である）。

民族から国民への変容では、韓国は植民地化以前に既に国民へと変容する民族が形成されていた。ベトナムもそれに近く、植民地時代には（仏領）インドシナ民族という括りもあったが、独立運動で加速したナショナリズムの中、ベトナム人という国民形成が完了している。

植民地支配を逃れたタイは、自らシャム（民族）からタイ（国民）へと自己認識の変革努力を行い、英仏による国境変更によってクメールとラオス、南部マレー、ビルマを切り取られたこともあり、1930年代からサヤム世界を中心とした国民としてのタイ人のアイデンティティを形成していった。

		植民地化		独立	
		前	後	前	後
領域	日本	◎			
	韓国	◎			◎ (南北分断)
	マレーシア				◎ (1965年、シンガポール分離独立)
	タイ	○	◎ (英仏割譲後)		
	インドネシア		○		◎
	フィリピン		○		◎ (南部分離運動)
	ベトナム	○	◎ (仏領ベトナム)		◎ (南北再統一)
民族の国民化	日本	◎			
	韓国	◎			
	マレーシア			○	◎
	タイ		○	◎ (1930年代)	
	インドネシア			○	◎
	フィリピン			○	◎
	ベトナム	◎	○ (インドシナ民族)	◎ (1945)	
共通語・国語	日本	○	◎		
	韓国	◎	朝鮮語・日本語		◎
	マレーシア	マレー多民族語、中国語、タミール語、英語			◎
	タイ		◎		
	インドネシア	マレー多民族語、中国語、オランダ語			◎
	フィリピン	マレー多民族語、スペイン、英語、中国語			◎
	ベトナム	○	越語・フランス語	◎	
注1：○は形成期、◎は確定期を示す。					
注2：日本とタイは植民地化されていないため、植民地化（前・後）の時期を近代化の改革が本格的に開始された1870年代とした。					
出所：筆者作成					

マレーシア、インドネシア、フィリピンでは、国家領域と同様に、植民地前には統合された民族も国民も不在であった。独立運動を通して「想像の共同体」としての国民を創造したのである。国民概念が形成されたタイミングは、独立運動期であり、それらが確定したのは独立後である。故に国民化には未完の側面も多々ある（例えば国籍上はインドネシア人である中華系インドネシア人は本当にインドネシア人なのか、それとも別のアイデンティティをもつ華人なのか等）。

民族語（もしくは共通語）が国語として創造されるタイミングは、国家領域と民族の変容とも関連する。共通語および国語は、想像の共同体である国民と国民国家を築くための統合の道具であり成果であると同時に、国民という概念を次世代に伝え再生産する

ための教育言語でありメディアでもあるからだ。日本と植民地化前の韓国では、国語となるべき民族語はほぼ統一されており、国民国家形成直後、国語として制度化も確立した。ベトナムではわずかに遅れるが、独立前には国語として実態的に確立した。マレーシア、インドネシア、フィリピンにおいては、国民形成、領域確定と同様に、植民地前には複数の多民族語が交錯する世界であった。ナショナリズムの高まりによって、独立運動の最中にマレー語、インドネシア語、タガログ（後のフィリピン語）が国語候補と目されたが、紆余曲折あり確定は独立後のタイミングとなった。また、前述の通り、マレーシア・フィリピンでは国語が唯一の共通語の地位を持つわけではなく、また制度的に確立したからといって国語化が完了するということでもなく、各国各様の発展がなされている。ちなみに、フィリピンでは憲法においても英語の特殊な地位が認められている。

### 【植民地化と独立】

内向きのナショナリズム＝国民連帯に強いインパクトを与える、外国との戦争、例えば独立を国民総出による武力闘争で勝ち取ったのか外交交渉で平和理に許されたのかの違いは重要である。独立という重大局面にあって、多大な犠牲を払い武力闘争で独立を掴み取ったのはインドネシアとベトナムであり、交渉によって独立が与えられたのがマレーシアとフィリピンであった。ちなみに韓国は日本の敗戦によって解放、独立へとつながった。

民族・宗教、国民、領域国家の三位一体化への障害としてまず挙げられるのが、植民地化前の諸民族の生活領域と今日の国家領域との歴史的連続性である。つまり、上記の1民族・1国家のケースは、植民地前に王国・王朝などの民族国家がその領域を治めた歴史的事実と民族による歴史認識があり、欧米支配の後に独立した際には、元々そこにいた民族と制度的に作られた国家および領域（国家の領土）とが容易に結合しやすかったケースだといえる。韓国やベトナムがそのケースである。

一方、植民地前にその領域を1民族もしくは1国家が治めた歴史を有せず、第二次世界大戦後に植民地の領域単位での独立を果たしたインドネシアとフィリピン、マレーシアについては、複数民族を1国民・1国家へと統合する国民国家創設の難度が前者よりもはるかに高いと考えられる。エスニックとしての民族だけでなく、各民族がかかえる宗教、言語の統一もしくは国民・国家内での共存が求められるからである。

また、植民地時代に東南アジアに渡った中華系や英領インド系の労働者たちの幾らかはその後その地に留まり、現地社会の構成員となった点は、三位一体化をさらに複雑にする要因となっている<sup>271</sup>。

---

<sup>271</sup> もちろん、植民地前から多くの華人は東南アジアに渡っており、タイ、フィリピン、ベトナム南部などの発展に寄与している。マレーシアのプラナカンと呼ばれる文化は彼らの作ったマレー文化と中華文化の融合である。ただし、圧倒的人数で社会構造の変革にまで至ったのは、18—20 世期初頭における中国人移民の影響が大きい。マレーシアのクアラルンプールはスズ鉱山を起点とし華人によって作られた街と

ただし、これらの分類基準はいささか日本と韓国をベンチマークとしすぎているかもしれない。谷川（1999）は、国民とは何か、どのように規定されたのかについて、ドイツとフランスにおける歴史的文化的背景を比較した。ドイツでは国民を規定するのは「血統と民族を基本にするエスニック的・系譜的ネーション」であり「言語や人種だけ」の血統主義となる（谷川、p. 41）。一つの言語、一つの人種、一つの宗教によるエスニック文化共同体が一つの国家を目指すため、「内向きには強制的・集権的の同化政策をとる必要はない」一方で、異文化・民族に対して排他的になる傾向がある。一方のフランスは、出生地主義であり寛容で開かれた多人種共存型であり、血統そのものではなく、自由・平等・友愛を共有することが国民の条件となる。そのため多様性の共存が示される一方で、逆説的に共和政原理に抵触すると極めて非寛容となるなど、多文化主義は諸刃の剣であると指摘する（谷川、p. 51）。

ドイツもフランスも共に近代国民国家としてしっかりと確立しており、国民連帯は強いと捉えられている。つまり国民連帯にはいくつものタイプ、歴史的経緯があるのである。本論で東アジアの先発国としてベンチマークとした日本と韓国は、ドイツ型の単一民族、単一言語型であったが、東南アジア 5 カ国における民族・宗教、国語、領域・ジオボディからみた国民国家形成が、東アジアの日本や韓国と同じ必要もない。

しかしながら、東南アジア諸国が西欧発の近代国民国家の思想、概念、制度を受け入れ、ある領域を統治した民族が民族自決によってその領域を領土とした領域国民国家を建設するためには、各国での文化・民族の歴史的経緯はやはり重要である。すなわち新興国民国家にとって、強い国民連帯を実現する大きな要素が、民族・宗教間の融和、言語の統一・統合であることは間違い無い。その点で、フィリピンやマレーシアは明らかに困難な条件下での国民国家形成を強いられており、インドネシアも国民の創生と統合に相当な政治的社会的精力を使っていることは確かである。

以上の外形的な事象（民族・宗教、国語、領域）から今日まで国民連帯を確立し、強化することが容易だったと推測されるのは、日本（人）、韓国（人）、ベトナム（人）であり、次いでタイ（人）と考えて良いのではないか。インドネシア（人）、マレーシア（人）、フィリピン（人）では、困難性が強く、特に 3 民族によるマレーシアの複合国家、2 言語によるフィリピンは国民連帯を強化することに困難性が高く、多くの課題に取り組む必要があるように思われる。（表 4-5）

---

も言える（斯波 1995；大阪市立大学経済研究所監修『アジアの大都市』シリーズ 1998、1999、2000、2001；他）

表 4-5 まとめ (アジア7カ国の民族、宗教、言語)

国名	地理的条件	民族国家の歴史 (国 民国家形成前)	注	民族構成	主要宗教	国語	共通語	教授語	メディア・ビジ ネス語	筆者による類型
日本	島	約1400/800年の統一 国家	大和朝廷/東 北地方平定か ら	日本人 (単一)	神道・仏教など	日本語 (漢字、平仮 名、カタカナ)	日本語	日本語	日本語	単一民族・ 単一言語国家
韓国	半島	約1300年の統一国家	新羅による3 国統一から	朝鮮人 (単一)	仏教・キリス ト教など	朝鮮語 (ハングル文 字)	朝鮮語	朝鮮語	朝鮮語	単一民族・ 単一言語国家
タイ	大陸 国土は丸 く首都は中央	タイ人約100年		タイ人 (若手の少数民族)	仏教 (キリスト教)	タイ語 (タイ文字)	タイ語	タイ語	タイ語	単一民族・ 単一言語国家
マレーシア	半島・島	域外多民族分立国家	ジュネーライ ジャヤ、マ ジャパヒト、 ジャマ、ムル カ、フルネイ 他	マレー6割強、華人 2割強、インド系 (域外民族複合)	イスラム教 (国 教) (仏教、ヒン ズー教など)	マレー語 (ローマ字)	マレー語、英語 (2言語政策) (中国語、タ ミール語)	マレー語 (高等教育は英 語も)	英語、マレー語 (中国語)	複数 (3) 民族・ 複数・1.5言語国家
インドネシア	島	域内多民族分立国家		マレー系分立 (ジャ ワ、スマトラ、カリ マンタン他)	イスラム教 (キリスト教、 ヒンズーなど)	インドネシア語 (ローマ字)	インドネシア語 (地方語)	インドネシア語	インドネシア語	マレー系複数民族・ 単一言語国家
フィリピン	島	域内多民族・国家無 し	スールー他	マレー系分立 (タガ ログ、ビサヤ、ミン ダナオ他)	キリスト教 (イスラム教)	フィリピン語 (ローマ字)	フィリピン語、英語 (2言語政 策) 地方語	フィリピン語 (高等教育は英 語)	英語、フィリピ ン語	マレー系複数民族・ 複数・2言語国家
ベトナム	大陸 国土は南 北に細長く、両 端に大都市圏	約1000年間の統一国 家 (北部を中心に)	大越から	越人 (単一) (若干 の少数民族)	仏教など	ベトナム語 (ローマ字)	ベトナム語	ベトナム語	ベトナム語	単一民族・ 単一言語国家

出所：各種資料をもとに筆者作成

### 3 節：経済格差と国民連帯

#### 【経済格差の推移】

国民連帯を考える際に、国民間の経済的格差は大きな要因になると考える。民族間での格差、都市と地方との格差、使用言語による格差などの関係は重要である。本節では、東南アジア 5 カ国の現在の経済格差とその変遷を確認する（日韓についても若干言及する）。2 章の図 2-15 は、各国の GINI 係数を示したものである<sup>272</sup>。前述の通り GINI 係数は各国毎で、また国内においても調査方法と用途によって様々な定義があり異なった値が出る。そのため安易に国際比較をするべきではないが、ここでは全体の水準と数十年にわたるトレンドを理解するために国連データを活用して現状把握を試みた<sup>273</sup>。なお、国連統計では GINI の算出基準として、タイ、インドネシア、ベトナムでは家計支出（household expenditure）を、フィリピンとマレーシアでは家計収入（household income）を採用している。また一般に収入の方が支出よりも GINI の値が大きくなるため、7 カ国の単純な横比較はできないが、各国ごとのトレンドは把握できる。

世帯収入から算出された GINI 係数によると、フィリピンは 42.3（2018）、マレーシア 41.1（2015）と相当に高い。しかし、これでもフィリピンは 47.7 と大変高かった 2000 年から 20 年かけて 6 ポイントほど、マレーシアは 1984 年の 48.6 から 30 年かけて 7 ポイント縮めている。

世帯支出から計算された GINI 係数でのタイは 34.9（2019）、インドネシアが 38.2（2019）、ベトナムが 35.7（2018）である。GINI 係数の数十年間の推移としては、インドネシアが 1984 年に 32.4、2000 年に 30.2 と、2000 年以前は 30 台の水準であったのが、2000 年を機に急速に拡大し現在（38.2）に至っている。タイは、1981 年に 45.2 あったが、30 年間で 10 ポイント以上下げ、格差を縮小させている。ベトナムはドイモイ政策により 90 年代から急速な市場経済化を進めたが、1992 年の 35.7 が 30 年経った今日（35.7）も変化はなく格差の拡大は見られない。

5 カ国の過去 30-40 年間における格差の変遷を GINI 係数から見る限り、格差を急速に縮小させたのがタイ、少しだけ縮小させたのがマレーシア、フィリピン、ほとんど変化がみられない（もしくは格差拡大を抑えた）のがベトナムと言える。他方、この期間に格差を大きく拡大させたのがインドネシアであることがわかる。現在の GINI 係数からは 5 カ国を比較すれば、フィリピンがマレーシアよりも格差が大きく、次にインドネシアの格差が大きく、タイとベトナムは同程度、もしくは最も格差のない国はタイと言える。

<sup>272</sup> GINI 係数は、完全に平等を 0、1 人独占を 1 とし、0 から 1 の間で示される。本論では、わかりやすいように小数点を 2 つ切り上げ、0 から 100 で示す。

<sup>273</sup> UN Data より GINI index（World Bank estimate）を活用。

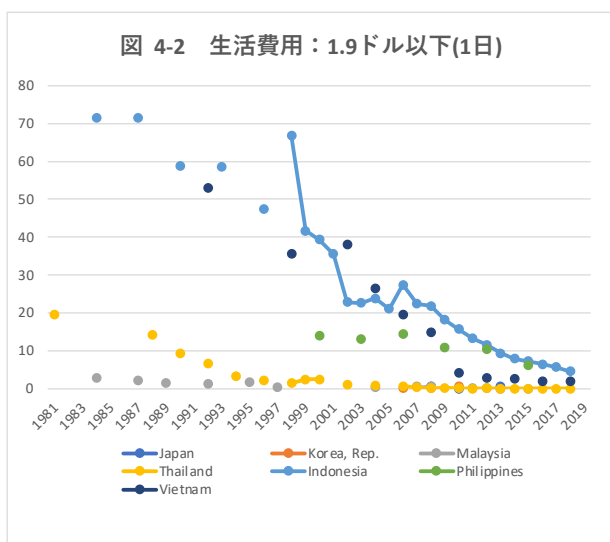
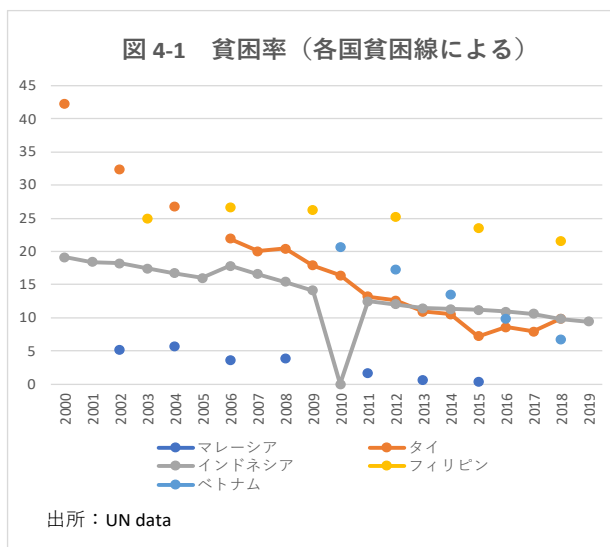
さて、以上の GINI 係数でわかるのは相対的な収入（もしくは支出）の偏在である。一方、途上国にとっての最大の課題は貧困であり、貧困そのものが格差の原因もあり、貧困をどの程度克服しているかは大きな問題である。

図 4-1 は、各国が定める貧困線（poverty line）を下回る国民の全人口に対する比率の推移を示した貧困率である。過去 20 年間のデータでわかる範囲では、タイが最も貧困率を下げ

ており GINI 値の減少を裏付ける。

2000 年には国民の 42.3% が貧困線以下の生活を強いられていたが、急速に改善し 2018 年には 1/4 以下の 9.9% まで下がっている。次に変化が見られたのがベトナムで、2010 年には 20.7% の国民が貧困線以下の生活であったが、2018 年には 1/3 の 6.7% になった。インドネシアは 2000 年に 19.1% あったものを 2018 年には 9.9% まで 1/2 に半減させることに成功している。また、高所得国に差し掛かろうとするマレーシアは、2000 年には既に 5.1% と低く、2005 年には 0.4% へと 1/10 に改善している。一方、フィリピンは 2003 年の 24.9% からほとんど改善されず 2018 年にも 21.6% と、国民の 1/5 が貧困線以下の生活を強いられている。これらから明らかになることは、総じて経済成長によって経済水準が上昇する東南アジア各国での貧困率は、フィリピンを除き、急速に下がっていると考えられる<sup>274</sup>。

しかしながら、貧困線は各国の定義によって異なり、また各々の経済水準に準じた相対的なものであるため、どれくらいの人々がどの程度の絶対的経済水準の生活をしているかがわからない<sup>275</sup>。そこで各国での 1 日の生活を各々 1.9 ドル、3.2 ドル、5.5 ドル以下で過ごす国民の比率を示すことで貧困層の分布状況を確認したい<sup>276</sup>。



<sup>274</sup> 貧困率について国連統計には日本と韓国の長期統計が掲載されていない。OECD Data Poverty rate によれば、日本は 15.7%、韓国は 16.7%（2017-2020）である。

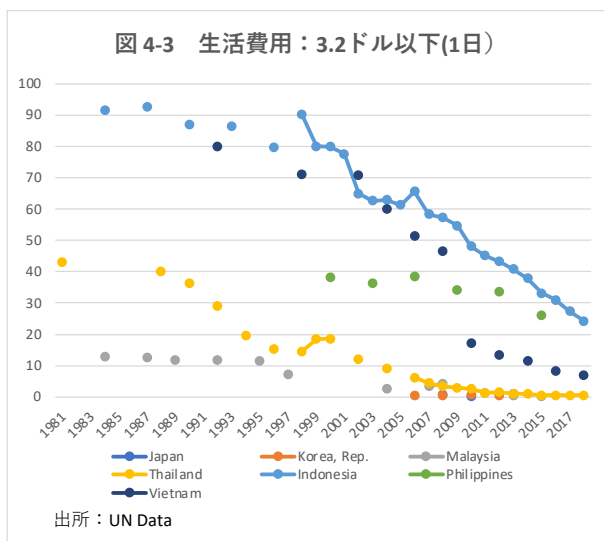
<sup>275</sup> 日本の貧困線の定義は、国民全体の所得の中央値の 50% の値とされている。

<sup>276</sup> これらの数字は 2011 年購買力平価（PPP）換算。1 日 1.9 ドルでの生活は国連の定める最貧国。

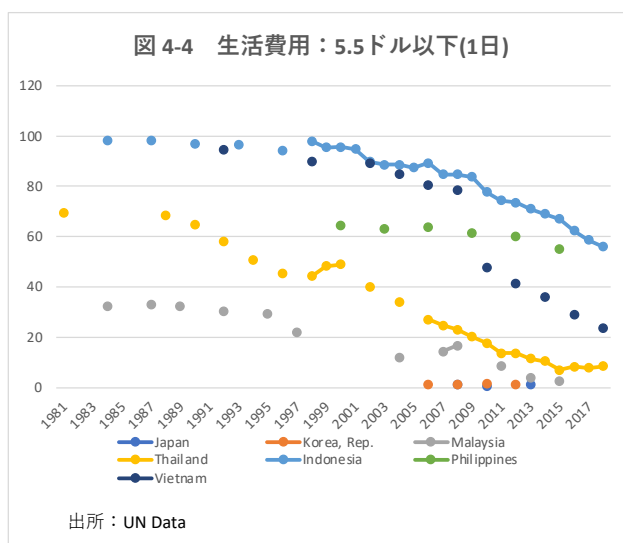


現在、1日の生活を1.9ドル以下で過ごす貧困層はマレーシアやタイではほぼ0で、ベトナムでも1.9%である。それに対してフィリピンでは6.1%（2015）、インドネシアでは4.5%（2018）と、ある程度の数の国民が1.9ドル以下の生活を強いられている。推移をみると、タイは1981年には19.6%と国民の約2割が該当していたが、2004年以降は1%以下となった。最も劇的に変化したのはインドネシアであろう。1984年には国民の71.4%が1.9ドルを下回る生活を強いられていたが、2000年には39.3%と4割を下回り、2009年には18.2%へと下げ、2013年以降は1割を下回っている。30年間で1/7に減らしたことになる。一方、フィリピンは2000年の13.9%を15年かけて1/2の6.1%まで下げること成功している。（図4-2）

1日3.2ドル以下の場合、現在のマレーシアではほぼゼロ、タイも0.5%（2018）と少ない。一方、インドネシアでは24.2%（2018）、フィリピンでは25%（2015）と国民の約4分の1が現在も1日3.2ドル以下の生活を強いられている（図4-3）。ところが、経済水準が5カ国中最も低いベトナムでは7%（2018）と少ない。推移としては、インドネシアでは1981年に91.7%と国民の9割超が3.2ドル以下の生活であったが、

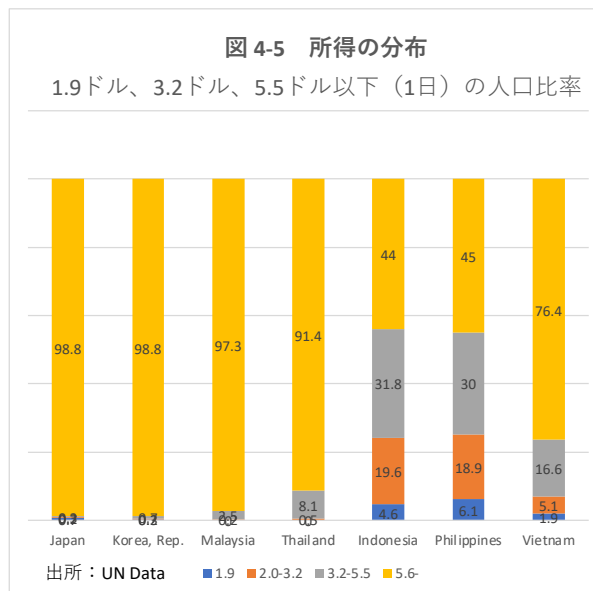


ほぼ直線的に減らし2018年には24.2%と国民の1/4までにした。一方、1990年に80%であったベトナムでは、2018年には7%と比率を1/10以上引き下げることに成功している。タイは、1981年時点で43.1%であったが、1990年ごろから急減し、2004年には9%と一桁となり、現在（0.5%）へと推移した。他方、フィリピンは2000年に38.1%だったが、約20年経って26%（2018）と2/3へ12ポイントしか下げていない。



さらに5.5ドル以下の人口比率とその推移は興味深い（図4-4）。1日5.5ドルの場合、年間の一人当たり名目GDPに換算すると2,007ドル（PPP）となり、

世界銀行の定義による低所得国水準（2,500ドル以下）の上位に該当する<sup>277</sup>。5.5ドル以下の比率は、日本や韓国でも現在1%前後存在するが、マレーシアでは2.7%（2015）、タイでは8.5%（2018）いる。それに対し、インドネシアでは56%（2018）、フィリピンでは55.1%（2015）と、両国では国民の半数以上が5.5ドル以下の生活をしていることになる。他方で一人当たりGDPがインドネシアやフィリピン両国に比して低いベトナムが23.6%（2018）と両国の半分以下となっている。ここからベトナムは、その低い経済水準においても低所得層が比較的薄く、中間層の厚い階層構造（プロポーション）である反面、フィリピンやインドネシアはいわゆるプラミッド型に貧困層が末広がりが多いことがわかる（図4-5）。



### 【固有の構造、世界のトレンド、発展途上のタイミング】

ところで、格差の国際比較における課題は、東南アジア5カ国の今日の格差の状況が、各国に特有な構造に起因するのか、今日的なグローバル・トレンドによるものなのか、それとも各国の経済の発展段階によるタイミングに由来するかがはっきりしない点である。一国内の格差の変化は、経済成長による経済水準の上昇率、人口増加率、配分の変化によって決まるが、多国間比較をする場合、各国各様の推移、タイミング、経済発展水準を勘案する必要があり一律に比較をすることは大変難しい。

また、GINIが当初所得なのか、再分配後所得なのかによっても大きく値が異なる。ここでは日本の再分配後所得によるGINIと比較する。表4-6の通り、日本のGINIは、1972年に31.4から上昇するも2002年には38.1に達し、その後15年間ほぼ同程度で推移し、2017年は37.2に留まっている。これらのGINIは再分配後の指数である。しかしながら、当初所得をみれば1972年の35.4から徐々に上昇し2002年には49.8、2017年には55.9にまで格差が拡大していることがわかる。日本の再分配所得GINIは一般に様々な社会政策や税制によって再分配された結果であり、2017年の再分配による格差是正の貢献は、33.5%と算出されている。つまり、各種の社会政策によって格差の1/3を縮めているのである。

<sup>277</sup> トラン・茹込（2019）による換算（2005年PPP換算）で、低所得国（2,500ドル以下）、低位中所得国（2,500超8,250ドル以下）、高位中所得国（8,250ドル超16,500以下）、高所得国（16,500超）と算出している（p.35）。

一方、今日社会保障が未整備で社会費用の対 GDP 比も数%しかないフィリピンなどでは、再分配は小さな貢献しか行われていと考えられる。そうであれば、マレーシアやフィリピンの所得 GINI 格差のレベルは、日本の再分配後の数字より確かに大きい、再分配前の値から見ればむしろ小さく、両国にみられる格差は日本などの先進諸国と比してそれほど大きいともいえない<sup>278</sup>。また、タイやベトナムはもちろん、フィリピン、マレーシアでも格差が日本に比して小さい。ただし、経済水準から見れば、フィリピンとマレーシアは日本の同程度の経済水準の時（1970-90年代）に比して相当高いと言える。

もう一つの外的要素が、世界的な長期トレンドである。世界各国、データ

入手が可能な先進工業国においては 1930 年代に極めて格差の大きい時代があった。その後、第二次世界大戦を経て 1970 年ごろに最も格差が縮小され、その後新自由主義的グローバル下の 1980 年代後半から格差の拡大が始まり今日の格差社会が出現したという推移が様々な調査で明らかとなっている（アトキンソン 2015；ピケティ 2020；橋木 1998、2012；佐藤俊樹 2000；他）。つまり、現在（2020年）は 1970 年代に比べ世界中の国々で格差が大きいのである。故に日本の 1970 年代の経済水準がフィリピンやベトナムと同水準だからといって単純に比較することも困難となる。

さらには、そもそも日本をベンチマークとして比較することにも課題があるかもしれない。格差を測るには 3つの視点がある。国家内での個人の不平等、世界の国家間の不平等、世界の市民の不平等である（ミラノビッチ 2012）。ミラノビッチ（2017）によって示された像の横姿に例えた有名な「エレファントカーブ」では、肩の高い部分として示されるのが、この 20 年間（1988-2008 年）で所得が上昇した中所得国である東南アジア諸国や中国である。そして象の鼻の下に低い部分、つまり 20 年間で所得がほとんどの増えなかったのが日本を中心とした先進国のミドルクラスであり、鼻の先端（高い部分）の著しく増加したのが世界の 1-2%の富裕・高所得者たちである。20 年間、全く

表 4-6 日本の所得再分配によるジニ係数の改善の推移

	当初所得ジニ係数	再分配所得ジニ係数	改善度
1972	0.354	0.314	11.20%
1975	0.375	0.346	7.70%
1978	0.365	0.338	7.35%
1981	0.349	0.314	10.05%
1984	0.398	0.343	13.80%
1987	0.405	0.338	16.55%
1990年	0.4334	0.3643	15.9%
1993年	0.4394	0.3645	17.0%
1996年	0.4412	0.3606	18.3%
1999年	0.4720	0.3814	19.2%
2002年	0.4983	0.3812	23.5%
2005年	0.5263	0.3873	26.4%
2008年	0.5318	0.3758	29.3%
2011年	0.5536	0.3791	31.5%
2014年	0.5704	0.3759	34.1%
2017年	0.5594	0.3721	33.5%

資料：厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室「所得再分配調査」橋木2006、p.8

<sup>278</sup> OECD Dataによると日本のGINIは33.4、格差が小さい順でOECD38カ国中26位、韓国(36.6)は31位。(2017-2020)

経済規模も水準も拡大しなかった日本は一般的な先進国とも言えず、日本との比較が分析結果の一般化を困難にするのである。

世界的なミドルクラスの喪失は、先進国、特に米国に大きなインパクトを与え、その後の世界各国での分断政治を規定しているとも考えられ、多くの議論が巻き起こった（ギデンズ 2001；ライシュ 2008、2011；アトキンソン 2015；スティグリッツ 2012；シーブルック 2004；ボワイエ 2016；橋本 2006、2015；駒村 2015；山田 2007；橋本；2018；大竹 2005；他）。先進国を中心とした 80 年代からの格差拡大とその認識、懸念が 2000 年代に広く人々に共有されたことで、経済至上主義とされた新自由主義思想・政策の時代が 2010 年代には終わったと言える。このことは、東南アジア諸国が経済成長を開始した 1980 年代から 2000 年代のタイミング（新自由主義時代）と福祉国家化を本格的に進める 2010 年代からのタイミング（ポスト新自由主義時代、もしくは国家主義時代）という二つの時代にまたがる重要な潮目の変化をも示す。

このように各国固有の構造、世界のトレンド、発展途上の 3 つが折り重なる格差の拡大と縮小の因果関係とメカニズムは、複雑である。しかしながら、少なくとも経済が発展する初期段階では格差が拡大し、ある点を過ぎて経済発展が続くと格差は縮小されるという「クズネッツの逆 U 字曲線」は、目下の東南アジア各国には当てはまらないことはわかる<sup>279</sup>。

タイにおいてはある程度当てはまるかもしれないが、最も経済水準の高いマレーシアとベトナムに次いで低いフィリピンでは依然として格差が大きい一方で、経済水準が最も低く低所得国から中所得国へと移行する段階のベトナムの格差が拡大していないためである。このことから、少なくとも各国の格差は自国内の発展段階だけを原因に拡大と縮小がなされるのではなく、グローバルインパクトに加え各国の経済発展パターンが脱工業化するタイミングからも影響を受けながら、格差の縮小や拡大がなされると考えられる。

さらには、収入よりも注目すべきで、かつ格差問題を大きく規定していることがある。資産、富の格差である。ピケティの「 $r$ （資本収益率） $>$   $g$ （国民所得成長率）」公式を引くまでもなく、収入の格差よりも資産の格差は累積的に拡大する（クルーグマンほか 2019）。また、東南アジア諸国においては相続税が不備でほとんど機能しておらず、様々な方法により土地や財産の世代間移転が容易である<sup>280</sup>。これは格差の世代間での拡大に大きく機能する。

図表 417 は、Credit Suisse（2021）による各国の富の偏在を示したものである。日本や韓国の GINI が 65 前後であるのに対して、フィリピンは 86.9、マレーシアは 82.9、

<sup>279</sup> 東南アジア 8 カ国におけるクズネッツ曲線の検証をした結果、13 本中 5 本の論文しか支持しない（遠藤他、p. 236）

<sup>280</sup> 東南アジア諸国には基本的に相続税が未整備である。近年タイが法制化した機能しているとはいえない。

ベトナムも 80.2 と 80 台であり、インドネシアが 77.7、タイが 77.1 である<sup>281</sup>。現在の東南アジア 5 カ国での富の格差は大きく、収入格差を大きく上回っている。

では東南アジア 5 カ国の富の格差が世界各国で際立って大きいのかと言え、そうでもない。アジア・太平洋全体での GINI は 88.4 であり、世界

	Mean wealth per adult (一人当たりの富の平均) USD	Median wealth per adult (一人当たりの富の中央値) USD	富のGINI
Japan	256,596	122,980	64.4
Korea, Rep.	211,369	89,671	67.6
Malaysia	29,287	8,583	82.9
Thailand	25,292	8,036	77.1
Indonesia	17,693	4,693	77.7
Philippines	15,290	3,155	86.9
Vietnam	14,075	4,559	80.2
Asia-pacific	60,790	4,793	88.4
World	79,952	7,552	88.9

出所：Credit Suisse Research Institute, 2021, "Global wealth databook 2021"を基に、筆者作成。

全体では 88.9 であるので、東南アジア 5 カ国は世界全体から見れば富の格差は普通の水準と言える。ただし今日の問題として、ほぼ確実に富が収入格差よりも大きな経済社会格差の原因となっていることは明らかであり、特に世代間の社会流動性の低さは格差拡大と共に社会の分断の最大要因ともされる。

収入と富における現段階でのこれ以上の量的な比較分析は本論では行わないが、上述のデータから全体の位置づけと傾向はわかる。

今日の東南アジア 5 カ国では、フィリピン、マレーシアが最も格差が大きく、ついでインドネシア、タイと続き、ベトナムの格差が最も小さいということが推測可能である。また、ベトナムは他国のような格差拡大に直面していない（もしくは回避に成功している）、フィリピンは近年の経済成長の成果を格差改善に貢献できていない可能性が高い、なども推測できる。ただし、それらがベトナムの社会政策等による貢献なのか、フィリピンにおける欠落なのかまではわからない。

<sup>281</sup> 計測年次が異なるが、例えば、タイでは資産の GINI は 0.66 であり、銀行預金においては 0.85 もあり、上位 1% の銀行貯蓄額が全体の約 50% を占める（遠藤、p. 243）。

## 4 節：文化的多様性と経済格差から政治化する国民連帯

### 【文化（民族・宗教・言語）＋政治・経済構造→国民連帯】

国民連帯を考える上で格差の何が問題なのだろうか。経済水準が低く皆が貧しく格差が小さな社会（ベトナム）もあれば、経済水準が高く格差もある社会（マレーシア）もある。（表 4-8）

格差が大ききことで社会が分断され、国民連帯が強くなる可能性（おそらくフィリピンやマレーシア）もあれば、逆に格差拡大によって国民が一致団結奮起することで国民連帯

表 4-8 経済水準と文化的構造から推測される国民連帯

		経済水準		
		低	中	高
国民連帯	強	ベトナム	タイ	日本、韓国
	中	インドネシア	マレーシア	
	弱	フィリピン	マレーシア (民族・宗教)	

出所：筆者作成

帯が強くなる可能性（おそらくアジア経済危機に対する国民皆年金化した韓国や 30 年医療補助制度化したタイ）もあるかもしれない。経済が政治や社会を規定することもあれば、その逆に文化や社会、政治が経済（格差）を作り出すこともありうる。すなわち、格差が大きければ、国民連帯が強まるのか弱まるのかは定かではなく、同様にその逆も定かではない。（表 4-9）

別の視点から見れば、東南アジア各国での国民国家建設過程において、経済成長と国民連帯の関係も、匿名性の高い正規分布的な格差であるのであればそれほど問題ではないかもしれない。

表 4-9 経済格差と文化的構造から推測される国民連帯

		経済格差		
		低	中	高
国民連帯	強	ベトナム (日本、韓国)	タイ	
	中		インドネシア	マレーシア
	弱			フィリピン

出所：筆者作成

しかしながら、経済格差が、例えば国民の何らかの属性による場合は問題である。なぜならば、構造的だと意味づけられられた経済格差は、単なる経済格差ではなく社会政治的問題へと発展し国民連帯に大きく影響し、その土台を揺るがすからである。例えば、民族間での経済格差や政治的信条の違いによる経済格差、使用言語による経済格差、世襲による経済格差は、単なる匿名的な事実、社会構造ではない。経済格差は認識の問題でもあるのだ。

東南アジア 5 カ国において、経済格差がどの程度社会や国民を分断しているのか、文化的、社会的、政治的構造を作り出しているのかの認識が、国民連帯を捉える際に重要であるのだ。

東南アジア 5 カ国で今日、経済格差が社会政治問題として取り上げられるものに、例えばマレーシアでの民族間の格差、すなわち比較的裕福な華人系マレーシア人と比較的貧しいマレー系（ブミ）マレーシア人との間の経済格差と政治との関係がある。タイでは都市部のエリートと農村の人々との経済格差が政治問題化し、民主化をめぐる問題にも発展していく。フィリピンでは、いわゆるエスタブリッシュメントと呼ばれるエリートと庶民・大衆との対立が、インドネシアでは大都会ジャカルタと外島との格差、ベトナムでの少数民族との格差、もしくは北部と南部の格差が多く取り上げられている（遠藤他 2018 ; Lee and Choong 2021 ; 他）。

ところで、複雑に絡み合ったこれらの歴史、民族、宗教といった多様性と国民の間の経済格差が如何に国民連帯に影響を与えるかをどのように明らかにすべきだろうか。文化の多様性、経済成長と格差、国民国家化と民主化（政治）がいかにかに社会化され人々に認識され問題となっているかを、本章では、ミラーが示した今日的な課題であるリベラルとナショナルの緊張を視点として明らかにしたい。

国民連帯を確立するためには実は二つの真逆のものが条件がある。一つは、マーシャルが示した（市民的、政治的、社会的）シチズンシップの発展を可能とし、またそれらによって形成されてきたリベラルな思想と態度である。すべての市民が政治に参加し少なくとも最低限の生活を得る権利を持つという思想であり実践である。もう一つが、国民国家のためのネーションの形成であり、それを支えるナショナリズムである。然るに、ミラーが危機感を持って提示するように、今日の西欧諸国ではリベラルとナショナルに緊張関係がある。異民族異文化移民という多様性への尊重と移民個人の自由を何よりも尊重すべきだと志向する文化的リベラルは、中東諸国他から大量に流れ込む異民族移民への包摂と承認において現実的なジレンマに陥っている。なぜなら彼らは自国民ではないからだ。「リベラルと連帯のトレードオフ」（田中 2021）が起こっているのである。

「リベラルのジレンマ」を抱え込んだリベラルとナショナルの緊張は、実は東南アジア 5 カ国の国民連帯という相互承認と包摂の概念に大きなインパクトを与えている。なぜならば、すでに出来上がった西欧における国民福祉国家と異なり、リベラルもナショナルも東南アジア 5 カ国にとっては西欧近代思想として伝播し、今まさに国民統合や国民国家形成のために吸収し自ら国民国家を形成している真っ最中だからだ。形成段階における福祉国家の土台であるリベラルとナショナルとの緊張は、東南アジア諸国における福祉国家化での根本的な問題なのである。

第 2 節では、国民連帯を形成する土台となるであろう、もしくは形成を脅かし分断を導くかもしれないと考えられる 1 国内に存在する多様性に富んだ文化的な背景（民族、宗教）、コミュニケーション（共通語、国語）を概観してきた。第 3 節では国民連帯に分断を生む経済格差を量的データをもとに概観した。本節では、それらがいかにかに政治的

な構造となり意識化、社会化されているか、いかに国民連帯へ影響をあたえているかを検証したい。

もちろん東南アジア 5 カ国に共通する格差の構造は、都市と地方、エリートと大衆、華人、社会流動性の縮小など捉えられる。本節では、文化的多様性、経済格差、政治構造に加え、「リベラルとナショナルの緊張」の視点から 5 カ国の国民連帯の形成とその特徴を明らかにしたい。

### 【マレーシア】

マレーシアではマレー語（のちにマレーシア語）を国語とし、近年ではマレー系、中華系、インド系が共通語として使用する「国語による国民統合」が試みられてきた。しかし依然として各々のエスニック集団は文化・社会・政治的な独立性を維持しており、民族語も存続し、3 民族が文化的に統合されているわけではない。文化的多様性のあるなかでマレー系が主導する政治的枠組のもので分立する。「複合国家」として成り立っている<sup>282</sup>。マレーシアでは独立当初から民族・宗教という文化的構造が、政治的経済的構造に大きな影響を与えてきた。まず、華人とブミとの経済格差が常に問題視されてきた (Lee and Choong 2021)。

しかし実は 1980 年代からのブミプトラ政策の成果なのか、1984 年にはブミの約 1.8 倍あった華人の世帯収入は、2019 年には 1.4 枚程度には圧縮されている。インド系でも 1984 年の 1.3 倍から 2019 年には 1.2 倍程度になっている。この間、華人、インド系、マレー系の各最上位所得 20%での全体に占める比率に落ちており、概ねこの 35 年間である程度民族間の経済格差は圧縮されたとみられる (Lee and Choong 2021)。

ただし、経済成長によって全体のパイが拡大する中、国民の認識と関心事としてのエスニック由来の経済格差は広く認識され常に政治的社会的に緊張を作り出してきた。

複合国家としてのマレーシアの文化・社会的構造は、当然ながら政治的構造にも大きく影響してきた。華人の比率が高いシンガポールを嫌い、マレーシアは 1965 年にシンガポールを分離した。エスニック間の極度の緊張の中、1969 年の主に中華系市民によるデモとの衝突 (5.13 事件) を機に、政府は非常事態を宣言し、議会を停止した。その後マレー系が統一マレー人国民戦線 (UMNO)、中華系が MCA (Malaysia Chinese Association) インド系が MIC (Malaysia Indian Congress) という民族政党のもとに政治的要求を調整決定する政党政治が長く定着している。UMNO は政権与党を維持するために選挙区分けの変更など非民主的手法によりマレー系支配を維持するなど、選挙制度を活用した独裁的「民主政治」を続けてきた (中村他 2012)。

---

<sup>282</sup> 「Plural State」の訳としては「複合国家」よりも「複合分立国家」の方が正確に意味を伝えているかと考えるが、本論では一般的に使われている複合国家で記載する。



また、マレー系はイスラーム、華人系は非イスラーム（仏教、無宗教、キリスト教など）、インド系はヒンズーと、インターエスニックな文化的社会的な混合・混血化は少ない。

華人は全人口の2割強のマイノリティでありながら経済的な優位性をもち、一方7割のマレー系はブミプトラ政策のもとにマレー系優位の政治をおこなうという政治と経済における2民族の優位に「ねじれ」が存在する。独立以前から3民族による共生が模索され、地元のマレー系を政治社会の主人とし、移民民族である華人とインド系の存続が認められてきた。それらを可能にしたのは、民族間での経済格差がありながらも1970年代からの経済成長によって経済の水準と全体のパイが大きくなったことで、民族間および国民全体の不満が緩和されてきたことが大きい。域外民族でありマイノリティの華人、インド系国民が相対的に豊かであるなか、微妙なバランスと政治的社会的な妥協、調整を行ってきた。強権政治によって今日のマレーシアが形作られていると言える。

他方、経済成長の果実を享受し政治的な差別・排除が忍耐の範囲内であれば、3民族間の不平不満も吸収できるが、経済が停滞すれば各々の利害や主張が先鋭化する可能性も高い。統合が困難な文化的社会的環境の中、政治的に大変うまくやっていることは事実ではあるが、国民を分断する構造的要素は、文化的にも経済的にも政治的にも常に活火山のように地中深くに熱く堆積していることは確かであろう。マレーシアの国民連帯は、ガラス細工のような脆さと危うさの上に形成されてきたと言える。

## 【タイ】

タイでは、民族・宗教等の文化的要因による国民連帯の分断はそれほど観察されない（南部イスラームやミャンマー国境には少数民族問題などある程度存在するが）。一方、高位中所得国になって久しい中、いまだにクーデターによる民主化の頓挫が見られる。特に近年のタクシン、反タクシン勢力による一連の国民分断の出来事は、国民連帯を考える上で様々な分析視角を与える。高等教育を受けグローバルな価値観を共有する都市部エリートと地方（もしくは大都市のスラムなど生活者など）の地域共同体を重視する大衆の分断は、反タクシン派（黄色）とタクシン派（赤色）との対立と重なる。

都市エリートは近代化によって生まれた専門職や管理職を主体とした新中間層を主体としている。高等教育とグローバル水準の人権思想を取り入れ、一部は外国資本企業との経済活動によって経済社会的地位を確立しており、多くが思想的にはコスモポリタンなりベラル思想に傾倒する。

一方、地方で身の回りのローカルな共同体を中心に生活しグローバル化の果実を直接的に受け取れず、都会との経済格差拡大と相対的な貧困化に直面する地方の人々と大都会のスラム住民は、自由や民主的な思想よりも日々の生活や安全、安定を求める傾向にある。

対立構造を複雑にしているのが、都市エリートが自由民主主義を信条とし、汚職や今日タイで行われている選挙でのバラマキ政策を批判する一方で、人口では少数派のため民主主義の大前提である選挙を行えば劣勢となってしまう国政を自ら主導できない。そこで軍によるクーデターを黙認し忌み嫌う専制主義を受け入れることで、「愚かな民」による政治を避けるという自己矛盾した行動をとっていることである。

外からみれば、選挙によって代表を選ぶという自由民主主義というリベラルの大義はナショナルな人々（タクシン派）の側にあり、リベラルな人々（反タクシン派）にはないという皮肉なことになっている。

そしてもう一つ注目されているのが、経済的勝者とその他の人々との乖離が進んでいる点である。経済成長が続くタイにおいて収入と富の格差は、東南アジア5カ国では比較的小さいかもしれない。しかしながら、いわゆるタイクーンと呼ばれる突出した財閥を形成している。多くが華人系ファミリービジネスである彼らは一般人から突出した存在でもある（末廣 1991；桂木 2019；チュア 2003）。多くの財閥グループは、新興の都市リベラルエリートとも異なる既存の保守エリート層であり、既得権を持つグループや軍などとの親和性が高い点も状況を複雑化させている。

最後にバンコクと地方との格差拡大である。家計収入平均（月額）の推移をみればバンコクでは2002年に3万バーツ弱であったが2011年には5万バーツに増えている一方、特に東北部（いわゆるイサン）では、15年かけて1万2000バーツ（2002年）から2万バーツ以下（2017年）にしか増えていない。バンコクの平均と2.5倍の差がある。収入の分布においても、5000バーツ以下の人口比はバンコクでは4.5%に過ぎないが、北部では42.0%、東北部では、48.4%と半分近くの家計が5000バーツ以下の収入しかない。また、銀行口座残高については、人口の1割にも満たないバンコクが全体の63%（2019年）を占めており、首都偏重が見られる（Vimut 2021, pp. 280-282）。

前述の通り、タイでは民族や言語による構造的な国民連帯の分断はみられず、その認識も小さい。しかし、タクシン政権をクーデターで倒し、その後も都市と地方との対立軸で語られることが多かった「黄色」（反タクシン）と「赤色」（タクシン派）との対立構造を、実は「市民」と「大衆」という枠組みを捉えることができる。スミスが提示するナショナリズムをめぐるリベラルとナショナルの分断がタイでも観られるのではないだろうか。都市に住む人間がすべて黄色ではないし、地方に住む人間が全て赤色でもない。だが、タイにおける国民連帯の分断は、高等教育を受け経済発展の恩恵に享受し、グローバルスタンダードとしての自由や民主主義に共感する「市民」と、ローカルに育ち外来の自由や民主主義よりも Everyday Politics (Kerkvliet, 1990) の中で生きている「大衆」とのコントラストで捉えることが可能である。

## 【インドネシア】

インドネシアは、建国に際してパンジャシラ原則のもとに全ての宗教を受け入れ「多様性の中の統一」を国是としたが、国民の8割以上はイスラームであり、世界最大のイスラーム人口を擁する国でもある。民族主義と世俗主義を掲げたスカルノ政権と特にスハルト政権下で長く注意深く抑えつけられていたものが3つある。イスラームと華人、共産主義である（増原他、見市、加藤、他）。

共産主義勢力はスハルト政権への移行の際にほぼ壊滅され（1965年9・30事件）、華人も久しく弾圧の対象であり、イスラームとは緊張と協力関係を常に築いていた。しかし2000年代からの民主化で、華人の弾圧は制度的にはなくなった。同時にイスラームの政治的発言や影響力も高まってきた。特に大統領選挙を含む様々な選挙では影響力が強く、国政や地方行政に影響力を拡大している（加藤久典2021；本名2013）。華人でもあるバスキ・チャハヤ・プルナマジャカルタ特別州知事によるコーランについての発言に怒ったイスラーム勢力の反発で、結果的に2017年にはバスキ氏は2年の禁固刑をうけた（見市2018）。

他方、マルクやジャカルタにはキリスト教徒も多い。イスラームの強いアチェやキリスト教の強いマルクにおける分離運動などもあり、民族と宗教という文化的多様性を超えて国土を一体的に発展させることは国民連帯の観点からも常に重要である。久しく権威体制のもと、イスラームと華人は注意深くコントロールされてきたが、1998年のスハルト体制崩壊と民主化によりそのタガが外れた。イスラームの政治への台頭は国民連帯の脅威となる可能性を常に秘めている。

インドネシアの経済格差は、アジア経済危機と民主化の始まった1998年から一貫して上昇している。これが経済成長の影響なのか、2000年以降の民主化や様々な地方自治進展の影響なのか、その他の影響なのかは不明だが、広大な国土と人口2.7億の国では特にジャカルタに代表される大都市と地方の格差拡大が常に政治的な課題となってきた（JICA、2012）。ところが、各種調査結果から民主化前の1976-96年の20年間では、貧しい州は豊かな州よりも高い経済成長を続けていることがわかっている。また、州の間の格差が2000-2018年の時期には縮小する一方、各州の中での格差が概ね2倍弱となっている（Tadjoeddun 2022, p. 63）。また、ここ20年以上、都市と地方の収入格差（中央値）は都市の1に対して0.7程度で推移している（Tadjoeddun 2021, p. 69）。

20年間インドネシアは、国全体としては格差が拡大しているが、各地域間、各階層間の比率はさほど変化していない。つまり、1984年には32.4であったインドネシア（支出）GINIが2000年の28.6を底に上昇を始め2019年には38.2と10ポイント上昇したのは、地域間と階層間の格差が平均的に上昇したためだと考えられる。

しかしながら、地方は単に僻地、人口希薄地でなく、異なる多民族の生活地域である。広大な国土を擁するインドネシアでは、ジャワ人が中心のジャカルタ首都圏との経済格差は民族間格差問題へとつながる。統計上の格差が実は縮小しているという実感、認識は人々にはまだ共有されておらず、いまだに地方との格差は拡大し続けているという認

識が共有されていることが重要であり、それこそが国民連帯における政治的課題なのである。

## 【フィリピン】

フィリピンの国民連帯における政治的側面位については、3つの構造的課題をあげることができる。言語による「市民」と「大衆」の政治経済的社会的分断、パトロンクライアント政治によるエリートと大衆の政治的結合と社会・経済的分断、キリスト社会とイスラーム社会による政治的社会的分断である。

異なる民族、宗教、言語は国民連帯の確立に影響を与えるが、特に言語による統合、分断が、社会階層もしくはグループ間の国民連帯にインパクトを与えている。異なる言語集団は政治的分断を導き、文化的背景によるグループ間の経済格差をも固定化している。日下渉（2018）が指摘する、「市民」と「大衆」に分断するフィリピン社会である。同じフィリピン国民でありながら、英語を主なコミュニケーション言語として活用し、グローバルな政治的経済的なネットワーク、情報、コンセプトや思想潮流との共有性・共感性をもつ「市民」と、フィリピノ語を通じたローカルネットワークの中で「生活する「大衆」との分離・乖離は重要な視点である。まさにスミス（2018）が示したリベラル vs ナショナルの対立構造がフィリピンでも観られるのである。

「市民」と「大衆」の行動規範の分離は、LGBTQの人たちの活動にもみられる（日下他2021）。グローバルスタンダードとして言説化された正しさを拠り所にLGBTQの権利拡大、解放を訴える「市民」LGBTQと、ローカルで昔ながらに下町に存在し生活する「バクラ」（フィリピノ語でオカマ）の行動規範が異なるという分析は、主言語（英語・フィリピノ語）と社会階層（市民・大衆）、経済格差（富者・貧者）との相関・因果関係を示す好例である<sup>283</sup>。

フィリピン社会は、国語であるフィリピノ語しか話さない「大衆」と、フィリピノ語を日常的に使うものの自らの教育課程では英語を教授言語として育ちビジネスや公的文書、国際ビジネスなど政治経済的活動ではもっぱら英語を活用する社会的階層として「市民」に分断しているのである。

もちろん、これら二つのグループの経済格差は大きい。社会的な階層と言語の違いによって教育機会の提供にも差があらわれ、結果的に経済格差を社会政治的に構造化している。このような歴史的経緯に遡れる現在のフィリピンの国民連帯の分断は、なかなか改善せず、固定化される傾向が観察される。

第二にフィリピン政治は、独立後も政治的（経済的）権力をもつ支配エリートと選挙などでの協力の見返りに利権や保護を得る大衆間のパトロン・クライアント関係で分析

---

<sup>283</sup> 映画『ダイ・ビューティフル』（2016、フィリピン）では、下町に暮らすバクラの人生が日々の生活と政治の中で描かれている。天下国家論はなく政治的な主張もないが、しっかりと everyday politics のなかで生きているのである。

されてきた (Wurfel 1988 ; McCoy 他 1982 ; 他)。近年は姻戚関係や濃密な共同体での親分・子分関係での貸し借りを中心としたパトロン・クライアント関係ではなく、より利害重視の取引を軸にしたレント・シーキングとも呼ばれる関係が、上は大統領と国会議員、知事、市長間の関係から、下は町村長と町村民（もしくはバランガイ・キャプテンと住民）の間で蜘蛛の巣のように張り巡らされている。そのため権力の流動性は低く一部の一族による独占・寡占状態が特徴の一つとなる。それを可能としているのが、特に固定化されたエリート階層による支配である。1987年の第8回下院議員選挙から2016年の第17回選挙までの当選者の6割から8割弱が地元選挙管理者と同族である。国政選挙だけでなく地方自治体の知事では81%が、市長では69%が政治的な一族のよって占められている (Armond and Crus 2021, p. 172)。村長選挙ではさらに Elite Democracy (エリート民主主義) と Oligarchical Democracy (オリガーキー民主主義) と呼ばれ現象が構造化している (Armond and Crus 2021, p. 171)。

ネットワーク化したレントシーキングとも呼ばれる利益分配システムは、一見国民連帯の一体化に役立つようにも見える。しかし、思想や政策ではなく、親族関係や選挙協力とその見返りで行われる利益分配システムは、支配の固定化と社会的流動性を著しく弱め、富者と貧者、支配する者とされる者を構造化し社会を歪な形で分断する。

複雑にするのが、支配する者はエリートとして「市民」と同じ教育、社会的バックグラウンドを持ちながらも、貧者・大衆とはポピュリズム政治において利害的なつながりを持ち、政治的地位を獲得し、一方では「市民」と対立し排除する (外山他 2019; Robison 2020)。

最後に南部ミンダナオを中心とするイスラームとの国民統合の歴史を概観する。スペインがフィリピンを「発見」した16世紀には、ボルネオ島、スルー諸島、ミンダナオ島からビサヤにかけてはイスラーム社会であった。当時のマニラの首長もブルネイ王朝縁者であったとされる (中西徹他 2001)。

スペインによるレコンキスタ (再征服) 運動では、世界各地でイスラーム地域をキリスト教化する武力的征服とキリスト教の布教がセットで行われた。ミンダナオ島のサンボアンガなどの要塞都市をフィリピン各地に築きキリスト教化を試みたが、フィリピン全土でのキリスト教化には成功せず、武力闘争が頻繁に行われた。

1960年代後半に結成された MILF (Moro Islamic Liberation Front, モロ・イスラーム解放戦線) は様々な変遷を経て現在も活動している。80年代に結成されたアブ・サヤフ (Abu Sayyaf Group) は、冷戦の終結によって生まれた「文明の衝突」 (Huntington 1996) 時代にあって、中近東・アラブ世界との連携をも強めながら活動をしている。フィリピン人口の5%に過ぎない地域ではあるが、数度の停戦、調停を繰り返しながらも、今日においてもキリスト教徒中心の国民連帯の障害となっている。

## 【ベトナム】

前述の 4 カ国に比して日本や韓国に近い東アジアタイプの国民国家の姿をしているのは、ベトナムである。越（京）族による民族自決の歴史を国民が共有し、19 世期に統合された南部ベトナム（元々はクメールの土地）においても北部越族の歴史を人々がベトナム民族国家の歴史として共有することに成功している。それは、英語や中国語を必要とせず、ベトナム語という国語によって全ての国民間のコミュニケーションが行われることでも成し遂げられている。数千年におよぶ中国支配からの独立と緊張、フランスからの植民地支配、ベトナム戦争による世界最強の米国との戦争など、外敵との長く厳しい戦いはベトナム人の外向きのナショナリズムを大いに高めてきた。反帝国主義、民族自決運動の中で、「共産主義とナショナリズムの結合」（古田 1998）も成功している。同時に、それら歴史的重大局面の運命をベトナム語で全国民と共有することで「内なる結束」を作り上げており、東南アジア諸国の中では国民国家建設と国民連帯が最も成熟していると考えられる。

しかしながら、国民連帯を脅かす課題もある。少数民族を中心とする地方僻地での土地収容問題、大都市との経済開発格差拡大、そして南北問題などである<sup>284</sup>。特に言説化されているのが北と南の緊張であろう。ベトナム戦争では、北部を基盤とする共産党勢力（ベトナム民主共和国）が南部を基盤とするベトナム共和国を打倒したことから、その後の南部の土地、資産、企業は主に北部・共産党出身の人間が接収し今日に至る。また、今日の南部の政治運営も基本的に北部中央政府および党から派遣されてきた人材に多くが任されている。例えば、人口過密地帯の北部の食糧は南部メコンデルタからの米に依存している。食糧と資本が南部から北部に移転され、北部を中心に全国の公務員給与や国家政策に使われている。先進経済地域である南部は政治的権力を有する北部に支配されているという構造と搾取されているという認識が広く南部の国民に共有されている。

また一党独裁体制は国民を一体化させる可能性もあるが、民意を反映せずエリート主義が先行する場合、国民の分断となりやすい。

---

<sup>284</sup> 2001 年、2004 年の中部高原での土地収容における少数民族による暴動が起こっている（伊藤 2009）

## 5 節：まとめ

本論では、福祉国家となるために必要な条件と想定されるもの一つとして、国民連帯を挙げた。現在の福祉国家とは国民福祉国家であり、様々な社会政策による再配分を正当なものとして成立させるためには、国民間での承認と連帯が必須だからである。特に新興国民国家である東南アジア 5 カ国の福祉国家化に研究において、既存の西欧および東アジア諸国を中心とする福祉国家研究に欠落しがちな国民連帯の形成における歴史的・構造的な確認作業が、重要であると考えた。

そこで本章では東南アジア 5 カ国が、如何に民族（エスニック）を国民（ネーション）に、地域を領域国家に、そして一つの領域に一つの国民が生活する国民国家に形成してきたかを文化的特徴（民族、宗教、言語）と歴史的経緯（主に植民地化前後と独立におけるシークエンス）、経済格差、そしてそれらと関連した共通語と国語の形成・制定という視点から国民連帯の形を推測するという比較分析を試みた。

また経済格差と国民連帯の関係を文化的構造と相互に関係づけることで、それらが各国で如何に政治化、社会化されて捉えられているのか、人々の認識を含め構造化、言説化されているのかを比較検証した。

その結果、東南アジア 5 カ国における国民連帯の有無や強さについて、以下の共通点と相違点があることが明らかになった。

国民連帯における各国の構造的、言説的な共通点としては、民族と宗教、植民地化と国民国家形成、共通語の国語化における英語と華語、多民族語の影響、華人の政治経済的影響、言説化された経済格差、成功者・エリートと大衆の乖離、グローバル・リベラル（市民）とナショナル（大衆）の緊張・対立、大都市と地方の格差拡大とそれらについての意識の変化などが挙げられた。

タイを除き東南アジア諸国は、植民地化され第二次世界大戦後に独立を果たし国民国家化を進める。ベトナムには植民地以前に、民族と支配地域が現在の国土とほぼ一致する統一王朝（阮朝ベトナムほか）があり、独立後はベトナム戦争という国民的闘争を経て領域国民国家へとスムーズに移行している。タイは植民地化されずに自ら民族の国民化に成功した。一方、フィリピンとマレーシア、インドネシアは植民地前に領域を統一した王朝や国家はなかったため、独立を契機に植民地の跡地を国家領域と定め、そこに生活する多くの民族（エスニック）を国民へと形成する国民国家の創造が、国民・国家統合の中で行われてきた。

国語化における東南アジア 5 カ国の取り組みは、英語と華語の扱いを含め各国各様である。大多数派である民族の民族語をそのまま国語としたのは、ベトナム、タイである。複合国家であるマレーシアではマレー系言語であるマレーシア語を国語に、多民族国家であるインドネシアは少数話者しかいないが域内共通語に近かったマレー語をもとにしたバハサ・インドネシア語を国語として創生した。同じく多民族国家であるフィリピ

ンはルソン島北部首都マニラ近郊で使われるタガログ語（1950年代には人口でビサヤ語に次ぐ話者を持つ）をフィリピン語として国語とした。

また、英語と華語への対応も様々である。ベトナムは英語と華語をほぼ国内で廃しベトナム語に統一し、華人の影響力も駆逐している。タイには多くの華人が生活しているが言語的にはタイ語での統一が成功し、華語は一部華人の生活語として存続している。複合国家であるマレーシアでは、マレーシア語を国語として華人を含め共通語となっているが、公用語としての英語の地位は高く、生活言語としての華語も存続している。インドネシアでは30年以上に及ぶスハルト政権下で華語の公的空間での使用が禁止されたため、インドネシア語の国語化が確立している。ただし、華語はマレーシアなどと同様に近年の中国の台頭と域内華人商圏・ネットワークの拡大で地位が復活している。フィリピンでは華語の影響力は小さく、それよりも英語とフィリピン語（国語）の話者による国民分断が深刻化している。また英語、華語の各国の国民連帯に与えた詳細な影響は上述の通り、域外文明からの華人（インド人含む）をどのように国民統合に絡ませるかが大きな課題であり、特徴であった。

さて、経済的強者である華人への対応は、マレーシアでより深刻でいわゆるアファーマティブ政策であるブミプトラ政策によってマレー系国民への様々な領域での優先政策が40年以上続いている。インドネシアでも華人は少数ながら長く経済界での支配力が強い。タイやフィリピンでは混合化が進み区別がつかない状態となっている。しかしながら東南アジア諸国のタイクーンと呼ばれる成功者はほとんどが華人系である（末廣・南原1991；藤原・田中1996；桂木2019；牛山2018；他）。一方ベトナムでは、華人は政治経済領域からほぼ排除されている。

表4-10は、各国の文化的特徴（民族、宗教、言語、国語）と国民化の歴史的経緯をまとめたものである。第2節で示した通り、文化的側面から見る限り国民連帯が強いと推測されるのは、日本（人）、韓国（人）、ベトナム（人）であり、次いでタイ（人）と考えて良いのではないか。インドネシア（人）は急速に国民連帯を形成、強化しつつある。それらに比較してマレーシア（人）、フィリピン（人）は、弱いと推測される。もちろん前述の通り、単一民族単一言語国家だけが国民連帯をより強くし、複数民族国家の国民連帯が弱いということではない。しかしながら、文化的構造が、経済的構造（格差）や政治的構造と相関することで、社会化、言説化され、各国の国民連帯の状況の特徴づけていることは明らかであろう。



国名	文化的構造 (民族、宗教、言語)	経済格差の程度・構造	政治的対立構造	外向きのナショナリズム (独立戦争・地域対立)	→	内向きのナショナリズム (国民連帯)
日本	◎ 単一言語・民族・無宗教	小 首都圏一極化 大都市内格差	-	中強 元寇、日清・日露・第二次世界 大戦	→	強
韓国	◎ 単一言語・民族・無宗教	小 首都圏一極化 大都市内格差	保守vs革新	強 対中国、日本による植民、南北 朝鮮戦争	→	強
タイ	○ 単一言語・準単一 民族・仏教	中 首都/華人vs地方 大都市内格差	都市市民 (保守・ 進歩派) vs 地方大 衆 (タクシン派)	中強 英仏植民地 (ビルマ、マレーシ ア、カンボジア、ラオス) との 国境問題	→	中強 南部イスラム、北部少数民族問題
マレーシア	× 複数言語・複数民 族・複数宗教	大 マレーvs華人	マレーvs華人	中 独立戦争無し。フィリピン、イ ンドネシアとの領土問題、シン ガポールとの緊張	→	弱 ブミプトラ政策によるマレー人 優遇
インドネシア	△ 単一言語・準複数 民族・イスラム	中 首都/華人vs地方 (外島部) 大都市内格差	大都市vs地方 (外 島部)	中 オランダとの独立戦争。マレー シアとの国境問題。	→	中 98年のスハルト崩壊後、中華教 育の自由化、イスラム原理主義 の拡大
フィリピン	△ 複数言語・複数民 族・キリスト教	大 首都/華人vs地方 大都市内格差	市民 (英語) vs 大 衆 (フィリピン 語)	弱 独立戦争無し。マレーシア (サ バ・サラワク) との国境問題あ り。	→	弱 外国出稼ぎ労働者による貢献。 南部イスラムとの対立
ベトナム	◎ 単一言語・民族・無宗教	小 都市vs地方	(南北問題)	強 2000年来の中国支配・緊張・抗 争。フランス・米国からの独 立・統一戦争。カンボジア介 入・中越紛争を経て華人を追放	→	強

出所：筆者作成

ところで、これはシークエンスの問題でもある。つまり、社会保障がある程度整備されていれば、それを以て新たに民族的な多様性を尊重しながら国民連帯が強まることはありうるかもしれないが、多民族多様性が前提ではじまる国民連帯の確立は社会保障の形成までたどり着かず、福祉が国民連帯を高めるというメカニズムにはならないのである。

次に、経済格差の観点から国民連帯を考察した。マレーシア、フィリピンで大きく、インドネシアで近年拡大基調にあり、タイでは縮小、ベトナムではさほどの格差拡大に至っていない。しかしながら経済成長を続ける東南アジア5カ国では、全体的に経済格差が深刻な社会問題となっている。特に収入だけでなく富による格差が構造化、固定化することで、世代間の社会流動性が著しく小さくなる傾向が見られる。これらがいくかの国では経済的優位にある華人の各国での位置づけとともに社会問題ともなっている。経済格差が、首都と地方、成功者と敗者、エリートと大衆という対立軸と複雑に交錯することで解決が著しく困難な状況に構造化され、政治問題ともなっている。

また国民連帯を捉えるには、多様な文化社会構造や経済格差によるインパクトを検討するとともに、それらがいかに認識され、社会化、政治化しているかがさらに重要であることがわかった。大都会の富者・エリート・市民に対する地方の貧者・大衆・愚民、華人とブミ、経済的に発展する大都会と停滞する地方の構図の認識、言説化である。経済格差や社会的分断は、政治的対応によって改善されるケースもあれば、さらに強化さ

れ固定化されるケースもある。文化、社会、経済、政治はそれぞれ関連しながら変容していくのである。国民連帯もその中であって、強化、弱化されているといえよう。

特に経済発展と社会変動の著しい東南アジア 5 カ国の福祉国家化における国民連帯を考える上での重要な対立軸は、グローバル・リベラル（市民）とローカル・ナショナル（大衆）との緊張であることが確認できたのではないだろうか（表 4-11）。

例えば保守支配層である最富者と都市のスラムに生活する最貧困者が、リベラルとナショナルのどちらに与するかによって国民連帯の形成・構図も大きく変わる。民主化に抗する保守エリートとしては、タイでは軍部・王室周辺の伝統的オリガーキー、フィリピン、インドネシアでは多くが伝統的・新興オリガーキー、マレーシアではマレー系支配層などがあげられる。フィリピンやタイ（インドネシアでも）における政治的ポピュリズムは、大衆と与することで都市リベラルを排除することが観察される。いわゆるパトロン・クライアント関係に立脚したポピュリズム政治である。これらは都市と農村との対立とも重なる。なお、一党独裁体制のベトナムでは選挙が実態的に機能しないこと、共産党政治が都市部と農村部両方に組織的に展開しているので、こういった構図が観察しにくい。ただし、多くの大衆（特に南部）は共産党支配に不満がある。

表 4-11 ナショナリズムをめぐるリベラルとナショナルの対立軸

	リベラル vs ナショナル		その他
	都市・エリート・成功者	地方・大衆・スラム	
全域			
	各国の特徴的な対立軸		
マレーシア	華人	マレー系（ブミ）	
タイ	反タクシン派（黄色）	タクシン派（赤）	王室支持・不支持派対立
インドネシア	世俗主義	イスラーム	
	大都会（ジャカルタ）	地方・外島	外島がナショナルとは限らない。
フィリピン	英語・グローバル	フィリピン語・ローカル	
ベトナム	共産党員	大衆	北部と南部の緊張
出所：筆者作成			

以上の検証の結果まとめると、図表 18 となる。本章での議論は、文化・経済・政治の構造と歴史という文脈におけるタイミングとシーケンスから、各国の国民連帯の強さを推論することである。

国民連帯が福祉国家化を推進すると同時に、福祉国家化が国民連帯を強くすることも十分に考えられる。西欧諸国では歴史的に社会保障制度によって階級間の分断が乗り越えられ、連帯意識が育まれたのであり「福祉国家は国民統合を作り出すことに寄与した」（田中 2020、p. 143）ことは事実である。また、公的福祉の給付水準が高いほど、低所得者だけでなく、中所得層も福祉の受益者になりやすいため、社会保障制度が普遍主義的であるほど、連帯意識が作られやすい側面は確かにある。しかしながら、目下福祉国家化を進めながらも未福祉国家であり、再配分が制度的にも完了していない東南アジア

5カ国においては、それらを観察することはまだ不可能である。(希望的) 仮説ではない。

「民族的な多様性は連帯意識を必然的に掘り崩すのか」という問いに対して、マークス・クレパズを引用した田中は、「むしろ手厚い福祉制度こそ、社会の分断や多様性を乗り越え、人々の連帯意識を作り出すことに寄与する」と指摘する(田中 2020、p. 142)。

他方、民族的な多様性は、人々の中の連帯意識を掘り崩し、国家による再分配を難しくさせる多様性と連帯のトレードオフの問いに対しては、「今日では、民族的な多様性と国家の再分配への支持低下の間には、一定の相関があると考えられるようになってい」(田中 2020、p. 140) と、アルベルト・アレスナとエドワード・グレーザーの研究「民族的な多様性が大きければ大きいほど、分配政策への支持が小さくなる」を引用し、多様な民族で構成される国家では(アメリカを好例とし)、再分配政策が強力には進まない点を指摘している。やはり、文化的多様性を持つ多民族社会においては国民連帯の強化は大きな課題といえよう。

また、民主化が国民連帯を強める、もしくは国民連帯が民主化を推し進める関係も認められる。国民の団結によって独裁者マルコスを排除した 1986 年のフィリピンのピープルズ革命では明らかにフィリピン人の連帯感が高揚しナショナリスティックになった。久しく不満がつのっていたスハルト支配下のインドネシアでは、アジア経済危機を契機にスハルトのクローニー(取り巻き) 起業家が没落し排除された。急激な経済的混乱と不況、IMF などからの融資条件としてのコンディショナリー(経済・財政・金融の透明化と緊縮財政など) を突きつけられた政治経済的ショック、国民の怒りと暴動などが起こり、結果としてスハルト退陣、民主化へと進んだ。

他方、タイで見られる民主化をめぐる近年のタクシン派(赤色) と反タクシン派(黄色) の対立では、国民連帯の強化ではなく分裂を増長している。そもそも軍はリベラルではなくナショナルであるが、リベラル市民と組むことで非民主化を継続し、国民連帯も強化されない。文化、経済、政治的な構造と変容の経緯から見るかぎり国民連帯の強さにおいては、社会主義一党独裁で非民主的政治体制を要するベトナムの国民連帯は強い。非民主国家として多くの批判があるベトナムよりも、民主的なマレーシアやフィリピンの国民連帯は相対的に弱いと推測される。つまり、東南アジア 5カ国においては、民主化と国民連帯には必ずしも因果・相関関係があるとは言えない、と言う結論である。

東アジアにおける福祉国家化の先行研究(李蓮花、金成垣、他) では、工業化による社会経済構造の変化と所得水準の上昇の中、民主化が福祉国家となるための必要条件であり、トリガーであったとされた。しかしながら、東南アジア 5カ国における検証で示された通り、福祉国家の前提であろうはずの国民連帯と民主化(そしておそらく工業化も) が、必ずしも因果関係を持たないこと、そして両者が東南アジア 5カ国でしっかりと実現していないことは興味深い。つまり既存の西欧諸国福祉国家研究から強く影響を

受けた東アジアの福祉国家研究自体がバイアスを有しており、東南アジア 5 カ国の福祉国家分析に、そのままでは応用できないことを示唆する。

## 5 章

### 議論の整理と理論的応用

#### 1 節：分析のためのいくつかの前提

本論では、福祉国家化を制度構築であり、思想・概念の体现であるとともに、政治経済構造の変化を伴った社会変容の一つと捉え、東南アジア 5 カ国が、「どのように福祉国家化しているのか」というメカニズムと「なぜ福祉国家化しているのか・始めたのか」の原因・動機（動因）について解明を試みている。具体的には、先行して福祉国家となった西欧諸国を概観しつつ、非西欧のアジアにおいて福祉国家となった日本、韓国の 2 カ国との比較歴史分析を、特にタイミングとシークエンス、重大局面の視点から行った。

本章では、東南アジア 5 カ国の福祉国家化の理論的説明の整理を行うとともに、社会学的新制度論における「同型化」「World Society」および「規範」「アイデア」「言説」という分析概念を中心に、東南アジア 5 カ国の福祉国家化のメカニズムと動因を明らかにしたい。

本章の内容構成は以下のとおりである。まず序章 2 節での前提的議論を基に、議論のスタート地点を示す。次いで 2 節では、東南アジア 5 カ国の福祉国家化における政治経済社会構造の変容の（どのように：How）をシークエンスとタイミングの観点から今一度整理する。3 節では、それらを踏まえて先行・先発国の福祉国家化の「なぜ：動機と原因（動因）」と「メカニズム：どのように」の説明を試みた理論、すなわち、近代化理論・産業化理論に代表される構造主義的アプローチ、階級闘争論・労働資源動員論・権力資源動員論・合理的選択理論に代表される利益・アクターアプローチによる東南アジア 5 カ国の福祉国家化への応用を試み、貢献と可能性、限界を示す。

東南アジア 5 カ国が福祉国家化を志向する動因は、構造主義的アプローチもしくは利益・アクターアプローチによる説明では十分ではないということを本章前半で示し、最後に近年、比較福祉国家研究の主流となっている新制度論、すなわち合理的選択制度論、歴史的制度論、特に社会学的新制度論を中心にしつつ、ヴィヴィアン・シュミット(2009)が 4 つ目の新制度論と提唱するアイデア・言説新制度論の応用を試みる。

結論を先取りすれば、まず、東南アジア 5 カ国は、先発アジア諸国である日韓両国同様に西欧から伝播した福祉国家を含む近代的思想、技術、制度を「近代化プログラム」として模倣した。その思想や概念の意味するところ、重要性、重大さはさておき、まずは模倣したのである。つまり、その模倣は、社会経済構造の変化に対応するためであるとか、近代諸技術を吸収し自らの生活水準を高めるといった合目的な利益追求といった一

般的な理解、つまり「必要」だったからではなく、社会学的制度論が示す「同型化」によるものであったことを本論では主張する。

そして、同型化は、東南アジア 5 カ国の人々が、意識的にも無意識にも共通のアイデア・規範・言説を共有したことが動因であった。平たく言えば、意識的にも無意識的にも、「一人前の国になりたい」という願望、認知に似た感覚が、後発国として近代化に取り組んだ東南アジア 5 カ国を福祉国家化させたのであり、今日も続いているのだという主張である（もちろん、今日の福祉国家化には、ある程度の構造的、利益追及の動因も併せて作用している）。

### 【非・未福祉国家である東南アジア 5 カ国福祉国家化の分析】

東南アジア 5 カ国への各理論・説の応用を行うにあたり、まず東南アジア 5 カ国に特有で重大な制約条件を示す必要がある。それは 1 章先行研究レビューで示したとおり、分析対象である東南アジア 5 カ国が福祉国家ではないことである。加えて単に福祉国家ではない（非福祉国家）のか、未だ福祉国家になっていない（未福祉国家）だけなのかも不明である。5 カ国は目下福祉国家化を進めているが、一般的な定義においても本論における定義でも福祉国家ではない<sup>285</sup>。

1940 年以前に福祉国家となった先行国である西欧諸国や 1970 年代に福祉国家となった日本、20 世期末に福祉国家となった韓国についての福祉国家化研究は、基本的に全て福祉国家化した後に行われたものが現在参照されている。福祉国家という「結果」からその動因やメカニズムを遡り解明しているのである。ほぼ全ての福祉国家先行研究は、「なぜ福祉国家化したのか」「どのように福祉国家となったのか」が、現在福祉国家である国々を対象に「過程追跡」(process tracing) されているのである。しかしながら東南アジア 5 カ国を分析対象としている本論では、そもそも福祉国家ではない「非福祉国家」、もしくは福祉国家への過程にある「未福祉国家」を分析対象に「なぜ福祉国家化しているのか」、「どのように福祉国家化しているのか」を観察・分析することになる。福祉国家の実現という結果からその動因、メカニズムを手繰寄せる過程追跡ができないのである。

### 【福祉国家になるための条件】

実は、福祉国家となるための条件を示すことは容易ではない。経済が発展しても必ずしも福祉国家となるわけでもなく（例えばシンガポールや原油産出富裕国）、経済水準の低い国でも福祉国家化が進んでいる国もある（例えば東欧諸国を社会主義的国家ではなく広義の福祉国家と呼べば）。また、核家族化、少子高齢化すれば、必ず福祉国家に

---

<sup>285</sup> 本論においては、国民皆保険と国民皆年金制度の確立をなし、かつ社会費用の対 GDP 比 10% を超えるものを福祉国家と定義している。

なるわけでもなければ、全ての福祉国家で核家族化と少子高齢化が進んでいるというわけではない。

しかし、先行・先発国の福祉国家化の発展過程を見れば、文化的、社会的、経済的な社会構造や歴史的経緯が異なっているにもかかわらず、福祉国家化の先行研究が依拠したと通り福祉国家になるための社会構造的条件というものがあることが示唆される。

そこで3章（経済発展）、4章（政治発展）では、先行・先発国の福祉国家化の先行研究から福祉国家となるための必要条件ともいえるべきものが東南アジア5カ国に備わっているか、備わりつつあるのかを検証した。すなわち、給付国家となるためのある程度の経済水準の達成度、産業化（工業化）の特徴、介入国家となるための国民連帯である。先行・先発国において福祉国家化を推し進めたアクターと考えられた中間層とそれを取り巻く政治的環境（民主化）の東南アジア5カ国での確立・実現についても検討した。

また、厳密な意味では十分条件ではないが、先行・先発国を福祉国家化へ導いたと考えられている要因についても検討した。すなわち、都市化、核家族化および少子高齢化による福祉の脱家族化、経済格差の拡大、社会・生存権の確立等である。また、シチズンシップにおける特に参政権・市民権の確立（民主化）は福祉国家化に必要であるとともに、ほとんどの場合、福祉国家化を促す十分条件であるという仮説を立てることは可能である。

### 【「必要」と「需要」】

福祉国家が「資本制という経済システムの枠組みの中で成立した、という点について異論の余地は乏しい」（武川 2007, p. 18）。福祉国家とは、近現代における社会政策の必要性や経緯を資本制（資本主義）の発展とともに議論されてきた。つまり、資本主義経済の発展から導かれる様々な社会問題への解決策として歴史的に出現したのが、社会主義国家と福祉国家だと考えられる。社会主義国家は、資本制を止め共産制へ移行することで資本制が作り出す弊害を原因から取り除こうとしたのであり、福祉国家は資本制を維持発展させながら社会問題へ対応しようとする体制といえる<sup>286</sup>。資本制が福祉を埋め込むこと（埋め込まれた自由資本主義）を可能にしたという説明（ケインズ福祉国家）である。

武川（2001）は、福祉国家への道を歩んだ自由資本主義国家が求められた制度や政策を、「必要（need）」と「需要（demand）」に分けて整理している。資本主義の発展による弊害、例えば、疾病や失業に対する保護と補償や不労老親の所得保障や世話・介護などは、各々「必要」と「需要」基準で求められると言う（武川 2001, pp. 21-41；武川 2007 pp. 1-19）。

---

<sup>286</sup> 「ある意味では福祉国家と社会主義は「20世紀の双子」とも言えます。」「要するに、福祉国家は社会主義と同様に、20世紀の管理国家の別々の形態だと思うんです」（三重野 2001, p. 63）

まず「需要」の根拠は欲望や欲求で、根拠の性格は主観的・内在的であり、その判断基準は利害（快・害）をもって行われる。一方、「必要」の根拠は、道徳や価値であり、その根拠は客観的で外在的であり、その判断基準は善悪（正・邪）であると整理している。つまり「需要」が「欲する」ものであるのに対し、「必要」は「あるべき」という区分けである。

「需要」は市場のメカニズムで価格と量が決まる。主体的で利害が判断基準であるので、欲しいもの（需要）は価格を含めた供給と折り合えば獲得でき、折り合わなければ獲得できないだけである。同様に「必要」の大部分も市場で供給されるが、「必要」が市場で充足されないケースがある。例えば、資本主義の発展によって地域共同体が解体し、また夫婦が外で働くこととなった場合の老親や子供の世話などである。誰かがすべきことを家族ができず、人を雇う経済的余裕もなく、共同体も無力で放置される現実がある。「必要」があるのに家族や職場、共同体がそれを供給できない場合、現在の多くの社会では国家が福祉国家として応えている。経済学で唱えられる「市場の失敗」が、政府に解決を求めるのと同様に、社会の「必要」に対する市場の失敗への対応である。「需要」が「あったらいいな・嬉しいもの」であるのに対し、「必要」は「あるべきもの」だからである。

一般的には、この「必要」が福祉国家化を推進してきた原因だと考えられている。しかしながら、「必要」は外在的で客観的なもの、つまり社会構造が導き出すのか、それとも「必要」は国民や指導者、政策責任者であるアクターの利益、あるいは道徳・価値観を根拠として構築されるのであろうか。

社会病理を抱える社会構造そのものに、いくら「必要」があってもそれだけでは福祉国家への制度構築へと繋がる。制度はあくまで人間が構築するからである。ここでの問題は、経済社会構造の変化が人間に制度構築をさせるのか、それとも人間が自らの意思で制度構築をするのかである。

社会構造がいくら悲惨で不平等・不公平を導いたとしても（社会経済構造的な必要の存在）、人々がそれを悪であり正すべきだとする価値判断を共有しなければ、社会政策の制度化（アクターによる福祉国家化）は困難である。東南アジア5カ国の福祉国家化を考える際には、構造による「必要」とアクターによる「必要」の二つの必要が、どのように福祉国家化の「なぜ」と「どのように」という問いへと繋がっているかについて検討が必要なのである。

しかし一方で、過去の福祉国家研究から導き出された「必要」だけが、東南アジア5カ国の福祉国家化が始まった・進めている動因なのかについても、検証が必要ではないだろうかというのが、2節、3節の試みである。



## 2 節 : How に答える :

### シーケンス・タイミング・重大局面からみる

#### 「後発国型福祉国家化」

##### 【2・3・4章で明らかになったこと】

本論では、東南アジア 5 カ国の福祉国家化の動因とメカニズム解明に、重大局面に加え、タイミングと一クエンスという「時間」を取り込むことで試みた。本節では、2章、3章、4章の発見と議論を再度整理し（記述に重複する点もあるが）、そこから導かれた「どのように : How」を明らかにする。

##### 《社会構造（人口・家族・中間層）変化と福祉国家化》

2章では、各国の現在（2017年）の経済水準を起点とした、各国の社会経済構造の発展状況を時間軸で比較することで、キャッチアップ型の工業化、経済成長をなす東南アジア 5 カ国の発展のスピードと停滞を知るとともに、経済社会構造の多様な発展パターンが明らかとなった。

検証によって、まず、寿命（余命年齢）は、経済成長の如何にかかわらず、また経済成長に先立って一様に伸長したことがわかった。次いで少子高齢化については、タイとベトナムの少子高齢化が日韓よりも早いペースで進んでいる一方、マレーシアとフィリピンは日韓と同様もしくはそれより遅く進行していることがわかった。インドネシアはその中間である。他方、都市化や核家族化によって福祉の脱家族化は 5 カ国全てで進行していることが発見できた。これによって従前の近代化論を中心とする経済成長が少子高齢化を進め、そのために福祉国家化が必要とされたというメカニズムには疑問がもたれた。

次に、経済成長による産業・労働構造の変化では、工業化による急激な第一次産業従事労働者の減少が見られる一方、日韓先発国よりも早い段階で第 3 次産業への労働人口の移行が見られた。キャッチアップ型工業化とともに脱工業化へと進むスピードが明らかに早く、圧縮された工業化、もしくは脱工業化ともいえる状況が確認された。

なお、経済水準と中間層創造や格差の関係については、基準年を設けた分析方法では解明に限界があった。特に経済成長と中間層の形成については、不明なことが多かった。ただし東南アジア 5 カ国では、労働ストライキの数などから労働運動は政治社会運動の主体とならず、先発国とは異なっていることがわかった。そして経済発展（水準）と民主化との因果関係を否定するデータも多く示された。東南アジア 5 カ国においては、経済成長が民主化を、そして福祉国家化を半自動的に導くという考察は、当てはまらなないと考えられる。

最後に、経済水準ごとにみる社会保障制度の確立については、二つのことが明らかになった。一つ目は、日韓の基準年にほぼ一致、もしくは先行して東南アジア5カ国が社会保障諸制度の構築に着手し今日も継続していること、もう一つの発見は、他方、基準年の日韓に比して、社会保障費用が大変少ないことであった。社会全体においても国家予算においてでもある。

以上のことから、福祉国家化への誘因と考えられる、人口動態が各国でなぜ違うのか<sup>287</sup>、5カ国では明確な中間層の形成がなぜ見られないのか、経済水準に見合った民主化がなぜ行われなかったのかの疑問が発生するとともに、本論のテーマである福祉国家化においては、同じ経済水準だった日韓に比して、なぜ社会保障制度構築が先行しながら社会・国家支出が低いのか、の疑問が導かれた。

### 《工業化と福祉国家化》

第3章では、福祉国家を支える東南アジア5カ国の経済発展の特徴を比較した。大きな特徴としては、独立後の開発独裁体制もしくは開発主義の下、上（政府主導・指導による）からの工業化が推進された点が共通している。また雁行型発展ともキャッチアップ型工業化論とも言われるとおり、欧米や日本、NIES 先行国から技術を模倣、習得し、資本とともに外国資本企業を誘致することで工業化をなした。その背景であり要因ともなったのが、各国における対外開放政策（輸入代替工業化から輸出志向工業化への政策変更）であり、1980年代後半から本格化する新自由主義的思想・政策に支えられたグローバル経済化であった。注目される特徴として、外国資本企業こそが工業化と経済発展の最大アクターであることがわかった。

一方、外国資本企業と輸出志向型工業化は社会構造にいくつか影響を与えていることがわかった。一つが、先行・先発国と異なり、産業別 GDP および産業別従業員数において、3割-4割という製造業比率を一度も経ない点、さらにはその後急速にサービス産業化社会へと変容している点である。2つ目が、成長エンジンである外国資本企業を誘致するために、治安の維持と低い税負担、安い賃金を提供することを最優先とした「底辺への競争」の中、労働運動が当局によって様々に規制されてきた点である。もちろん外国資本企業だけが原因ではなく、冷戦終結後の社会主義思想の低迷なども影響している。しかしながら、開発主義・独裁体制下での労働運動の低迷は、社会運動の低迷にも直接つながり、後段で分析するとおり、民主化への貢献も限定的である。対外開放工業化による影響の一つだといえる。

---

<sup>287</sup> なぜ、マレーシアやフィリピン、インドネシアでは少子高齢化の進行が遅く、タイとベトナムでは急速なのかなどの因果関係への考察は行わなかった。マレー系と大陸系の人種による社会構成が違うからか、それともキリスト・イスラムの一神教による家族計画への介入と仏教を中心とするタイ・ベトナムとの差なのか、それとも将来的に経済発展するグループとしないグループの差なのか、単に個別の違いにすぎないのかなど。一体何が原因でこれらの違いが出るのかの因果関係は本章では扱わず、単に経済水準に合わせた社会構造を相関関係があるかもしれないという予測のもと比較した。

最後の特徴は、全ての国が現在もしくは将来に「中所得の罠」に陥る可能性が大変高い点である。これも外資依存の高さに比して国内地場企業の工業化がなされなかった点が原因の一つだと考えられる（中西・税所 2018；中西 2018；トラン・苺込 2019；苺込 2017）。

#### 《国民連帯、経済格差と福祉国家化》

武川（2007）は、「人間は、社会化されて価値判断を持つ個人となるのであり、その共通感覚は言語を持って共有される」（武川、p. 66）ことを示した。個人の価値判断は、社会通念となり社会規範となり、客観的な「必要」となるとされる。つまり、福祉国家化の客観的な「必要」は、国民の価値・社会規範に依拠しているのである。もしそうならば「道徳・価値」は主観的ではないのか。判断基準である善悪はどの様にして客観的な「必要」に変換されていくのか。

カギは国民連帯である。「ある社会の構成員にはふさわしい生活がある」（武川 2007、p. 74）という道徳・価値が、共有された社会規範、社会通念へと昇華しているからである。「ある社会の構成員」とは、国民である。この道徳、価値観こそが、国民連帯ではないだろうか。

そこで、4章では国民国家化を経た後に福祉国家となった西欧諸国や日本、韓国の先行研究では自明とされ省かれていた「国民連帯」を東南アジア 5 カ国において分析した。

その結果、民族・宗教構成や国語の制定と実現化の経緯、被植民地化と独立とめぐる経緯、各国の歴史的背景などによって、東南アジア 5 カ国における国民統合の多様性と濃淡が示された。文化的構造からは、国民連帯が最も強固な国は、ベトナム、次いでタイとなり、インドネシアは中間に位置し、フィリピンとマレーシアは弱いと推測された。また、各国の経済構造のうち最も国民連帯に関連があると考えられる経済格差から国民連帯の強弱を推測した場合も、同様の結果となった<sup>288</sup>。

最後に、文化的構造と経済構造がどのように各国に政治化・言説化して国民連帯を形作っているかを検討した結果、ベトナムの国民連帯はしっかりと確立されている一方、マレーシアはマレー系と中華系による複合国家であるため不安定であり、フィリピンは言語をめぐる「市民」と「大衆」に分裂気味であるあることがわかった。タイは文化的構造自体に課題は少ないが、「市民」と「大衆」の対立が結局はクーデターによる政治決着を導くなどの政治課題を生み国民連帯を脅かす可能性を持っていること、インドネシアはその広大で多様な民族、宗教構成にも関わらず奇跡的な国民統合に成功を収めているが都市と地方の格差と多様性やイスラムの台頭等に国民連帯を脅かす可能性があることが示された。

---

<sup>288</sup> しかしながら、その因果関係—格差が大きいから国民連帯が弱いのか、国民連帯が弱いから格差が大きいのか—は、不明である。

各国の文化的構造（国語・共通語の成立や教育制度、民族構成、宗教）、および格差を中心とした経済的構造とその言説が及ぼす各国の政治社会構造から国民連帯の強弱を推測した結果、タイ、ベトナムは強く、フィリピン、マレーシアでは弱く、インドネシアは中間に位置すると分析された。

### 【3つのシチズンシップ】

福祉国家のためのシチズンシップ（市民権、政治権、社会権）の確立と実現のシーケンスを比較分析することで、東南アジア5カ国の福祉国家化がどのように進んできたかを明らかにすることができた。ここでも東南アジア諸国の福祉国家化における政治経済分野との同時進行的変容とそのズレが確認できた。シチズンシップのシーケンスに加え、2章から5章まで記述、議論を、経済、政治変容のシーケンス、タイミング、重大局面を中心にまとめると以下の通りとなる。

#### 《先行西欧諸国》

先行研究で示された通り、多くの先行西欧諸国では18—19世紀に急速な工業化が進んだ帰結として資本主義経済の弊害や影響、例えば、労働災害や失業、定年の発生、都市化による核家族化、伝統的共同体の崩壊など経済社会構造の変容が従来の「家族が支える福祉」を限界に追い込み、「必要」を誰かが担わなければならない事態に見舞われた。そこに第一次・第二次世界大戦などの国難がトリガーとなり国民全員の運命共同体意識と共有体験が確立し、全国民を対象とした福祉国家の正統性と正当性を高めたのである。

そうして社会保障制度の急速な整備が行われ福祉国家の確立がなされた。第二次世界大戦後の戦後復興とそれに続く急激な工業化による高度成長が各国の「必要」の対象と範囲を拡大するとともに、経済規模も拡大し経済水準が高まり社会保障への、つまりは再分配の財源確保が可能となったことは歴史的好機であった。

「黄金の30年」と呼ばれる1945年から1975年の時期に西欧諸国は福祉国家化を質・量ともに拡充・成熟させることができた。その後、福祉国家の再編が行われた1980年代には多くの西欧諸国において工業化がピークアウトし、脱工業化社会へと突入した。工場労働者・製造業中心社会からサービス業中心社会へと移行したのである。

ちょうど英米に牽引されたこの時期の時代背景（もしくは時代精神）が、新自由主義的思想・政策であり、分配から成長へと政策目標が切り替わったのであった。

しかしながら、社会政策は縮小されず、西欧諸国が脱工業化社会となった1990年代からは、成長と分配の両立を目指す政策がとられ、福祉国家は変容し続け現在に至っている。

つまり、工業化（18-20世紀）→ [1940年代の国民・国家的危機=福祉国家化] → [高度成長（1950-75年）=福祉国家拡充] → [脱工業化進行=福祉国家再編] → [脱工業

化社会＝多様化] という歴史的変遷が先行西欧諸国の工業化・脱工業化における福祉国家化のシーケンスとタイミングであった。

他方、シチズンシップは、多くの西欧諸国で、17 世紀（英仏）から遅くとも 19 世紀中頃（ドイツ、イタリア）に国民国家が形成された後、もしくは同時進行的というタイミングとシーケンスで発展した。並行的に工業化が進み様々な資本主義の負の課題が発生した。このような国民国家かと工業化の進展とともに、まず市民権が認知・承認され確立する中で国民間での連帯感が醸成された。

次いで 19 世紀末から 20 世紀初めにかけて多くの西欧諸国で普通選挙法が取り入れられ性別、貧富の差なく市民として政治に参画する政治権が認められていく。これらの変化は工業化における労働者の権利拡大運動などを経て国民の義務と権利の確立という認識の中で形成された。

最後に全ての国民に対する社会権、つまりは生存する権利の獲得を国民が得るに至るが、社会権は 1930 年代の世界恐慌と第二次世界大戦従軍と被災という国民単位の運命共同体として歴史的経験を経て確立された。社会権の確立により福祉国家という概念と制度は、西欧諸国において正統性と正当性をもち戦後に実現、拡大と発展することになる。

市民権（18-19 世紀）→政治権（20 世紀前半）→社会権（1940 年代）というシーケンスとタイミングである。

#### 《先発国日本》

日本は、19 世紀後半の明治開国以降に工業化を推し進め 1920 年代には世界有数の工業国へと発展し同時並行的に社会保障制度の胎動期を迎えていたが、1930 年代には戦時体制に入り 1945 年の敗戦時の政治経済は壊滅的な状態となった。特に工業設備や資本は壊滅的な状態であった。しかしながら、戦後復興の中で驚異的な工業化と高度成長をなし、1968 年には世界第 2 位の経済大国となった。戦前に胎動していた社会保障制度の再構築が起こると同時に、1940 年代後半から 1970 年代初頭までの高度成長による経済規模の拡大で福祉国家を支える財政的経済的な余裕ができた。

まさに高度成長がピークアウトする 1973 年に社会保障制度の抜本的な拡充を行い、その後、ニクソンショック、オイルショックなどで世界経済がパラダイム変換をなし停滞するも、日本は高度成長の余力の中で着実に社会保障の内実を拡充させていったのである。キャッチアップに成功したのである。一方、1990 年代後半から脱工業化社会へ変容すると同時に、少子高齢化に対応すべき社会保障の再編が行われ現在に至る。

「黄金の 30 年」の時代は、経済ナショナリズムを許容するブレトンウッズ体制の下、基本的に国民経済は国家に守られ、特に日本や韓国では上（政府）から指導された工業化が最盛期の時代であった。この時期にはまだ福祉国家となっていなかった日本は、しかし、1971 年のニクソンショックによってブレトンウッズ体制が崩壊しスミソニアン

体制に移行し、1973年のオイルショックによって世界的な高度成長期が終焉した年に、社会保障制度の拡充を成し遂げた。日本は、1973年という「福祉元年」のタイミングでギリギリで西欧諸国の最後尾につけることができたのである。

一方、福祉国家化の拡充・再編の点では、2つの変化が日本の福祉国家化のタイミングであった。一つは急速に高まる少子高齢化への対応であり、もう一つは、西欧諸国同様に新自由主義の弊害として1990年代から順次具現化した国民間の経済格差拡大期というタイミングである。日本ではこの二つの重大局面（少子高齢化と格差社会化）が同時に起こったタイミングで福祉国家化が再編されたのである。

つまり、日本は、工業化（1950-70年代）→福祉国家化（1960-70年代）→〔経済危機（1970年後半）＝福祉国家再編〕→〔脱工業化（1990年代）＝新自由主義的福祉再編〕というシーケンスとタイミングを歩んできたと言える。

これに対してシチズンシップにおいては、日本は第二次世界大戦前の大正デモクラシー期に市民権、参政権の確立の萌芽があったものの1930年代には戦時体制に突入し、軍国主義・全体主義の中で市民権や社会権はもっぱら戦争遂行のための義務へと化していった。

日本が、市民権を備えた民主主義国となったのは敗戦によって占領体制下（1945-51年）で連合軍から強制された1950年代以降である。同時に米国主導で創案された日本国憲法（1946年）に生存権・社会権が明示されたのである。

日本において3つのシチズンシップは、敗戦後の占領期に導入・確立がほぼ同時になされていた。つまり日本のシチズンシップ確立のシーケンスは、市民・社会権が1920年代には胎動しつつも、制度の確立において参政権＝市民権＝社会権というシーケンスがほぼ同時的（1946年）に発生した一方、実現においては参政権（1946年）→市民権（1950年代）→社会権（1960-70年代）であったといえる。

#### 《先発国韓国》

日本による植民地化や独立後の開発独裁体制などの影響なのか、韓国は福祉国家化でも工業化でも日本とは異なるシーケンスであったことがわかった。外資に頼りグローバル市場への輸出加工型工業化を推進した韓国経済は1980年代以降、日本を上回る速度で工業化を進め経済水準を高めていった。開発主義、産業主義を掲げ開発独裁体制を敷いた朴正熙とその後の全斗煥・盧泰愚政権までの時代には福祉国家化は「遅滞」したが、1998年の金大中政権誕生による本格的な民主化によって福祉国家が実現可能になる。

さらに福祉国家確立のトリガーとなったのが、1998年に韓国を襲ったアジア経済危機であった。民主化と国家的経済危機が福祉国家となることを可能にしたのである。

しかし、先行の西欧諸国や日本の福祉国家実現が1945-75年の工業化が拡大深化する時代になされたのに対し、韓国の福祉国家化は韓国経済が脱工業化に突入するタイミン

グとシーケンスで行われた。日本が工業化＝福祉国家化の同時進行に対し、韓国では工業化（1960-90年代）→〔脱工業化（20世紀末）＝福祉国家化〕した、というシーケンスとタイミングの違いがある。そのため日本の福祉国家化が「拡大と危機」の同時進行であったのに対し、韓国の福祉国家化は「形成と再編」が同時進行したと捉えられる（金成垣 2008）。

韓国が工業化、福祉国家化に臨んだ 1970 年代末から 90 年代にかけての世界の潮流はグローバル経済、新古典派経済学が唱える「小さな政府」と競争による民営化と成長重視の新自由主義の時代であった。1998 年のアジア経済危機という未曾有の危機の中で韓国政府が、借款のための条件（コンディショナリー）を突きつけた IMF など国際機関が要求する「小さな政府」ではなく、国民を守る「大きな政府」を選び福祉国家の確立をなしたことは重要である。

しかしながら、そのパワーはどこから来たのだろうか。李蓮花（2011）や金成垣（2008）他の多くの研究者が韓国、台湾において自明のものとして議論を深めなかった「国民連帯」の強さがそれを為したのである。戦争や幾多のグローバルインパクト、国難へ立ち向かったことで形成された「国民連帯」があったからこそであり、これこそが福祉国家化の推進力であり、最大要因であることが示される。

一方、日本の敗戦撤退からの独立（1948 年）、朝鮮戦争（1950-53 年）を経て、1960 年代には開発独裁体制へと移行した韓国では、さらにシチズンシップのシーケンスが逆転している。韓国では、1948 年の独立によって国民の参政権が確立・実現したが、朴正熙政権による戒厳令下およびその後の全斗煥、盧泰愚政権の 1960—80 年代後半までの開発独裁時代には著しく市民権が侵害されていた。本格的な民主化には 1998 年の金大中政権を待たねばならず市民権はそれをもって実現されたと言える。

社会権については独立後の憲法において趣旨が示されたものの実態的に国民に共有されたのは工業化が進み経済水準が高まった 1990 年代以降であり、確固としたものとなったのは 1998 年のアジア経済危機での生存のための国民的団結からであった。

つまり、韓国は、制度的には独立時（1948 年）に参政権＝市民権＝社会権が同時に確立しているが、実現においては参政権（1948 年）→（社会権の国民的共有：1980-90 年代）→市民権（1989-98 年）→社会権（20 世紀末）というシチズンシップのシーケンスとタイミングで福祉国家化が進んだのである。

#### 《東南アジア 5 カ国》

これに対してさらに後発の東南アジア 5 カ国は、1980 年代後半からの外国資本企業主体でのグローバル市場への輸出加工型工業化によって経済成長するも、本格的に福祉国家化に取り組み出した 2000 年以降は、工業化比率が伸びず脱工業化社会になりつつある。また、東南アジア 5 カ国の工業化パターンは、厳密には製造業労働者を中心とした

工業化を一旦は経た上での脱工業化ではなく、多くが未熟な工業化のまま脱工業化社会に移行するシーケンスとタイミングである。

これら工業化の発展段階と福祉国家化のタイミング、シーケンスの相違による影響が最もはっきりと現れたのが、社会・労働運動、ひいては福祉政治との関係である。先行西欧諸国や日本の福祉国家化は工業化著しい時期・タイミングで行われていた。西欧における福祉国家の拡充期、日本における確立期での工業化は、戦後の左傾化した労働者・運動を社会の中心に押し上げ、労働者による団結や権利要求が行われ、それが福祉国家拡充へ大きな影響を与え、さらには政党政治による福祉政治が展開された。

一方、現在の東南アジア 5 カ国では、工業化率が往年の西欧諸国や日韓ほど高まらず、ポスト工業化社会、もしくは未熟な工業化社会からポスト工業化社会へと変容する様相を見せている。また製造業、特に輸出のための製造業の中心は外国資本企業が担っており、グローバル経済下での「底辺への競争」の中で、豊富で低廉な労働力を提供することが東南アジア各国政府の産業政策の一つとなっている。そのためいつでも撤退が可能な外国資本企業を含め労働組合活動は低迷し、今日東南アジア 5 カ国ではほとんど労働争議が発生していない。加えて、日韓で工業化を推進したのは強い民族資本企業であったが、東南アジア 5 カ国では（強い）外国資本企業（と弱い民族資本企業）であるという相違が見られる。東南アジア 5 カ国の工業化は、労働・社会運動を伴わずに発展し、かつ現在、脱工業化社会を迎えつつあるタイミングで進んでいるのである。

すなわち、東南アジア 5 カ国においては、制度的社会保障の確立（1950-60 年代）→工業化（1980-2010 年代）→未熟な工業化（21 世始め）→〔脱工業化（21 世紀）＝福祉国家化本格化〕というシーケンスとタイミングが明らかになった。

さて、シチズンシップについては、東南アジア 5 カ国では独立と開発独裁体制を経て福祉国家化を進めたことから、西欧諸国や日本よりも韓国との類似点が多い。各国は独立を機に参政権を制度的に認めた一方、社会権については多くが憲法には謳われているものの実態的には実現に至っていない。韓国と異なるのは、ほとんどの国で選挙などの手続きの制度化が「形式的・手続き的な民主主義」に留まり真の意味での民主化が実現されておらず、市民権（思想、信仰、集会、報道、移動の自由）の実態的な実現がまだ見られない点である。つまり、参政権→未社会権・未市民権のシーケンスとタイミングの中で、福祉国家化が進行していることが明らかになった。

重要なことは、東南アジア 5 カ国はどれも民主主義を謳い、形式的もしくは目標として、参政権、市民権、社会権を独立当初から憲法や法律において規定（確立）しているが、目下、実現されていないことである。すなわち、規範としての制度的な確立は、〔1940 年代後半の参政権＝市民権＝社会権〕と先行国に比して早々に社会権が確立しているが、実態的には、参政権（1940 年代末の独立期）→未社会権・未市民権となっている。

ところで、後発東南アジア 5 カ国の福祉国家化のタイミングは、もちろん韓国よりも時代が下り、1990 年代後半からの新自由主義的グローバル経済の最盛期から 2010 年代



後半に始まる新自由主義の瓦解の時期にあたる。そして、2017年の米トランプ政権発足後の米中対立の本格化で、東南アジア5カ国にとっては、政治が経済に極力介入しないという新自由（経済）主義時代が終わり、国家が政治にも経済にもより介入・管理する時代へ移行した2020年代に福祉国家化を進めることになる。他方で個人・市民のグローバル化が進み、国民間の経済格差の拡大が進む一方で、国民連帯の求心力が高まるわけではない。

東南アジア5カ国の福祉国家化が、西欧先行国、アジア先発国の福祉国家化における先行研究と異なる点、すなわち工業化とそれに伴う社会変容が福祉国家化を促したというシーケンスではなく、政治経済社会の各領域が「同時進行的」に変容する中で行われているという特徴が明らかになった。さらには工業化、国民国家化、民主化、そして福祉国家化という「同時進行的」な政治経済社会変容を引き起こした原因が、東南アジア5カ国における近代化の「後発性」であったことを示した。この「後発性」には、先行・先発国に遅れたというタイミングと後発によって引き起こされた各領域での社会変容のシーケンスの逆転・入れ替え・ズレという二つの側面があることもわかった。

#### 【後発国型福祉国家化の類型化】

さて、エスピン-アンデルセンは、西欧諸国の福祉国家化を「市場」「国家」「家族」の変容とそれらの関係性の歴史的発展を含む福祉政治を基に福祉レジームとして3つの類型化を行った（エスピン-アンデルセン、2001）。しかし東南アジア5カ国における「市場」「政府」「家族」は、質的にも量的にも、歴史的にも社会文化的にも土台から西欧諸国の歴史的経緯とは異なる。日韓で「座りが悪い」（広井1999；田中2017、p.82；金成垣2016）と同様に、東南アジアにおいてもエスピン-アンデルセンの類型化は「座りが悪い」のである。

では、東南アジア5カ国の福祉国家化を類型化するとすれば、どのようなものが適切なのだろうか。本論では、東南アジア5カ国の福祉国家化のシーケンスとタイミング、重大局面、外的条件が先行西欧諸国の福祉国家化やアジアで先発した日本や韓国の福祉国家化とも異なることを強調した「後発国型福祉国家（化）」を提案したい（表5-1）。

金泳鎬（1988）の工業化の4世代類型化論（韓国の工業化を第4世代と類型化）に着想を得て、西欧諸国（イギリス、ドイツ）を第1、第2世代、日本を第3世代、韓国を第4世代、東南アジア5カ国を第5世代福祉国家とした。各国の福祉国家化を国民国家・国民連帯形成、工業化、民主化、シチズンシップの確立などのタイミングとシーケンス、重大局面から整理したものであり、各世代の福祉国家化のメカニズムをシーケンスとタイミングで分類したものである。

表 5-1 福祉国家化の類型（後発国型福祉国家（第5世代）としての東南アジア5カ国を中心に）

区分	第1世代福祉国家	第2世代福祉国家	第3世代福祉国家	第4世代福祉国家	第5世代福祉国家(化)	第5世代と前世代との相違点
福祉国家	イギリス	ドイツ	日本	韓国	東南アジア5カ国	
福祉国家化類型	先行国型福祉国家		アジア先発国型福祉国家	アジア後発国型福祉国家		
福祉国家（確立）時期	-1940s		1961年	1999年	2020年? -	未・非福祉国家
福祉国家（実現）時期	1940-60年代		1973年	2000年代	-	未・非福祉国家
福祉国家実現のトリガー	第二次大戦中の国民運動共同体体験		高度成長	民主化	少子高齢化?	トリガーが不明
近代化	近代化のシーケエンス		政治・経済・社会同時的伝播・模倣と時間差の吸収・実現			独立（1945年以降）をもって近代化の模倣を開始
政治	社会変容のシーケエンス		文化→社会→政治→経済			具体的即物的な領域から変容
政治	市民権→政治権→社会権		市民・政治権→社会権			シチズンシップ確立順の逆転
政治	18世紀以前		19世紀後半			国民連帯の確立途上
政治	労働者・市民		労働者不在・市民			福祉政治での市民の不在
政治	先発		準先発・後発			強い海外マーケット依存
政治	技術自己開発・輸出志向型		輸入代替型→輸出志向型			強い海外マーケット依存
政治	工業化推進主体		1. 銀行 2. 民間企業（大企業中心）			国家・民族資本ではなく、外資企業中心
政治	福祉国家化時の工業化の状態		第二次大戦前後・復興期			工業化を経ない産業社会
政治	福祉国家化時のグローバリ環境（経済）		経済ナショナリズム（フレキシビリティ体制）			強い経済ナショナリズム グローバリ化した底辺への競争 国家資本主義の台頭
政治	グローバリ環境（政治）		民族自決・冷戦・社会労働運動			グローバリ化、ポピュリズムの台頭

出所：金泳鎮（1988）による第4世代工業化論を基に、福祉国家化世代論として筆者が大加筆・作成

先行して福祉国家化に成功した日韓と東南アジア 5 カ国との相違点は、まず日本の工業化が 1950—70 年代の、韓国の工業化が 1970—80 年代の経済ナショナリズムの時代であったのに対し、東南アジア 5 カ国が福祉国家化する社会構造的、利益アクターの必要性が問われ始めた時代が、グローバル経済下で進む新自由主義的思想・制度に依った 1990—2000 年代という異なったタイミングであった点がある。「小さな政府」、法人税や労働環境の「底辺への競争」、「自己責任」を信条とする時代精神に支えられている時代である。

また低い経済水準（未熟な工業化）のままの福祉国家化、脱工業化での福祉国家化、シチズンシップの未確立・実現の中での福祉国家化、開発独裁・非民主化の中での福祉国家化、新自由主義的グローバル思想下での福祉国家化、国家資本主義時代での福祉国家化等のタイミングの違いが東南アジアの福祉国家化を大きく規定している。

脱工業化や個人化など先発国とは異なるシーケンス、タイミングでの福祉国家化であり、それらのインターバル期間が先発国よりもさらに圧縮された点が示された。

経済、政治、社会の領域でのこれらの変容のタイミングとシーケンスの違いが、例えば 2 章で検証した、同じ経済水準で、また社会保障制度が整備されつつありながらも、社会保障費用対 GDP 比が、先行・先発国のそれと比べて著しく小さいことなどの一因となっているのではないかと考えられる。東南アジア 5 カ国の福祉国家化を分析する上で、近代化における後発国という後発性こそが最大の要因・特徴であると考え、「後発国型福祉国家（化）」と名付けることとした。

### 3 節：二つの Why に答える：

#### アイデア・言説による社会学的新制度論の応用と試論の提出

東南アジア 5 カ国が、「なぜ福祉国家化しているのか」、「なぜ福祉国家化を始めたのか」という二つの「なぜ」は、「どのように」福祉国家化してきたのかのシーケンスとタイミングを分析することで、疑問と理論の輪郭があぶり出されたといえる。

現在進む東南アジア 5 カ国の福祉国家化の要因は、一義的には東南アジア 5 カ国においても近年急速に進んだ工業化とそれに伴う社会経済変容の弊害に対応するためであることが確認された。圧縮した工業化・人口動態・社会変容に対応する「必要」が発生したため福祉国家化が志向されている。つまりは、一つ目の「なぜ」への答えは、社会構造主義論的な理解が可能であり、加えてそれに対応したリーダーや国民というアクターの利益追及の結果と言える。

一方で、そもそも市民権も社会権も存在しなかった独立直後の時期から、東南アジア 5 カ国は、なぜ福祉国家化が始まったのだろうか。これが二つ目の「なぜ」であった。この疑問は、2 章において経済社会変容と福祉国家化のシーケンスとタイミングを比較検証したことで、問題の所在が明らかとなった。つまり、工業化も都市化、核家族化や少子高齢化も発生していない時代での社会経済構造上の「必要」から生まれた動因ではないのである。西欧諸国における福祉国家先行研究では自明とされ、非西洋であるアジアの日本、韓国の研究においてもおそらく見逃されていた、「そもそも」なぜ福祉国家化を目指したのかという「問い」にたどり着く<sup>289</sup>。

アジア諸国にとっての福祉国家化を近代化における社会変動と捉えた視座が、福祉国家化の新しい問いへの気づきを与えたのである。二つの「なぜ」に答えることを通して、後発性に起源を持つ東南アジア 5 カ国の福祉国家化という根本的な特徴を示すことができるのではないか。本節では二つの「なぜ」を中心に理論的整理を進めていく。

#### 【構造主義的アプローチの貢献と限界】

アジアの近代化は経済発展（工業化）が先導し、政治社会変容を促したことは、歴史的経緯を見る限り疑いがない。つまり、アジアの近代化は、模倣と吸収、キャッチアップによる社会変容と考えられるが、それを先導したのは経済発展である。その点からは、東南アジア 5 カ国の福祉国家化を構造主義的アプローチで説明することはある程度可

---

<sup>289</sup> 李蓮花（2011）や金成垣（2008）の韓国研究を含め従前の先行研究では、もっぱら既福祉国家を対象としたため福祉国家化を歴史的に完了した事実として捉え、もしくは福祉国家化は疑うべくもない現代国家の前提だと認識しているのか、福祉国家となる動因そのものが顧みられなかった。

能であろう<sup>290</sup>。経済成長による就労形態の変化や都市化、経済格差拡大など経済構造の変化が、伝統社会で福祉を担っていた家族や共同体の変容をも引き起こし、いわゆる「福祉の脱家族化」が進んだのである。

福祉を家族の代わりに国家が担う「必要」が発生し、福祉国家化が進んでいるという説明である。産業化が進むにつれ、農業などの自営業形態から就業形態へと労働形態が変化したため、伝統社会にはなかった定年・失業という事象が発生した。資本制においては労働力は商品化され生活を可能にする。しかしながら家族と共同体の変容によって失業・定年した非労働者の世話を家族や共同体で行うことができず、これについても国家が担うべきだという「必要」が生じたという説明でもある。つまり「労働の脱商品化」と「福祉の脱家族化」が福祉国家化の原動力であり、「必要」の源泉だという説明である。

しかしながら、本論で東南アジア 5 カ国の経済社会変容と福祉国家化の関係を分析した結果、構造主義的アプローチによる説明が難しい点はいくつか俎上にあがった。社会変容のシークエンスとタイミングである。

構造主義アプローチの古典であるウィレンスキーによれば経済成長と社会費用の対 GDP 比の間には因果関係があるとされ、その媒介変数が高齢化である。ウィレンスキーによれば、経済成長が起こると高齢化が進み、高齢者の世話をするために福祉国家化が進むのである。しかし東南アジア 5 カ国に起こった経済社会変容には、特に人口動態をみると大きく二つの前提が産業主義論の主張とは異なる。まず平均寿命が東南アジア 5 カ国で経済成長に先立って、すべての国で一様に上昇している。経済水準が高いマレーシアやタイで起こるのは理解可能であるが、経済水準の低いインドネシア、フィリピン、ベトナムでも平均寿命の伸長がみられ、先進国とさほど違いはないレベルにまで達している。つまり、20 世紀後半の東南アジア 5 カ国においては、経済成長と平均寿命とは因果関係が示せないのである。次に、経済成長水準と高齢化率も相関しない。これは長寿化と出生率ともリンクするわけだが、経済水準が高いマレーシアと低成長のフィリピンでは共に高齢化率は低く、マレーシアよりも経済水準が低いタイやベトナムなどは高齢化率が高い。平均寿命の伸長と高齢化率は、アジアにおいて経済成長の直接的な結果ではないのである<sup>291</sup>。

次に政治的構造変容からの分析がある。李蓮花(2011)による韓国の福祉国家実現は、1980 年代後半からの民主化が 1998 年の金大中政権で確立したことによって、一挙に実現したという構造主義的分析であった。東南アジア 5 カ国においての中間層は経済成長

---

<sup>290</sup> 本節での説明は、機能的役割を強化した機能・構造主義的アプローチをとったほうが説明力があるかもしれないが、本論では構造主義的アプローチとしてまとめる。

<sup>291</sup> おそらく各国の平均余命の上昇、幼児死亡率の減少は、第二次世界大戦後の医療技術の進化とそれを途上国に普及させた国連や各国政府による予防接種や母子教育、水質改善等衛生に係る様々な協力の賜物であり、経済成長単体によるものではないと推測される（もちろん様々な支援を受け入れる社会、国家は必要であったが）。

のレベルに従いある程度存在することはわかった。しかし、彼らの政治的影響力や関心・行為は、近代化論が想定したものとは程遠いのが東南アジア5カ国での現状である。ある程度の経済水準にありながら東南アジア5カ国は民主化されておらず、経済成長が民主化を導くと考えた近代化論の前提が成立していないのである。シンガポールを筆頭に東南アジア諸国では、経済成長と民主化に因果関係がみられないのである。

一方で民主化が成熟しないマレーシアやタイ、社会主義一党独裁のベトナムでは社会政策が次々と打たれ福祉国家化が進んでいる。民主化しない問題、中間層が政治要求をしない問題は、近代化論や産業主義論が唱える福祉国家化への因果的説明を困難にしている。

加えて、マーシャル（1993）が示した3つのシチズンシップ（市民権、政治権、社会権）の確立・実現のシーケンスも東南アジア5カ国では逆転している、もしくは同時的であることには注意が必要である。西欧諸国では歴史的に、市民権、参政権、社会権の順に確立し、政治思想と社会経済思想が連動しながら発展してきたのに対し、東南アジア5カ国においては、戦後の独立期にほぼ同時的に導入され、法的、制度的には3つのシチズンシップは確立・制定されるものの、社会権の実現は遅く、市民権の実現（民主化）は完全にはなされていない。つまり、経済成長による経済社会構造の変容があるにもかかわらず、政治構造の変容は遅れている、もしくは異なった変容をしているのである。近代化論者が示唆した単線・ライナー的發展パターンにもなっていない。もちろん歴史的な国家・国民統合と国民連帯の課題も大きくのしかかる。

そして構造主義アプローチによる最大の問題が、経済社会変容と福祉国家化開始の時期とのシーケンスから示された。東南アジア5カ国では、独立時に既に福祉国家化に着手している理由が社会経済構造からは説明できないのである。1940-50年代の独立時に憲法などで既に社会権が示され、経済水準が著しく低かった1950-70年代に多くの東南アジア諸国では既に種々の社会政策を設け福祉国家化に着手している。当時は、工業化も進まず都市化も少子高齢化も無縁の時代であったにもかかわらず、である。つまり、経済社会構造が変容したから福祉国家化開始の「必要」が生まれたのではない。また、経済社会構造において「福祉の脱家族化」がない時代に、なぜ福祉国家化が始められ、着々と社会保障制度の構築が進められたかを構造主義的アプローチではうまく説明できないのである。

### 【利益・アクターアプローチの貢献と限界】

他方、たとえ経済社会構造が変容したとしても、制度を構築するのは人間である。人間が制度構築をしなければ福祉国家化は、始まらないし、進まない。そういった意味で言えば、アクターの利益に着目するアプローチには説明力がある。労働者階級による資本家や支配階級に対する階級闘争論は、戦後西欧や日本の急速な福祉国家の充実をうまく説明した。また、単純な労使の利害対立の枠を超え、利害が一致する経済界や政治と

の交叉利益を舞台とした福祉政治に重心をおいた比較政治経済学や、労働資源動員論、権力資源動員論は、アクター間の戦略的相互作用を分析可能で、多様化する福祉レジームや福祉国家の再編をうまく説明することができた。アクター間の利益追及と交渉によって福祉国家の変容が進むのである。

しかしながら、東南アジア 5 カ国の福祉国家化を利益・アクターアプローチで説明する場合いくつかの課題があることがわかった。まず、階級闘争論による分析のために必要なアクターつまり、労働運動を主導する集団の不在・小ささである。近年の東南アジア 5 カ国では労働運動の指標となりうるストライキ数が、ほぼ皆無であったことは、それらを証左する。

また、東南アジア 5 カ国の経済政治社会分析を通して、大きく二つ理由があることが考えられた。一つはタイミングである。左右政治勢力が主張をし合った冷戦時代が西側の勝利に終わり世界的にも労働運動が停滞しており、東南アジア 5 カ国もグローバルな政治状況の変化に影響されたことが考えられる。

もう一つの理由は、東南アジア 5 カ国の経済発展の特徴としての外資主導型経済である。特に製造業分野において東南アジア 5 カ国での外国資本企業・工場のプレゼンスは大きい。各国は外国資本企業の誘致政策を基本的な経済・産業政策の柱にしており、優遇税制などとともに低廉で豊富で安定した労働力供給を政策の柱に据えている。そのためストライキなどの労働争議は極力各国政府からも制限される。もちろん国家にとって雇用の創造と確保も重要である。

民族資本と外資資本企業の抜本的な違いは、国内からの撤退が可能か不可能かである。外国資本企業にとって東南アジア各国で操業する理由の一つが、低廉で安定した豊富な労働力共有であり、各種優遇税制である。生産コストの上昇や過度な労働運動など何かしらの問題がある場合は、その国からの撤退、縮小、他国への移転などが容易にできる。冷戦後の世界的な労働運動の停滞と外国資本企業中心の雇用体制が、東南アジア各国の労働運動の停滞を規定しているといえる。

以上の通り、税制と労働にかかるグローバルな「底辺への競争」が東南アジア 5 カ国の経済・産業社会を取り巻く現状である限り、先行・先発国の福祉国家化分析で行われた階級闘争理論や、労働資源動員論、権力資源動員論などにみる東南アジア 5 カ国の福祉国家化メカニズムを説明することが困難になる。もちろん、それに相関して東南アジア 5 カ国の多くに開発独裁体制が長く敷かれたことも各国の労働運動を抑制させる理由だったといえる。

そして階級闘争論および権力資源動員論の応用が困難なもう一つの理由が、東南アジア 5 カ国に民主化がなされていないことである。非民主化状態ではアクターが労働運動などを通して自らの主張を政治経済変革、国家における社会保障法制の拡充、意見表明に関与できない、しにくい。さらに、権力資源論が拠り所とする政党間の福祉政治についても、東南アジア 5 カ国ではメカニズム解明に困難をきたす。権力資源論では、民主

化がなされ政党政治が機能することが前提であるが、例えば、制度上は選挙がある民主主義国家であるが、マレーシアではマレー系与党の UMNO が実態的な一党独裁体制を長く敷き、ベトナムは社会主義体制での共産党一党独裁体制である。また、タイは幾度となくクーデターを繰り返す民主的な政党政治が維持できていない。フィリピンでは大統領権限が大きく政党は脆弱であり、大統領選挙後に多くの当選議員が与党へ鞍替えする。インドネシアの民主化はこの 20 年著しいが、それ以前はゴルカルによる挙国体制であった。利益誘導政党政治が主流であり、政党政治での労働者グループの利益代弁機能は、ほとんど働いていない。

また、政治家と有権者、有力者と地元民の間に親分子分関係と言えるパトロンクライアント関係が張り巡らされており (McCoy, 1994; 1994、ほか)、また、近年は血縁や地縁ではなく利害関係をより強化したレントシーキング (Kang, 2002) も構造的に張り巡らされており、フォーマルな利益追求活動があまり機能しない。

つまり、今日の東南アジア 5 カ国への政党福祉政治を主体とした権力資源論や比較政治経済学を適用することには困難が伴うのである<sup>292</sup>。東南アジア 5 カ国の福祉国家化は現状、基本的に上からの福祉国家化にとどまると言える。

ところで、自由民主主義的政治経済体制を擁する先行西欧諸国・先発国の日韓両国の福祉国家先行研究では、民主化や成長と分配をめぐる保革政党の対立軸など政党政治が備わっていた。独立直後で国民国家形成を急ぐ新興国にとってのプライオリティは、独立を維持する国内外の治安維持と開発独裁体制を続けるための正統性を確保することであり、それは経済成長であった。経済規模が著しく小さく、明らかに分配よりも成長が優先されている時代には、再分配を行う福祉国家化を志向する合理的理由、利益が見当たらないのである。

最後に、そもそもなぜ福祉国家化を始めたかの問いに取り組むためには、シークエンスの観点から、利益・アクターアプローチの限界がある。東南アジア 5 カ国で 1950 年代から福祉国家化 (憲法での社会権の揭示や各種社会保障制度制定) が始まったことを説明できないのである。1960 年—70 年代の経済社会構造がおよそ福祉国家化を必要とする状態でなかったと同様に、独立時に利益追求や合理的選択によるアクターアプローチから福祉国家化の「必要」を主張することも難しい。

### 【社会学的新制度論】

そこで、東南アジア 5 カ国の福祉国家化における二つの「なぜ」を解明するために新制度論の一つである社会学的新制度論を用い、東南アジア 5 カ国の福祉国家化の説明を試みたい。社会学的新制度論は、構成主義的な認知を中心としたアプローチであり、より

---

<sup>292</sup> 東南アジア 5 カ国 (ベトナムを除く) で今日活発な市民・社会運動は、(真の) 民主化を求める運動であったり、場合によっては LGBTQ 権利の獲得など自由や民主主義を求めるものが主であって、未だ社会権実現の運動は少ない。多くの国民大衆にはエブリディ・ポリティクスがあるだけかもしれない。



文化的側面が強く、神話、同型化、ワールドソサエティ理論等によって福祉国家化を含む社会変容を分析するものである (Hall and Tylor 1996 ; 佐藤・山田 2004 ; 加藤 2009 ; 加藤 2012 ; 建林ほか 2008 ; 久保ほか 2016 ; 新川他 2004)。

Meyer & Rowan (1977) は、近代において世界中の国々でなぜ同じような組織が出現しているのかという問いを出す。例えば、なぜ近代では、国民国家 (nation state) が同じように形成されているのかという問い (Meyer 1994) である。本論における、なぜ東南アジア 5 カ国が同様に福祉国家化するのか、と重なる問いである。マイヤーは、「信仰に近い「思いこみ」を人々が文化的な規範など「神話」として共有しているから」(佐藤・山田、p. 187) と答える。

では、なぜ神話としての信仰が近代社会で強いのか。それは、効率性と正当性、そして合理性が備わっているからだとした。また、マイヤーは、旧制度論が人々の共通の価値観に注目したのに対し、新制度論では「人々が共有するものの見方」(佐藤・山田 2004、p. 202) という世界観により注目した。制度そのものや価値体系よりも人々の認知を重視しているのである (表 5-2)。

	旧制度派組織論	新制度派組織論
関心のコンフリクト	中心的	周辺的
慣性の源泉	既存の利害	合法的命令
構造的な強調	非公式構造	公式構造のシンボリックな役割
組織の埋め込み先	ローカル・コミュニティ	フィールド、セクター、社会
内面化の性格	協同	構成
制度化の対象	組織	フィールドまたはセクター
組織のダイナミクス	変革	持続
功利主義的という批判の基礎	関心収集の理論	行動の理論
功利主義的という批判の根拠	予期せぬ結果	反応できない行動
認識 (認知) の重要な形成物	価値、規範、態度	分類、ルーティン
社会心理学	社会化理論	帰属理論
基本的命令への認識	コミットメント	習慣、実際の行動
目的	置換される	不明瞭
アジェンダ	方針に適応	訓練的

出所：DiMaggio, P.J., & Powell, W.E., "Intordution" in Powell & DiMaggi eds., The New Institutionalism in Organizational Analysis, The Unieversity of Chicago, 1991, p.13. 和訳については、東俊之「制度派組織論の新展開－制度派組織論と組織変革の関係性を中心に」 p.88 表2を抜粋・引用、一部変更。

また、Meyer (2004) は、グローバル化が進む近代におけるワールドソサエティの出現とともに人間の一生 (life course)、人生の制度化ともいうべき現象が起こっており、どの国の人間ということではなく、世界社会の一員としての人生が制度化され、同型化されていることを指摘している。グローバル化の進展によって、国を超えて人々が自らの人生やその権利を意識的にも無意識的にも同様に求める同型化が進んでいるという説明である。

表 5-3 Dimaggio and Powell による同型的組織変化のメカニズム

メカニズム = 同型的組織変化の源泉 (source of isomorphiic organizational change)		
制度的同型化 (instritutional isomorphism)	強制的同型化 (coercive isomorphism)	依存している組織からの圧力 社会の中での文化的な期待 例) 法的な規制
	模倣的同型化 (mimetic isomorphism)	組織はより正統的あるいは、より成功していると認識している類似の組織を後追いついてモデル化する。 不確実性は模倣を助長する。
	規範的同型化 (normative isomorphism)	主に職業的専門化 (professionalization) に起因するもので、①大学の専門家による公式の教育と正当化、②職業的ネットワークの成長と洗練が重要。人員の選別も重要なメカニズム。

出所：安田・高橋(2007)「同型化メカニズムと正統性」p.427より抜粋・引用、一部加工。

DiMaggio & Powell (1983) は、近代世界で同じような組織が作られるのは、競争的同型化 (competitive isomorphism) と制度的同型化 (institutional isomorphism) が起こるからだとしている。特に本論では福祉国家化における制度的同型化に注目する。制度的同型化理論では、①強制的同型化 (coercive isomorphism)、②模倣的同型化 (mimetic isomorphism)、③規範的同型化 (normative isomorphism) の3つの形で同型化が起こるとされる (表 5-3)。

強制的同型化は、法律や政府の指導、依存している社会からの圧力による公式、非公式に及ぶ強制力によって同じような組織が形成されるというものである。近代化を官僚制度化と見做すとすれば、官僚制の採用によって各国政府組織や制度が同型化するというのもこの見方と重なる。

模倣的同型化とは、各々の組織は、優れていると評価されている組織や制度を真似る、模倣することによって、もしくは「流行に従う」(佐藤・山田 2004、p. 171) ために同型化が起こるとするものである。模倣する側は必ずしも模倣しようとしている制度等が本当に優れているのかここでは特に問題にならず、とにかく模倣することで何かしらの正統性が得られることの方が重要となる。

規範的同型化とは、特に専門集団内に共有される理念や規範によって各組織が同型化されるといえるものである。組織、もしくは組織間フィールドにおける常識とされること、当然かくあるべきであるといった組織内に共有される規範が自らの組織や制度をも外のものと同型化するというメカニズムである。

Meyer (1991) が、近代のキーワードを専門家とプロフェッショナルとするように、プロフェッショナルは規範を伝え広げる大きなアクターとされる。また、同型化には認知的機能、つまりはその同型化が合理的であるという「正当化」と、規範的機能つまりはその同型化が適切なものであるという「正統化」という二つの機能があるとされる。これら二つの機能については後述する。

なお、DiMaggio and Powell (1983) では、類型化がより進むのはどのような場合であるかを探求する観点から、組織 (organization) そのものの同型化に関する仮説および組織フィールド (organizational field) の同型化に関する仮説を各 6 つ挙げている (pp. 74-77) <sup>293</sup>。

### 【二つのなぜ、再考】

社会学的新制度論の制度的同型化理論を用いて東南アジア 5 カ国の福祉国家化における二つの「なぜ」に答えられるのではないだろうか。ここでは理論の応用を試みる。

#### 《模倣的同型化》

---

<sup>293</sup> 以下は、Maggio, Paul and Walter W. Powell, 1983 “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organization Fields” *American Sociological Review*, Apr. 1983, Vol. 48, No. 2 (Apr. 1983), pp. 147-160。和訳は安田・高橋 2007、pp. 429-430。

組織そのものの同型化に関する仮説は A グループ、組織フィールドの同型化に関する仮説は B グループになる。

A-1：組織は、他の組織に依存すればするほど、構造、雰囲気及び行動が、依存先の組織に似る。

A-2：組織が必要とする資源を依存している組織が中央集権的であるほど、その組織は依存先の組織に似るようになる。

A-3：目的と手段との関係が不確実であるほど、組織は、成功していると思う他の組織を模倣する。

A-4：組織の目的が曖昧なほど、組織は、成功していると思う組織を模倣する。

A-5：組織メンバーの選抜時に、応募者の学歴を重視すればするほど、組織はその組織フィールドの他の組織に似る。

A-6：同業種組合や専門職のグループに管理職が熱心に参加している組織ほど、組織フィールド内の他の組織に似てくる。

B-1：組織フィールドがその不可欠の資源を単数あるいは少数の似通った供給先に依存する。

B-2：組織フィールド内の組織が、行政組織や官僚との関わりが強いほど、組織フィールド全体の同型化が進む。

B-3：組織フィールドにおいて、モデルとなりうる組織の数が少ないほど、組織フィールド内の同型化が急速に進行する。

B-4：技術の不確実性が高く、目的が曖昧なほど、同型的変化の速度は高まる。

B-5：組織フィールドにおいて、職業的専門家の程度が高いほど、制度的同型化が盛んに起こる。

B-6：組織フィールドの構造化が著しいほど、同型化が進む。

タイを除く多くのアジア諸国が独立した 1945-50 年代には西欧で既に福祉国家が確立、実現していた。西欧諸国においては、まず政治領域で国民統合を為し国民連帯が確立し、民主化も実現し、経済領域では工業化が進んでいた。そして生存権としての社会権が国民全員に認められ、制度的にも思想的にも国民に共有されていた。このような歴史的経緯を経て3つのシチズンシップ（市民権、政治権、社会権）が確立・実現済みとなったことで、福祉国家化が実現・完了していた。

しかしながら東南アジアの新興後発独立国では、完成された近代（工業化、国民国家化、民主化、福祉国家を含む）が丸ごと一括で伝播し、まとめて吸収することとなった。そのためアジアでは、往々にして西欧近代を吸収する変容過程が近代化と総称される。工業化や国民国家化、民主化、福祉国家化（国民皆保険・皆年金）という思想や概念、制度、メカニズムを自ら作り出したり発展させたりするのではなく、まずは既に出来上がった経済、政治、社会における西欧の近代プログラムを丸ごとセットで同時的に模倣することになったのである。

模倣におけるシーケンスは、富永（1991）や Meyer & Rowan（1977）が示す通り、容易で同意を得やすい経済の領域が先行し、徐々に政治や社会領域へと伝播が進むのであり、本論におけるタイミングとシーケンスによる各国の社会変容の分析でも明らかになった通りである。

例えば、それは3つのシチズンシップの発展（確立、実現）のシーケンスを西欧諸国と比較しても明らかであった（表 5-1 および 2 章 5 節参照）。東南アジア 5 カ国はシチズンシップが全く存在しない状態で独立し、独立後に実態は伴わずとも制度的には全てを確立する、つまり模倣した。参政権を国民に与え、憲法や選挙法などの民主的手続きと議会などの政治体制を確立し（各国で若干のズレはあったが）、全ての国民が生存する権利を制度上は与えたのである。

1 章の先行研究レビューで示したとおり、西欧諸国では資本主義の発展に伴い、機能・構造的な福祉国家化への「必要」が出現しアクターである国民や指導者たちが「必要」を認識した。時間差で発展した経済、政治、社会の構造変容に対して、相互に関連する認識や思想を変化させながら福祉国家という制度と思想を具現化したと考えられている。対して、後発東南アジア 5 カ国では完成された福祉国家の思想と制度だけをまずは模倣、吸収しようとした、すなわち福祉国家化が始まったのである。模倣する側はそれが何であるのか、どんな利益があるかは往々にして問題とならず、とにかく模倣することが目的化したのである。

これらの点から、新興独立諸国に福祉国家化が同様に起こることは、模倣的同型化という切り口から説明できる。もちろん、模倣する段階では合理性や正当性があるかは不明であるも、とにかく同型化することが進むという説明である。

#### 《強制的同型化》

独立後、国民の経済水準や識字率は低く、国民自らが下から草の根的に、見たことも体験したこともない近代の模倣を主導することは現実的には不可能である。必然的に少数のエリート主導による上からの近代化が、強制的同型化を進めたと考えられる。アジアにおける上からの開発主義・独裁による近代化である。

まず、国民国家として憲法と議会を制定し正統性を備える国家・政権でなければ、グローバル社会においては文明国としての交渉相手とも認定されない。そのため各国は、政治形態（形式だけでも）の国民・民主主義国家となろうとした。ある意味では世界からの強制力による同型化である。

国民国家建設を急いだ上からの指導によるキャッチアップ型同型化として、国語教育に始まる国民教育にも注力した。しかしながら、政治社会領域においては、政治思想や共同体メンバー内外での関係性などを自発的に急速に変化させることは困難であったため、上から人為的に創出・変更（近代化）できるものから手をつけた。例えば、国語であり、憲法、議会、経済諸法、刑法、民法、政党政治であり、シチズンシップの憲法での明文化である。つまり、制度や法律を先に作り、順次国民がそれらを理解し吸収する、もしくは強制的に従わせる方法が取られたのである。もちろん開発独裁政府にとって不都合な制度は作られない。

一方で、アジア諸国の社会や文化の多様性が近代的な制度や法律に反映されることはほとんどなく、東南アジア5カ国の近代化は福祉国家化を含め上から強制的に進められたと説明できる。これらの結果、多様な文化、社会をもちながらも、全ての国々で福祉国家化が同様にかつ同時進行的に始まり、進んだと考えられる。

また多くの憲法や法律での社会権の位置づけにかかる記述は、「プログラム規定」として作られている（稲他 2010、pp. 124-128）。それらは確約や保証ではなく、目標として強制力を匂わせながらプログラム設定されたものなのである。

もう一つの強制的同型化として、様々な国際機関、国際的組織からのプレッシャーがあり、これは一旦始まった福祉国家化が合理的で適切であるという正当性を与えるとともに同型化を進める強力なメカニズムとなり得た（一方でハクをつけるという点で正統性をも得ることができた）。国際統計や国際会議における既に世界標準（西欧基準）となった福祉国家の思想や制度、組織を新興独立国に対して標準化、強制することは同型化にとって大きなインパクトを与えたと考えられる<sup>294</sup>。例えば、国際機関が日々発信する社会保障についての目標、ガイドラインや分析レポートや、援助団体が東南アジア5カ国に示す社会保障制度拡充のプログラムなどは、各国への提案、行政指導、ガバナンス整備などを含み、規範を示すとともに強制力を持つプログラムと言える（例えば、国際協力機構（JICA）2012『アジア地域 社会保障セクター基礎情報収集・確認調査報告書

---

<sup>294</sup> 例えば、1997年からのアジア経済危機において、IMFなどの西欧自由資本主義国が支援の条件としたコンディショナリーでは、財政の健全化、解放経済、透明性、政経分離が求められた。この強制力によって、アジア経済はそれまでの開発独裁体制に終止符を打たれ、自由主義的な経済構造へと同型化が進んだ。

各国版』、国際協力銀行 2002 『タイ王国における社会保障制度に関する報告書』、ILO “World Social Protection Report 各年版”、OECD “Pensions at Glance (各年版)”、OECD “Society at Glance(各年版)”、OECD 2018 “Towards Better Social and Employment Security in Korea”、ADB 2014 “Inequality in Asian and the Pacific: Trends, Drivers, and Policy Implications”、ADB 2019 “Demystifying Rising Inequality in Asia、他)。

#### (規範的同型化)

アジアの新興独立国家は、近代的思想や制度を学ぶために国内の最優秀人材を欧米に留学させ、新進の思想、制度、技術を取り込もうとした。日本で明治維新直後に維新を主導した政治的トップリーダー自身が、国内の政情不安にもかかわらず、2、3年の長期欧米視察・留学を通して模倣すべきものを見定めたことはあまりに有名である<sup>295</sup>。タイのラーマ4世王(1851-68)は、成人した子・孫20人全員をヨーロッパに留学させ近代思想や知識、技術を学ばせた(玉田他1994、p.77)。近代化を進めた各国は官僚制度の確立を行い、その中核に留学組を据え国家建設に従事させた。近代国家の本家である欧州に留学した王族、貴族、高級官僚、軍人は、欧州帰りとしての正統性(玉田他1994)をも備えながら近代技術や思想の模倣を行うことができたのである。

タイの絶対王政が廃止された1932年の立憲革命が、欧州留学組の官僚・軍人によって起こされたことは、好例である。西欧で学んだ学生たちが近代化を自ら推進したのであり、そこには近代国民国家とは「かくあるべき」という規範が共有されていたのである。

スハルト期のインドネシアやマルコス期のフィリピンにおけるバークレーマフィアやハーバードマフィアと呼ばれた官僚、政治経済学者は、社会政策を含め国家の制度構築を行った(佐藤2011、pp.142-174、他)。このように福祉国家化を設計、リードしたのも、西欧で近代国家像と運営の方法を学んだ政治家・高級官僚であったと考えられる。

例えば日本では、社会保険制度が定着しつつあったドイツへ留学した後藤新平(1857-1929)が社会保険法の制定に執念を燃やし日本での社会保障の基礎を築き、アメリカに留学した武藤山治(1867-1934)が鐘紡社長として鐘紡共済組合を作り社員の福祉に取り組み企業内保険制度をつくり、ドイツ留学を経て慶應大学、東京商大で教えた福田徳三(1874-1930)が日本の社会政策論の基礎を築いた(橘木2018、pp.194-205)。そして彼らには「近代国民国家とはかくあるべき」という共通した規範が共有されていたのである。

近代国家とはかくあるべしという憧れ、規範が近代の模倣と「上からの近代化」を押し進めたのであり、それゆえ、ディマジオが問うた通り、近代では全ての組織、国家が

---

<sup>295</sup> 日本政府は、岩倉具視を団長としたハイレベル視察団(107名)を1871-73年にかけて欧米に派遣し近代西欧諸国の実態を直接見聞した(大野2005、pp.44-45)。タイのラーマ5世王(1853-1911)は、欧州への視察はできなかったが、アジアを歴訪しそこに広がる西欧近代技術を視察した(柿崎2007、pp.124-125)。

同じように福祉国家化を目指すべく同型化がされたのではないだろうか。武川は(2001)は、「必要」判定の基準と主体を、主観性の強い当事者、客観性の強い官僚・専門家に程度分けしている。Meyer が規範の主体となとしたプロフェッショナルリズムを支えたのは、官僚であり、学者、政治リーダーたちであった。福祉国家化とは「かくあるべき」という規範が彼らに共有されたことによって同型化したという説明である。

#### 《ワールドソサエティ理論》

Meyer (2004) が示した、グローバル化によってワールドソサエティ (世界社会) とよばれる、場が誕生したことも、東南アジア 5 カ国を含む新興独立国が軒並み近代化を進め、福祉国家化を進めた理由だと考えられる。国際・世界社会によって半強制的に広められた福祉国家という制度の同型化だけではなく、第二次大戦後のグローバル化の深化と拡大による世論とも言える言説が、アジア新興各国に同様な福祉国家を直接、間接的に模倣させ、強要し、規範となったという説明である。

中国やソ連などの共産圏とは異なり、自由資本主義体制をとるアジアの新興の国々においては、西欧諸国のようなリベラル社会・国家になることが世界標準となったのである (Meyer 2004)。特に 20 世紀後半にグローバル化したリベラルへの同型化とも言える傾斜は、新興国の政府と国民両者に対して合理性があるという正当性と、適切であるという正統性を与えたのである。

グローバル化したリベラル思想においては、教育を受ける、豊かに生きるといった社会・生存権とは、もはや各国政府が与える権利ではなく、グローバルな人権であるべきだと捉えられ始めたのだ。今やすべての人は、国籍・国境を超え、ワールドソサエティのメンバーなのである。つまり、福祉国家化という同型化には、模倣や規範、強制的な同型化だけでなく、グローバル化が大きな役割を果たしていると考えられる<sup>296</sup>。

#### 【アイデアと言説による社会学的な新制度論の東南アジア 5 カ国福祉国家化への試論】

さて、これまでの東南アジア 5 カ国の経緯をみるに、そこには「縦並び」と「横並び」の二つの同型化があるように思われる。一つは先行・先発国に追いつけ追い越せの「縦並び」によるキャッチアップ型とも言える同型化があり、西欧諸国の文明や繁栄への憧れがエンジンとなったのである。もう一つが Meyer らによるワールドソサエティ論や「流行を真似る」(佐藤・山田 2004) と示される通り、グローバル化が新興独立国家が国際社会のメンバーになる憧れや、グローバル化のなかで新興国もが世界の標準化・スタンダード化される「横並び」の同型化である。

では、これら同型化の規範や志向性は具体的にはどこから来て、どのように行動に繋がったのだろうか。というのも制度的同型化論には、認識プロセスの初期段階に不備が

---

<sup>296</sup> このリベラルのグローバルな広がりこそが、ミラー (1995) が示したリベラルとナショナルの緊張を生み、フィリピンやタイで見られるグローバル・リベラル市民を生み出してきたのである。

あると指摘されるからだ（加藤 2009）<sup>297</sup>。つまり、社会構造から導かれる必要性とアクターのインセンティブが繋がらないのである。そして、どうして模倣し続けるのか、なぜ近代化を志向し続けるかの認識からアクターによる行為への因果関係もはっきりしないといった指摘である。初期の模倣による同型化は、無意識になされることが考えられるが、様々な利害関係者の間で長期に同型化が続くためには、アクターの利益と何かしらのインセンティブがつながる必要があるのではないか。

この点の理論的説明が可能なのが、Schmidt（2009）が、（第四の制度論と唱える）アイデア・言説制度論ではないだろうか<sup>298</sup>。ここではまず、加藤（2009、2012b、2019）をもとに、いかに構造と認識、認識と規範とが理論的に繋がるかを見たい。ついで、その理論的枠組みを東南アジア 5 カ国による福祉国家化の「なぜ」に応用し、理論的説明の可能性を探りたい。

加藤（2009;2012b）は、アイデアに着目した新制度論において、アイデアの 2 つの役割、すなわち、構成的役割と因果的役割の二つを繋げる必要性を訴えている。

かつて Hall and Taylor（1996）は、新制度論を大きく 3 つに、すなわち、歴史的制度論（Historical Institutionalism: HI）、合理的選択制度論、（Rational Choice Institutionalism: RCI）、社会学的制度論（Sociological Institutionalism: SI）にわけて理論的な整理を行なった。

そして Schmidt（2008;2009）は、これらに加えて、第四の新制度論として言説制度論（discursive institutionalism: DI）を提案している。ただし、言説は、アイデア中心の社会学的な新制度論研究においても積み重ねられており、言説を持って第 4 の新制度論とできるかは疑問である。政治学からみたアイデア・言説新制度論として社会学的な新制度論から分離発展させる試みだが、社会学的な新制度論の枠組みの中に収まると考えられるので、加藤も示す通り、ここでは、社会学的な新制度論の発展形と捉えたい。

しかし、問題の所在は明らかにされている。アイデアと利益が繋がらない点である。

加藤（2012a）は、それらを網羅しながら、3 つのアプローチ、すなわち、アクターを重視した利益中心アプローチ、制度を重視した制度中心アプローチ、アイデアと言説に着目したアイデア中心アプローチ、によって新制度論を整理し直している（表 5-4）。

---

<sup>297</sup> 本節では、政治学的アプローチをとる加藤の「認識」を引用し、引き続き「認識」を使うが、社会的な「認知（cognition）」と読み替えることも可能であるとする。

<sup>298</sup> 本論では、言説による制度論をアイデアを重視した社会学的な新制度論の発展形と捉えるので、第 4 の新制度論という立ち位置にはない。



表 5-4 比較福祉国家論の理論枠組みのまとめ (加藤雅俊)

	利益中心アプローチ 権力資源動員論と比較政治経済学	制度中心アプローチ 福祉国家の新しい政治論	アイデア中心アプローチ 言説政治論
アウトカムをもたらす要因	政治アクターの経済社会環境における位置が利益・選好を規定 ⇒戦略的相互行為の結果としてのアウトカムが生じる	ある制度状況における制度的要因がアクターの利益・選好を形成⇒戦略的相互行為の結果としてアウトカムが生じる	戦略的相互行為における、アイデア的要因に注目
理論的基礎	行動論に基づく多元主義的な権力観への批判、および、合理的アクター間の相互行為への注目 (合理的選択制度論と親近性あり)	制度の歴史生に注目する歴史制度論	制度変化プロセスにおけるアイデア的要因の役割に注目する言説的制度論
特徴	・権力資源動員論：左派・労働勢力を福祉国家を推進する勢力、右派・ビジネス勢力を福祉国家の拡大を阻止する勢力として、両者の権力バランスに注目 ・比較政治経済学：社会政策がビジネス勢力にとってプラスになる場合に注目⇒ビジネス勢力の主体的役割を重視	・福祉国家の成熟化に伴う、福祉政治の変化に注目 ①縮減が不人気なため、再選目標と衝突 ②受益者団体の頭頭や人々が福祉国家に埋め込まれていく ⇒非難回避戦略が採用できる場合のみ、縮減が可能となる (戦略採用の可能性は、制度的要因によって規定される)	・政策アイデアへの注目：変化（の性格）を説明するために、制度変化が生じる際の政策アイデアに注目 ・フレーミングへの注目：政治アクターが、アイデア的要因を用いて、目標達成のために主体的に行為する点に注目 ・言説的制度論：新制度論の正体制を克服するため、制度変化プロセスにおけるアイデア的要因の役割に注目
課題	・アクターの利益・選好の想定が、福祉国家の持続・縮減期や再編期と合致しない ・利益・先行形成のダイナミズムの軽視	・制度の持続性に注目し、変化（の性格）を軽視する。 ・政治アクターの主体性の軽視	・アイデア中心アプローチ内部の知見だけでなく、利益中心および制度中心の各アプローチの知見を統合する必要
新たな理論モデルの方向性	○政治プロセスにおける、アイデアの二つの役割（構成的役割と因果的役割）の時間的連続に注目（形成・発展期、持続・縮減期、再編期のいずれにも該当） 第一段階：経済社会環境および諸制度を前提として、アイデア的要因によって、アクターの利益が形成される局面（目標設定局面） 第二段階：既存の政治制度下で、権力資源の多様な行使やフレーミングの駆使などにより、アクターが、目標達成のために相互行為（新たな制度に向けた支持連合の形成、制度の導入と安定化など）を行う局面（支持調達局面）		
出所：加藤雅俊（2012）p.146、表7-1「比較福祉国家論の理論枠組みのまとめ」を転載			

表 5-5 に示す通り、構成的役割とは、アクターがアイデアを認識し、そのアイデアがアクターにとっての利益を選考し定式化する役割（アイデア→利益）である。一方、因果的役割とはアクターが目的達成のためにアイデアを主体的に利用する役割である（利益→アイデア）。しかしながら、アイデアがあってもそれをアクターが制度化するためには何かしらの動機が必要で、両者がつながらなければ、福祉国家の制度化は起こらない。

加藤（2009;2012b）は、この二つの役割は通常別々に並立しているが、時間軸を与えることで繋がるとする（表 5-4 下部の「新たな理論モデルの方向性」参照）。

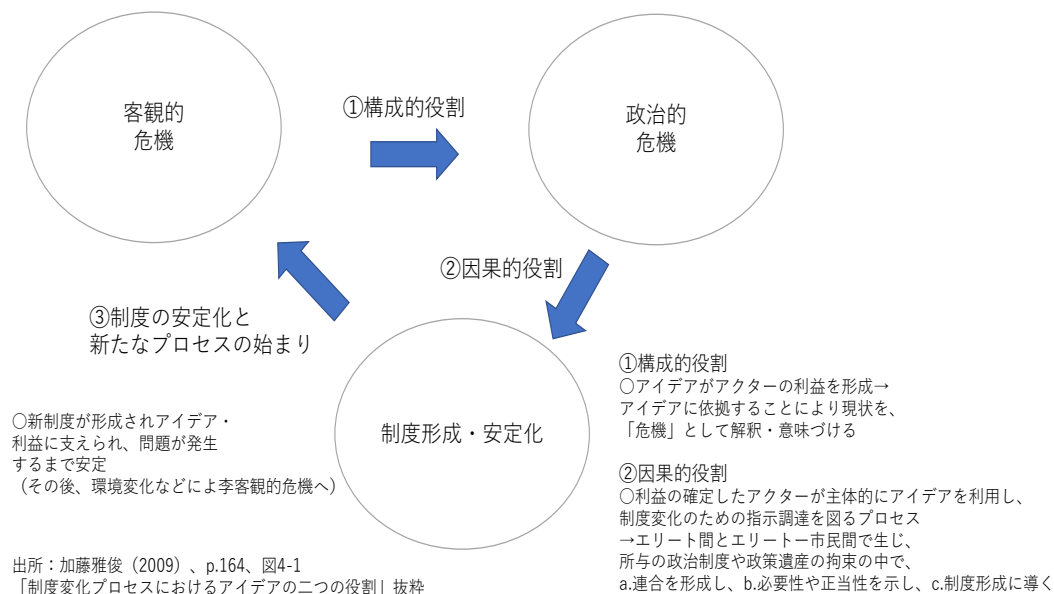
表 5-5 歴史的制度論と合理的選択制度論の理論的収斂

	機能	構図	作用	結果
構成的役割	認識的機能 (正当化 /Justify)	アイデア→アクター	アイデアがアクターの利益や選好を規定・定式化 (政治の目標設定機能)	アイデアが利益・目標となる
因果的役割	規範的機能 (正統化 /Legitimize)	アクター→アイデア	アクターが既存のアイデアを主体的に利用 (政治の支持調達機能) (アクターが目的達成のためにアイデアを利用)	利益・目標がアイデアとなる

出所：加藤 (2009、2012) を参照し、筆者作成 (大幅に加筆)。

その時間軸を連結させるのが、アイデアの二つの機能である、認識的機能と規範的機能である (加藤 2008)。認識的機能はアイデアから導かれる目的が利益にかなった合理的なもの (正当化 Justify) であるという認識機能を持ち、規範的機能とはその目的が理念・規範にかなった適切なもの (正統化 Legitimize) であるということを機能させる。そして正当化と正統化のプロセスを担うのが、調整・伝達機能である。アイデアから導かれた利益を人々に調整的に (会合や意見交換を通して)、もしくは伝達的に (命令や指示に基づいて)、伝えることでアイデアが言説化されるのである。そしてその利益を獲得するためにアイデアを利用、実行することで正統化をかなえるというアプローチである。(図 5-1)

図 5-1 制度変化プロセスにおけるアイデアの二つの役割



では、東南アジア 5 カ国では、福祉国家になりたいというアイデアの認識化、規範化はいつ、どのように起こったのであろうか。図 5-2 は、近代化というアイデアがどのように福祉国家化を目的化し、福祉国家化プログラムが遂行されたかを、アクターとアイデアの間の構成的役割と因果的役割に注目して、試論としてフロー図としたものである。

全ては近代化という視点でまとめられるのではないだろうか。外敵に囲まれいつ再植民地化されるかわからず、貧しく、国家領土さえしっかりと統合されていなかった東南アジア諸国にとって、独立、平和、豊かさ、安心をかなえるためには、近代化こそが国家目標であった。それは生き残りのための合理性があり妥当な選択でもある。そして、近代化プロジェクトを遂行することこそが、新しい国家指導者に内外からの正統性を与えることでもあった。

独立運動の中で革命家たちは近代を受け入れ、国民を創造し、国民国家形成を開始していた。反植民地主義、反帝国主義の独立運動は、「民族自決」という 19—20 世紀の西欧諸国を支える理念と国民国家の隆盛を知ることとはもちろん無縁ではなかった。「想像の共同体」とよばれる国民統合と制度的枠組みである国民国家への憧れとそれを為すという使命感、規範こそが、近代化を実行へ移して行ったのである。同時に、近代化は生き残るためのアイデアでもあったのである。

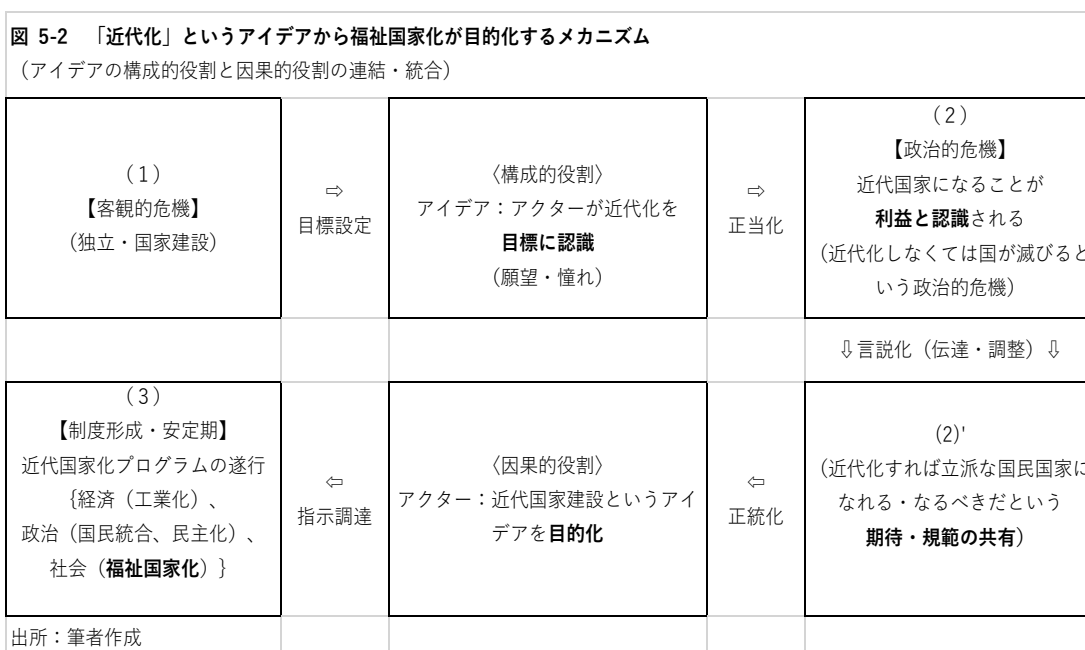


図 5-2 を使い説明するならば、近代化というアイデアは、(1) の独立・国家建設時の【客観的な危機】から (2) 【政治的危機】へと、近代化が新しい国家・国民の利益と認識された構成的役割によって繋がる。逆に言えば、近代化がなされなければ再度植民地化され不自由で貧しい時代へと引き戻されるという恐怖感が支配した。

アイデア（近代化）が利益であると認識させる構成的役割が果たされるのは、しかし、正当性を持っていなければ成立しない。近代化は合理的で利益になるという認識が必要である。アジア諸国の場合、反植民地化、反帝国主義的思想・活動こそが、新しい国家とその指導者に近代化の正当性を与えたのである（(図 5-2 (2))）。

そして利益が規範へ変容される場（フィールド）には言説が生まれる。国家指導者達によるフィールドが形成され、アイデアの規範化が行われたと、考えられる。

政治指導者の間での伝達は長い独立運動によって容易に行える環境が整っており、また指導者たちの数は極めて少なく、伝達機能は上手く発揮できた（容易な伝達）。また、国民大衆は政治指導者と異なり国民国家建設にさほどの関心も利益も認識していなかった。経済こそが最重要課題であった。武力闘争で体制変更・確立をした新政府による、上からの近代化という方針は、それほどの困難もなく国民に受け入れられた（容易な調整）。ただし、具体的で即物的（経済発展など）なものほど受け入れられ、そうでないもの（民主化など）は拒否、もしくは無視されることになったのは、2、3、4章での記述の通りである。

後発の東南アジア5カ国では、近代化することで自由に豊かになれるという期待と、そうなるべきだという規範が、相まって近代化というアイデアそのものを目的化したのである。それによって、近代化されれば、自由で豊かな生活ができるという利益を結果とする因果的役割が成立する。

では、具体的にどのような近代化なのか。それこそが近代化プログラムの遂行である（図 5-2 の (3)）。経済領域における工業化は真っ先に着手された。Meyer（1977）や富永（1990）が示す通り、豊かになることに対する指導者と国民間における障害はなく、技術の導入、工場の建設、経済に関わる法制度の制定は他の領域に比して容易であった。インセンティブを導きやすく、かつ豊かになるという結果が明解であるためである。長く植民地経済で搾取されていた国々にとっては、経済の近代化、すなわち工業化には、正当性も正統性もあるからである。

政治的近代化においては国民統合という国民国家の基礎条件を整えることに注力された。これも反帝国主義、民族自決を掲げた独立運動を、民族（ethnic group）を国民（nation）に統合することで、合理性と適切性をもつ正当性も国内外の規範に支えられた正統性も与えられた。ついで民主化によって国民主体の政治体制がプログラムとなる。しかしながら言説化はするものの、国民統合の途上にあり多様な利害が対立する過程での民主化は、特に開発独裁国家指導者にとっては後回しにしたい近代化である。また、国民の政治参加意識と経験の乏しさから民主化は、憧れ、願望、規範ではあるもののうまく機能しないことも多い。場合によっては開発独裁体制時代よりも政治社会が不安定化・不自由化することもあり、民主化の模倣と吸収は実現に時間がかかっているのである。その代わりに内外からの正統性を得るために民主的選挙制度の導入など制度的な近代化は進む。

最後に、社会領域においては、豊かで自由な生存権が担保され、経済的にも精神的にも人生を通して安心して生活できる福祉国家化が近代化のプログラムとして取り組まれた。受益者である国民にとっては福祉の充実を阻む要素は少なく、アイデア、規範としてはすぐに採用され憲法にも謳われ、図 5-2 の (2) において言説化した。そして (3) において社会政策にかかる諸制度、法制化が早々に着手される。つまり、今日の東南アジア 5 カ国における福祉国家化は、正当性は得られており、そして内外の規範に支えられる福祉国家化プロジェクトの正統性も確立している。

始まりは模倣的同型化で説明が可能だが、これをもって今日もなぜ日々鋭意プロジェクトが遂行されているのかという問いが、説明可能となる。模倣的同型化から始まった近代化が、言説化し認識としてアイデアと利益、規範がつながるからである。

このように社会学的制度論における同型化とアイデア・言説からの分析を用いれば、東南アジア 5 カ国の福祉国家化における、そもそもなぜ福祉国家化が始まったのかという問いと、なぜ福祉国家化が今も進んでいるのかという問いの両方に対して、説明可能となるのではないだろうか。そしてその説明は、どのように福祉国家化しているかのメカニズムを支える動因をもより明確にすることができると考えられる。

## 4 節：まとめ

### 【どのように：How】

2 節では、福祉国家化の「どのように」を考察した。東南アジア 5 カ国の近代化を社会変容とみなせば、その特徴は、経済、政治、社会の各領域での近代化が一斉に取り組みられた同時性、3 領域での近代化はバラバラではなく近代国民国家になるためのプログラムとしてまとめて取り入れられた一括性、しかしながら、模倣、吸収の段階において、経済変容（発展）が先行し、政治、社会とが遅行するズレの発生が発見された。

なぜ東南アジア 5 カ国の現在の社会保障費対 GDP 比は、同じ経済水準であった頃の日韓よりも低いのかは、このズレから説明が可能である。つまり、日韓よりもさらに圧縮された近代化に直面・挑戦している東南アジア 5 カ国では、先行する経済水準が先走るも、時間を擁する政治や社会の近代化がほとんどついていない、近代化していないのである。シチズンシップ然り、国民連帯然り、民主化然り、福祉国家化然りである。そのために同じ経済水準にありながら、国家にも国民にも日韓と同水準の社会費用をだすための規範や利益認識が十分に整っていないのである。

このように、東南アジア 5 カ国も福祉国家化に邁進するが、先行する経済、政治分野各々での変容のズレや未完のままの変容が徐々に拡大し、社会領域での福祉国家化にも大きく課題をもたげている。

ズレは、様々な国、領域で現れている。国民国家統合に注力するも確固とした国民連帯が実現途上の国（マレーシア、フィリピン）、一般的に民主化が実現可能と考えられる経済水準にありながら民主化が実現・定着しない国（マレーシア、タイ）、社会権への国民意識が高まるも、社会保障が実現できない国（マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム）、急速な少子高齢化が進むも福祉国家化のための経済水準も社会保障も追いつかない国（タイ、ベトナム）、経済水準が高まるも社会・労働運動を主導する中間層が不在の国（マレーシア、タイ）、広範な労働・市民運動自体が制度的に制限されている国（ベトナム、他）等々である。

東南アジア 5 カ国では、近代の伝播をうけて、模倣、吸収、実現を試みるも、各領域での吸収、実現にはタイミングとシークエンスのズレが発生している。それが今日の東南アジア 5 カ国の福祉国家化をめぐる状況であると言える。

### 【なぜ：Why】

次いで 3 節で、「なぜ」の考察において本論が活用したのが、同型化という社会学的新制度論からのアプローチであった。旧制度論が制度そのものやアクターの価値観に関心を持ったのに対し、新制度論では制度とアクター間の相互性に着目し、より構成主義的、認知を重視し制度を扱う。特に社会学的な新制度論における、模倣的同型化、強制的同型化、規範的同型化によって東南アジア 5 カ国が西欧や日韓という先行国同様の福祉国家

へ同型化するという理論を本章では展開した。「同型化」と言う社会学的制度論アプローチによって、「なぜ福祉国家を始めたか」に理論的説明を示すことができた。

しかしながら、無意識に進む同型化だけで、本当に数十年もの間、社会保障制度の整備、拡充、つまり福祉国家化を進めることができるのだろうか。何かしらの意識された動因が必要ではないだろうか、という疑問が発生する。それに対する説明を、同型化するための認知のメカニズムをアイデア・言説を重視した社会学的新制度論アプローチで試みた。

近代化というアイデアがアクターにそれ自身を利益だと認識させることで、福祉国家化プロジェクトが遂行され近代化する(アイデアに回帰する)という理論的説明である。

つまり、西欧や日韓の先行研究で語られるような経済社会の構造的変容に由来した必要でも、単に利益追求を行うアクターによる必要でもなく、近代化を模倣、吸収することによって立派な国、「一人前の国になりたい」という憧れ・願望、アイデアが、利益、期待、規範と一体に言説化したことこそが、現在も続く東南アジア5カ国の福祉国家化のメカニズムと動因ではないか、という試論の提出である。

総括すれば、西欧から伝播した近代(化)というアイデアの目的化によってこそ、東南アジア5カ国の福祉国家化の説明が可能となる(同様に工業化、国民国家化、民主化も説明可能に)というのが、本論の大きな主張である。そもそも知識としても体験としても得体の知れない近代をまずは模倣を試みて、次いで言説化によって正当性と正統性を兼ね備えた「近代化プログラム」が遂行された。そこでは、先進西欧諸国と「縦並び」の同型化、同様のグローバル環境にある新興独立国と「横並び」の同型化をするためにあらゆることを強制化、規範化、模倣しながら、福祉国家化が進んでいるのだという理論的説明である。

### 【事例】

それでは、東南アジア5カ国の福祉国家化という同型化において、アイデアがどのようにアクターを巻き込んで目的としての言説化がされたのだろうか。近代化プログラムとして、最も重要で比較的容易に可能となったのが、憲法を含む法制度の確立であった。そして、これらの法制度が国民への伝達と調整を機能させる最初の言説と言える。東南アジア5カ国の多くでは、独立直後の憲法制定に際して生存権を含む社会権が明示、もしくは方向性として示されている。2章(シチズンシップのシークエンス)で示した通り、社会権の保障は多くが政策目標であり、「プログラム規定」(稲他 2010, pp. 124-128)として書かれている。まだ国内に社会権が存在しない段階で、近代化の目標・プロジェクトとして記されたのである。

まず、同型化の事例を見たい。「インドネシア共和国領土の区画および省に関するインドネシア独立準備委員会決定」1945年8月19日採択(ジャカルタ)(浦野起央編・著 1988, pp. 3334-3335)において示された行政府の構想は、規則5で福祉省を、規則6で

国民の健康問題を扱う厚生省を、規則 8 では労働に関連する事項、貧困階級、その他の問題を扱うとする社会省の設置案を示している。近代国民国家という未知の国作りをする際に、西欧諸国の概念、制度をそのまま移植した模倣型の同型化が見られる。

これらには、大学の授業シラバスがその利益や効能は不問に、世界中で模倣され標準化、同型化されるように、行政機構も西欧諸国の「流行に従う」（佐藤・山田、p. 206）事例と言える。そもそもそれが何なのか、どのように役に立つのかは問わず、まずはそのままセットとして模倣的同型化する、国民国家とその行政組織とはかくあるべきだとする思い込みから導かれる規範的同型化、そして官僚・行政組織による福祉国家化を進める強制的同型化が同時並行的に起こっているのである。

次に、インドネシアとフィリピンの憲法に示された社会権から、アイデアの言説化の事例を確認したい。

2 章 3 節の表 2-32 で見た通り、独立と同時に公布された 1945 年インドネシア憲法には、10 章市民権 27 条 (2) 「すべての市民は労働権及び人間の尊厳をもって生きる権利を有する」、14 章社会福祉 34 条 「貧困者および貧困のこどもは、政府によって保護されなければならない」（浦野起央 1988、pp.3334-3335）と規定されている。

また、米国から独立が約束されたフィリピンの 1935 年憲法でも、2 条 (5) 「国家は、すべての国民の安寧と経済的安全を確保するために、社会的正義の促進に努めなければならない」と福祉国家化の言説化が完了している。

マヌエル・A・ロハスフィリピン大統領は、独立演説（1946 年 5 月 28 日（マニラ））で、リンカーン演説を引用して、「政府に一つの職務があるとすれば、それは、不可譲の権利、すなわち、生命、自由、および幸福の追求に対する権利に関して弱者を保護するために、法の支配を保証すること・・・」、「恵まれない人々の権利を擁護することを公約します。政府は、貧しい人々、底辺の人々、そして権利を奪われた人々が正当に扱われるように注意を払います」（浦野起央 1988、p. 2738）、「すべての国民に対する経済的安全保障の確立に務める」（同、p. 2739）と社会保障を国家が担うことを宣言している。

本論で見てきた通り、独立直後の両国には、福祉国家化の構造的な必要やアクターによる必要はないと考えられる。無意識下での強制的・規範的同型化が進むと同時に、ここから近代化というアイデアが規範・目的化し、政策となる変遷を具体的に見ることができる。

これらの同型化によって新興独立国にとっての福祉国家化が正当化され、かつ、先進西欧諸国を模倣したことで正統化されたのである。

では、これらの同型化は無意識のまま何十年も行われ続けたのだろうか。利害が対立する人々による社会保障制度の整備と拡充、つまり福祉国家化には、何らかの意味づけ、理由が求められる。すなわち、言説化である。無意識な同型化から、福祉国家化を進め、



続けるための規範・アイデアがどのように言説化していったかの事例として、ここでは独立直後の政治的指導者の演説を示したい。

モハモド・ハッタインドネシア副大統領は、1956年11月27日のガジャマダ大学（ジョグジャ）の演説で、「インドネシアの指導者の心中には、社会民主主義の理想を育む三つの根源があった」「社会面では、人間の個性を伸ばすための保証を設ける。すべての国民を幸福な、生活の豊かな、そして同義心の高い人間にすることこそ、国家の目的なのである」（浦野起央 1993、pp. 71-72）と、インドネシアという新国家が担うべき役割として国民に対する社会保障の必要性を述べている。独立直後の1950年代に福祉国家化の規範、アイデアが既にリーダー・知識人の間で広く言説化している証左である。

また、フィリピン元大統領ディオスダート・マカパガルは、1965年の再選をマルコスに阻まれた直後の「フィリピンにおける福祉国家としての必然性」という演説で、「国民大衆の福祉計画」を示した。「わたしが1965年に再選されれば、1968年までには、経済は福祉国家に入り得るまでの自然発生的拡大の状態になるであろう・・・（中略）・「瞬間的な」福祉国家になるのではなく、（中略）国が福祉国家の設立を高らかに明かしているはずだった」（浦野起央 2000、p.24）と、福祉国家化の必要性を訴えた。模倣で始まったかもしれない福祉国家化に意味づけの言説化、正当化の試みが進んでいる。

「福祉国家推進同盟（WEAL）により提案された福祉国家への移行というフィリピンの誓約により、・・・・・・誰もが住居や1日三度の十分な食事もなく、医療、子供の教育、および老年期の生活維持の保証を受けられないほどに貧しくもない、新しい秩序が生じることが確信されている」（同、p. 24）と具体的なプログラムとして共有され、「国のすべての資源は、一般人の健康と幸福において国民的最低限を成就するために利用されるべきである」（同、p. 25）と規範が述べられている。

フィリピンのリベラル党の決意文書「福祉国家-革命に代わる手段として」（1971年発表（マニラ））（浦野起央 2000、pp. 192-195）では、「なぜ、フィリピンに福祉国家を設立することが絶対必要なのか」「フィリピンは福祉国家になり得るか」を問い、最低賃金法の制定、「福祉国家は土地改革への当然の結果である」と訴えた。マカパガル大統領の演説を引用して、「第一に、すべてが権利として、出産・死亡支給金はもちろんのこと、病気、失業、怪我および退職における一定の最低収入を一致して確実にして共に生活できる社会保険」「第二に、家族手当、住居、およびその他の国からの援助を含む社会援助」「第三に、すべてに対する無料の医療手当と17歳以下のすべての子供に対する無料の教育を含むことを標準とする統一的な支給業務」「第四に、児童福祉、学校給食、家事手伝い、および補助金を支給する価格での米を含むところの思いやりのある福祉業務と個人奉仕」「無料の医療や無料の高等教育」と、「一人前の国になりたい」というアイデア、規範は、既に詳細にプログラムとなって示されている。アイデアと規範が一部エリートの間とはいえ、国家のリーダーたちによって言説化、目的化されている。

このようにインドネシアとフィリピンのリーダーたちは同様に福祉国家化を説く。しかしながら、その依拠するアイデアと規範は少し異なる。インドネシアは、「国民全体のための幸福・福祉・平和・自由を実現するための指導理念として認められた国是」として、「パンチャシラ 5 原則に基づく統一国家の形成」を重視している。演説での引用にもエジプトやインドなど反帝国主義、第 3 世界の实情や闘争が多く引用され、植民地から武力独立を果たした新興独立国家としてのインドネシア、インドネシア人としてのナショナリズムを規範としている。1955 年にバンドン会議を開催し、第三世界における反帝国主義的ナショナリズムにその規範と正統性を見出しているのである。

一方、フィリピンには、ワールドソサエティ論が示す先進欧米諸国、特に米国との同型化、規範化がみられる。ユニバーサルな規範を社会保障の充実と国家のアイデアとしているのである。そこには、インドネシアに見られた、反帝国主義的なナショナリズムを規範とはしていない。

前述のフィリピン元大統領ディオスダート・マカパガルによる「フィリピンにおける福祉国家としての必然性」(1965 年 10 月発表 (マニラ)) 演説では、フランクリン・ルーズベルトのニューディール政策、ウィンストン・チャーチル、ウィリアム・ベバレッジなど欧米先進国の事例を多く引用し、「平時も戦時も、政府の目的は、支配者または人種の栄光でなく、普通の人間の幸福である」と、よりワールドソサエティの一員としての正統性がアピールされている。

両国とも、共に「一人前の国になりたい」というアイデア、なるべきだという規範の言説化が行われており、ワールドソサエティ理論で示される同型化が確認されるが、すでに福祉国家のアイデアや規範、言説の多様化にデカップリングが始まっていることがわかる。

このように本論で主張したのは、まず初めの段階では無意識な模倣による近代化の同型化であった。他方で、それだけをもって今日も継続する福祉国家化の動因とすることは、過去 75 年の東南アジア 5 カ国の社会変容を見れば明らかに無理がある。そこで、近代化というアイデアを利益と認識し、目的化することによって福祉国家化が始動し進んできたというアイデア・言説による説明を行った。

然るに、さらに言えば、近代化というアイデアや規範から導かれた国家目標としての福祉国家化プロジェクトの推進だけで、長期間にわたる福祉国家化が進むわけでもない。社会経済構造の変化(構造主義的アプローチ)や経緯(歴史的制度論)、アクター間の利害調整(利益・アクターアプローチ、福祉政治)、制度上の制約(比較政治経済学アプローチ:政治体制や拒否点など)が併存・連関しながら福祉国家化が進むメカニズムと理解するべきだろう。今日では、福祉国家化することは言説化され、必要が既に認識されているのである。つまり、どれか一つの理論的アプローチではなく、各理論を総動員したアプローチミックス(Schmidt 2008)によってこそ、東南アジア 5 カ国の福祉国家化の始まりとその継続の動因、メカニズムが解明できるのである。

ただし、福祉国家化のそもそもの始まりは、模倣による同型化であったことは憲法などの規定を見れば明らかである。そして、東南アジア5カ国にとっての福祉国家化を含む近代化と、その後の社会経済変容を規定したのが、後発（性）であるということの本論では主張した。後発というタイミングとそこから導かれた各国の政治・経済社会領域での変容のシーケンスの逆転こそが、東南アジア5カ国の福祉国家化を西欧先行国と異なるものとしているのである。後発であるが故に、西欧で完成された近代国民国家の思想・概念・制度としての福祉国家の模倣的、規範的・強制的同型化が行われたのであり、アイデアと利益の言説化が起こり、今日の福祉国家化を様々に規定しているのである。

## 終章

### 模倣と同型化による

#### 「近代化プロジェクト」としての福祉国家化

##### 【まとめ】

本論の問いは、第二次世界大戦後に独立を果たし近代化を進める東南アジア 5 カ国の福祉国家化の「メカニズム」とその「動機と原因（動因）」を明らかにすることであった。それらを、福祉国家である先発国の日本や韓国との比較を通して、共通点と相違点を明らかにすることで導き出そうとした。

すなわち、日韓よりもさらに後発の東南アジア 5 カ国が、「how：どのように福祉国家化しているのか」と、二つのなぜ why である「なぜ福祉国家化しているのか」と「なぜ福祉国家化を始めたのか・始まったのか」について、福祉国家化に先行した西欧諸国を概観しつつ、非西欧のアジアで福祉国家となった日本、韓国の 2 カ国との歴史比較分析を行った。

福祉国家化を近代化における一つの社会変容と捉え、被植民地化と独立という東南アジア 5 カ国にとっての重大局面を捉え、タイミング、シーケンスという時間軸を分析ツールとすることによって、その「メカニズム」と「なぜ」を明らかにしようとしたのである。そこでは、後発であるという最大の特徴から東南アジア 5 カ国に必然的に求められた、国民と国民国家の創造、そして 20 世紀後半のグローバル経済がいかに影響を及ぼしたかが議論された。

本論における結論であり主な主張は、東南アジア 5 カ国が福祉国家化するのには西欧から伝播した近代を模倣・吸収し、先行・先発国にキャッチアップし（縦の同型化）、世界に数多に現れた新興独立国家と同様になる（横の同型化）ためであり、それはつまりは、福祉国家化プロジェクトという後発国における「近代化プログラム」の一環であるというものであった。そしてそれを突き動かした動因は、社会構造論的な「原因」や利益・アクター論的な「動機」というよりも、「一人前の国になりたい」というアイデアであり、規範が作り出した言説だったのではないかと、いうものである。

ここで、再度、本論での議論と分析をまとめたい。第 1 章の先行研究レビューでは、西欧諸国の福祉国家化の歴史的経緯を概略し、次いでアジアの日本と韓国の福祉国家化の how と why についての先行研究を批判的に検討することで、「なぜ福祉国家化が進んでいるのか」、に加えて、そもそも歴史的経験を西欧諸国と共有しないにもかかわらず東南アジア 5 カ国が「なぜ福祉国家をはじめたのか（が始まったのか）」という、二つ目の「なぜ」を炙り出した。

また、序章 2 節の前提的議論において、本論におけるいくつかの分析視角を示し、福祉国家化という社会変容分析に、「時間」を切り口として、歴史的な文脈をもった分析の必要性を示した。すなわち、従前の構造主義的アプローチや利益・アクターアプローチによる静態的分析ではなく、東南アジア 5 カ国の福祉国家化のメカニズム(どのように)を解明するためにシークエンス・タイミング・重大局面というより動的な文脈を重視した歴史的制度論アプローチを、本論の分析枠組みとして示した。

第 2 章では、東南アジア 5 カ国と同じ経済水準当時の日本と韓国をベンチマークに、社会構造変容のタイミングとシークエンス、スピードを比較し、東南アジア 5 カ国の経済発展と社会変容、福祉国家化のズレを明らかにした。2 章では、3、4、5 章での議論のための基礎的状況・情報を整理、明示することができた。すなわち、東南アジア 5 カ国の社会構造変容は、圧縮され、短縮されているが、少子高齢化や都市化などのペースには多様性もある。しかしながら、どの国も福祉の脱家族化は現在急速に進んでおり、福祉国家の必要性が徐々に顕在化していることが明らかになった。ただし、社会保障制度の構築は日韓よりも早いペースで進む一方、社会費用の対 GDP 比が、同じ経済水準であった日韓の過去の比率に比べて低く、ペースが遅いというズレが明らかになった。

第 3 章では、福祉国家に必要な経済発展を分析対象とし、東南アジア 5 カ国の経済発展パターンと特徴、さらなる経済発展のための課題を、日本・韓国との比較によって明らかにした。グローバル経済時代に工業化をなした東南アジア 5 カ国の経済は、貿易と投資による対外依存度が著しく高く、その工業化も外国資本企業を主体として進んできたという特徴を明らかにした。一方で、後発であることが経済発展パターンに与えた影響は大きく、後発になればなるほど、グローバル経済支配の力が大きくなること、低い経済水準のまま人口ボーナスが終了した・近々終了すること、経済成長率が低い(成長速度が遅い)こと、グローバル経済の中での「周辺化」が構造化していることなど、高所得国になるための障害が多いことも確認された。また、福祉国家化にかかる影響として、低い経済水準下での福祉国家化、開発独裁・主義下での福祉国家化、労働運動不在下での福祉国家化を示された。

第 4 章では、福祉国家に重要な条件と考えられる国民連帯について各国を比較、検証した。民族・宗教を中心とした文化的構造、植民地後の独立、国語の創造という歴史的経緯、経済格差に焦点を当てた経済構造、そして、それら全てが渾然一体となって政治化する中で、いかに国民連帯が形成されているか、課題は何かを検証した。その結果、東南アジア 5 カ国においては、ベトナムとタイは比較的強い国民連帯を持つも、マレーシアとフィリピンにおいて国民連帯が形成途上で、(まだ)確固としたものではない、インドネシアはタイとマレーシアの中間に位置する、という分析・推論を示した。また、21 世紀に福祉国家化を本格化している東南アジア 5 カ国においては、グローバル・市民とローカル・大衆の緊張が、国民連帯を弱めていることを指摘した。

第5章では、まず、タイミングとシーケンスという分析視角から、西欧諸国に対して後発である日韓・東南アジア5カ国が、「どのように」福祉国家化してきたかを比較分析した。金泳鎬（1988）が行った工業化世代の類型化を参考にし、東南アジア5カ国を「後発国型福祉国家（化）」とした類型を提示した。後発ということに着眼した李蓮花（201）や金成垣（2008;2010;2016）による韓国、東アジア福祉国家研究を発展させ、後発国にとってのタイミングとシーケンスから東南アジア福祉国家化のメカニズムを示した。

東南アジア5カ国では、先行国（西欧諸国）とも先発国（日韓）とも異なるタイミングとシーケンスで福祉国家化が進んでいる。例えば、3つのシチズンシップ確立の異なるシーケンス、工業化と脱工業化の異なるタイミング、福祉国家化が国民経済優先時代なのかグローバル経済下で進むのかというタイミングである。異なった政治と経済の変容が、東南アジアの福祉国家化という社会の変容に影響を与えているのである<sup>299</sup>。

次いで、東南アジア5カ国の福祉国家化の二つの「なぜ」を探求すべく、社会学的新制度論（アイデア・言説・ワールドソサエティ・模倣・同型化）の応用を試みた。まず、変容メカニズムをタイミングとシーケンスから分析することで、構造主義的アプローチや利益・アクターアプローチによる東南アジア福祉国家化分析の限界を示した。

東南アジア5カ国は、先発アジア諸国（日韓）同様に、西欧から伝播した近代的思想、技術、制度を「近代化プログラム」として自らの国力を高めるために模倣した。しかしながら、その模倣は、近代諸技術を吸収し自らを高めるためだけではなく、東南アジア5カ国の人々が言説・アイデア・規範を西欧諸国を含め世界社会と共有したことにより、先進近代世界と（縦の）、ワールドソサエティのメンバーである新興国家と（横の）、同型化することを目的化したという試論を提出したのである。

平たく言えば、「一人前の国になりたい」という願望に似た感覚を、理論的に説明した。なぜ福祉国家化を始め、なぜ福祉国家化が続いているかという、二つのなぜ両方に答えるためには、構造主義的アプローチやアクターアプローチでは不十分で、アイデアと言説による説明こそが、福祉国家化を始めさせ、今日続けさせているという東南アジア5カ国の状況を、理論的に説明できると主張したのである。

さらに、本論では福祉国家化を後発国にとっての近代化という、より大きな視点から分析、検証し、その特徴や本質を示そうとした。これは近代国家たるもの、工業化し、国民国家化し、民主化し、福祉国家化するものだというアイデアと規範、同型化による

---

<sup>299</sup> しかしながら、政治社会経済が異なる国々とは言え、西欧福祉国家とアジア諸国の福祉国家にも共通点が多い。本論が注目したのが、多様（性）と時間軸（歴史）である。福祉国家化とその再編・変容は、近代化における資本主義の発展と大きく関係していることは議論を待たない。一方で、西欧諸国における資本主義の発展のタイミングやシーケンスが、西欧以外の地域、例えばアジア諸国と異なることも明らかである。つまり、西欧諸国特有の政治社会的文化との相違に加え、時間軸からみた福祉国家化の条件が大きく異なる点を重視するならば、すなわち、多様な重大局面とタイミングとシーケンスを基準とした時間軸での類型化であれば、先発である西欧諸国と後発であるアジア諸国の福祉国家化の類型化が可能ではないか。それが、後発（性）をもとに類型化を行った理由である。

ものだという説明が試みられた。植民地化され、自らのアイデンティティを喪失する中、西欧近代との接触によって、民族自決、国民創造、国民国家という「想像の共同体」を創生し始めた東南アジア諸国が、近代化することを自らの目標にすえ、その社会領域における福祉国家化プロジェクト推進を目的として推し進めてきたという説明の提示である。

経済領域では工業化、政治領域では国民国家化・民主主義化が、各々「近代化プログラム」として進められた。最終領域である社会領域での福祉国家化も、先行・先発国から模倣・吸収することによって、近代国民国家になるという同型化である。背景には、近代化したいというアイデアが言説化し、故に福祉国家化プロジェクトを今日も遂行し続けているという説明である。しかし、そこにあるのは単純な意識的ない規範だけではなく、ワールドソサエティ理論が示したとおり、無意識なままに同型化を求める現象があるという分析である。

ただし、各国の近代化のタイミング、シークエンス、重大局面によって、日韓と東南アジア5カ国の結果は異なる。各章で明らかになった通り、工業化然り、国民国家化然り、民主化然り、福祉国家化然りである。

### 【本論の貢献】

本論の貢献として、ここでは4つあげたい。第一に、一般的な「なぜ福祉国家するのか」という問いに加え、西欧諸国における福祉国家研究だけでなく、東アジア諸国（日本、韓国、台湾など）の福祉国家研究においても看過されていた、「なぜ福祉国家化を始めたのか・始まったのか」という二つ目の「なぜ」を発見したことである。特に2つ目の「なぜ」の解明に取り組んだことは、東南アジア福祉国家研究を過去の東アジア福祉研究から飛躍させられたのではないだろうか。

第二に、福祉国家化における国民連帯への気づきである。国民連帯への注目は、多様性に溢れる東南アジア諸国の近代国民国家創設への格闘という東南アジア近現代史の常識と、西欧国民国家や東アジア単一民族単一国家を対象とした従前の福祉国家研究とのギャップから発見された。西欧諸国や東アジアの日本、韓国研究では、国民国家は福祉国家化の歴史的前提として分析の対象とはなってこなかった。しかしながら東南アジア諸国においては、国民連帯こそが最重要な条件であることを示したのである。この点は、東アジアから東南アジアやその他の地域へと福祉国家研究を拡大するに不可欠な要素・視点を提示できたのではないだろうか。同時に東南アジア福祉国家化にとっての大きな課題の提示に成功したと考えている。

第三に、東南アジア福祉国家化分析に社会学的新制度論による模倣、同型化、ワールドソサエティ論からの分析を試み、さらに新進のアイデア・言説を重視した社会学的新制度論による理論化を試みたことである。この着眼は、アイデア・言説である「想像の共同体」が、国民化、国民国家建設を推し進めたという東南アジア歴史研究からも影響

を受けている。東南アジア5カ国の福祉国家化にも新しい試みであり、東南アジア福祉国家研究を一步、前に進められたのではないだろうか。

最後に、東南アジア福祉国家化研究に、「時間」を組み込むべく、タイミングとシーケンスという視点から比較分析を行ったことである。さらには、タイミングとシーケンス分析から、「後発国」として近代化に取り組むことという大きな社会変容枠組みに東南アジア5カ国の福祉国家化という変容を組み込み、後発国としての福祉国家化の特徴や先行・先発国との共通点、相違点を整理した「後発国型福祉国家（化）」という類型を提示した。福祉レジーム論からの脱却を模索していた東アジア・東南アジア諸国の福祉国家化の位置づけを「後発」という時間軸（タイミングとシーケンス）で類型化したのである。

後発（性）という類型化からみる東南アジア5カ国の福祉国家化分析には、翻って先発国でありながらもかつてはアジアの後発工業国であった日本や韓国のアジア福祉研究が、そろそろ西欧史観から離れてニュートラルにアジア諸国の福祉国家化という事象を捉えるべきだと、福祉国家研究に一石を投じられればという期待も込められている。

以上の貢献は、多くが東南アジア福祉国家研究における初めての取り組み・説明の試みであったと考えている。多くのアジア福祉国家研究が、もっぱら制度論やレジーム論に注目する中、福祉国家化を東南アジア諸国の近代化という社会変容として分析したこと、東南アジア諸国が福祉国家化を近代化の最後のプロジェクトとして推し進めていることなど、近年始まったばかりの東南アジア福祉国家研究に新たな視点を提供できたのではないかと、自負している。

### 【本論の限界と課題】

ここでは、本論の限界と課題をいくつかあげたい。まず、東南アジア5カ国が福祉国家化するのは、縦並び・横並びの世界との同型化のためだという社会学的新制度論をベースとした試論が、国民国家形成という近代化を進める各国の歴史的経緯、重大局面、シーケンス、タイミングという分析ツールを用いた記述による実証を中心に行われた。まだまだ福祉国家研究が途上である東南アジア5カ国を対象に、比較歴史社会的アプローチを用いて、「近代化」としての福祉国家化を社会変容の一つとして捉えたのである。その要因とメカニズムを理解するために、本論では、規範、アイデア、言説による同型化という試論を提出したのである。

しかしながら、東南アジア5カ国の指導者や市民が福祉国家化に対してどのようなアイデアや言説、世界との同型化の渴望、もしくは無意識の認知があったのかについては、今後詳細な質的もしくは量的な検証が必要である。例えば、5章において若干の例証を行ったが、独立直後の憲法に社会権、生存権が明示もしくは目標としての提示がなされたのは、各国の政治・政策決定者たちが、どのような規範、アイデア、言説、認知をもって同型化を推し進め結果であったのかなど、個別的な調査、検証が期待される。具体



的には、政治リーダー、官僚などによる演説や憲法制憲会議議事録、社会政策決定の諮問会議録などを活用した「言説分析」が考えられる。

2番目に、比較分析対象を中範囲（アジア7カ国）における中程度の期間（1950—2010年代）としたため、「後発国型福祉国家（化）」という類型化が果たして南アジアやアフリカ等の後発国にも応用可能なのか、類型化として一般化可能なのかについては不明である。本論で強調したように、各国の福祉国家化過程は、歴史的時間軸の中でのタイミングとシーケンスが各国特有であるため、そもそも一般化が不可能なのかもしれない。しかしながら、非西欧諸国における近代化の後発性という共通点からならば、類型化を試みることは可能かもしれない。その点は今後の検証が期待される。

3番目に、「国民連帯」の強弱を本論では外形的な要因（国語、シチズンシップ、民族・宗教構成、経済格差、対外独立戦争などの歴史的経緯）を比較検証、記述することをもって行った。比較の基準に日本と韓国を選んだことで、本論での記述的説明が果たしてどれほどのバイアスをもっていたかについては十分な検討が必要であろう。量的に国際比較が可能なバイアスの低い実証的な国民連帯意識調査が可能となれば、研究がさらに進むと考えられる。

最後に、福祉国家の定義をめぐる問題がある。本論では、西欧諸国の歴史的発展の経緯に基づき福祉国家の定義（国民皆保険・皆年金を擁し、社会費用対GDP比が5%もしくは10%超）を行い、議論を進めた。例えば、この定義によれば、米国は福祉国家ではない。特に、共産主義一党独裁体制の中国がこの定義をクリアし、本論での定義である福祉国家となる日は近いかもしれない。自由資本主義の発展（と弊害）によって生まれた西欧諸国の福祉国家とは全く歴史的経緯が異なる福祉国家の誕生である。果たしてそれを福祉国家と呼ぶのかは議論が必要であろう。国家による福祉の質と量が普及、拡大する様に、福祉国家の多様性も様々に発生する。このように常に福祉国家の新しい定義が模索されている点は承知するも、本論では追求しなかった。今日的な今後の課題である。

### 【本論の含意、示唆するもの】

さて、本論では、そもそも福祉国家ではない（福祉国家ではないという意味での非福祉国家、福祉国家に未だなっていないという意味での未福祉国家）東南アジア5カ国の福祉国家化過程を分析対象としたため、過去完了形として、これらの国々がどのように、どんな福祉国家になったのかの経緯検証は、不可能であった。同時に、今後果たして東南アジア5カ国が福祉国家化をするのか、しないのか、あるいは福祉国家化を目指すものの実現できないのか、それとも先行・先発国と同じような福祉国家となるのか、異なる形となるのかについては、国別の考察を含め、議論できなかつたし、試みなかつた。

もちろん将来、東南アジア 5 カ国の福祉国家化がどのようになるかは、わからない。しかしながら本論で検証された東南アジア 5 カの福祉国家化のシーケンスとタイミング、重大局面に着目したことで将来への示唆を汲み取ることはできる。

社会保障制度を含め福祉国家化には強い経路依存性があることがわかっている。例えばマレーシアのように一旦、個人積立を基本にした年金制度を確立すれば、途中から賦課方式や税による社会保障への変更は極めて難しい。一方、賦課方式をとる年金制度を途中からプロビデント方式に変更することは、政治的にも制度的にも極めて困難である。戦争などの巨大な国難でほとんどの財産が破壊・放棄されたり、多くの国民が死亡したり相続ができなかったりしない限り、遑っての積立をなかつたことにはできないからだ。積み立てられた元金と利子を保証するためには膨大な予算化とそれらを正当化する必要がある。

また、マレーシアのようなエスニック複合国家の場合、豊かな華人系マレーシア人が中下層のマレー系マレーシア人の社会保障をどこまで担保するかにも議論が残る。国民連帯がエスニック連帯を上回り一つの国民となれば問題はないが、そうではない場合、積立による個人決算での社会保障が正当化され、その制度がさらに強化、発展するだろう。各国で福祉国家化という同型化が起こりながらも、同時にデカップリング (Meyer 2004) も起こるのである。

他方、一旦福祉国家となった国はその後の経路依存性も異なってくる。再分配によって公平が保たれより経済が発展すること (正のスパイラル) もあれば、福祉国家化しなかつたために社会不安の増大が経済に悪影響を与える (負のスパイラル) こともあり、それによって「その後」が分岐していく。福祉国家になれるかなれないかは重大局面であり、その後の社会変容に大きな影響を与えるのである (経路依存)。また、福祉国家が実現した期間が長ければ長いほど、それ自体も将来を規定していくのである (持続期間)。

#### 《将来の東南アジア 5 カ国の福祉国家像》

(1) もちろん、日韓の先発国のように、工業化に成功し、民主化をなし、福祉国家となる可能性はあるだろう。経済領域でのキャッチアップ型工業化を成功させるように、福祉国家化についても、制度化、組織化をリバースエンジニアリングしながら後発優位を発揮し、最短で最高の福祉国家実現を成し遂げる可能性である。民主化については、多くの国で過去に何度か達成することができている。「蛙飛び (leapfrog)」現象のように、先行する福祉国家の課題を一举に解決する発展もあり得る。政府だけではなく、NGO や民間の力を活用することも可能かもしれない。

しかしながら、福祉国家はどのように広義の定義を持ってしても、再分配のための税制や社会保障制度、政府、市場、家族のあり方の変化を抜きには成立せず、本論で示された弱い国民連帯や低い経済水準のままでは、魔法のような変身が可能とは思えない。

(2) 宗教がより大きな役割を担う可能性もある。西欧近代を国民国家としてうまく模倣も、吸収もできない場合、しかしながら福祉の脱家族化が社会構造的に形成された場合、国民福祉国家ではなく、東南アジアにおいて近代以前から存在する社会秩序装置としての宗教が再度評価され活用される可能性は高い。Samuel Huntington (1996) が、イデオロギー対立の後に訪れる「文明の衝突」として描いたのが、民族であり宗教であった。例えば、インドネシアやマレーシアではイスラム社会が、フィリピンではキリスト教社会が、タイでは仏教社会が家族や共同体とともに社会保障を担うのかもしれない(櫻井ほか 2015)。国民連帯ではなく、信仰による信者間の連帯による福祉の形成であり、福祉国家化せずとも福祉社会化することは可能である。ただしこの場合、同国民でも異教徒は福祉の対象外となる可能性が高い。同時に、国民国家、国民連帯、国家の統治がさらに薄いものとなり、各方面への影響は計り知れない。

(3) 福祉国家化ではなく福祉社会化の可能性もある。近代化し福祉が脱家族化した西欧や日韓とは逆に、家族や地域共同体(近代化の産物である職場・共同体ではない)が、再び社会保障の主役になる可能性である。というのも圧縮された近代化によって、都市化や核家族化、少子高齢化が日韓よりもさらに短時間でなされたこと(もしくは現在進行中であること)と、人々の平均寿命が急速に伸びたため、東南アジア諸国では、まだ伝統社会で生まれ育った人々が多く生きている。東南アジアの近代化は、「圧縮された」近代化であると同時に「短縮された」近代化でもあるため、彼らは伝統的な福祉社会を体験し記憶に留めており、それを頼って時代を遡るとともに、新しい形の家族による福祉社会を作り上げる可能性もある<sup>300</sup>。また、東南アジア5カ国では女性の社会進出は日韓に比して極めて高くジェンダーの役割分担や労働の脱社会化についても家族を基礎とすれば、現在の福祉国家とは異なった福祉社会ができる可能性もある。

ただし、経済成長を伴わない福祉社会は貧しさを皆で分け合うことでもある。例えば、タイ前国王が唱えた「足るを知る経済」は、貧しいながらも心の豊かなモデルとなりうるだろう。問われるのは、国民連帯か、社会連帯かという課題かもしれない。

(4) 国家主義的な福祉国家が誕生する可能性も高い。シンガポールが築き上げ、現在中国がシステム化している、自由は制限されるが国民のライフコースを国家が面倒を見るという思想と制度である。西欧や日韓がなした社会・民主主義的な福祉国家は、東南アジア5カ国には経済水準と国民連帯の点からも難度が高い。特に社会民主主義的福祉国家は、民主的な政治社会制度・社会が築かれなければ実現が難しいと考えられる。民族、社会経済階層、言語などの多様性に溢れる国々の民主化はそれほど容易ではなく、民主的な国民連帯の確立も課題は多い。民主化された経験が薄い国民であれば、逆説的に国家主義的な福祉国家化が受け入れやすいかもしれない。

---

<sup>300</sup> 金 (2008, p.219) による「圧縮された (compressed)」と「短縮された (condensed)」福祉国家化からインスピレーションを受け、近代化の特徴にも応用を試みた。

もちろん、国家や社会のために働き貢献されることが求められ、ライフコースにおける様々な自由や個別の意見を尊重するという人権は制限され、画一的、全体主義的になるが、医療や住居、老後の生活保障を国家が丸ごと面倒を観る国家主義的な福祉国家を志向する可能性は高いと思慮される。自由な個人に立脚した福祉国家ではなく、権威主義的、全体主義的な国家統制による福祉の給付であり、より強力な介入国家としての国家主義的福祉国家といえる。国家資本主義ならぬ、国家福祉主義的な福祉国家像である。

(5) グローバル経済と新自由主義的思想が正当性と言説をもち、自由至上主義的（リベタリアンの）、個人主義的な福祉の獲得が志向される可能性もある。フリードマン（2008=1962）など保守伝統的人たちが米国で時として行う主張である（渡辺 2019）<sup>301</sup>。自助と自己責任原則によって、豊かな者が高度な社会保障を得る権利とその実現を主張する場合、国民連帯よりもグローバルな階層連帯が主となるのだろうか。豊かなタイ人は貧しいタイ人との国民連帯よりも、シンガポールやフィリピンの富裕層とに強い連帯感や思想・価値観を共有し、富裕層だけの社会保障制度を構築するかもしれない。この傾向は、都市と農村の対立・緊張からもありうる。たとえば、フィリピンやタイでの高学歴高収入の都市「市民」が、どれだけ地方や低学歴の貧困者である「大衆」と価値観や思想、運命を共有するかは、グローバル化と国民連帯の帰属意識にかかっている。ダニ・ロドリック（2014）が指摘する民主主義（Democratic Politics）と国家主権（National Sovereignty）とグローバリズム（Hyper-globalization）の全てを達成することができない構造と状況、すなわちグローバリゼーション・パラドックス（The Globalization Paradox）が、福祉国家のあり方をも捉えるのである。

#### 《リベラル vs. ナショナル》

しかしながら、本論（特に 3、4、5 章）からの含意として東南アジア 5 カ国の福祉国家化における根本的な対立軸は、ミラー（2007）が示した、「グローバル・リベラル」と「ローカル・ナショナル」の緊張であろう。

自らの貧困や支配、差別から逃れるための「消極的な」自由だけではなく、他者の貧困や支配、差別からの自由をも保障しようという「積極的な」自由を求める政治社会的態度は、現代の民主主義思想や様々な制度と相まって、特に西欧諸国で定常化し、近年先鋭化している。マイケル・サンデル（2021）にみる、運に支えられた能力主義への批判や運による不公平までも社会が正すべきだとする考えなどである。この積極的な自由主義こそが、特に西欧先進諸国での今日の福祉国家を支える根本的な思想、リベラルである。これは功利主義的な最大多数の最大幸福の追求とも慈悲や慈善による施しとも違う。一定の個人の権利を制限してでも、全ての国民の自由のために、個人に代わって政

---

<sup>301</sup> フリードマン（2008=1962）は、既存の社会保障制度を廃し、間接費用を抑えたベーシックインカムを実行することで、効率的な自由資本主義経済体制と福祉を両立できると主張している（pp. 293-354）。

府が介入・保障（給付）しようとする現代自由思想の体现である<sup>302</sup>。つまり、西欧諸国では国民の了解と支持のもとに、「国家目標としての福祉国家」が成功し、実在しており、さらなる発展が模索されている。

《リベラル・ナショナル・グローバル、市場と国家》

図終-1は、田中（2020）による現代先進福祉国家のリベラルと保守の対立軸を国家中心と市場中心の観点から示したものである。東南アジア5カ国におけるグローバル・リベラルとローカル・ナショナルの対立を、この図表を使うことで浮き上がらせることが可能ではないだろうか。

ここでの問題は、タイやフィリピンなど東南アジア5カ国の大都市リベラル市民は、先進西欧諸国にみられるAなのか、それともBなのかである。まず、東南アジア諸国のリベラル市民は、西欧社会の近代を模倣・吸収しながら、自由と民主主義とともに多様性への理解と包摂を理想としてきた。一方で彼らが市民であり、大衆から抜きに出ることができたのは、首都などの大都市で高い教育機会に恵まれたことに加え、その経済的基盤はグローバル企業の進出やそれらに関連する企業や官公庁での職を得たことに由来する新中間層の人々が多いことに依拠する。つまり、経済的にはグローバル市場経済の恩恵を受けた申し子ともいえる。

また、国民としての誇りをもちながらも、政治腐敗し民主化が進まない国家・政府を蔑み距離を置くという特徴もある。そして、無教養で貧しい大衆への優越感と批判的眼差しをも自らのアイデンティティ形成の拠り所の一つとしており、成功者としての社会的地位を自負している。つまり、国民連帯が弱い東南アジア5カ国のリベラル市民は、AではなくBに近い位置づけが多いと考えられる。

図終-1 国民連帯、リベラル、ナショナルの所在

	リベラル		
国家中心	A 現代リベラル	B	市場中心
	C (福祉の)排外主義 ポピュリズム	D ワークフェア 競争国家	
	保守		
出所：田中拓道 2020 『リベラルとは何か』 「図表7-1 現代の政治的対抗」(p.191)に筆者加筆、作成。			

一方、主に地方や大都会貧困地域やスラムなどに生活する大衆は、生活基盤をローカルにおき<sup>303</sup>、自由や民主主義よりも日々の生活を重視しながら小さな世界で生きている<sup>304</sup>。経済的にはグローバル経済の恩恵を受けるよりも搾取される側と言っても良く、格

<sup>302</sup> しかしながら、コロナ禍における中国政府による都市封鎖や個人の移動制限とは、根本的に思想が異なる。

<sup>303</sup> ローカルとは、地方という意味ではない。その土地、地元の共同体重視という意味で使う。

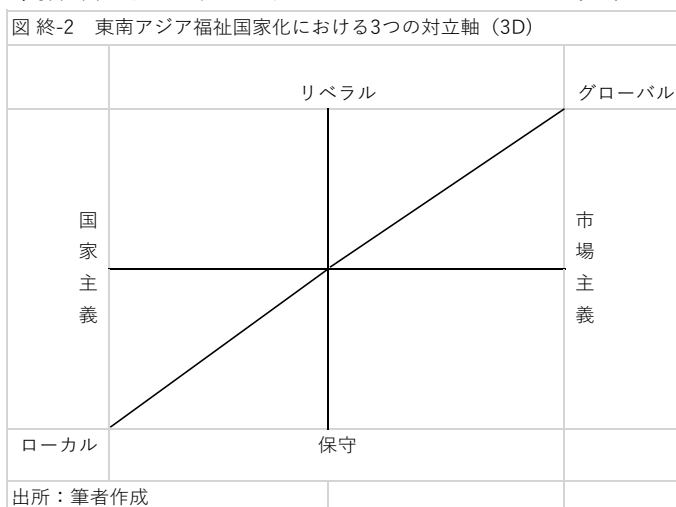
<sup>304</sup> 映画『ローザは密告された』(2016、フィリピン)では、フィリピンの下町で麻薬売人として生活する普通の商店主ローザの生き様が描かれている。

差社会の中で細々と生きている。特にスラムに生活する大都会最貧困の人々は仕事も少なく経済的に困窮し、医療は乏しく子供への教育機会も与えられず、貧困の再生産を生んでいる<sup>305</sup>。国家だけが頼るべきリソースを持っており可能な限り国家からの支援を期待する (C) のポジションであるべきだろう。しかしながら、現実的には国家による包摂は少なく市場中心の世界に放たれている (D) のポジションでもある。

保守エリートである支配層と大衆の間には、選挙を通じたパトロンクライアント関係が広範に巡らされ、投票や日々の協力の見返りに何かしらの利権や経済支援を受ける。一方で、保守エリート層と大衆は、リベラル市民とは価値を共有しないので、あえて対立、攻撃をする必要もないが利益が伴わない限り共闘はしない存在なのではないだろうか。

パトロンである保守エリート支配層は、グローバル経済の恩恵を大きく受けることで経済的地位を得ているため、本来であればローカル・大衆と同じ、市場中心のDに位置付けられるはずだが、しかしながら多くは、自らはできるだけ国家に支配されず納税や様々な制約から逃れることを求める一方、国家の利権や支配権力を最大限に活用、享受し支配を続けようとする立場 (C) である。民主化を求めるわけでもなく、パトロン・クライアント関係を發揮し大衆と与することで、リベラルを含めた国民に対する支配を強大にできるのであれば、権威主義体制を支持する側にまわりポピュリズム政治を主導することになる。

しかし、この図式では、本論が重視した東南アジア5カ国へのグローバルインパクトが欠けている。2Dでの分類と対比ではなく、グローバル・ローカルの軸を加えた3D比較図が、図終-2である。対立軸は、「保守 vs リベラル」、「市場 vs 国家」に加え、「グローバル vs ローカル」である。これによっ



て、4章で示された、「リベラル、市場、グローバルな「市民」と「保守、国家、ローカル、ナショナルな「大衆」」などの分類と対比が可能となる。

例えば、単にリベラルと言いつつも、グローバル・国家依存と、グローバル・市場依存、ローカル・国家依存、ローカル・市場依存に分けられる。

<sup>305</sup> ドキュメンタリー映画『神の子たち』(2001、フィリピン)では、階層移動が不可能なスラムに住む住民の生活が描かれている。

本論で示唆されたのは、西欧諸国型の福祉国家を志向するリベラルは、グローバルで市場主義に近いということである。故に、ミラーが指摘した西欧諸国でナショナル・ローカルとの対立が生まれる。

しかしながら、西欧諸国で福祉国家化の中核と期待された市民が、東南アジア諸国では、ローカルでもナショナルでもなく、福祉を担う国家に依存するのでもなく、市場に依存する思想・心情をアイデンティティとしている点が、東南アジア5カ国の大きな課題である。国民が構造的に分断されているのである。

ちなみに、本来、リベラルと保守など社会主義国のベトナムへは、通用しない図式のはずであるが、実は、国家主義・保守・ローカルこそがベトナム政府でありそれを支持する人々である。他方、グローバルであり、リベラルであるが国家主義のエリート集団もいる。そして、グローバル・リベラル・市場主義的な人は、ホーチミン市を中心とするビジネスマンに多いが、国家の中核ではない。

この様に、今後の東南アジア福祉国家化は、このグローバルとローカルを加えた3軸による対立と緊張、妥協によって形成されていくというのが、本論から発展的に導き出された含意である。

## おわりに

### 【謝辞】

最後に、論文指導、審査に加わっていただいた先生方へのお礼と感謝の気持ちを表したい。

白石昌也先生との出会いは、私のベトナム・ホーチミン市駐在時（2008-2012年）であった。訪越された白石先生と知己を得ることができたことが、本論の全ての始まりである。帰国後に、東南アジアでの体験や関心をまとめた形で研究したいという願望が芽生え、2014年春に白石先生の門を叩くこととなった。白石ゼミでは、歴史はもとより、政治、経済、国際関係など多方面の関心を持った留学生が多く、対面でのグループディスカッションは今となっては良い思い出である。白石先生が2018年3月に退官された後も、年に数回ゼミ生で集まって研究の進捗状況を報告し、様々な指導をいただいた。実務家としての私を学問の世界に誘っていただいた白石先生に、その成果である本論の副査（筆頭）としてご指導をいただけることに感謝申し上げる。

『経済発展論』講座を履修し、存じ上げていた加藤篤史先生からの論文指導で印象に残ったのは、論文における学術的なディシプリンのポジションを明確するようにと指摘されたことであった。当初、歴史的な状況比較でまとめようと考えていた論文であったが、理論的アプローチの必要性と重要性を考えるアドバイスをいただいたことに感謝申し上げたい。これが、理論的な枠組みを明確にすべく全面的に研究をやり直すキッカケとなり、本論のレベルアップにつながったと確信している。

学外審査委員をお願いした金成垣先生は、アジアの福祉国家化を研究テーマにされている。本論は、金先生の『後発福祉国家論』を重要先行研究の一つとしており、ご多忙の中、審査をご快諾いただいたことに改めて感謝申し上げます。

さて、2018年4月からは中嶋聖雄先生のゼミで研究を続けることとなった。本論の主旨導員（主査）をお願いしている中嶋先生からは、社会学的新制度論における「模倣」や「同型化」、「認知」など、本論の中核的概念をご教授いただいた。「近代化」という枠組みの中で、東南アジアの福祉国家化を社会経済変容として捉えたいという、「もやっと」していたイメージを具現化、言語化するアドバイスいただけたことは、喜びでもあり、驚きでもあった。本論は、中嶋先生のご指導のもと、徐々に社会学的理论枠組みへと脱皮したと確信している。この出会いに喜びを感じるとともに、中嶋先生の丁寧で継続的なご指導に感謝申し上げたい。

本論は、コロナ禍が日本を覆い始めた2020年3月から本格的に執筆し始めた。リモートやオンラインが生活の中心になる中、研究に疲れて途方に暮れた時期もあったが、中嶋先生、白石先生、諸先生をはじめ多くの方からの継続的なご指導をいただき、なんとかここまでたどり着けた。お世話になった方々に改めて深く感謝を申し上げたい。



### 【シークエンスとタイミング、料理と社会変容】

ところで、本論を一つの楽曲とするならば、テーマは東南アジア諸国の福祉国家化、ベースラインが近代化における社会変容をめぐるシークエンス・タイミング・重大局面であり、いくつかのメロディが経済成長、国民連帯、グローバル化で、サビが後発（性）ということになるだろう。西欧発祥の近代を後発国として模倣し吸収しているが、その後発性がタイミングとシークエンスを変え、先行・先発国とは異なる近代化、ひいては福祉国家化の類型を作り出すという現実であり、その心は「皆と同じになりたい」という同型化である。

さて、社会変容はそのメカニズムが、メタファーとして料理と大変似ている。例えば、卵料理である。半熟のおいしい目玉焼きを作るためには、①フライパンを温め、②油を敷き、③卵を割って落とし④中火で焼く、⑤水を入れて蓋をして蒸らす、⑥蓋を外し水気を飛ばして出来上がる。料理は、シークエンスとタイミングが大変重要であり、それぞれのアクション（重大局面）間の時間の長短も重要である<sup>306</sup>。

同じ材料を使っても、シークエンスを逆にして、フライパンに⑤水を入れ、③卵を落として、その上から②油をかけて、①フライパンを温めてもまともな目玉焼きはできない。また、同じ材料でも変容過程に手を加える・加えないで、できるものが違う。①②③の後に卵を落とし、(a) かき混ぜると目玉焼きではなくスクランブルエッグになる。③卵を割って⑤お湯に落とせばポーチドエッグとなり、③で割らずに殻のまま⑤お湯に入れば茹で卵になる。(b) 卵を溶いて、焼けばスクランブルエッグになり、それを熱湯の中に入れば溶き卵料理になる。③割る・割らない、(a) かき混ぜる、(b) 溶くという重大な変化が与えられたことで、料理が変わってしまう。

また (b) 溶き卵をフライパンで (a) かき混ぜて焼くことが共通でも、(x) バジルを入れオリーブオイルで焼けば洋風に、(y) みりんや醤油を入れて胡麻油で焼けば和風の卵焼きになる。もちろん醤油を入れてオリーブオイルで焼くことも可能だ。また、ポーチドエッグや茹で卵では、水が冷たい状態で卵を入れるのか、熱湯になった状態で卵を入れるのかのタイミングも重要である。シークエンス、タイミング、アクション・インパクト（重大局面）、そして調味料によって卵料理は如何様にも変容するのである。

もちろん料理を作る外的条件、つまり気候も重要である。極寒の地では脂も食材も凍り、お湯もすぐに冷める。酷暑の地では食材はすぐに腐る。そのため塩漬け酢漬け、香辛料を使って食材の保護に努めなければならない。また、食べる側の環境によっても求められる、好まれる食べ物が異なる。暑い夏には冷やし中華が、寒い冬には煮込みラーメンが求められる。老人と少年では好みも異なる。

---

<sup>306</sup> ポール・ピアソン (2010) は、時間的過程分析を支える中核概念として、「経路依存 (path dependence)、重大局面 (critical junctures)、配列 (sequencing)、事象 (events)、持続期間 (duration)、タイミング (timing)、意図しない帰結 (unintended consequences)」をあげた (p. 7)。

そして一度スクランブルエッグになった料理には、いかなる加工を加えても目玉焼きや茹で卵には変化させられない不可逆性があり、もしさらに加工する場合には過去の加工経路に依存することになる。

全く同じことが福祉国家への変容過程にも当てはまるのである。国民統合が完了した後には福祉国家化を行なったのか前だったのか、工業化の前なのか後なのか、民主化の前なのか後なのかで出来上がる福祉国家は異なるものになる。「後先」、つまりシーケンスはその後の福祉国家を異なるものにしてしまうのである。

また、福祉国家化の時代的・外的環境が、経済ナショナリズムの時代だったのか、新自由主義的解放経済の時代というタイミングだったのかも、その後の福祉国家化を大きく規定する。そして一旦社会保障の制度化に着手すると、自己強化力や経路依存性が発揮されその後の発展変容は、築いた制度を基にした、もしくは影響された制度の追加となるのである。

ところで、卵料理に最低限必要なものは、卵とフライパンと火であろうか。水と調味料があればなお良い。本論であげた福祉国家に必要な条件としては、差し詰め国民連帯が卵に該当し、経済水準が火力であり、国家がフライパンであり、各国の社会・文化的要素が調味料である。経済水準という火力がある程度ないといつまで経っても卵は焼けず、挙げ句の果てには違う料理、異なる福祉国家になってしまう。もし半熟の目玉焼きを西欧型の正しい福祉国家と呼んでいる場合、スクランブルエッグや茹で卵では福祉国家とは呼ばれないのである。ここでは、何よりも国民連帯が課題であった。

これが本論で、東南アジア5カ国の福祉国家化のシーケンスとタイミング、重大局面が、先行西欧諸国の福祉国家化やアジアで先発した日本、韓国の福祉国家化とも異なることを強調した「後発国型福祉国家」と類型化した所以である。

他方、卵を使う限り必ず卵料理だろうか。本論では、後発であろうと先発であろうと、(本論の狭い定義でなく)一般的に理解される広義の福祉国家となるためにも、ある程度の経済水準が必要であることも示した。生卵は卵料理ではないのである。東南アジア5カ国の経済成長は、「中所得国の罫」と呼ばれる課題を抱えている。また急激な少子高齢化による人口ボーナス期の終焉が経済成長へのネガティブなインパクトを与えていることも明らかになった。東南アジア5カ国の火力は、先行・先発福祉国家には及ばないということも検証を通じて明らかになった。大きな課題である。

## 【最後に】

さて、東南アジア5カ国の福祉国家化をテーマとした個人的理由を記し、本論を終わらせたい。著者は、都合8年間のフィリピン、ベトナム駐在を含め、4半世紀にわたり東南アジア・ASEANの経済発展プロジェクトに携わり、現地の社会変容を観察してきた。東南アジア諸国の閣僚・官僚とプロジェクトを進める中、直感として戦争でもない限り、東南アジアの多くの国が近い将来、高位中所得国になるという確信を持つに至り(ただ

し高所得国になれるかは確かではない)、それについての疑問は持っていない。実際、各国政府やビジネス界も過去 50 年間の経済発展に自信を持ち、それを前提に行動、報道し、理論化も現実を追いかける形で整備されてきている (World Bank 1993 ; Asian Development Bank 2020 ; クルーグマン 1997 ; 三重野ほか 2017 ; 遠藤ほか 2018 ; 他)。政治の近代化、すなわち民主化は久しく今日的テーマであり続けており、多くの関心を集めている (外山ほか 2018 ; 川中ほか 2020 ; タンミンウー 2021 ; Garry Rodan 2018 ; 他)。

しかしながら、東南アジアの人々が最も求めているものは、安全で安心、安寧な人生 (ライフコース) であり、社会ではないだろうか。先進国では、それを福祉国家という形で体現してきた。しかるに東南アジア諸国ではどうなるのだろうか。社会保障を整備し実現するための経済力や国民連帯はあるのだろうか、政府は機能するのだろうか、なぜどの国も福祉国家化を目指すのかといった疑問は、日々募るばかりであった。

これが私の関心であり、心配でもあり、本論のテーマを選んだ理由であった。本論を書くにあたって様々研究を行い、ひとまずの結論が出たように思う。本論が、何かしら学術的貢献をなせるのであれば、嬉しい限りである。

## 《参考・引用文献》

### 《邦語文献》

- 青木健 2001 『AFTA (ASEAN 自由貿易地域) -ASEAN 経済統合の実情と展望』 ジェトロ
- 赤木攻 2019 『タイのかたち』 めこん
- 坪洋一 2012 『福祉国家』 法律文化社
- アジア開発銀行著 澤田康幸訳 2021 『アジア開発史 政策・市場・技術発展の50年を振り返る』 勁草書房/Asian Development Bank (ADB) 2020. *Asia's Journey to Prosperity Policy, Market, and Technology Over 50 years*, ADB
- 東俊之 「制度派組織論の新展開-制度派組織論と組織変革の関係性を中心に」 京都産業大学マネジメント研究会『京都マネジメント・レビュー』 (6), 81-97, 2004-12
- アセモグル、ダロン & ロビンソン・ジェームズ 2013 『国家は何故衰退するのか-権力・繁栄・貧困の期限(上・下)』 早川書房/Daron Acemoglu & James Robinson, 2013, "Why Nation Fail" Profile Books
- アトキンソン、B. アンソニー 2015 『21世紀の不平等』 東洋経済新報社
- 穴沢眞 2004 「マレーシアの制度能力と産業政策」 黒岩郁雄編 『国家の制度能力と産業政策』 アジア経済研究所
- 穴沢眞 2006 「マレーシアの自動車産業-国民車メーカーを中心として-」 平塚大祐編著 『東アジアの挑戦 経済統合・構造改革・制度構築』 アジア経済研究所
- 穴沢眞 2010 『発展途上国の工業化と多国籍企業-マレーシアにおけるリンケージの形成』 文眞堂
- 穴沢眞 2016 「マレーシアの自動車・自動車部品産業」 西村英俊・小林英夫編著 2016 『ASEANの自動車産業』 勁草書房
- 安倍誠編 2017 『低成長時代を迎えた韓国』 アジア経済研究所
- 有田伸 2002 「韓国における中間層の生成過程と社会意識」 『アジア中間層の性質と特質』 (第1章) (2002) pp. 37-73 アジア経済研究所
- 有田伸 2008 『東アジアの階層ダイナミクス』 (2005年SSM調査シリーズ13) 2005年SSM調査研究会
- アンダーソン、ベネディクト 白石さや訳 1997 『[増補] 創造の共同体: ナショナルリズムの起源と流行』 NTT出版
- 池田充裕・手嶋將博 2001 「英語教育」 「第3章、東南アジア諸国の文化と教育」 村田翼夫編著 『東南アジア諸国の国民統合と教育』 (p. 172-184) 東信堂
- 池端雪浦編 1999 『東南アジア史Ⅱ 島嶼部』 山川出版
- 石井米雄・桜井由躬雄 1985 『東南アジア世界の形成』 講談社
- 石井米雄・桜井由躬雄編 1999 『東南アジア史Ⅰ 大陸部』 山川出版

- 石川幸一・清水一史・助川成也編著 2013 『ASEAN 経済共同体と日本-巨大統合市場の誕生』 文眞堂
- 石川幸一・助川成也・清水一史 2009 『ASEAN 経済共同体-東アジア統合の核となりうるか』 日本貿易振興機構
- 石川幸一・朽木昭文・清水一史編著 2015 『現代 ASEAN 経済論』 分眞堂
- 石川和夫「ASEAN 自動車市場におけるマクロ分析-タイ・マレーシアを中心として-」『専修大学社会科学年報』 第 51 号
- 石田浩 2008 『後発産業社会の社会階層と社会移動』 (2005 年 SSM 調査シリーズ 14) 2005 年 SSM 調査研究会
- 石塚二葉 2004 「ベトナムの市場経済化・工業化と国家の制度能力」 黒岩郁雄編 『国家の制度能力と産業政策』 アジア経済研究所
- 石村雅雄 2001 「ベトナム」「東南アジア諸国の民族と教育」 村田翼夫編著『東南アジア諸国の国民統合と教育』 (pp. 52-68) 東信堂
- 伊藤 正子 2009 「ベトナムの「民族法」の行方—「伝統文化」の保護から少数民族管理へ—」『東南アジア—歴史と文化』 No 38, 2009 東南アジア学会
- 伊藤善典 2018 「2018 年度春学期 社会保障論講義資料」 早稲田大学大学院政治学研究科
- 井出讓治 2017 『フィリピン-急成長する若き「大国」』 中公新書
- 稲正樹・孝忠延夫・国分典子編著 2010 『アジアの憲法入門』 日本評論者
- 猪口孝・田中明彦・園田茂人・ティムール・ダダバエフ編著 2007 『アジア・バロメーター 躍動するアジアの価値観：アジア世論調査 (2004) の分析と資料』 明石書店
- 猪口孝 2014 『アジアの幸福度 生活の質の国際比較』 岩波書店
- 居安正 2002 『エリート理論の形成と展開』 世界思想社
- 入山章栄 2019 「社会学ベースの制度理論」『世界標準の経営理論』 (第 28 章 pp. 518-536) ダイヤモンド社
- 岩崎育夫 1997 『華人資本の政治経済学』 東洋経済新報社
- 岩崎育夫 1998 「開発体制の起源・展開・変容」 東京大学社会科学研究所 『20 世紀システム 4 開発主義』 東京大学出版会
- 岩崎育夫 2009 『アジア政治とは何か 開発・民主化・民主主義再考』 中央公論新社
- 岩崎育夫 2014 『アジアの国家史—民族・地理・交流』 岩波書店
- 岩崎育夫 2017 『入門 東南アジア近現代史』 講談社現代新書
- 岩崎育夫 2019 『アジア近現代史』 中公新書
- ウィレンスキー、ハロルド 下平好博訳 1984 『福祉国家と平等』 木鐸社 /Wilensky, Harold 1975. *The Welfare State and Equality: Structural and Ideological Roots of Public Expenders*, University of California Press

- 牛山隆一 2015 「ASEAN 進出日系企業と ASEAN 企業」石川幸一・朽木昭文・清水一史編  
著 『現代 ASEAN 経済論』分真堂
- 牛山隆一 2018 『ASEAN の多国籍企業』文真堂
- 埋橋孝文 2015 『社会福祉の国際比較』放送大学教育振興会
- 浦野起央・西修編・著 1980 『憲法資料 アジア I』『資料体系アジア・アフリカ国際  
関係政治社会史第 6 巻』ハピルス出版
- 浦野起央・西修編・著 1985 『憲法資料 アジア III』『資料体系アジア・アフリカ国際  
関係政治社会史第 6 巻』ハピルス出版
- エヴァラ、スティーヴン・ヴァン著 野口和彦・渡辺紫乃訳 2009 『政治学のリサー  
チ・メソッド』勁草書房/Stephen Van Evara, 1997. *Guide to Methods for  
Students of Political Science*, Cornell University Press
- エスピン-アンデルセン、G. 著 渡辺雅男・渡辺景子訳 2000 『ポスト工業経済の社会的  
基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店
- エスピン-アンデルセン、G. 著 岡澤憲英・宮本太郎監訳 2001 『福祉資本主義の三つの  
世界』ミネルヴァ書房
- NHK 放送文化研究所 2020 『現代日本人の意識構造』（第 9 版）NHK 出版
- 遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 2018 年 『現代アジア経済論』有斐閣ブッ  
クス
- 大泉啓一郎 2007 『老いてゆくアジア』中公新書
- 大泉啓一郎 2011 『消費するアジア』中公新書
- 大泉啓一郎 「人口面から見る東アジア経済社会」2015 年 8 月号「特集 人口センサス  
から見る東アジアの社会変動」『アジア研 ワールド・トレンド』IDE—JETRO
- 大泉啓一郎 2016 「韓国の人口ボーナスは終わったか？—適切な資金配分と高齢者雇  
用促進が持続的成長の鍵」『環太平洋ビジネス情報 RIM』2016 Vol. 16 No. 62
- OECD 2010 『格差は拡大しているか—OECD 加盟国における所得分布と貧困』明石書店  
/OECD, *Growing Unequal? Income distribution and Poverty in OECD  
Countries*, 2008 OECD
- OECD 2014 『格差拡大の真実—二極化の要因と解き明かす』明石書店/*Divided We Stand:  
Why Inequality Keeps Rising?* 2011 OECD
- OECD/アジア開発銀行編著 平井文三訳 2019 『図表でみる ASEAN 諸国の行政改革 OECD  
インディケータ (2019 年版)』明石書店 OECD/ADB *Government at Glance  
Southeast Asia 2019*, 2019 OECD
- 大阪市立大学経済研究所監修 1998 『アジアの大都市 (1) バンコク』日本評論社
- 大阪市立大学経済研究所監修 1999 『アジアの大都市 (2) ジャカルタ』日本評論社
- 大阪市立大学経済研究所監修 2000 『アジアの大都市 (3) クアラルンプール/シンガ  
ポール』日本評論社

- 大阪市立大学経済研究所監修 2001 『アジアの大都市 (4) マニラ』 日本評論社
- 大川一司 小浜裕久 1993 『経済発展論 日本の経験と発展途上国』 東洋経済新報社
- 大西裕 2014 『先進国・韓国の憂鬱 少子高齢化 経済格差 グローバル化』 中公新書
- 大沢真理 2004 『アジア諸国の福祉戦略』 講座福祉国家のゆくえ 4巻 ミネルヴァ書房
- 大澤真幸・姜尚中著 2009 『ナショナリズム論・入門』 有斐閣アルマ
- 太田辰幸 2003 『アジア経済発展の奇跡-政治制度と産業政策の役割』 文眞堂
- 大野健一 2000 『途上国のグローバリゼーション』 東洋経済新報社
- 大野健一 川端望編著 2003 『ベトナムの工業化戦略』 日本評論社
- 大野健一 2005 『途上国ニッポンの歩み：江戸から平成までの経済発展』
- 大竹文雄 2005 『日本の不平等』 日本経済新聞社
- 大場裕之 1990 「マレーシアの自動車産業政策の淡海とその特徴について-韓国の経験を踏まえて-」 藤森英男編 1990 『アジア諸国の産業政策』 アジア経済研究所
- 大庭三枝 2014 『重層的な地域としてのアジア』 有斐閣
- 小野耕二編著 2009 『構成主義的政治理論と比較政治』 ミネルヴァ書房
- 小野沢純編著 1997 『ASEANの言語と文化』 高文堂出版社
- 奥田聡・安倍誠編 2008 『韓国主要産業の競争力』 アジア経済研究所
- 落合恵美子編 2013 『変容する親密圏/公共圏 親密圏と公共圏の再編成 アジア近代からの問い』 京都大学学術出版会
- 甲斐信好著 拓殖大学アジア情報センター編 (20) 2006 『東アジア長期経済統計 第11巻 社会指標』 勁草書房
- 柿崎一郎 2007 『物語 タイの歴史』 中公新書
- 柿崎一郎 2016 『タイの基礎知識』 めこん
- 梶原弘和・武田晋一・孟建軍著 拓殖大学アジア情報センター編 2000 『東アジア長期経済統計 第2巻 経済発展と人口動態』 勁草書房
- 梶原弘和 著 拓殖大学アジア情報センター編 2006 『東アジア長期経済統計 第1巻 経済成長と産業構造』 勁草書房
- 梶原弘和 2019 『アジア発展の構図』 東洋経済新報社
- 春日尚雄 2014 『ASEANシフトが進む日系企業：統合一体化するメコン地域』 文眞堂
- 粕谷祐子 2014 『比較政治学』 ミネルヴァ書房
- 粕谷祐子編著 2022 『アジアの脱植民地化と体制変動 民主制と独裁の歴史的起源』 白水社
- 桂木麻他 2019 『ASEAN企業地図』 (第2版) 翔泳社
- 加藤久典 2021 『インドネシア-世界最大のイスラームの国』 筑摩書房
- 加藤雅俊 2008 「転換期の福祉国家分析に向けて-現代福祉国家の到達点と課題-」 『法政論集』 228号 (2008)

- 加藤雅俊「制度変化におけるアイデアの二つの役割—再編期の福祉国家分析の手掛かりに」小野耕二編著 2009『構成主義的政治理論と比較政治』（第4章）ミネルヴァ書房
- 加藤雅俊 2012a「福祉国家再編期分析におけるアイデア・利益・制度（3完）—制度変化の政治学的分析に向けて—」『北大法学論集』63巻1号（2012） pp. 47-102
- 加藤雅俊 2012b 「比較福祉国家論における言説政治の位置—政治学的分析の視角—」宮本太郎編著 2012『福祉政治』（福祉+ $\alpha$ ）ミネルヴァ書房
- 加藤雅俊 2019 「「東アジア福祉国家論」から「東アジア初の福祉国家論」へ—福祉国家論の理論的刷新に向けて—」『立命館産業社会論集』第55巻1号（2019年）
- 金井雄一・中西智・福澤直樹編 2010『世界経済の歴史 グローバル経済史』名古屋大学出版
- 金丸浩志 2013 「国民国家形成と開発—東南アジア4カ国の事例から」『和洋女子大学紀要』第53集（pp. 103-116）
- 金子文夫・宣在源編著 2018『韓国経済発展の始動』日本経済評論社
- 加納啓良 2012『東大講義 東南アジア近現代史』めこん
- 加納啓良 2017『インドネシアの基礎知識』めこん
- 上村泰裕 2015『福祉のアジア—国際比較から政策構想へ』名古屋大学出版会
- 上村泰弘編著 2020『新世界の福祉 第7巻 東アジア』旬報社
- 河村正人 2009『タイの医療福祉制度改革』お茶の水書房
- 川辺純子 2017「フィリピンにおける自動車産業政策と日経自動車メーカー—トヨタ・モーター・フィリピン（TMP）の事例研究—」『城西大学経営紀要』2017年3月号（pp. 51-84）
- 蒔込俊二 2017『中所得国における持続的成長のための基盤・要件に関する研究』早稲田大学大学院社会科学部研究科博士論文
- 川中豪編 2005『ポスト・エドサ期のフィリピン』アジア経済研究所
- 川中豪編著 2018『後退する民主主義 強化される権威主義—最良の政治制度とは何か—』ミネルヴァ書房
- 川中豪・川村晃一編著 2020『教養の東南アジア現代史』ミネルヴァ書房
- 川中豪 2022『競争と秩序 東南アジアにみる民主主義のジレンマ』白水社
- 川端康治著 拓殖大学アジア情報センター編 2001『東アジア長期経済統計 第5巻 工業発展』勁草書房
- ガーシェンクロン、アレクサンダー著 絵所秀紀/雨宮昭彦/峯陽一/鈴木義一訳 2005『後発工業国の経済史—キャッチアップ型工業化論—』ミネルヴァ書房
- ガーシェンクロン、アレクサンダー著 2016『経済後発生の史的展望』日本経済評論社



- ガーランド・デイヴィッド著 小田透訳 2021 『福祉国家 救貧法の時代からポスト工業社会へ』白水社 David Garland, 2016, *The Welfare State*, Oxford University Press
- ギデンズ、アンソニー 2001 『暴走する世界』ダイヤモンド社
- ギデンズ、アンソニー著 松尾精文他訳 2012 『社会学』（第5版）而立書房
- 木村幹著 2008 『韓国現代史』中公新書
- 桐山昇・栗原浩英・根本敬著 2003 『東南アジアの歴史』有斐閣
- 金泳鎬 1987 「序説—アジア新工業化の政治経済学」大阪市立大学経済研究所・奥村茂次編『アジア新工業化の展望』東京大学出版
- 金泳鎬 1988 『東アジア工業化と世界資本主義：第4世代工業化論』東洋経済新報社
- 金英善 2016 「ベトナムの自動車・部品産業の現状と課題」西村英俊・小林英夫編著 2016 『ASEANの自動車産業』勁草書房
- 金炫成・金成垣 2015 「韓国 増加する単独世帯者の高学歴化と高齢化」『特集 人口センサスから見る東アジアの社会変動』『アジ研 ワールド・トレンド』2015年8月号 IDE—JETRO
- 金成垣 2008 『後発福祉国家論 比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会
- 金成垣 2010 『現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房
- 金成垣 2016 『福祉国家の日韓比較 「後発国」における雇用保障・社会保障』明石書店
- 金成垣・大泉啓一郎・松江暁子 2017 『アジアにおける高齢者の生活保障』明石書店
- 金昌男・文大宇著 拓殖大学アジア情報センター編 2006 『東アジア長期経済統計 別巻1 韓国』勁草書房
- 金美兒 2004 「フィリピンの教授用語政策—田限国家における効果的な教授用語に関する一考察」『国際開発研究フォーラム』25 (2004. 2)
- 金奉吉 2008 「韓国自動車産業の発展パターンと競争力構造」奥田聡・安倍誠編『韓国主要産業の競争力』アジア経済研究所
- キム、メイソン著 阿部昌樹監訳 2019 『東アジア福祉資本主義の比較政治経済学』東信堂
- キング G. ・コヘイン R. O. ・ヴァーバ S. 2004 『社会科学のリサーチデザイン 定性的研究における科学的推論』勁草書房
- 日下渉 2013 『反市民の政治学 フィリピンの民主主義と道徳』法政大学出版
- クルーグマン、ポール 1997 「アジアの奇跡という幻想」『クルーグマンの悪い経済学』日本経済新聞社
- クルーグマン他 2015 「現代思想 ピケティ『21世紀の資本』を読む」2015年1月号 青土社

- 倉沢愛子 2020 『インドネシア大虐殺』中公新書
- 黒岩郁雄編 2004 『国家の制度能力と産業政策』アジア経済研究所
- 黒岩郁雄編著 2014 『東アジア統合の経済学』日本評論社
- 黒岩郁雄・Paritid Bhandhubanyong・山田康博「タイの自動車・部品産業」西村英俊・小林英夫編著 2016 『ASEANの自動車産業』勁草書房
- 黒田学 2017 『アジア・日本のインクルーシブ教育と福祉の課題』クリエイツかもがわ
- 久米郁男 2013 『原因を推論する 政治分析方法論のすゝめ』有斐閣
- 久保慶一・末近浩太・高橋百合子著 2016 『比較政治の考え方』有斐閣アルマ
- 経済産業省通称政策局編 2018 『不公正貿易報告書』
- ゲルナー、アーネスト 加藤節監訳 2000 『民族とナショナリズム』岩波書店 Ernest Gellner, 1983. *Nations and Nationalism*, Blackwell Publishers, Oxford
- 厚生労働省/編 2011 『平成23年度 厚生労働白書—国民皆保険・会年金制度実現から半世紀』
- 厚生労働省『厚生労働施策の概要：海外情勢報告』2015、2018、2019、2020年各年版
- 国際協力機構（JICA）・日本大学生物資源科学部・プライスウォーターハウスクーパース株式会社 2012 『アジア地域 社会保障セクター基礎情報収集・確認調査報告書』要約版・各国版
- 国際協力機構（JICA）・日本大学生物資源科学部・プライスウォーターハウスクーパース株式会社 2014 『ASEAN2025に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート』
- 国際協力機構（JICA）・日本大学生物資源科学部・プライスウォーターハウスクーパース株式会社 2014 『ベトナム国 社会保障分野情報収集・確認調査ファイナルレポート』
- 国際協力銀行 2002 『タイ王国における社会保障制度に関する報告書』国際協力銀行
- 小黒啓一 2015 「ASEAN諸国の経済発展—工業化と発展メカニズム」石川幸一・朽木昭文・清水一史編著 2015 『現代ASEAN経済論』分真堂
- 小熊英二 2019 『日本社会のしくみ』講談社現代新書
- 小塩隆士 2010 『再分配の公正分析—公平と効率を問う』日本評論社
- 小林英夫 1993 「日本資本主義と植民地経営—植民地経営の特質」『近代日本と植民地 3 植民地化と産業化』岩波書店
- 小林英夫・林倬史編著 1993 『アセアン諸国の工業化と外国企業』中央経済社
- 駒村康平・山田篤浩・四方理人・田中総一郎・丸山桂著 2015 『社会政策 福祉と労働の経済学』有斐閣アルマ
- 小峰隆夫／日本経済研究センター編 2007 『超長期予測 老いるアジア』日本経済新聞出版社

- サーマート・チアサクーン 吉田幹正編 1991 『タイ経済の構造変化と産業振興策』 アジア経済研究所
- 斎藤純一・宮本太郎・近藤康史編 2011 『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版
- 斎藤照子 2008 『東南アジアの農耕社会』山川出版
- 斎藤光代 2005 「マレーシアにおける言語政策についての考察」『融合文化研究』(2005年第5号P.204-219)
- 坂井素思・岩永雅也 2011 『格差社会と新自由主義』放送大学出版
- 坂本達哉 2014 『社会思想の歴史 マキャヴェリからロールズまで』名古屋大学出版会
- 作本直行・今泉慎也編 2003 『アジアの民主化過程と法 フィリピン・タイ・インドネシアの比較』アジア経済研究所
- 桜井由躬雄 2002 『東南アジアの歴史』放送大学
- 桜井浩 「韓国の産業政策」藤森英男編 1990 『アジア諸国の産業政策』アジア経済研究所
- 櫻井義秀・外川昌彦・矢野秀武編著 2015 『アジアの社会参加仏教』北海道大学出版会
- 佐藤郁哉・山田真茂留 2004 『制度と文化 組織を動かす見えない力』日本経済新聞出版社
- 佐藤幸人編 2001 『新興民主主義国の経済・社会政策』アジア経済研究所
- 佐藤俊樹 2000 『不平等社会日本』中公新書
- 佐藤百合 2004 『インドネシアの経済再編-構造・制度・アクター』アジア経済研究所
- 佐藤百合 2011 『経済大国インドネシア』中公新書
- サンデル、マイケル 2021 『実力も運のうち』早川書房
- ジョージ、アレキサンダー・アンドリュー・ベネット 2013 『社会科学のケーススタディ 理論形成のための定性的手法』勁草書房
- 鎮目真人・近藤正基編著 2013 『比較福祉国家 理論・軽量・各国事例』ミネルヴァ書房
- 重富真一 2005 「制度変革と社会運動—理論的枠組みと途上国研究の課題」『アジア経済研究所調査研究報告 pp. 1-38』IDE—JETEO <http://www.de.go.jp>
- 篠崎香織 2017 『プラナカンの誕生 海峡植民地ペナンの歌人と政治参加』九州大学出版会
- 斯波義信 1995 『華僑』岩波新書
- 渋谷英章 2001 「フィリピン」第2章、東南アジア諸国の民族と教育」村田翼夫編著 『東南アジア諸国の国民統合と教育』(p. 99-116) 東信堂
- 清水一史 1998 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房
- 清水一史・田村慶子・横山豪志著 2018 『東南アジア現代政治入門 (改訂版)』ミネルヴァ書房

- 社会政策学会編 2007 『経済発展と社会政策 東アジアにおけるサイト共通性』法律文化社
- シュミット、ヴィヴィアン 2009 「アイデア及び言説を真摯に受け止める—第四の「新制度論」としての言説的制度論」小野耕二編著 2009 『構成主義的政治理論と比較政治』(第2章) ミネルヴァ書房
- 白石隆 1997 『スカルノとスハルト—偉大なるインドネシアをめざして』岩波書店
- 白石昌也 2000 『ベトナムの国家機構』明石書店
- 白石昌也編著 2004 『ベトナムの対外関係—21 世期の挑戦—』暁印書館
- 白川俊介 2012 『ナショナリズムの力』勁草書房
- 新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子著 2004 『比較政治経済学』有斐閣アルマ
- 新川敏光編著 2015 『福祉+ $\alpha$ ① 福祉レジーム』ミネルヴァ書房
- 末廣昭 1991 『タイの財閥—ファミリービジネスと経営改革』同文館出版
- 末廣昭 1993 『タイ 開発と民主主義』岩波新書
- 末廣昭 1998 「開発主義とは何か」東京大学社会科学研究所 『20 世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会
- 末廣昭 1998 「「開発」のイデオロギーと成立根拠」東京大学社会科学研究所 『20 世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会
- 末廣昭 2000 『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会
- 末廣昭 東茂樹編 2000 『タイの経済政策・制度・組織・アクター』アジア経済研究所
- 末廣昭編 2002 『タイの制度改革と企業再編—危機からの再建へ』アジア経済研究所
- 末廣昭 2009 『タイ 中進国の模索』岩波新書
- 末廣昭 2010 『東アジア福祉システムの展望—7 カ国・地域の企業福祉と社会保障制度』ミネルヴァ書房
- 末廣昭 2014 『新興アジア経済論—キャッチアップを超えて』岩波書店
- 末廣昭編 2014 「東アジアの雇用・生活保障と新たな社会リスクへの対応」『東京大学社会科学研究所研究シリーズ』No. 56 東京大学社会科学研究所
- 菅谷広宣 2013 『ASEAN 諸国の社会保障』日本評論社
- 杉村美紀 2001 「華語教育」第3章、東南アジア諸国の文化と教育」村田翼夫編著『東南アジア諸国の国民統合と教育』(p. 185-194) 東信堂
- 助川成也 2015a 「ASEAN の貿易と投資」石川幸一・朽木昭文・清水一史編著 『現代 ASEAN 経済論』分真堂
- 助川成也 2015b 「AFTA と域外との FTA」石川幸一・朽木昭文・清水一史編著 『現代 ASEAN 経済論』分真堂
- 鈴木静夫 1997 『物語フィリピンの歴史』中公新書
- 鈴木俊 2002 『東南アジアの経済と歴史』日本経済評論社
- スミス、アンソニー著 庄司信訳 2018 『ナショナリズムとは何か』ちくま学芸文庫

- スタインバーグ、デイビッド著 堀芳枝訳 2000 『フィリピンの歴史・文化・社会』 明石書店
- スティガー、マンフレッド, B. 2010 『グローバリゼーション』 岩波書店
- 盛山和夫 2007 『年金問題の正しい考え方—福祉国家は持続可能か』 中公新書
- 世界銀行 1994 『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割』 東洋経済新報社/The International Bank for Reconstruction and Development, 1993. *The East Asian Miracle* The World Bank
- 園田茂人編著 2012 『勃興する東アジアの中産階級』 勁草書房
- 高根正昭 1979 『創造の方法学』 講談社現代新書
- 高橋徹 2015 『タイ 混迷からの脱出 繰り返すクーデター・迫る中進国の罭』 日本経済新聞社
- 武川正吾 2001 『福祉社会 包摂の社会政策』 有斐閣
- 武川正吾 2007 『連帯と承認 グローバル化と個人化のなかの福祉国家』 東京大学出版会
- 武川正吾 キム・ヨンミョン（金淵明）編 2005 『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』 東信堂
- 武川正吾・宮本太郎 2012 『グローバリゼーションと福祉国家』 明石書房
- 田多秀範編著 2014 『世界はなぜ福祉国家を創ったのか—主要9カ国比較研究—』 ミネルヴァ
- 橋川武郎 1998 「経済開発政策と企業—戦後日本の経験」 東京大学社会科学研究所 『20世紀システム4 開発主義』 東京大学出版会
- 橋木俊詔 1998 『日本の経済格差』 岩波新書
- 橋木俊詔 2010 『安心の社会保障改革』 東洋経済新報社
- 橋木俊詔編著 2012 『福祉+α① 格差社会』 ミネルヴァ書房
- 橋木俊昭著 2018 『福祉と格差の思想史』 ミネルヴァ書房
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史著 2008 『比較政治制度論』 有斐閣アルマ
- 田中明彦・川島真編 2020 『20世期の東アジア史Ⅲ各国史（東南アジア）』 東京大学出版会
- 田中拓道 2017 『福祉政治 格差に抗するデモクラシー』 勁草書房
- 田中拓道・近藤正基・矢内勇生・上川龍之進 2020 『政治経済学 グローバル化時代の国家と市場』 有斐閣
- 田中拓道 2020 『リベラルとは何か』 中公新書
- 谷川稔 1999 『国民国家とナショナリズム』 山川出版
- 玉田芳史 1999 「タイの官僚養成と教育機会、1892-1932年」 『東南アジア—歴史と文化』 No. 28, 1999, (pp. 3-27)

- 玉田芳史、赤木攻、村島英治、橋本卓 1994 「東南アジアにおける国家形成の論理」『重点領域研究総合的地域研究成果報告書シリーズ』1994, 1, (pp. 74-81)
- 玉田芳史・船津鶴代編 2008 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』アジア経済研究所
- チュア、エイミー著 久保恵美子訳 2003 『富の独裁者』光文社
- 土屋健治編 1994 『講座現代アジア1 ナショナリズムと国民国家』東京大学出版
- 恒川恵市編 2006 『民主主義アイデンティティ新興デモクラシーの形成』
- 坪郷寛編著 2015 『福祉+α① ソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房
- 寺本実 2016 「ベトナムにおける公的末端医療機関の制度的位置づけ・役割と課題」『アジア経済』57巻4号(2016) (pp. 66-84)
- 寺本実 2017a 「ドイモイ期ベトナム医療の課題」『アジア研ワールド・トレンド』N. 257, (2017. 3)
- 寺本実 2017b 「ベトナムの医療保険制度の基本構造—2008年医療保険法に基づく考察—」『アジア研ワールド・レポート』No. 258 (2017. 4)
- ディートン、A. 著 松本裕訳 2014 『大脱出』みすず書房
- デロイトトーマツコンサルティング自動車セクター東南アジアチーム 2013 『自動車産業 ASEAN 攻略』日経BP社
- 東京大学社会科学研究所 末廣昭編 2014 『東アジアの雇用・生活保障と新たな社会リスクへの対応』
- 戸堂康之 2008 『技術伝播と経済成長—グローバル化時代の途上国経済分析』勁草書房
- 富沢克 2011 「「ナショナル問題」再考:「リベラル・ナショナリズム」の理論的基礎に関する考察」『同志社法學』第63巻1号 (pp. 115-452)
- 富永健一 1990 『日本の近代化と社会変動』講談社学術文庫
- 富永健一 1996 『近代化の理論』講談社学術文庫
- 富永健一 2001 『社会変動の中の福祉国家』講談社学術文庫
- 友枝敏雄、浜日出夫、山田真茂留編 2017 『社会学の力—最重要概念・命題集』有斐閣
- トラン・ヴァン・トゥ 2010 『ベトナム経済発展論』勁草書房
- トラン・ヴァン・トゥ 2015 「アジア新興国と中所得国の罣」日本国際経済学会代74会全国大会(専修大学 2015年11月)ペーパー
- トラン・ヴァン・トゥ編著 2016 『ASEAN 経済新時代と日本 各国経済と地域の新展開』文真堂
- トラン・ヴァン・トゥ・苺込俊二 2019 『中所得国の罣と中国・ASEAN』勁草書房
- トンチャイ・ウィニッチャクン著 石井米雄訳 2003 『地図が作ったタイ—国民国家誕生の歴史』明石書店
- 直井優・藤田英典編 2008 『講座社会学13 階層』東京大学出版会
- 中兼和津次編 1994 『講座現代アジア2 近代化と構造変動』東京大学出版会

- 中西聡編 2013 『日本経済の歴史 列島経済史入門』名古屋大学出版
- 中西聡編 2017 『経済社会の歴史 生活からの経済史入門』名古屋大学出版
- 中西宏太編著 2010 『ベトナム産業分析』時事通信社
- 中西宏太 2012 「小売・流通の発展-WTO加盟後の開放政策と実績 市場の特徴と課題」  
今井昭夫編著『現代ベトナムを知るための60章』(pp. 362-367) 明石書店
- 中西宏太・税所哲郎 2018 「東南アジアにおける後発工業国の発展パターンに関する一考察」『群馬大学社会情報学部研究論集』第25巻 (pp. 71-90)
- 中西宏太 2018 「グローバル経済下における後発国の工業化-自動車産業を中心にしたアジア4カ国比較-」『アジア太平洋研究科論集』(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科) 第36号 (pp. 89-107)
- 中村尚史 1998 「後発工業化と中央・地方-明治日本の経験」東京大学社会科学研究所  
『20世紀システム4 開発主義』東京大学出版会
- 中村正志編 2012 『東南アジアの比較政治学』アジア経済研究所
- 西野節男 2001 「インドネシア」第2章、東南アジア諸国の民族と教育」村田翼夫編  
著『東南アジア諸国の国民統合と教育』(pp. 52-68) 東信堂
- 西野節男 2001 「イスラーム教育」第3章、東南アジア諸国の文化と教育」村田翼夫  
編著『東南アジア諸国の国民統合と教育』(pp. 195-207) 東信堂
- 西野節男・杉村美紀 2001 「マレーシア」第2章、東南アジア諸国の民族と教育」村  
田翼夫編著『東南アジア諸国の国民統合と教育』(pp. 69-83) 東信堂
- 西村英俊・小林英夫編著 2016 『ASEANの自動車産業』勁草書房
- 新田目夏美著 拓殖大学アジア情報センター編 2016 『東アジア長期経済統計 第3巻  
労働力』勁草書房
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)『ジェトロ世界貿易投資報告』各年版
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部 2020 『主要国の自動車生産・販売動向』ジ  
ェトロ
- 仁平典宏 2019 「社会保障」小熊英治編著『平成史』河出書房新社
- 野口悠紀夫 1995 『1940年体制 さらば「戦時経済」』東京経済新報社
- 野村俊郎 2003 「インドネシア自動車産業の開放過程」『商経論叢』(53号) 鹿児島県立  
短期大学 2003年3月号 (pp. 1-64)
- ノース、ダグラス・C 大野一訳 2013 『経済史の構造と変化』日経BP社
- バー、ニコラス著 菅沼隆監訳 2007 『福祉の経済学~21世紀の年金・医療・失業・介  
護~』光生館
- 萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編 2007 『アジア憲法集』【第2版】明石書店
- 萩原宣之 1996 『ラーマンとマハティール-ブミプトラの挑戦』岩波書店
- 萩原宣之 1994 「アジアの民主化と経済発展」萩原宣之編『講座現代アジア3 民主化  
と経済発展』東京大学出版

- 萩原康生編著 2006 『アジアの社会福祉』放送大学教育振興会
- 服部民夫 1994 「経済成長と「財閥」の形成—東アジアのケース」萩原宣之編『講座現代アジア 3 民主化と経済発展』東京大学出版
- 服部民夫・船津鶴代・鳥居高編 2002 『アジア中間層の生成と特質』アジア経済研究所
- 服部民夫 2005 『開発の経済社会学—韓国の経済発展と社会変容』文眞堂
- 橋本健二 2009 『「格差」の戦後史』河出ブックス
- 早瀬晋三 2009 『未完のフィリピン革命と植民地化』山川出版
- 原純輔・盛山和夫 1999 『社会階層—豊かさの中の不平等』東京大学出版会
- 原純輔編 2002 『講座・社会変動 5 流動化と社会格差』ミネルヴァ書房
- 原純輔・佐藤嘉倫・大淵憲一 2008 『社会階層と不平等』放送大学教育振興会
- 原島博編著 2020 『新世界の福祉 第8巻 東南アジア』旬報社
- 東茂樹 2004 「国家の制度能力と産業政策—タイとマレーシアを事例として」黒岩郁雄編『国家の制度能力と産業政策』アジア経済研究所
- ピアソン、クリストファー著 田中浩・神谷直樹訳 1998 『曲がり角にきた福祉国家 福祉の新政治経済学』未来社/ Christopher Pierson 1991. *Beyond the Welfare State?* Basil Blackwell Limited, Oxford
- ピアソン、ポール著 粕谷祐子監訳 2010 『ポリティクス・イン・タイム 歴史・制度・社会分析』勁草書房/ Paul Pierson, 2004. *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press
- ピケティ、トマ 2020 『不平等と再分配の経済学 格差縮小に向けた財政政策』明石書店
- 引未雅士 2003 『東南アジアの建国神話』山川出版
- 広井良典 1999 『日本の社会保障』岩波新書
- 広井良典・駒村康平編 2003 『アジアの社会保障』東京大学出版会
- 広井良典・山崎泰彦編著 2009 『社会保障』ミネルヴァ書房
- 平岡公一・杉野昭博・所道彦・鎮目真人 2011 『社会福祉学』有斐閣
- FOURIN (フォーリン) 『アジア自動車調査月報』 2016年12月号
- フォーリン アジア調査部 2019 『FOURIN ASEAN 自動車部品産業 2019』フォーイン
- ブシェヴォルスキ、アダム編著 内村秀夫訳 1999 『サステナブル・デモクラシー』日本経済評論社
- 馬場啓一・大木博己 2006 『新興国 (BRICs・ASEAN) の FTA と日本企業』ジェトロ
- 深尾京司・中村尚史・中林真幸編集 2017 『日本経済の歴史 3 近代1』岩波書店
- 深尾京司・中村尚史・中林真幸編集 2017 『日本経済の歴史 4 近代2』岩波書店
- 深澤淳一・助川成也 2014 『ASEAN 大市場統合と日本：TPP 時代を日本企業が生き抜くには』文眞堂



- 藤井真治 2011 「インドネシア マレーシア タイ自動車産業発展比較」『愛知大学国際問題研究所紀要』138号、(pp. 277-289)
- 藤田剛正 1993 『アセアン諸国の言語政策』穂高書店
- 藤森英男編 1990 『アジア諸国の産業政策』アジア経済研究所
- 藤原帰一 1994 「工業化と政治運動」坂本義和編『世界政治の構造変動3』（第1章）岩波書店
- 藤原帰一 1998 「ナショナリズム・冷戦・開発」東京大学社会科学研究所 『20世紀システム4 開発主義』東京大学出版会
- フリードマン、ミルトン著 村井章子訳 2008 『資本主義と自由』日経BP社
- 古田元夫 1991 『歴史としてのベトナム戦争』大月書店
- 古田元夫 1995 『ベトナムの世界史 中華世界から東南アジア世界へ』東京大学出版会
- 古田元夫 1996 『アジアのナショナリズム』山川出版
- 古田元夫 1998 「社会主義とナショナル・アイデンティティ」萩原宣之編 1994 『講座現代アジア3 民主化と経済発展』東京大学出版
- 古田元夫 2017 『ベトナムの基礎知識』めこん
- 古田元夫 2021 『東南アジア史10講』岩波新書
- 古屋野正伍・北川隆吉・加納弘勝 2000 『アジア社会の構造変動と新中間層の形成』こうち書房
- フローラ・P編 竹岡敬温訳 1985 『ヨーロッパ歴史統計 国家・経済・社会 1815-1975 (上巻)』原書房
- 保城広至 2015 『歴史から理論を創造する 社会科学と歴史学を統合する』勁草書房
- 細野ゆり 2019 『フィリピン の保険行政改革 新制度論のアプローチから』国際書院
- 堀金由美 2004 「韓国「開発年代」の産業政策とそれを支えた制度的枠組み」黒岩郁雄編 『国家の制度能力と産業政策』アジア経済研究所
- 本名純 2013 『民主化のパラドックス インドネシアに見る政治の深層』岩波書店
- ホリデー、イアン・ポール・ワイルディング編 埋橋孝文・小田川華子・木村清美・三宅洋一・矢野浩俊・鷺巣典代訳 2007 『東アジアの福祉資本主義 教育 保健医療 住宅 社会保障の動き』法律文化社
- ボールドウィン、リチャード著 遠藤直美訳 2018 『世界経済大いなる収斂』日本経済新聞出版社/Richard Baldwin, 2016. *The Great Convergence*, Harvard University Press
- ホブズボーム、E. J. 2001 浜林正夫他訳 『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店
- リップセット、S. M. 1959 『政治のなかの人間』創元新社
- ロストウ W. W. 1974 『経済成長の諸段階-ひとつの非共産党宣言』ダイヤモンド社
- 増原綾子・鈴木洵女・片岡樹・宮脇聡史・古屋博子著 2018 『初めての東南アジア政治』有斐閣

- マーシャル T・H/トム・ボットモア著 岩崎信彦/中村健吾訳 1993 『シチズンシップと社会的階級』 T.H. Marshall and Tom Bottomore, 1950-1992. *Citizenship and Social Class*, Pluto Press
- マートン・ロバート 森東吾他訳 1961 『社会理論と社会構造』 みすず書房
- マブバニ、キショール&ジェフェリー・スン 黒柳米司訳 2018 『ASEANの奇跡』 新日本出版社
- 三重野文晴/深川由起子編著 2017 『現代東アジア経済論』 ミネルヴァ書房
- 三嶋恒平 2010 『東南アジアのオートバイ産業』 ミネルヴァ書房
- 水野俊平 2007 『韓国の歴史』 河出書房新社
- 水野順子編 2003 『アジアの自動車・部品、金型、工作機械産業』 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 水本達也 2006 『インドネシア』 中公新書
- 南亮進 2002 『日本の経済発展（第3版）』 東洋経済新報社
- 南亮進 クアン・S. キム マルコムファルカス編 牧野文夫 橋野篤 橋野和子訳 2000 『所得不平等の政治経済学』 東洋新報経済社
- 宮本悟 2010 「国勢調査から見た韓国におけるキリスト者の現状」 聖学院大学総合研究所 Newsletter Vol. 20 No. 1 (pp. 6-8)
- 宮本太郎編著 2012 『福祉政治』 ミネルヴァ書房
- 宮本太郎 2008 『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』 有斐閣
- 宮本太郎 2009 『生活保障 排除しない社会へ』 岩波新書
- ミラー、デヴィッド著 富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島浩之訳 2007 『ナショナルリティについて』 風行社/ Miller, David, 1995. *On Nationality*, Oxford University Press
- ミラノビッチ、ブランコ 2012 『不平等について 経済学と統計が語る26の話』 みすず書房
- ミラノビッチ、ブランコ 2017 『大不平等 エレファントカーブが予測する未来』 みすず書房
- 村上泰亮 1984 『新中間大衆の時代』 中央公論社
- 村嶋英治 1996 『ピブーンー独立タイ王国の立憲革命』 岩波書店
- 村田翼夫編著 2001 『東南アジア諸国の国民統合と教育』 東信堂
- 村田翼夫 2001 「多文化社会と教育」 「第1章、東南アジアにおける多文化と国民統合」 村田翼夫編著『東南アジア諸国の国民統合と教育』 (pp. 19-31) 東信堂
- 村田翼夫 2001 「タイ」 「第2章、東南アジア諸国の民族と教育」 村田翼夫編著『東南アジア諸国の国民統合と教育』 (pp. 34-51) 東信堂
- 文京洙 2015 『新・韓国現代史』 岩波新書
- 桃木至朗 1996 『歴史世界としての東南アジア』 山川出版

- 諸富徹 2015 『財政と現代の経済社会』放送大学出版
- 安田雪・高橋伸夫 2007 「同型化メカニズムと正統性—経営学輪講 DiMaggio and Powell (1983)」『赤門マネジメント・レビュー』6巻9号、2007年
- 山影進 1997 『ASEAN パワー アジア太平洋の中核へ』東京大学出版会
- 山影進 2012 『新しいASEAN-地域共同体とアジアの中心性を目指して (アジアを見る眼)』アジア経済研究所
- 山下協子 2003「インドネシアの自動車産業と二輪産業-中国の影響と分業再編の展望-」アジア経済研究所
- 山澤逸平・馬田敬一・国際貿易投資研究会編著 2012 『通商政策の潮流と日本の FTA 戦略と TPP』勁草書房
- ライシュ・B・ロバート 2008 『暴走する資本主義』東洋経済新報社
- ライシュ・B・ロバート 2011 『余震 そして中間層がいなくなる』東洋経済新報社
- 李蓮花 2011 『東アジアにおける後発近代化と社会政策』ミネルヴァ書房
- 李蓮花 2011b「社会政策における「東アジア的な道」—日本・韓国・中国の国民皆保険体制の比較—」『社会政策』(第3号第2号)社会政策学会誌、(pp. 110-120)
- 李蓮花 2019「福祉国家の再編と時間政策」『東京経済学会誌』第301号(2019)(pp. 317-335)
- 李景(王に民)監修・水野俊平著 2017 『韓国の歴史 増補改訂版』河出書房新社
- リード、アンソニー著 太田淳・長田紀之監訳 2021 『世界史の中の東南アジア』(上・下)名古屋大学出版会
- ロドリック,ダニ 2014 『グローバリゼーション・パラドックス』白水社
- ローエンス・W.・ビーア編 佐藤功監訳 1981 『アジアの憲法制度—アメリカの影響に対するアジア的対応—』学陽書房
- ロザンヴァロン、ピエール著 北垣徹訳 2006『連帯の新たなる哲学 福祉国家再考』勁草書房
- 涌田幸宏 2015 「新制度派組織論の意義と課題」慶應義塾大学出版会『三田商学研究』Vol. 58 (2015.6)、(pp. 227-237)
- 鷺尾宏明 1990 「現代タイの産業政策」藤森英男編 1990 『アジア諸国の産業政策』アジア経済研究所
- 渡辺利夫 2002=1985 『成長のアジア 停滞のアジア』講談社学術文庫
- 渡辺利夫 1986 『開発経済学：経済学と現代アジア』日本評論社
- 渡辺利夫・金昌男 1996 『韓国経済発展論』勁草書房
- 渡辺頼純 2011 『GATT・WTO 体制と日本』(増補2版)北樹出版
- 渡辺靖 2019 『リバタリアリズム』中公新書
- 吉野文雄・釣雅雄・茂木創著 拓殖大学アジア情報センター編 2008 『東アジア長期経済統計 第6巻 財政』勁草書房

《英語文献》

- Asher, Mukul, Fauziah Zen, and Astrid Dita etds., 2018. *Social Protection Goals in East Asia: Strategies and Methods to Generate Fiscal Space*, Routledge (ERIA)
- Abinales, Patricio N. and Donna Amoroso, 2005. *State and Society in the Philippines*, Rowman & Littlefield Publisher, USA
- ADB 2011. *Asia 2050: Realizing the Asian Century*, Manila: Asian Development Bank
- ADB 2014. *Inequality in Asian and the Pacific: Trends, Drivers, and Policy Implications*, Routledge
- ADB 2019. *Demystifying Rising Inequality in Asia*, ADB
- Agoncillo, Teodoro A. 1990 (1960) *History of the Filipino People (8<sup>th</sup> Edition)*, Garotech Publishing, Philippines
- Tuano, Philip Arnold and Jerik Cruz 2021. "Structural Inequality in the Philippines: Oligarchy, Economic Transformation and Current Challenges to Development" In Lee Hwok Aun and Christopher Choong (eds.) *Inequality and Exclusion in Southeast Asia*, (pp.87-132). Singapore, ISEAS Publishing
- ASEAN=UNCTAD, *ASEAN Investment Report*, 2015-2019 versions
- ASEAN-Japan Centre, 2020. *Resilient Global Value Chains (GVCs) for ASEAN and its Relationship with Partner Countries*, ASEAN-Japan Centre
- Atkinson, Tony, B Joe Hasell, Salvatore Morelli, and Max Roser, 2017. *The Chartbook of Economic Inequality*, University of Oxford
- Bihong Huang, Peter J. Morgan and Naoyuki Yoshino eds. 2019. *Demystifying Rising Inequality in Asia*, Asian Development Bank Institute
- Bloom, David E. and Jeffery G. Williamson, 1997. *Demographic Transitions and Economic Miracles in Emerging Asia*, NBER Working paper, No. 6268
- Carrthers Ashly 2007. "Vietnamese Language and Media Policy in the Service of Deterritorialized Nation Building, Nation and Development in the Philippines" In Lee Hock Guan and Leo Suryadinata(eds). *Language, Nation and Development in Southeast Asia*, (pp.195-216). Singapore, ISEAS Publishing
- Clarete, Ramon L., Emmanuel F. Esguerra, and Hal Hill eds. 2018. *The Philippine Economy -No Longer the East Asian Exception?* ISEAS

- Costa, Horacio de la, S. J. 1992 (1965) *Readings in Philippine History*, Bookmark, Philippines
- Croissant, Aurel, 2004. "Changing Welfare Regimes in East and Southeast Asia: Crisis, Change and Challenge", *Social Policy & Administration*, Vol/ 38, Nov. 5. October 2004, (pp. 504-524)
- Credit Suisse Research Institute, 2021. *Global wealth databook 2021*
- DiMaggio, Paul and Walter W. Powell, 1983 "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organization Fields" *American Sociological Review*, Apr. 1983, Vol. 48, No. 2 (Apr. 1983) , (pp. 147-160)
- DiMaggio, Paul 1998 "The New Institutionalism: Avenues of Collaboration" *Journal of Institutional and Theoretical Economics (JTTE)* Dec. 1998. Vol. 153. Np. 4 (Dec. 1998) (pp. 696-705)
- Fligstein, Neil 1996 "Markets as Political-Cultural Approach to Market Institutions" *American Sociological Review*, Vol. 61, No. 4 (Aug. 1996) , (pp. 656-673)
- Flora, Peter and Arnold J. Heidenheimer ed, 1981. *The Development of Welfare States in Europe and America*" Transaction Books New Brunswick (U. S. A) and London (U. K)
- Flora, Peter, Franz Kraus and Winfried Pfenning eds. 1987. *State, Economy, and Society in Western Europe 1815-1975" Volume II: The Growth of Industrial Societies and Capitalist Economies*, Sumpus Verlag GmNH, Frankfurt am Main
- Gill, I., and Kharas, H. 2007. *An East Asian Renaissance: Ideas for Economic Growth*, Washington, DC: The World Bank.
- Gill, I., and Kharas, H. 2015. *The Middle Income Trap Turns Ten*, paper presented to the PAFTAD Conference, Singapore.
- Gonzalez, Andrew 2007. "Language, Nation and Development in the Philippines" *Language, Nation and Development in Southeast Asia edited by Lee Hock Guan and Leo Suryadinata (pp. 7-16)* Singapore, ISEAS Publishing
- Goodman and Peng 1996. The East Asian Welfare Model: Welfare Orientalism and the State, *Pacific Affairs* 58 (3)
- Haggard, Steohan and Robert R. Kaufman 2009 "Democracy, and Welfare States: Latin America, East Asia, and Eastern Europe" Princeton University Press

- Hall, Peter and Rosemary C. R. Taylor 1996. "Political Science and the Three New Institutionalisms" *Working Paper MPIfG Discussion Paper*, No. 96/6
- Huntington, Samuel, 1996. *The Clash of Civilization*, A Toughstone Book
- ILO, 2017. *World Social Protection Report 2017-19*, ILO
- Iversen, Torben 2005. *Capitalism, Democracy and Welfare*, Cambridge University Press
- Jepperson, Ronald L. 2001. "The Development and Application of Sociological Neoinstitutionalism" *Working Paper 2001/5*, Robert Schuman Centre, European University Institute, Florence, 2001
- Jones, Catherine, 1990. *Hong Kong, Singapore, South Korea and Taiwan: Oikonomic Welfare States*, Cambridge University Press (2014)
- Kang, David C. 2002. *Crony Capitalism*, Cambridge University Press
- Kerkvliet, Benedict 1990. *Everyday Politics in the Philippines: Class and Status Relations in a Central Luzon Villag*, University of California Press
- Lee, Hock Guan and Leo Suryadinata eds. 2007. *Language, Nation and Development in Southeast Asia*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore
- Lee Hock Guan 2007 "Ethnic politics, National Development and Language Policy in Malaysia" in Lee Hock Guan and Leo Suryadinata(eds.) *Language, Nation and Development in Southeast Asia*, (pp.118-149) Singapore, ISEAS Publishing
- Lee Hwok Aun and Christopher Choong 2021. "Introduction: Inequality and Exclusion in Southeast Asia" in Lee Hwok Aun and Christopher Choong (eds.) *Inequality and Exclusion in Southeast Asia*, (pp.118-149). Singapore, ISEAS Publishing
- Lee Hwok Aun and Christopher Choong 2021 "Inequality and Exclusion in Malaysia: Macro Trends, Labour Market Dynamics and Gender Dimensions" by Lee Hwok Aun and Christopher Choong (eds.) *Inequality and Exclusion in Southeast Asia*, (pp.87-132). Singapore, ISEAS Publishing
- Lipset, Seymour Martin 1959 "Some Social Requests of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy" *The American Political Science Review*, 1959, Vol. 53, NO. 1 (Mar 1959) (pp.69-105)
- Luangthongkum Theraphan 2007 "The Positions of Non-Thai Language in Thailand" Lee Hock Guan and Leo Suryadinata (eds.) *Language, Nation and Development in Southeast Asia*, (pp.181-194). Singapore, ISEAS Publishing

- Maerz, F Amanda B. Edgell, Matthew C. Wilson, Sebastian Hellmeier, Stefan I. Lindberg V-Dem institute, 2021, *A Framework for Understanding Regime Transformation: Introducing the ERT Dataset Seraphine*, V-Dem institute
- Meyer, John Boli, George M. Thomas, Francisco O. and Ramirez, 1997 “World Society and the Nation-State” *American Journal of Sociology*, Vo. 103 Nov. 1 (July 1997) , (pp.144-181)
- Meyer, John W. and Brian Roman 1977 “Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony” *American Journal of Sociology*, Vol. 83, Nov. 2 (Sep. 1977) , (pp.340-363)
- Meyer, John W. 2004 “World Society, the Welfare State and the Life Course: An Institutional Perspective” *Social World Working Paper* Nov. 9, 2004
- McCoy, Alfred W. and ED. C. De Jesus, 1982. *Philippine Social History*, Ateneo De Manila University Press
- McCoy, Alfred W. eds. 1994. *An Anarchy of Families: State and family in the Philippines*, Ateneo de Manila University Press
- Mahoney, James and Kathleen Thelen, “A Theory of Gradual Institutional Change” Edit by James Mahoney and Kathleen Thelen, 2010. *Explaining Institutional Changes*, Cambridge university Press
- March, James G. and Johan P. Olsen 1984 “The New Institutionalism: Organizational Factors in Political Life” *The American Political Science Review*, Sep. 1984, Vol. 78, No. 3 (Sep. 1984) , (pp. 734-749)
- Marshall, Monty G. 2014. *Polity IV Project: Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2013*  
file:///Users/hirotanakanishi/Documents/PhD.%20Dissertation/Statistics/民主化指標/Polity/Polity%20IV%20Project\_%20Home%20Page.html
- McNeill, Desmond 2006. *The Diffusion of Ideas in Development Theory and Policy*, Global Social Policy 2006
- Mukul G. Asher, Fauziah Zen, and Astrid Dita ed. 2018. *Social Protection Goals in East Asia: Strategies and Methods to Generate Fiscal Space*, Routledge
- Norman, Owen G., ed., 2005. *The Emergence of Modern Southeast Asia*, University of Hawaii Press

- Powell, Walter W. and Paul J. DiMaggio eds, 1991. *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, University of Chicago Press, Chicago, and London
- OECD 2018. *Towards Better Social and Employment Security in Korea*, OECD
- OECD 2019. *Pensions at a Glance 2019*, OECD
- OECD 2019. *Society at a Glance 2019*, OECD
- OECD 2020. *Revenue Statistics in Asian and Pacific Economies*, OECD
- Pierson, Paul 1996, “New Politics of the Welfare State” *World Politics*, Jan. 1996, Vol. 48, Nov. 2 (Jan. 1996) , pp.143-179)
- Pierson, Paul 2000. “Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics” *The American Political Science Review*, Vol. 94, Nov. 2 (Jun. 2000)
- Ramesh, M. with Mukul G. Asher 2000. *Welfare Capitalism in Southeast Asia*, Macmillan Press
- Robison, Richard and Hadiz Vedi, “Populism in Southeast Asia: A Vehicle for Reform or a Too for Despot?” Carroll, Toby, Hameiri, Shahar, Lee Jones ed. , 2000. *“The Political Economy of Southeast Asia” 4<sup>th</sup> Edition*, Palgrave Macmillan
- Schrmer, Daniel B. & Stephen Rosstramm Shalom Eds. 1987. *The Philippines Reader: A History of Colonization, Neocolonialism, Dictatorship and Residence*, South End Press, Boston
- Schmidt, Vivien A. 2008. “Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Idea and Discourse” *American Review of Political Science* Vol. 11, 2008 (pp. 303-326)
- Steinberg, David edit, 1987, *In Search of Southeast Asia*, University of Hawaii
- Strang, David and John W. Meyer 1993. “Institutional Conditions for Diffusion” *Theory and Society*, Aug 1993, Vol. 22, No. 4 (Aug. 1993) (pp. 487-511)
- Suryadinata, Leo 2007 “National Language and National Building The Case of Bahasa Indonesia” Lee Hock Guan and Leo Suryadinata (eds.) *Language, Nation and Development in Southeast Asia*, (pp. 39-50) Singapore, ISEAS Publishing
- Sven E.O. Hort and Stein Kuhnle, 2000. “The Coming of East and South-East Asian States” , *Journal of European Social Policy*, Vol 10 (2) 2000
- Social Security Administration, United States of America, 2018 “Social Security Programs Throughout the World: 2018 Regional Volume” (Asia and the Pacific) ”



- Tadjoeddin, Mohammad Zufan 2021. “Inequality and Exclusion in Post-Soeharto Indonesia” edited by Lee Hwok Aun and Christopher Choong (eds.) (pp.51-86). Singapore, ISEAS Publishing
- Tupas, T Ruanni 2007 “Go back to Class: The Medium of Instruction Debate in the Philippines” *Language, Nation and Development in Southeast Asia* edited by Lee Hock Guan and Leo Suryadinata (pp.17-38) Singapore, ISEAS Publishing
- United Nations Department of Economic and Social Affairs 2020. *World Social Report 2020: Inequality in a Rapidly Changing World*
- V-Dem Institute 2020. *Democracy Report 2020*  
[https://www.v-dem.net/democracy\\_reports.html](https://www.v-dem.net/democracy_reports.html)
- Vanitchrearnthum, Vimut 2021 “Inequality in Thailand: Income, Socio-economic and Wealth Dimensions” edited by Lee Hwok Aun and Christopher Choong *Inequality and Exclusion in Southeast Asia*, (pp.87-132). Singapore, ISEAS Publishing
- World Bank Group Thailand Office 2021. *Towards Social Protection 4.0*, World Bank
- Wurfel, David, 1988. *Filipino Politics- Development and Democracy*, Cornell University Press

《憲法・演説邦訳》

(現行憲法(改定)・邦訳)

萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編 2007『アジア憲法集』(第2版) 明石書店

「1945年インドネシア憲法」(pp.273-278)

「1957年マレーシア連邦憲法」(pp.394-442)

「1987年フィリピン共和国憲法」(pp.694-752)

「1997年タイ王国憲法」(pp.1007-1073) (2017年憲法が最新)

「1992年ベトナム社会主義共和国憲法」(pp.1118-1143)

(独立直後の憲法・邦訳)

浦野起央編・著 1980『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第6巻憲法資料  
(アジアI) パピルス出版

「1946年ベトナム民主共和国憲法」(pp.216-222)

「1960年ベトナム民主共和国憲法」(pp.222-233)

「1898年フィリピン第一共和国憲法(通称マロロス憲法)」(pp.344-353)

「1935年フィリピン・コモンウェルス(第3フィリピン共和国)憲法」(pp.3523-368))

- 「1973年フィリピン共和国憲法」(pp.377-397)  
「1950年インドネシア共和国暫定憲法」(pp.433-448)  
「1932年シャム王国憲法(仏暦2475年)」(pp.464--470)  
「1946年タイ王国憲法(仏暦2489年)」(pp.470-514)

- 浦野起央編・著 1985「1957年マレーシア連邦憲法」『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第6巻憲法資料(アジアⅢ)(pp.1356-1423)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1988「インドネシア独立準備調査会におけるスカルノの演説「パンチャ・シラ(5原則)の誕生」1945年6月1日演説(ジャカルタ)」『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第2巻アジアⅠf(pp.3317-3333)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1988「インドネシア共和国領土の区画および省に関するインドネシア独立準備委員会決定 1945年8月19日採択(ジャカルタ)」(pp.3334-3335)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1988「マヌエル・A・ロハスのフィリピン大統領演説1946年5月28日(マニラ)」『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第2巻アジアⅠe(pp.2732-2740)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1988「蘭領インドにおける第2回インドネシア青年会議「青年の誓い」1928年10月27日(バタビア)」第2巻アジアⅠe(p.3262)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1993「インドネシア独立記念日のスカルノ大統領演説「ガルダよ、常に飛翔せよ」1955年8月17日演説(ジャカルタ)」『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第2巻アジアⅡa(pp.28-46)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1993「パンチャシラ5原則に基づく統一国家の形成をもってインドネシア民族は、(中略)独立を宣言した」『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第2巻アジアⅡa(p.28)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1993「インドネシア独立記念日のスカルノ大統領演説「生活を意義あるものにせよ」1956年8月17日演説(ジャカルタ)」(pp.46-65)『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第2巻アジアⅡa(p.28)パピルス出版
- 浦野起央編・著 1993「モハモド・ハッタインドネシア副大統領の演説「過去と未来」1956年11月27日(ガジャマダ大学演説(ジョグジャ))」資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第2巻アジアⅡa(pp.65-76)
- 浦野起央編・著 2000「フィリピン元大統領ディオスダード・マカパガルの文書「フィリピンにおける福祉国家としての必然性」1965年10月発表(マニラ)」『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』第2巻アジアⅣa(pp.24-26)パピルス出版

《各種 WEB 統計》

Asian Development Bank (ADB) “Asian Development Outlook” “Key Indicators for Asia and the Pacific” 他

<https://www.adb.org/what-we-do/data/main>

Association of Southeast Asia Nations (ASEAN)

<https://asean.org>

The Chartbook of Economic Inequality

[www.chartbookofeconomicinequality.com](http://www.chartbookofeconomicinequality.com).

Center for Systemic Peace The Polity Project

<https://www.systemicpeace.org/polityproject.html>

Economist Intelligent Unit 2021 “Democracy Index 2021”

<https://www.democracywithoutborders.org/21768/economists-global-democracy-rating-hits-a-new-low-in-2021/>

Freedom House

<https://freedomhouse.org>

International Labour Organization (ILO)

<https://www.ilo.org/global/lang--en/index.htm>

Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)

<https://www.oecd.org>

Penn World Table, version 9.1 および 10.0 (Part of University of Groningen)

<https://www.rug.nl/ggdc/productivity/pwt/>

<https://www.rug.nl/ggdc/productivity/pwt/?lang=en>

United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)

<https://unctad.org/statistics>

UN Data (United Nations)

<https://data.un.org/>

V-Dem <https://www.v-dem.net>

World Bank, World Development Indicator.

<https://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators>

経済産業省 『通商白書』 他

[https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/index\\_tuhaku.html](https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/index_tuhaku.html)

厚生労働省 『厚生労働白書』『海外情勢報告』 他

[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/index.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/index.html)

国際機関日本 ASEAN センター/ASEAN-Japan Centre ASEAN 情報マップ他

<https://www.asean.or.jp/en/>

総務省統計局 「日本の長期統計」、各種統計

<https://www.stat.go.jp/data/chouki/02.html>

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/toukei/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/toukei/index.html)

東京大学社会学研究所 『東アジアの雇用 I・II』

<https://jww.iss.u->

[tokyo.ac.jp/publishments/issrs/issrs/pdf/issrs\\_56.pdf](https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/publishments/issrs/issrs/pdf/issrs_56.pdf)

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外ビジネス情報

<https://www.jetro.go.jp/biz/>

日本自動車工業会（JAMA）

<https://www.jama.or.jp/statistics/>